

# 木津川市地域防災計画



平成 26 年 4 月

(平成 27 年 7 月一部修正)

(平成 28 年 7 月一部修正)

(平成 29 年 7 月一部修正)

(平成 30 年 7 月一部修正)

(令和元年 7 月一部修正)

(令和 3 年 3 月一部修正)

(令和 4 年 3 月一部修正)

(令和 5 年 2 月一部修正)

**(令和 6 年 2 月一部修正)**

木津川市防災会議



# 本編目次

## 第1編 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1

---

第1章	計画の目的	1-1
第2章	計画の理念	1-1
第3章	計画の修正	1-2
第4章	計画の用語	1-2
第5章	計画の周知徹底	1-2
第6章	計画の運用	1-2
第7章	防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1-3
第1節	木津川市	1-3
第2節	京都府	1-4
第3節	指定地方行政機関	1-4
第4節	自衛隊	1-7
第5節	指定公共機関	1-7
第6節	京都府警察（木津警察署）	1-9
第7節	相楽中部消防組合消防本部	1-9
第8節	指定地方公共機関	1-10
第9節	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	1-11
第8章	木津川市の概況と災害の記録	1-13
第1節	自然的条件	1-13
第2節	社会的条件	1-15
第3節	木津川市における過去の災害状況	1-19
第9章	地震被害の想定	1-21
第1節	既往地震	1-21
第2節	地震被害の履歴と、木津川市周辺の活断層の分布	1-24
第3節	震災による被害想定	1-27

## 第2編 災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1

---

第1章	気象等予報計画	2-1
第1節	計画の方針	2-1
第2節	計画の内容	2-1
第3節	水防活動の利用に適合する <b>注意報及び</b> 警報（気象業務法第14条の2）	2-18
第4節	火災気象通報	2-19
第5節	地震に関する情報	2-21

第6節	雨量・水位情報	2-25
第7節	京都府土砂災害警戒情報システムによる監視	2-28
第8節	異常現象発見時における措置	2-30
第9節	予報警報等の伝達及び周知の方法	2-31
第2章	情報連絡通信網の整備計画	2-32
第1節	計画の方針	2-32
第2節	通信施設の現況	2-32
第3節	情報連絡手段の整備・拡充	2-32
第4節	府災害対策本部との連絡	2-33
第5節	防災機関等	2-34
第3章	河川防災計画	2-35
第1節	計画の方針	2-35
第2節	水防の責任	2-35
第3節	河川の防災計画	2-35
第4節	危険区域（箇所）の警戒巡視	2-36
第5節	危険箇所の周知	2-37
第4章	林地保全計画	2-38
第1節	計画の方針	2-38
第2節	治山事業	2-38
第3節	保安林の整備	2-38
第4節	造林事業	2-39
第5節	本市の山地災害危険地区	2-39
第5章	土砂災害予防計画	2-40
第1節	計画の方針	2-40
第2節	地すべり対策計画	2-40
第3節	砂防対策計画	2-40
第4節	土石流対策計画	2-41
第5節	急傾斜地崩壊対策計画	2-41
第6節	警戒避難体制の確立	2-42
第7節	土砂災害警戒情報及び府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）	2-43
第8節	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	2-46
第6章	道路防災計画	2-47
第1節	計画の方針	2-47
第2節	道路及び橋梁改良事業	2-47
第3節	地震対策機能強化	2-48
第7章	農業用施設防災計画	2-49
第1節	計画の方針	2-49
第2節	大雨、洪水対策	2-49
第3節	地震対策	2-50
第4節	人身事故防止対策	2-51

第 8 章	防災営農対策計画	2-52
第 1 節	計画の方針	2-52
第 2 節	風水害予防対策	2-52
第 3 節	晩霜と低温障害予防対策	2-55
第 4 節	干害予防対策計画	2-57
第 9 章	建造物防災計画	2-58
第 1 節	計画の方針	2-58
第 2 節	対象建築物と具体的対策	2-59
第 3 節	宅地造成防災対策	2-62
第 4 節	市役所本庁周辺の基盤整備	2-62
第 5 節	都市公園施設防災計画	2-63
第 10 章	文化財防災計画	2-64
第 1 節	計画の方針	2-64
第 2 節	文化財の保全・指導内容	2-64
第 3 節	文化財保護対策	2-65
第 4 節	防災思想の普及	2-65
第 5 節	補助金及び融資	2-65
第 6 節	震災対策	2-66
第 11 章	危険物等保安計画	2-67
第 1 節	計画の方針	2-67
第 2 節	危険物の予防対策	2-67
第 3 節	火薬類及び高圧ガス対策	2-68
第 4 節	毒物、劇物予防対策	2-69
第 5 節	原子力以外の放射性物質対策	2-70
第 12 章	消防組織整備計画	2-71
第 1 節	計画の方針	2-71
第 2 節	計画の内容	2-71
第 3 節	消防組織の確立	2-71
第 4 節	消防施設等の整備強化	2-72
第 5 節	消防意識の啓発	2-72
第 6 節	相互応援協定	2-72
第 7 節	消防団員の教養訓練の促進	2-75
第 8 節	防火管理者の育成・指導	2-75
第 9 節	震災時の消防対策	2-75
第 13 章	鉄道施設防災計画	2-77
第 1 節	計画の方針	2-77
第 2 節	計画の内容	2-77
第 14 章	通信放送施設防災計画	2-80
第 1 節	計画の方針	2-80
第 2 節	通信施設の防災計画	2-80

第 3 節	放送施設の防災計画	2-81
第 15 章	電気ガス施設防災計画	2-82
第 1 節	電気施設防災計画	2-82
第 2 節	ガス施設防災計画	2-84
第 16 章	資材機材等整備計画	2-86
第 1 節	計画の方針	2-86
第 2 節	応急復旧資材機材確保計画	2-86
第 3 節	食料及び生活必需品の確保計画	2-87
第 4 節	物資集配地の整備	2-88
第 17 章	防災知識普及計画	2-90
第 1 節	計画の方針	2-90
第 2 節	職員に対する防災研修	2-90
第 3 節	住民に対する普及内容	2-90
第 4 節	住民への普及の方法	2-92
第 5 節	学校等における防災教育	2-92
第 6 節	防災リーダー等に対する防災教育等	2-93
第 18 章	防災訓練・調査計画	2-94
第 1 節	計画の方針	2-94
第 2 節	防災訓練	2-94
第 3 節	防災調査	2-95
第 4 節	大規模地震に対応した訓練	2-96
第 19 章	自主防災組織整備計画	2-97
第 1 節	計画の方針	2-97
第 2 節	地域における自主防災組織整備の計画	2-98
第 3 節	事業所等の防災計画	2-99
第 20 章	防災拠点整備計画	2-102
第 1 節	計画の方針	2-102
第 2 節	防災拠点の役割と配置	2-102
第 21 章	社会福祉施設防災計画	2-104
第 1 節	計画の方針	2-104
第 2 節	予防対策	2-104
第 3 節	補助金及び融資	2-105
第 22 章	交通対策及び輸送計画	2-106
第 1 節	計画の方針	2-106
第 2 節	緊急輸送道路の指定	2-106
第 3 節	緊急輸送道路の整備	2-106
第 4 節	運転者のとるべき措置の周知	2-106
第 5 節	緊急通行車両等	2-107
第 23 章	医療助産計画	2-108
第 1 節	計画の方針	2-108

第2節	医療救護体制の確立	2-109
第3節	住民等に対する災害時初期対応の普及・啓発	2-109
第4節	基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院	2-109
第5節	災害派遣医療チーム（DMAT）	2-110
第6節	災害時における情報ネットワークの構築	2-110
第7節	災害時搬送システムの確立	2-110
第8節	地域レベルでの災害対策の強化	2-110
第9節	広域的応援体制の整備	2-111
第10節	助産体制の整備	2-111
第24章	災害時要配慮者及び外国人に係る対策計画	2-112
第1節	計画の方針	2-112
第2節	在宅の要配慮者対策の推進	2-112
第3節	外国人の安全確保	2-115
第25章	廃棄物処理等に係る防災体制の整備計画	2-116
第1節	計画の方針	2-116
第2節	廃棄物処理等に係る防災計画	2-116
第26章	行政機能維持対策計画	2-117
第1節	業務継続性の確保	2-117
第2節	防災中枢機能等の確保、充実	2-117
第3節	各種データの整備保全	2-117
第27章	ボランティアの登録・支援等計画	2-118
第1節	計画の方針	2-118
第2節	災害ボランティアセンター	2-118
第3節	ボランティア活動に関するPR・啓発	2-118
第28章	広域応援体制の整備計画	2-119
第1節	計画の方針	2-119
第2節	市町村等との相互協力体制の整備	2-119
第3節	広域的応援受入れのための体制の整備	2-119
第29章	上下水道施設防災計画	2-120
第1節	計画の方針	2-120
第2節	上水道施設等の防災計画	2-120
第3節	下水道施設の防災計画	2-121
第30章	学校等の防災計画	2-122
第1節	計画の方針	2-122
第2節	防災体制の整備	2-122
第3節	施設・設備等の災害予防対策	2-123
第4節	防災訓練等の実施	2-123
第5節	社会教育施設の防災計画	2-124
第31章	避難等に関する計画	2-125
第1節	計画の方針	2-125

第2節	避難の周知徹底	2-125
第3節	指定緊急避難場所及び避難路の選定と確保	2-127
第4節	指定避難所の選定に関する事項	2-128
第5節	指定避難所の運営管理に関する事項	2-128
第6節	指定避難所等の整備に関する事項	2-128
第7節	避難の心得、知識の普及啓発に関する事項	2-129
第8節	防災上重要な施設の計画	2-130
第9節	孤立するおそれのある地区の対策	2-131
第10節	避難指示等の判断・伝達マニュアル	2-131
第11節	車中泊避難計画	2-137
第32章	観光客保護・帰宅困難者対策計画	2-138
第1節	計画の方針	2-138
第2節	計画の内容	2-138
第33章	集中豪雨対策計画	2-140
第1節	計画の方針	2-140
第2節	計画の内容	2-140
第34章	突発的大事故に対する予防計画	2-142
第1節	計画の方針	2-142
第2節	情報収集・連絡体制の整備	2-142
第3節	情報通信手段の整備	2-143
第4節	情報の分析・整理	2-143
第5節	気象情報等の伝達（林野火災の場合）	2-143
第6節	防災活動体制の整備	2-143
第7節	林野火災の予防に係る巡回監視、入山者、林内作業者に対する措置	2-143
第35章	第三次京都府戦略的地震防災対策指針及び推進プラン	2-146
第36章	木津川市国土強靱化地域計画との連携	2-148
第37章	震災に関する調査研究資料の集積と活用	2-150

### 第3編 災害応急対策計画 3-1

---

第1章	災害対策本部等運用計画	3-1
第2章	動員計画	3-9
第3章	通信情報計画	3-15
第1節	計画の方針	3-15
第2節	通信施設の現況	3-15
第3節	非常時の通信手段及び系統	3-15
第4節	災害情報及び被害状況の収集・報告	3-16
第5節	被害状況調査及び報告	3-19
第6節	通信手段の確保	3-23



第4章	災害広報広聴計画	3-26
第5章	災害救助法の適用計画	3-28
第6章	消防計画	3-32
第7章	水防計画	3-37
第1節	計画の方針	3-37
第2節	水防の責任	3-37
第3節	水防事情	3-37
第4節	水防組織	3-37
第5節	水防体制	3-38
第6節	警戒体制	3-39
第7節	水防出動及び作業	3-41
第8節	出動、水防開始等の報告	3-43
第9節	避難のための立ち退き	3-44
第10節	水防資材・器材の整備	3-44
第11節	公用負担命令書	3-44
第12節	輸送	3-45
第13節	水防解除	3-45
第14節	水防てん末報告	3-45
第15節	大地震発生時の水防活動	3-45
第8章	避難対策計画	3-47
第1節	計画の方針	3-47
第2節	避難の指示等の実施責任者	3-47
第3節	避難の指示等の実施	3-47
第4節	警戒区域の設定	3-50
第5節	避難の指示区分等の基準	3-50
第6節	避難の指示等の伝達方法	3-50
第7節	避難の指示等の事項	3-51
第8節	指定緊急避難場所、指定避難所等及び避難方法	3-51
第9節	避難所の開設及び管理等	3-53
第10節	広域避難	3-56
第11節	被災者への情報伝達活動	3-57
第12節	避難者健康対策	3-57
第13節	避難所の閉鎖	3-60
第14節	災害救助法による避難所開設基準等	3-60
第15節	災害救助法による福祉避難所開設基準等	3-60
第16節	学校等における避難計画	3-61
第17節	二次災害の防止	3-61
第18節	孤立するおそれのある地区の対策	3-62
第9章	観光客保護・帰宅困難者対策計画	3-63
第1節	計画の方針	3-63

第2節	計画の内容	3-63
第10章	食料及び生活必需品等供給計画	3-66
第1節	食料供給計画	3-66
第2節	生活必需品等供給計画	3-69
第3節	大規模地震時の供給計画	3-71
第11章	給水計画	3-73
第1節	計画の方針	3-73
第2節	実施責任者	3-73
第3節	平常時の事前措置	3-73
第4節	災害発生時の措置	3-73
第5節	給水の水源	3-74
第6節	応急給水用資機材の確保	3-74
第7節	応急給水方法	3-75
第8節	災害救助法による飲料水の供給	3-75
第9節	広域的支援の要請	3-76
第12章	住宅対策計画	3-77
第13章	医療助産計画	3-80
第14章	保健衛生、防疫計画	3-83
第15章	被災者救出計画	3-86
第16章	遺体の搜索、取扱い及び埋火葬計画	3-88
第17章	障害物除去計画	3-92
第18章	廃棄物処理計画	3-94
第1節	計画の方針	3-94
第2節	実施責任者	3-94
第3節	平常時における清掃能力	3-94
第4節	災害時の措置	3-94
第19章	文教対策計画	3-97
第1節	計画の方針	3-97
第2節	事前措置	3-97
第3節	発災時の応急対策	3-97
第4節	教育に関する応急措置	3-98
第5節	教科書及び学用品の調達並びに支給	3-99
第6節	発災後の対策計画	3-101
第7節	社会教育施設の応急対策	3-102
第8節	大規模地震対策として事前計画の策定が必要な事項	3-102
第20章	輸送計画	3-103
第21章	道路交通対策計画	3-108
第22章	危険物等応急対策計画	3-111
第23章	鉄道施設応急対策計画	3-114
第24章	通信・放送施設応急対策計画	3-118

第 25 章	電気・ガス・上下水道施設応急対策計画	3-120
第 26 章	建造物応急対策計画	3-125
第 1 節	公共土木施設	3-125
第 2 節	地震被災建築物及び被災宅地の危険度判定等計画	3-126
第 27 章	農林関係応急対策計画	3-128
第 28 章	労務供給計画	3-130
第 29 章	自衛隊災害派遣要請計画	3-132
第 30 章	職員派遣要請計画	3-135
第 31 章	義援金品受付配分計画	3-137
第 32 章	社会福祉施設応急対策計画	3-138
第 33 章	災害支援対策本部運用計画	3-140
第 34 章	災害時要配慮者及び外国人に係る対策計画	3-141
第 35 章	環境保全に関する計画	3-143
第 36 章	ボランティア受入れ計画	3-145
第 37 章	応援・受援計画	3-146
第 1 節	応援計画	3-146
第 2 節	受援計画	3-147
第 38 章	文化財等の応急対策計画	3-148
第 39 章	突発的大事故に対する災害応急対策計画	3-149
第 40 章	原子力災害発生時における対応	3-152
第 1 節	原子力防災に関する基本方針	3-152
第 2 節	市における原子力災害応急対策	3-152
第 3 節	広域避難（一時避難）者の受け入れ	3-153
第 41 章	社会秩序の維持に関する計画	3-155
第 42 章	り災証明の発行計画	3-156

## 第 4 編 災害復旧計画 4-1

第 1 章	生活確保対策計画	4-1
第 1 節	計画の方針	4-1
第 2 節	租税の徴収猶予及び減免等	4-1
第 3 節	融資対策	4-1
第 4 節	災害弔慰金・災害障害見舞金支給計画	4-3
第 5 節	被災者生活再建支援金支給計画	4-4
第 6 節	災害見舞金支給計画	4-8
第 7 節	職業の斡旋	4-8
第 8 節	郵便関係補助	4-8
第 9 節	大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援計画	4-9
第 2 章	公共施設復旧計画	4-11

第1節	計画の方針	4-11
第2節	公共土木施設災害復旧計画	4-11
第3節	農林水産業施設災害復旧計画	4-12
第4節	災害復旧事業の種類	4-12
第3章	文教・文化財等の復旧計画	4-15
第4章	災害復旧上必要な金融その他資金調達計画	4-17
第5章	住宅復興計画	4-19
第6章	農林水産業、中小企業の復興計画	4-21
第7章	激甚災害の指定に関する計画	4-22

## 第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画 5-1

---

第1章	総則	5-1
第1節	計画の方針	5-1
第2節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	5-1
第2章	災害予防計画	5-3
第1節	地域における防災力の向上	5-3
第2節	広報及び教育	5-4
第3節	防災訓練	5-5
第4節	災害に強い安全なまちづくりの推進	5-5
第5節	帰宅困難者対策の推進	5-6
第3章	災害応急対策計画	5-7
第1節	広域防災体制の確立	5-7
第2節	防災体制に関する事項	5-7

# 第 1 編 総則



## 第1編 総則

### 第1章 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、市の地域における災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、処理すべき事務又は業務の大綱等を定めてこれにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市の地域及び住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

よって、次の事項を定め、その万全を期することを目的とする。

- 1 木津川市の区域に係る防災に関し、市及び市の区域を所轄する指定地方行政機関、府、指定公共機関、その他防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び木津川市の概況と災害の記録
- 2 気象等の予報、防災施設の新設、改良及び保安並びに防災知識の普及、訓練、調査その他災害予防計画
- 3 災害対策本部等の運用、通信情報及び消防、水防の対策並びに救助、衛生その他防災施設等の災害応急対策計画
- 4 被災住民の生活確保対策、公共土木施設、農林水産施設及び住宅、中小企業等の災害復旧計画
- 5 その他必要な事項

### 第2章 計画の理念

この計画に基づく防災対策は、次の理念のもとに推進する。

- 1 災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害による人的被害、経済的被害を軽減するための備えをより一層充実して、その実践を促進する市民運動を展開して、災害に強い市・地域づくりに努める。
- 2 災害に対しては、防災施設・設備整備(ハード)と情報・教育・啓発・訓練(ソフト)の両面から総合防災システムの整備を図り、被害を最小限に止めるよう努める。
- 3 防災対策は、災害に対する日常の「備え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。
- 4 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、住民自身及び自主防災組織等、住民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。
- 5 平成23年東日本大震災及び平成28年熊本地震を踏まえ、広域災害、複合災害に対応した対策の推進に努める。

### 第3章 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。したがって、各機関は、毎年関係のある事項について、木津川市防災会議（以下「市防災会議」という。）が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を市防災会議に提出するものとする。

### 第4章 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| 1 災対法      | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 2 救助法      | 災害救助法（昭和22年法律第118号）   |
| 3 府        | 京都府                   |
| 4 府防災計画    | 京都府地域防災計画             |
| 5 市防災計画    | 木津川市地域防災計画            |
| 6 災害対策本部   | 木津川市災害対策本部            |
| 7 災害支援対策本部 | 木津川市災害支援対策本部          |
| 8 消防本部     | 相楽中部消防組合消防本部          |

### 第5章 計画の周知徹底

この計画は、市防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において日頃から研究、訓練、その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関に係る計画は必要に応じ職員あるいは地域住民に周知徹底を図るものとする。

### 第6章 計画の運用

この計画に掲げた事項を円滑に運用するため、各機関においては必要に応じ細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。



## 第7章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関係のある各機関は、おおむね次の当該機関ごとに定める事務又は業務を処理するものとする。

【資料編 I-1 「連絡先一覧」参照】

### 第1節 木津川市

- 1 市防災会議及び災害対策本部に関する事務
- 2 地震対策計画の作成
- 3 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- 4 地震防災に関する組織の整備
- 5 地震防災のための施設の整備
- 6 交通、情報通信等の都市機能の集積に対する防災対策
- 7 災害に関する予警報の連絡
- 8 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
- 9 地震情報の収集と伝達
- 10 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- 11 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境の整備その他住民の自発的な防災活動の促進
- 12 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等
- 13 災害の防除と拡大の防止
- 14 水防、その他の応急措置
- 15 被災者の救助保護及び高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という）に対する防災上必要な措置
- 16 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- 17 被災企業等に対する融資等の対策
- 18 被災した市施設の応急対策
- 19 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- 20 災害時における文教対策
- 21 災害対策要員等の動員
- 22 災害時における交通、輸送の確保
- 23 被災施設の復旧
- 24 り災証明の発行
- 25 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- 26 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

## 第2節 京都府

- 1 京都府防災会議及び京都府災害対策本部に関する事項
- 2 防災に関する施設、組織の整備
- 3 災害に関する予警報の連絡
- 4 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報並びに被災者に対する適確な情報提供
- 5 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- 6 自主防災組織の育成指導及びボランティアによる防災活動の環境の整備その他府民の自発的な防災活動の促進
- 7 避難指示等の対象地域、判断時期等に係る助言
- 8 災害の防除と拡大の防止
- 9 救助、防疫等被災者の救助保護及び要配慮者に対する防災上必要な措置
- 10 応急対策及び復旧資材等の確保
- 11 被災企業等に対する融資等の対策
- 12 被災府営施設の応急対策
- 13 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- 14 災害時における文教対策
- 15 災害時における公安の維持
- 16 災害対策要員の動員
- 17 災害時における交通、輸送の確保
- 18 被災施設の復旧
- 19 市町村、その他の防災機関等の連絡調整、指示、斡旋等
- 20 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

## 第3節 指定地方行政機関

- 1 近畿管区警察局
  - (1) 管区内警察の指導調整に関する事
  - (2) 他管区警察局との連携に関する事
  - (3) 関係機関との協力に関する事
  - (4) 情報の収集及び連絡に関する事
  - (5) 警察通信の運用に関する事
- 2 近畿財務局
  - (1) 公共土木等被災施設の査定
  - (2) 地方公共団体に対する災害融資
  - (3) 国有財産の無償貸付等

(4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示

3 近畿厚生局

(1) 厚生労働省の所掌に係る医療施設、社会福祉施設、水道施設等及びこれらの業務の被害状況に係る情報の収集及び提供

4 近畿農政局

(1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成

(2) 農業関係被害状況の収集報告

(3) 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導

(4) 被害農林漁業者等に対する災害融資の斡旋指導

(5) 管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧

(6) 土地改良機械の緊急貸付け

(7) 生鮮食料品、飼料、種もみ等の安全供給対策

(8) 災害時における主要食糧の応急供給についての連絡調整

5 近畿中国森林管理局

(1) 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備

(2) 国有林における予防治山施設による災害予防

(3) 国有林における荒廃地の復旧

(4) 災害対策用資材の供給

6 近畿経済産業局

(1) 災害時における物資の供給及び物価の安定

(2) 被災商工業、鉱業の事業者に対する融資の斡旋

(3) 電気・ガス事業に関する復旧支援対策

7 中部近畿産業保安監督部（近畿支部）

(1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保

(2) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保

8 近畿運輸局

(1) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導

(2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達

(3) 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整

(4) 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者及び倉庫事業者に対する協力要請

(5) 特に必要があると認める場合の輸送命令

(6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供

9 近畿地方整備局

(1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること

(2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること

(3) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること

(4) 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること

(5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること

- (6) 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- (7) 直轄公共土木施設の復旧に関すること
- (8) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること
- 10 大阪航空局大阪空港事務所
  - (1) 空港（航空通信、無線施設を含む。）及び航空機の保安
  - (2) 遭難航空機の捜索及び救助
- 11 国土地理院近畿地方測量部
  - (1) 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握及び提供に関すること
  - (2) 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること
- 12 大阪管区气象台（京都地方气象台）
  - (1) 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表
  - (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
  - (3) 気象、地象及び水象の資料及び状況の収集並びに発表
  - (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
  - (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- 13 近畿総合通信局
  - (1) 電波及び有線電気通信の監理
  - (2) 非常時における重要通信の確保
  - (3) 非常通信協議会の育成指導
  - (4) 非常通信訓練の計画及びその実施訓練
  - (5) 防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導
  - (6) 災害対策用移動通信機器等の貸し出し
  - (7) 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
- 14 京都労働局
  - (1) 産業災害予防対策
  - (2) 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく迅速な給付の実施
  - (3) 災害応急対策に必要な労働力の確保
- 15 近畿地方環境事務所
  - (1) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物発生量の情報収集及び災害査定に関すること
  - (2) 特に必要があると認める場合の有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整
- 16 近畿中部防衛局
  - (1) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること
  - (2) 自衛隊の災害派遣において、部隊等の長が実施する京都府その他必要な機関との連絡調整の協力に関すること

## 第4節 自衛隊

### 1 要請による災害派遣活動

## 第5節 指定公共機関

### 1 西日本電信電話株式会社（京都支店）

- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、住民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

### 2 KDD I 株式会社（関西総支社）

- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、住民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

### 3 株式会社NTTドコモ関西

- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、住民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

### 4 NTTコミュニケーションズ株式会社

- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、住民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

### 5 ソフトバンク株式会社

- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保

- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
  - (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、住民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携
- 6 楽天モバイル株式会社
- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
  - (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
  - (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
  - (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
  - (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、住民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携
- 7 日本赤十字社（京都府支部）
- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護
  - (2) 災害時における被災者の救護保護
  - (3) 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整
  - (4) 義援金の募集及び義援品の募集・配分
- 8 西日本旅客鉄道株式会社（京都支社、大阪支社）
- (1) 鉄道施設等の保全
  - (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送
  - (3) JR通信施設の確保と通信連絡の協力
- 9 日本放送協会（NHK京都放送局）
- (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底
  - (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
  - (3) 社会事業団等による義援金品の募集配分
- 10 関西電力株式会社
- (1) ダム施設等の整備と防災管理
  - (2) 災害時における電力供給
  - (3) 被災施設の応急対策及び復旧
- 11 関西電力送配電株式会社
- (1) 電力供給施設等の整備と防災管理
  - (2) 災害時における電力供給
  - (3) 被災施設の応急対策及び復旧
- 12 日本銀行（京都支店）
- (1) 通貨の円滑な供給の確保
  - (2) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- 13 西日本高速道路株式会社
- (1) 高速道路の保全
  - (2) 高速道路の応急対策及び災害復旧
- 14 日本通運株式会社（京都支店）

- (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力
- 15 大阪ガス株式会社（北東部導管部）
  - (1) ガス施設等の整備と防災管理
  - (2) 災害時におけるガス供給
  - (3) 被害施設の応急対策及び復旧
- 16 日本郵便株式会社（京都中央郵便局）
  - (1) 災害時における郵便物の送達の確保
  - (2) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
  - (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - (4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - (5) 郵便局の窓口業務の維持
- 17 独立行政法人水資源機構（木津川ダム総合管理所）
  - (1) ダム施設等の整備と防災管理
- 18 福山通運株式会社
  - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力
- 19 佐川急便株式会社
  - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力
- 20 ヤマト運輸株式会社
  - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力
- 21 西濃運輸株式会社
  - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力

## 第6節 京都府警察（木津警察署）

- 1 災害に関する情報収集及び広報
- 2 被災者の救出救助及び避難措置
- 3 被災地及び避難所における犯罪の予防検挙
- 4 被災地及びその周辺の交通規制
- 5 危険物の保安措置

## 第7節 相楽中部消防組合消防本部

- 1 消防施設・消防体制の整備
  - (1) 消防本部・署の移転（洪水浸水想定区域外への移転）
  - (2) 出張所の集約・整備
  - (3) 緊急消防援助隊等の受援拠点整備
- 2 救急及び救助施設・体制の整備
- 3 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督

- 4 災害に関する情報収集及び広報
- 5 防災知識の啓発
- 6 負傷者等の救急・救助活動
- 7 火災発生時の消火活動
- 8 水防活動の協力・援助
- 9 被災者の援助・救援
- 10 被害に関する通信連絡及び調査
- 11 火災のり災証明の発行

## 第8節 指定地方公共機関

- 1 株式会社京都放送
  - (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
  - (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
  - (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 2 一般社団法人京都府医師会
  - (1) 災害時における医療救護の実施
- 3 株式会社エフエム京都
  - (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
  - (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
  - (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 4 関西鉄道協会
  - (1) 協会所属各社との連絡調整
- 5 近畿日本鉄道株式会社
  - (1) 鉄道施設等の保全
  - (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送
  - (3) 通信施設の確保と通信連絡の協力
- 6 一般社団法人京都府バス協会
  - (1) 協会所属各社との連絡調整
- 7 一般社団法人京都府トラック協会
  - (1) 協会所属各社との連絡調整
- 8 一般社団法人京都府L Pガス協会
  - (1) 液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保
  - (2) 災害時における液化石油ガスの供給確保
  - (3) 協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整
- 9 公益社団法人京都府看護協会
  - (1) 災害時における医療救護の実施
  - (2) 避難所における避難者の健康対策



- 10 一般社団法人京都府薬剤師会
  - (1) 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供
  - (2) 調剤業務及び医薬品の管理
- 11 一般社団法人京都府歯科医師会
  - (1) 避難所における避難者の健康対策
  - (2) 遺体の検死、身元確認及び処理に関する協力

## 第9節 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- 1 土地改良区
  - (1) 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理
  - (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧
  - (3) たん水の防排除施設の整備と運用
- 2 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合（京都やましる農業協同組合、山城町森林組合、木津川漁業協同組合）
  - (1) 共同利用施設等の災害応急対策及び復旧
  - (2) 被災組合員に対する融資又は斡旋
  - (3) 生産資材等の確保又は斡旋
- 3 商工会
  - (1) 災害時における物価安定についての協力
  - (2) 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力
- 4 行政地域
  - (1) 地域内の住民に対する各種情報の伝達と災害情報等の通報
  - (2) 地域内に発生した事項についての応急措置
  - (3) 各種機関に対する協力
- 5 建設業協会
  - (1) 災害時における土砂障害物の撤去等の応急措置に対する協力
- 6 都市再生機構西日本支社（関西文化学術研究都市事業本部）
  - (1) 開発地域の防災対策と応急復旧
- 7 報道機関
  - (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
  - (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
  - (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 8 一般社団法人相楽医師会
  - (1) 災害時における医療救護の実施
  - (2) 京都府医師会との連絡調整
- 9 病院等経営者
  - (1) 避難施設の整備と避難の訓練

- (2) 災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護
- 10 木津川市社会福祉協議会
  - (1) 災害時における福祉対策
  - (2) ボランティアの防災活動支援
  - (3) 京都府社会福祉協議会との連絡調整
- 11 社会福祉施設
  - (1) 避難施設の整備と避難の訓練
- 12 金融機関
  - (1) 被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置
- 13 液化石油ガス等取扱機関
  - (1) 液化石油ガス等の防災管理
  - (2) 災害時における液化石油ガス等の供給
- 14 危険物施設の管理者
  - (1) 災害時における危険物等の保安措置
- 15 学校法人
  - (1) 避難施設の整備と避難の訓練
  - (2) 災害時における応急教育対策
  - (3) 被災施設の復旧
- 16 自動車運送機関（近鉄バス株式会社、京阪バス株式会社、奈良交通株式会社、西日本JRバス株式会社、株式会社ウィング）
  - (1) 安全輸送の確保
  - (2) 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力
- 17 相楽郡広域事務組合
  - (1) 災害時におけるし尿処理の実施

## 第8章 木津川市の概況と災害の記録

### 第1節 自然的条件

#### 第1 位置

本市は、近畿のほぼ中央、京都府南部の山城地域に位置し、京都・大阪の中心部から30km圏内にある。経度及び緯度は次のとおりである。

東 経	135 度 49 分	(木津川市役所位置)
北 緯	34 度 44 分	

#### 第2 地勢

本市は、東は和束町、笠置町、西は精華町、南は奈良市、北は井手町に接し、東西約13.5km、南北約11.8km、面積は85.13km<sup>2</sup>である。

本市及び周辺地域では、3世紀ごろから木津川が交通路として利用され、淀川を通り大和と瀬戸内を結ぶ航路の起点であった。奈良時代には、木津が平城京や京内寺院などの建設用木材の陸揚げ港として栄え、「木津」という地名は、それが由来となっている。

天平12年(西暦740年)12月には、聖武天皇が平城京から現在の加茂町に中枢部を置く恭仁京に都を遷し、足かけ5年にわたって日本の首都となった。

その後、この地域は奈良や京都、伊勢、伊賀を結ぶ交通の要衝として発展するとともに、宇治茶やタケノコの主産地としての名声を高め、優良な農業地域として栄えた。

江戸時代には、木津川の治水事業や農地の拡大などが進められ、集落が発展し、現在のまちの姿に近いものとなり、明治時代になると、鉄道や道路の交通網の整備が進められ、木津川の水運としての役割は小さくなった。

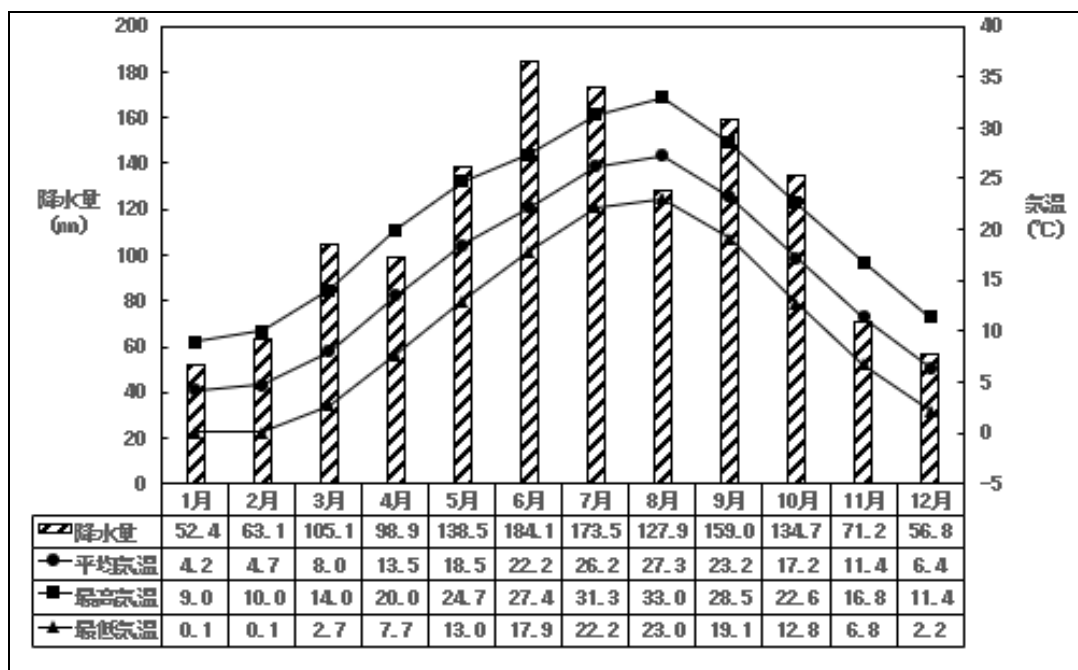
昭和26年に旧木津町と旧加茂町が合併前までのかたちとなり、昭和31年には旧山城町が誕生した。

また、木津地域では、昭和60年代以降、関西文化学術研究都市の建設が進められ、先進的な研究施設が立地するとともに、質の高い都市空間が整備され、京都、大阪、奈良のベッドタウンとして人口が急増してきた。

#### 第3 気候

本市の気候は、瀬戸内海型気候の特徴を有し、四季を通じて穏やかな気候であるが、盆地型地形のため、寒暖の差が大きいという特徴も併せ持っている。

降水量は、年間1,500mm程度で、比較的少ないが、夏期に雷雨が発生しやすく、局地的な集中豪雨に見舞われることがある。



気象概況（降水量及び気温の平年値（1991～2020年）：資料：気象庁）

※観測地：奈良地方気象台（奈良：北緯34度40.4分 東経135度50.2分）

#### 第4 地形、地質

本市の地形は、市の中央を流下する木津川を境に南北に二分される。北部には醍醐山地に属する三上山（473m）・北山（487m）があり200m～400mの山が東西に連なっており、比較的急峻な山地地形が認められ、その南西部は木津川に向かって水田と集落が発達した平地となっている。また、木津川より南部ほぼ中央に大野山（200m）があり東西を二分しており、大野山より東側は水田と集落が発達した平坦な地形が認められ、西側は木津川とその支川で形成された低地と、低地の縁に分布する台地・段丘地形及び山地・丘陵地形である。低地は、農地・集落、自然堤防上の集落・市街地という土地利用であり、市城南西部の台地・段丘及び丘陵部では、住宅開発が進んでいる。

本市の山地は、領家深成岩類（花崗岩質岩石）、領家変成岩類（ホルンフェルス、片麻岩）で構成され、丘陵地は、領家深成岩類（花崗岩質岩石）、領家変成岩類（ホルンフェルス、片麻岩）、礫・砂・泥による半固結堆積物で構成されている。木津川沿いの低地は、礫・砂による未固結堆積物により構成されている。

地目別土地面積 (ha)

区分	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	評価総地積
H31	1,009.3	663.3	873.3	4.4	1,634.5	88.8	347.7	4,621.3
R2	1,005.0	663.8	874.6	4.4	1,634.7	89.1	347.6	4,619.2

※非課税地を除く

H31・R2 総務部税務課

【資料編 I-2「地形、地質」参照】

## 第2節 社会的条件

## 第1 人口

本市の人口及び世帯数は、令和2年国勢調査でそれぞれ77,907人及び29,762世帯で、人口、世帯数ともに増加傾向にある。これは、関西文化学術研究都市の進展とともに京都、奈良、大阪方面に通勤・通学する多くの転入者を迎え入れているためと考えられる。

また、核家族化や世帯分離が進み、1世帯当たり人口は2.6人で減少傾向にある。

人口・世帯数の推移

年次	人口	世帯数	1世帯当たり人口	人口密度 (1k㎡当たり)
H2	49,532	13,575	3.6	581.9
H7	52,436	15,160	3.5	616.0
H12	58,809	18,570	3.2	690.9
H17	63,649	21,426	3.0	747.8
H22	69,761	24,393	2.9	819.6
H27	72,840	26,656	2.7	855.7
R2	77,907	29,762	2.6	

H2～R2 国勢調査結果

## 第2 産業

## 1 農業

農業は、高齢化の進行と後継者不足など農業を取り巻く環境が変化し、農家数、経営耕地面積ともに減少している。

耕地面積及び農家数の推移

年次	田	畑	樹園地	計	総農家数
S60	913ha	184ha	252ha	1,348ha	2,315戸
H2	865	201	217	1,282	2,045
H7	778	175	212	1,165	1,881
H12	712	157	173	1,041	1,725
H17	546	127	136	809	1,623
H22	532	119	143	794	1,542
H27	466	130	149	746	1,342

農林業センサス

## 2 林業

林業は、木材需要の低迷や高齢化による労働力の不足により後退してきている。また、この影響で森林環境も悪化する傾向にある。林野面積は減少を続けている。

所有形態別森林面積

年次	区 分				林野率
	林野面積合計	国有林	公有林	私有林	
H12	3,586ha	161ha	472ha	2,953ha	42.1%
H17	3,633	226	472	2,935	42.6
H22	3,476	162	541	2,773	40.8
H27	3,273	158	473	2,574	38.4

農林業センサス

## 3 工業

工業は、近年、事業所数、従業者数、製造品出荷額はともに減少傾向である。

工業の状況

年次	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
H12	187	1,715	3,300,150
H15	163	1,319	2,420,306
H17	152	1,497	3,387,165
H20	87	1,306	3,803,198
H22	72	976	2,841,674
H25	61	920	2,737,249
H30	56	1,285	4,531,107
R1	53	1,219	4,343,210

工業統計調査

## 4 商業

商業は、その間の増減はあるものの、事業所・商店数、従業者数は増加傾向に転じ、年間販売額は過去最高額である。

商業の状況  
(卸売業・小売業)

年次	事業所・商店数	従業者数(人)	年間販売額(万円)
H9	549	1,822	3,730,511
H11	569	2,721	4,592,709
H14	483	3,128	5,124,864
H16	500	3,352	5,726,214
H19	491	4,271	4,161,700
H26	379	3,152	6,298,600
H28	381	3,370	7,217,000

商業統計調査

## 第3 道路

## 1 道路

道路は、国道24号が本市の南北、国道163号が東西に通っており、それぞれ本市と京都・奈良・三重方面を連携する広域幹線道路として位置付けられている。

平成29年に、城陽市内の新名神高速道路の開通により、京奈道路と京都縦貫道が高速自動車道で全通、また、国道163号木津東バイパスが開通されたことにより、京都府北部と木津川市間の南北の交通、さらに大阪～和歌山への移動も大幅な時間短縮が図られている。また、木津川市内の国道24号の拡幅工事も進められており、交通混雑の緩和と、関西文化学術研究都市間のアクセスの向上が図られている。

区分	路線番号	路線名	備考
一般国道	24	国道24号	京都市下京区～和歌山市
	163	国道163号	大阪府大阪市～三重県津市
	24	京奈道路（京奈和自動車道）	京都府城陽市～木津川市
主要地方道 （府道）	5	木津信楽線	木津川市木津～滋賀県甲賀市信楽町中野
	22	八幡木津線	京都府八幡市御幸橋南詰～木津川市相楽台
	44	奈良加茂線	奈良県奈良市法華寺町東交点～京都府木津川市加茂町岡崎
	47	天理加茂木津線	奈良県天理市福住町～京都府木津川市木津
	70	上狛城陽線	京都府木津川市山城町上狛交点～京都府城陽市長池
	71	枚方山城線	大阪府枚方市大字尊延寺～京都府木津川市山城町平尾
一般府道	324	木津加茂線	京都府木津川市鹿背山～木津川市加茂町大野
	326	けいはんな記念公園木津線	京都府相楽郡精華町精華台～木津川市吐師
	327	相楽台相楽線	京都府木津川市相楽台～木津川市相楽
	328	相楽台桜が丘線	京都府木津川市相楽台～相楽郡精華町桜が丘
	751	木津平城線	木津川市川久保交点～奈良県奈良市佐紀町交点
	752	高田東鳴川線	京都府木津川市加茂町高田～奈良県奈良市中ノ川交点
	754	木津横田線	木津川市木津奈良道交点～奈良県大和郡山市横田町北交点

## 2 鉄道

鉄道交通はJR木津駅を分岐点として、南東へ関西本線（大和路線）、北へ奈良線、西へは片町線（学研都市線）のJR三線がのびている。また、市の西部を近鉄京都線が通っており鉄道網は発達している。このため京都市へは約40分、奈良市へは約10分、大阪市へは約50分で到達することができる。



## 第3節 木津川市における過去の災害状況

本市が受けた大きな災害としては、昭和28年8月15日の南山城水害が挙げられる。また、同年の9月には台風13号により、さらなる被害を受けた。次表のとおり、加茂地域、山城地域の山間部で大きな人的被害が発生している。

過去の大災害の記録

発生年月日	名称	災害の概要		
		木津地域	加茂地域	山城地域
昭和28.8.15	南山城水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>田の冠水324町歩、畑の冠水78町歩、橋梁流失1、人的被害なし、住宅被害なし</li> <li>被害は木津川右岸に集中し、木津地域は木津川左岸に位置するため大きな被害はまぬがれた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この豪雨は京都府南部、滋賀県東南部、三重県北西部の山間部にはのみ降り、その他の地域にはほとんど降っていないのが特徴の局地的豪雨。加茂域でも150ミリ前後の雨量</li> <li>木津川右岸における支流の被害が大きく、和束川の増水が著しく、奥畑、井平尾地区の被害が大</li> <li>全壊家屋5戸、半壊家屋13戸、床上浸水43戸、床下浸水189戸、流失8戸、その他田畑の被害大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山城町は集落域へ流下してくる河川の上流一帯が集中豪雨の中心地域に近い山中であった</li> <li>被害は河岸よりも山側に大きかった</li> <li>強雨が局地的であったため、山間支谷の河川の流量は著しく増大したものの、木津川本流では大増水には至らなかった</li> <li>死者31人、流失家屋21戸、全壊家屋38戸、半壊家屋81戸、床上浸水83戸</li> <li>渋川、天神川、不動川、鳴子川、谷川で堤防決壊</li> <li>山間部では最上流域にある三上山周辺の花崗岩からなる山腹がいたるところで崩壊し、土石流となって流下</li> <li>不動川でデレーケの石積み堰堤が半壊</li> <li>不動川の下を通過している国鉄奈良線のトンネル部分で、川床が抜け落ちる</li> </ul>
昭和28.9.25	台風13号	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地流失3町2反、農地埋没4町8反、稲倒伏田185町8反、田冠水77町6反、田浸水79町8反に及び、農地の被害面積が351町9反に達した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>8月災（南山城水害）は南山城という限定された地域の災害であったのに対し、9月災（台風13号）は広域な地域の災害</li> <li>8月災の直後のため、河川の応急工事箇所が再決壊</li> <li>全壊家屋2戸、半壊家屋12戸、床上浸水40戸、床下浸水141戸、その他田畑の被害あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都府下全域に災害救助法が適用</li> <li>降水量及び降雨地域はともに非常に大きく、降水量は府南部で200ミリメートル、北部で500ミリメートル</li> <li>雨台風であり、強風を伴わず</li> <li>南山城地方は、降雨量は中部、北部に較べるとかなり少なかったが、河川の多くは8月の南山城水害で堤防が破堤しており、未修復であったため、降水量の割には浸水を主とする大きな被害がでた</li> <li>天神川が8月の南山城水害に続き再決壊</li> <li>山間部の神童子地区では山崩れ多発し、死者1名、重傷者5名、全壊家屋4戸、半壊家屋13戸</li> </ul>

・出典：旧3町地域防災計画 及び 旧3町の町史

本市における過去の災害状況を総括的にみると、木津川左岸に位置する木津地域では、地形的に水害を受けやすいはん濫源が広がっていることや、木津川の支流の多くが天井川であることなどから、農地の冠水や低地の住宅の浸水被害が見られる。

木津川右岸・左岸にまたがる加茂地域では、木津川右岸で山地から木津川までの距離が大変短く、しかも山が急であることによる山林からの土砂流出や、木津川左岸の低地で排水不良による内水被害の発生が見られる。

木津川右岸に位置する山城地域では、木津川の支流の多くが天井川であること、また、最上流域にある三上山周辺の花崗岩からなる山腹が崩壊し、土石流となって流下するなど、浸水被害及び土砂災害による被害が見られる。

本市は、木津川右岸と左岸に二分されるため、南山城水害時のように、右岸と左岸で被害の形態が異なる。

また、木津川の増水時、支流への逆流防止のため、樋門が設置されており、閉鎖時の降雨量により、浸水被害の発生がみられる。

近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、あらゆる洪水に対し河川整備等だけで対応することは難しい状況もあることから、洪水による被害を最小限に抑えるため、ハード整備だけでなく、ソフト対策を組み合わせることにより、効果的な治水対策が重要である。

【資料編 I-3「災害履歴」参照】

## 第9章 地震被害の想定

## 第1節 既往地震

木津川市周辺で発生した過去の主な地震災害は別表のとおりであるが、木津川市においては大きな被害は記録されていない。しかしながら、中には相当な被害があったと推定できるものもあり、今後も警戒が必要であり、特に地盤の弱いところについては建物倒壊等被害が集中するので注意が必要である。

マグニチュード6以上の木津川市周辺の被害地震一覧

西暦	北緯	東経	M マグニチュード	地域	被害
599			7.0	大和	倒壊家屋を生じた。
734				畿内・七道諸国	家屋倒壊、圧死多数。山崩れ、川塞ぎ、地割れ無数。
827	35° 00'	135° 75'	6.5～7.0	京都	家屋倒壊多数。1年近く余震続く。
856			6.0～6.5	京都	京都及びその南方で家屋破潰し、仏塔傾く。
881			6.4	京都	家屋等の頽損多数。
887	33° 00'	135° 00'	8.0～8.5	五畿七道	京都で家屋倒壊、圧死多数。沿岸で津波による溺死多数。
890			6.0	京都	家屋傾き、倒壊寸前のものあり。
934			6.0	京都	午刻に地震2回。築垣多く転倒。
938	35° 00'	135° 80'	7.0	京都・紀伊	京都で家屋・築垣・仏塔倒壊多数、死者4名。余震極めて多し。
976	34° 90'	135° 80'	6.7	山城・近江	家屋・仏寺等倒壊多数、死者50名以上。余震多し。
1070	34° 80'	135° 80'	6.0～6.5	山城・大和	東大寺の巨鐘落ちる。京都では築垣破損。
1093			6.0～6.3	京都	ところどころの塔破損。
1185	35° 00'	135° 80'	7.4	近江・山城・大和	京都で家屋・仏寺・築垣等倒壊多数。死者多く、宇治橋落つ。
1317	35° 00'	135° 80'	6.5～7.0	京都	家屋多数倒壊、死者5名。余震多し。
1350	35° 00'	135° 80'	6.0	京都	祇園社石塔の九輪が落ち砕けた。
1425	35° 00'	135° 80'	6.0	京都	築垣多く崩れる。
1449	35° 00'	135° 75'	6.0弱～6.5	山城・大和	洛中の堂塔、築地の被害多数。東山・西山で地裂け、若狭街道で山崩れ、人馬多く死す。

西暦	北緯	東経	M マグニチュード	地域	被害
1494	34° 60'	135° 70'	6.0	奈良	仏寺・家屋多数破損。余震多し。
1510	34° 60'	135° 60'	6.5～7.0	摂津・河内	仏寺倒壊・破損、大阪で潰死者あり。
1579	34° 70'	135° 50'	6.0前後	摂津	四天王寺の鳥居崩れ、家屋破損少々。
1596	34° 65'	135° 60'	7.5前後	京都及び畿内	家屋・仏寺多数倒壊、死者総数1500余名。余震多し。
1662	35° 20'	135° 95'	7.0強～7.6	山城・大和・大阪・近江等	家屋倒壊約4500、死者880余名。特に比良岳付近の被害甚大。山崩れ、地盤沈下等あり。余震極めて多し。
1665			6.0	京都	二条城の石垣崩れ、殿舎少々破損。
1707	33° 20'	135° 95'	8.4	五畿七道	宝永地震。被害は関東・北陸から九州に至り、東海道・伊勢湾・紀伊半島で最も甚大。沿岸部では津波による被害も甚大。全体で死者5000余名、流失家屋約1.8万、倒壊家屋約5.9万、半壊・破損家屋4.3万等。
1751	35° 00'	135° 80'	5.5～6.0	京都	社寺の築地・家屋破損等。余震多し。
1819	35° 20'	136° 30'	7.0強	伊勢・美濃・近江	家屋全半壊多数、圧死者70名以上。
1830	35° 10'	135° 60'	6.5前後	京都及び隣国	烈震地域は京都市内のみ。土蔵破損多数、家屋倒壊は比較的少なく、壁・瓦・庇の落下多数。宇治橋半ば落つ。京都での死者280名、負傷者1300名。余震極めて多し。
1854	34° 75'	136° 00'	7.0強	伊賀・伊勢・大和及び隣国	全体で家屋全半壊約16000、蔵・寺社も被害多数。死者約1300名、負傷者約1700名。特に伊賀で被害甚大。(木津川断層帯で発生したと考えられている。)
1854	34° 00'	137° 80'	8.4	東海・東山・南海諸道	安政東海地震。被害は関東から近畿に及び、沼津から伊勢湾にかけての海岸で特に甚大。全体で家屋倒壊・焼失約3万、死者2000～3000名。
1854	33° 00'	135° 00'	8.4	畿内・東海・南海・山陰・山陽道等	安政南海地震。前項の地震の32時間後に発生。被害区域は中部から九州。和歌山領で家屋潰・破損1万8千余、流失約8500、流死約700名等。
1891	35° 60'	136° 60'	8.0	愛知県・岐阜県	濃尾地震。被害は美濃・尾張地方を中心に中部・北陸・東海・近畿に至る。家屋全壊14万2千余、半壊8万余、死者約7300名、負傷者17000余名。余震極めて多し。
1899	34° 10'	136° 10'	7.0	紀伊半島南東部	奈良・三重・和歌山に被害。三重県木ノ本・尾鷲では、家屋全半壊75、死者7名、負傷者62名。

西暦	北緯	東経	M マグニチュード	地域	被害
1916	34° 60'	135° 00'	6.1	神戸	死傷者6名。神戸・明石・淡路北部で家屋倒壊3、破損数十。
1936	34° 58'	135° 72'	6.4	大和・河内	河内大和地震。全壊家屋は少なかったが、死者9名、負傷者59名。
1952	34° 45'	135° 78'	6.8	奈良県中部	吉野地震。大阪府・京都府・滋賀県を中心に、家屋全壊20、半壊26、破損278、死者9名、負傷者136名。
1995	34° 36'	135° 02'	7.3	兵庫県南東沿岸	兵庫県南部地震、阪神・淡路大震災。家屋全壊10万余、半壊10万8千余、死者5502名、負傷者41527名。神戸市・淡路島北部・阪神地域で被害甚大。地震後の火災で被害が拡大した。高速道や鉄道高架の崩壊、埋立地の液化化なども起こる。電気・ガス、通信、上下水道等の供給処理施設が大きな被害を受け、復旧に長期間を要した。
2001	35° 2'	135° 7'	5.4	京都府南部	京都府南部。京都府の京北町、亀岡市、京都市、八幡市等、滋賀県大津市、大阪府箕面市、島本町で震度4を観測したほか、近畿地方と香川県で震度1～3、徳島県から高知県で震度1～2を観測した。この地震により、京都市で負傷者1名の被害があった。
2004	33° 0'	136° 8'	7.1	紀伊半島沖・東海道沖（前震）	紀伊半島沖。城陽市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町で震度4を観測したほか、京都府の広い範囲で震度1～3を観測した。また、奈良県下北山村、和歌山県新宮市で震度5弱を観測したほか、東北地方南部から九州地方にかけて震度1以上を観測した。京都市で軽傷者2名の被害があった。
2004	33° 1'	137° 1'	7.4	紀伊半島沖・東海道沖（本震）	東海道沖。京丹後市、城陽市、八幡市、大山崎町、久御山町、京田辺市、井手町、木津町、八木町で震度4を観測したほか、京都府の広い範囲で震度2～3を観測した。また、三重県松坂市、香良洲町、奈良県下北山村、和歌山県新宮市で震度5弱を観測したほか、東北地方南部から九州地方にかけて震度1以上を観測した。加茂町で重傷者1名の被害があった他、府内では住家一部破損が1棟あった。
2018	34° 44'	135° 37'	6.1	大阪府北部	大阪市北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市で震度6弱、京都市、八幡市、久御山町など18の市区町村で5強、宇治市、城陽市、京田辺市、井手町、精華町で5弱、木津川市は震度4を観測した。石川、福井、長野、鳥取、島根、愛媛、徳島、広島、香川各県で震度3を観測した。市内で人的被害はないが、教育施設・文化財等で破損被害あり。

\* 宇佐見龍夫著『新編 日本被害地震総覧 [増補改訂版 416-1995]』、『平成9年版理科年表』に一部加筆

## 第2節 地震被害の履歴と、木津川市周辺の活断層の分布

京都近辺の地震活動の特徴は、以下のようにされている。

**京都近辺の地震活動の特徴**

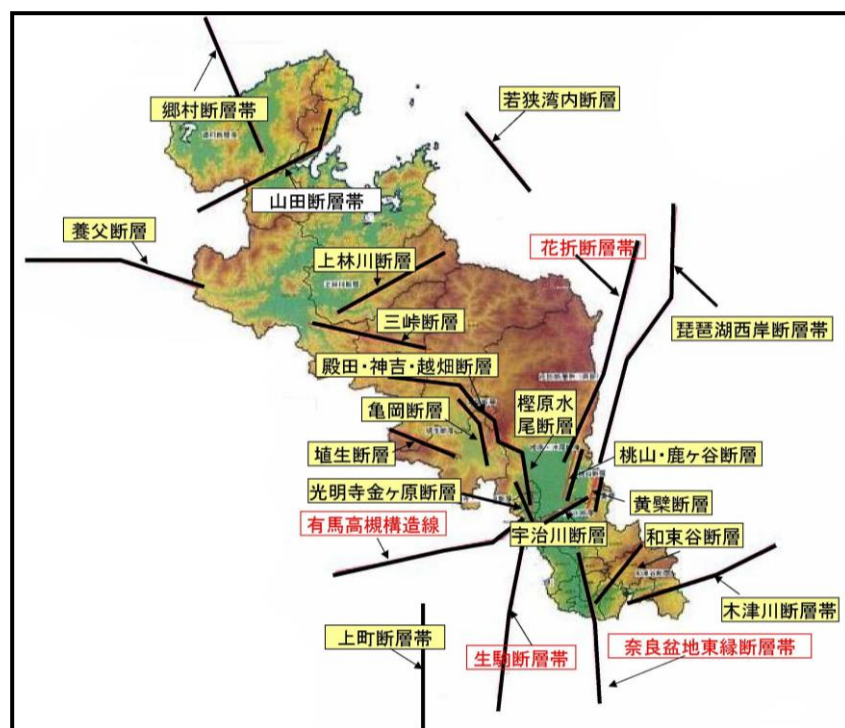
- (1) 京阪神地域は活断層の密集している地域の一部であり、資料の分析から、活断層の分布に対応していない陸の浅い地震の発生頻度が高い地域であるが、京都府域は特に地震の発生頻度の高い地域である。
- (2) 南海トラフの巨大地震は、約90～150年ごとに繰り返し発生し、京都府域に影響を与える。この地震による揺れは最大予想震度6強であり、次の南海トラフの巨大地震は2040年頃と予測される。
- (3) この地域の活断層の地震活動には活動期と静穏期があり、平均的には南海トラフの巨大地震の約60年前から約10年後までが活動期である。
- (4) それぞれの活動期において、南海トラフの巨大地震は必ず起こり、活断層帯の地震は最近数百年の歴史地震に活動した活断層帯と異なる活断層帯に発生する。  
したがって、後者の場合、同じ場所での揺れ方は過去の事例と大きく異なる可能性が強い。このような地震が起こると、震源断層付近には震度6以上の揺れがあり、広域にわたって規模の大きな災害が発生する。
- (5) 地震の規模別頻度分布は、一般的に小さい地震ほど数が多いという性格がある。京都府域の活断層帯にはM6クラスの地震も多い。これらは、活断層帯の大規模な地震の余震であるか、長期の前駆的活動である場合が多いが、その他にも時空間的に散在して分布する。M6クラスの地震であっても、震源付近では、局所的な被害をもたらすことがある。
- (6) 京都府内にあり、既に存在が知られ、活断層であることが明らかな花折断層系、西山断層系、三峠断層系、黄檗断層系が震源となった地震は、発掘調査や資料からはまだ明瞭に確認されていない。  
(出典：京都府地震被害想定調査報告書—平成19年3月—京都府。原典は、「京都と周辺地域の地震活動の特性—1996年—尾池和夫」)

今後も地震を伴う可能性が高い活断層として、次のような断層があるとされている。

京都府周辺の活断層

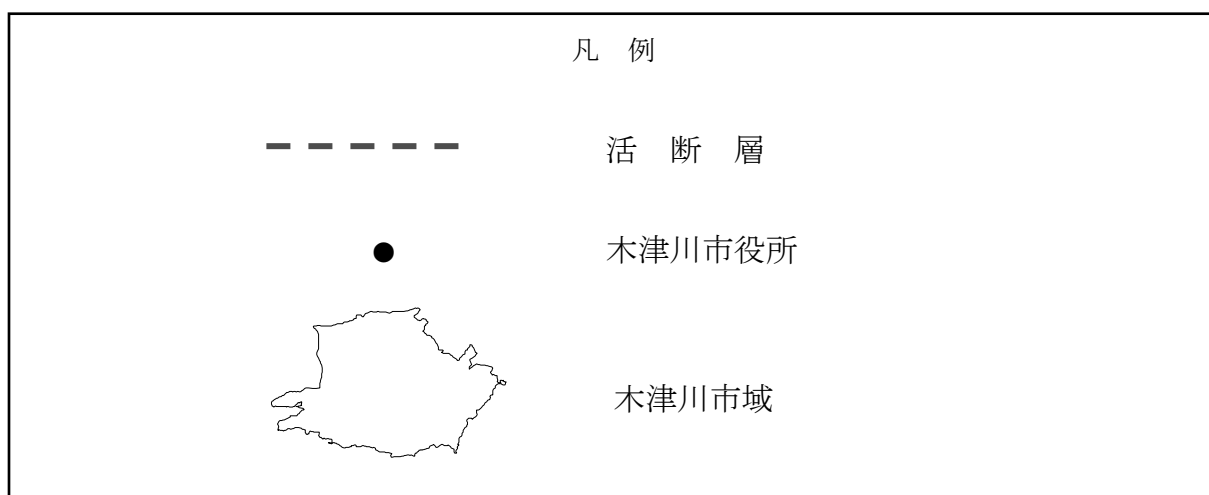
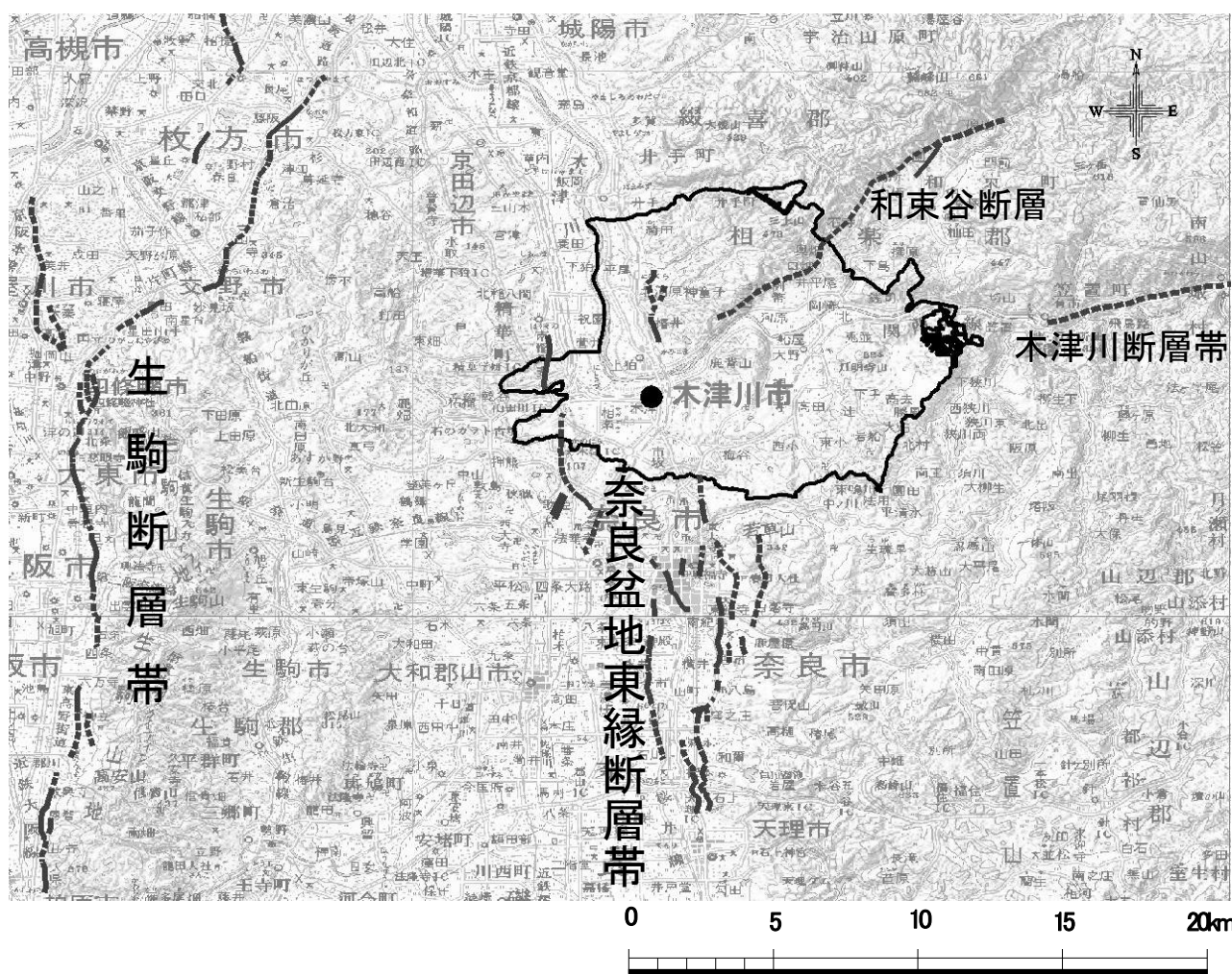
地震が想定される震源の断層名		断層の長さ km	想定される地震のマグニチュード M
花折断層帯	花折断層帯	46.5	7.5
	桃山-鹿ヶ谷	11	6.6
黄檗断層		10	6.5
奈良盆地	東縁断層帯	35	7.5
西山断層帯	亀岡断層	13	6.7
	檜原-水尾断層	15	6.6
	殿田-神吉-越畑断層	31.5	7.2
	光明寺-金ヶ原断層	15	6.8
三峠断層		26	7.2
上林川断層		26	7.2
若狭湾内断層		18	6.9
山田断層帯		33	7.4
郷村断層帯		34	7.4
上町断層帯		42	7.5
生駒断層帯		38	7.5
琵琶湖西岸断層帯		59	7.7
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層	34	7.2
	宇治川断層	10	6.5
木津川断層帯		31	7.3
埴生断層		17	6.9
養父断層		35	7.4
和束谷断層		14	6.7
東南海・南海地震		—	8.5
南海トラフ地震		—	9.0

出典：京都府地震被害想定調査結果（2008）、内閣府のデータを基にした京都府被害想定（2014）



京都府周辺の断層位置図

出典：京都府地震被害想定調査結果（2008）



木津川市周辺の活断層位置図

出典：「近畿の活断層 (財)東京大学出版会 2000年3月」よりトレース



## 第3節 震災による被害想定

本章第2に示した本市に被害が想定される活断層の活動による内陸性直下型の大規模地震については、「京都府地震被害想定調査結果（2008）」において、次のような震度予測と被害想定がなされている。

## 第1 建物被害

地震が想定される震源の断層名		木津川市における最大予測震度	建物数量(棟)	建物被害		
				全壊(棟)	半壊・一部損壊(棟)	焼失建物(棟)
花折断層帯	花折断層帯	6弱	35,400	1,100	3,580	300
	桃山－鹿ヶ谷断層	5強		30	180	0
黄檗断層群		5強		60	380	0
奈良盆地東縁断層帯		7		12,040	8,310	3,120
西山断層帯	亀岡断層	5弱		0	20	0
	檜原－水尾断層	5強		80	560	0
	殿田－神吉－越畑断層	5強		140	890	0
	光明寺－金ヶ原断層	6弱		150	920	0
三峠断層		4		0	0	0
上林川断層		5弱		0	0	0
若狭湾内断層		5弱		0	0	0
山田断層帯		4		0	0	0
郷村断層帯		5弱		10	70	0
上町断層帯		6弱		540	2,320	130
生駒断層帯		7		6,410	7,870	1,400
琵琶湖西岸断層帯		6弱		310	1,510	40
有馬－高槻断層帯	有馬－高槻断層	6弱		1,140	3,620	300
	宇治川断層	5強		40	230	0
木津川断層帯		7		8,850	8,190	2,200
埴生断層		5強		90	650	0
養父断層		5弱	10	80	0	
和束谷断層		7	3,420	5,600	780	
東南海・南海地震		6弱	710	2,760	170	

出典：京都府地震被害想定調査結果（2008）

地震が想定される震源の断層名	木津川市における最大予測震度	建物数量(棟)	建物被害		
			全壊(棟)	半壊・一部損壊(棟)	焼失建物(棟)
南海トラフ地震	6強	—	720	—	20

出典：内閣府のデータを基にした京都府被害想定（2014）

## 第2 人的被害

地震が想定される震源の断層名		木津川市 における 最大予測 震度	調査時 人口 (人)	人的被害		
				死者数 (人)	要救助者数 (人)	短期避難者数 (人)
花折断層帯	花折断層帯	6弱	63,600	30	170	6130
	桃山－鹿カ谷断層	5強		0	0	270
黄檗断層		5強		0	0	540
奈良盆地東縁断層帯		7		470	2,240	29,720
西山断層帯	亀岡断層	5弱		0	0	30
	檜原－水尾断層	5強		0	10	860
	殿田－神吉－越畑断層	5強		0	10	1,340
	光明寺－金ヶ原断層	6弱		0	20	1,400
三峠断層		4		0	0	0
上林川断層		5弱		0	0	10
若狭湾内断層		5弱		0	0	0
山田断層帯		4		0	0	0
郷村断層帯		5弱		0	0	110
上町断層帯		6弱		10	80	3,880
生駒断層帯		7		270	1,240	20,620
琵琶湖西岸断層帯		6弱		0	30	2,330
有馬－高槻断層帯	有馬－高槻断層帯	6弱		30	180	6,240
	宇治川断層	5強		0	0	350
木津川断層帯		7		330	1,580	24,550
埴生断層		5強		0	10	960
養父断層		5弱	0	0	130	
和束谷断層		7	110	520	11,370	
東南海・南海地震		6弱	10	110	4,790	

出典：京都府地震被害想定調査結果（2008）

地震が想定される震源の断層名	木津川市 における 最大予測 震度	調査時 人口 (人)	人的被害		
			死者数 (人)	要救助者数 (人)	短期避難者数 (人)
南海トラフ地震	6強	—	30	110	—

出典：内閣府のデータを基にした京都府被害想定（2014）

## 第3 液状化予測

地盤の液状化は、地下水位が高く、軟弱な砂質地盤等で、地震動により間隙水圧が上昇して砂粒子が一時的に液状になり支持力が失われる現象である。木津川市において、液状化の発生の危険性がかなり高くなると予想される地震は次のとおりである。

- ・ 奈良盆地東縁断層帯地震
- ・ 和束谷断層帯地震
- ・ 木津川断層帯地震
- ・ 生駒断層帯地震

## 第 2 編 災害予防計画



## 第2編 災害予防計画

### 第1章 気象等予報計画

関係部署	各部、消防団
------	--------

#### 第1節 計画の方針

気象、地象、水防、火災等に関する予報及び警報等について、これらを迅速かつ適確に住民に周知するための伝達組織及び方法並びに発表基準等について定める。

#### 第2節 計画の内容

##### 第1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて、「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても市等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

##### 第2 予報区

京都府における気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条に基づく「一般の利用に適合する（以下「一般」という。）予報及び警報（以下「予報警報」という。）」並びに、同法第11条による「気象、地象及び水象に関する情報（以下「気象情報」という。）」の発表については、地震及び津波に関するものを除き、京都地方気象台が府内の地域を担当している。

本市区域は、「南部」（一次細分区域）、「山城南部」（市町村等をまとめた地域）及び「木津川市」（二次細分区域）に該当し、京都府の気象特性、災害特性及び地理的特性に基づいて複数に分割した区域（一次細分区域）に対しては天気予報を発表し、災害をもたらす大雨等の現象は、多くの場合一次細分区域より狭い範囲に限定されることから、警報・注意報については市町村ごと（二次細分区域）に発表される。

第3 一般の利用に適合する予報及び警報

1 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

2 特別警報・警報・注意報の概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

注 意 報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。	

※ 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

## 3 気象等に関する特別警報発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

## ○ 気象等に関する特別警報の指標（発表条件）

大雨特別警報（土砂災害）は、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の値以上となる1km格子がまとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に発表される。

大雨特別警報（浸水害）は、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される場合に大雨特別警報（浸水害）が発表される。

① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現

② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現

激しい雨※：1時間に概ね30mm以上の雨

## ○ 台風等を要因とする指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が、来襲する場合

(注1) 台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）に発表されている暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

(注2) 温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

## ○ 大雪特別警報の50年に一度の積雪深の値

舞鶴83cm、京都19cm\*、峰山126cm、美山78cm（令和5年11月1日現在）

(注1) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値である。

(注2) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

(注3) “\*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。



○ 津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	※ 噴火警戒レベルを運用している火山
津波	高い所で3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)	では「噴火警戒レベル4または5」を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警戒レベル(居住地域)」(キーワード: 居住地域嚴重警戒)を特別警報に位置づけ
火山噴火	居住区域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警戒(居住区域)※を特別警報に位置づける)	
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)	

4 警報・注意報発表基準

木津川市	府県予報区		京都府
	一次細分区域		南部
	市町村等をまとめた地域		山城南部
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 11
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 121
	洪水	流域雨量指数基準	天神川流域=5.1、不動川流域=5.8、鳴子川流域=7.5、井関川流域=5.4、山田川流域=9.7、赤田川流域=6.5、新川流域=6.1、和束川流域=15.7
		複合基準*1	井関川流域=(5, 4.7)、赤田川流域=(9, 5.3)
		指定河川洪水予報による基準	木津川下流[加茂]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 15cm	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6
		土壌雨量指数基準	94
	洪水	流域雨量指数基準	天神川流域=4.1、不動川流域=4.6、鳴子川流域=6、井関川流域=4.3、山田川流域=7.7、赤田川流域=5.2、新川流域=4.8、和束川流域=12.5
		複合基準*1	木津川流域=(5, 37.9)、天神川流域=(5, 3.8)、井関川流域=(5, 4.2)、山田川流域=(5, 7.7) 赤田川流域=(5, 4.8)
		指定河川洪水予報による基準	木津川下流[加茂]
強風	平均風速	12m/s	

注意報	風 雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大 雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融 雪		
	濃 霧	視程	100m
	乾 燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%	
	なだれ	1 積雪の深さ 40cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 2 積雪の深さ 70cm 以上あり最高気温 8℃以上又はかなりの降雨*2	
	低 温	最低気温-4℃以下*3	
	霜	晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合 具体的には最低気温が 3℃以下になると予想される場合	
	着 氷		
	着 雪	24時間降雪の深さ：30cm 以上 気温：-2℃～2℃	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90 mm

\*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

\*2 気温は京都地方気象台の値

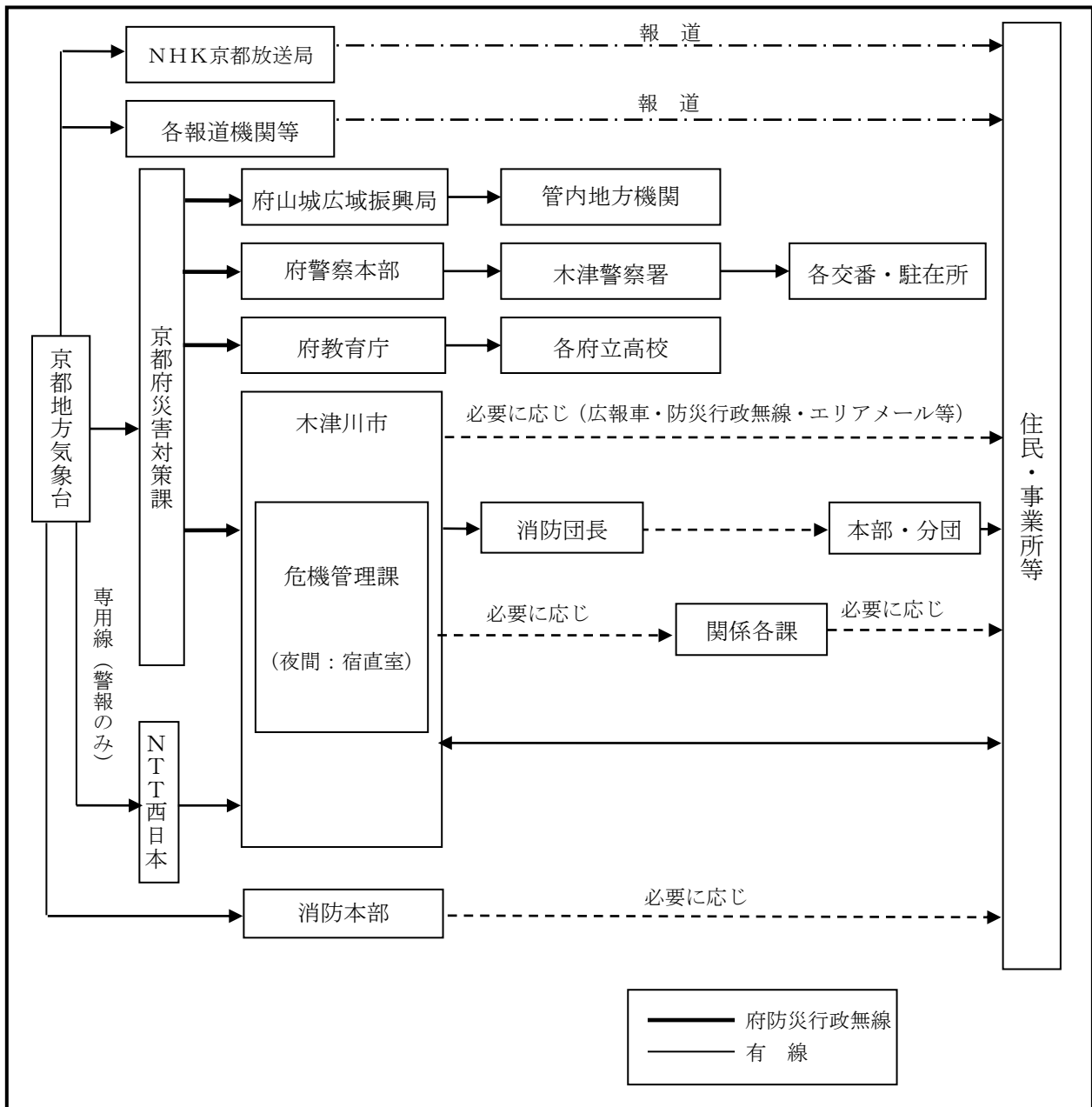
\*3 気温は京都地方気象台の値

#### 5 予報警報の発表、継続、切替え、解除

- (1) 特別警報及び警報が発表されたときは、速やかに防災行政無線等により住民等に周知する。
- (2) 注意報・警報は、雨量などが発表基準に達するおそれが生じた場合に随時発表され、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。
- (3) 注意報・警報の継続中に新たな発表がなされたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切替えられる。
- (4) 警報の解除の通知は、特別警報の解除時に、防災行政無線等により放送する。

6 伝達系統

気象予報警報の伝達系統



7 伝達方法

- (1) 予報警報等は、府災害対策課を通じて市危機管理課に通知される。
- (2) 危機管理課は、予報警報等を受理したときは、直ちに伝達系統により伝達先へ通報する。
- (3) 宿直が時間外において通報を受理した場合は、危機管理課に連絡する。事後、伝達系統により市内伝達先へ通報する。
- (4) 有線通信途絶時における伝達については、市防災行政無線、広報車等を活用する等、最も迅速な方法により市内伝達先へ通報する。

## 8 気象情報

気象情報は、次のような機能をもって発表される。

- (1) 予告的機能：注意報、警報を行うには時期尚早であるが、これらに相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関や住民に伝えるもの。
- (2) 補完的機能：注意報、警報が行われた後、これらでは十分に表現できなかった状況や資料、防災上の留意点等を具体的に解説するもの。
- (3) 解説的機能：注意報、警報には直接連動しないが長雨その他、長期にわたる異常現象等の状況や資料を具体的に解説するもの。

なお、気象情報は、「解説事項」について図（表）などを活用して表現する図形式と、文章のみで表現する文章形式の2種類がある。

## (4) 気象情報の種類

種 類	発表の内容
台風情報	<p>ア 発表 「令和〇年台風第〇号に関する京都府気象情報」（以下「台風情報」という。）は、京都地方気象台から発表される。（例文1）</p> <p>イ 内容 「台風情報」は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報ずる。</p> <p>ウ 例文1 【資料編Ⅱ-1 「気象情報例文」】</p>
大雨（雪）情報	<p>ア 発表 「大雨（雪）に関する京都府気象情報」（以下「大雨（雪）情報」という。）は、京都地方気象台から発表される。（例文2）</p> <p>イ 内容 「大雨（雪）情報」は、大雨（雪）が予想される気象状況についての注意報・警報の予告又は補完のために、降雨（雪）の実況及び予測並びに警戒事項等を報ずる。</p> <p>ウ 台風情報との関係 「台風情報」が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表し、「大雨情報」は発表しない。</p> <p>エ 例文2 【資料編Ⅱ-1 「気象情報例文」】</p>

<p>記録的短時間 大雨情報</p>	<p>ア 発表 「記録的短時間大雨情報」は、予想区ごとに気象庁から発表される。(例文3)</p> <p>イ 発表基準 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような1時間に90mm以上の猛烈な雨が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の危険(紫)が出現している場合に発表される。</p> <p>ウ 意義 この情報が発表された時は土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。特に、長雨や一定以上の先行降雨があった場合は、関係者の即座の対応を促すものである。</p> <p>エ 観測所の配置 京都地方気象台 <b>管理の地域気象観測所(アメダス)</b>の所在地及び観測項目を「京都地方気象台 <b>管理</b>地域気象観測所(アメダス)一覧表」に、その配置を「京都地方気象台 <b>管理</b>地域気象観測所(アメダス)配置図」に示す。 【資料編Ⅱ-1「京都地方気象台 <b>管理</b>地域気象観測所(アメダス)一覧表」「京都地方気象台 <b>管理</b>地域気象観測所(アメダス)配置図」参照】</p> <p>オ 例文3 【資料編Ⅱ-1 「気象情報例文」】</p>
<p>土砂災害警戒情報</p>	<p>ア 発表 「京都府土砂災害警戒情報」は、市町村等を特定して京都府と京都地方気象台が共同で発表される(例文4)。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>イ 内容 「土砂災害警戒情報」は、警戒対象地域名、警戒解除地域名、警戒文、警戒対象市町村等を示す地図からなる。</p> <p>ウ 意義 「土砂災害警戒情報」は、「大雨警報(土砂災害)」発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、原則として市町村を対象に発表される。これにより、市長村長が避難指示等を発令する場合の参考として利用できる。</p> <p>エ 発表基準等 (ア) 「土砂災害警戒情報」は、短時間降水量の指標として60分間積算値と、先行降雨の指標として土壌雨量指数を用い、1kmメッシュごとに複数の土砂災害が発生した過去(1988年～2004年)の事例を参考に基準値を定めた。 平成30年に検証対象災害事例(1988年～2015年)、令和2年に検証対象災害事例(1991年～2018年)を再整理した上で、基準値の見直しを実施した。 (イ) 過去の災害が無い1kmメッシュについては、RBFN出力値を用いて、土砂災害が発生した近隣のメッシュと同等の基準値を定めた。 (ウ) 気象庁の降水短時間予報を利用して基準値に到達する数時間前に「土砂災害警戒情報」を発表する。 (エ) 市町村を発表単位とすることで、市町村長が避難指示等を発令するときの参考として利用できる。</p> <p>オ 例文4 【資料編Ⅱ-1 「気象情報例文」】</p>

竜巻注意情報	<p>ア 発表 「竜巻注意情報」は、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部など）で気象庁から発表される。（例文5）</p> <p>イ 内容 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p> <p>ウ 意義 竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表される。実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。</p> <p>エ 例文5 【資料編Ⅱ-1 「気象情報例文」】</p>
キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等	<p>ア 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p> <p>イ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</p> <p>ウ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p> <p>エ 流域雨量指数の予測値 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

<p>早期注意情報 (警報級の可能性)</p>	<p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高][中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(京都府南部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(京都府など)で発表される。 大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>
<p>その他の気象情報</p>	<p>ア 標題 その他の気象情報は、具体的な現象名を明示した標題で発表する。 イ 種類 その他の気象情報において対象とされる現象には、長雨、少雨、低温、異常潮位等がある。 ウ 構成 定形化されていない気象情報は、 (ア) 標題 (イ) 発表年月日時 (ウ) 発表機関名 (エ) 見出し (オ) 本文 により構成される。 エ 意義 これらの情報は、次の場合に発表する。 (ア) 注意報・警報が長時間にわたって継続されるような気象状況があり、その状況等を解説して一般の注意をあらためて喚起する必要がある場合 (イ) 長雨その他、主として農作物等に徐々に被害がひろがるおそれがあり、かつ、適切な種類の注意報がない現象について、その状況や見通しを解説する必要がある場合 オ 伝達 定形化の困難な各種の気象情報については、特定の受報用紙を定めないが、正確で迅速な伝達に努める。</p>

#### 第4 指定河川に対する洪水予報及び水防警報

##### 1 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

###### (1) 対象河川及び区域

木津川については、下表に示す区域が「水防法(昭和24年法律第193号)第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により洪水予報を行う河川及び区域」に指定されている。

##### 対象河川、区域等

河川名	区 域	水 位 観測所	洪水予報発表者
淀川支川 木津川 下流	左岸 木津川市加茂町山田野田3 右岸 相楽郡和東町大字木屋字桶淵22-2 } から幹川合流点まで	加茂	近畿地方整備局 淀川ダム統合管理 事務所長 大阪管区気象台長

##### 洪水予報基準点

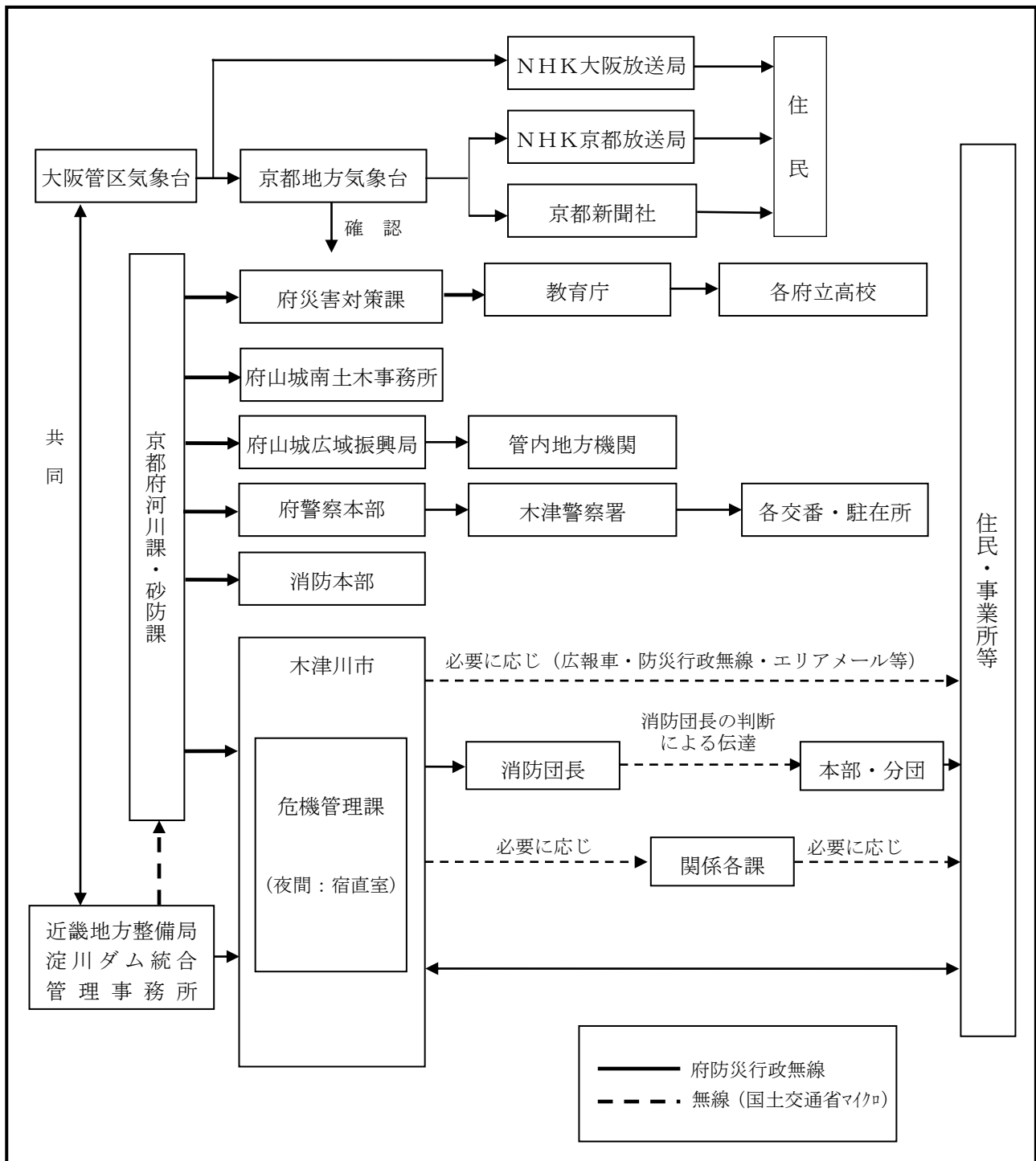
水系名	河川名	基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫する可能性のある水位
淀川	木津川下流	加茂	4.50m	5.90m	6.00m	6.80m

(2) 伝達系統及び伝達方法

上記(1)の河川区域で洪水予報が発表された場合、本市へは、水防法第10条第3項に基づき府河川課・砂防課より連絡が入ることになっている。

この連絡を受けた時は、本章第2節第3の4の伝達方法により、市内の関係事務所及び住民への情報の周知徹底を図る。

淀川水系（淀川支川木津川）洪水予報の伝達系統





2 国土交通省が行う水防警報

(1) 対象河川及び区域

木津川については、下表の区域が「水防法第 16 条第 1 項の規定による水防警報を行う河川及び区域」に指定されている。

対象河川、区域等

河川名	区 域	対象水位観測所					水防警報 発 表 者
		名称	地名	位置	氾濫注意水位	計 画 高水位	
淀川支川 木津川	左右岸 相楽 郡南山城村地 内(三重県界) から幹川合流 点まで	加 茂	木津川市 加茂町北船 屋	幹川合流点より 30.60km	4.50m	9.01m	近畿地方 整備局 淀川河川 事務所長
		岩 倉	三重県 伊賀市 岩倉	幹川合流点より 57.40km	6.00m	10.50m	近畿地方 整備局 木津川 上流河川 事務所長

(2) 発表の段階及び時期

水防警報の発表の段階及び時期は次のとおりである。

発表の段階及び時期

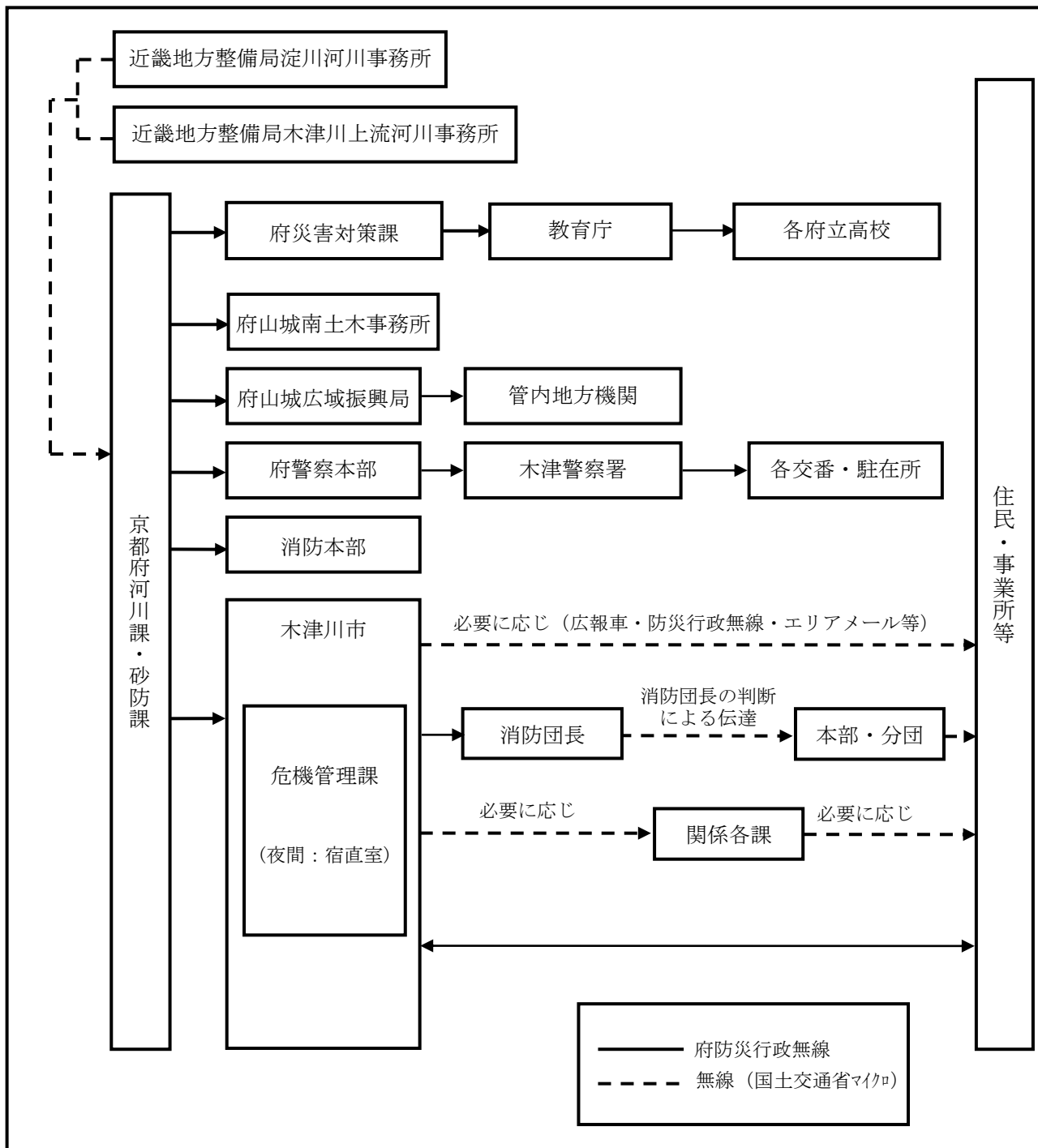
段 階	内 容	時 期	
		水位観測所	
		加 茂	岩 倉
第 1 段階 待 機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予警報及び河川状況等に基づいて行う。	水防団待機水位を超過	氾濫注意水位を越す 3 時間前
第 2 段階 準 備	水防資材の点検・水こう門等の開閉準備、水防要員招集準備、巡視、幹部の出動等に対するもので、主として上流の雨量又は水位に基づいて行う。	氾濫注意水位を越す 3 時間前	氾濫注意水位を越す 2 時間前
第 3 段階 出 動	水防要員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行う。	氾濫注意水位を越す 2 時間前	氾濫注意水位を越す 1 時間前
第 4 段階 解 除	水防活動終了の通知	水防活動の終わるとき	

(3) 伝達系統及び伝達方法

上記 (1) の河川区域で水防警報が発表された場合、本市へは、水防法第 16 条第 3 項に基づき府河川課・砂防課より連絡が入ることになっている。

この連絡を受けた時は、本章第 2 節第 3 の 4 の伝達方法により、市内の関係事務所及び住民への情報の周知徹底を図る。

淀川水系（淀川支川木津川）水防警報の伝達系統



3 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知

(1) 水防警報

水防法第16条の規定により指定した河川において、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるとき、知事が水防警報を発表し、その警報事項等を関係機関に通知する。

## ア 警報事項等

ア警報事項等	警報事項	(ア)準備……水防資材、器具の整備点検、その他水防活動の準備に対するもの (イ)出動……水防団員の出動の必要性を示すもの (ウ)解除……水防活動の終了を通知するもの
	流域の雨量及び対象水位観測所の水位	

## イ 水防警報の発表時期

河川名	水位観測所	水防警報種別		
		準備	出動	解除
山田川	山田川	水防団待機水位（指定水位）に達したとき	氾濫注意水位に達したとき	氾濫注意水位を下回り、水防活動の必要がなくなったとき  ※①水防団待機水位（指定水位）を下回り、以降、水位上昇の見込みのないとき ※②気象予警報の解除により、土木事務所の水防待機体制を解除するとき
和束川	門前橋			
井関川	井関川			
赤田川	赤田川			
鳴子川	鳴子川			
天神川	天神川（木津川市）			
不動川	不動川			
新川	新川（木津川市）			

※水位観測所ごとの水防団待機水位（指定水位）及び氾濫注意水位は、次の「(3) 水防警報及び水位の情報の通知・周知の実施区域等」参照

## (2) 氾濫危険水位に係る水位情報の通知・周知等

水防法第13条第2項の規定により、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫注意水位、避難判断水位及び氾濫危険水位に達したとき関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット（京都府ホームページ）等により一般に周知する。

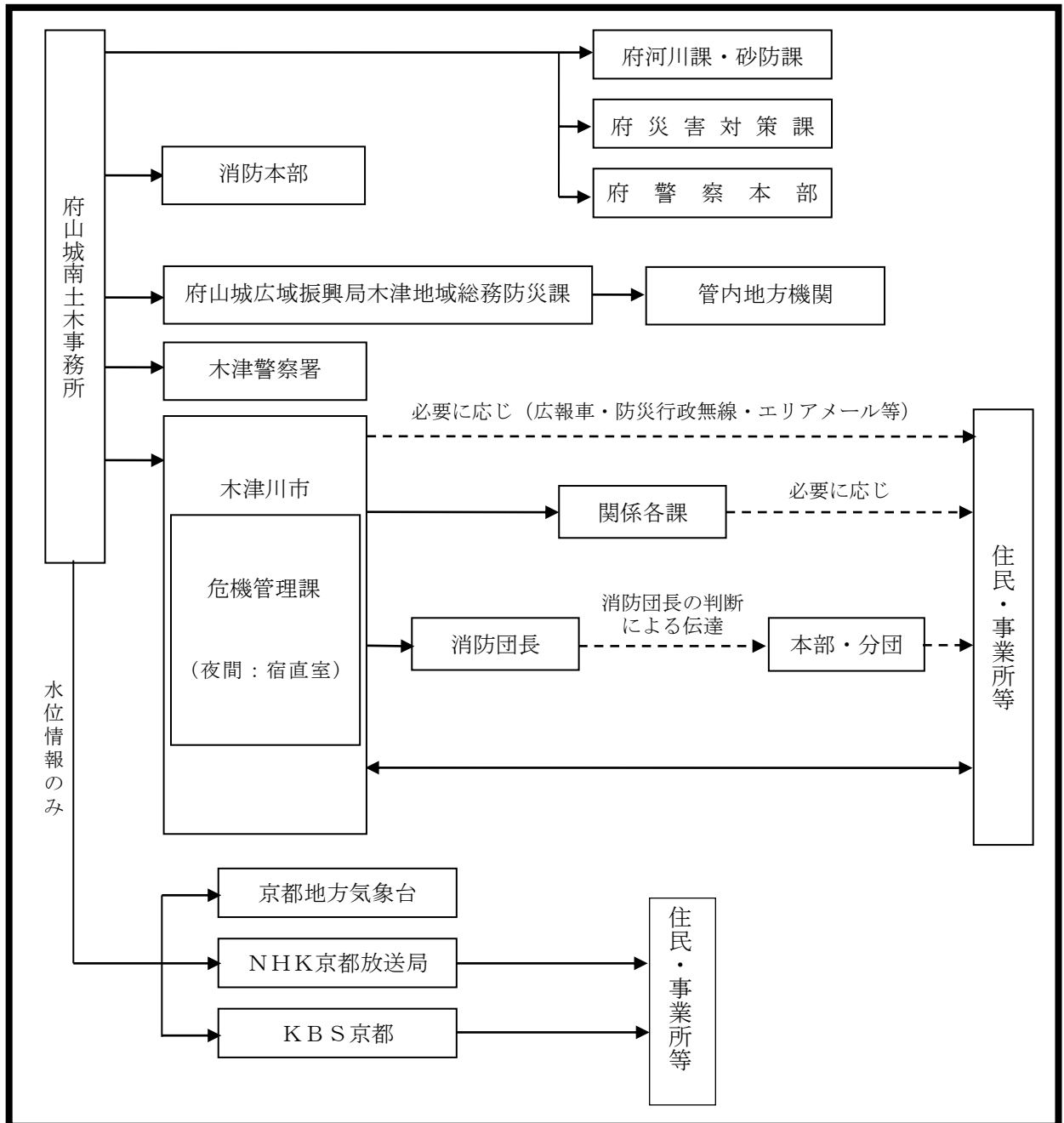
なお、水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等は公表され、その洪水浸水想定区域図は府砂防課及び関係土木事務所等で閲覧に供する。

(3) 水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区域等

河川名	区域		対象水位観測所							発信者	指定年月日	
			名称	所在地	水防待機 (指定) 水位 m	氾濫注意 水位 m	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m	堤防高 m		水防警報	水位情報 通知周知
山田川	起点	古川橋 (府道奈良精華線)	山田川	木津川市相 楽城下地先	1.40	2.40	2.40	2.70	4.90	京都府山 城南土木 事務所長	平 17.7.29	平 20.5.26
	終点	木津川合流点										
和東川	起点	小瀬川合流点	門前橋	和東町大字 原山小字西 手地先	1.20	1.60	1.60	1.90	5.66		平 17.7.29	平 20.5.26
	終点	木津川合流点										
井関川	起点	起点	井関川	木津川市木 津町瓦谷地 先	1.60	2.10	2.10	2.40	4.10		平 18.6.2	平 20.5.26
	終点	山田川合流点										
赤田川	起点	赤田川橋 (JR)	赤田川	木津川市加 茂町大野鳥 田地先	1.40	2.00	2.00	2.40	3.40		平 18.6.2	平 20.5.26
	終点	終点 (直轄管理区域界)										
鳴子川	起点	新鳴子橋 (府道上狛城陽線)	鳴子川	木津川市山 城町北河原 内畑	0.40	0.90			3.30		平 26.6.13	
	終点	木津川合流点										
天神川	起点	起点	天神川 (木津 川市)	木津川市山 城町綺田	0.30	0.70			3.56	平 26.6.13		
	終点	木津川合流点										
不動川	起点	起点	不動川	木津川市山 城町平尾	0.70	1.20			3.26	平 26.6.13		
	終点	木津川合流点										
新川	起点	美浪地区付近 (L=1.6km)	新川 (木津 川市)	木津川市加 茂町駅東 4 丁目	1.00	1.80			1.81	平 26.6.13		
	終点	木津川合流点										

出典：京都府地域防災計画

(4) 水防警報及び水位情報の通知の連絡系統



4 洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川

洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川については、災害からの安全な京都づくり条例に基づきすべての府管理河川の洪水浸水想定区域図を公表する。

5 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

(1) 浸水想定区域図が公表されている河川については、浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等により住民に周知する。

ア 洪水予報等の伝達方法

伝達方法は「第2編災害予防計画第31章第2節避難の周知徹底」(P2-123)を準用する。

イ 避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(ア) 避難所については、浸水の際に想定される水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえ、洪水時の避難所を指定し、ハザードマップに記載する。

(イ) 避難経路については、基本的に住民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難指示等を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう区、町内会・自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

ウ 浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称、所在地を確認する。また、これらの施設のうち、水防法または、土砂災害防止法に基づき本計画に記載されたものは、水害または、土砂災害に対応した避難に係る計画（避難確保計画）を作成するものとする。

(2) 上記ウに規定する施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

【資料編Ⅱ-2「警戒すべき区域内の災害時要配慮者関連施設一覧及び情報伝達方法」参照】

### 第3節 水防活動の利用に適合する注意報及び警報（気象業務法第14条の2）

#### 第1 予報警報の種類

水防活動用の予報警報は、「京都南部（一次細分区域）、山城南部（市町村等をまとめた地域）」の予報区を対象とした次表左欄の種類を、それぞれ同表右欄の一般予報警報の発表をもって代える。

種 類	代替する一般予報警報の種類
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

#### 第2 伝達系統

第2節第3の3の伝達系統による。

#### 第3 伝達方法

第2節第3の4の伝達方法による。

#### 第4 水防活動に利用する気象情報

一般予報警報を補足する情報のうち、次表のものを水防活動に利用する。

気象情報の種類
<u>キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布等）</u>
<u>早期注意情報（警報級の可能性）</u>
<u>気象情報（台風情報、大雨情報）</u>
記録的短時間大雨情報
その他水防活動に密接に関連する情報

## 第4節 火災気象通報

### 第1 通報区域

「二次細分区域」単位での通報とする。

### 第2 通報基準

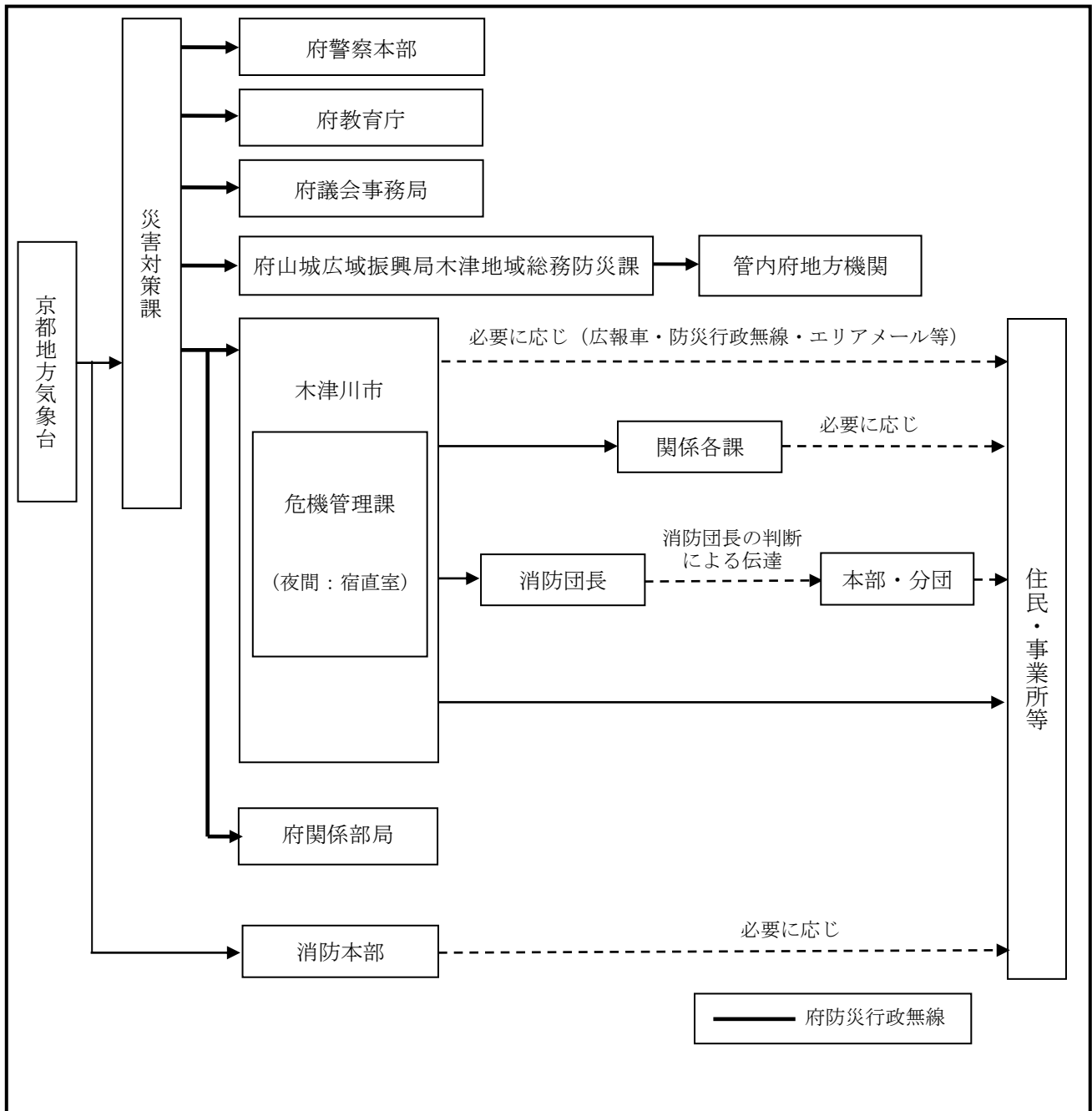
「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

### 第3 通報内容及び時刻

毎日5時頃に、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当すると予測される場合は、これをもって火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨を随時通報する。

第4 伝達系統

火災気象通報の伝達系統



第5 伝達方法

- 1 火災警報等の通報連絡は、伝達系統により住民に周知徹底する。
- 2 消防団長は、通報を受けたときは火災予防上必要な措置をとる。
- 3 市防災行政無線又は広報車を活用し、住民に周知する。



## 第5節 地震に関する情報

## 第1 計画の方針

気象業務法等によって定められたところにより、気象庁は地震等を観測することによって「地震に関する情報」を公表し、関係機関はこの情報を住民等に通報又は周知徹底する。

地震に関する資料や状況を速報するための「地震に関する情報」は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される。

## 第2 緊急地震速報の実施及び実施基準等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を公表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

## 第3 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類、発表基準と内容は次のとおりである。

地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動階級に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地点毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。

遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マグニチュード7.0以上</li> <li>・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</li> </ul> <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。</p>	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。※</p> <p>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</p> <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表</p>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等</li> </ul>	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>

(注) 京都府の地域は「京都府北部」及び「京都府南部」

#### 第4 情報の伝達

地震に関する情報は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される情報に頭書きを付加して府災害対策課より伝達される。

ただし、「遠地地震に関する情報」及びその他の情報は、「そのまま」伝達される。また、「震源・震度情報」については、京都府及び近隣府県で震度1以上を観測した地点を伝達される。

伝達手段並びに伝達経路は、「気象予報警報の伝達系統」に準じて行われる。

#### 第5 情報の伝達基準

京都地方気象台からの地震に関する情報の伝達基準は、おおむね次による。

- 震源に関する情報は、近畿2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）とその沿岸海域を震央とする地震で、震度3以上を観測した地震について、津波のおそれがないと判断できたとき。
- 震源・震度情報は、次のいずれかの地震を観測したとき。
  - 京都府内で震度1以上
  - 近隣府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県）で震度5弱以上
  - その他の府県で震度6弱以上
- 遠地地震に関する情報

外国で顕著な地震が発生したとき。
- その他の情報

その他、上記以外に防災上有効と認められるとき。

【資料編Ⅱ-3「気象庁震度階級関連解説表」参照】

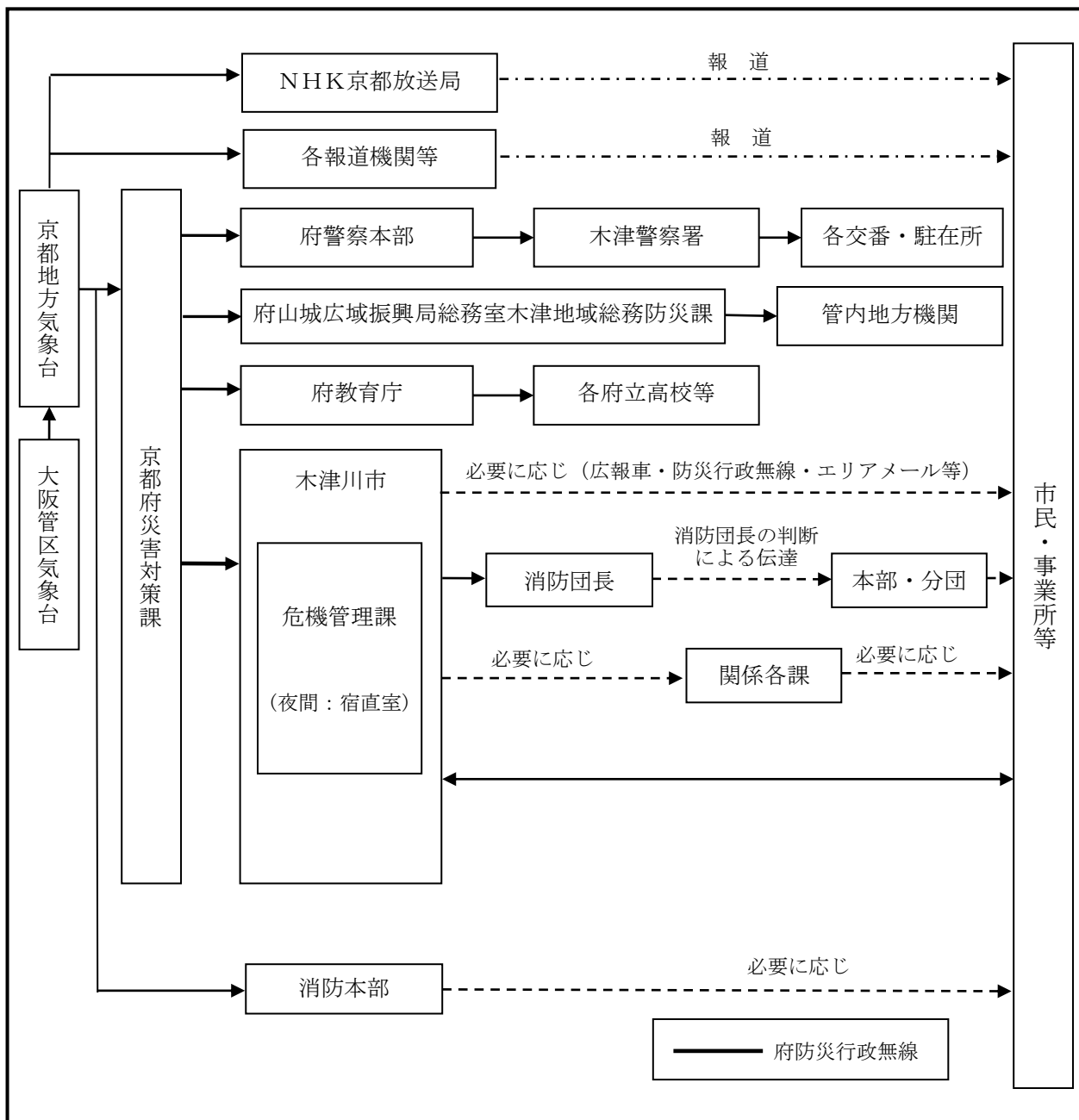
## 第6 市内での方法

第2節第3の4の伝達方法による。

## 第7 伝達系統及び伝達方法

- 1 地震に関する情報等は府災害対策課を通じて市危機管理課に通知される。
- 2 危機管理課は、地震に関する情報等を受理したときは、直ちに伝達系統により伝達先へ通報する。
- 3 宿直が時間外において通報を受理した場合は、危機管理課に連絡する。事後、伝達系統により市内伝達先へ通報する。
- 4 電話不通時における伝達については、市防災行政無線、広報車等を活用する等、最も迅速な方法により市内伝達先へ通報する。

地震に関する情報の伝達系統



**第8 近地地震に対する自衛処置**

地震発生直後、「地震に関する情報の発表」を待たずに自発的な避難行動が可能となるよう、以下の対策を行っていく。

- 1 平常時からの地震についての教育
- 2 地震発生時の情報聴取の責任者の設定
- 3 一般住民に対する地震及び避難情報の周知徹底

**第6節 雨量・水位情報****第1 雨量・水位の観測**

木津川市内には次の府設置による雨量・水位観測所があり、テレメータ化された観測データは、河川情報システムにより府山城南土木事務所及び府河川課・砂防課に自動的に送信され集約される。

また、国土交通省設置のテレメータ雨量観測所もあり、その観測結果は必要に応じ府との資料の交換がなされることになっている。

木津川市内の雨量観測所（テレメータ）

観測所	所在地	管理者
木津	木津川市木津上戸 府山城南土木事務所内	京都府 (府山城南土木事務所)
恭仁大橋	木津川市加茂町岡崎出垣内 15-1	
三上山	木津川市山城町平尾奥山 1-3	
加茂	木津川市加茂町船屋	国土交通省

木津川市周辺の水位観測所（テレメータ）

河川	山田川	井関川	赤田川	和束川	鳴子川	新川	天神川	不動川	渋川	木津川
観測所名	山田川	井関川	赤田川	門前橋	鳴子川	新川	天神川	不動川	渋川	加茂
水防団待機水位 （指定水位） （m）	1.40	1.60	1.40	1.20	0.40	1.00	0.30	0.70	0.40	2.50
氾濫注意水位（m）	2.40	2.10	2.00	1.60	0.90	1.80	0.70	1.20	0.96	4.50
避難判断水位（m）	2.40	2.10	2.00	1.60	-	-	-	-	-	5.90
氾濫危険水位 （m）	2.70	2.40	2.40	1.90	-	-	-	-	-	6.00
堤防高 （m）	4.90	4.10	3.40	5.66	3.30	1.81	3.56	3.26	2.18	-
洪水予報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
水位周知	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
水防警報	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○
所在地	相楽城下	木津町 瓦谷	加茂町 大野鳥田	和束町 原山 西手	山城町 北河原内畑	加茂町 駅東4丁目	山城町 綺田	山城町 平尾 南河原町	井手町 下赤田	加茂町 北船屋
管理者	京都府（山城南土木事務所）							京都府（山城北 土木事務所）	国 （淀川河川事務所）	

## 第2 水位の予測

京都府河川課・砂防課は、気象庁の雨量予測に基づき、「京都府水位・氾濫予測システム」により、水位計を設置している府管理の170河川について6時間先までの水位及び氾濫区域を予測し、その情報の精度や実用性を検証するため市町村等へ先行配信する。

## 第3 府からの雨量・水位の通報要領

### 1 雨量水位の通報

府管理の雨量及び水位のデータを、関係气象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、府河川課・砂防課から、河川情報システム及び京都府土砂災害警戒情報システムにより市に通報される。

水防法第12条第1項の定めによる水防団待機水位（指定水位）（木津川、山田川、和束川、井関川、赤田川、鳴子川、天神川、不動川、新川）を超えているときの水位の通報は、上記によるものとする。

また、府河川課・砂防課より、府管理の雨量・水位及びダム諸量のデータを、関係气象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、常時インターネット（京都府ホームページ）、地上デジタルデータ放送等により公表される。

水防法第12条第2項の定めによる氾濫注意水位（木津川、山田川、和束川、井関川、赤田川、鳴子川、天神川、不動川、新川）を超えているときの水位の公表は、上記によるものとする。

#### (1) 通報の時期

次の状況となった時に、市に通報される。

- ア 水防団待機水位（指定水位）又は、氾濫注意水位に達したとき
- イ 水防団待機水位（指定水位）に達してから水防団待機水位（指定水位）を下回るまでの間の毎正時ごと
- ウ 水防団待機水位（指定水位）又は、氾濫注意水位を下回ったとき
- エ その他、必要と認められるとき

#### (2) 通報の中止

次の場合は、水位の通報と併せて、通報を中止する旨の連絡があり、通報が終了となる。

- ア 水防団待機水位（指定水位）を下回ったとき
- イ 氾濫注意水位以下で、今後の水位上昇が、認められなくなったとき
- ウ 水防態勢を解いたとき

## 第4 伝達系統及び伝達方法

気象予報警報等の伝達系統及び伝達方法に準じて行うものとし、特にため池、用排水樋門等の管理者に対し、通報漏れのないよう周知徹底を図る。

## 第7節 京都府土砂災害警戒情報システムによる監視

### 第1 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報の支援資料として、府管理の109箇所の雨量局から集約された降雨データを気象庁へ提供し、気象庁が解析雨量、降水短時間予報、土壌雨量指数、土砂災害の危険度判定などの作成に利用し、京都府へ還元する。

2時間後までに土砂災害警戒情報の基準値を超えると予想した1kmメッシュがあった場合には、該当市町村に対し土砂災害警戒情報を京都府と京都地方気象台が共同発表する。

本市に対しては、木津川市内を3ブロックに区分して発表され、土砂災害警戒情報システム上の表示は18地区に区分されている。

【資料編Ⅱ-4「土砂災害警戒情報の表示区分図」参照】

### 第2 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、京都地方気象台から府災害対策課及び砂防課を通じ市危機管理課へ届く。

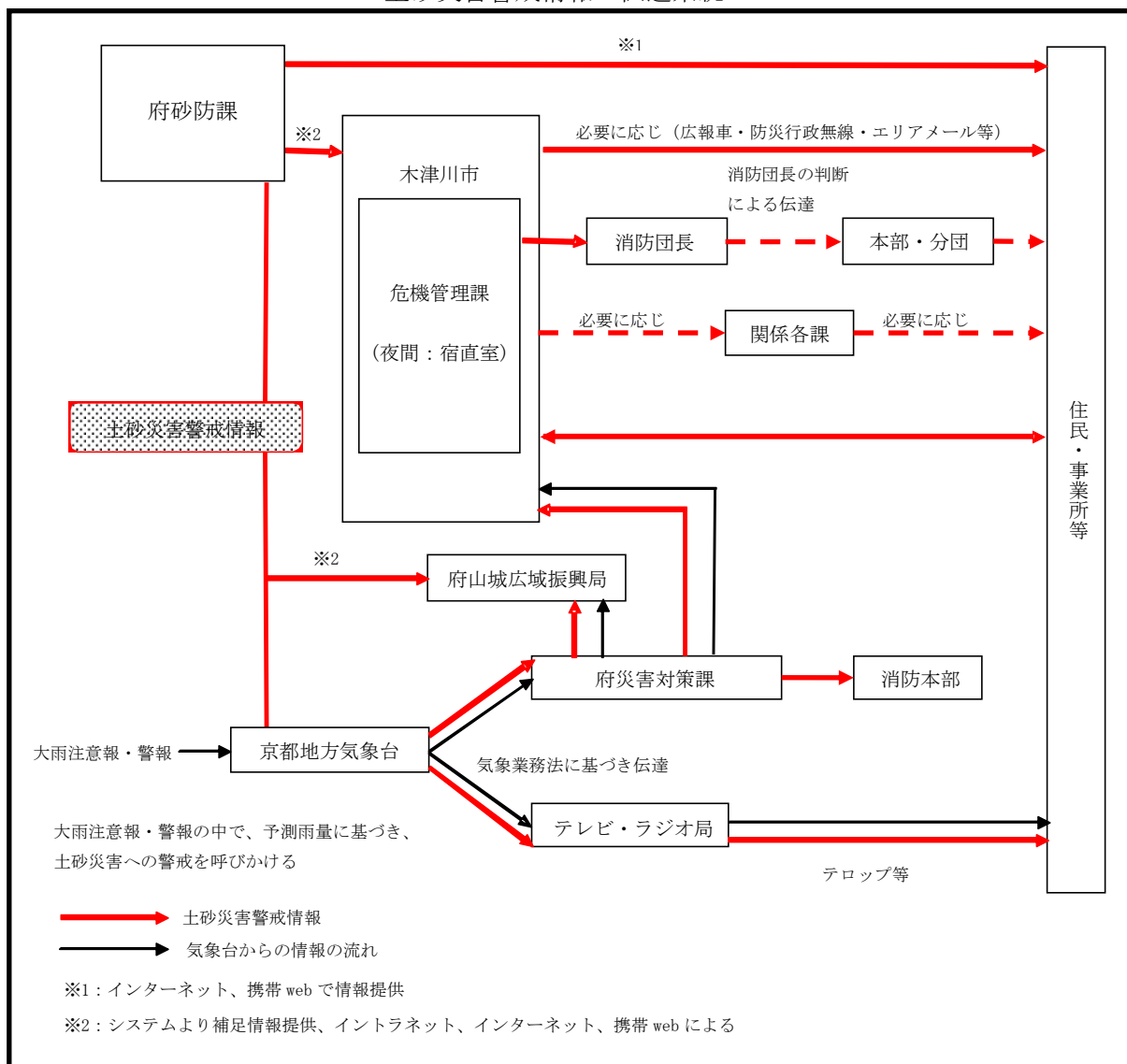
土砂災害警戒情報の補足情報は、京都府疏水ネットで市危機管理課及び土木事務所へ提供される。この連絡を受けた時は、本章第2節第3の4の伝達方法により、市内の関係事務所及び住民への情報の周知徹底を図る。

### 第3 土砂災害警戒情報と防災活動

土砂災害警戒情報が発表された該当市町村は、建設交通部砂防課から提供される1kmメッシュの補足情報を利活用して避難指示などの参考資料とする。



土砂災害警戒情報の伝達系統



## 第8節 異常現象発見時における措置

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

### 第1 通報すべき異常現象

異常な現象とは、おおむね次のようなものをいう。

- 1 地震  
堤防からの漏水、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動 など
- 2 水害（河川、ため池等）  
堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂又は沈下 など
- 3 土砂災害
  - (1) 土石流  
山鳴り、降雨時の川の水位の低下、川の流れの濁り及び流木の混在 など
  - (2) 地すべり  
地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し など
  - (3) がけ崩れ  
わき水の濁り、がけの亀裂、小石の落下 など
  - (4) 山地災害  
わき水の量の変化（増加又は枯渇）、山の斜面を水が走る など
- 4 竜巻等の突風

### 第2 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の最も近いところに通報する。

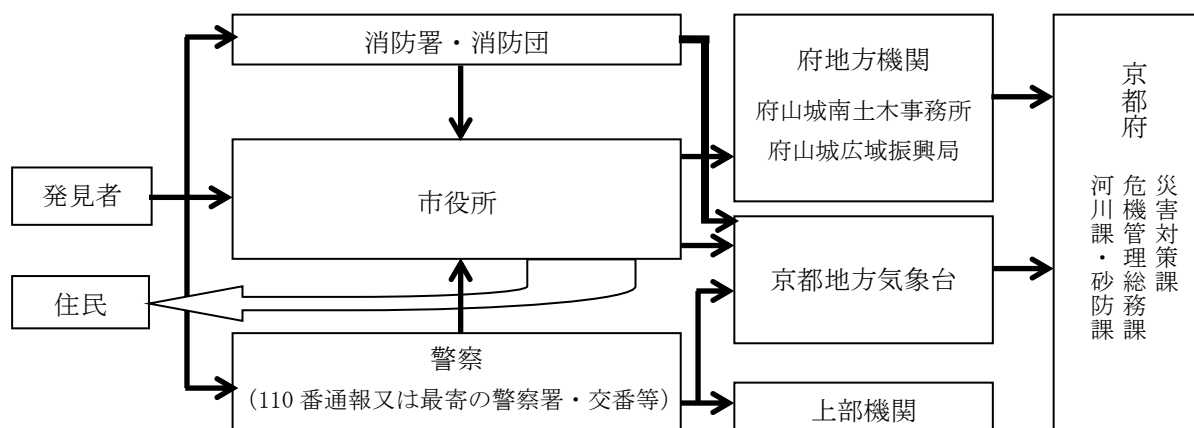
- 1 消防署
- 2 市役所
- 3 警察（110番通報又は最寄りの警察署・交番等）
- 4 消防団

### 第3 市長への通報

異常現象を発見した場合あるいは住民から通報を受けた市職員、消防職員・団員又は警察官は、直ちに市長（危機管理課）に通報すると同時に、住民へ異常現象発生のお知らせを徹底を図る。

#### 第4 市長の関係機関への通報

市は、前項の通知を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を行うとともに次の通報システムにより通報する。



#### 第5 住民に対する周知徹底

異常現象発見時における通報先については、平素から市広報等により住民に周知徹底しておく。

### 第9節 予報警報等の伝達及び周知の方法

#### 第1 周知徹底の方法

予報警報の通報を担当する各機関は、本節の各項に定める伝達方法の他、次の方法により関係者及び住民に対し周知徹底を図るものとする。

- 1 市防災行政無線、緊急速報メール、木津川市防災情報メール、防災情報電話配信サービス、Lアラートによる方法
- 2 サイレン、警鐘等による方法
- 3 マイク、広報車等を利用する方法
- 4 伝達組織を通じて徹底する方法
- 5 気象告知板による方法（鉄道気象告知板等）
- 6 ラジオ放送、テレビ放送による方法
- 7 インターネット上のホームページによる方法

#### 第2 通報連絡内容の略符号化

予報警報の通報連絡は、迅速かつ適確に伝達できるシステムの整備に努めるものとする。

#### 第3 通報連絡体制の確立

予報警報の通報連絡にあたる各機関は、あらかじめ受報体制を確立する等、常に連絡体制の整備に努めるものとする。

## 第2章 情報連絡通信網の整備計画

関係部署	総務部、マチオモイ部、消防本部、消防団
------	---------------------

### 第1節 計画の方針

災害時には、緊急通信、被害報告等が困難になる場合が予測されるため、災害対策本部においてあらゆる状況を把握し、防災上必要な連絡手段を確立するとともに、関係機関や住民等との連携・協力により情報伝達手段の多重化を図るものとする。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、平時からの災害情報のオープン化を図るよう努める。

### 第2節 通信施設の現況

利用可能な通信施設等は、次のとおりである。

- 1 市防災行政無線
- 2 京都府防災行政無線
- 3 消防本部保有の消防救急無線等
- 4 消防団無線
- 5 NTTの災害時優先扱いの電話

### 第3節 情報連絡手段の整備・拡充

#### 第1 市防災行政無線等

住民等に対する災害情報の周知徹底を図ることは、災害を未然に防ぐ上からも、また、災害を最小限にするためにも必要なことである。

このため、災害対策本部を設置する市役所（本庁）と各支所、各地域に設置される受信設備とを結び、同時に同一内容の通報ができる同報通信方式の無線網の整備が必要である。

また、住民生活に密接な関係を持つ病院、学校、電力会社等生活関連機関と災害対策本部とを結ぶ地域防災無線網の整備並びに災害対策本部が現地の被害状況を把握するため、市役所と被害現場の間及び自動車等移動体相互間を結ぶ移動系の無線網の整備も必要である。

平成28年4月以降、同報系防災行政無線屋外受信機の整備を完了し、市内全域に対し気象警報や災害情報等の放送を実施しており、最大限の活用を図っている。

また、情報連絡手段の円滑で適切な運用を図るため、幹部職員、防災基幹職員等への緊急情報連絡・動員体制の確立を進める。

さらに、各世帯への連絡網の整備についても地域の自主防災組織等を通じて、拡充を図る。

## 第2 情報連絡手段の多様化

災害時には、電話の輻輳、通信施設の被害が発生し、緊急通信、情報の受発信が困難になる場合も想定されるため、次のような方策により多様な情報連絡手段の確保に努める。

- 1 既存の情報システムの有効活用（ファクシミリ機能を持つ情報システムなど）
- 2 府の震度情報ネットワークシステム、早期被害情報収集システムに対応した情報ネットワークの整備
- 3 市内LAN施設の非常時活用システムの整備、施設の停電・災害対策の強化
- 4 地域情報化推進事業（CATV整備、高速インターネット接続、IP電話など）の導入
- 5 市における気象情報等観測施設の整備
- 6 関係機関等（府山城南土木事務所や府立高校及び府の出先機関、郵便局等の公共機関・団体運輸関係業者など）との連携強化
- 7 情報ボランティア（無線システム構築事業者との協力協定締結、アマチュア無線の活用、情報処理専門技術者等のボランティア登録など）の確保
- 8 地域における非常時情報連絡拠点の整備
- 9 スペシャリスト職員の育成
- 10 住民向け非常時協力ルールの周知徹底
- 11 住民に迅速に災害情報を伝達するため、携帯電話のエリアメール・緊急速報メール、防災情報メール、SNS、ホームページ、アプリケーション、Lアラート等を活用した、多様化、多重化した情報発信手段の整備を進める。

## 第3 庁内システムの業務継続性の確保

災害時において、職員の情報通信手段の基盤である庁内システムの業務継続性を確保する必要があるため、次の取組を行う。

- 1 電算室の環境整備  
電算室に設置されているサーバ等が業務継続できる環境の確保に努める。
- 2 自治体クラウドの推進  
「戦略的情報化政策研究会」において、自治体クラウドを活用した業務継続性の確保を検討する。

## 第4節 府災害対策本部との連絡

災害時に予想される通信混乱に際して、市から府災害対策本部への通信連絡系統を確立し、また、全ての防災関係機関が非常通信に協力する体制を整備する。

この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。

災害時に市から府災害対策本部に対し情報連絡、被害報告等が不能もしくは困難になった場合には、非常通信経路【第3編第3章第6節第2 p3-24 参照】に従って通信連絡を行う。

## 第5節 防災機関等

無線を整備している防災関係機関は、市及び他の防災機関から次の通信依頼があった場合は、自機関の非常通信に支障がない限り、迅速かつ適確に依頼通信に協力する。

- 1 人命の救助に関すること
- 2 被害状況等の通信に関すること
- 3 応援もしくは支援要請に関すること
- 4 その他、災害に関し緊急を要すること

## 第3章 河川防災計画

関係部署	総務部、建設部
------	---------

### 第1節 計画の方針

水害の予防と早期発見は、被害の軽減を図るために極めて重要である。このため市域内の河川等の現況危険箇所等を把握し、国、府に整備促進を要請するとともに、河川改修、排水事業等防災事業の強力な推進に努め、適正な維持管理を行い、水害の未然防止を図る。

また、木津川上流の名張川の高山ダム（相楽郡南山城村）について、豪雨時における洪水対策ばかりでなく、突発的に発生する地震に対しても十分対処できるように、連携を図り情報交換を行う。

### 第2節 水防の責任

水防法に基づく水防組織の整備、水防活動の実施、水防施設器具、資材の整備等水防に関するあらゆる準備行為、具体的水防活動については、水防管理団体たる市がその責任を負い、水防活動を迅速かつ規律ある団体行動にするための体制をとらなければならない。

### 第3節 河川の防災計画

#### 第1 河川の現況

本市は淀川水系木津川によって二分され、その他の市内主要河川は全てこの木津川に注いでおり、その多くが天井川である。特に、木津川右岸の河川は、上流の花崗岩からなる山地からの土砂流出が多い。木津川上流の複数の支流にはそれぞれダムが設置されており、本市に影響のある高山ダムの機能を次に示す。

#### 高山ダム

##### (1) ダムの現状

- ア 目的 洪水調節、水道用水、流水の正常な機能の維持、発電
- イ 管理者 水資源機構（旧水資源開発公団）
- ウ 位置 相楽郡南山城村
- エ 河川名 淀川水系名張川
- オ 規模 アーチ重力式コンクリート  
堤高 67.0m  
有効貯水量 49,200,000m<sup>3</sup>

カ 竣工年月 昭和44年3月

##### (2) 洪水調節

洪水調節は、洪水期（毎年6月16日から10月15日までの間）において標高117.0mから135.0mまでの容量35,400,000m<sup>3</sup>を利用してダム地点の計画高水流量3,400m<sup>3</sup>/sを1,800m<sup>3</sup>/sに調節する。

##### (3) 放流通報の連絡系統

本市への連絡は、水資源機構木津川ダム総合管理所高山ダム管理所から、NTT回線によりなされる。

市から関係事務所等（学校、病院、自治会等）に伝達する場合は、第1章第2節第3の3（P2-4）の伝達系統による。

## 第2 河川改修事業等

### 1 市管理の河川・水路

市管理河川・水路については、溪流部の浸食防止や土砂等堆積による河床の上昇に伴い発生する洪水被害の防止等水系一貫の思想に基づき管理強化に努める。

### 2 直轄河川、府管理河川

直轄河川や府管理河川について、必要に応じ、拡幅、掘削、護岸施設等の改修促進を淀川河川事務所、府に要望する。

## 第3 河川施設防災計画

1 耐震性を考慮して、老朽化している水門及び排水ポンプ場の改築並びに施設の改良を行い、河川改修、浚せつ等を実施する。また、府によるテレメータシステム等から適確な情報収集を行って出水に迅速に対応できるような体制の有効活用を努める。

2 河川は、火災等には河川自体が防火帯の機能を発揮し、河川管理用通路は非常用道路として、また、河川水は消火用水や緊急時の生活用水として利用できることから、こういった機能の向上を目指した河川整備を行う。

3 避難のための広場整備を行う。

4 緊急輸送路などとしての利用を考慮した河川管理用道路の整備を行う。

5 緊急時における生活・消防用水として河川水を容易に利用できるよう、取水ポイントまでのアクセスとなる坂路、階段護岸等の整備を進める。

6 破堤により甚大な被害が生じる天井川について、堤防等の耐震対策に努める。

7 合同樋門における内水排除のためのポンプ施設の設置を強く国、府に要望するとともに暫定的なポンプ施設の適正な維持管理に努める。また、他の樋門についても、点検・整備を適切にして、機能の維持に努める。

8 近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、あらゆる洪水に対して河川整備等だけで対応することは難しい状況もあることから、洪水による被害を最小限に抑えるため、治水施設整備によるハード対策に加え、貯留浸透施設設置など流域の流出抑制対策や、さまざまなソフト対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な治水対策を図っていく。

## 第4節 危険区域（箇所）の警戒巡視

日頃から気象情報の適確な把握をし、異常降雨等による水害の早期発見に努める。また、災害を未然に防止し、又は、被害を最小限に食い止め、迅速な応急対策が講じられるように、市内の危険区域の警戒巡視を行う。

主な危険区域として、府の管理する河川については、重要水防区域及び河川重点警戒箇所がある。

【資料編Ⅱ-4「重要水防区域及び河川重点警戒箇所一覧」参照】



## 第5節 危険箇所の周知

市は、浸水想定区域や重要水防区域、土砂災害危険箇所等を市防災計画に明記するとともに、表示及びポスター、パンフレットの配布等により関係住民への周知に努める。

## 第4章 林地保全計画

関係部署	総務部、建設部
------	---------

### 第1節 計画の方針

都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策の必要性が増大してきている。

したがって、府は、治山事業を実施し保安林の機能の維持増進を図るとともに、森林の防災機能を高め、水源かん養機能と保健機能を有機的に発揮する保安林を拡充し、生活環境の保全とあわせて地域の防災施設の計画的な整備をすすめる。市は府の行う治山事業に協力する。

### 第2節 治山事業

#### 第1 土砂の流出、崩壊による災害の防止

国、府は、健全な林分の育成に努めるとともに、荒廃林地、山地災害危険地等の復旧・予防のため、府の山地災害危険地調査を踏まえ、計画的に対策を実施しており、新規に発生する林地崩壊については、山地災害危険地区に繰り入れる等とともに緊急を要するものから治山事業を実施する。

#### 第2 小規模治山事業と災害の応急対策

市は、公共事業、府の補助対策事業については、積極的に取り組み、また極小規模のものでも場合によっては、被害拡大のおそれがあるときは、市単独で事業に取り組んで災害の拡大を防止するよう努める。

#### 第3 地すべり対策

国、府は、地すべりに起因する山地災害危険地等を中心に注視しながら、緊急を要するものから防止工事を行う。

### 第3節 保安林の整備

国、府は、保安林に指定されている個々の森林を再検討するとともに、その特性を考慮して、保安林指定要件に適合した機能を最大限に有するよう整備する。

## 第4節 造林事業

### 第1 造林事業の概要

#### 1 現状

本市の林野面積は、3,273ヘクタール（2015年世界農林業センサス）で、総面積の38.4パーセントを占める。

個人有林の造林事業は、最近全体としてやや後退の傾向にある。原因としては、山林労務の不足、外材輸入による木材価格の低迷及び拡大造林の奥地移行など、種々の条件が考えられる。

#### 2 計画の方針

森林環境保全整備事業計画に基づき、着実な森林の整備を推進することにより、木材の生産機能はもとより森林の公益的機能の高度発揮を図る。

#### 3 計画の内容

森林による二酸化炭素の吸収は、地球温暖化対策において特に重要なものとして位置付けられており、間伐等を積極的に推進し、森林の適正な整備・保全を図ることとする。

また、放置され、機能の低下を招いている人工林に対しては、強度の間伐を実施するなどして広葉樹等の導入を図り、針葉樹と広葉樹が適度に混交した災害に強い森林を整備していくこととする。

さらに、人工林の伐採跡地で適確な更新が図られていない箇所については、緑の公共事業等で広葉樹を主体として植栽し、早期に森林の造成を図ることとする。

## 第5節 本市の山地災害危険地区

本市には、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区等の山地災害危険地区があり、京都府と連携して地域住民に周知し、警戒避難態勢の確立に努める。

なお、山地災害危険地区に関する場所や種別などの詳しい情報は、京都府ホームページに掲載されている。

### 第1 山腹崩壊危険地区

山の斜面が崩れ落ちることにより、人家や公共施設等に直接被害を与えるおそれがある山の斜面をいう。

### 第2 崩壊土砂流出危険地区

山崩れや地すべり等によって発生した土砂が、溪流で土石流となって流出し、人家や公共施設等に直接被害を与える恐れのある山の溪流をいう。

## 第5章 土砂災害予防計画

関係部署	総務部、建設部
------	---------

### 第1節 計画の方針

本市は、急傾斜地も多く、前線の停滞による集中豪雨、台風通過時における連続的豪雨等の自然条件によって、山くずれ等の山地に起因する災害が発生しやすい特性をもっている。

このため荒廃地、土砂災害危険地等を整備し、森林の維持、造成を通じて土砂災害から住民の生命、財産を守るため、次の事業を実施する。

地震等の際には、山腹崩壊地や、地すべり、地盤の緩みが発生し、降雨でがけ崩れなどいわゆる2次的な土砂災害の発生する危険性の増大が懸念されることから、本編第4章「林地保全計画」、第5章「土砂災害予防計画」を準用して、これらの対策を推進する。

### 第2節 地すべり対策計画

一般に地すべりは、特別な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、一見ただけでは山くずれと判別しがたいが、最初は緩慢な滑動に始まって最後は山くずれと同じような崩壊をするもので、主に地下水に起因しているのが特徴である。

本市には、地すべり危険箇所が3箇所、そのうち、2箇所が地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）である。【資料Ⅱ-5「災害危険箇所一覧」参照】

#### 第1 地すべり対策の推進

地すべりはその判定が難しく、軽率に工事を進めるとかえって災害を助長するため、府は、地形、地質調査、表面移動量調査、地下水調査等広範囲にわたって調査して必要な対策を実施する。市域の地すべり危険箇所については、全て対策済み又は対策中である。

#### 第2 住民への周知

地面にひび割れが生じるなどの異常現象が住民によって早期に発見でき、危険を回避できるよう、市は近畿地方整備局及び府と協力して、地すべり危険箇所・地すべり防止区域、前兆現象の周知に努める。

### 第3節 砂防対策計画

砂防は、河川工事の根源といわれるように、いくら下流の河川を改修してもその上流の山地が荒れ、溪岸が浸食されては洪水時に土砂を含んだ水が流れ出して、堤防や護岸を破壊し、河道に異常な土砂の堆積を起し、はん濫の原因になる。

本市には、砂防法第2条による指定箇所（砂防指定地）が36箇所存在する。この有害な土砂を土

砂生産区域でくい止めるため、治山事業とも調整し、土砂が流出するおそれのあるところについて砂防事業を推進するよう府に要請し、土砂災害の防止に努める。

### 第4節 土石流対策計画

#### 第1 現状

最近の災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な溪流が、異常な集中豪雨により、一旦土石流が発生すると、兩岸を削られ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させ、災害を起こす例が多い。

本市には、土石流危険溪流として、66 溪流存在する。土石流危険溪流とは、「土石流危険溪流及び土石流危険溪流調査要領（案）」により、土石流の発生の危険性があり、被害想定範囲内に1戸以上の人家が存在する若しくは今後住宅等の新築の可能性があると考えられ、土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある溪流（溪流勾配15°以上）である。

【資料編Ⅱ-5「災害危険箇所一覧」参照】

#### 第2 住民への周知

山鳴りなどの異常現象が住民によって早期に発見でき、危険を回避できるよう、市は府と協力して、「土石流危険溪流及び危険区域」の箇所や前兆現象の種類の周知に努める。

#### 第3 計画の方針と内容

市は、危険区域に対し土砂災害監視システムにより情報がリアルタイムに発信され、降雨状況等を速やかに把握する措置を講じるなど警戒降雨量に達した場合は、通報により避難体制を確立するよう努める。

特に保全対象人家が5戸以上又は道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。

### 第5節 急傾斜地崩壊対策計画

本市には、急傾斜地崩壊危険箇所が88箇所、そのうち急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域が8区域ある。

「急傾斜地崩壊危険箇所」とは、「急傾斜地崩壊危険箇所点検要領（平成15年3月、国土交通省河川局砂防）」により抽出された崩壊するおそれのある、高さが5m以上、傾斜度が30度以上の急傾斜地で、被害想定範囲内に1戸以上の人家が存在するか、今後住宅等の新築の可能性があると考えられる箇所で、そのうち、急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）に基づき、府において急傾斜地崩壊危険区域を指定している。

【資料編Ⅱ-5「災害危険箇所一覧」参照】

## 第1 調査及び住民への周知

急傾斜地崩壊危険区域及び住家等に影響を及ぼすおそれのある急傾斜地の総合的な調査を実施し、過去の被害状況等を参考に検討を行い、緊急なものから指定及び崩壊防止工事の実施について府に要請するものとする。

また、崩壊による被害のおそれがある住民に対し、危険箇所の周知徹底や防災知識の普及に努める。

## 第6節 警戒避難体制の確立

土砂災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限度に止めるために、事前措置として日頃から危険予防箇所の把握と、防災パトロールを強化し、次の事項等に基づいて実施するものとする。

また、府とともに土砂災害警戒区域の指定を進めるものとする。

### 第1 警戒又は避難を行うべき基準

気象情報、雨量、警戒避難基準等を参考に設定する。

大雨には、局地性があるので、雨量観測地基準雨量に達しない場合でも危険な兆候が認められた場合には自主的な判断によって避難するよう住民を指導するものとする。

### 第2 避難所及び避難路の設定、周知

避難所及び避難路の選定に当たっては、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）の土砂災害を受けるおそれのない場所及び洪水氾濫等の水害を受けるおそれのない場所を選定し、土砂災害ハザードマップを作成して住民に対し周知徹底を図る。

### 第3 情報の伝達等

- 1 毎年1回以上のパトロールを実施し、関係住民の注意を喚起する。
- 2 大雨等により、区域内に災害の発生するおそれがあるときは、同報系防災行政無線、広報車、サイレン等の方法により、直ちに関係住民等に情報の伝達を行うことで警戒体制をとらせ、状況に応じ避難指示等を行う。

### 第4 防災知識の普及及び防災活動の実施

市防災関係職員や住民に対し、土石流危険渓流等の危険箇所や避難方法等の防災知識の普及に努める。また、関係機関と協力して土砂災害に対する防災訓練を実施するよう努める。

### 第5 警戒避難体制等

- 1 市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について定める。

### (1) 土砂災害に関する情報等の収集・伝達方法

情報の収集は次節「土砂災害警戒情報及び府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）」により行い、伝達方法は「災害予防計画 第31章第2節避難の周知徹底」(P2-123)を準用する。

### (2) 避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ア 避難所については、土砂災害警戒区域に指定された地域の特性等を踏まえ、土砂災害警戒時の避難所を指定する。

イ 避難経路については、基本的に住民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難指示等を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、要配慮者等の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう区、町内会・自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

2 警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。また、これらの施設のうち、土砂災害防止法に基づき本計画に記載されたものは、土砂災害に対応した避難に係る計画（避難確保計画）を作成するものとする。

3 国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、上記1で定めた事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

【資料編Ⅱ-2「警戒すべき区域内の災害時要配慮者関連施設一覧及び情報伝達方法」参照】

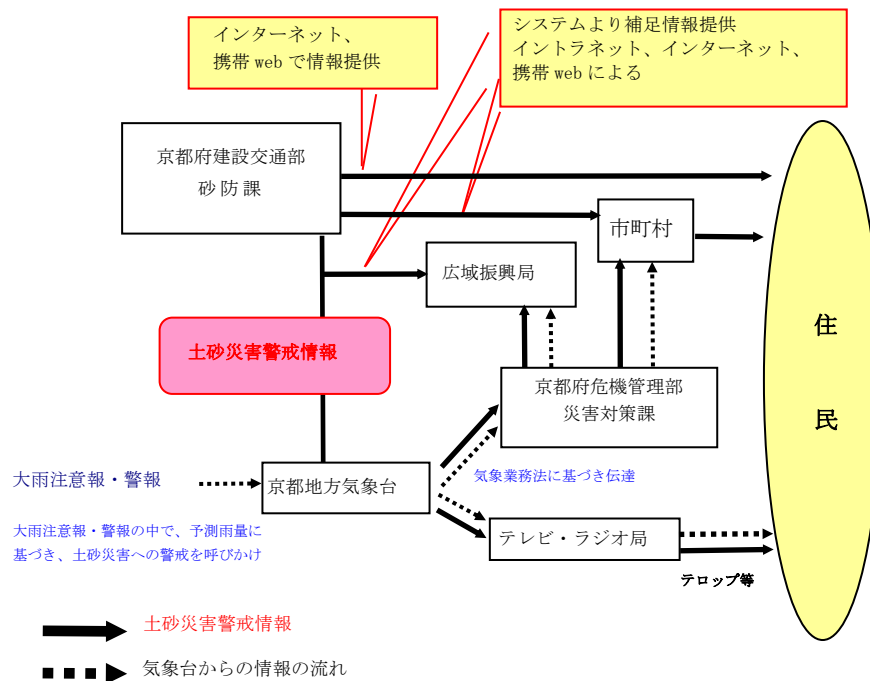
## 第7節 土砂災害警戒情報及び府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）

### 第1 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

（目的）

京都府と京都地方気象台は、大雨による土砂災害が見込まれる時に、市長が住民に対して行う避難指示等の防災対応を適時適切に判断できるよう支援すること及び、住民の自主判断にも利用できることを目的として土砂災害警戒情報を共同発表し、関係機関及び住民へ伝達する。

市は、土砂災害警戒情報に基づき、避難指示等必要な措置を講じる。



## 第2 基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準とからなり、以下のとおりとする。

- 警戒基準は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。また、その他必要が認められる場合には、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報を発表する。
- 警戒解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降水状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土砂災害危険箇所の点検結果等を鑑み、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台が協議の上で警戒を解除できるものとする。

## 第3 発表単位

該当市町村に対し土砂災害警戒情報を発表する。ただし、発表区分は、第1章第7節第1 (P2-27) のとおり。

## 第4 留意点

土砂災害の発生形態は多種多様であり、土砂災害警戒情報によって、全ての土砂災害は表現できない。

- 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。
- 個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したもの

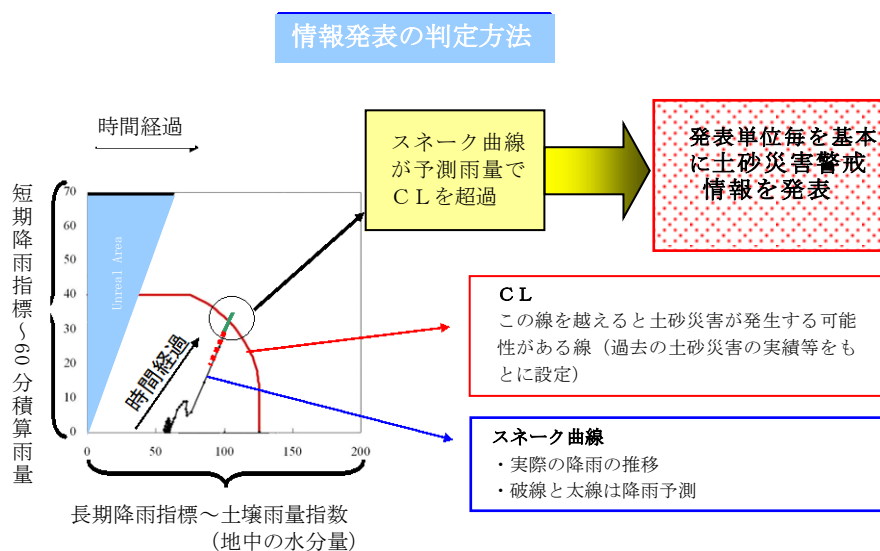


ではない。このため、個別の災害発生箇所・時刻・規模等を特定するものではない。

## 第5 京都府土砂災害警戒情報システム

### 1 システムの概要

本システムは气象台による精度の高い降水予測（解析雨量）と、京都府の作成した1kmメッシュエリアごとの土砂災害発生危険基準線（CL）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行うものである。



### 2 市町村への情報提供

京都府は、市町村に対し、京都府土砂災害警戒情報システムにおいて災害発生の危険性があると判断された時には、京都府防災情報システムを活用して伝達する。また、京都府土砂災害警戒情報システムにより、地図上で危険度レベルの確認ができる情報をイントラネット、インターネット、携帯 Web で発信をする。

### 3 用語解説

**解析雨量** : 気象庁の地域気象観測所（アメダス）と京都府の雨量観測所及び国土交通省の雨量観測所の観測値と、気象レーダー・エコーから1kmメッシュごとの降水量を推定したもの。

**土壌雨量指数** : 長期降雨の指標。積算雨量との違いは、24時間以上前の先行雨量も取り込んでいる。直近の雨ほど土壌中に多く残るといふ土壌の特性をモデルに組み込んでいる。

**CL** : この値（線）を越えると土砂災害が発生する可能性がある線。過去の土砂災害の実績をもとに設定した。

## 第8節 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）」に基づき、府による「土砂災害警戒区域（土砂災害により住民の生命等に危害が生じるおそれがあると認められて知事が指定する区域）」及び「土砂災害特別警戒区域（「警戒区域」のうち、土砂災害により建築物に損壊が生じ住民の生命等に著しい危害が生じると認めて知事が指定する区域）」が指定された場合には、警戒避難体制の整備や特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転勧告などについて、府と連携を図りながら総合的な土砂災害防止施策を推進する。また、既に指定されている地域についても、必要な土砂災害防止施策を引き続き実施する。

木津川市の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

地域	自然現象の種類	指定区域	
		土砂災害警戒区域 (箇所)	土砂災害特別警戒区域 (箇所)
木津	土石流	14	4
	急傾斜地の崩壊	<u>43</u>	<u>41</u>
加茂	土石流	46	19
	急傾斜地の崩壊	<u>174</u>	<u>165</u>
	地すべり	3	-
山城	土石流	15	6
	急傾斜地の崩壊	<u>58</u>	<u>57</u>
合 計		<u>353</u>	<u>292</u>

【資料編Ⅱ-5「災害危険箇所一覧」参照】

## 第6章 道路防災計画

関係部署	建設部
------	-----

## 第1節 計画の方針

崩土及び冠水等による侵食及び軟弱土質等の地勢的原因によるもの並びに積雪等による被害を防止し、被災常襲道路の解消及び災害時における道路、橋梁等の安全を確保するため、次の事業を実施する。

## 第2節 道路及び橋梁改良事業

道路については、次の道路改良事業を行うことにより、災害の防止及び軽減に努める。

- 1 災害時の緊急輸送道路となる次の道路などの早期改良・整備を各道路管理者に要請していく。
  - ・第1次緊急輸送道路  
京奈和自動車道、国道24号、国道24号（城陽井手木津川バイパス）、国道163号、主要地方道八幡木津線、市道木712号相楽台15号線、市道木713号相楽台16号線
  - ・第2次緊急輸送道路  
主要地方道木津信楽線、主要地方道奈良加茂線、主要地方道天理加茂木津線、主要地方道枚方山城線
- 2 市道については、国道や府道の整備計画に合わせ、上記の災害時の緊急輸送道路等との連絡道路、土地利用上の観点から必要となる道路について整備を図る。
- 3 水害により絶えず路面が水没する箇所及び道路損壊のおそれがある箇所に対し、これを防止するため嵩上げ等を行う。
- 4 大雨などによる土砂崩れや落石の危険が高い道路に、危険防止のためのネット及びコンクリート擁壁を設置する。
- 5 水害等による橋梁の破損、流失を防止するため、橋梁改良を行う。

### 第3節 地震対策機能強化

地震直後から発生する緊急輸送を、円滑かつ確実に実施するために必要な道路（緊急輸送道路）を指定し、ダブルネットワークの形成とその機能強化を目指した道路整備を進める。

府への改良・整備の要請も含め、次のような計画を進める。

#### 第1 災害に強い道路の整備

崩土、落石等の災害のおそれのある道路法面等の危険箇所を把握し、対策工事の必要な箇所については、計画的に整備を進める。また、市街地内の避難路となる道路については、交通機能の確保とともに、火災の延焼防止にも寄与する街路樹緑化など、災害に強い道路整備を行う。

#### 第2 重要な道路構造物の整備

##### 1 橋梁の整備

地震による橋梁の落下等を防止し交通機能を確保するとともに、交通遮断等、他施設への影響をなくすため、橋梁耐震点検調査を実施する。

なお、横断歩道橋についても同様の措置を行う。

##### 2 トンネルの整備

地震災害時の交通機能を確保するため、トンネルの安全点検調査を実施し、防災補修工事が必要な箇所については、計画的な整備を進める。

## 第7章 農業用施設防災計画

関係部署	建設部
------	-----

## 第1節 計画の方針

ため池、頭首工（取水堰）、用排水路、農道などの農業用施設は、市内各地に多数存在し、農業生産はもとより農村の生活や自然環境を支える施設としての役割を担っているが、これらは自然的にも、社会的にも災害を受けやすい状況にあり、これまでも大雨等による数多くの災害に見舞われてきている。

農業用ため池は、決壊すると下流に大きな被害をもたらす場合が予想され、農業用施設の中では最も注意を要する施設である。また、決壊により人家や病院、学校等の施設に影響を与えるおそれのあるため池を「防災重点農業用ため池」に位置づけ、監視管理体制の強化や詳細調査を実施し、対策工法等を検討する等、重点的に防災・減災対策を行うものとする。

したがって、豪雨、洪水、地震などの災害発生時を予想し、要注意のものを重点にしながら、順次補強事業を実施するとともに、管理、保全指導の徹底を期し、災害の未然防止に万全を図るものとする。

【資料編Ⅱ-6「防災重点農業用ため池」参照】

## 第2節 大雨、洪水対策

## 第1 ため池

- 1 巡視による異常の早期発見とこれの報告、特に草刈り等の日常管理の励行を行う。
- 2 斜樋底樋の排水態勢の点検整備を行う。
- 3 堤体の応急補強と通行規制を行う。
- 4 洪水吐き及び下流放水路障害物の除去を行う。
- 5 不用貯水の排除及び事前放流を行う。
- 6 ため池点検調査やハザードマップ作成に取り組むとともに、府山城広域振興局が行うため池の諸元情報のデータベース化に協力する。

## 第2 頭首工

取水、土砂吐、洪水吐等の各種ゲートの整備点検と操作の演習を行い、洪水流下を阻害しないよう、また、取水ゲートからは河水が堤内地に流入しないよう措置をとる。

## 第3 用排水路

- 1 しゅんせつ、除草、障害物の除去、破損箇所の修理を行う。
- 2 水路中の各種ゲートの整備点検、操作を確実にを行う。

#### 第4 ポンプ

- 1 原動機ポンプ及び附帯設備の点検整備や試運転を行い非常時に備える。
- 2 ディーゼル機関の燃料の確保保管
- 3 浸水するおそれがある用水ポンプ用原動機の格納
- 4 排水機場内に浸水のおそれがある場合の場内排水の準備と整備

#### 第5 農道

路面の補修、側溝、暗きょ、溜桝、排水管等、排水施設のしゅんせつ、清掃を行う。

#### 第6 工事中の施設

仮締め切りの点検

### 第3節 地震対策

#### 第1 保守管理の徹底

農地や農業用施設そのものの被害（1次災害）が最小限となるよう、保守管理を徹底する。農業用施設（コンクリート、鉄筋コンクリート及び土質構造物等）については、常にその亀裂、沈下、歪等を調査し、地震による被害が明確に把握できるようにしておく。

#### 第2 地震対策機能の強化

地震に弱いと判定される構造物については可能な工法で補強を行っておく。対策工事や施設改修に当たっては、地震時に人家や公共施設に被害（二次被害）を与えるおそれのある場合は耐震性に考慮するとともに、避難所や緊急用水確保としての活用についても検討を加える。

#### 第3 ため池等防災計画

##### 1 計画の方針

ため池には常時貯水が行われているので、豪雨時における洪水対策ばかりでなく、突発的に発生する地震に対しても十分対処できるように、常時設備の保守管理を徹底させるとともに、情報の連絡体制及び災害発生時の情報伝達体制を整備して、その機能が完全に効果を発揮するよう万全を期する。

##### 2 ため池及び関連設備等の計画の内容

###### (1) 台帳整備と保守管理の徹底

市内に存在するため池の諸元や情報（所在地、規模、形式、管理者、図面、現況写真、改修歴、被害想定等）などを記載したため池台帳（府によるデータベース）を、地震時における対策や地域の防災対策に役立てることとする。

また、平常時における保守点検や維持管理をため池管理者に対して徹底する。

###### (2) 点検調査と防災対策工事の施工

「防災重点農業用ため池」に重点をおいた、定期的な点検調査（老朽度、漏水堤体損傷、諸

設備の故障及び能力不足、堆積土等の調査)を行い、ため池管理者に対し注意を促すとともに、必要な対策工事や措置を行うよう指導する。

### (3) 地震発生時における緊急連絡体制の確立と対策

地震発生時には、ため池の被災（1次災害）や2次災害を最小限とするため、危険度の高いため池については、緊急安全点検を行い、連絡体制を確立する中で、ため池管理者に対し緊急放流を行わせるなどの対策を講じる。

なお、ため池管理者に対し徹底する緊急安全点検は、震度5弱以上の地震が観測された地域にあっては全てのため池とする。

### (4) 地震発生時におけるため池の積極的な活用

地域の防火用水や生活用水として利用できるため池は、地域の防災対策の中に位置付け、必要な整備を行い、地震発生時などの緊急用水確保に役立てる。

## 第4 農地農業用施設（ため池を除く）の防災計画

### 1 計画の方針

地震発生時などにおいて、農地や農業用施設そのものの被災（一次災害）が最小限となるよう、施設の管理者に対し保守管理を徹底させるとともに、計画的に対策工事や施設改修を行う。

また、対策工事や施設改修に当たっては、地震発生時に人家や公共施設に被害（二次災害）を与えるおそれのある場合は耐震性に考慮するとともに、避難所等としての活用についても検討する。

### 2 計画の内容

#### (1) 保守管理と点検の徹底

農地や農業用施設の管理者に対し、保守管理を徹底するとともに、老朽化や機能障害などで安全性に問題がある施設については必要な対策工事や修理・改修を行うよう指導する。

#### (2) 耐震性の考慮と緊急時連絡体制の確立

被災すると、人家や公共施設に被害が及ぶ可能性のある農業用施設については、改修の際には耐震性を考慮するとともに、緊急時に必要な措置が講じられるよう連絡体制を確立する。

#### (3) 防災施設・災害対策施設としての活用

一定の広がりを持った農地は、避難場所や防火帯として利用できる可能性がある。

また、農業用施設についても、防火用水など緊急時の用水確保に利用することができる。

利用可能なところは、地域防災施設として位置付け、必要な整備を行い、積極的な活用を検討する。

## 第4節 人身事故防止対策

農業用施設による人身事故を防止するため農業用施設の平常時の巡視点検調査をより一層厳重に実施し、事故が発生するおそれのある危険箇所については、安全柵の設置等速やかに事故防止の適切な措置を講じ、関係機関及び地域住民と連絡を密にして積極的な協力を呼びかける。

## 第8章 防災営農対策計画

関係部署	マチオモイ部、建設部
------	------------

## 第1節 計画の方針

農地、農業用施設等営農基盤の災害予防事業の計画的推進及び防災的見地からの営農指導を行う組織、方法等について定める。

## 第2節 風水害予防対策

## 第1 農作物対策(夏季)

## 1 水稲

- (1) 早期栽培の導入や、早・中・晩生品種の組合せにより危険分散を図る。また、出穂後の冠水では穂発芽性が被害程度と密接な関係があるので、穂発芽のしにくい品種を栽培する。
- (2) 早期栽培稲で刈取期にあるものは早目に刈取る。
- (3) 風台風の場合、倒伏、乾燥防止のため深水に努める。
- (4) けい畔を補強し、水路を清掃補強しておく。
- (5) 既に刈り取って稲架掛けしているものは、倒伏しないよう補強する。
- (6) 地干ししているものは、速やかに稲架掛けするか又は安全な場所に搬入し、穂発芽又は流失等が起こらないよう注意する。
- (7) 流失しやすい場所に稲架掛けしているものは、安全な場所に移す。
- (8) 栽培法では、窒素が効き過ぎないようにする。特に冠水害の起こりそうな時は、窒素追肥はしない。

## 2 豆類

- (1) 排水溝は、整備しておく。
- (2) 倒伏防止のため、中耕培土をしておく。

## 3 茶園

- (1) 新植、幼木茶園は風害を受けやすいので株元に土寄せし敷草を行う。特に風当たりの強い茶園では竹ざお等に茶樹を結束し、茶樹の動揺を避ける。
- (2) 傾斜地の茶園は浸食防止のため土壌表面のマルチや周辺排水溝の整備をする。隣接林地との境界に水路を設け、雨水の茶園への流入を防ぐ。法面を保護するため、コンクリートブロックやふとんカゴなどで土どめを行う。
- (3) 茶園に点在する覆小屋の戸口及びトタン屋根を十分補強するとともに被覆資材の保全を図る。
- (4) 育苗ほの覆いを補強する。

## 4 野菜

- (1) 現在、作付されているものは、早めに収穫するほか、植物体を保護するため、ネットで茎葉を押さえて支柱等の補強を行う。きゅうり、えんどう等つる性のものは、支柱を倒して地面に



はわせる。

- (2) 育苗中のものは、苗床に寒冷しゃを覆って保護に努め、状況により、定植時間を外す、あるいは補植苗を準備するなど作付け面積の確保に努める。
- (3) 直まきのものは、は種期や間引時間の繰り下げを行うほか、は種済みのものは株元への土寄せを行って被害の軽減に努める。
- (4) 寒冷しゃ等利用の場合は、押さえを特に強化し、状況によっては除去収納する。
- (5) ハウス栽培では、ビニール等被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、被覆資材固定用の金具、ハウスバンド等の締め直し、補強を行う。また、ハウス骨材の補強を行う。
- (6) 排水溝を整備する。特にハウス周囲は水量が多いので、ハウス内への水の浸入を防ぐため、排水溝にマルチを敷くなどしてスムーズな排水を図る。

## 5 果樹

- (1) なし、もも、ぶどう等で収穫期にあるものは、事前にできるだけ収穫する。
- (2) 主枝、亜主枝等主要な枝に支柱を立て、枝つり、誘引等を行い枝の動揺を防ぐ（不完全な支柱は、逆に被害を大きくすることがある。）。
- (3) 果樹園の倒壊を防ぐため、支柱立て、控え線の増加等補強する。

## 6 花き

- (1) 排水溝を整備しておく。
- (2) ネット栽培のものにおいては、支柱の補強を行うとともにネットをしっかりと張っておく。
- (3) ハウス栽培においては、被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、ハウスの補強を行う。

## 第2 農作物対策(秋季)

### 1 水稲

夏季予防対策に準ずる。

### 2 豆類

- (1) 収穫期にある豆類は、早めに収穫する。
- (2) 排水溝を整備する。

### 3 野菜

- (1) きゅうりなど収穫期にある野菜類は、早めに収穫する。
- (2) これらの樹体保護のため、なす等については支柱の補強、きゅうり等つる性のものについては支柱を倒して地面にはわせ防風ネットを張るなどの対策を講じる。
- (3) は種期にある野菜は、時期を遅らせ模様を見て、は種する。
- (4) だいこん等直まきのものは、間引きを遅らせるとともに動揺を防ぐため土寄せを行う。
- (5) キャベツ、たまねぎ等の苗床は、強風雨が当たらないよう寒冷しゃを覆って防風措置を講じる。
- (6) 排水溝を整備する。特にハウス周囲は、水量が多いのでハウス内への水の浸入を防ぐため、排水溝にマルチを敷くなどしてスムーズな排水を図る。
- (7) ハウスのビニール等被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、被覆資材固定用の金具、ハウスバンド等の締め直し、補強を行う。また、ハウス骨材の補強を行う。

4 果樹

夏季予防対策に準ずるほか、なし、くり、かき、ぶどう等で収穫期にある果樹は早目に収穫する。果樹及び棚の損傷等を防止するため、支柱を立て、棚を補強する。

5 花き

夏季予防対策に準ずる。

6 茶園

夏季予防対策に準ずる。

7 その他

- (1) 農薬の保管倉庫はあらかじめ雨もり、浸水のおそれがないかなどの点検、修理を行う。
- (2) 水害を受けやすい倉庫及び場所に保管されている場合は事前に安全な場所に移し、厳重に保管する。

第3 林業対策（風害）

1 しいたけ

フレーム、楯起しの支柱を補強する。

2 炭窯

窯小屋の補強をする。

3 苗畑

日覆の補強、排除をする。被害を生じた場合は、病虫害の発生防止を講じるとともに施肥により樹勢の回復をはかる。

4 森林

被害木の早期処分をはかり、病虫害の発生を防止するとともに、根ゆるみした幼齢林木は根踏みをして活着と樹勢の回復促進をはかる。

第4 林業対策（水害）

1 治山

治山現場を点検して次の措置をする。

- (1) 築設中の構造物は、埋戻し、間詰等の補強対策を完全にして倒壊、亀裂等を防止する。
- (2) 床棚周辺、切取上部等に所在する立木、転石等の処理をするとともに、切取り、盛土の法面を整理して崩壊を防止する。
- (3) 機材、原材料を流失、埋没、破損、変質等のおそれのない場所に保管する。

2 林道

- (1) 側溝及び排水施設を整備し、排水をよくしておく。
- (2) 溪流や河川に散乱している根株、流木等を除去しておく。
- (3) 洪水時に被災のおそれがある川沿いの土場、貯木場の木材は搬出するか又は安全な場所へ移しておく。
- (4) 工事中の林道は治山と同様の措置をする。

3 苗畑

排水をよくしておくとともに水の流入を防止する措置をする。水害をうけたときは残存樹苗の病虫害、発生を防止するため、殺菌剤を晴天日に散布する。

### 4 炭

窯の周囲の排水を良くし、窯小屋の屋根が雨もりしないよう補修する。

### 5 しいたけ

排水、通風をよくして、雑菌のまん延を防止する。

## 第5 畜産対策

### 1 飼料の確保・保管

備蓄飼料については、飼料の品質低下を招かないよう保管方法及び保管場所に万全を期すこと。

### 2 畜舎等の補強

畜舎等の破損箇所、危険箇所を点検し、修理・補強をしておくこと。また、畜舎周辺の排水路を整備しておくこと。

### 3 畜産物の保管・出荷

生乳、鶏卵等畜産物の保管・出荷については、事前に災害時にとるべき処置を検討しておくこと。なお、生乳の保管は4℃で48時間が限度であることから、隔日出荷のための保存場所を検討しておくこと。

### 4 家畜の退避

家畜の退避方法・退避場所等について事前に検討しておくこと。

### 5 停電時の処置

集乳場、育すう所等においては、停電の場合に備え自家発電機の整備等とるべき処置を検討しておくこと。

### 6 家畜の衛生対策

災害時には、炭そ、イバラキ病と牛流行熱、豚丹毒、鶏ニューカッスル病などの家畜伝染病やその他の病気が発生しやすいので、家畜の健康観察を十分に行うなど日常の飼養管理の徹底を図ること。

### 7 家畜の防疫・緊急救護体制の整備

山城家畜保健衛生所を中心に家畜防疫及び緊急救護体制を整備するとともに、各家畜診療所においては災害時に備えた緊急医薬品等の確保を図ること。

## 第3節 晩霜と低温障害予防対策

### 第1 農作物対策

#### 1 野菜類

- (1) 二重トンネル、こも、シルバービニール等の利用、ビニールマルチ等により夜間温度を高めるとともに、日中は高温にならないよう注意する。
- (2) 定植を一時遅らすもの、苗の状況で遅らせないものや露地ものは、トンネル栽培に準じた措置により被害の軽減に努める。なお、定植は、とくに地温12℃以上になってからとし、定植

後は地温を上げるようにする。

- (3) ハウストンネルでは高温後の低温時にはアンモニア、亜硝酸ガスの発生することがある。また、ストーブや練炭などを持ち込むと一酸化炭素の害がでる。
- (4) 土壌水分を十分にもたせる。
- (5) 予備苗を危険がなくなるまで持つ。

## 2 果樹

- (1) 種類別凍霜害危険温度は次のとおりであるので、早目に燃焼資材など準備して対策の徹底を期す。

果樹の霜害発生限界温度〔1967 中川、角田〕

種類	生育ステージ	霜害発生限界温度(°C)
う め	満 開 期	-7~-8
	幼 果 期	-3~-4
も も	満 開 期	-2.5
日 本 な し	満 開 期	-1~-1.5
	幼 果 期	-1~-1.5
ぶ ど う	ほ う 芽 ・ 展 葉	-2.5~-3
か き	ほ う 芽 期	-1.5~-2

(注)百葉箱内温度であらわす。

- (2) ぶどうの被覆栽培では、一時的な暖房を行う。なおこの場合、ハウス内のガスに注意すること。また、ハウス内のかん水を十分行い、蓄熱することも効果がある。
- (3) 人工交配を実施して結実を確保する。
- (4) 樹勢着果状況等を勘案の上、摘果は2~3回に分けて行う。

## 3 茶園

### (1) 防霜ファン

サーモスタットを3°Cに設定しておき、萌芽15日前から運転する。

### (2) スプリンクラー

水量を十分に確保し、機器の点検を確実にを行う。水量は3mm/時間の場合、10aあたり毎時3tが必要なので、面積、散水時間を考慮して準備する。散水は摘採面の温度が2°Cになったら開始する。散水回数が多くなると過湿になりやすいので排水対策を十分に講じる。

### (3) 高棚被覆

降霜が予想されるときは早めに被覆（樹冠面から60~90cmの高さ）を行う。傾斜地では、山側の側幕を閉じ冷気の流入を防ぐ。

### (4) トンネル被覆

一般に摘採期の促進を目的として行うが、防霜効果は劣る（透明の被覆資材は夜間の保温効果がほとんどない）。被覆資材は茶株面から40cm以上離し、すそ部は地表面から25cm程度あけて設置し、風でめくれないようにしっかり固定する。

(5) 敷草の処理

敷草で地表面全面を覆うと、過冷却によって敷草の温度が下がり、被害を増大させることがあるため、敷草は、茶園の株元に押し込む。

#### 第4節 干害予防対策計画

- 1 土地改良区及び農業水利組合は、かんがい期前に各農業用水利施設の点検を行い、機能低下のないことを確認し、漏水損失等のないよう水利施設の整備・補修を行い、水源より耕地に至るまでの水の損失を最小限に止める。特に、揚水機は、試運転を行い揚水量の可能性を点検する。
- 2 干害発生のおそれのある場合、その水利用を最も有効に使用する方法により、節水を行い干害の未然防止に万全を期する。なお、揚水機等の臨時的設置の応急対策の準備に着手する。
- 3 農作物については、次の措置をとる。
  - (1) 果樹、茶、豆類等農作物全般に敷わら、敷草を増施（10アール当たり1～2トン）して乾燥を防ぐ。
  - (2) 水源のあるところはポンプ、樋等の使用により、極力用水の確保に努め、用水が不足する場合は集中かん水することとし、特に穂ばらみ期の水稻は重点的にかん水する。
  - (3) 豆類では、は種に当たっては耕うん作業をできる限り遅らせて土壌の乾燥を防ぐとともに、アブラムシ類の多発が予想されるので防除を徹底する。
  - (4) 野菜、果樹等施肥の必要な場合は、かん水をかねてうすい液肥にし、日中をさけて夕方施す。
  - (5) 野菜、果樹で、多発が予想されるうどんこ病及びアブラムシ類、ハダニ類等について防除の徹底を図る。
  - (6) 果菜類では、曲がり果や肥大不良果などの発生を防ぐため、1株当たり2リットル以上のかん水を行う。
  - (7) 栗、桃、梅、ぶどう等樹体に日焼けのおそれのある場合は、白塗剤を塗布する。
- (8) 茶園管理
  - ア 幼木園は干ばつ害を受けやすいので、5～7日間隔で気温の下がる夕方にかん水を行うとともに、敷草によって株元の保護に努める。
  - イ 成木茶園では、敷草などにより地温を下げ、土壌保水力の増強に努める。また、深刈り、中刈りなどの更新を行った茶園ではかん水を行う。
  - ウ 被覆施設のあるところでは、化学繊維資材（遮光率60～70%）、よしず等で筋掛けする。
  - エ 干ばつ時にはカンザワハダニ、チャノミドリヒメヨコバイ、チャノキイロアザミウマなどの害虫の被害が増大しやすいので、適確な防除を行う。

## 第9章 建造物防災計画

関係部署	建設部、教育部
------	---------

## 第1節 計画の方針

災害による建造物の防災対策を実施し、住民の財産と建造物を利用する人々の安全の確保を図る。また、地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、「災害からの安全な京都づくり条例（平成28年8月4日京都府条例第41号）」及び地震防災対策特別措置法（平成7年6月16日法律第111号）第2条の規定に基づく京都府地震防災緊急事業五箇年計画及び公共施設等耐震化事業、住宅・建築物安全ストック形成事業（又は京都府木造住宅耐震改修等事業）などを活用するとともに、市が作成した「木津川市耐震改修促進計画」に基づき、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化、防災基盤の整備等を促進し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

なお、地盤の液状化の危険度が高い地域においては、建築物に十分な耐力を持たせるほか地盤の改良や基礎ぐいの使用等構造上可能な措置の実施に努めるものとする。

## 第1 建築物等防災対策

- 1 建築物が備えるべき安全性としては、以下の性能の確保をめざす。
  - (1) 構造耐力上の安全性  
建築物が積雪、風圧、地震等により、崩壊・重大な変形をおこさないこと。
  - (2) 防火性・耐火性  
火災の発生に対し、その拡大を押さえ、人命等に被害を及ぼすことなく、また、崩壊・重大な変形をおこさないこと。
  - (3) 耐久性・耐候性  
建築物が劣化、腐食等により、崩壊・重大な変形をおこさないこと。
  - (4) 使用上の安全性・避難上の安全性  
建築物の使用に当たり、平常時は転倒、衝突等の事故が発生しないようにすること。  
火災時等には防火区画、避難階段等が有効に機能すること。
  - (5) 良好な環境衛生条件の確保  
健康に悪影響を及ぼす衛生条件からの保護と、良好な屋内環境を確保すること。
- 2 建築物防災の基本的対策としては、次の三段階にわけて推進するものとする。
  - (1) 適切な安全機能を備えた建築物の供給  
建築基準法に適合させることは当然として、その建築物の使用目的、構造特性等による適切な防災計画を考慮した設計を行い、適正に工事を施工する。
  - (2) 適切な維持保全の徹底  
建築物の経年的機能低下や使われ方の変化により、安全性も低下するため、建築物の状態を

一定以上の水準に保つための計画的な維持保全対策をとる。

(3) 既存建築物の防災性能向上

現行の基準制定以前に建築された建築物や、不十分な維持保全しかされていない建築物等は、十分な防災性能を備えていないものがあり、防災診断、耐震診断等を実施し、適切な改修を行う。

3 工作物等の倒壊防止・落下防止

ブロック塀については、その実態把握を行うとともに、施工技術の向上、既存塀の補強、改修等の啓発を行う一方、宅地の緑化を図るため、新しい住宅については生垣の奨励を進める。

また、安全点検パトロール、パンフレットの配布、ポスター及び広報による住民へのPRを行う。

自動販売機については、設置者に対し、倒壊防止のための対策をとるよう指導する。

建築物の外装材（屋根瓦、外壁、窓等）、看板等については、落下防止のための施行技術の向上、より安全性をもった設計と工事監理を徹底する。

4 空家等による被害防止

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

## 第2 宅地防災対策

宅地造成に伴う宅地災害対策については、がけ崩れ、土砂の流出による災害などに対し安全な宅地が供給され、良好な環境の住宅地が造成されるよう宅地防災対策に努める。また、がけ地の崩壊等による危険が著しい住宅については移転等を推進する。

今後、大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、府等との連携により被災した宅地の危険度を判定することが重要であることから、被災した宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成に協力するとともに、府及び市町村で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会並びに全国の都道府県で組織する被災宅地危険度判定連絡協議会と連携し、実施体制等の整備を進める。

### 第2節 対象建築物と具体的対策

建築物の震災対策としては、新築時において、現行耐震基準の確保を基本として、防災拠点となる公共建築物等の耐震性を高めるとともに、劇場、百貨店、ホテル、旅館、社会福祉施設等多数の者が利用する建築物については、より安全性をもった設計、適切な工事監理と適正な施工を徹底する。

また、現行耐震基準に適合しない既存建築物の用途、構造、使用状況等に応じ、適確に耐震診断・耐震改修の促進を図ることが重要であり、総合的な耐震改修を促進する。

なお、地盤の液状化の危険度が高い地域においては、建築物に十分な耐力を持たせるほか地盤の改良や基礎ぐいの使用等、構造上可能な措置の実施に努めるものとする。

## 第1 公共建築物

庁舎、学校等の公的建築物は、災害時における防災拠点や避難施設として使用されるため、重点的に以下の対策を推進する。

- 1 新築時、増改築時における高い耐震性の確保、緻密な防災計画の策定
- 2 維持保全計画の策定、定期的な調査・診断システムの確立
- 3 既存建築物の耐震診断・耐震改修の計画的推進、防災診断・改修の促進

## 第2 不特定多数の利用する特殊建築物

劇場、百貨店、ホテル、旅館、社会福祉施設等の不特定多数が使用する特殊建築物は、高い防災性能が必要であり、府と連携して以下の対策を講じる。

- 1 設計時点における建築基準法等関係法令への適合、確実な工事監理による適正な施工、大規模な特殊建築物の防災計画策定の徹底
- 2 建築基準法第12条に基づく定期報告制度の充実及び徹底した指導、計画的な防災査察の実施、必要な改修指導強化
- 3 「京都府建築物耐震改修促進計画（令和3年3月）」に沿って策定した「木津川市建築物耐震改修促進計画」に基づく指導・助言、指示により耐震診断・改修を促進、普及啓発事業の推進、耐震改修促進法の認定制度を活用した耐震改修の誘導

## 第3 住宅、その他の建築物

住宅や、不特定多数の利用する特殊建築物以外の建築物は、府と連携して建築防災に係る普及・啓発を進め、防災改修を誘導していく。

- 1 住民に対する建築防災の普及・啓発推進  
ダイレクトメールなどによる広報やフェアなどによる制度周知を府や建築関係団体等と連携して実施し、耐震設計や耐震診断・改修について普及・啓発する。
- 2 建築相談、耐震相談窓口の設置
- 3 耐震改修促進法による認定制度や独立行政法人住宅金融支援機構の特例融資、府の住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修事業を活用した、耐震改修の誘導・促進
- 4 木造建築技術者に対して、木造住宅耐震診断士養成講習会等の耐震知識・耐震改修技術講習会を実施し、人材の育成を図る。
- 5 共同住宅等については、建築基準法第12条の規定による定期報告が必要であり、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、同法に基づく府の指導に協力する。

## 第4 重点的に耐震性能の向上を図る地域・建築物

- 1 老朽化した建築物が密集している地域では、地震時の建物の倒壊による避難路の遮断や、火災発生時に消火活動が阻害されるなど、被害の拡大が予想される。また、地域の防災拠点として機能する施設の周辺地区においても、建物の倒壊により防災拠点への避難路が遮断されたり、ライフラインの遮断による被害等により、当該施設が防災拠点としての機能を果たせなくなるおそれ



や、倒壊した建築物が道路を遮断することによって地域の復旧活動が困難になることも考えられる。阪神・淡路大震災の被害状況からも建物の倒壊率が高い地区においては、集団火災の発生が多く報告されており、これらの火災を防止したり、防災拠点としての機能を確保するためにも一定の区域での耐震性能の向上を図ることが重要であり、これらの区域の建築物の耐震診断・改修を促進する。

- 2 活断層等の周辺等地盤の状況が悪いと考えられる地域での耐震性能の向上を図ることが重要であり、これらの地域の建築物の耐震診断・改修を促進する。
- 3 緊急輸送道路、防災拠点へのアクセス道路の沿道区域での耐震性能の向上を図ることが重要であり、これらの区域の建築物の耐震診断・改修を促進する。

### 第5 普及・啓発の推進

京都府及び関係団体と連携して建築物所有者等に対し、広報紙等により行政地域、区、町内会・自治会を通じて建築物の震災対策の必要性を訴えるとともに、耐震診断・改修についての情報提供を行い、既存建築物の耐震診断・改修を促進する。

### 第6 住民等が耐震改修等を行いやすい環境整備

住民の耐震診断・改修に関する問い合わせに応じられるよう対応窓口を整備し、下記の対応を行うものとする。

#### 1 簡易耐震診断の紹介

自分の家の耐震性を相談にきた住民に対し、「誰でもできるわが家の耐震診断」（監修：国土交通省住宅局）のリーフレットにより簡易診断の説明を行い、おおよその目安がつけられるように紹介する。

#### 2 耐震診断実施者の紹介

木造住宅耐震診断事業の対象となる住宅所有者から、既存建築物の耐震診断の相談があった場合は、京都府木造耐震診断士登録制度要綱に基づき、京都府木造耐震診断士登録簿に登録された建築士を紹介する。

#### 3 耐震改修に対する融資の斡旋

京都府住宅改良資金融資制度を利用し、住宅のリフォーム（増改築・修繕）に必要な資金を長期に、低利率で融資を受けるために取扱金融機関への斡旋を行う。

### 第7 密集住宅市街地の面的整備

建築物単体の耐震改修促進と並行して、特に緊急に改善すべき密集住宅市街地について市を主体とする住宅市街地総合整備事業等に基づき面的整備を促進する。

- 1 整備に係る各種手法等を普及し、市主体の面的整備事業を誘導する。
- 2 地域住民に対し、区画整理、共同建替え制度等の各種整備事業を普及し、合意形成を図っていく。

## 第8 応急仮設住宅等の供給体制の整備

大規模な地震が発生した場合は、住宅の倒壊等を生じ、多数の住民が住居を失うおそれがあるため、応急仮設住宅等の供給体制の整備を図る。

### 1 応急仮設住宅建設適地の確保

平常においてあらかじめ二次的な災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備する。

### 2 既存施設の利用

平常においてあらかじめ一時居住施設として利用可能な既存公的施設を選定する。

## 第9 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備

被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、人身の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ適確な実施が重要であることから、府と連携して以下の対策を推進する。

- 1 被災建築物の応急危険度を判定する「地震被災建築物応急危険度判定士」の養成に協力する。
- 2 市は、職員及び住民に対し研修等を実施し、判定制度の周知及び防災意識の向上に努める。
- 3 京都府、市町村及び建築関係団体により設置した京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会と連携し、地震発生後直ちに判定活動を実施できる実施体制等の整備を進める。

## 第10 液状化対策

国、府、市及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、国、府及び市は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、住民への適切な情報提供等を図るものとする。

## 第3節 宅地造成防災対策

市は、宅地造成に伴うがけ崩れ、土砂の流出等による災害を防止するため、府との連携により宅地造成等規制法及び都市計画法による開発許可制度等により必要な規制を行うとともに、ハザードマップの確認等による宅地災害の防止のための技術的指導を行う。

その他一般対策として、年間の梅雨期及び台風期には府、消防担当職員及び防災関係職員の協力のもと、合同一斉パトロールを実施するとともに、別に宅地造成主及び工事施行者に対し、造成工事中における土砂の流出、がけ崩れの防止等に対処する防災応急工事施行に関し、シーズン前に留意事項を送付し、注意を喚起する。

## 第4節 市役所本庁周辺の基盤整備

市役所本庁は、大地震に強い免震構造となっており、有効な災害対策時の指揮所として位置づけ、周辺の道路網や駐車スペースなど関係機関及び関係団体等が活動しやすい施設等の整備に努める。

また、浸水時における災害対策の指揮所としての機能を維持するため、本庁周辺における排水機能の向上については、早期の整備が必要である。

## 第5節 都市公園施設防災計画

### 第1 現況

木津川市における次の都市公園は、災害時に避難場所、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。

【資料編Ⅱ-7「都市公園一覧」参照】

### 第2 計画の方針

都市公園については、利用者の安全を確保するため、震災の被害を最小限にとどめるとともに、災害時に避難場所や防災・復旧活動拠点等として機能するのに必要な施設整備を行う。

また、一時的な避難場所となるオープンスペースを確保するため、公園緑地の整備推進を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 都市公園の防災機能整備

各都市公園の特性に応じた震災時の役割を検討の上、必要に応じ次の整備を順次行う。

- (1) 防火帯となる植樹帯等の整備
- (2) 避難場所や復旧活動の場、ヘリポート等に利用できる広場やオープンスペースを確保するとともに、公園内の園路や橋の安全性向上対策
- (3) 避難施設や防災センターとして活用可能な体育館、管理事務所等建築物について、必要に応じた耐震対策
- (4) 避難生活や防災活動に利用可能な、非常用の電源、通信、照明、水供給設備、耐震性貯水槽等の整備

#### 2 公園緑地の整備計画の策定

環境保全、レクリエーション、景観構成機能及び、災害時の被害の緩衝、避難・救援活動の場の提供等の防災機能を持つ公園緑地の保全・整備を図るため、必要に応じ都市緑地法に基づき、市の「緑の基本計画」の策定を行う。

## 第10章 文化財防災計画

関係部署	教育部
------	-----

## 第1節 計画の方針

本市の国宝をはじめとする多数の文化財は、貴重な国民的財産であり、永く将来に伝えていかなければならないものである。市は、国、府などの関係機関や文化財の所有者及び管理団体等と連携・協力して、災害からこれら文化財を守る。

文化財に関する防災業務の実施に当たっては特に災害の予防に重点をおき、万一の災害の際には適確な対応ができるように消防用設備等の設置を推進し、文化の向上に資するものとする。

## 第2節 文化財の保全・指導内容

## 第1 建造物

防災施設設備の対象として、各種防災設備未設置文化財への設置指導を行う。併せて、既設の防災設備の日常的な点検及び不良箇所の修理等についても指導助言する。

国指定文化財の自動火災報知設備未設置建造物については、早急に設置するよう所有者に指導し、総合的な防災設備の設置についても充実に向けて働きかける。

府指定・登録文化財の自動火災報知設備未設置建造物に対しては、設置義務のあるものへの設置を重点的に指導し、登録文化財に対しても指定建造物に準じて設置を働きかける。

市指定文化財については、国指定、府指定文化財に準じた働きかけを行う。

また、総合的な防災設備の設置についても、所有者等の意向を踏まえながら推進していく。

## 第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

収蔵庫及び保存庫は、鉄筋コンクリート造、耐震・耐火のものとし、その設置に当たっては当該社寺等の歴史的景観等を損なうことのないよう、外観、位置にも十分配慮する。

また、収蔵庫の設置が適当でないような事情がある場合には、建造物防災と同様に自動火災報知設備、消火設備、避雷針等の設備を設置するなど状況に応じた措置を講じる。

なお、有形民俗文化財についても、上述したことに準じて実施する。

## 第3 記念物、文化財環境保全地区

史跡、名勝、天然記念物、文化財環境保全地区の防災については、建造物防災に準じた対策を推進する。

### 第3節 文化財保護対策

市及び市教育委員会は、文化財の所有者に対し、次の事項について指導する。

- 1 文化財の所有者又は管理団体に対して、「文化財所有者のための防災マニュアル」(京都府・京都市)の周知を図り、防災組織の活用、災害時における防災の方法等文化財の防災措置
- 2 避雷針、自動火災報知設備、自動消火装置、水利施設等防災設備の整備
- 3 災害時における文化財の避難搬出について施設に応じた詳細な計画の作成
- 4 文化財防火デー等の行事に合わせた様々な実施訓練の計画
- 5 消防機関等の文化財の防火・防災に関係のある機関との連絡、協力体制の確立
- 6 自衛消防隊の育成及び自主警備体制の強化並びに付近住民などによる自主防災組織の結成についての指導

【資料編Ⅱ-8「指定文化財一覧」参照】

### 第4節 防災思想の普及

市及び市教育委員会は、防災思想の普及を図るため、次の事項を行う。

- 1 文化財に対する住民の防災思想と愛護精神の普及徹底を図るための広報活動
- 2 所有者に対する管理保護についての指導と助言

### 第5節 補助金及び融資

文化財の防災事業に関する補助制度、融資制度を活用し、施設・設備の整備・充実に努める。

#### 第1 補助金

府は国指定文化財の防災事業等に対して、国庫補助金とは別に補助金を交付するとともに、府指定登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対しても、「京都府指定・登録文化財等補助金」及び「京都府社寺等文化資料保全補助金」の補助制度を設けている。

補助金を交付する防災事業の対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火設備、避雷設備等の設置及び保守点検等である。

#### 第2 融資

公益財団法人京都府文化財団の行う融資制度

長期 10年償還 低利(年利2.2%)

融資対象は補助金事業と同じ。

## 第6節 震災対策

文化財の建造物に係る震災対策については、文化庁の「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」(平成8年1月17日策定)に基づいて、使用者等に維持管理及び使用方法の改善、補強を伴う修理事業の推進、周辺環境の整備、防災施設等の充実について助言指導を行い、貴重な国民的財産である文化財の保全に万全を期することとする。

## 第11章 危険物等保安計画

関係部署	総務部、消防本部
------	----------

## 第1節 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等に起因するあらゆる災害について、これを未然に防止するための対策について定める。

## 第2節 危険物の予防対策

消防法第2条第7項に規定する危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設（製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物製造所等」という。）は産業構造の急激な変化に伴い、その態様も複雑多岐にわたり、規制事務も困難をきわめている現状であり、消防本部予防課が府消防保安課との連携により取扱い事業所に対し次のような指導等を実施する。

## 第1 危険物製造所等の整備改善及び保安

- 1 危険物製造所等が消防法第10条第4項の規定による位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導監督する。
- 2 危険物製造所等において行う危険物の貯蔵又は取扱いは、消防法第10条第3項に規定する技術上の基準に従って行うよう危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、危険物の取扱作業に関する保安のための講習を行い、危険物の貯蔵、取扱いについて安全指導を行う。
- 3 立入検査を適時実施し、危険物製造所等の位置、構造及び設備が適正に維持されているか、危険物の貯蔵又は取扱いが適正に実施されているか、消火設備、警報設備、避難設備が緊急の際に使用できるか否かについて検査を行うなど、現地において強力なる行政指導を実施する。
- 4 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に、危険物保安監督者又は危険物取扱者をして施設の定期点検、維持管理等を励行させるよう指導する。

## 第2 危険物取扱者制度の効果的な運用

- 1 危険物取扱者の資格を保有していない者に対し、適時講習を実施し、危険物の貯蔵、取扱いに関する知識及び技能を修得させるとともに、危険物取扱者の資格を取得するよう指導する。
- 2 消防法第13条の23に基づく保安講習を行い、免状所有者に対し危険物取扱者としての責務を遂行させるよう指導する。

## 第3 石油類屋外タンクの不等沈下対策

危険物、特に石油類屋外タンクの著しい不等沈下（タンクの最大沈下量をタンクの直径で除した数値が100分の1を超えるもの）による、タンクの破損を防止するとともに万一の油流出に備え必要な事項について指導する。

## 第4 地震対策

屋外タンク及び地下タンクの設置についての地盤沈下状態の検討など、必要な事項について指導する。

## 第3節 火薬類及び高圧ガス対策

消防本部予防課が府消防保安課との連携により、取扱い事業所に対し次のような指導を実施する。

### 第1 保安管理体制の確立

緊急事態発生時において保安上必要な措置が迅速かつ適確に実施できるように、事業所における経営者、法定責任者、従事者等の保安に係る職制、職務範囲等を明確にした自主的な保安管理体制の確立を図る。

また、関係保安団体における災害に関する情報の連絡体制や事業所相互の応援体制の整備を図る。

### 第2 製造施設等の整備改善

製造施設、貯蔵所等の位置、構造及び設備が、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定や基準に適合した状態の維持を図る。

### 第3 地震等によるガス漏洩防止措置

高圧ガス製造施設等における塔槽類の倒壊等によるガスの漏洩を最小限度に止めるため、事業所においては、当該塔槽類を地震等の影響に対し安全な構造とし、一定規模以上の貯槽に取付けられた配管に緊急遮断装置を設けるなど、漏洩防止措置を講じる。

### 第4 高圧ガス防災訓練の実施

高圧ガス災害事故を想定して、関係防災機関、関係保安団体等と合同で訓練や実技研修を実施し、関係事業所の保安要員の緊急措置等に関する実務の習熟や事業所における自主的な訓練の推進を図るとともに、関係防災機関相互及び事業所における自衛防災組織間の有機的な連携を確立する。

### 第5 火災に対する予防

- 1 火薬類については、事業所において、延焼等による災害を防止するため、あらかじめ安全な一時保管場所を定めておくとともに、速やかに火薬庫、火薬類取扱所等から安全な場所に移動させる措置がとられる体制の確立を図る。
- 2 高圧ガスについては、事業所において、塔槽類及びその他の設備並びに容器等の過熱、破裂、爆発火災、延焼等を防止するため、水噴霧設備、散水設備、放水設備、消火設備その他の設備の整備を図る。

### 第6 保安指導

- 1 対象事業所に対する保安検査、立入検査を定期的に又は随時実施し、関係法令に定められた技術



基準を維持するよう指導するとともに、当該基準に適合していない事業所に対しては改善命令等必要な是正措置を行う。

- 2 関係防災機関と定期的に協議を行い、保安指導方針の統一、情報の交換、相互協力その他の連絡調整を図り、必要に応じ大学教授等の学識経験者を交えた総合立入調査を実施するなど防災対策に努める。
- 3 対象事業所における定期自主検査、日常点検及び教育訓練等の実施により、自主防災体制の確立を図る。

### 第4節 毒物、劇物予防対策

青酸カリ、塩酸、硫酸等の毒物劇物は、「毒物及び劇物取締法による登録」を受けなければ製造、輸入又は販売はできない。

毒物劇物営業者（製造業等）及び届出を要する業務上取扱者（青酸カリ等を使用する電気メッキ業、金属熱処理業及び四アルキル鉛等を一定量以上運搬する運送業、及び砒素化合物を使用するしろあり防除業）は、取扱責任者を置き、貯蔵設備（容器）を備えるとともに、表示、流出防止等の措置を講じることとなっている。

府山城南保健所の毒物劇物監視員は、その取扱状況について保健衛生上の見地から随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締りを行っている。市は、必要に応じ、これに協力する。

#### 第1 予防対策

- 1 毒物、劇物の取扱状況について、随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締りを行う。
- 2 災害時の流出、散逸等不測の事態に備えて次の事項を徹底する。
  - (1) 表示による貯蔵場所の明示
  - (2) 貯蔵設備、方法の確立
  - (3) 在庫数量の把握
  - (4) 貯蔵場所の検討

#### 第2 対策の内容

貯蔵場所には「毒物及び劇物取締法」に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字表示を行うよう指導し、貯蔵設備については業態及び状況に応じ、さらに堅固な設備を作るよう指導する。

災害発生時の流出、散逸等に備え、在庫数量を厳格に把握するよう指導する。

また、災害の発生しやすい貯蔵場所及び発生時の被害が他に波及拡大するおそれのある貯蔵施設は移転等、安全が確保されるよう指導する。

## 第5節 原子力以外の放射性物質対策

- 1 原子力発電施設以外の放射性物質を取り扱う施設及び事業所においては、作業の安全管理と安全衛生を確保させることにより、放射線障害事故防止を図るものとする。
- 2 1に掲げる事項及び周辺の環境の汚染予防の徹底を期するため、関係防災機関による立入検査、一斉監督の強化を図る。

## 第12章 消防組織整備計画

関係部署	総務部、消防本部、消防団
------	--------------

## 第1節 計画の方針

市は、各種災害の予防及び防除に対処するため、消防組織の充実、消防力の充実強化、消防団員の教養訓練の強化、消防意識の啓発及び関係市町村相互の応援体制の整備等を図り、消防組織の万全を期する。

## 第2節 計画の内容

## 第1 消防組織や体制の充実・強化

高齢化の進展や、災害の大規模・多様化などにより、消防需要は拡大するとともに消防活動内容も高度化していく傾向にある。

このため、市は、消防本部及び消防団と連携し、消防職員及び消防団員の組織体制を工夫し、消防活動力の充実・強化を図る次のような取り組みを進め、住民生活の安心安全を図る。

## 1 市の消防体制の強化と連携の推進

- (1) 消防施設等の整備促進
- (2) 府立消防学校等による消防職員・団員の教育訓練(安全管理含む)の強化
- (3) 迅速な救急搬送の促進

## 2 消防団の活動力の強化

- (1) 消防団員の確保
- (2) 多機能消防車両の配備など救助救出能力の向上
- (3) 消防団協力事業所表示制度導入など企業協力の促進
- (4) 中山間地におけるふるさとレスキューの取組推進

## 第3節 消防組織の確立

青年層の都市等への人口流出、少子高齢社会の進行などに伴い、消防団員の確保が困難となりつつあるが、消防装備の近代化、機動化、水利施設の強化、若手消防団員の確保対策や女性、大学生消防団員の採用、団員の質的向上を図り、次のような対策を進める。

## 第1 消防体制の充実強化

- 1 消防団員の教養訓練の強化、消防団員の資質向上
- 2 消防団員の処遇改善

## 第 2 消防計画の整備等

- 1 消防計画の整備
- 2 消防本部との連携強化
- 3 自主防災組織の整備強化

### 第 4 節 消防施設等の整備強化

#### 第 1 消防車両等

- 1 消防の近代化を図るため、消防力を再検討し、地域の防火対象物に見合った消防車両の整備を図る。
- 2 「消防力の整備指針」に基づき、消防用装備品及び施設等の充実強化に努める。

#### 第 2 消防水利

- 1 出火時の水利は消防にとって特に重要である。水道施設の敷設に伴い、水道消火栓の設備促進を行う。また、震災に強い消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等の整備促進を図るとともに、河川等の自然水利、プール等の人工水利を活用した多様な消防水利を確保する。
- 2 「消防水利の基準」に基づき防火水槽、水道消火栓、消防井堰等の消防水利の設置を年次計画により整備強化する。

#### 第 3 消防団無線

円滑な消防団活動を実施するため、現存の消防団無線を有効活用する。

### 第 5 節 消防意識の啓発

消防防災に関する各種行事を行い、さらに春秋 2 回全国火災予防運動に際し、各種関係団体の協力を求め、住民に対する強力な火災予防意識の啓発を徹底する。

- 1 春期火災予防運動
- 2 秋期火災予防運動
- 3 「火災ゼロの日」毎月 1 日
- 4 消防大会、消防操法大会に参加し消防意識の啓発と消防志気を高める。
- 5 関係団体と協力して消防意識の啓発と火災予防の徹底を図る。
- 6 住宅用火災警報機設置の啓発

### 第 6 節 相互応援協定

#### 第 1 協定の締結

- 1 大災害発生に対し、相互応援協定の締結を積極的に進めるものとする。

【資料編Ⅱ-9「相互応援協定等一覧」参照】

第2 相互応援協定

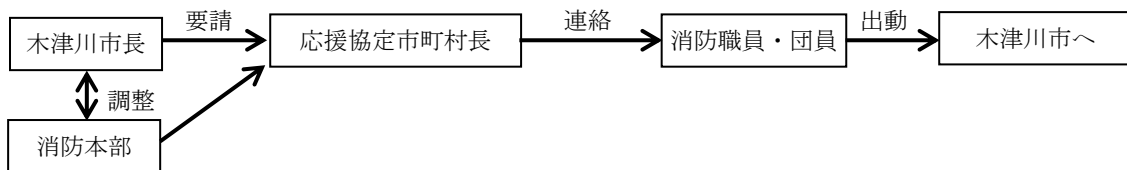
本市は京都府内市町村との相互応援協定を締結しているが、今後は同時に被災する可能性の少ない府外の市町村と、人的・物的応援や被災児童生徒等の一時疎開先としての協力体制を含む応援協定の締結を検討する。

【資料編Ⅱ-9「相互応援協定等一覧」参照】

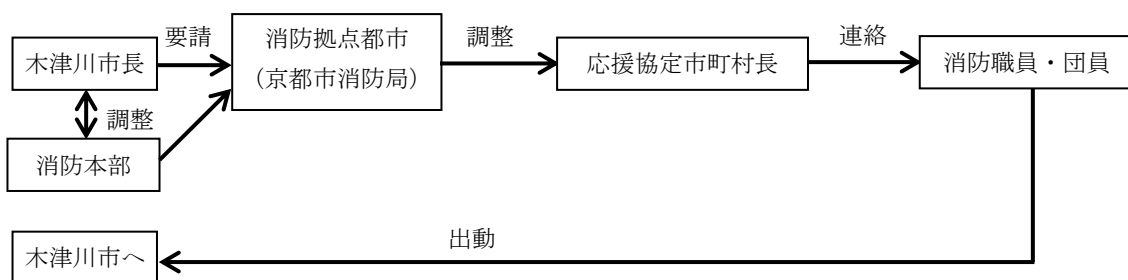
第3 応援要請連絡系統図

1 相互応援協定市町村へ要請するときの連絡系統

(1) 隣接市町村相互応援協定による要請の場合



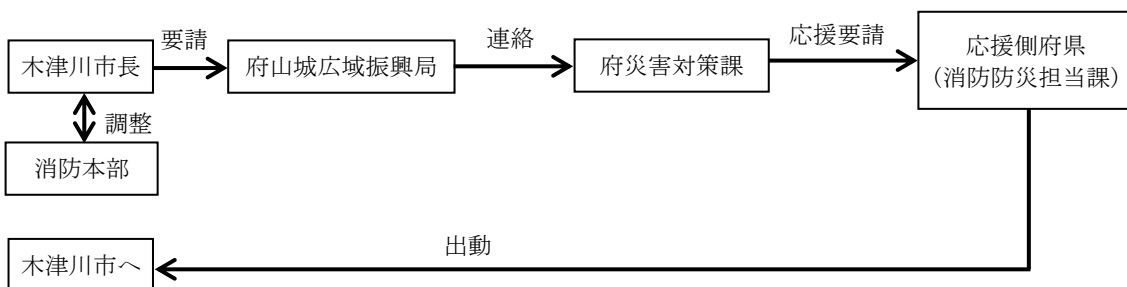
(2) 京都府広域消防相互応援協定による要請の場合



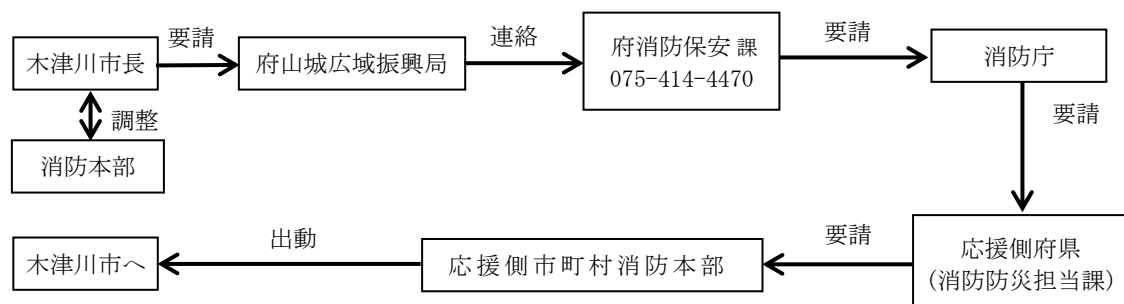
(注) 京都市へのへり支援要請を含む

2 他府県等へ要請するときの連絡系統

(1) 他府県へ要請する場合（災対法）

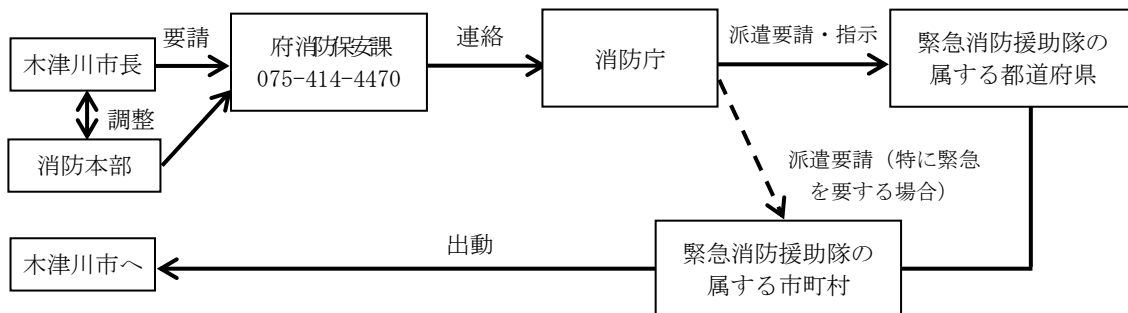


(2) 他府県管内市町村消防へ要請する場合（消防組織法）

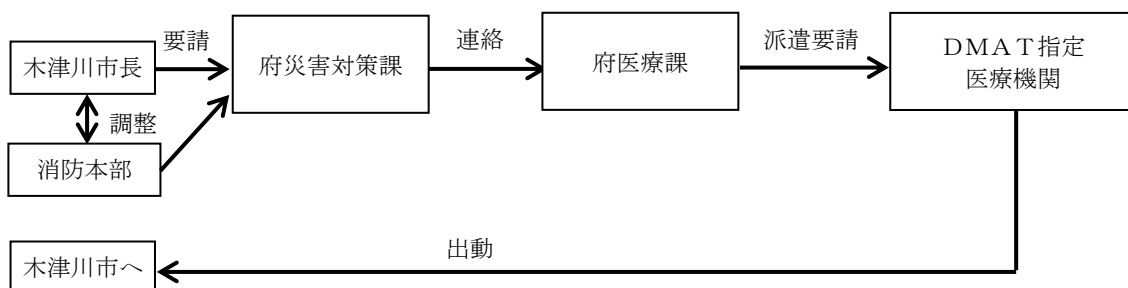


(注) 府災害対策本部設置後の応援要請については、全て府災害対策支部（木津地域総務防災課）を通じ、府災害対策本部あてに行うものとする。

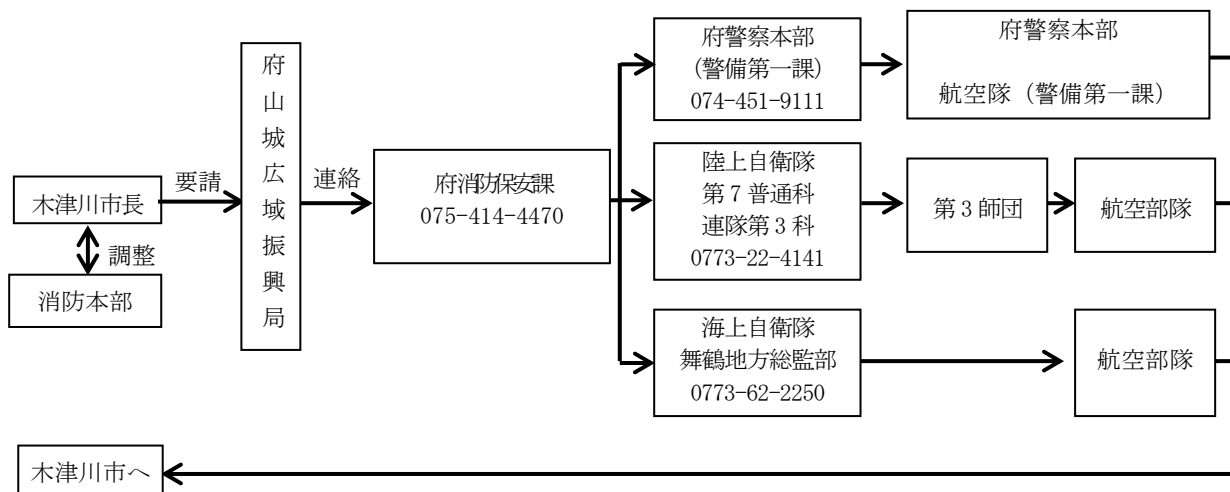
(3) 緊急消防援助隊を要請する場合



(4) DMATを要請する場合



(5) 警察・自衛隊のへり等の支援要請をするときの連絡系統



(注) 府災害対策本部設置後の応援要請については、全て府災害対策支部（木津地域総務防災課）を通じ、府災害対策本部あてに行うものとする。

## 第7節 消防団員の教養訓練の促進

近年の消防の近代化、高度化に伴い、これに対応する消防人づくりが求められており、関係機関と連携して次の教養訓練に重点を置いて実施する。

- 1 消防団員に対する予防及び警防指導員教育
- 2 消防団員の幹部教育
- 3 「警防活動時等における安全管理マニュアル」に基づく安全管理教育

## 第8節 防火管理者の育成・指導

消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する防火対象物には必ず防火管理者を選任させ、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、火気の取扱いについて消防本部と連携して指導する。

## 第9節 震災時の消防対策

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によることが大である。したがって、震災被害を最小限に軽減するために、消防力の充実強化とともに、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等、多面的な対策を実施する。

### 第1 出火防止、初期消火対策

- 1 出火防止計画
  - (1) 火気使用設備、器具の安全化に関する研究を行い、規制強化等の施策に反映させる。
  - (2) 各家庭への広報を図り、家庭内から出火の要因の軽減を図るため、対震装置付器具（強い地震の揺れを感知し、自動消火する装置の付いた器具）の使用等の広報を行う。
  - (3) 各種集会、広報媒体等を通じ、出火防止に関する知識及び技術の普及を図る。
  - (4) 起震車の利用促進を図り、出火防止の体験実習を行う。
  - (5) 対震安全装置付火気器具等の普及を図る。
- 2 初期消火計画
  - (1) 震災時における初期消火の実効性を高めるため、家庭、地域、事業所等に消火器、消火バケツの普及を図る。
  - (2) 初期消火の技術指導の普及を図る。
  - (3) 自主防災組織等への初期消火用資機材の整備に努めるなど、初期消火体制を強化する。
- 3 地域住民等の協力
  - (1) 家庭及び職場の末端に至るまで、出火防止・初期消火の徹底を図るとともに、これを補完するため、地域においても消火器具等を設置するよう消防機関と協力して推進する。
  - (2) 地域及び職域において自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に防災訓練を通じて、

出火防止及び初期消火の知識・技術を習得し、震災時に備える。

- (3) 市が行う防災訓練、防災意識の啓発活動等の地域住民等に対する広報活動に努める。
- (4) 初期消火の要となる自主防災組織等のコミュニティ防災組織の育成及び強化を図るとともに、地域の消防団との連携を強化する。

## 第2 火災拡大防止計画

震災時に発生した火災が延焼し、その被害が拡大するのを防止するために、消防用設備等の充実、消防水利等を増設し、消防力の強化を図る。



## 第13章 鉄道施設防災計画

関係部署	総務部、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社
------	----------------------------

### 第1節 計画の方針

西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社は、列車運転の安全確保を確立して輸送業務を災害から未然に防止し、地震災害発生という異常時においても常に健全な状態を保持できるよう、必要な線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査し諸施設の整備を行うとともに、早期復旧及び輸送の確保を図って、社会的使命を発揮する。

また、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておき、さらに、線路施設等の被災状況を適確に把握して、広域災害に対処する体制を確立し、輸送の円滑化を図る。

### 第2節 計画の内容

#### 第1 鉄道各社の共通の対策

防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- 1 高架橋及び橋梁の維持、補修及び改良強化
- 2 河川改修に伴う橋梁改良
- 3 のり面、土留の維持、補修及び改良強化
- 4 トンネルの維持、補修及び改良強化
- 5 鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
- 6 建物等の維持、修繕
- 7 通信設備の維持、補修
- 8 空頭不足による橋けた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- 9 電線路支持物等の維持補修及び改良強化
- 10 駅や機器室にある電気関係機器の倒壊防止のための補強
- 11 車庫内で仮置中の車体の転落防止
- 12 危険及び不良箇所の点検整備
- 13 落石、倒木警報装置の点検整備
- 14 路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- 15 その他防災上必要なもの

#### 第2 西日本旅客鉄道株式会社の計画

- 1 気象異常時における取扱い
  - (1) 降雨、強風及び地震等により災害の発生するおそれがある場合、列車の運転速度を制限するか又は列車の運転を一時見合わせる手配を行う。
  - (2) 運転規制をする必要がある区間及び方法等をあらかじめ定めておく。

## 2 降雨

雨量警報装置が鳴動したことにより運転規制を行う必要が生じたとき又は保守担当区長からその旨の要請を受けたときは、その区間に進入する列車の運転士にその旨を通告する。

## 3 強風

風速計等により運転規制を行う必要が生じたとき又は保守担当区長からその旨の要請があったときは、運転士に通告する。

## 4 落石、地すべり及びなだれ

落石警報装置等の警報表示があったとき又は警報表示の通報を受けたときは、直ちにその区間に進入する列車の停止手配を行うとともに保守担当区長に連絡する。

## 5 地震

地震計等により列車の運転規制を行う必要が生じたとき又は保守担当区長からその旨の要請があったときは、その区間に進入する列車の運転士にその旨を通告する。

## (1) 在来線における地震時運転規制

現行、体感もしくは早期地震検知警報システムにより運転規制を行なっているが、気象庁発表震度を有効活用することにより運転取扱いを一部見直すとともに輸送指令による指示に一本化する。

## (2) 落石検知装置の整備等

平成18年11月に発生した津山線落石脱線事故を受けて、落石に対する健全度判定の考え方及び落石対策の考え方を整備するとともに落石対策工について実施時期、方法等の標準を策定した。また、落石等の災害が予想される鉄道と道路が近接した箇所を特定し、道路管理者との情報共有化を図ることとする。

## (3) 列車防護

地震災害時には、運転中の列車を速やかに停止させることが安全の第一要件であると考えられるので、西日本旅客鉄道株式会社では耐震列車防護整備計画を推進する。

なお、耐震列車防護方式は次のとおりである。

耐震列車防護方式

対象線区	列車防護方式
電車線区	1 無線により緊急停止信号を発信し、地震情報を伝達 2 要注意構造物に対する特殊信号発光機の現示
A T C の区間	1 ATC の絶対停止信号の現示となる予定 2 無線による地震情報の伝達

## 6 その他

- (1) 治山・治水事業との連携した保安度の向上
- (2) 行政との防災情報共有化及び災害発生時の連携

第3 近畿日本鉄道株式会社の計画

災害警備体制の確立

- 1 気象観測機器、地震計の整備
- 2 災害時の連絡体制、配備体制の確立
- 3 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画（東海地震警戒宣言発令時における運転規制を含む）等の周知徹底
- 4 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立
- 5 防災訓練の実施

## 第14章 通信放送施設防災計画

関係部署	総務部、西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、 株式会社NTTドコモ関西・NTTコミュニケーションズ株式会社、 ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
------	---

## 第1節 計画の方針

通信施設については、電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また災害による障害が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ適確に行うとともに、遠隔地の通信途絶の防止化等通信サービスの確保を図るため、一般通信施設予防計画について定める。

また、災害時に電話がつながりにくい状況下での有効な情報通信手段である「災害用伝言ダイヤル171」及び「災害用伝言板サービス」の運用計画について定める。

放送施設については、非常災害が発生し又は発生するおそれがある場合における放送電波の確保、施設の防護復旧のため、遅滞なく適切なる処置を講じるよう、各設備に予防措置の万全を期するものとする。

## 第2節 通信施設の防災計画

## 第1 電気通信設備等の防災計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画に従って、万全を期している。

- 1 大雨、洪水等のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力、防水構造化を行う。
- 2 暴風、大雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
- 3 主要な電気通信設備が設置されている営業所建物について、耐震、耐火構造化を行う。
- 4 主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

## 第2 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、又は計画する。

- 1 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- 2 主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

## 第3 回線の非常措置計画

災害が発生した場合において、迅速かつ適確に通信サービスを確保するため、あらかじめ次の措置計画を定め、万全を期すものとする。

- 1 回線の切り替え措置方法
- 2 可搬無線機、工事用車両無線機等及び予備電源車の運用方法

#### 第4 移動無線網の拡充整備

- 1 小型無線電話機の増備
- 2 可搬型無線機の増備

#### 第5 「災害用伝言ダイヤル171」運用計画

「災害用伝言ダイヤル171」は、「171」をダイヤル後、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行うことにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

- 1 被災地住民の情報伝達ニーズを最優先とする。
- 2 伝言登録が可能な電話番号エリアは、被災地を中心とした都道府県単位とする。
- 3 家族による安否確認が一段落後、被災地外から利用（登録）を可能とする。

#### 第6 「災害用伝言板サービス」運用計画

「災害用伝言板サービス」は、携帯電話及びパソコンから開設された災害用伝言板にメッセージを登録・確認することにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

- 1 被災地住民の連絡手段として活用する。
- 2 メッセージ登録が可能な地域は、災害が発生した地域及びその周辺とする。
- 3 災害用伝言板を開設した電気通信事業者以外の携帯電話及びパソコンからの安否確認を可能とする。

### 第3節 放送施設の防災計画

平常から次について準備しておく。

- 1 別に定める放送施設、局舎防災設備基準に基づく措置
- 2 消耗品、機材等の一定量常備（特に浸水に対する防護対策資材の準備その他恒常的に災害を受ける地区への応急機材の配備）
- 3 無線中継状態の把握
- 4 移動無線機等の伝播試験
- 5 交通路の調査
- 6 非常持出機器、書類の指定
- 7 仮遠送所及び仮設送信所用場所の調査選定
- 8 電力会社、警察、国土交通省等が利用する通信回路の調査
- 9 その他必要と認められる事項

## 第15章 電気ガス施設防災計画

関係部署	総務部、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社
------	-----------------------------------

## 第1節 電気施設防災計画

## 第1 計画の方針

電気施設の防災については、平常から保安の規定類を始め関係諸規程等に基づき施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡視点検及び測定等を実施している。さらに、地震発生時の液状化等による被害を軽減し、かつ、電力の安定供給を図るための措置を講じる。

発雷、大雨又は降雪時等により電気施設に被害のおそれがある場合には、気象情報に留意し、電力供給に支障を及ぼさないよう措置する。台風、暴風雨等により災害の発生が予想される場合は、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社防災業務計画に基づき非常災害対策本部を設置し、担当部門ごとに重点的に巡視点検を行い、災害発生を防止するとともに、災害発生時の応急復旧に必要な態勢を整える。

設備の被害を軽減し、安定した供給電力の確保を図るため、台風、洪水、雷、雪害等別に災害予防の計画を立て実施する。

## 第2 計画の内容

## 1 水害対策

## (1) 変電設備

浸水又は冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさ上げを実施する。また、屋外機器は、基本的事業にかさ上げを行うが、かさ上げが困難なものについては、防水・耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

## (2) 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

## 2 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電源設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

## 3 雷害対策

## (1) 変電設備

耐雷遮蔽及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

## (2) 送電設備

架空地線、避雷装置及びアークホーンを設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

### (3) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

## 4 雪害対策

### (1) 変電設備

機器架台のかさ上げ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

### (2) 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線及び架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

### (3) 配電設備

緑まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

## 5 地震対策

### (1) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

### (2) 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱および給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

### (3) 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

### (4) 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

## 第2節 ガス施設防災計画

## 第1 計画の方針

ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろん、液状化対策を含めた耐震性の強化を図るとともに、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について策定する。

## 第2 予防計画の内容

## 1 防災体制

保安規程に基づき、「災害対策規程」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により、当社及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

## 2 ガス施設対策

## (1) 風水害対策

## ア ガス製造設備（ガス供給設備）

風水害の発生が予想される場合は、予め定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

## (2) 地震対策

ア 新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備はその重要度を考慮し計画的に入替え・補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を完了している。

ウ 地震発生時の二次災害防止のため、感震遮断機能を有するマイコンメータ及び遠隔ガス遮断装置及び地区ガバナー感震自動ガス遮断装置を設置している。

## (3) その他防災設備

## ア 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講じるため、必要に応じ製造所供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

## (ア) 地震計

## (イ) ガス漏れ警報設備

## (ウ) 圧力計・流量計

## イ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を適確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

## ウ 資機材の整備

早急に復旧若しくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

## (4) 教育・訓練

## ア 防災教育



ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

### イ 防災訓練

地震発生時の災害対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

## (5) 広報活動

### ア 顧客に対する周知

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

### イ 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

## 第16章 資材機材等整備計画

関係部署	総務部、マチオモイ部、市民部、建設部
------	--------------------

## 第1節 計画の方針

災害時における応急対策を円滑に実施するために必要な資材機材を平常時から十分検討整備し、各資材機材の機能を有効に発揮できるようにする。

必要物資の確保は、原則として調達によることとし、流通在庫方式で調達が困難なもの及び災害発生当初、緊急に必要なものは備蓄によることとする。

## 第2節 応急復旧資材機材確保計画

## 第1 災害対策本部活動に必要な備蓄資材機材

- 1 各機関の災害対策本部を設置した場合の活動に必要な資材機材については、有事に際しその機能を有効適切に発揮できるよう、常時これを点検整備するものとする。
- 2 本市においては、災害対策活動に必要な資材機材は、各地域の自主防災組織により管理されている防災倉庫に保管され、日常から訓練等で活用し、その機能を維持している。また、備蓄食料、備蓄物資及び発電機等は、一部の小中学校等の防災倉庫等に保管している。

【資料編Ⅱ-10「防災倉庫備蓄一覧」参照】

## 第2 水防用施設資材機材

市は、水（消）防団及び地域の協力のもと、次により施設及び資材機材を備え付けるように努めるものとする。

- 1 水防倉庫
  - (1) 水防用資材機材を備蓄するもので、担当堤防延長 1km から 2km まで 1 箇所とする
  - (2) 大きさは 33 m<sup>2</sup>以上とする。
  - (3) 設置箇所は、水防活動に便利な所を選び、適切な場所のないときは堤防内、法肩その他支障のない箇所に設置する。
- 2 水防用資材機材
  - (1) 資材中腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障ない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。
  - (2) むしろ、かます、俵等は、最悪の場合を予想してあらかじめ収集の方法を検討しておく。
  - (3) 資材、機材を減損したときは、直ちに補充する。
- 3 水防倉庫 1 棟当たりの資材機材の備蓄、数量についての基準は、次のとおり。

## 〈資材〉

品目	数量	品目	数量	品目	数量
かます・俵	600枚	むしろ	100枚	鉄線(10番)	100kg
布袋類		釘(15cm)	12kg	鉄線(8番)	100kg
なわ	600kg	杉丸太	150本	割木	50束
ローソク	50本	長1.8m末口6cm		予備土・玉石・予備砂利	若干
竹(竹杭用を含む)	50本	長1.6m末口9cm		鉄杭	100本

## 〈機材〉

品目	数量	品目	数量	品目	数量
スコップ	30丁	かけや	10丁	のこぎり	4丁
かま	10丁	おの、又はなた	5丁	ペンチ	3丁
たこづち	8丁	くわ	10丁	バケツ	1個
ツルハシ	2丁	金づち	3丁	もっこ	若干
照明灯	若干	にない棒	若干	ハンマー	10本

本表は基準を示すものであるから、状況に応じ変更するも支障ないものとする。

【資料編Ⅲ-5「水防倉庫」参照】

## 第3節 食料及び生活必需品の確保計画

## 第1 生活物資の備蓄

## 1 基本的な考え方

災害時の生活物資の確保については、自助・共助により行われる物資の確保を基本としつつ、市はそれを補完するために、生命・健康維持の観点での重点備蓄品目を中心とした備蓄を計画的に実施するものとする。

また、関西広域連合の広域的な備蓄計画の議論及び府の「公的備蓄に係る基本的な考え方」も踏まえ、府及び市の役割分担、備蓄内容等の連携体制について、協力する。

## 2 備蓄意識の高揚

市は、日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、家庭等において3日分（7日以上が望ましい）の食料、飲料水その他必要な生活物資の備蓄に努める とともに、アレルギー対応食や離乳食等の個人や家庭等の実情に応じた工夫を行うよう広報啓発する。

## 3 備蓄物資の活用

備蓄物資は、全壊・焼失等により家庭等における備蓄が活用できなかった避難者を中心に供与するほか、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるものとする。

## 4 備蓄物資の保管

市は、備蓄倉庫を設け、災害発生当初緊急に必要な食料、飲料水その他の必要な生活物資を備蓄する。また、要配慮者が必要とするこれらのものを備蓄する。

## 第2 米穀等食料の確保

- 1 米穀の取扱いについて、「農林水産省防災業務計画」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（以下、「基本要領」という。）に基づき、近畿農政局と連携し、米穀販売事業者の所有する手持ち精米及び政府所有米穀により米穀を確保する。
- 2 災害の発生が予想される場合には、市内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努める。
- 3 府山城広域振興局長及び卸売業者（支店等）等と密接な連絡を取り、精米及びその他の応急対策用食料品の確保に努める。

## 第3 燃料の確保

平時から住民拠点 SS（\*）の役割や所在地について周知し、災害時にも市民がガソリンや灯油などの生活に欠かすことのできない燃料を取得できるように努める。

\*住民拠点 SS…自家発電設備や大型タンクなどを備え、災害などが原因の停電時にも継続して給油できる住民向けのガソリンスタンド

## 第4 物資の調達・連絡体制の整備

市内及び近隣市町の区域内における主要業者の物資調達可能数量を把握するとともに、調達に関する協定を締結するなど、緊急時に円滑に調達できる体制を確立する。

【資料編Ⅱ-9「相互応援等協定一覧」参照】

## 第5 調達ルート

災害時の食料及び生活必需品の調達ルートについてあらかじめ把握し、連絡体制を確立する。

【資料編Ⅱ-11「食料及び生活必需品の調達ルート」参照】

## 第6 配分計画の策定

食料及び生活必需品調達後の、炊き出しその他による食品の給食計画、生活必需品の配分計画及び支給要領を定める。

- 1 市は、物資の受領・配分の責任者を明確に定めておく。
- 2 支給要領

地区ごとに物資支給責任者を定め、被災者への支給が迅速、適確に行われるよう詳細な要領を定める。

## 第7 炊出しの計画

炊出し場はできる限り避難所に併設することが望ましいので、適当な場所を選定するとともに、炊出しに必要な機材も事前に把握しておく。

#### 第4節 物資集配地の整備

救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等のために、物資の備蓄場所、避難所の位置並びに府及び近隣市町等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、中央体育館を集配予定地（輸送拠点）として定め、必要な設備等の整備に努める。また、災害時における救援物資の輸送及び集配倉庫業務に関し、物資の必要量及び保管場所の必要スペースの算定やフォークリフトの使用の可否等を含め、民間企業との協力体制等について計画することにより、緊急時の体制の強化を図る。

## 第17章 防災知識普及計画

関係部署	各部、消防本部、消防団
------	-------------

### 第1節 計画の方針

市職員及び消防機関等関係者に対し専門的教養訓練等の実施と自主防災組織において専門知識を有する防災士を養成して防災知識の向上を図るとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、あらゆる機会をとらえて住民に防災知識を普及し、社会の様々な主体が災害による被害を軽減するための行動と安全のための投資に息長く取り組んでいけるよう計画する。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するものとする。

また、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること、早期に避難することが重要であること、そのためにも避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は被害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）を克服する必要があること等を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

また、防災知識の普及、意識の高揚に当たっては、従来、防災に関心の薄かった人々にも取組みが広がるよう、より広い層への拡大に努めるとともに、正しい知識をわかりやすく提供できるよう、優良なコンテンツのメニューの充実にも努めるものとする。なお、住民に対する啓発を行うに当たっては、府が行う研修を受講した住民をリーダー等として活用することに努める。

### 第2節 職員に対する防災研修

#### 第1 市防災計画の周知徹底

市防災計画が適確かつ有効に活用されるようにその内容、運用等を周知徹底するように努める。

#### 第2 研修会等の実施

職員に対する各種災害対策資材による研修会、講習会、施設見学会等を随時実施し、関係法令の周知徹底に努めるとともに、防災訓練とあわせて検討会を開催し、災害時における任務分担等について自覚と認識を深める。

### 第3節 住民に対する普及内容

次のような内容の普及を図る。

#### 第1 市防災計画の周知

市防災計画に定められているなかで、特に住民に注意を喚起する必要がある事項を周知徹底させる。

## 第2 過去に市内で発生した災害の紹介

過去に発生した大災害について、その時の実状と対策を取り上げこれを紹介し、再び同じ災害を繰り返さないように住民に再認識させる。

## 第3 災害時における住民の心構え

風水害、地震、大火など災害の種別ごとに災害の特徴をとらえ、緊急時の広域避難地、避難所及び避難経路、携帯品、災害危険箇所等住民が知っておくべき心得及び注意事項等を普及する。

## 第4 普及の内容

- 1 災害に関する一般的知識
- 2 日常普段の減災に向けた取組み
  - (1) 住宅、屋内の整理点検
  - (2) 火災の防止
  - (3) 非常食料、非常持出品の準備
  - (4) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等の確認
  - (5) **ハザードマップ（木津川市総合防災マップ）の内容充実による防災に関する基本的知識**
  - (6) ハザードマップ（木津川市総合防災マップ）、京都府マルチハザード情報提供システムを活用した災害危険箇所の把握
  - (7) 想定浸水深ラッピングを設置し、その面的視覚効果により、想定浸水深のイメージを容易にし、平素から水防災意識を向上し、浸水災害からの逃げ遅れゼロを実現
  - (8) 応急救護
  - (9) 物資の備蓄、耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等安全への投資
  - (10) 情報（気象予警報、洪水予報、避難判断水位到達情報、土砂災害警戒情報、雨量、水位の情報等）の種類とその入手方法（市から住民への伝達、マスコミ等を通じ住民自らが入手できる手法）
  - (11) 避難情報発令時の避難行動
  - (12) 緊急地震速報、南海トラフ地震臨時情報、5段階の警戒レベルの普及・啓発
  - (13) 地震保険、火災保険の加入の必要性
- 3 災害発生時における適確な行動
  - (1) 場所別、状況別
  - (2) 出火防止及び初期消火
  - (3) 避難の心得
  - (4) 「NTT災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板サービス」など安否情報伝達手段の確保
  - (5) 帰宅困難者支援ステーションの活用
- 4 史実の継承

郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談などを様々な媒体で継承し、防災教育に役立てる。

## 第5 バリアフリー化

視聴覚障がい者や高齢者に配慮し、点字、ビデオへの字幕、手話通訳等、多様できめ細かな普及方法に努める。

### 第4節 住民への普及の方法

- 1 市広報、防災マップ、ポスター、パンフレット、チラシ、回覧板、ビデオ、ホームページ等を利用し、機会あるごとに防災に関する記事を記載して普及広報に努める。
- 2 消防団は、消防本部と協力し、気象、防火及び災害時の救助活動等の映画、スライド等を活用し、巡回あるいは講習会等で普及する。
- 3 ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に、災害予防に関し特に必要な事項等については各種資料を提供し、普及について協力を依頼する。
- 4 異常気象時等の情報収集要領には同報系防災行政無線やCATV、広報車等による巡回放送のほか、TV・ラジオ・インターネット等から自ら情報を収集する要領等について、普及を図る。
- 5 防災の日（防災週間）、火災ゼロの日、火災予防運動週間、水防月間、土砂災害防止月間等、各種防災強調運動を機として防災の知識普及に努める。
- 6 次のような社会教育等を通じて普及する。
  - (1) 社会教育施設における学級・講座等を通じての普及
  - (2) PTA、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等を通じての普及
  - (3) 自主防災組織等による地域ごとのハザードマップづくりなど、地域に密着した防災教育・活動等を通じての普及
  - (4) その他の関係団体の諸活動を通じての普及

### 第5節 学校等における防災教育

学校における体系的な防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。

各学校等においては、防災に関する指導を教育課程等の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携教育を図りつつ、防災上必要な安全教育や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うために次のような防災教育を推進する。

特に、すべての小・中学校においては、避難訓練と合わせて実践的な防災教育の実施に努める。

#### 第1 児童生徒等に対する教育

災害時における児童生徒等の安全の確保及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともにボランティア精神を培うための教育を推進する。



## 第2 教職員に対する教育

教職員の災害への対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識の習得及び応急手当等の技能の向上を図る。

### 第6節 地域防災リーダー等に対する防災教育等

#### 第1 自主防災組織、防災士（防災リーダー）に対する教育

- 1 自主防災組織に対し、自主防災会連絡会を実施して、自主防災組織間の情報の共有を図るとともに、防災に関する識能を向上する。
- 2 新たに防災士の資格を取得した防災リーダーに対し、防災士研修会を実施して、木津川市の災害リスク、防災・災害対応体制、主要防災施策等の木津川市の現状等の補足教育を実施する。

#### 第2 将来の防災リーダーに対する教育

主として、中学生を対象とした防災ジュニアリーダー講座を実施して、防災に関する知識や技術を習得させ、将来の防災リーダー候補を育成する。

## 第18章 防災訓練・調査計画

関係部署	各部、消防本部、消防団
------	-------------

## 第1節 計画の方針

防災体制の整備に必要な防災訓練の実施及び災害時の危険が予想される箇所の事前調査の実施等について必要な事項を定める。

## 第2節 防災訓練

市防災計画及び防災マップが災害時に十分活用され適確に遂行できるように府、隣接市町、その他の関係機関と協議して訓練実施要領を定め、協力して防災訓練を実施し関係機関との有機的な連携、職員の実践的実務の習熟及び防災思想の普及等により応急対策にあたる体制を強化するとともに、住民、自主防災組織、民間企業及びボランティアの防災に関する関心を高める。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

## 第1 総合防災訓練

広域的災害を想定し、各関係機関が参加しておおむね次により、原則として毎年1回実施する。

## 1 訓練計画

総合訓練は、参加機関が協議し、訓練計画を策定して実施する。

## 2 訓練の時期

防災週間、災害の発生が予想される時期前、若しくは府及び関係機関が行う訓練に合わせるこ  
とがより効果的である。

## 3 訓練方法

- (1) 地域の災害リスクに基づき、現実に即した可能な範囲で実施するものとし、参加各機関の消  
防、水防、救助、救護、動員、通信連絡等の訓練を総合して実施する。
- (2) 訓練の円滑化を図るため、参加各機関で構成する訓練推進本部を設けるとともに気象、雨量  
状況等を設定する。
- (3) 必要により交通規制を行う。
- (4) その他細部については、協議の上決定する。

## 4 訓練の場所

訓練効果のある適当な場所又は地域

## 5 訓練の周知

訓練の実施について、ポスター等による視覚的な周知・広報に努める。

## 第2 地域別訓練

自主防災組織、地区別等の単位、又は必要により連合して行う訓練で、地域の災害の状況を想定し、消防、水防、救助、救護、動員、通信連絡等の訓練を随時実施するものとする。その際、訓練には極力住民が多数参加するよう配慮する。また、各自主防災組織においては、訓練計画を策定しておくものとする。

## 第3 図上訓練

市域の実情に合致した水防、救助等災害対策の活動について関係機関が協議し、必要に応じ図上訓練を実施するものとする。

## 第4 各機関別訓練

防災関係機関は、それぞれの所掌事務に応じ、主として職員の防災事務の習熟のための訓練を計画し、少なくとも年1回これを実施するものとする。

## 第5 複合災害を想定した訓練

地震、水害、土砂災害、大規模事故等が複合的に発生した場合を想定した訓練を実施する。

## 第6 訓練終了後の事後評価等

訓練終了後は、参加各機関の事後評価及びそれに基づく体制の改善のための会議を招集する。

# 第3節 防災調査

市域内の河川、ため池、山崩れ及び宅地造成地などで災害発生時に危険が予想される箇所を事前に調査し、あるいは地震災害の被害想定規模等を科学的な立場から調査を行い、防災体制の整備強化を図る。

## 第1 防災パトロール

市長が実施責任者となり、市並びに府の防災担当責任者及び消防、警察、自衛隊等の災害対策関係者が共同して、災害時に危険が予想される箇所を調査し、それぞれ問題を想定してその対策を検討し、必要な指示、指導を行うものとする。

実施計画は、市が行い、関係機関の協力を求める。

なお、実施方法は「防災パトロール実施要領」（昭和48年5月8日付け8消第236号「防災体制の整備強化について」）によるものとする。

## 第2 被害想定規模の調査

風水害、地震等の被害要因を検討し、被害を想定してこれらに対する予防、応急及び復旧の諸対策をまとめる。

### 第3 調査結果の周知

第1及び第2の調査結果を整理して、関係者に周知徹底を図る。

### 第4 事前措置の対象となる設備又は物件

防災パトロール等により、災害が発生した場合に事前措置の対象になると予想できるものについては、その占有者、所有者又は管理者等に対し予告などにより、事前に指導を行うものとする。

## 第4節 大規模地震に対応した訓練

### 第1 自衛隊との通信連絡訓練

災害が激甚な場合には、速やかな情報収集と応急対策が不可欠であり、自衛隊の出動要請も極めて重要な要素の一つとなる。

災害対策本部長（市長）、災害対策副本部長（副市長、教育長）が登庁困難な場合も含め、自衛隊の出動要請の決定、連絡方法を府と協議し、訓練の中にも含めるよう検討する。

### 第2 通信連絡訓練の強化検討

大規模な震災が発生した際は、電話の不通等により、通信連絡網の混乱が予想されるので、通信機能の充実化のため市内のアマチュア無線通信等の利用も図り、被害状況の収集及び情報伝達訓練への取入れを検討する。

### 第3 自主防災組織等による訓練の実施

自主防災組織や事業所等は、初期消火、初期救出の重要性の認識の上に、非常時に有効な実践的訓練を行う。

訓練の際は、防災関係に従事する市職員等を派遣し、指導を行う。

## 第19章 自主防災組織整備計画

関係部署	各部、消防本部、消防団
------	-------------

## 第1節 計画の方針

住民等の隣保共同の精神に基づく防災組織の整備充実は、防災意識の高揚及び災害時における人命の安全確保を図る上で重要であり、特に大地震が発生した場合、防災関係機関の防災活動の遅延及び活動能力の著しい低下が予想される。このような事態において、被害の防止又は軽減を図るためには、住民自らの出火防止、初期消火、被災者の救出・救護・避難等を行うことが必要となる。

したがって、地域あるいは施設ごとに、地域住民又は施設関係者によりその実情に応じた自主的な防災組織を設置すること及び日頃から震災の発生を予想した訓練を実施することについて指導、育成することが被害を軽減する鍵となるとの認識により、「自らの生命、財産は自分たちで守る」という認識を醸成していく啓発活動の周知徹底を図るものとする。

これの育成強化について次の事項を基本として必要な事項を定める。

(災害対策基本法第5条第2項、第7条)

なお、その際、女性の参加の促進、地域の消防団、事業所等により組織されている自衛消防組織等、防災関係機関との連携に努めるものとする。

## 第1 自主防災組織の具体的活動

自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の事項を実施する。

平常時には、防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、取るべき避難行動を時系列で整理した避難計画の作成、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等の活動を実施する。

この場合、参加型・体験型の実践的な防災活動を実施することにより、住民が災害を「我がこと」として捉えられるよう努める。

災害発生時には、災害情報の収集、住民への迅速な情報伝達及び安否の確認、出火防止と初期消火、避難誘導、避難所開設・運営、被災住民の救出・救護、給食・給水等の活動を実施する。

【資料編Ⅱ-12「自主防災組織」参照】

## 第2 住民組織の必要性の啓発と指導

自主防災組織の設置を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的かつ計画的な広報を行い、防災に関する意識の高揚を図るとともに、自主防災組織のリーダーとなる木津川市地域防災リーダーを育成し、そのリーダーを中核に、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、十分な理解と協力を求め、これら組織の整備拡充を図るものとする。

## 第3 事業所等における取組の促進

事業所等は、災害時に果たすことができる役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各事業所等において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

### 第2節 地域における自主防災組織整備の計画

#### 第1 具体的な方針

##### 1 住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の普及を図るため、第17章「防災知識普及計画」、第18章「防災訓練・調査計画」とともに、自主防災組織整備に向けてのパンフレット、ポスターの作成及び座談会、講演会などの開催に積極的に取り組む。

##### 2 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行う上で、地域の実情に応じた適切な規模を単位として、組織の設置を図る。

(1) 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域

(2) 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

##### 3 既存組織の活用

現在、住民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合は、新しい自主防災組織へ発展していくよう積極的に指導・育成する。

##### 4 市の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくため、市において自主防災計画の作成、自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言、育成等を行う。その際、女性の参画の促進及び木津川市地域防災リーダーの育成に努めるものとする。

##### 5 木津川市地域防災リーダーの活用

地域防災力向上のため、専門的な知識を持った木津川市地域防災リーダーを自主防災組織等の活動において活用する。

##### 6 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織が継続的に活動に取り組むため、規約及び防災計画を定めるよう努めるものとする。

なお、女性等多様な視点に配慮した活動に取り組むため、多様な人材を確保するとともに、木津川市地域防災リーダーとの連携に努めるものとする。

###### (1) 役員

ア 防災リーダー及びその任務

イ 班長及びその任務

###### (2) 会議

ア 総会

イ 役員会

ウ 班長会等

### 7 地区防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

- (1) 地域住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策を講じておくこと。
- (2) 地域住民は、災害時に必要な情報の内容と入手方法を確認しておくこと。
- (3) 自主的に早めの避難行動を行うための目安を設定し、取るべき避難行動を時系列で整理し、地域住民に周知しておくこと。
- (4) 地域住民は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担し、多様な意見を反映させるため情報共有できる場を設けるとともに、各自が多様な視点を育むよう努めること。
- (5) 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。特に、地域の消防団員や民生委員等と連携した協力体制を整えること。
- (6) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知の徹底、点検整備を行うこと。
- (7) 避難場所、避難経路、避難情報の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。
- (8) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。
- (9) その他自主的な防災に関すること。

### 8 取るべき避難行動を時系列で整理した地区タイムライン（避難計画）の策定の促進

地区タイムラインは、地域住民の話し合いにより、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定を行うものとする。

また、地区タイムラインの策定を通じ、一人一人が「自らの命は自らが守る」意識を持ち、地域で自主的に声を掛け合う共助体制をつくる。

## 第3節 事業所等の防災計画

大地震が発生した場合、中高層建築物、学校、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造もしくは保管する施設又は多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるのでこれらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は、自衛防災組織等を編成し、あらかじめ災害時行動マニュアルの作成、消防計画等を立て、防災訓練を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

### 第1 対象施設

- 1 中高層建築物、学校、旅館、病院、大規模店舗等多数の者が利用又は出入りする施設
- 2 石油類、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、保管及び取り扱う施設
- 3 多人数が従事する工場、事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたることが効果的であると認められる施設
- 4 複合用途施設

利用（入居）事業所が共同である施設

- 5 自衛防災組織等の取組みが事業所や地域の防災に貢献するものと考えられる施設

## 第2 組織設置要領

- 1 事業所の規模、形態により、自衛消防組織等を置き、それぞれに適切な規約及び災害時行動マニュアル、消防計画等を立てておく。

### (1) 役員

- ア 防災責任者及びその任務
- イ 班長及びその任務

### (2) 会議

- ア 総会
- イ 役員会
- ウ 班長会等

## 2 消防計画等

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

なお、既に消防計画が作成されている事業所においては、同計画と災害時行動マニュアル等との整合を図るものとする。

- (1) 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること。
- (2) 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ計画を立て、かつ、市、消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること。
- (3) 消防機関、災害対策本部、事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと。
- (4) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
- (5) 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること。
- (6) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること。
- (7) 地域住民との協力に関すること。
- (8) その他防災に関すること。

## 第3 企業防災の促進（事業継続計画）

企業については、災害時における企業に求められる役割（従業員・顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）は非常に重要であること及び事業中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守る必要があることから、上記第2の2「消防計画等」とともに、次のような対策に努めるものとする。

- 1 各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用し、継続的に改善するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフライ



ンの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

なお「事業継続計画」の策定に当たっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮する。

- 2 市、府、国は、企業のトップから一般職員に至る防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、市及び府は、企業を地域コミュニティとしてとらえ、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

## 第20章 防災拠点整備計画

関係部署	各部、消防本部、消防団
------	-------------

## 第1節 計画の方針

災害時に防災活動の拠点となる施設の役割を明確にするとともに、その場所や規模に応じて防災拠点として整備し、防災体制を確立する。

## 第2節 防災拠点の役割と配置

## 1 防災中枢施設

- (1) 災害対応の本部施設（市役所、相楽台小、州見台小）
- (2) 災害対応関係機関施設（木津警察署、相楽中部消防組合消防本部）
- (3) 地域災害拠点病院（京都山城総合医療センター）

## 2 広域的防災拠点

- (1) 市外からの救援物資等の集積・配送、広域応援（自衛隊、消防等）の活動拠点（不動川公園）
- (2) 市外からの救援物資等の集積・配送、広域応援（自衛隊、消防等）の活動拠点、本部施設（中央体育館）

## 3 地域防災拠点

## (1) 基幹防災拠点

広域応援（自衛隊、消防等）の活動拠点（予備）、現地対策本部施設（加茂文化センター、山城総合文化センター）

## (2) 備蓄拠点

災害備蓄品の主要保管施設（州見台小、梅美台小、南加茂台小、木津南中）

## (3) 指定緊急避難場所

危険から逃れるための避難場所（36か所）

## (4) 指定避難所

## ア 基幹指定避難所

災害種別ごとの当初開設する一時的な避難施設（21か所）

## イ 指定避難所

基幹指定避難所において避難者の収容能力を超える場合に開設する一時的な避難施設（36か所）

## (5) 福祉避難所

要配慮者を対象とした避難施設（17か所）

## (6) 車中泊避難場所

車内において一時的に避難する場合の車両の避難場所（14か所）

## (7) 車中避難場所

車により緊急避難し車内で一時的に安全を確保する場所（5か所）

4 コミュニティ防災拠点

(1) 一時避難民間施設

災害時、民間の施設（店舗）等で一時的に避難できる施設（1か所）

(2) 地域避難所

地域が主体となって開設・運営する指定避難所に避難するまでの一時的な避難施設（24か所）

【資料編Ⅱ-13「防災拠点一覧」参照】

## 第21章 社会福祉施設防災計画

関係部署	健康福祉部
------	-------

## 第1節 計画の方針

要配慮者が利用する社会福祉施設は、災害時においても特に施設の被害を最小限にとどめ、主として利用者・来訪者の安全確保が重要であり、各施設の管理者・事業者と連携・協力して予防対策を推進する。

## 第2節 予防対策

社会福祉施設は非常災害時において入所者の安全を確保するため、非常災害対策計画を策定し、防火管理者を設け、各所轄消防署の指導のもとに防火管理及び施設入所者の火災等予防指導にあたりるとともに、消防計画を策定し所轄消防署に届け出を行っている。

また、これらの施設のうち、水防法または、土砂災害防止法に基づき本計画に記載されたものは、水害または、土砂災害に対応した避難に係る計画（避難確保計画）を作成するものとする。

さらに、各施設の入所者は、災害時の行動等が不自由であることから、次の対策を講じるよう指導し、災害時の減災に努める。

## 第1 防災設備等の整備

- 1 老朽程度が著しい社会福祉施設については、耐震・耐火構造による改築等施設の整備を行う。
- 2 消防法等により整備を必要とする防災施設等(消火設備、警報設備、避難設備等)の整備を図る。
- 3 水道、ガス等の供給停止に備えた非常食料等の備蓄を行う。

## 第2 防災体制の整備

- 1 職員及び入所者に対し、避難経路を周知徹底し、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にして自主防災管理体制の整備に努める。特に夜間は悪条件が重なることから、消防機関への通報体制や避難誘導體制等を十分検討しておく。
- 2 必要に応じ地域住民の協力が得られるよう、所在地域の自主防災組織との協力体制を確立しておく。
- 3 有事の際における入所者の避難所、収容施設等の確保、関係機関等との情報交換、連絡協議に努める。

## 第3 防災教育、防災訓練の実施

- 1 施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。
- 2 施設の構造や入所者の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するとと

もに、地域の協力を得られるよう所在の自主防災組織と協力した訓練を実施する。

#### 第4 避難確保計画及び避難訓練の確認

- 1 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を実施するものとする。
- 2 市は、上記該当施設の計画作成状況及び避難訓練の実施状況について、定期的に確認を行うものとする。また、その他の要配慮者利用施設についても、努めて定期的に確認を行う。

### 第3節 補助金及び融資

#### 第1 補助金

社会福祉施設等施設整備費補助金

#### 第2 融資

- 1 独立行政法人福祉医療機構が行う融資
- 2 社会福祉法人京都府社会福祉協議会が行う融資

## 第22章 交通対策及び輸送計画

関係部署	総務部、建設部
------	---------

### 第1節 計画の方針

災害時における交通の混乱の防止及び緊急輸送道路の確保並びに円滑な輸送を実施するために必要な事項を定める。

### 第2節 緊急輸送道路の指定

災害が発生した場合に、緊急輸送道路として指定すべき道路は、次のとおりとする。

#### 1 広域間の緊急輸送道路となる路線

京奈和自動車道、国道24号、国道24号線（城陽井手木津川バイパス）、国道163号、主要地方道八幡木津線、市道木712号相楽台15号線、市道木712号相楽台15号線、主要地方道木津信楽線、主要地方道奈良加茂線、主要地方道天理加茂木津線、主要地方道枚方山城線（府防災計画、震災対策編で第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路として位置づけられている路線）

#### 2 市内の防災基幹施設間を結ぶ路線

広域間の緊急輸送道路と、木津川市役所（本庁舎）、加茂支所、山城支所、広域物資配送拠点などを結ぶ路線

#### 3 市内の防災基幹施設と、避難所等を結ぶ路線

### 第3節 緊急輸送道路の整備

警察による交通安全施設の整備・保全管理とともに、道路管理者においては、次のような対策を図るものとする。

- 1 橋梁、トンネル等の危険箇所の補修
- 2 拡幅、待避所の設置等の道路改良
- 3 橋梁被災等による通行困難時の迂回路の確保
- 4 その他必要な整備等

### 第4節 運転者のとるべき措置の周知

災害時において、災害対策基本法第76条に基づく交通規制が実施された場合に、車両の運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

災害対策基本法に基づく交通規制が実施されたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両（同法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。）の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次

の措置をとることとする。

- 1 速やかに、車両を次の場所に移動させる。
  - (1) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
  - (2) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- 2 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- 3 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

## 第5節 緊急通行車両等

### 第1 緊急通行車両

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両」という。）として確認を行う車両は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で、次に掲げる事項を目的として使用する車両とする。

#### （災害対策基本法第50条第1項）

- 1 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
- 2 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 3 被害者の救難、救助その他保護に関する事項
- 4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 5 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 6 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 8 緊急輸送の確保に関する事項
- 9 その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

ただし、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急通行路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため規制除外車両として整理する。

### 第2 緊急通行車両の事前届出制度

災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両の需要数を事前に把握して、確認手続きの省力化・効率化を図るため、警察本部の定める事務手続きの方法により、緊急通行車両を対象にした事前届出を促進する。

災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両を対象とする。

第3 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるもの。

大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両で、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないもの。

- 1 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- 2 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- 3 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- 4 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両



## 第23章 医療助産計画

関係部署	総務部、健康福祉部、消防本部、消防団
------	--------------------

### 第1節 計画の方針

災害時において、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、必要な体制の整備について定める。特に、山城南医療連携協議会を通じた各機関等との連携に留意する。

### 第2節 医療救護体制の確立

医療救護体制は、消防本部と調整するとともに、山城南医療圏における地域災害拠点病院となる京都山城総合医療センター、並びに本市内の医療機関、相楽医師会等と連携を図りつつ、次のような体制の確立に努める。

- 1 救護所設置予定施設の指定
- 2 救護所設置・運営等に関する詳細要領の整備
- 3 医薬品の備蓄及び緊急供給に関する詳細要領の整備
- 4 医療救護活動に関する応援要請及び医薬品・医療機器等の緊急供給要請の詳細要領の整備
- 5 後方医療機関等への搬送体制を確立するための臨時ヘリポートの環境整備
- 6 トリアージ(傷病者の緊急度や重症度によって治療や後方搬送の優先順位を決めること)など、緊急医療に関する知識についての担当職員の研修
- 7 その他、必要な事項

### 第3節 住民等に対する災害時初期対応の普及・啓発

- 1 消防署、消防団、市担当職員が行う災害時初期対応を徹底する。
- 2 住民、事業所に対する災害時初期対応の普及・啓発を図る。
- 3 公共施設など、不特定多数の人が多く集まる場所から順次、AED（自動体外式除細動器）の設置を行い、あわせて取扱い方法の研修を行う。

### 第4節 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院

#### 第1 基幹災害拠点病院

基幹災害拠点病院は、医薬品等資機材の備蓄、関係職員の研修・トリアージ訓練を行うとともに、災害時に救護班の編成、重症患者の受入れを行う。

## 第2 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は、医薬品等資機材の備蓄を行い、基幹災害拠点病院における研修・トリアージ訓練等に関係職員を派遣するとともに、災害時には救護班の編成、重傷患者の受入れを行う。

	2次医療圏名	病院名	電話番号	衛星通信系防災情報システム電話番号	災害派遣医療チーム(DMAT)
基幹災害拠点病院	山城南医療圏	京都第一赤十字病院	075-561-1121	7(8)-767-8109	○
地域災害拠点病院		京都山城総合医療センター	0774-72-0235	8-782-8101	○

出典：R2 京都府地域防災計画

## 第5節 災害派遣医療チーム(DMAT)

災害派遣医療チーム(DMAT)は、災害・事故等の急性期(発生後おおむね48時間以内)に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けたチームであり、被災地に迅速に駆けつけ、現地災害対策本部等の指示に従い、救出・救助部門と合同で救急医療を行う。そのため、派遣元となる医療機関は、日頃から災害発生時に備え、チームの編成及び訓練の実施に努める。

## 第6節 災害時における情報ネットワークの構築

関係機関は、災害に関する情報を迅速かつ正確に把握し、迅速・適確な救急・救護・医療活動を行うため、広域災害・救急医療情報システム(EMIS:Emergency Medical Information System)の入力操作等の研修や訓練に参加するとともに、次のような情報ネットワークの構築に努める。

- 1 京都府救急医療情報システムの災害対応機能の強化
- 2 消防無線や防災無線の多重化

## 第7節 災害時搬送システムの確立

関係機関は、災害時の患者、医薬品等の資機材、医療救護班等の搬送を確保するため、地上搬送手段の確保とともにヘリコプターを活用した搬送体制を整備する。

## 第8節 地域レベルでの災害対策の強化

関係機関は、地域レベルでの災害対策を強化するため、次のとおり整備に努める。

- 1 病院の耐震機能の強化
- 2 自主訓練等のガイドラインとなる病院の災害時行動マニュアル等の作成

## 第9節 広域的応援体制の整備

市は、効率的な救急・救護・医療活動を行うため、次のとおり広域的応援体制を整備する。

- 1 相楽医師会との災害時医療協定の締結
- 2 医薬品等卸業界との災害時医薬品等調達協定の締結

## 第10節 助産体制の整備

元来、正常な出産は、疾病ではないが、疾病と同様に人間の生命に関わることであり、また、出産の予定日とか、正常分娩か否かの判定が明らかな場合でも、災害に遭遇してショックを受けたため異常をきたし、母体の生命の安全にも関わりかねない例が多い。

助産は医療の場合と同様に、救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合が多いので、助産師による出産体制の整備にも努める。

## 第24章 災害時要配慮者及び外国人に係る対策計画

関係部署	総務部、健康福祉部
------	-----------

## 第1節 計画の方針

災害発生時には、要配慮者は、災害の影響を受けやすいことに加え、避難所等災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。災害時に、これらの者に対し、必要な支援策を円滑に実施できるよう、本編第21章「社会福祉施設防災計画」とともに、在宅の要配慮者対策を講じるものとする。

また、言語、生活習慣の異なる外国人が、発災時に迅速かつ適確な行動が取れるよう、外国人に配慮した防災環境づくりに努めるとともに、防災対策の周知を図る。

## 第2節 在宅の要配慮者対策の推進

## 第1 避難行動要支援者に係る支援体制の整備

1 市の防災担当課（危機管理課）と福祉担当課（社会福祉課、高齢介護課、こども宝課）との連携の下に、防災関係機関（消防本部、消防団、自主防災組織等）及び日頃から要配慮者と接している団体関係者（市社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険関係者、障がい者団体等）並びに地域住民と協力して、平常時より、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援体制を整備するに当たり、以下の事項の考え方をもとに、全体計画を定めるものとする。

## (1) 避難支援等関係者になり得る者

避難支援等関係者になり得る者は、消防関係者、警察関係者、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、活動実態を把握して、地域の実情により、避難支援等関係者を決定する。

## (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

市内に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者とする。

要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障がい支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設けることとする。

## (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、掲載者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を避難行動要支援者名簿に掲載する。また、その入手方法として、避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。ただし、災害時において避難行動要支援者の生命・身体を保護するために必要かつ緊急を要する

場合に限り、本人の同意を得ることなく関係機関に対し、名簿情報を提供できるものとする。

(4) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つこととする。市外への転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」を遵守するため、以下の事項を徹底するものとする。

- ・ 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障がい支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- ・ 地域の自主防災組織等に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること。
- ・ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- ・ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
- ・ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- ・ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。
- ・ 名簿情報の取扱状況を報告させること。
- ・ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。

(6) 要配慮者が円滑に避難するための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮  
避難準備・高齢者等避難開始として発令される、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。

避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。

そのため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、

- ・ 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること。
- ・ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。
- ・ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

など、その情報伝達について、特に配慮すること。

自然災害発生時、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用す

るなど、複数の手段を有機的に組み合わせること、さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に使用する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段も活用できるよう留意する。

### (7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行うことから、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保について十分に配慮する。

## 2 個別避難計画の作成

災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者へ個別避難計画情報を提供することについて、本人及び避難支援等を実施する者に理解を求めよう努める。

また、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成しよう努める。

## 3 避難行動要支援者に関する避難支援計画(全体計画)の策定に当たっては、上記事項のほかに、以下の事項についても、定めるものとする。

- ・名簿作成に関する関係部署の役割分担
- ・避難支援等関係者への依頼事項（情報伝達、避難行動支援等の役割分担）
- ・支援体制の確保（避難行動要支援者1人に対して何人の支援者を配するか、避難行動要支援者と避難支援等関係者の組合せ）
- ・具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者
- ・あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制
- ・発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- ・避難行動要支援者の避難場所
- ・避難場所までの避難路の整備
- ・避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制
- ・避難場所からの避難先及び当該避難先への運送方法

## 4 市と府の相互の協力・連携体制を整備するとともに、近隣の保健福祉サービス事業者との協力体制の確立に努める。

## 第2 避難行動要支援者の安全確保対策

- 1 災害発生時に避難行動要支援者が迅速かつ適切に行動できるように、避難行動要支援者をあらかじめ把握して避難行動要支援者マップを作成し、関係者が情報の共有により避難支援を図りやすい環境づくりを進めるとともに、避難誘導、搬送・介護等に係るマニュアル（点字版を含む。）の作成・配布に努め、避難誘導時における避難行動要支援者に対する特段の安全確保に努める。
- 2 社会福祉協議会・介護保険事業者等の関係機関や地域の自主防災組織等と連携し、災害発生時

の避難行動要支援者の安否確認及び情報伝達に係るシステムの構築に努めるとともに、情報の受信・理解・判断・行動等の各段階で避難行動要支援者に対し、迅速かつ的確な情報伝達ができるよう、多用な通信手段の確保に努める。

- 3 要配慮者の避難促進のため、福祉避難所ごとに避難対象者を指定する検討を進める。
- 4 地域住民等の協力も得て、避難行動要支援者を含めた防災訓練を実施する。

### 第3 要配慮者の生活確保対策

- 1 食料及び生活必需品の確保に当たっては、要配慮者のニーズに対応した物資の確保に努める。
- 2 避難所の施設・設備については、要配慮者にも配慮した整備に努める。
- 3 府との連携のもとに、要配慮者の緊急受入れが円滑に実施できるよう、避難所のユニバーサルデザイン化や要配慮者の避難スペース及び介助に必要な人員の確保、又は社会福祉施設や旅館等の宿泊施設と協定を締結するなど、福祉避難所の事前指定に努めるとともに、社会福祉施設等の受入れ体制の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。

### 第3節 外国人の安全確保

- 1 府との連携により、広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布など多言語や「やさしい日本語」による防災知識の普及に努める。
- 2 府との連携により、広域避難地や避難路標識、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化やシンボルマークの活用など図式化を進める。
- 3 災害時の行動に支障を生じることの多い外国人を、地域全体で支援するシステムや救助体制の整備に努める。
- 4 防災訓練への外国人住民の参加を促進する。
- 5 外国人雇用者の多い企業・事業所などにおいては、これらの者に対する防災指導等を促進する。
- 6 府との連携により、災害時の通訳・翻訳ボランティアの事前登録と災害時の活用体制の整備に努める。

## 第25章 廃棄物処理等に係る防災体制の整備計画

関係部署	市民部
------	-----

## 第1節 計画の方針

廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、災害時応急体制を整備することなどにより、廃棄物処理に係る防災体制を確立する。

## 第2節 廃棄物処理等に係る防災計画

- 1 **廃棄物処理等に係る施設**の防災対策については、木津川市公共施設**等**総合管理計画の方針に基づき、可能な災害被害の軽減策を講じるものとする。  
また、環境の森センター・きづがわについては、木津川市精華町環境施設組合の、大谷処理場については相楽広域**行政**組合のそれぞれの方針に沿って、防災対策の協力を努める。
- 2 廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に**ついて、一部事務組合と協力に**努める。
- 3 廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、**一部事務組合・関係事業者と連携して、**以下の措置を行うよう努める。
  - (1) 近隣の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
  - (2) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
  - (3) 廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を確保するよう協力する。
  - (4) **災害廃棄物処理計画を策定し、これに基づき**、災害時における応急体制を確保する。
  - (5) 住民、事業所に対し、災害時における被害甚大地域における**ごみの分別、収集**など、廃棄物処理方法についての周知徹底を図る。
  - (6) 災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬ができる体制を確保する。



## 第26章 行政機能維持対策計画

関係部署	各 部
------	-----

## 第1節 業務継続性の確保

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に適確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図っている。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うため、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定等、電気・水・食料等の確保、災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保についても計画で定めておくものとする。

## 第2節 防災中枢機能等の確保、充実

市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備や近畿総合通信局への通信機器・電源車の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。

## 第3節 各種データの整備保全

市は、災害復旧・復興への備え及び復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について整備しておくものとする。

## 第27章 ボランティアの登録・支援等計画

関係部署	健康福祉部
------	-------

## 第1節 計画の方針

災害発生時に、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するには、ボランティア等の協力が不可欠であるため、災害時に被災者を支援するボランティア（以下「災害ボランティア」という。）等の活動が円滑に行えるよう、ボランティア等の自主性に配慮しつつ、必要な対策を講じるものとする。

また、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアと連携させる。

## 第2節 災害ボランティアセンター

## 第1 災害ボランティアセンターの設置・運営

センターは、常設とする。また、市社会福祉協議会が主体となり運営するものとし、災害ボランティアセンター運営委員会の協議により、運営要領を定めて運営を行う。

## 第2 平常時における災害ボランティアセンターの業務

市災害ボランティアセンターの平常時の業務は、以下のとおりとする。

- 1 災害ボランティア活動の調査・研究及び訓練の実施
- 2 災害ボランティア活動の広報・啓発
- 3 関係機関との意見・情報交換及びネットワーク体制の整備
- 4 災害ボランティア及びコーディネーターの育成・登録
- 5 木津川市外で発生した災害における対応
- 6 その他必要な業務

## 第3 資機材等の確保

市及び市社会福祉協議会は、相互に協力して災害時におけるボランティア活動に必要な資機材等を確保するものとする。

## 第3節 ボランティア活動に関するPR・啓発

- 1 住民に対し防災知識の普及にあたりとともに、災害ボランティア活動の意識等についても、府との連携による災害ボランティア活動マニュアルの普及等を通じて啓発を進める。
- 2 ボランティアに関する相談、情報提供窓口の充実やボランティア保険への加入促進を図り、ボランティア活動に参加しやすい条件整備に努める。
- 3 ボランティア休暇制度の導入等について、雇用主等の理解が得られるよう努める。

## 第28章 広域応援体制の整備計画

関係部署	各部
------	----

## 第1節 計画の方針

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この章において「災害時」という。）に、円滑な応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制を確立する。

なお、必要に応じて、知事より、相互応援協定の締結について指導・助言を受ける。

## 第2節 市町村等との相互協力体制の整備

現在、本市は、京都府内の29の市町村、一部事務組合と消防等に関する応援協定を締結している。これを維持し、必要に応じ拡張するとともに、各種民間団体等との災害時における次のような相互協力体制の整備を進めている。

- 1 物資・人員・避難施設等の相互応援
- 2 災害時における通勤・通学者の「安否確認情報」の相互交換
- 3 気象情報等の相互交換
- 4 河川における治水対策、林野火災の予防に関する協力

## 第3節 広域的応援受入れのための体制の整備

- 1 自衛隊等の進出・活動拠点及び広域的物資等の配送拠点など、応援を受入れる拠点として、中央体育館を指定する。
- 2 応援受入れ拠点の開設、運営、応援要請等の要領をあらかじめ作成する。
- 3 応援者が活動しやすいように、案内標識、進入路標識等の設置に努める。

## 第29章 上下水道施設防災計画

関係部署	上下水道部
------	-------

## 第1節 計画の方針

上水道事業者は、水道施設の常時監視、点検を強化して保全に努め、災害時の被害を最小限に止めるために必要な整備、補強の施策を計画的に進めるとともに、応急給水の確保のため、必要な措置を講じる。

また、諸施設の耐震性を高め、震災時の被害を最小限にとどめるものとする。

## 第2節 上水道施設等の防災計画

## 第1 施設の維持管理

地域の実情と水道施設の実態を考慮し、設備の重要度に応じた点検を行うものとする。

## 第2 図面等の整理

防災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定した整備に努めるものとする。

## 第3 災害に強い水道施設づくり

## 1 緊急を要する弱点对策

水道施設の設計は、関係法令に定める基準に基づくものとする。

二次災害を発生するおそれのある老朽施設等、弱点となる施設の緊急補強と更新を進めるものとする。

## 2 速やかに復旧できる水道づくり

施設の防災対策の向上、基幹施設の複数化・分散化、主要管路の系統多重化、配水幹線のブロック化等の手法を地域特性に応じ適切に組合せ、効率的・効果的な防災対策を計画的に進めるものとする。

## 3 被災時にも給水機能を持つ水道

被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道を目指すため、広域バックアップ機能の整備及び緊急時給水能力の強化を進めるものとする。

### 第3節 下水道施設の防災計画

- 1 処理場、ポンプ場及び管渠の建設は、下水道建設事業計画に基づいて推進し、「下水道施設の耐震対策指針」等に基づき耐震構造にするとともに、災害に対する弾力的対応方策を検討し、防災対策設備を設置する。
- 2 終末処理場及び中継ポンプ場への電力の供給停止に対処するため、各処理施設の建設状況に応じ、自家発電装置を設置する。
- 3 施設の点検、復旧が迅速に実施できるよう、下水道台帳の整備及び複数箇所での保管を促進するとともに、点検用機材を常備する。
- 4 点検などによる危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。
- 5 処理場・ポンプ場のオープンスペースを一時的な避難場所として利用することを考慮して整備する。なお、処理水の再利用についても検討する。

## 第30章 学校等の防災計画

関係部署	教育部、健康福祉部
------	-----------

## 第1節 計画の方針

学校その他の教育機関並びに保育園（以下「学校等」という。）においては、災害時の安全確保方策、日常の安全指導体制、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講じる。

## 第2節 防災体制の整備

各学校等において、その自然条件・社会条件等を踏まえ、実態に即した適切な防災体制の充実を図る。

その際、学校等が避難所になった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、市の災害対策担当部局（危機管理課）やPTA、地域の自主防災組織等と連携しつつ、具体的な計画を策定する。

また、災害発生時の避難、保護者への引渡し又は学校等での保護方策等、園児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）の安全確保が適切に行われるために対応マニュアル等を作成するとともにその内容の周知徹底を図る。

## 第1 学校等における防災体制

学校等の防災に関する計画において、教職員の防災意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。災害発生時における体制については、学校等が指定避難所に指定されている場合も含め、地域の実情等に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び避難所の運営に係る体制について考慮する。

また、災害時における情報連絡を適確かつ円滑に行うため、学校等と教育委員会、こども宝課、災害担当部局（危機管理課）等との情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校等と保護者・児童生徒等との情報連絡体制を整備する。なお、保護者へは学校等の防災体制及び対応方策、特に児童生徒等の引渡し方法を周知しておく。

## 第2 児童生徒等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校等の種別の特性及び地域の実情等を考慮し、次の事項について定める。

- 1 発災時別の教職員の対応方策
  - (1) 在校（園）時
  - (2) 学校等外の諸活動時
  - (3) 登下校時（通園・通学時等を含む）

- (4) 夜間・休日等
- 2 保護者との連絡、引渡し方法
- 3 施設・設備の被災状況の点検等

### 第3 避難所としての運営方法等

避難所を運営する市担当職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した運営体制及び具体的な対応方策について定める。また、参集状況により少人数で避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合を想定して、初動体制についても定めておく。

避難所としての施設の使用については、主として避難者收容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。

また、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

## 第3節 施設・設備等の災害予防対策

### 第1 施設の点検及び補修等の実施

電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講じる。

### 第2 防災機能の整備

#### 1 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な初期消火、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備等の整備を促進する。

#### 2 避難所としての機能整備

市防災計画に指定避難所として位置づけられている学校等の施設については、周辺住民を收容することを想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、耐震性の確保など、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。

### 第3 設備・備品の安全対策

災害時において、設備・備品の転倒・破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図るなどの適切な予防措置を講じる。

## 第4節 防災訓練等の実施

学校等における防災教育は、第2編第17章第5節「学校等における防災教育」による。

学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、

児童生徒、学校及び地域の実情等に即して、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

### 第5節 社会教育施設の防災計画

社会教育施設の防災計画は前記第2節第3「避難所としての運営方法等」及び第3節「施設・設備等の災害予防対策」を準用するものとする。



## 第31章 避難等に関する計画

関係部署	総務部、市民部、健康福祉部、教育部、消防本部、消防団
------	----------------------------

## 第1節 計画の方針

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

住民は、災害種別毎に自宅等でどのような災害リスクがあるのか、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、立退き避難する場合は、いつどこに（親せきや友人の家等への避難、車中泊避難、避難所避難等）避難すべきなのか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。

このため、市は、災害の危険がある区域にいる住民に命を守るための避難行動をさせるため、あらかじめ住民一人ひとりが自主的に早めの避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供、普及するとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定等避難計画の策定を行い、住民の安全の確保に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、大雪時における対策について「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき、府及び関係機関と連携して取り組むものとする。

## 第2節 避難の周知徹底

## 第1 事前措置

指定緊急避難場所等へ移動する立ち退き避難や屋内に留まる屋内安全確保の万全を図るため、火災・河川の氾濫・がけ崩れ・土石流・地すべり等の危険の予想される地域内の住民に、避難指示等の意味、自主的に早めの避難行動をとる、急激に災害が切迫し発生した場合は次善行動をとる等適切な避難行動のあり方、災害危険情報（地域ごとの災害リスク）や災害時の情報の入手方法、指定緊急避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。その際、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、避難の際は、発生する恐れのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきことについて日ごろから住民への周知徹底に努めるものとする。また、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示し、迅速で確実な立退き避難をするよう普及啓発を図る。

【資料編Ⅱ-13「防災拠点一覧」参照】

また、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした「市の避難指示等の発令・伝達マニュアル」を作成するものとする。

## 第2 避難指示等の周知

災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるための伝達は、次の方

法によるものとし、地域住民にあらかじめ周知しておく。

また、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、居住者等の自らの判断により、上階への避難や高層階にとどまること等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保についても留意するものとする。

また、避難指示等を発令する際には、内閣府「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、防災情報等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように周知する。

このため、ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。

また、警戒レベル3「高齢者等避難」や警戒レベル4「避難指示」が発令されたタイミングで避難する必要があることを周知徹底する必要があるものの、災害が既に発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない状況において、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する緊急安全確保についても指示することができるものとする。

### 第3 避難指示等の伝達

#### 1 信号による伝達

警鐘サイレンによる避難信号は、次のとおりである。

警 鐘	サ イ レ ン		
乱 打	○ ————	休止	————— ○
	約1分	約5秒	約1分

※信号は適宜の時間継続すること  
水防信号（昭和24年11月8日京都府告示第807号）

#### 2 放送による伝達

##### (1) 無線放送による伝達

同報系防災行政無線

##### (2) ラジオ等による伝達

日本放送協会(NHK)及び民間放送会社に対し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、放送について協力を依頼する。

#### 3 広報車等による伝達

市広報車、消防団車両などを利用して関係地区を巡回して伝達する。

#### 4 地域長・自治会長による伝達

市役所から地域長、自主防災組織の会長に対し電話等で伝達し、地域長・自治会長及び自主防

災組織の会長は地域住民に対しあらかじめ行政地域、町内会・自治会で定めた連絡網により伝達する。

### 5 消防団による戸別訪問

夜間及び停電時等で地域住民に対し、完全に周知徹底することが困難な場合は、消防団によって戸別口頭伝達を行う。

### 6 ホームページやTV（文字放送）等による伝達

市のホームページやTV（文字放送）、木津川市防災情報メールを活用して、情報提供を行う。

### 7 「要配慮者関連施設」等への連絡

避難がより困難である避難行動要支援者に対しては、避難支援者への連絡等により、早めの伝達及び情報共有を心掛ける。

また、警戒すべき区域内の要配慮者関連施設においては、当該施設管理者に対し、電話等で早めに伝達する。

## 第3節 指定緊急避難場所及び避難路の選定と確保

### 第1 指定緊急避難場所の選定と確保

延焼火災が発生した場合、住民の生命及び身体の安全を確保するため、次の基準により、あらかじめ指定緊急避難場所を選定しておく。

【資料編Ⅱ-13「防災拠点一覧」参照】

- 1 指定緊急避難場所の収容可能人数は、避難者1人当たりの必要面積を、おおむね2㎡以上として算定する。
- 2 指定緊急避難場所としての適格性の判断に際しては、避難者等の安全を確保するため液状化の危険性、火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流、浸水被害が発生した場合の浸水深、土砂災害危険箇所（土砂災害警戒区域等）等について考慮する。
- 3 大地震が発生した時にがけ崩れや浸水等の危険がないこと。
- 4 一定期間、避難者の応急救護活動ができること。
- 5 避難者が安全に到達できる避難路と連絡していること。

### 第2 避難地区分けの実施

次の事項を勘案して指定緊急避難場所の区分けを実施し、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

- 1 指定緊急避難場所の区分けの境界線は小学校区単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
- 2 指定緊急避難場所の区分けに当たっては、各地区の実情に応じ、避難に要する時間、避難路の安全性を十分考慮する。
- 3 避難人口は夜間人口に基づくが、指定緊急避難場所収容力に余裕をもたせる。

### 第3 避難路の選定と確保

市職員、警察官、消防職員・団員、道路管理者等避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難路の通行確保に努めるものとする。

指定緊急避難場所に至る避難路については、市街地の状況に応じ、次の基準によりあらかじめ選定しておく。

- 1 避難路は、ほぼ10m以上の幅員を有すること。
- 2 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。
- 3 避難路は、相互に交差しないこと。
- 4 危険物施設等による火災・爆発等の危険性が少ないこと。
- 5 液状化や浸水、土砂災害等により通行不能になるおそれがないこと。
- 6 避難誘導を円滑に行うため、指定緊急避難場所周辺に指定緊急避難場所標識及び避難誘導の標識を設置すること。

### 第4節 指定避難所の選定に関する事項

指定避難所は、行政地域、町内会・自治会等の単位で選定する。

- 1 避難者1人当たりの面積は2m<sup>2</sup>以上を確保するよう努める。
- 2 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に基づき、災害の種類に応じ使用可能な避難所を把握する。

### 第5節 指定避難所の運営管理に関する事項

指定避難所の開設に備え、「避難所開設・運営マニュアル」に沿って、避難所の運営管理を行う。また、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

### 第6節 指定避難所等の整備に関する事項

平常時より、指定避難所（避難収容施設）について、施設の安全性や耐震性・耐火性など調査を実施し、必要に応じ、施設の耐震化、不燃化等の整備に努める。また、指定緊急避難場所（グラウンド等）となる小学校等には、多目的広場、放送施設、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、防火植樹、池など防災に関する施設・設備等の整備に努める。

指定避難所、指定緊急避難場所においては、対象地区人口規模に応じ以下のような施設・設備等の整備、情報通信機器の確保を行い、防災機能の拡充に努める。

- 1 食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、給水用設備、照明設備、非常用電源、常備薬、段ボールベッド、炊出し用具、燃料、毛布、寝具、衣料、日用必需品、暖房器具等避難生活に必

要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄

- 2 備蓄品については、女性、子どもに配慮して選定するものとする。
- 3 被災者の安全を確保するために必要な井戸、耐震性貯水槽、自家発電設備、給水車、電源車、仮設トイレその他施設又は設備の整備
- 4 備蓄倉庫の整備
- 5 負傷者を一時的に収容保護するための救護設備の整備
- 6 災害時の適確な情報収集と適切な伝達のための防災無線、ファクシミリ、文字放送テレビ、パソコン等情報通信機器の整備
- 7 高齢者や障がい者等を考慮したスロープや車椅子対応のトイレ等の整備
- 8 負傷者の応急的措置を行う救護所用の仮設テント、担架ベッド、投光器、緊急電源装置等の救護用資機材の整備
- 9 新型インフルエンザ等感染者の発生に備えた対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から各部署が連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮して分散避難等により確保する。  
また、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定める。
- 10 新型インフルエンザ等感染者の自宅療養者を受け入れる場合は、総務部及び健康福祉部が連携して、避難所運営に関する情報を共有する。

### 第7節 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

#### 第1 住民への情報伝達内容

- 1 平常時に伝達すべき防災情報
  - (1) 土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域指定箇所の分布状況
  - (2) 土砂災害発生の原因、種類及び特性等
  - (3) 気象情報の聴取方法
  - (4) 住民からの情報の伝達方法
  - (5) 指定緊急避難場所・避難経路・指定避難所
  - (6) 避難の誘導方法
  - (7) 避難時の問い合わせ、注意事項、心得等
  - (8) 浸水想定区域と洪水時における情報の種類とその入手方法
- 2 緊急時に伝達すべき防災情報
  - (1) 予知情報（気象注意報・警報、洪水予報、避難判断水位・氾濫危険水位到達情報、土砂災害警戒情報等）
  - (2) 災害誘因情報（台風情報等）
  - (3) 被害情報（災害による物的、人的被害に関する情報）
  - (4) 安否情報（住民の安否や所在地に関する情報）
  - (5) 避難情報（避難指示等、指定緊急避難場所・避難経路・指定避難所に関する情報）

- (6) 防災・救援情報（防災機関の活動に関する情報等）
- (7) 生活情報（道路・交通情報・ライフラインの被害、復旧情報等）

## 第2 住民への情報伝達方法

住民への情報伝達手段は、平常時と緊急時と伝えるべき情報内容が異なるため、その方法も異なる。平常時では、防災意識の高揚が主たる目的であるのに対し、緊急時は、情報伝達の正確さ・早さが特に求められる。したがって、平常時の災害予防対策としては、1に示すような情報伝達手段を用い、広く住民の防災意識の高揚を図ることに努め、避難指示等、緊急を要する災害応急対策としては、2に示す情報伝達手段を検討し、万全の体制整備に努める。

### 1 平常時の防災情報の伝達方法

- (1) 広報紙・掲示板・回覧板
- (2) ラジオ・テレビ・新聞等のマスメディア
- (3) インターネット
- (4) 講演会、映写会
- (5) ポスター、ちらし、パンフレット等
- (6) 防災マップの利活用
- (7) 住民に対する巡回指導
- (8) 防災訓練
- (9) その他

### 2 緊急時（災害時）の情報伝達方法

- (1) テレビ・ラジオ
- (2) インターネット
- (3) 防災行政無線（同報系等）、広報車
- (4) 緊急速報メール、エリアメール、木津川市防災情報メール
- (5) 避難誘導員による現地広報
- (6) 各家庭への個別訪問
- (7) 住民組織を通じた広報
- (8) その他

### 3 居住地以外の市町村に避難する被災者に対し必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

## 第8節 防災上重要な施設の計画

学校、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

また、これらの施設のうち、水防法または、土砂災害防止法に基づき本計画に記載されたものは、水害または、土砂災害に対応した避難に係る計画（避難確保計画）を作成するものとする。

### 1 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難所、誘導、その指示伝達の方

法等

- 2 児童生徒を集団で避難させるための避難所の選定、収容施設の確保並びに教育・保健・衛生及び給食等の方法
- 3 病院においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるための収容施設の確保、移送方法、治療・保健・衛生・給食の実施方法等
- 4 高齢者、障がい者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難所、誘導、収容施設の確保、保健・衛生及び給食等の実施方法

## 第9節 孤立するおそれのある地区の対策

孤立するおそれのある地区に関しては、以下の項目を具体的に定める。

- 1 災害時に孤立するおそれのある地区の把握
- 2 食料・飲料水の備蓄
- 3 情報連絡方法

## 第10節 避難指示等の判断・伝達マニュアル

避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対し避難指示等を発令するべきか等の判断基準についてとりまとめたマニュアルを作成する。

### 第1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

浸水想定区域図、過去の災害実績、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等を踏まえつつ、住民の避難を要する自然現象や、その現象の発生に警戒を要する区間・箇所を特定する。

### 第2 避難すべき区域

浸水深や破堤氾濫の破壊力、土石流や崩壊土砂の到達範囲を考慮して、避難指示等の想定対象区域をあらかじめ定める。

### 第3 避難指示等の発令基準

対象とする自然災害ごとに、住民が避難行動を開始する必要がある状態をあらかじめ確認し、関係機関等から提供される情報等を基に「避難指示等一覧」による避難指示等発令の判断基準を定める。また、避難指示等の発令に当たっては、「避難指示等の発令の参考となる情報」を参考とすること。

なお、判断基準を定めるに当たっては、できる限り具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、総合的な判断を行うこと。

### 第4 避難指示等の伝達・要配慮者の避難支援

避難計画等を住民に周知し、住民の迅速かつ適確な避難行動に結びつけられるように、避難指示

等の伝達内容、伝達手段、伝達先について、あらかじめ定める。

また、要配慮者の避難支援について、避難行動要支援者名簿を活用するとともに、防災関係部局と福祉関係部局とが緊密に連携を取りつつ、避難支援マニュアルを策定する。なお、詳細は「第24章災害時要配慮者及び外国人に係る対策計画(p2-110)」において定める。



## 避難指示等一覧

警戒レベル	避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき段階であり、災害が発生するおそれがある状況</li> </ul>	<b>高齢者等避難</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保（注1））</li> <li>・上記以外の者は、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難準備、及び自主的に避難</li> </ul>
レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき段階であり、災害が発生するおそれが高い状況</li> </ul>	<b>全員避難</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）</li> </ul>
レベル5	緊急安全確保（注2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である段階であり、災害が発生又は切迫している状況</li> </ul>	<b>命の危険、直ちに安全確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立退き避難から行動を変容し、相対的に安全な場所へ直ちに移動等</li> <li>・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、とったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>

注1 立退き避難：災害リスクのある区域等の居住者等が災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。

屋内安全確保：災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、計画的に上階への移動や高層階での退避をすること。

注2 必ず発令されるとは限らない。

## 避難指示等の発令の参考となる情報

## (1) 河川の氾濫等

レベル相当情報		洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等
河川の性格		・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予報が可能な河川	・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予報が困難な河川	・左記以外のリアルタイムの水位観測できない中小河川又は水路等
警戒レベル3相当情報	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき（※1）</li> <li>※1 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。</li> <li>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、「警戒」（赤）が出現したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難判断水位に到達したとき（※1）</li> <li>※1 上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮</li> <li>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、「警戒」（赤）が出現したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い（※1）</li> <li>※1 樋門閉鎖時は、関係する地域へ閉鎖情報の通報を実施</li> <li>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、「警戒」（赤）が出現したとき</li> </ul>
警戒レベル4相当情報	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険情報（洪水警報）が発表されたとき（※2）</li> <li>※2 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき。</li> <li>・堤防の決壊につながるような漏水等の発見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位（特別警戒水位）（※2）に到達したとき（※3）</li> <li>※2 氾濫発生水位から一定時間（※4）の水位変化量を差し引いた水位避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間</li> <li>※3 上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合を除く</li> <li>※4 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間</li> <li>・堤防の決壊につながるような漏水等の発見</li> <li>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、「危険」（紫）が出現したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で浸水が拡大</li> <li>・排水先の河川の水位が高く、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる</li> <li>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、「危険」（紫）が出現したとき</li> </ul>

レベル相当情報	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等
<p>警戒レベル5相当情報</p> <p>緊急安全確保</p>	<p>(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見</li> <li>水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故）</li> </ul> <p><u>・ 氾濫開始相当水位に到達した場合</u></p> <p><u>・ 国管理河川の洪水に危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合</u></p> <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>堤防が決壊、越水・溢水の発生（水防団からの報告等により把握できた場合）</li> <li>氾濫発生情報（洪水警報）が発表されたとき（※3）</li> </ul> <p>※3 洪水予報区域内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき</p> <p>* 災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し居住者等に伝達することに注力すること。</p>	<p>(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見</li> <li>水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故）</li> </ul> <p><u>・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合</u></p> <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>堤防が決壊、越水・溢水の発生（水防団からの報告等により把握できた場合）</li> </ul> <p>* 災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し居住者等に伝達することに注力すること。</p>	<p>(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖</li> <li>大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</li> </ul> <p><u>・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合</u></p> <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近隣で浸水が床上に及んでいる。</li> </ul> <p>* 災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し居住者等に伝達することに注力すること。</p>

注 水位が堤防の天端高に近づくなど特に越水が差し迫った場合、樋門が閉鎖されポンプが稼働していない場合、ダムからの緊急放流の事前連絡があったときや行われたときで下流に甚大な被害が発生すると予測された場合など特に災害発生のおそれが高いと考えられる場合は、すでに避難指示が発令されている場合であっても、再度発令することも含め、速やかに住民に警戒レベル4相当の情報を提供する。

## (2) 土砂災害

レベル相当情報	避難情報	土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）
警戒レベル3 相当情報	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒」（赤）と判定された場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</li> <li>数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</li> <li>警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</li> </ul>
警戒レベル4 相当情報	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</li> <li>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険」（紫）と判定された場合</li> <li>警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> <li>警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> <li>土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</li> </ul>
警戒レベル5 相当情報	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫」（黒）と判定された場合</u> （災害が発生直前又は既に発生しているおそれ）</li> <li>大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） （災害発生を確認）</li> <li>土砂災害の発生が確認された場合</li> </ul>

## 第11節 車中泊避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生する恐れがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。なお、住民の屋外避難に当たっては、親せきや友人の家等への避難、車中泊避難、避難所避難等のうちから避難者の状況に応じて選択することが必要である。なお、車中泊避難する場合は、エコノミークラス症候群に注意する必要がある。

一時的に車で避難する避難者に対応するため、車中泊（車中）避難場所を確保する。

【資料編Ⅱ-13「防災拠点一覧」参照】

## 第32章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

関係部署	総務部、マチオモイ部、市長室、市民部、教育部
------	------------------------

## 第1節 計画の方針

市は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止した際に、大量の観光客及び帰宅困難者により救急・救助等の応急活動に支障をきたし、観光客及び帰宅困難者自身にも危険が及ぶなど一斉帰宅に伴う混乱を回避するとともに、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から府等の行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

なお、大雪による鉄道輸送障害により、帰宅困難者が発生した場合には、「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき、府、隣接市町村、鉄道事業者等が連携して帰宅困難者の安全確保に努める。

## 第2節 計画の内容

## 第1 基本方針

市は、府・隣接市町村と連携して観光客保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校等に周知徹底していく。また、帰宅支援のため、代替輸送の調整やコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供など徒歩帰宅支援を行う。

## 第2 観光客・帰宅困難者への啓発

発災直後、市の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護に重点を置くため、観光客・帰宅困難者に対する公的支援は制限される。このため、以下のことについて普及啓発を行う。

- 1 二次被害の発生防止のため「むやみに移動を開始しない」
- 2 災害用伝言ダイヤル、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用
- 3 徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認
- 4 公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する。
- 5 帰宅できるまで、自助・共助による助け合い。

## 第3 事業所等への要請

- 1 市は、企業等に施設の耐震化・事務所設備等の転倒防止・ガラスの飛散防止などの安全化、飲料水・食料などの備蓄、一時宿泊場所の確保などについて働きかける。
- 2 事業所等に、発災時間帯別対応の基本ルールを以下のとおり定めるよう働きかける。
  - (1) 就業時間帯に発災
 

従業員に一斉帰宅行動の抑制を働きかけ、発災後の混乱が落ち着くまでは事業所等内に待機するよう指示

来所者を事業所内の待機スペースに誘導

(2) 出勤・帰宅時間帯に発災

自宅又は事業所等のいずれか近い方へ向かうよう指示（自宅にいるときは自宅待機を指示）

- 3 事業者等に、重大な災害が発生するおそれがある場合は、避難や一斉帰宅行動による混雑・混乱を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等の自主的な措置を講じることについて働きかける。
- 4 事業所等に、事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等において、発災直後の一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等の施設内待機のための備蓄、施設の安全確保や発災時の来所者保護等に係る計画の策定に努めるよう働きかける。

#### 第4 観光客への支援の検討

- 1 市は、観光客等の災害時における適確な行動について、観光協会、旅行会社等と連携し周知・広報に努める。また、事業所、寺社等に対し、災害時における観光客等の一時収容等の協力を求めていく。
- 2 外国人旅行者等に、多言語による情報の提供・相談受付等外国人支援体制を検討する。また、外国人向けの防災訓練の実施及び災害時の行動について普及・啓発に努める。
- 3 学生ボランティア等の活用について検討する。

## 第33章 集中豪雨対策計画

関係部署	各部、消防団
------	--------

## 第1節 計画の方針

近年、強い台風や梅雨期の集中豪雨により、全国で毎年のように大規模な水害が発生している。さらに、急激な雷雲の発生による局地的な集中豪雨のため浸水被害や土砂災害が多発している状況である。

市は、災害発生に備えた気象情報の収集、情報の発信など情報連絡体制の強化、避難態勢・避難基準の強化、地域の危険箇所等の住民周知など防災教育の強化、要配慮者対策の推進・強化、避難ルートの安全対策、避難施設の設備充実などのソフト対策から、森林環境の整備、荒廃農地の復元整備による保水機能の確保、土砂災害を防止するための治山や地すべりの対策、河川・下水道など治水施設の整備と雨水貯留・浸透施設の整備など流域全体のハード対策まで、気候変動を踏まえつつ、多方面から住民の安心・安全を確保するための対策を講じる。

## 第2節 計画の内容

## 第1 ソフト対策の推進・検討

施設整備などのハード対策には予算的に限りがあり対策の完成までに時間を要する場合が多いことから、大規模災害に対しては人的被害を極力軽減する減災対策として市と地域の防災組織などが連携を図り情報伝達や避難に重点をおいた自助・共助・公助への取り組みが必要である。

- 1 情報の収集・集約・伝達に係る連絡体制の強化・充実
- 2 避難態勢等の取り組み強化
  - (1) 客観的避難基準の充実
  - (2) 被災の危険性を考慮した避難所等の設定
  - (3) 避難方法の設定と避難ルート・支援ルートの確保
- 3 防災教育、防災訓練等による住民意識の向上と周知徹底
- 4 要配慮者対策の強化

## 第2 ハード対策の実施・検討

河川・下水道・砂防堰堤など計画的な施設整備の促進、施設機能の適切な維持管理に加え、避難行動支援などのソフト対策と連携した施設整備や、まちづくりと一体となった、流域全体での総合的な雨水流出抑制の取り組みが必要である。

- 1 計画的な防災施設整備の促進と適切な機能管理
  - (1) 河川施設・下水道施設の整備（洪水対策、浸水対策）
  - (2) 治山ダム・砂防堰堤の整備の要望（森林保全、土石流対策）
  - (3) 斜面・法面崩壊対策の実施（地すべり防止、急傾斜地崩壊対策、林地崩壊対策）
  - (4) 防災機能を維持するための適切な施設管理、機能管理、老朽化対策等の実施



2 流域全体での総合的な雨水流出抑制の取り組み

- (1) 山地・森林環境の保全と整備
- (2) 農地の持つ防災機能の保全と整備
- (3) 雨水貯留・浸透施設の設置
- (4) 適正な土地利用の誘導、規制など

**第3 総合的な集中豪雨対策の促進**

個々の機関による集中豪雨対策を総合的に実施することで、効率的かつ効果的な対策を行うことが可能となり、住民の安心・安全を確保するため、取り組み推進に向け検討を進める。

## 第34章 突発的大事故に対する予防計画

関係部署	各部、消防本部、消防団
------	-------------

## 第1節 計画の方針

航空事故、鉄道災害、道路災害、危険物等災害（危険物、高圧ガス、都市ガス等の漏洩・流出・火災・爆発、火薬類の火災・爆発、毒物・劇物の飛散・漏洩・流出、原子力発電施設以外における放射性物質による放射線障害の発生等）、林野火災、広域停電事故などにより多数の負傷者等が発生し、又は発生するおそれがある突発的大事故への対策は、府防災計画事故対策計画編に基づき防災関係機関、事故原因者等と連携を図りながら適切な対策を推進するものであるが、この内、次のような処理すべき事務又は業務の大綱を受け持つ本市が関係機関と連携して推進する予防対策を中心に定める。

また、府外の原子力発電施設に係る災害が発生した場合、本市は、府防災計画（原子力発電施設防災計画）に定める「関係市以外の市町村」に該当することとなり、所要の応急対策を定めておくものとする。

なお、本市が実施すべき対策の内、本節に特別の定めを行っていない内容については、市防災計画の他の節の内容を援用する。

## 本市の処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 事故状況の実態の把握及び適確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 消防法に基づく市町村長の許可に係る屋外タンクにあっては、同法に基づく一次使用停止等の措置及び防災上必要な指示、指導
- (3) 関係防災機関との調整
- (4) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- (5) 死傷病者の身元確認
- (6) 事故拡大防止のための消火その他の消防活動
- (7) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (8) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (9) 危険物等に関する規制
- (10) 二次災害防止のための活動
- (11) 付近住民に対する情報提供

## 第2節 情報収集・連絡体制の整備

人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、付近の施設及び交通、通行車両等の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を確立しておくものとする。

突発的大事故時の本市に直接関わる情報連絡系統は、おおむね別記1【本章末尾 p2-142 参照】の

とおりであり、消防本部・署及び府山城広域振興局又は他消防本部、他市町村と通報・伝達を行い、これを必要に応じ消防庁に伝達することになる。

### 第3節 情報通信手段の整備

突発的大事故発生時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

### 第4節 情報の分析・整理

情報の適切な分析・整理のため、平常時より、自然現象、社会情報等防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。

### 第5節 気象情報等の伝達（林野火災の場合）

市長は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発表することができる。

市長は、火災警報を発表したとき、林野火災の予防上必要な措置を取らなければならない。

### 第6節 防災活動体制の整備

- 1 消火、救急、救助、捜索活動の円滑な推進のため、消防ポンプ車、救急車、救助工作車等の車両及び応急措置の実施に必要な消防・救急・救助用資機材の整備に努める。
- 2 医療活動の円滑な推進のため、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。
- 3 その他、適確な応急対策活動を行うことができるように、危険物等の流出時の防除活動のための資機材、電源等の確保に努める。
- 4 突発的大事故の発生現場の周辺住民等を安全な場所に避難させるため、避難場所及び避難路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 5 関係機関と平素から情報連絡体制を構築するとともに、情報の共有要領を作成する。

### 第7節 林野火災の予防に係る巡回監視、入山者、林内作業者に対する措置

#### 第1 巡回監視

林野火災発生危険性の高い期間、入山者の多い地域、開発行為の多い地域を重点に森林保全推進員等を活用し、指導、啓発、監視等を行い林野火災の予防と乱開発の防止に努めるものとする。

#### 第2 入山者、林内作業者に対する措置

林野火災の原因はタバコ、焚火等の不始末など入山者の不注意によるもの又は火入れ等林内作業

時における不用意な火の取扱いによるものが主因であるので、この予防を図るため、次の措置を行うものとする。

1 入山者等に対する措置

登山、ハイキング、山菜採取等の入山者によるタバコ等の不始末による火災を防止するため、次のような措置をとるものとする。

- (1) 火気取扱注意の標識等を設置し、防火意識を喚起する。
- (2) みだりに火を焚くものに対する警告、取り締りを行う。
- (3) 観光関係者による防火思想の啓発を図る。

2 林内作業等に対する措置

林内において事業を営むものは、次の体制をとるものとする。

- (1) 林内作業等は、火気責任者を定め事業区域内に巡視員を配置する。
- (2) 事業箇所には火気責任者の指定する喫煙所並びに焚火箇所を設け、標識及び消火設備を完備する。
- (3) 事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡の万全を図る。

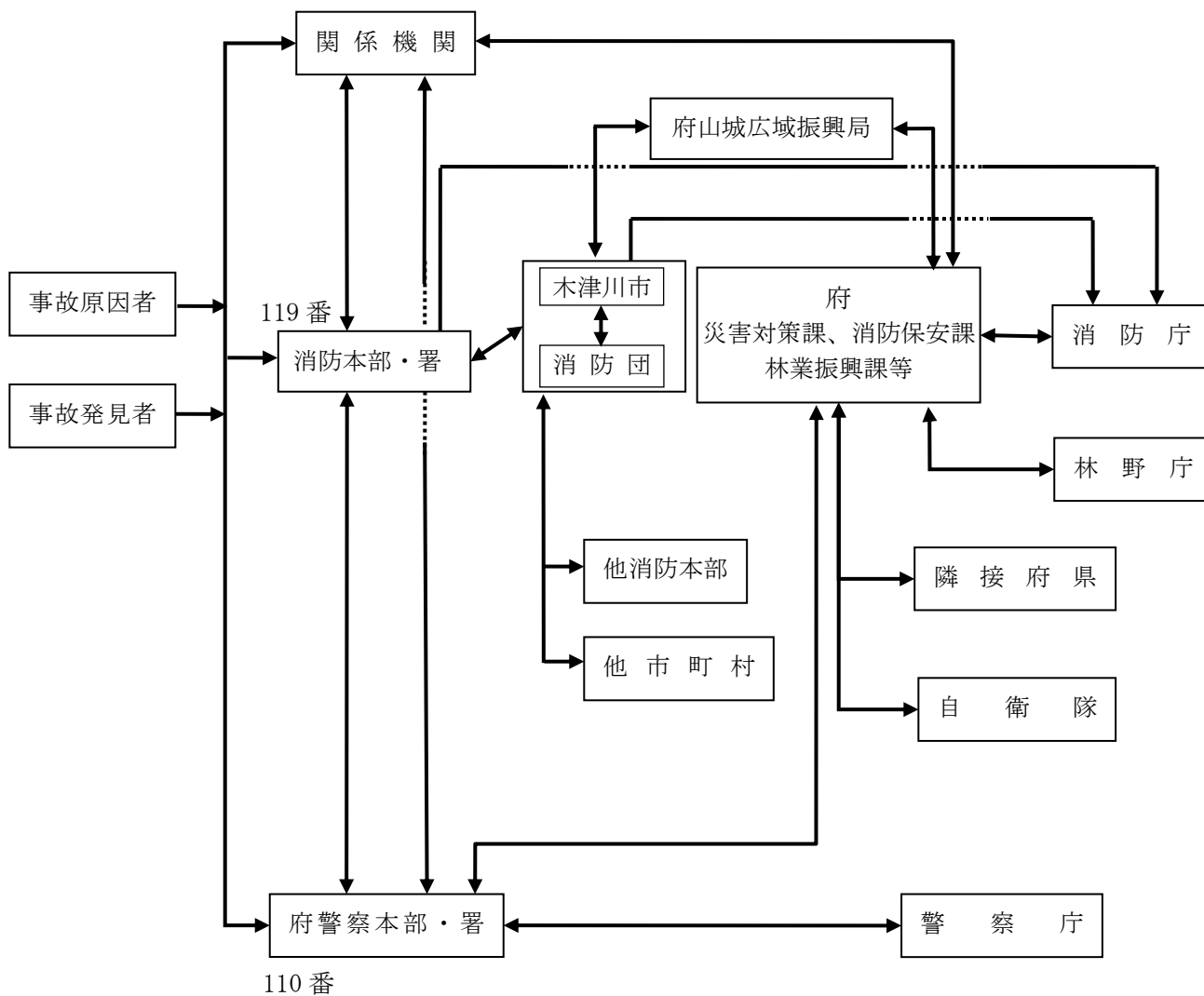
3 火入れ作業等に対する措置

- (1) 火入れをしようとする者は、森林法第21条に基づき、その森林又は土地を管轄する市長の許可を受けたのち、防火の設備をし、隣接する山林の所有者等に火入れする旨の通知をしなければならない。
- (2) 市長は、火入れをしようとする者に対し、延焼防止のため人員配置、防火線の配置等について明確に指示する。

4 宅造地等の雑草処理に伴う火入れ作業等に対する措置

- (1) 雑草等を焼却により処理しようとする者は、森林への延焼防止のため消防署及び市長へ届出た後火入れを行うものとする。
- (2) 市長は、火入れをしようとする者に対し、延焼防止のため人員配置、消火栓の配置等について明確に指示するものとする。

別記1 突発的大事故時の情報連絡系統（林野火災対策の場合）



出典：京都府地域防災計画（事故対策計画編）

## 第35章 第三次京都府戦略的地震防災対策指針及び推進プラン

関係部署	各部
------	----

京都府は、第2次京都府戦略的地震防災対策指針策定後、熊本地震や大阪府北部地震、北海道胆振東部地震が発生してそれぞれ特徴的な課題が顕在化したほか、今後10年で南海トラフ地震や直下型地震の発生の可能性が高まってきたことから、令和2年度から令和11年度の10年間を対象とした第3次京都府戦略的地震防災対策指針及び推進プランを策定した。

## 1 基本理念

南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、従来の対策を超える徹底した地震防災対策に迅速に取り組み、生命と生活を守る。

## 2 減災目標

京都府域の概ね全ての住宅について、耐震化を含めた減災化住宅化を進めるとともに、公共施設等の耐震化等に取り組み、南海トラフ地震及び直下型地震の死者を概ね4分の1に軽減する。

## 3 重点的取組

## (1) 府民の生命と財産を守る

- ① 住宅の耐震化・減災化住宅化の促進
- ② 公共施設等の耐震化の推進
- ③ 学校の耐震化の推進
- ④ 公共インフラの耐震化等の推進
- ⑤ ライフラインの地震対策の推進
- ⑥ 市街地における地震対策の推進
- ⑦ 地震災害危険箇所における対策の推進
- ⑧ 火災防止対策の推進
- ⑨ 道路交通麻痺対策の推進
- ⑩ 津波対策の推進
- ⑪ 原子力災害対策の推進

## (2) 災害対応体制を強化する

- ① 災害対応体制の強化
- ② 常備消防力の充実強化
- ③ 地震発生時における医療体制の充実
- ④ 避難体制の充実
- ⑤ 早期復興に向けた体制強化
- ⑥ 業務継続体制の強化
- ⑦ 帰宅困難者対策の充実

## (3) 地域力を高める

- ① 消防団の活動力向上
- ② 自主防災組織の活性化

- ③ 防災教育の充実
  - ④ 災害時要配慮者対策の推進
  - ⑤ ボランティア・NPO等の取組強化
- (4) 京都らしさを守る
- ① 文化財保護対策の推進
  - ② 観光客保護対策の充実
  - ③ 京都全体のBCPの確立

## 第36章 木津川市国土強靱化地域計画との連携

関係部署	各 部
------	-----

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えるためには、国土強靱化地域計画と連携した防災施策の推進が重要となる。

## 1 国土強靱化の基本目標

いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な地域・経済社会が構築されるよう、次の4点を基本目標として国土強靱化地域計画は推進される。

- ① 人命の保護が最大限に図られること。
- ② 木津川市内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。
- ③ 市民の財産及び公共公益施設に係る被害の最小化に資すること。
- ④ 迅速な復旧復興に資すること。

## 2 木津川市国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針

## (1) 国土強靱化の取組姿勢

- ・ 激甚化する土砂災害・風水害、既に活動期に入っている巨大地震に対し、国、府、近隣市町村、事業者、市民及び自主防災会等の一層の連携強化を図るとともに、市民への情報提供・避難体制の強化等を継続的に推進すること。
- ・ 木津川市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取り組みにあたること。
- ・ 短期的な視点によらず、時間管理概念を踏まえ、長期的な視野を持って計画的な取り組みにあたること。
- ・ 木津川市のあらゆる組織・団体・企業等が有する災害に対する組織体制の整備及び回復力を強化すること。

## (2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と、災害対応体制や避難体制の確保、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせる効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ・ 行政と事業者や市民等が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

## (3) 効率的な施策の推進

- ・ 公共公益施設の老朽化等を踏まえるとともに、効率的で効果的な財政運営に配慮して施策の重点化を図ること。
- ・ 既存の公共公益施設を有効活用すること等により、費用を削減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ・ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用



を図ること。

- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ・ 国・府の研究開発成果の情報収集及び活用を図ること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ・ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人のほか、観光客その他の来訪者にも十分配慮して施策を講じること。
- ・ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

## 第37章 震災に関する調査研究資料の集積と活用

関係部署	各 部
------	-----

## 第1 計画の方針

大地震による被害は複雑かつ多様であり、その被害は甚大かつ複雑となることが予想される。したがって、震災を防止し又は震災が発生した場合の被害の拡大を防止するため、公共施設等の維持管理を強化するとともに、国土保全事業、都市の防災対策事業等を計画的かつ総合的に推進する必要がある。このためには、震災に関する科学的な調査研究が要請される場所であり、きめ細かな震度分布把握のシステムの構築が必要である。

府が実施している震災対策基礎調査、建物被害・人的被害を主とした被害想定調査結果はもとより、地域の安全性の向上・防災体制とその有機的な連携など、地震に際してその被害を最小にするための調査研究結果などを集積し、効率的な震災対策の具体策を樹立するための指標として活用し、ハード、ソフト相互に連携する有機的かつ機動的な総合防災対策の推進を目指すものとする。

## 第2 災害予防に関する調査研究

震災に強いまちづくりを推進するためには、公共土木施設、公共建築物、公益施設等の耐震性の向上をはじめ、市街地の面的整備や、防災に関する各種の都市施設の総合的・一体的整備に配慮していく必要があり、これに資する調査結果を集積する。

## 1 防災まちづくりに係る基本調査

大地震時に発生すると思われる火災及びその他の被害を最小限に止めるため、次の調査結果を集積し、防災まちづくりの基礎資料として活用する。

- (1) 地盤及び地質に関する調査
- (2) 建築物の不燃化・耐震性及び落下物に関する調査
- (3) 建築物の用途、規模、構造等の現況調査
- (4) 地下埋設物に関する調査
- (5) 危険物貯蔵所等に関する調査
- (6) 防災空間の整備拡大に関する調査

## 2 公共建築物、公益施設等の耐震性に関する調査

公共建築物、公益施設は、災害が発生した場合の応急復旧活動の拠点となり、これの破壊が社会生活に深刻な影響を与える性格を有しているものであるから、施設の破壊を防止するため、慎重かつ十分な点検調査を行う。

### 3 公共土木施設の耐震性に関する調査

公共土木施設が地震により被害を受けると、直接的に住民の生命・身体・財産等に影響を及ぼすほか、避難行動や援助救護活動に支障をきたすことになる。したがって、これらの施設の破壊を防止するため、慎重かつ十分な点検調査を行う。

- (1) 道路及び橋梁の耐震に関する調査
- (2) ため池の耐震に関する調査
- (3) 河川及び河川工作物の耐震に関する調査

## 第3 火災の防止に関する調査研究

### 1 地震火災の事例に関する調査

地震災害発生の態様は複雑多岐であり、また、災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって、過去の地震災害の事例に基づいて、次の調査結果の集積を図り有効に活用する。

- (1) 地震火災の拡大原因に関する調査
- (2) 地震火災を最小限に食い止める方法に関する調査

### 2 大震火災に関する調査

地震時に予想される同時多発性による大震火災対策を科学的データに基づいて推進するため、出火防止、初期消火、拡大防止、避難の安全確保等、基本的な重要事項に関する調査結果の集積を図り、個別対策及び地域対策の指針を確立し、地域の防災化対策に資する。

- (1) 初期消火に関する調査
- (2) 火災の拡大防止に関する調査

## 第4 避難の安全確保に関する調査研究

指定緊急避難場所、指定避難所は、大震火災に際して常に安全性が確保されなければならないが、現在指定している指定緊急避難場所、指定避難所はそれ自体に本来の使用目的があり、時代とともにそれらは変化したり、あるいは周辺の状況の変化に影響を受け、安全性について低下したりする場合が起り得る。したがって、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の選定については、一定期間ごとに安全性について調査確認する。

- 1 指定緊急避難場所、指定避難所の確保を図り、かつ、その避難場所としての機能の向上を図るための整備に関する調査
- 2 指定緊急避難場所、指定避難所とそこに至る避難路の安全化をめざす災害防止帯設定のための基礎調査
- 3 避難時に障害となる自動車交通の動態調査と、避難の円滑化方策の調査
- 4 大震火災時に発生のおそれのある火災旋風から指定緊急避難場所の安全性を確保するための調査

## 第 3 編 災害応急対策計画



# 第3編 災害応急対策計画

## 第1章 災害対策本部等運用計画

関係部署	各部、消防本部、消防団
------	-------------

### 第1 計画の方針

この計画は、木津川市の地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、木津川市がその有する全機能を發揮して、災害応急対策を実施するための体制について定める。

なお、地震発生の際の活動体制は、市域で観測された震度に応じて定める。

### 第2 特別配備体制

#### 1 設置基準

- (1) 大雨・洪水等の気象情報に基づき、必要と判断したとき
- (2) 市域に係る河川で水防団待機水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
- (3) 市域において震度3が観測されたとき

#### 2 活動内容

- (1) 市内の被害状況についての情報収集
- (2) 府内、周辺市町村、関係機関との連絡調整及び情報収集
- (3) 必要に応じて市長に報告を行い、市長の判断において、上位体制（災害警戒本部又は災害対策本部）への移行を決定する。

#### 3 閉鎖基準

- (1) 災害が発生するおそれがないと認められるとき
- (2) 災害警戒本部が設置された場合においては、自動的に閉鎖し、その業務を災害警戒本部に引き継ぐものとする。

### 第3 木津川市災害警戒本部の設置及び閉鎖について

災害対策本部設置以前の体制として、大雨、洪水、地震等による被害の状況を把握し、水防活動、住民の避難活動等あるいは災害対策本部設置の判断資料を得るため、市長を本部長とする木津川市災害警戒本部を設置し、情報収集にあたる。

1 災害警戒本部の設置については、2項の設置基準に基づき、自動設置を基本とする。

#### 2 設置基準

災害警戒本部の職員配備体制は、次の基準による。

##### (1) 災害警戒本部1号配備（1号配備）

ア 気象業務法に基づく警報が発表されたとき（被害の発生や避難所開設等の災害対応の必要性がなく、特別配備体制で対応可能な場合は別示）

イ 国、府より水防警報（水防団待機水位を除く。）を受けた場合

ウ 市域で震度4が観測されたとき、又は震度3以下においても近畿圏等において大規模地震が発生し、市の対応が必要と予測されるとき

エ その他市長が必要と認めたとき

(2) 災害警戒本部2号配備（2号配備）

ア 集中豪雨等により公共施設に災害発生のおそれがあり、現場確認等が必要なとき

イ 市域に土砂災害警戒情報が発表されたとき

ウ 市域に係る河川で氾濫注意水位に到達することが予測される時

エ 市域で震度5弱が観測されたとき

オ その他、市長が必要と認めたとき

(3) 動員

本部体制に要する動員については、本編第2章「動員計画」に定める。

3 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、主として、次の業務を行う。

(1) 本部長の指示事項の伝達

(2) 降雨状況、河川水位の観測及び気象通報等の収集並びに伝達

(3) 関係機関との連絡調整

(4) 危険箇所の状況把握及び応急措置

(5) 被害状況の調査及び収集

(6) 被害状況等に応じて災害対策本部体制への移行準備

4 閉鎖基準

(1) 気象業務法に基づく予警報が解除されたとき又は災害が発生するおそれが解消されたと認められるとき

(2) 災害対策本部が設置された場合においては、自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

## 第4 木津川市災害対策本部の設置及び閉鎖の基準

1 設置及び閉鎖

災害対策本部は、次の基準に達したとき、市長が設置又は閉鎖する。

2 設置の決定

災害対策本部の設置については、次の状況に至ったときに、部長等が協議し、市長に具申して市長が決定する。なお、京都地方気象台により地震に関する情報が発表された場合又は市内に設置されている地震計によって震度5強以上を観測した際、災害対策本部を自動設置し、職員又は消防団員の派遣等により被害状況を把握・収集した後、対策等の協議を行うものとする。

(1) 災害対策本部1号動員

ア 市域で震度5強以上を観測したとき。

イ 特別警報が発令されたとき

ウ 一部の場所で災害による被害が発生したとき

エ 市域に係る河川で避難判断水位に到達することが予測され、多数の避難所の開設が必要な

とき

オ その他市長が必要と認めたとき

(2) 災害対策本部 2 号動員

ア 市域で震度 5 強以上を観測し、1 号動員では対処できないとき

イ 災害による被害が数か所で発生したとき

ウ 市域に係る河川で氾濫危険水位に到達することが予測されたとき

エ その他市長が必要と認めたとき

(3) 災害対策本部 3 号動員

ア 市域で震度 6 弱以上を観測したとき

イ 市内において災害救助法による応急救助の実施を必要とする大規模な被害が発生したとき

ウ 市域に係る河川で氾濫・決壊することが予測されたとき

エ その他市長が必要と認めたとき

3 閉鎖の決定

被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したときに、災害対策本部において協議し、災害対策本部長が決定する。

## 第 5 木津川市災害対策本部の組織等

### 1 災害対策本部の運用

(1) 災害対策本部の運用にあたっては、次の点に留意するものとする。

ア 指揮命令系統を確立すること

イ できるだけ簡素化し、名目的、形式的なものを排除すること

ウ 責任分担を明確にすること

(2) 災害対策本部の活動は、災害の規模、程度によってそれぞれの体制をとるものとする。

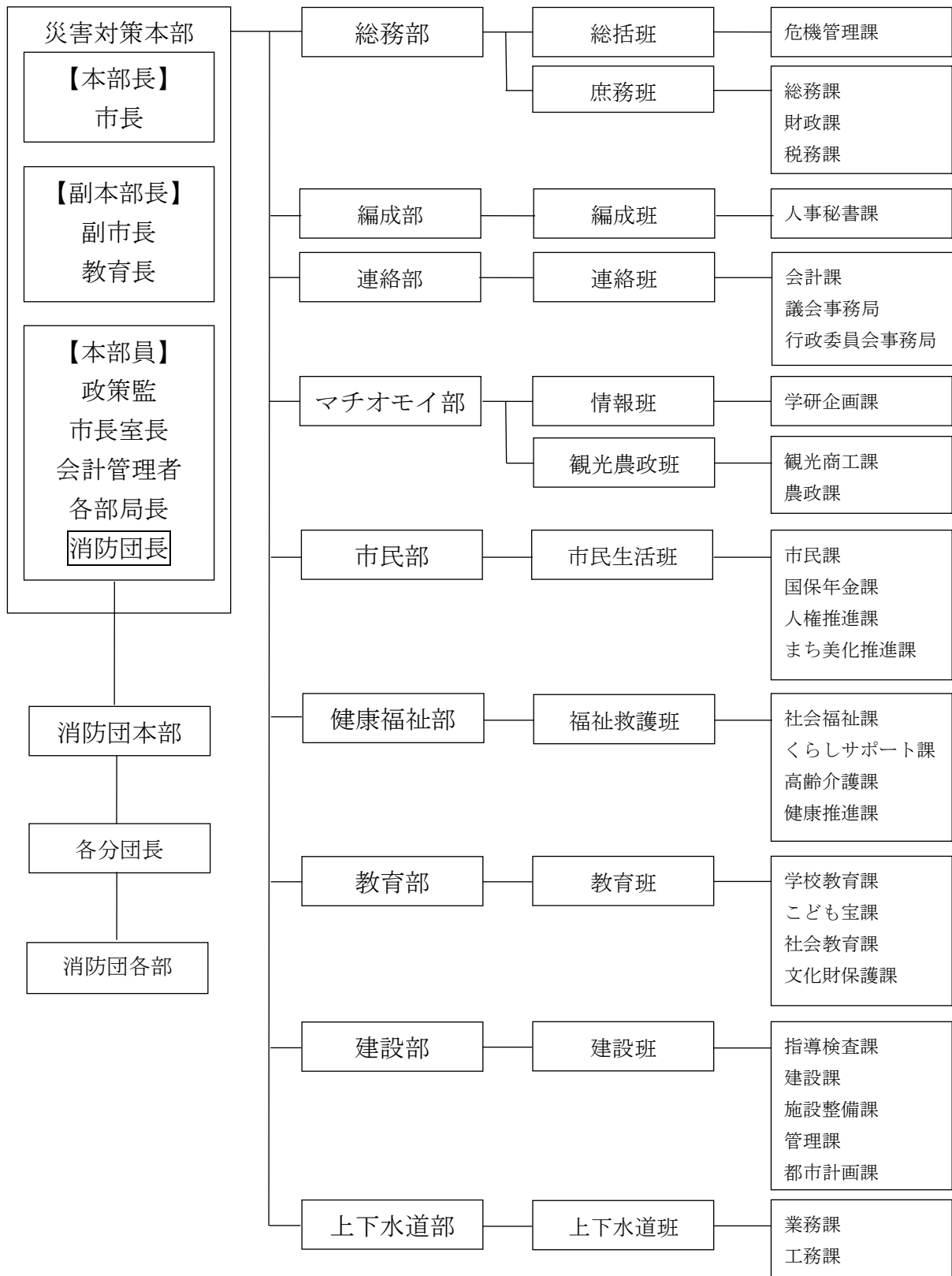
(3) 災害対策本部の円滑な運営を図るため、災害対策本部室を設置する。災害対策本部室は、原則として木津川市役所本庁舎に設置する。なお、本庁舎が使用不能なときは、災害対策本部室を中央体育館に設置する。

(4) 災害対策本部の各部各班の事務分掌は、2 (2) 「各部班の事務分掌」のとおりとする。この際、「京都府版市町村災害時応急対応業務標準マニュアル」の活用に努め、京都府と円滑な応急対応業務を実施する。



2 災害対策本部の組織

(1) 組織構成



(2) 各部班の事務分掌

部(長)	班	構成	事務分掌
総務部 (総務部長)	総括班	危機管理課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象情報の受信及び伝達に関すること。</li> <li>2 対策本部の設置及び閉鎖に関すること。</li> <li>3 対策本部要員の動員に関すること。</li> <li>4 対策本部会議に関すること。</li> <li>5 命令及び決定事項の伝達に関すること。</li> <li>6 各部との調整及び危機管理課の情報を本部へ伝達すること。</li> <li>7 自治会、自主防災組織との連絡調整に関すること。(極門閉鎖時の伝達を含む)</li> <li>8 連絡部と連携し、被害状況等の情報、資料の総括に関すること。</li> <li>9 消防署等関係機関に対する連絡及び要請に関すること。</li> <li>10 指定公共機関との連絡・調整に関すること。</li> <li>11 防災行政無線及びエリアメール等に関すること。</li> <li>12 水防関係資材の整備及び調査に関すること。</li> </ol>
	庶務班	総務課 財政課 税務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策用臨時電話に関すること。</li> <li>2 車両の管理及び配車に関すること。</li> <li>3 救助物資及び応急復旧資材の調達、配分及び斡旋に関すること。</li> <li>4 市有財産の状況調査及び緊急使用に関すること。</li> <li>5 災害関係予算等財政に関すること。</li> <li>6 家屋等の被害状況調査及びとりまとめに関すること。</li> <li>7 り災証明(火災及び農林水産関係を除く)に関すること。</li> <li>8 被災住宅に対する住宅金融公庫復旧費融資に関すること。</li> <li>9 災害による被災者に対する税に関すること。</li> </ol>
編成部 (市長室長)	編成班	人事秘書課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の動員配備及び各部・班の配置調整に関すること。</li> <li>2 応急復旧の進捗状況に合わせた組織・動員体制に関すること。</li> <li>3 報道機関との連絡・調整に関すること。</li> <li>4 被災地の慰問に関すること。</li> <li>5 各種陳情及び慰問の応接に関すること。</li> </ol>
連絡部 (会計管理者)	連絡班	会計課 議会事務局 行政委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の情報を各部に伝達すること。</li> <li>2 被害報告等の情報、資料の収集整理に関すること。</li> <li>3 市議会との連絡調整に関すること。</li> <li>4 災害関係費支出の審査及び支払いに関すること。</li> </ol>
マチオモイ部 (マチオモイ部長)	情報班	学研企画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報活動に関すること。</li> <li>2 現地調査班の編成等現地調査に関すること。</li> <li>3 国・府・市町村等の応援要請及び受入れに関すること。</li> <li>4 国及び府等に対する要請、陳情に関すること。</li> </ol>
	観光農政班	観光商工課 農政課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工関係団体及び観光関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>2 農林水産業関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>3 農作物の被害状況調査に関すること。</li> </ol>
市民部 (市民部長)	市民生活班	市民課 国保年金課 人権推進課 まち美化推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の活動支援に関すること。</li> <li>2 仮設トイレの設営に関すること。</li> <li>3 食料及び衣類、生活必需品等の供給及び流通備蓄品確保に関すること。</li> <li>4 遺体の収容及び保存、埋火葬に関すること。</li> <li>5 防疫に関すること。</li> <li>6 入浴施設等の斡旋に関すること。</li> <li>7 尋ね人、安否確認等各種相談に関すること。</li> <li>8 廃棄物及びし尿の処理に関すること。</li> <li>9 愛玩動物に関すること。</li> <li>10 被災者救済窓口に関すること。</li> </ol>

部（長）	班	構成	事務分掌
健康福祉部 （健康福祉 部長）	福祉救護班	社会福祉課 くらしサポート課 高齢介護課 健康推進課	1 保健福祉関係施設の被害状況調査及び応急措置に関する事 2 避難所の設置及び運営に関する事 3 福祉避難所の連絡・調整に関する事 4 医療機関との連絡調整に関する事 5 医療救護及び助産に関する事 6 高齢者、障害者等要配慮者への支援に関する事 7 福祉関係団体との連絡・調整及び災害ボランティアに関する 事。
教育部 （教育部 長）	教育班	学校教育課 子ども宝課 社会教育課 文化財保護課	1 文教施設避難所の開設支援に関する事。（支援要員の中に、施 設・備品等の使用に関する調整のため、学校関係者1名を含む。） 2 文教施設の被害状況調査及び応急措置に関する事 3 児童及び生徒の安全確保に関する事 4 被災児童及び生徒の応急対策に関する事 5 給食センター等の活用調整に関する事 6 府教育委員会等との連絡調整に関する事 7 文化財の被害状況調査及び応急措置に関する事 8 学用品、教科書の調達及び配分に関する事。
建設部 （建設部 長）	建設班	指導検査課 建設課 施設整備課 管理課 都市計画課	1 道路、河川、橋梁及び公園等の被災状況調査及び応急措置に関す ること。 2 樋門及び排水機場に関する事 3 市有建物の応急措置に関する事 4 土木建築業者等への応援要請及び調整に関する事 5 地震被災建物応急危険度判定の実施に関する事 6 開発事業関係施設の被害状況調査及び応急措置に関する事 7 一般住宅の応急修理に関する事 8 仮設住宅の建設及び維持管理に関する事 9 災害復旧工事に関する事 10 宅地造成工事現場の防災調査、指導に関する事 11 被災宅地危険度判定の実施に関する事 12 公共土木施設の災害復旧事業に関する事 13 農地、農業用施設、林業用施設の災害復旧事業に関する事 14 林地崩壊防止事業に関する事。
上下水道部 （上下水道 部長）	上下水道班	業務課 工務課	1 <u>上水道施設及び</u> 下水道施設の被害状況調査及び応急措置に関す ること。 2 飲料水の供給に関する事 3 関係団体・協会との連絡調整に関する事。
消防団 （消防団 長）	各分団（長）	消防団各部	1 人命救助及び避難誘導に関する事 2 消防団活動の把握及び指示に関する事 3 水防団活動の把握及び指示に関する事。

※ 各部署に所属する保健師は、福祉救護班で活動するものとする。

#### ※設置本部と支所の事務分担

- ① 警戒本部並びに対策本部が設置された時点から支所は、常に本部と連絡調整をとり、本部（市民部）の直接指示に基づき対応するものとする。ただし、緊急を要すると支所長等が判断し実施したものについては、実施後速やかに本部（市民部）へ状況報告することとする。
- ② 本部を設置する前に、緊急事態の発生あるいは、住民からの通報連絡等があった場合は、支所において状況把握を行い、本庁担当課に連絡するとともに危機管理課に連絡する。本部が設置されるまでの間は本庁担当課において対応する。ただし、状況確認時の状況により早急に応急処置をする必要がある場合、あるいは簡易な方法により対応できるものについては、支所長等の判断により対応するものとする。  
この場合でも必ず本庁担当課並びに本部（市民部）に状況報告するものとする。
- ③ 高山ダムの放流連絡等は、危機管理課、支所ともにファクシミリ受信できるように配備し、状況を共有することとする。
- ④ 火災発生時は、消防署から本庁及び支所に連絡が入り情報を共有することとする。消防団長への連絡等の対応は危機管理課において行うとともに、常に災害発生支所との連絡を行うこととする。

### 3 災害対策本部の標識及び職員の証票

【資料編V-1「災害対策本部の標識及び職員の証票」参照】

## 第6 職務・権限の代理

- 1 市長が何らかの事情により不在の場合には、副市長（総務部（危機管理課）を所管、副市長（所管外））、教育長の順位で代理する。
- 2 本部員及び班長の代行は、各部においてあらかじめ指名した副部長、副班長が行う。

## 第7 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

本市は市の中央を流れる木津川により南北に2分されているため、橋梁が崩壊した場合、市域が分断される。また、斜面の崩壊等によって道路が不通になり、市域が分断されることも考えられる。

情報収集・整理や災害対策本部の指示事項の伝達を適確に行い被災現場と災害対策本部の連携を図るため、又は被災現場で指揮系統を確立する必要があるときは、加茂支所、山城支所、その他適当な場所に現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

## 第8 初動体制の方針

勤務時間外に市域で震度6弱以上を観測した場合など、職員の参集が極めて困難な状況でも、速やかに初動活動を開始するための体制を整備するものとする。

- 1 職員は、速やかに登庁して災害対策本部を設置し、市域の被害状況の把握等、初動活動を開始する。

- 2 指定避難所の近隣に居住する職員又は近くを通る職員は、速やかに指定避難所の状況を外側から確認し、指定避難所としての使用の可否について、災害対策本部に意見を伝える。
- 3 避難所担当職員又は施設管理職員は、速やかに、指定避難所を点検し、安全確認後、避難所を開設する。また、周辺の被害状況、人命救助の必要性等を把握し、災害対策本部に連絡する。

【木津川市職員初動マニュアル、避難所開設・運営マニュアル参照】

## 第9 企業等の事業継続に係る情報提供・収集窓口

企業等の事業継続に係る情報提供・収集が必要であるときは、災害対策本部にそのための窓口を設置する。

## 第2章 動員計画

関係部署	各部、消防団
------	--------

### 第1 計画の方針

この計画は、木津川市の地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合における、本部要員等の動員についてその要領を定める。

### 第2 特別配備体制

災害警戒本部設置の判断に必要な情報を収集するため、危機管理課において特別配備体制をとるものとする。必要に応じて、関係各部・各課は、特別配備体制に加わるものとする。

### 第3 災害警戒本部要員の動員

災害警戒本部を設置した場合における要員等の動員は、次によるものとする。

災害警戒本部要員動員計画

	市長	副市長	教育長	政策監	総務部	編成部 (人事秘書課)	連絡部 (会計課)	連絡部 (議会事務局)	連絡部 (行政委員会事務局)	マチオモイ部	市民部	健康福祉部	教育部	建設部	上下水道部	消防団	合計
1号配備	1	2	1	1	15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	30
2号配備	1	2	1	1	18	3	1	1	1	7	7	18	25	10	3	1	97

下表により、特別配備体制及び警戒本部の設置基準として動員する。ただし、状況に応じて、本部長（市長）は必要な要員等の動員を行うことができるものとする。

特別配備体制		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨・洪水等の気象情報に基づき、必要と判断したとき</li> <li>・市域に係る河川で水防団待機水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・市域において震度3が観測されたとき</li> </ul>
警戒本部	1号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象業務法に基づく警報が発表されたとき（被害の発生や避難所開設等の災害対応の必要性がなく、特別配備体制で対応可能な場合は別示）</li> <li>・国・府より水防警報（水防団待機水位を除く。）が発令されたとき</li> <li>・市域に係る河川で水防団待機水位に到達することが予測されるとき</li> <li>・市域において震度4が観測されたとき、又は震度3以下においても近畿圏等において大規模地震が発生し市の対応が必要と予測されるとき</li> <li>・その他市長が必要と認めたとき</li> </ul>
	2号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集中豪雨等により公共施設に災害発生のおそれがあり、現場確認等が必要なとき</li> <li>・市域に土砂災害警戒情報が発表されたとき</li> <li>・市域に係る河川で氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・市域において震度5弱が観測されたとき</li> <li>・その他市長が必要と認めたとき</li> </ul>

#### 第4 災害対策本部要員の動員

災害対策本部要員の動員は、本部長の指令に基づき災害の状況に応じて次の3段階により、動員する。ただし、各部長の判断により、要員数を増減することができるものとする。

災害対策本部要員動員計画（平常時の行政組織別表記）

	市長	副市長	教育長	政策監	総務部	市長室長 (人事秘書課)	会計管理者 (会計課)	議事事務局	行政委員会事務局	マチオモイ部	市民部	健康福祉部	教育部	建設部	上下水道部	消防団	合計
1号動員	1	2	1	1	22	4	2	2	1	12	25	30	67	22	11	1	204
2号動員	1	2	1	1	44	7	3	3	2	23	49	60	132	44	20	1	393
3号動員	全 員																

災害対策本部要員動員計画（災害対策本部の組織別表記）

	本部長	副本部長	政策監	総務部	編成部	連絡部	マチオモイ部	市民部	健康福祉部	教育部	建設部	上下水道部	消防団	合計
1号動員	1	3	1	22	4	5	12	25	30	67	22	11	1	204
2号動員	1	3	1	44	7	8	23	49	60	132	44	20	1	393
3号動員	全 員													

1号動員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域で震度5強を観測したとき</li> <li>・特別警報が発令されたとき</li> <li>・一部の場所で災害による被害が発生したとき</li> <li>・市域に係る河川で避難判断水位に到達し、多数の避難所の開設が必要なとき</li> <li>・その他市長が必要と認めたとき</li> </ul>
2号動員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域で震度5強を観測し、1号動員では対処できないとき</li> <li>・災害による被害が数箇所が発生したとき</li> <li>・市域に係る河川で氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・その他市長が必要と認めたとき</li> </ul>
3号動員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域で震度6弱以上を観測したとき</li> <li>・市内において災害救助法による応急救助の実施を必要とする大規模な被害が発生したとき</li> <li>・市域に係る河川で氾濫・決壊することが予測されたとき</li> <li>・その他市長が必要と認めたとき</li> </ul>

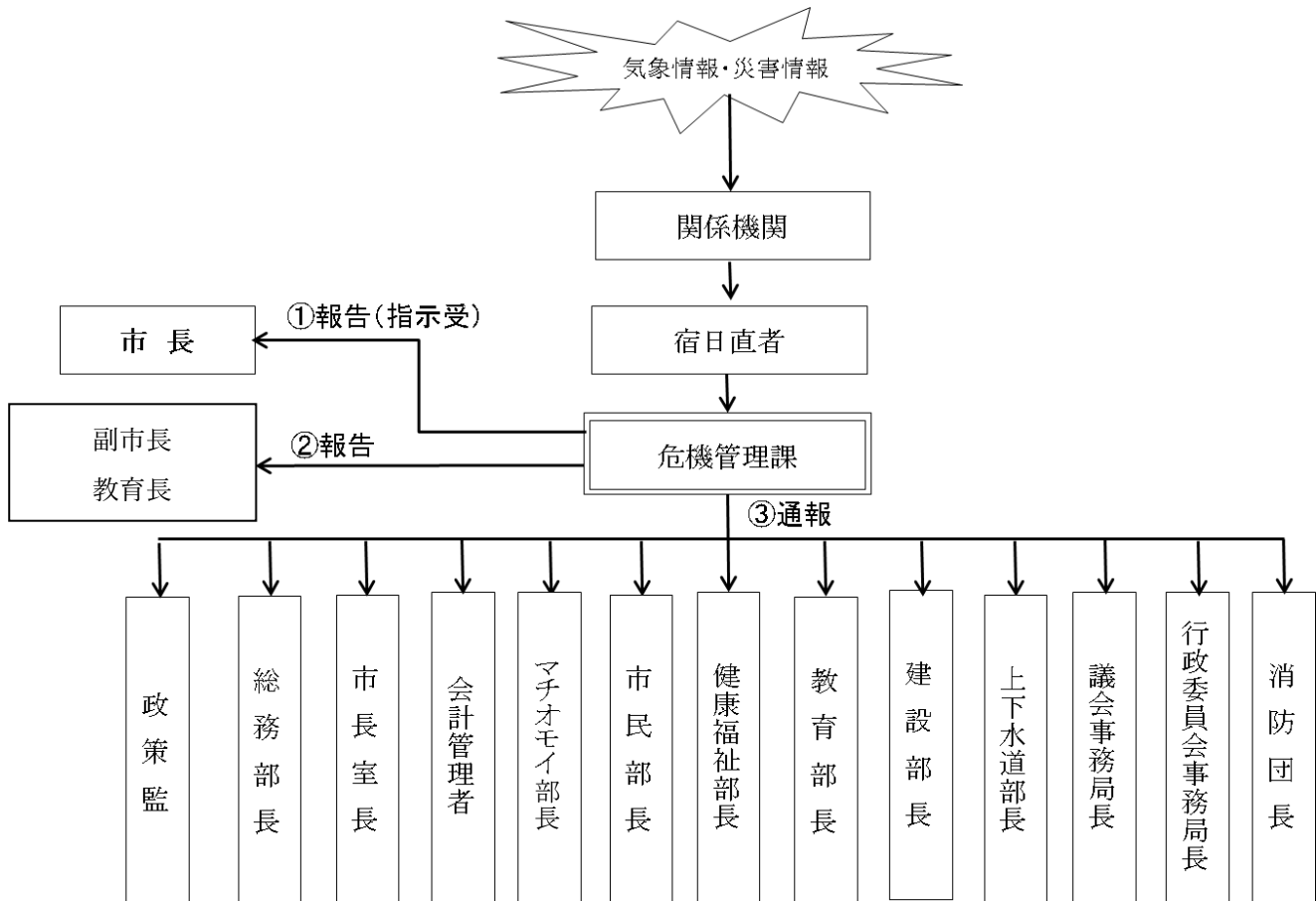
## 第5 動員の要領

### 1 本部要員等に対する伝達系統

#### (1) 平常勤務時の伝達系統

危機管理課長から下記の勤務時間外における伝達系統に示す各所属部長等の伝達先に対し、  
庁内放送及び内線・外線電話等により配備の伝達を行う。

#### (2) 勤務時間外における伝達系統





## 2 動員の方法

動員は、自主参集とするが、必要に応じて次の方法で職員を招集する。

### (1) 災害警戒本部体制

ア あらかじめ市長に指定された災害警戒本部体制の職員は、勤務時間内の場合は職場で待機し、指示を待つ。勤務時間外又は休日の場合は市役所・支所等、各勤務場所に参集する。

イ その他の職員は、勤務時間外の場合は自宅待機し、次の招集に備える。

なお、災害警戒本部体制において、被害状況の把握により、他の職員の招集が必要になった場合は、1 の (2) の勤務時間外の伝達系統に基づき、電話による動員連絡網、伝令、その他速やかに伝達できる方法によりその旨を伝える。

### (2) 災害対策本部体制

ア 勤務時間内の場合

庁内放送及び内線・外線電話等により、職員の配備の伝達を行う。

イ 勤務時間外又は休日の場合

総務部総括班長は、災害情報（気象情報又は住民からの被害情報等）又は、本庁の宿直から連絡を受けたときは、直ちに市長に報告をするとともに、総務部長に連絡する。

本部長の判断に基づいた動員決定後に、担当する職員に対し招集の旨を伝達する。伝達の方法は、1 の (2) の勤務時間外の伝達系統に基づき、電話による動員連絡網、伝令、その他速やかに伝達できる方法による。

参集を命ぜられた職員は速やかに参集し、登庁途中における被害状況を把握の上、総括班へ報告する。

ウ 動員状況の報告

災害対策本部設置後の有効稼働状況を把握するため、各班長は、編成班に動員状況を報告する。

エ 消防団に対する伝達及び出動

本部長は、消防団の出動が必要であると判断した場合、消防団長に対し、消防団の出動を指示する。なお、消防団長は、実動部隊たる特性に鑑み、前記指示によることなく独自の判断に基づき、団員の動員を発令することができるものとする。ただし、発令後直ちに本部長に報告しなければならない。

(3) 職員は、災害が発生し又は災害が発生するおそれのあるなどの情報を得たときは、対策本部の指示がない場合であっても、自らの判断により参集するものとする。

【木津川市職員初動マニュアル参照】

## 第6 他機関に対する応援要請

大規模な災害が発生し、本市のみでは対応が不十分となる場合に、災害対策基本法に基づき府、防災関係機関、他の自治体等に応援要請を行い、災害応急対策や災害復旧のため万全を期すものとする。

### 1 府に対する応援要請

#### (1) 要請の手続き

応援を求める必要が生じた場合には、本部長は直ちに災害対策本部会議を招集し、応援要請について協議し決定する。ただし、事態が急迫し、災害対策本部会議を招集する時間がないときは、本部長が応援要請を決定する。

府知事に応援要請する場合は、下記(2)の要請事項を明らかにし、無線、電話等により行う。なお、後日速やかに文書を送付する。

#### (2) 要請事項

要請に当たっては、次の事項について、あらかじめ明らかにして行う。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を希望する機関名
- ウ 応援を希望する人員、物資等
- エ 応援を必要とする区域、期間
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他必要な事項

### 2 その他団体及び機関への応援

府に対する応援要請に準じる。また、他府県・指定公共機関・指定地方公共機関に対する応援要請は原則として文書で府知事に要請する。ただし、事態が切迫し緊急を要する場合は、無線、電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

### 3 応援隊との連絡

応援隊の活動についての連絡は、直接関係のある部長が当たり、応援の状況を把握して災害対策本部長に報告する。

## 第7 災害被害状況調査

### 1 各部所管施設の被害状況の把握

- (1) 所管施設の被害状況を調査し、連絡部連絡班へ報告する。
- (2) 自己の部に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに連絡部連絡班へ報告する。
- (3) 調査の際は、地区ごとの担当責任者を設置する。

### 2 把握する内容

把握する内容		担当部
人的被害	死者、行方不明者の状況	総務部
	負傷者の状況	総務部
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	総務部
	応急危険度判定	建設部
非住家被害	公共建物（官公署庁舎、公民館等）	総務部
	その他（倉庫、土蔵、車庫、納屋）	総務部
その他被害	田畑及びため池・農道・用水路等の農業用施設の被害状況	建設部
	文教施設等の被害状況	教育部
	福祉・医療機関等の被害状況	健康福祉部
	道路、橋梁等の被害状況	建設部
	河川、水路等の被害状況	建設部
	水道施設等の被害状況	上下水道部
	下水道施設等の被害状況	上下水道部
	ごみ処理施設等の被害状況	市民部
電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	総務部	
り災状況	り災世帯数、り災者数	総務部
被害金額	公共文教施設の被害金額	教育部
	農業施設の被害金額	建設部
	その他の公共施設の被害金額	建設部
	農林、商工の被害金額	マチオモイ部
避難の状況、 応急対策の状況	避難所の状況	健康福祉部
	応急給水	上下水道部
	給食の状況	教育部
	救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等	健康福祉部
	防災活動に必要な情報及びその他応急対策に必要な状況	総務部

※火災による被害の状況調査は、消防本部が行う。

### 第3章 通信情報計画

関係部署	各部、消防本部、消防団
------	-------------

#### 第1節 計画の方針

大規模な災害時には、通信回線の輻輳、寸断等が予想されるため、市及び防災機関は、災害に関する予報、警報並びにその他の災害応急対策に必要な報告、指示、命令等に関する重要通信の疎通を確保する。

また、迅速かつ適確な情報の収集伝達を図るため、有線、無線等の通信手段を利用するほか、非常通信、放送事業者への放送の要請等を行い、市及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

#### 第2節 通信施設の現況

##### 第1 市防災行政無線

山城地域に同報系、各地域に移動系の防災行政無線を整備している。

【資料編Ⅲ-1「市防災行政無線」参照】

##### 第2 京都府防災行政無線

各市町村防災関係機関等を結ぶ無線で、京都府衛星通信系防災情報システムを導入し、本市域では山城広域振興局木津総合庁舎、市役所、加茂支所、相楽中部消防組合消防本部及び京都山城医療センターに設置されている。

#### 第3節 非常時の通信手段及び系統

大規模な災害の発生により、有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合には、次により各防災関係機関相互の通信を確保するものとする。

なお、NTT電話による発信は、災害時優先電話を利用する。

##### 第1 府との連絡

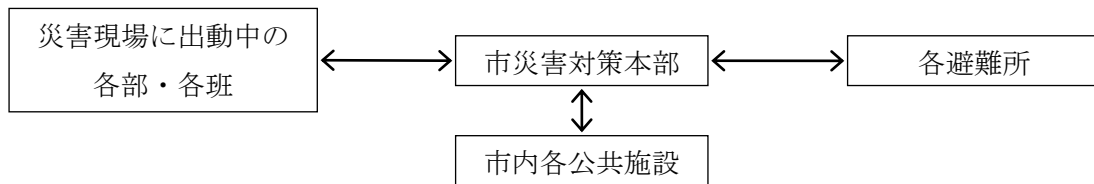
市災害対策本部	府木津副支部 (地域総務防災課)		府山城災害対策支部 (総務防災課)	府災害対策本部 (災害対策課)	
	N T T 電 話	Tel	0774-72-0051	0774-21-2101	075-414-4472
		Fax	0774-72-8531	0774-21-2106	075-414-4477
	府 防 災 行 政 無 線	地上	8-770-8101	8-750-8101	8-700-8110
		衛星	7-770-8101	7-750-8101	7-700-8110
			他、徒歩等		

## 第2 消防本部との連絡

市災害対策本部	消防本部		
	N T T 電話	Tel	0774-72-2119
		Fax	0774-73-8199
	府防災行政無線	地上	8-779-8109
		衛星	7-779-8109
他、徒歩等			

## 第3 各部各班、市内公共施設及び避難所等との連絡

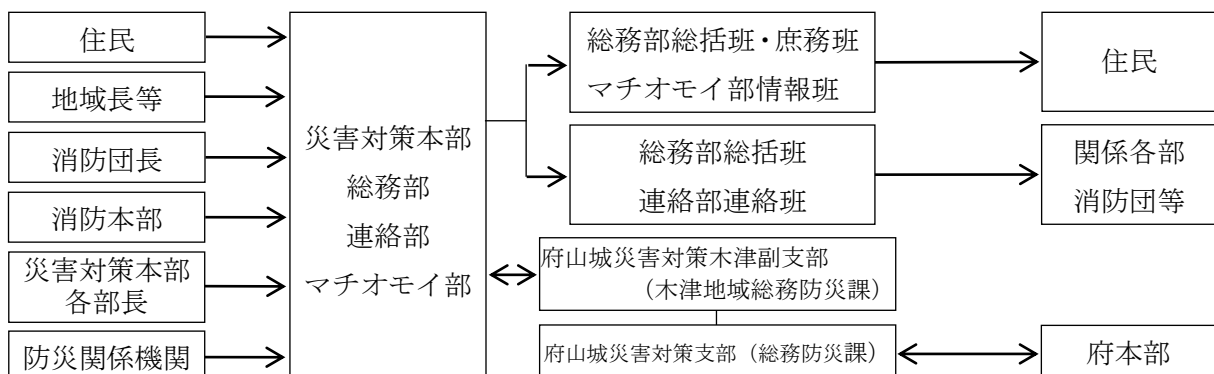
これらの市内の防災関係施設間では、N T T 電話、移動系防災行政無線、携帯電話等により連絡を取り合う。



## 第4節 災害情報及び被害状況の収集・報告

災害時における情報及び被害状況の収集・報告の要領については、法令等に特別の定めがある場合のほか、次のとおり行うものとする。ただし、市の被害が甚大で市において被害調査が実施できないとき又は調査に技術を要するため市が単独ではできないときは、府山城災害対策支部等に応援を求めて行うものとする。

### 第1 情報把握組織の系統



### 第2 地震情報

京都府震度情報ネットワークシステムにより自動的に得られた地震情報を速やかに各部及び関係機関へ連絡する。

### 第3 火災情報

火災発生のお知らせは、通常、住民からの119番ダイヤルによる。地震時には被災地の電話が通話不能となることを想定して、現地へ情報収集要員を派遣するか、若しくは消防署を通じて火災情報の収集にあたる。また、府、自衛隊、府警察本部等に対し、ヘリコプターの派遣要請を行い、空からの情報収集に努める。

### 第4 その他の災害情報

#### 1 その他の気象予警報

京都地方気象台等の予警報を基にして状況判断を行う。ただし、市内の雨量等については府及び(財)河川情報センター等からも情報を収集する。

#### 2 異常現象の発見及び通報

災害が発生し又は発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに次の最も近い所に通報する。

- (1) 市役所(本庁)又は支所
- (2) 警察署、交番、駐在所
- (3) 消防署、消防団

#### 3 市長への通報

異常現象を発見した場合あるいは地域住民から通報を受けた市職員又は消防団員は、直ちに危機管理課に通報する。危機管理課は通報内容を判断し、必要と認められる場合には直ちに市長に通報する。

#### 4 関係機関への通報

市長は、前項の通報を受けたとき、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を行うとともに府及び関係機関に通報する。

### 第5 災害情報の収集

次の要領により、情報の収集又は報告を行う。このとき、災害状況の調査は関係課(班)が主体となり行うが、各地域に点在する警察・消防の職員及び消防団員にも依頼し、迅速に収集する。

#### 1 情報の収集

##### (1) 住民組織による収集

- ア 災害の発生を知った者は、直ちにその事実を災害対策本部に通報するものとする。
- イ 地域長、消防団長・分団長等は、知り得た地域内の災害の状況を遅滞なく災害対策本部に報告するものとする。

##### (2) 本部組織による収集

- ア 各配備職員は、参集段階で経路付近の被害状況を把握し、災害対策本部に初期情報として報告する。
- イ 各部長は、各部で知り得た被害状況は連絡部連絡班へ、活動状況及び要望等は、逐次、総務部総括班に連絡する。

ウ 災害状況及び被害状況については、次の項目について調査を行い、各地区の被害状況の情報を集約して、担当者、報告の種類及び連絡先等を明記した上、総務部長に報告する。

調査項目	「第3編第2章第7 災害被害状況調査(p3-14)」2 把握する内容を参照
------	---------------------------------------

エ 本部長に報告する各種の情報は、総務部総括班において総括し、本部長のもとに一元化を図る。

### (3) 連絡員による収集

情報収集に万全の措置をとるため、次の連絡員を定める。その上で、責任担当係を設定し、連絡先及び連絡事項等について事前に定めておく。

- ア 市内災害情報調査連絡員
- イ 各区域の情報調査連絡員又は協力員
- ウ 消防団員の情報調査連絡員

## 第6 災害情報の報告

市域内に地震災害が発生したときは、市防災計画の定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめて知事に報告するとともに、災害応急に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項についても報告しなければならない。

### 1 被害の認定基準

地震災害による被害程度の認定に際しては、「被害程度の認定基準」【資料編Ⅲ-2「被害程度の認定基準」参照】の定めるところによる

### 2 報告の内容

#### (1) 災害情報報告

市域内に地震災害が発生し、災害対策本部を設置した場合又は災害の状況、社会的影響等から報告の必要がある場合に、その状況を速やかに知事（府災害対策本部長）に報告する。ただし、市の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を府に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、報告するものとする。また、市が知事に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、府と連絡がとれるようになった後は、府に報告するものとする。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合においても、市は直ちに府及び消防庁に報告することとする。

#### (2) 報告の項目

- ア 被害の概要
- イ 市災害対策本部設置の状況
- ウ 高齢者等避難の伝達、避難指示の状況
- エ 消防本部及び消防団（水防団）の活動状況、活動内容、使用資機材等の状況
- オ 応援要請状況

- カ 要員及び職員派遣状況
  - キ 応急措置の概況
  - ク 救助活動の状況(避難所開設、収容、炊出し、物資供給、医療、救出等応急救助の実施内容)
  - ケ 要望事項
  - コ その他の状況
- (3) 報告の概要
- ア (1)に掲げる事項が発生次第、その都度、様式第1号【資料編V-2「災害情報等報告様式」参照】により報告する。
  - イ 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するための概括的な情報を収集するように特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。
- (4) 報告の処理系統
- 市長は、府災害対策木津副支部長（副局長）を経由して知事に報告する。

## 第5節 被害状況調査及び報告

被害状況の調査に当たっては、災害の推移に応じて段階的に処理し、各種の情報は総務部においてとりまとめ、その都度府災害対策木津副支部長（副局長）及び関係機関に遅滞なく報告するものとする。被害状況の調査及び報告は、次の要領にて行う。

### 第1 被害状況調査

#### 1 概況調査

初期的段階では、被害の有無及び程度の全般的概況について調査するものとし、迅速を主とする。

#### 2 状況調査

概況調査後は、被害あるいは応急対策活動の状況がある程度把握できる段階において、逐次、その概況を調査する。

#### 3 被害写真の撮影

状況調査と同時に各部で被害地域を分担し、施設の被害程度及び損壊状況が明瞭にわかるように、また災害写真として十分役立つものを撮るよう努める。この際、携帯電話等による写真メールを活用し、危機管理課へ送信すると処理の迅速化が図れる。

#### 4 詳細調査

応急対策の活動状況若しくは保健、衛生、商工、農林、土木又は教育等の被害状況の詳細な調査については、状況報告が終わり次第実施する。

#### 5 最終調査

被害の拡大のおそれがなく、応急対策活動がほぼ終了する段階において被害その他の状況を調査し、件数、金額等の確定数を算出する。



## 6 被害程度の認定基準

被害状況等の調査の適確と統一を期するため、「被害程度の認定基準」【資料編Ⅲ-2「被害程度の認定基準」参照】に定めた用語及び被害程度の認定基準を用いる。

## 第2 被害状況報告

### 1 報告の種類及び内容

#### (1) 被害概況速報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について報告するものとし、まず迅速を主とすることが望ましく、第1号様式～第4号様式（その1）【資料編Ⅴ-2「災害情報等報告様式」参照】により行うものとする。ただし、警報が発表されたときは、被害の有無にかかわらず、原則として発表後1時間以内に防災情報システム（WebEOC）により報告する。

#### (2) 被害状況速報

被害概況速報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次第4号様式（その2）【資料編Ⅴ-2「災害情報等報告様式」参照】により報告する。ただし、知事（府災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

#### (3) 被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後15日以内に被害状況報告様式【資料編Ⅴ-2「災害情報等報告様式」参照】により報告する。ただし、知事（府災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

#### (4) 被害詳細報告

保健、衛生、商工、農林、土木及び教育関係の被害詳細については、府の定めるところに従って報告する。

#### (5) 被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告する。

### 2 報告の方法

報告は、最終報告を除き、原則として電話（ファクシミリ）をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。府災害対策木津副支部（地域総務防災課）、府山城広域振興局及び関係機関に対する報告に際しては、総務部総括班長が報告主任、副主任を決めてこれを担当させるとともに通信設備利用は次の事項に留意する。

#### (1) 電話による場合

「非常電話」、「緊急通話」を利用するものとし、場合によっては「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

#### (2) 電報による場合

「非常電報」、「緊急電報」を利用する。

#### (3) 府防災行政無線（京都府防災情報システム）による場合

次の通信優先順位により府防災行政無線を利用する。

なお、この他無線の取扱いについては、別に定める取扱要綱による。

#### ア 緊急要請

- イ 予警報の伝達
- ウ 災害対策本部指令及び指示
- エ 応急対策報告
- オ 被害状況報告
- カ その他災害に関する連絡

(4) 西日本旅客鉄道株式会社の通信設備の利用

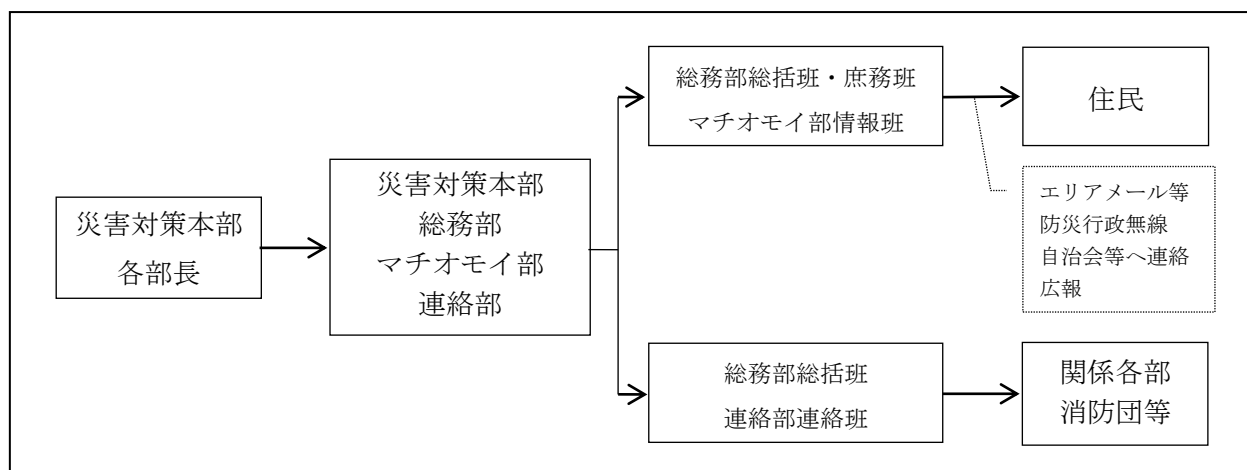
警報の伝達及び応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ、一般の公衆電話が途絶した場合は J R 最寄り駅の通信設備を利用する。

(5) 通信途絶時における措置

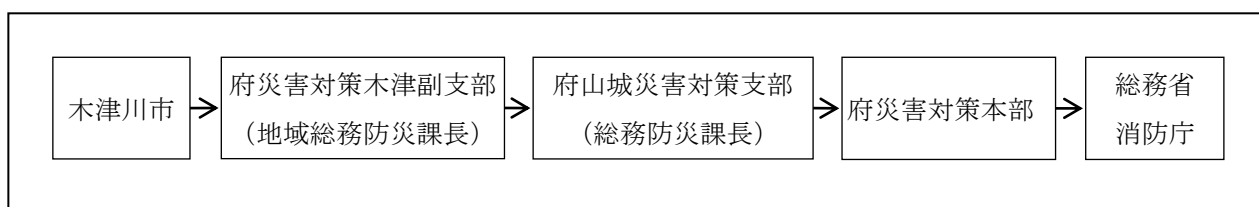
公衆電気電信、J R 通信及び府防災行政無線等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努める。

### 第3 報告の処理系統

#### 災害情報等の伝達系統 —市内の伝達—



#### 災害情報等の伝達系統 —府への報告—



#### 府への連絡先

	NTT電話	府防災行政無線
府災害対策木津副支部 (地域総務防災課長)	0774-72-0051	衛星 7-770-8101 地上 8-770-8101
府山城災害対策支部 (総務防災課長)	0774-21-2101	衛星 7-750-8101 地上 8-750-8101
府災害対策本部	075-414-4472	衛星 7-700-8110 地上 8-700-8110

#### 総務省消防庁への連絡先

	平日 【9:30~18:15 応急対策室】		休日・夜間 【宿直室】	
	電話	FAX	電話	FAX
NTT電話	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
衛星電話番号	048-500-9043422	048-500-9049033	048-500-9049101	048-500-9049036

### 第4 報告上の留意事項

報告には、あらかじめ定められた記号を用いて行い、単位の呼称(人・棟・世帯・センチメートル・ミリメートル等)は省略する。また、時刻は24時制を採用し、午前・午後の区別は使用しない等、報告の簡略化を図るものとする。

## 第5 平常時における留意事項

- 1 各種報告の様式及び用語等の周知徹底を期しておくこと。
- 2 報告の基礎となる資料を整備しておくこと。
- 3 報告に要する用紙については、必要なものを事前に印刷して保管しておくこと。また、各用紙とも複写機により複写可能なものとするよう留意すること。

## 第6 電報の発信

電報頼信紙に電報書体(片仮名)又は通常の文書体(漢字をまじえてもよい。)で、頼信紙の記事欄に「非常」と朱書し、最寄りの無線局に依頼するものとする。

## 第7 関係機関との連絡

市内の各防災関係機関とは、各種情報の収集について十分連絡調整を行い又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

# 第6節 通信手段の確保

## 第1 災害時の通信連絡

市、府及び防災関係機関が行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況(輻輳)になっている場合には、西日本電信電話株式会社及びNTTコミュニケーションズ株式会社は「災害用伝言ダイヤル171」を提供し、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西及びKDDI株式会社(関西総支社)は「災害用伝言板サービス」を提供する。なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。

## 第2 非常通信の利用

人命の救助、災害の救援等のため、もしくは防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。その運用要領は、以下のとおりである。



- (3) 日本赤十字社
- (4) 全国都市消防長連絡協議会
- (5) 電力会社、一般送配電事業者
- (6) 地方鉄道会社
- (7) その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関し発信を希望する者

### 3 非常通報の依頼事項

発信を希望する者は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼する。

- (1) あて先の住所、氏名（かっこをもって電話番号を付記する。）
- (2) 本文（字数は、1通 200 字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。）
- (3) 発信者の住所、氏名（電話番号を付記する。）

### 第3 その他

災害対策本部を設置する以前の各種情報の把握、被害状況等調査、報告は、この計画に準じて行う。

## 第4章 災害広報広聴計画

関係部署	市長室、マチオモイ部、総務部、
------	-----------------

### 第1 計画の方針

市の地域に係る災害について、被害の状況及び応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を、市及び関係機関が迅速かつ適確に被災地住民をはじめ住民に広報を行い、民心の安定と速やかな復旧を図る。

また、災害が終息してからは、市、府及び関係機関は広聴活動を展開し、被災地住民の動向と要望の把握に努める。

### 第2 報道機関に対する発表

市長室長は情報の収集と公表の一元化を図り、広報資料をとりまとめた上で報道機関に発表する。報道機関に対する発表あるいは報道機関からの問い合わせの受付、応答については実施要領を定めておく。

発表の内容は、おおむね次の事項とする。

- 1 災害の種別
- 2 発生日時及び場所
- 3 被害の状況
- 4 応急対策実施状況
- 5 住民に対する避難準備情報の伝達、避難勧告指示の状況
- 6 住民並びに被災者に対する避難準備情報の伝達、協力及び注意事項

### 第3 放送の要請

府知事と日本放送協会京都放送局長及び株式会社近畿放送局長、株式会社エフエム京都との間に締結された「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」第5条の規定により、必要な事項について知事を通じて当該放送機関に放送を要請する。

### 第4 関係機関の相互協力

災害の広報に当たって必要があるときは、府木津副支部その他の関係機関に対し情報の提供を求め、相互に資料の交換を行う。

### 第5 住民への広報要領

災害及び対策の状況又は住民に協力を要請すべき事項について、情報部情報班が、次の要領により広報する。

#### 1 災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ次の方法のうち、最も適切な方途を講じる。

- (1) 広報車の派遣及び消防車による巡回放送
- (2) C A T V、有線放送、市防災行政無線の利用
- (3) 新聞、ラジオ、テレビ等に対する報道の要請
- (4) 広報紙、ビラ、ポスター等の配布並びに、インターネットによる市ホームページ等の利用

## 2 被害発生後の広報

被害の推移、避難準備及び避難指示、応急措置の状況が確実に行き届くよう広報する。

例えば電力、水道等の復旧状況、交通機関の運行状況、河川の水防活動、災害救助活動等に重点を置き、人心の安定と事故防止及び激励を含め、沈着な行動を要請するなどの事項を1に掲げた方法により迅速に行う。

## 第6 広聴活動

- 1 被災地及び避難所等に臨時被災相談所等を設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多彩な生活等の問題について適切に相談に応じるほか、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 災害に関し、被災者、住民からの各種の問い合わせに対しては、総務部総括班（内容に応じ、関係部署）において対応する。



## 第 5 章 災害救助法の適用計画

関係部署	総務部、マチオモイ部、健康福祉部、関係各部
------	-----------------------

### 第 1 計画の方針

災害救助法が適用される場合の基準及び適用手続について定める。

### 第 2 災害救助法の適用基準

災害救助法による適用基準は災害救助法施行令第 1 条に定めるところによるが、災害救助法が適用される災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

- 1 市内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯の数が次の世帯数以上に達したとき

人 口	滅 失 世 帯 数
77,907 人 (50,000 人以上～100,000 人未満)	80

注) 人口は、令和 2 年国勢調査結果

- 2 京都府の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 2,000 世帯以上の場合であって、市の区域内の住家の滅失世帯の数が 1 の滅失世帯数の半数以上であるとき
- 3 京都府の区域内で住家の滅失した世帯の数が 9,000 世帯以上あって、市の区域内の被害世帯数が多数であるとき
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであるとき  
 (例)
  - ① 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立しているなどのため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被害者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。
  - ② 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被害者の救助が極めて困難でありそのため特殊の技術を必要とするものであること。
- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき  
 (例)
  - ① 船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合（紫雲丸遭難、第五北川丸遭難）
  - ② 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合（上高地遭難）
  - ③ 火山爆発又は有毒ガスの発生のため多数の者が危険にさらされている場合（十勝岳爆発、三宅島爆発）
  - ④ 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合（弥彦神社圧死事件）

- ⑤ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合（昭和 52. 2 豪雪）
- ⑥ 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合（山形県大蔵村山崩れ災害）

### 第 3 被災世帯の算定基準

#### 1 住家の滅失の算定

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は、次のとおり算定する。

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は 1 とする。
- (2) 住家が半壊、半焼したものにあつては 2 世帯をもって 1 とみなす。
- (3) 住家が床上浸水又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯にあつては 3 世帯をもって 1 とみなす。

#### 2 住家の滅失等の認定

##### (1) 全壊、全焼又は流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延面積の 70%以上に達したもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの

##### (2) 半壊又は半焼

住家の損壊又は焼失した部分とその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの

このうち、損壊部分とその住家の延床面積の 50%以上 70%未満、またはその住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものを大規模半壊という。

##### (3) 準半壊

住家の損壊部分とその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの。

##### (4) 床上浸水

(1)～(3)に該当しない場合であつて浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等の堆積のため一時的に居住することができないもの

##### (5) 住家

現実にその建物を居住のために使用しているもの

(解釈)

必ずしも 1 戸の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又はトイレが別棟であつたり、離れ家が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合して 1 戸とする。また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。

したがって、学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住している者はもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。

#### (6) 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位

(解釈)

同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、マンションのように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれ1世帯とする。なお主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱う。

### 第4 災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用

災害が発生するおそれがある場合において、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、対策本部の所管区域が告示された場合、当該所管区域内の救助は京都府が実施する。

### 第5 災害救助法の適用手続

- 1 災害に際し、市における災害が第2に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるとき、市長は、直ちにその旨を知事に報告するとともに災害救助法を適用する必要がある場合はあわせてその旨を要請する。
- 2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないとき、市長は、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関し知事の指揮を受けなければならない。

### 第6 災害救助法による災害救助の方法、程度、期間及び実費弁償の基準

災害救助法による救助の方法、程度、期間等及び応急救助のための輸送費及び人夫費等

【資料編Ⅲ-3「災害救助法施行細則による救助の方法、程度、期間等早見表」参照】

### 第7 応急救助の実施

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市に通知することにより、市長が救助を実施する。この場合において、市長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- 1 避難所の設置
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 学用品の給与
- 8 埋葬

9 死体の捜索及び処理

10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

## 第6章 消防計画

関係部署	総務部、消防本部、消防団
------	--------------

### 第1 計画の方針

各種災害の予防並びに防除に対処するため、出火防止、初期消火、初期救出、延焼阻止等の消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう消防機関の活動体制、消防相互応援体制、消防組織及び施設等の整備充実を図る。

### 第2 消防組織計画

#### 1 相楽中部消防組合消防本部

昭和47年に旧木津町、旧山城町、旧加茂町の3町による消防一部事務組合として発足した。

現在、木津川市、笠置町、和東町、南山城村の1市2町1村の構成となり、より広域的、効率的な体制の確立を目指すとともに、さらなる人員、設備の充実を図っている。

【資料編Ⅲ-4「消防組織」参照】

#### 2 消防団組織

##### (1) 組織

消防組合を支える木津川市消防団は、消防団長1名を置き、本部と9分団で776人の定数で構成されている。

【資料編Ⅲ-4「消防組織」参照】

##### (2) 災害対策本部及び現場指揮本部

災害時における消防活動は、本編第1章「災害対策本部等運用計画」に定めるところにより災害警戒本部及び災害対策本部が設置されたときはその体制下に入り、消防団本部が消防団活動の現地指導を行うものとする。

本部名称	部長	本部要員	事務分掌
木津川市 災害対策本部 消防団本部	消防団長	各副団長	1 消防団活動の把握及び指示に関すること。 2 災害現地における応急措置に関すること。

### 第3 設備機器材の配備

#### 1 消防設備機器材及び消防団無線

消防設備、機器材及び消防団無線を配備し、必要な対策を講じる。

【資料編Ⅲ-4「消防組織」参照】

### 第4 警報発令伝達計画

#### 1 火災警報の発令

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

2 伝達系統及び方法

第2編第1章「気象等予報計画」に準じて行う。

第5 情報計画

団の各分団等は、地区内の災害情報の収集に当たり、収集した情報を直ちに消防団本部に連絡し、消防団本部は直ちに関連機関に連絡するものとする。

第6 火災警防計画

1 相楽中部消防組合消防本部の出動要領

消防署の火災出動は、次の区分による。

区 分	内 容
第1出動	火災の覚知と同時に出動するもの
第2出動	ア 学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店その他多数のものが出入し、勤務し、居住する特殊建物の火災に対して出動するもの イ 災害の通報状況及び先着した消防隊の連絡状況により必要があると認めるとき出動するもの
第3出動	火災の拡大を予想して現場上級指揮者の要請により出動するもの
特命、特別出動	消防長、消防署長の命により出動するもの
調査出動	火災とまぎわらしい通報の受信、又は怪煙の発見により、それを調査する必要がある場合に出動するもの
警戒出動	直接現場について警戒する必要がある場合に出動するもの

2 消防団の出動要領

消防団の火災出動は、次の区分による。

区 分	内 容
第一出動 部出動 「各分隊」	部の管轄地域内において、水火災等が発生し、小規模で防御可能と認められる場合
第二出動 「分団出動」	部の管轄区域内において、水火災等が発生し、第一出動の範囲において防御困難と認められる場合
第三出動 「方面隊出動」	第二出動の範囲で防御困難と認められる場合
待機出動 「全団」	第三出動の範囲で防御困難と認められる場合
特命出動	水火災等の状況により、上記の区分によらないで必要な（地域、市外含む）特定の部又は分団及び方面隊が要請を受け出動する場合
訓練出動	訓練の内容により必要な部又は分団及び方面隊及び全団員が要請を受け出動する場合
本部幹部	第一及び第二出動にあつては、団長、副団長、担当分団長、副分団長、の本部役員出動すること 第三以上にあつては全本部幹部出動すること
本部消防隊	第二出動以上出動すること
本部女性部	第三出動以上出動すること
その他	各団員が災害を確知した場合「服務規程」

### 3 招集部隊編成及び任務分担

消防団の編成は、第2の2のとおりであり、災害対策本部が設置されたときは、消防団として本部長の指揮下に入る。

### 4 警戒体制の確立

気象状況が悪化した場合、火災発生の危険があるとき、火災発生によって著しく混乱を招来するか、あるいは人的危険が予想されるときには、厳重な警戒を実施する。

### 5 通信体制の確立

消防団員の招集、出動の指令、報告通報等の活動が開始されたときは、緊急通信の優先順位により通信を確保する。

### 6 火災防御体制

火災が発生した場合、水利、道路あるいは建物等の関係で延焼拡大又は人命危険が予想される区域、危険な建物、重要な建物、油、タンク等危険物、森林、車両等について火災防御体制を確立する。

## 第7 救助、救急活動

- 1 医療機関と協力し、救助、救急活動を円滑に推進する。
- 2 第15章「被災者救出計画」等に基づき、被災者の救出、救護にあたる。

## 第8 相互応援計画

### 1 相互応援協定

本市においては、第2編第12章第6節「相互応援協定」に示す相互応援協定を締結している。

### 2 緊急消防援助隊の応援要請

大規模な災害が発生し、市や消防本部の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと市長が判断したときは、速やかに府知事に対し、消防組織法第44条の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動を要請する。この場合において、府知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対し、要請する。

### 3 受入れ体制の整備

上記の相互応援協定等に基づく応援隊等の受入れに関する次の各号に掲げる事項については、あらかじめ消防本部と調整し、整備しておくものとする。

- (1) 応援要請に必要な手続きに関する事
- (2) 応援部隊の集結地への誘導に関する事
- (3) 災害現場活動に係る方針に関する事
- (4) 応援部隊が担当する災害現場活動に関する事
- (5) 補給物資の調達及び搬送に関する事
- (6) 災害活動の記録に関する事
- (7) 管内地図及び消防水利に関する事
- (8) 医療機関の所在地に関する事
- (9) その他応援部隊の受入れ及び活動に必要な調整に関する事

## 第9 地震発生時の消防活動

### 1 基本方針

地震が発生した場合、火災による人命危険が予想されるので、消防活動の基本方針を次の3点とし、現有消防力を最大限に活用し活動にあたるものとする。

- (1) 地震による火災の発生防止
- (2) 地震により発生した火災の初期鎮圧と延焼の防止
- (3) 地震災害からの人命安全の確保

### 2 消防団の初動体制

震災時における出火防止、初期消火、延焼防止等の消防活動は、消防本部の地震警備計画によるとともに、消防団においては、地域に密接した組織体制という条件を活かして、以下の初動体制をとる。

#### (1) 出火防止の指示及び初期消火の徹底

地震発生と同時に居住地付近に対し出火防止を呼びかけるとともに、火災を発見したときは、付近住民にも協力を要請して初期消火の徹底を図る。

#### (2) 動員及び参集

地震時の動員は団長の事前命令として、被害が予測される場合は自動発令とする。団長及び消防団本部員は災害対策本部へ、分団長以下各分団の団員は各詰所へ参集する。

#### (3) 情報収集と活用

大規模な地震の場合は、火災及び救出・救助事象が同時に多発することが予測される。これに対応するため、消防団員個々が積極的に災害情報収集を行い、火災発生状況、災害規模等状況に応じ、消防力を効果的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図るための消防活動を行う。

#### (4) 避難路の確保

地震災害の特質から、次により避難路の確保を図るものとし、警察等と協力して、その規制・誘導を行う。

ア 自動車による避難は、交通の混乱となるばかりでなく、消火活動や避難の障害となるので、禁止又は制限する。

イ 火災発生状況、延焼拡大状況などにより、避難路の安全確保を優先させる必要があるときは、避難路の消火活動を行う。

### 3 相互応援計画

地震火災が拡大・延焼し、災害の程度が甚大となるおそれが生じたときには、府、他の市町村、消防関係機関等に応援要請を行い、被害の軽減に努める。

#### (1) 知事の指示権等

知事は、消防組織法第43条の規定に基づき、地震、台風、水・火災等の非常事態の場合において緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対し、あらかじめ協定してある内容の実施その他災害防御の措置に関し必要な指示をする。

(この場合における指示は消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に添うものであること。)



(2) 京都府広域消防相互応援協定

市の消防力及び消防相互応援協定を締結している隣接市町村等の消防力をもってしても、防  
御困難な災害の場合に京都府広域消防相互応援協定により府内の消防機関を要請する。

(3) 緊急消防援助隊の応援要請

大規模な災害が発生し、市や消防本部の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応が  
とれないと市長が判断したときは、速やかに府知事に対し、消防組織法第 44 条の規定に基づ  
き、緊急消防援助隊の出動を要請する。この場合において、府知事と連絡がとれない場合には、  
直接消防庁長官に対し、要請する。

【資料編 V-3 「緊急消防援助隊緊急連絡様式」参照】

## 第7章 水防計画

関係部署	総務部、市民部、建設部、マチオモイ部、消防本部、消防団
------	-----------------------------

### 第1節 計画の方針

水防法(昭和24年法律第193号)第3条の規定に基づき、水防体制を強化し、その活動が迅速かつ適確に実施されるよう必要な事項を定める。

### 第2節 水防の責任

水防法に基づく水防組織の整備、水防活動の実施、水防施設、器具、資材の整備等水防に関するあらゆる準備行為、具体的水防活動については、水防管理団体たる市がその責任を負い、水防活動を迅速かつ規律ある団体行動にするための体制をとらなければならない。

### 第3節 水防事情

本市域内を流れる河川は、これまでも河川改修が進められてきたが、現在も集中豪雨による溢水箇所が多く、警戒が必要とされているのが現状である。

【資料編Ⅱ-4「重要水防区域及び河川重点警戒箇所一覧」参照】

### 第4節 水防組織

水防業務を処理する水防団は、木津川市消防団をもってこれにあて、消防団長を水防団長とし、市長が総括する。分団単位に水防分団を編成し、各分団区域内における水防業務に従事する。

ただし、被災地域及び事態の緩急により市長が指示した場合は、各分団の管轄区域外においても水防業務に従事する。

#### 第1 水防団の機構

本編第6章第2の2「消防団組織」の「消防団」を「水防団」に置き換えて活用する。

#### 第2 水防に関する事務分掌

- 1 危険地域の警戒に関すること
- 2 河川、ため池その他緊急を要する被害箇所の応急復旧に関すること
- 3 水害現場活動に関すること
- 4 人命救助及び避難誘導に関すること
- 5 その他水防に関すること

## 第5節 水防体制

### 第1 市の水防体制

#### 1 平常時の巡視

水防管理者（市長）は堤防延長1kmないし2kmごとに1人の基準で巡視員を定め常に区域内を巡視させ、水防上危険な箇所を発見した時は、府山城南土木事務所長に連絡して必要な措置を求めなければならない。

#### 2 出水時の監視

水防管理者（市長）は堤防延長500mないし1,000mごとに監視1人、連絡員1人の基準で監視にあたらせ、特に重要水防区域及び河川重点警戒箇所については監視を厳にする。

また、地震による堤防の漏水、沈下等の場合も同様とする。

ただし、水防団員等の安全確保に十分配慮するものとする。

【資料編Ⅱ-4「重要水防区域及び河川重点警戒箇所一覧」参照】

3 水防管理者（市長）は常に気象状況に注意し、気象警報、洪水警報等が発せられた場合又は水防第1信号を受けたときは水防作業員が待機できるよう連絡方法を定めておかねばならない。

4 水防作業員は水防警報（準備）で出動を予期して準備し、第1信号で出動（一番手）し、第2信号で必要に応じ（二番手、三番手）が出動する。

5 一番手の出動人員は定員の3分の1以内とする。

6 水防管理者（市長）は、近年続発する局地的大雨による洪水にかんがみ、気象状況等の連絡の有無にかかわらず大雨に際しては特に厳重な警戒を行うものとする。

7 水防管理者（市長）は、水防上警察署と密接な関係があるので、あらかじめ必要と認められる事項については所轄の警察署と協議しておくものとする。

### 第2 ため池、頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者の水防体制

#### 1 平常時の巡視

ため池、頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者は平常監視員1名を定め、常に区域内を巡視させ水防上危険な箇所を発見したとき（若しくはその操作を必要とするとき）は所轄の水防管理団体（市）に連絡して必要な措置を求めなければならない。

2 監視員は平常工作物の点検をなし、出水時の操作に支障ないようにしなければならない。

#### 3 出水時の監視

前項の各管理者は、監視員若干名と連絡員若干名を置き、水防作業を必要とするときは直ちに水防管理者（市長）に連絡できるよう体制を整えておくこと。

4 鉄道線路その他重要公共施設の川上にあたるため池の管理者はため池を操作する場合又は決壊のおそれのあるときは最寄りの駅その他重要な公共施設の管理者に急報しなければならない。

## 第6節 警戒体制

### 第1 市の警戒体制

危機管理課は、第1章第2特別配備体制1設置基準のほか、次の事項に該当する事態となったときは、情報収集と関係機関に対する伝達など適切な措置をとる。

- 1 降雨に関する気象通報等を受けたとき
- 2 京都府、気象台が警報発令の可能性が高いと予測したとき
- 3 管内の河川の水位が水防団待機水位（指定水位）に達すると予想されるとき
- 4 台風の接近が予想されるとき
- 5 隣接市町から河川の水位が水防団待機水位（指定水位）を超えるおそれがある旨の通報を受けたとき
- 6 府山城南土木事務所及び樋門・ため池の管理者並びに国土交通省から、水防に関する通報、指示、警告等があったとき
- 7 その他市長が特に必要と認めたとき

### 第2 水防団の連絡組織の確立

水防団長は、市長から警戒を要する旨の通報を受けたときは、あらかじめ定めた要員を持って団員への連絡組織を確立して警戒体制に入る。

### 第3 災害対策本部への移行

市長は周囲の状況から判断して被害発生のおそれがあると認めたときは、第2の警戒体制を災害対策本部体制に移行する。

### 第4 府山城災害対策木津副支部（府木津地域総務防災課）との連絡

災害対策本部長は、府山城災害対策木津副支部（府木津地域総務防災課）と緊密な連絡をとり、収集した情報を報告するとともに府の災害対策活動状況を把握する。

### 第5 高山ダムとの連絡

大雨等により、ダムの放流が開始される場合は、高山ダム管理所から放流量の連絡を受け、円滑な洪水警戒体制がとれるよう、緊密な連携を図るものとする。

### 第6 水位・雨量観測通報

市には、第2編第1章第7節に示す国土交通省淀川河川事務所が管理・観測する水位観測所、雨量観測所と府山城南土木事務所が管理・観測する水位観測所、雨量観測所がある。

#### 1 河川水位

河川の水位については、大雨に関する警報が発表されたときは、随時水位の状況を確認する。また、氾濫注意水位（警戒水位）に達した以降は、河川の水位状況の記録を行う。

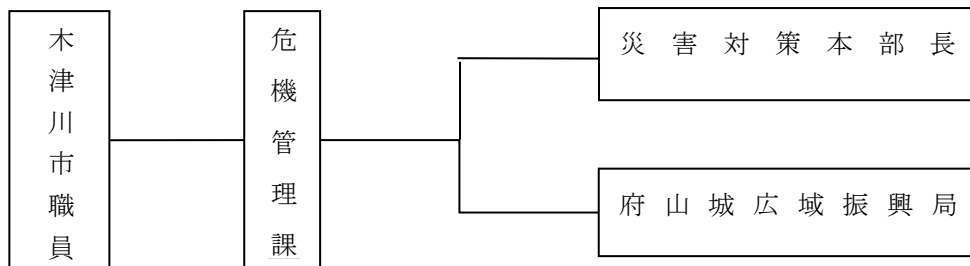
## 2 雨量

気象庁等のホームページ等により、強い雨雲の接近や線状降水帯の発生、大雨に関する警報が発表されたとき、晴雨に関わらず随時観測を継続する。

また、記録的短時間大雨の発生を念頭に、強い雨雲の動きについては、特に注意して観測を継続する。

## 3 通報系統

市職員は、局地的な集中豪雨等の兆候を知り得た場合は、危機管理課に通報し、危機管理課は直ちに災害対策本部長(市長)に通報するとともに、府山城広域振興局にも通報する。



通報の際に使用する電話等が途絶した場合は、防災行政無線のアンサーバック機能を利用するか、自動車、自転車又は徒歩により通報する。

## 4 資料の相互交換

市の地域以外の河川水位及び雨量については、府木津地域総務防災課と連絡し、情報の把握に努める。特に、山城南土木事務所と緊密な連絡を行い、収集した資料を直ちに通報するとともに必要な情報の収集伝達を行えるよう組織を定めておく。また他市町から照会のあった場合は、その詳細を通報し、相互に資料の交換を行う。

## 第7節 水防出動及び作業

### 第1 水防団の活動体制

水防団の活動体制は、災害の状況により次の4段階に分け、団員は団長の命令により所定の行動をとるものとする。

体制	状 況	任 務
待 機	1 降雨に関する気象通報が発せられたとき 2 市災害警戒本部が設置されたとき	連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の状態を把握することに努め、また一般団員は直ちに次の段階に入り得るような状態におくものとする。
警 戒	指定河川の水位が水防団待機水位（指定水位）に達したとき及びその他水防上必要があると認められるとき	部長、班長等は所定の詰所に集合し、また資機材の整備点検作業、人員の配備計画等に当たり、ため池等の水防上重要工作物のある箇所への団員の派遣、水位観測、堤防監視等のため、分団員を出動させる。
作 業	指定河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき及びその他水防上必要があると認められるとき	団員全員は所定の詰所に集合し、警戒配置につく。
解 除	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下となり水防活動の必要がなくなったと認められるとき	部長等は、団長に水防活動が終了した旨を報告し、団長は、災害対策本部長（市長）に報告し解散する。

### 第2 河川等の監視

水防団長は、河川、ため池等の監視について、あらかじめ要員及び連絡方法並びに監視の重点を定め、これを団員に徹底する。なお、監視の計画を分団長に求め、これをまとめて市長に報告する。

### 第3 水防信号

水防時における信号区分は、次のとおりである。

	信 号	摘 要
第1信号	(サイレン信号) ○— 休止 ○— 休止 ○— 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 (警鐘信号) ○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。</li> <li>住民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒にあたる。</li> </ul>
第2信号	(サイレン信号) ○— 休止 ○— 休止 ○— 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 (警鐘信号) ○—○—○ ○—○—○	<ul style="list-style-type: none"> <li>団長より洪水等のおそれがある旨の報告があったとき、水防団員及び消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせるもの。</li> </ul>
第3信号	(サイレン信号) ○— 休止 ○— 休止 ○— 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 (警鐘信号) ○—○—○—○ ○—○—○—○	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防が決壊し又はこれに準じた事態が発生したとき、当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。</li> </ul>
第4信号	(サイレン信号) ○— 休止 ○— 休止 ○— 約60秒 約5秒 約60秒 約5秒 約60秒 (警鐘信号) 乱 打	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水が著しく切迫し区域内の住民を避難させる必要があると認めるとき、必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。</li> <li>併せて警察署に通報する。</li> </ul>
備 考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 信号は適宜の時間継続すること</li> <li>2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと</li> <li>3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする</li> </ol>	

(水防信号（昭和24年11月8日京都府告示第807号）

- (注) 1 本信号は、家屋火災、山林火災等の信号と重複するが、大雨警報発令中に吹鳴したときは特に公告しない限り水防信号とする。
- 2 警報発令中に火災が起こった場合の信号措置については、別に処理する。
- 3 信号の解除は、別途の放送等による。

### 第4 市内の重要水防区域

特に市内の重要水防区域、河川重点警戒箇所を重点的に監視する。

【資料編Ⅱ-4「重要水防区域及び河川重点警戒箇所一覧」参照】

### 第5 住民の協力

事態が急迫し、水防団のみでは防御が困難となったときは、区域内に居住する住民にも水防作業の協力を得るものとする。

## 第6 出動の援助・応援要請

- 1 災害対策本部長は、大規模な水防活動を要するため、水防法第22条及び第23条の規定に基づき警察官の援助又は他の水防管理者及び市長若しくは消防長に応援を求めることができる。
- 2 この場合、災害対策本部長は、現場に責任者をおくものとする。
- 3 責任者は、目印として昼間は赤腕章、夜間は赤ランプによりその位置を明確にする。
- 4 援助、応援を求めた場合には、直ちに府木津地域総務防災課長にその詳細を報告する。

## 第8節 出動、水防開始等の報告

災害対策本部長は、消防本部及び水防（消防）団員の出動状況を逐一把握する。また、水防（消防）団長は、堤防等に異常を発見し水防作業を開始した場合は次により報告、通報の措置をとるが、まず無線により実施し、電話等で着信及び文書により記録し、報告内容を確認するものとする。

### 第1 水防団員出動状況報告

- 1 状況把握 地区別・出動人員・活動内容
- 2 報告要領 本編第3章「通信情報計画」に準じて行う。

### 第2 異常事態報告・通報

- 1 状況把握（出動）
  - (1) 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
  - (2) 河川・ため池の堤防が決壊し、又は決壊寸前の事態が予想されるとき。
  - (3) 地震による堤防の漏水、沈下のおそれがあるとき。
  - (4) その他気象予報、洪水予報、水防警報等により被害発生のおそれがあるとき。

- 2 報告通報要領

報告する内容は次のとおりとし、様式第1号【資料編V-4「水防報告様式」参照】及び様式第2号【資料編V-4「水防報告様式」参照】に出水状況を記入し、直ちに府木津地域総務防災課長に報告するとともに、影響を及ぼす隣接の市町（水防管理者）に通報する。

なお、(1)～(7)の内容が全て整理されていなくても、部分的な情報を入手した場合は、速やかに報告するものとする。

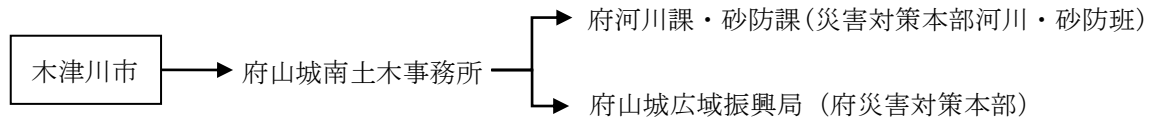
- (1) 堤防の決壊、越水、氾濫状況（内水及び外水によるもの）
- (2) 一般被害状況（人的被害、住家被害、浸水面積等）
- (3) 水防活動状況
- (4) 避難状況（避難命令等の発令状況含む。）
- (5) 自衛隊の出動状況
- (6) 市の対応状況
- (7) その他

ただし、出水状況、被害状況などによって、資料の追加等がある場合は、府から指示があるときは、その都度、府山城南土木事務所、府河川課及び砂防課に提出するものとする。

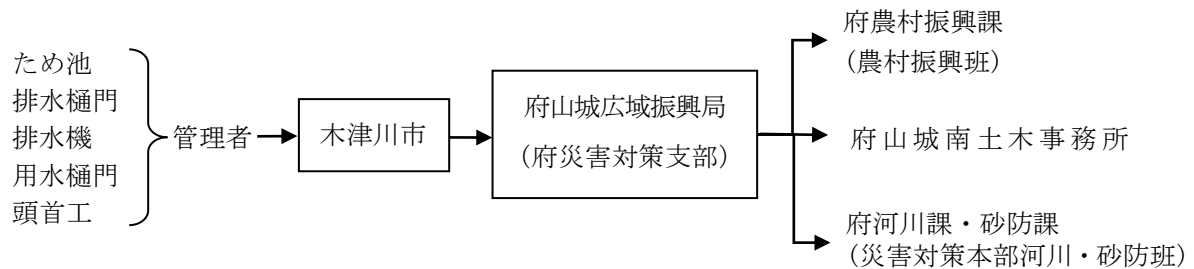


### 3 連絡系統図

(1) 第1及び第2の場合の報告（ため池等の異常を発見したときを除く。）



(2) ため池等の異常を発見したときの報告



## 第9節 避難のための立ち退き

本編第8章「避難対策計画」の定めるところによる。

## 第10節 水防資材・器材の整備

水防用資材・器材は水防倉庫【資料編Ⅲ-5「水防倉庫」参照】に整備されているものを活用する。

## 第11節 公用負担命令書

### 第1 公用負担命令による収用

水防法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、災害対策本部長又は委任を受けた者は、水防現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具もしくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

この場合、公用負担命令書様式第1号【資料編Ⅴ-5「公用負担命令」参照】を目的物の所有者、管理者又はこれらに準じる者に手渡してこれを行う。

### 第2 公用負担命令権限証の携行

水防法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する者は、災害対策本部長、消防団長(水防団長)にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、公用負担命令権限証様式第2号【資料編Ⅴ-5「公用負担命令」参照】を携行し必要ある場合はこれを提示する。

## 第12節 輸送

水防時の出水地域の人命救出作業、資材の運搬及び浸水地内の連絡を容易にするため、必要に応じ公用車、消防車及び民間から借り上げた車両等を使用する。

## 第13節 水防解除

災害対策本部長は、河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じる等をもって関係機関の協議を経て、水防活動の必要なしと判断したときは水防解除を指令する。

同時に、この旨を府木津地域総務防災課長に報告する。

## 第14節 水防てん末報告

水防が終結したときは、災害対策本部長は遅滞なく別に定められた水防てん末報告を府山城南土木事務所長に行う。

## 第15節 大地震発生時の水防活動

大地震発生時における水防計画は、水防上必要な監視、警戒、通報、連絡及び樋門又は排水ポンプの操作、水防のための活動について計画する。

大地震発生時の各防災機関の活動は、次のとおりとする。

### 第1 近畿地方整備局

大地震発生により直轄河川において浸水が発生し若しくは発生するおそれがあると認めた場合には、水防警報を発表する。

### 第2 府

近畿地方整備局から通報があった場合又は大地震により府管理河川、ダム、ため池等において洪水又は浸水が発生し若しくは発生するおそれがあると認めた場合には、直ちに市に通知するとともに、「京都府水防計画」により水防活動を行う。

### 第3 水防管理団体（市）等

水防管理団体（市）は、大地震発生により水防警報等の通知を受けたとき又は危険区域の点検等により直接異常を発見したときは、直ちに水防活動を行う。

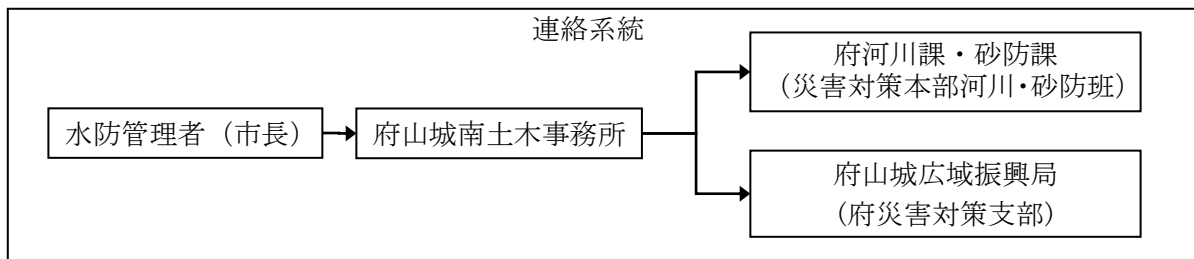
なお、水防活動を迅速かつ円滑に実施するため、水防資機材の備蓄、管内及び隣接市町内の建設業者の建設重機、応援体制を把握しておく。

#### 第4 その他

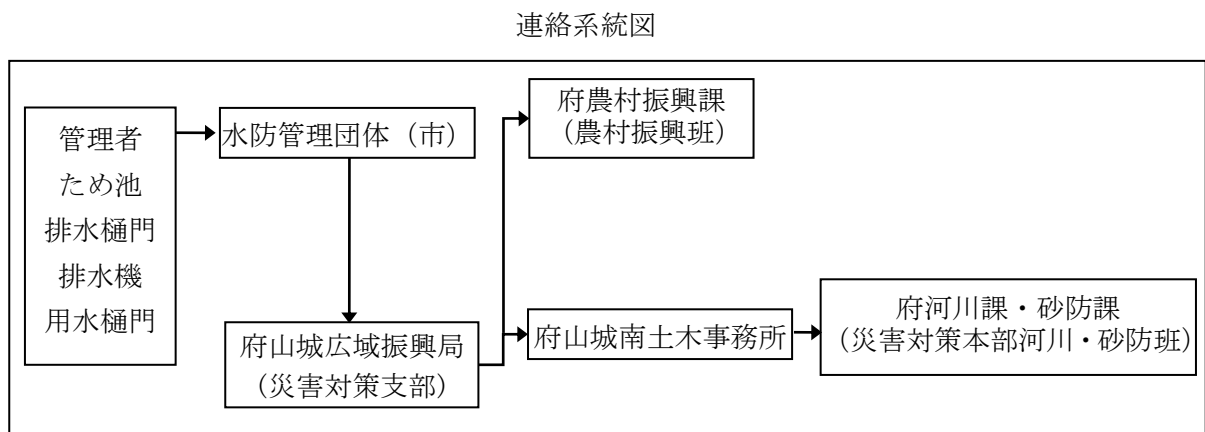
ため池、樋門、排水機等の管理者は、大地震発生により、その管理する施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認めた場合には連絡員を現地に派遣し、異常を発見したときには直ちに水防管理者（市長）並びに関係河川管理者に連絡する。

1 次の場合には、連絡系統図により直ちに報告する。

- (1) 水防団（消防団）及び消防機関が出動したとき
- (2) 水防作業を開始したとき
- (3) 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）



2 ため池等の異常を発見したときは（これに関する措置を含む。）、次の系統により報告する。



3 決壊等の通報

大地震が発生したときに堤防あるいはため池が決壊し、又はそのおそれのある事態が発生した場合、当該水防管理団体（市）は、水防法第25条の規定により、直ちにその旨を、府山城南土木事務所長及び府山城広域振興局長及び氾濫する方向の隣接水防管理団体（市・町）に通報しなければならない。府山城南土木事務所長においては、これを直ちに府土木建築部治水総括室、警察署、又は直轄管理区間に係るものは国土交通省関係事務所、その他必要箇所に連絡するものとする。

## 第 8 章 避難対策計画

関係部署	各部、消防本部、消防団
------	-------------

### 第 1 節 計画の方針

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

住民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、住民は必要に応じて避難指示等発令前であっても、自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、市から避難指示が発令された場合は、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

さらに、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等への自主的な避難のほか、自らの判断で上階への避難や高層階に留まる等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保、また、それらの避難ができない場合は、比較的安全な次善の避難場所への避難も重要である。

このため、市は、住民が自ら避難行動の判断ができるよう、台風発生情報や豪雨予測時に事前準備を呼びかけるとともに、適切に高齢者等避難等を発令し、周知を徹底することとする。

なお、事前準備の呼びかけに当たっては、防災情報メールやSNS、アプリケーション等を積極的に活用する。

### 第 2 節 避難の指示等の実施責任者

実施責任者	災害の種類	根拠
市長(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)	災害全般	災対法第60条 避難情報に関するガイドライン
知事(指示等)	〃	〃
警察官(指示)	〃	災対法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた職員(指示)	洪水、地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者(市長)(指示)	洪水	水防法第29条
自衛官(指示)	災害全般	自衛隊法第94条

### 第 3 節 避難の指示等の実施

災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため特にその必要があるときは、危険区域の住民に対し、次の方法により避難のための立ち退きを指示するものとする。

## 第1 市長の避難指示等

災害による被害発生のおそれがあり、高齢者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要がある時は、市長は警戒レベル3「高齢者等避難」を発令する。

災害が発生するおそれが高い場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、警戒レベル4「避難指示」（避難のための立退き）を発令する。

さらに、既に災害が発生又は切迫している状況であり、指定緊急避難場所等に立退き避難することがかえって危険な恐れがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令して、命を守るための行動を指示する。

なお、避難指示等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定するとともに、災害の切迫感・臨場感を住民に伝えることで避難行動を後押しするよう努める。

特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うため、夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合はまだ日が明るいうちから避難情報を発令したり、暴風が吹き始める前に立退き避難が完了するように暴風警報が発表され次第避難情報を発令する等、居住者等が安全に立退き避難をできるように早めに避難情報を発令する。

市長は、指示等をしたときは速やかに知事に報告するとともに、避難の必要なくなったときは、住民に対しその旨を伝達し、知事に報告する。

また、市長による避難の指示等ができないときは、警察に避難の指示を要請する。

## 第2 水防管理者(市長)の指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は立ち退き又はその準備を指示する。この場合、木津警察署長にその旨を通知する。

## 第3 知事の指示

- 1 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が市長に代わって第1の全部又は一部を実施する。
- 2 知事は、市長の事務の代行を開始し、又は終了したときはその旨を公示する。
- 3 知事は、市がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに当該代行に係る事務を市長に引き継ぐ。
- 4 知事は、市長の事務の代行を終了したときは、速やかにその旨及び代行した措置を市長に通知する。

## 第4 知事又はその命を受けた府の職員の指示

- 1 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、立ち退き又はその準備を指示する。
- 2 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者

に対し、避難の立ち退きを指示する。この場合、木津警察署長にその旨を通知する。

#### **第5 警察官の指示**

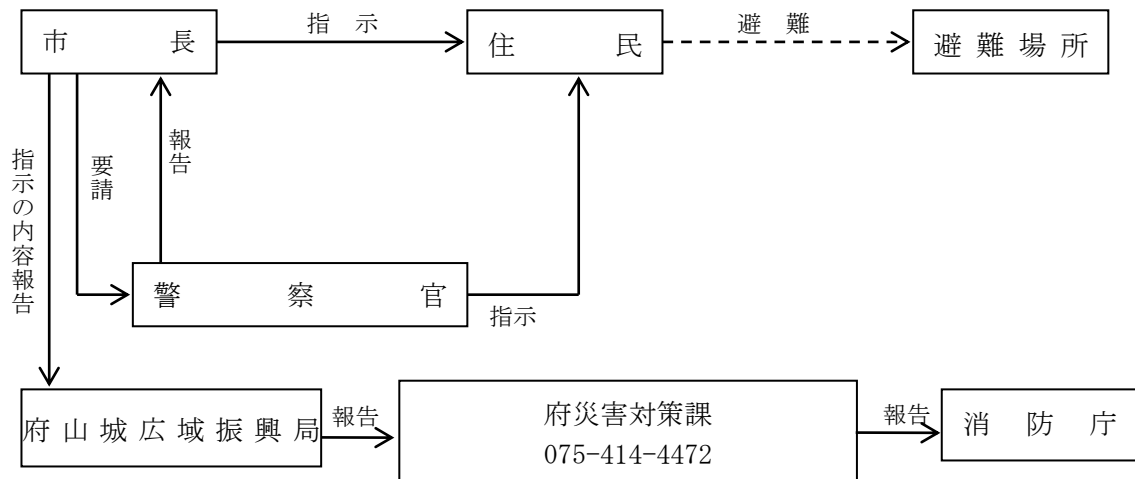
市長が避難のための立ち退きを指示できないと認めるとき又は市長から要求があったときは、警察官は自ら立ち退きを指示する。この場合、警察官は直ちにその旨市長に通知する。

また、これによって避難の目的が達成できないときは、警察官職務執行法に基づき、必要な限度で避難の措置を講じる。

#### **第6 自衛官の指示**

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険があり、特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合に限り、避難等の措置を講じる。

### 避難の指示の連絡系統



## 第4節 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条の規定に従い市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定し、立入りを制限することができる。

また、同条第2項及び第3項並びに第73条の規定に従い警察官、自衛官又は知事は、市長の代行をすることができる。

## 第5節 避難の指示区分等の基準

高齢者等避難の伝達及び避難指示並びに緊急安全確保を行う場合は、第2編第31章第10節「避難指示等の判断・伝達マニュアル(p2-127)」を目安とする。

## 第6節 避難の指示等の伝達方法

### 第1 地域住民に対する伝達

第2編第31章第2節第3「避難指示等の伝達(p2-122)」により、地域住民に伝達する。

【資料編Ⅲ-6「避難指示等の伝達内容」参照】

### 第2 知事に対する報告

市長等が避難の指示等を行ったときは、その旨を直ちに府山城広域振興局を通じ知事に報告するとともに、その後の避難住民の動静についても逐次報告する。

### 第3 関係機関への連絡

#### 1 施設の管理者への連絡

市内の避難所として利用する学校、公民館、神社、寺院、工場等の施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

2 警察、消防等の機関への連絡

避難住民の誘導整理のため、警察等の関係機関に指示等の内容を伝え協力を求める。

3 隣接市町への連絡

隣接の市、町の施設を利用しなければならない住民に対し、避難の指示を行うときは、その内容を直ちに関係市長及び町長へ連絡し協力を求める。

## 第7節 避難の指示等の事項

避難の指示等を関係住民に伝達する事項又は避難上の注意事項の項目は、次のとおりとし、わかりやすく簡易な内容とする。

### 第1 指示等の事項

- 1 避難対象地域
- 2 避難先
- 3 避難経路
- 4 避難指示等の理由
- 5 その他必要な内容

### 第2 注意事項

- 1 避難後の戸締り
- 2 火災の予防
- 3 家屋補強、家財道具の移動（家財道具を高い所へ移す等の措置）
- 4 携帯品（貴重品、食料、飲料水、タオル、チリ紙、懐中電灯、携帯ラジオ等）は、最少限度のものとし、円滑な移動ができるようにすること
- 5 服装（ヘルメット、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具等）

### 第3 住民への周知

住民の円滑な避難を促すよう、指定避難所の開設状況等をホームページ等で周知するものとする。

## 第8節 指定緊急避難場所、指定避難所等及び避難方法

### 第1 指定緊急避難場所、指定避難所、地域避難所

指定緊急避難場所、指定避難所等は、地区ごとにあらかじめ定めた施設から選定することとし、施設の安全性を確認してから使用する。

地区タイムラインの作成において、セカンドベストに指定した指定避難所以外の避難施設を地域避難所として指定し、地域が主体となって開設・運営する。



## 第2 避難誘導者

避難住民の誘導整理は、警察官、消防団員が行うものとし、災害の態様に応じて必要な箇所において、住民が安全かつ迅速に避難できるように誘導整理を行う。誘導に当たっては、自治会単位又は避難行動に適した集団避難を心掛ける。この場合、避難経路はできるだけ危険の少ない経路を選定する。また、避難行動要支援者名簿等を活用し、要配慮者の安否確認から避難支援について、地域の協力者等により、安全な避難誘導を行う。

## 第3 指定緊急避難場所、指定避難所の表示

指定緊急避難場所、指定避難所及びその位置を避難住民に徹底させるため要所ごとに標識を設ける。

## 第4 避難順位

- 1 避難住民のうち乳幼児、高齢者、傷病者及び妊産婦等の要配慮者は、優先的に避難させるとともに、避難に対する援護を行うものとする。
- 2 災害の種別、発生時期等を考慮し、先に災害を受けると認められる地域内居住者の避難を優先する。

## 第5 避難者の確認・救出

避難の指示等を発した者は、当該地域に対し、避難終了後、速やかに警察官、消防団員等による巡視を行い、立ち退きに遅れた者等の有無の確認及び救出に努める。また、避難の指示等に従わない者については説得に努め、状況によっては強制措置を執る。

市は、木津警察署、消防本部、民生・児童委員、自主防災組織、地元住民等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努め、発見した場合は一時集合場所・避難所等への移動や社会福祉施設等への緊急入所などの措置をとる。

## 第6 避難等の方法

- 1 避難の方法は、徒歩を基本とする。ただし、大雨等の気象状況や高齢者等要配慮者の避難など、自動車による移動が適切と判断される場合は、緊急車両の妨げとならない範囲で、自動車により移動する。
- 2 避難、立ち退きに当たっての移送及び輸送は、避難者が各自に行うことを原則とするが、孤立地区又は避難中に危険がある場合あるいは高齢者、傷病者等通常的手段では避難できない住民については、市が車両等を配置して移送する。
- 3 被災地が広範囲にわたり、大規模な避難及び移送を必要とし、市において処置できないときは府木津地域総務防災課へ要請する。

## 第7 避難所の仮設

避難所に適する施設がないか、又は避難所が使用不能になった場合あるいは避難所に収容しきれなくなった場合には、野外にバラックを仮設し、又は天幕を設営するなどの措置をとる。

## 第9節 避難所の開設及び管理等

### 第1 避難所の開設

市長は、災害の状況により必要に応じて施設管理者に対し、避難所の開設を指示し、被災者を収容保護する。

この時、次の点に留意する。

1 避難所の開設に当たっては、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害のおそれのない場所を選定する。また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーにも配慮する。

2 避難所として指定されている公共的施設においては、障がい者トイレ、スロープ、ファクシミリ、文字放送テレビの設置を図るなど要配慮者に適した設備の整備を図る。

また、要配慮者のための場所を確保する。

3 あらかじめ市が指定する避難所以外でも、災害の状況に応じては避難所としての役割を果たす施設も考えられる。例えば、古くからある寺院は安全な場所にあることが多く、また、2階建て以上の公共施設等は水害時に有効な場合もある。

災害時には、こうした施設等も適宜利用して応急対策活動を行い、住民の安全確保に努める。

特に、避難行動要支援者の避難誘導に当たっては、病院、介護保険関係施設、福祉センター、近隣ビルの高所等も含めて避難所に活用するとともに、被災地域以外にある旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難行動要支援者の避難行動時間の短縮及び避難支援者への負担軽減、避難所での生活への配慮を進める。

4 避難所が学校等である場合は、避難者の立入禁止区域を設定し、避難者と児童生徒等の活動区域を区分し、学校等の機能の早期回復に配慮する。

5 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

6 新型インフルエンザ等感染者発生時における対応

(1) 避難所の収容人数を考慮して可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて、車中泊避難のための駐車場を準備する。

(2) 避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等、感染症対策措置を講じる。

(3) 発熱、咳等の症状のある者が発生した場合は、専用スペースや専用トイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

やむを得ず、同じ兆候・症状のある者を同室にする場合は、パーティションで区切るなどの

処置を行う。

## 第2 避難所の周知

避難所の開設を決定したときは、直ちに施設管理者に連絡する。

避難所には、その旨を地域住民に周知させる標示を行う。また、広報車及び市防災行政無線等を通じ、避難所を周知させる。

## 第3 避難所管理職員

避難所を開設するときは、直ちに各避難所に避難担当の市職員を派遣し駐在させ、避難所の管理運営にあたらせる。連絡員には、市職員のほか消防団員をあたらせることもある。なお、大規模地震が発生した場合は、直ちに避難所担当の市職員及び消防団員を派遣し、避難所の開設に必要な業務にあたる。かつ、直ちに相楽医師会、府に救護班の要請を行い、救護所を設置する。

## 第4 避難所の管理運営

避難所管理職員は、避難者の協力を得て、避難所運営委員会(仮称)等により、次のような避難所の管理運営を行う。

- 1 避難対象地域からの避難者のほか、他地域からの避難者も収容するが、施設の収容能力が不足したときは、市災害対策本部に連絡し、指示を受けて避難者を他の避難所へ移送する手続きを行う。
- 2 施設の職員、消防団、警察、自主防災組織、その他の協力を得て、避難所機能の維持と安全管理に努める。
- 3 避難者に対し、避難指示の内容や理由、災害の見通し、被害状況、救援活動等を説明し、収容者の安心に努める。
- 4 避難者の居住性の向上

適切な部屋割りや生活救援物資等の支給等、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処置の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、避難所におけるペットについては、飼い主の責任においてペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者の迷惑とならないように努め、避難施設及び同居者の状況により、ペット置き場等のためのスペースの確保に努める。

- 5 プライバシーの確保

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、仕切り板の設置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

- 6 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男

性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力やDVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

#### 7 避難者の把握

避難所に避難した被災者の把握を行い、名簿等を作成するとともに、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、市災害対策本部に報告する。

また、在宅での避難者については、高齢者、障がい者等多様な属性を持つと想定されることから、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい者福祉事業者等は、被災者台帳、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、市に提供するものとする。

8 市災害対策本部は、緊急医療等の措置を必要とする被災者について、移送を行うなどの措置を講じる。

9 避難所の運営に当たっては、被災者の健康維持に努め、特に要配慮者等には次のような措置を講じる。

(1) 担当職員、介護職員、ホームヘルパー、民生・児童委員等の訪問による実態調査の実施

(2) 避難者の障がいや身体の状態に応じ、避難所から適切な措置を受けられる施設等への速やかな移送

(3) 避難者の障がいや身体の状態に応じ、保健師、介護職員、ホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣。なお、市は、平素から資格者名簿の整理などの措置を講じておく。

(4) 高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した食料の支給

10 避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等の利用可能な既存住宅の斡旋により、避難所の早期解消に努める。

#### 11 収容状況の報告

避難所責任者は、収容者の状況を確実に把握し、市災害対策本部に対し一定の時間ごとに状況を報告する。

#### 12 車中泊避難者対応

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシーの確保、ペットの同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供や、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群をはじめとする健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を勧めることとする。

### 第5 開設状況の記録

避難所管理職員は、避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員等）を日々記録し、避難者名簿を作成しなければならない。

## 第6 知事への報告

市長（災害対策本部長）は、避難所を開設したときは直ちに、目的、箇所数、場所、収容人員、開設期間の見込み等について、府山城広域振興局を通じ知事に、また木津警察署長に報告するとともに、その後の状況についても逐次報告する。

## 第7 その他の事項

- 1 避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項
  - ア 給水措置
  - イ 給食措置
  - ウ 毛布、寝具等の支給
  - エ 衣料、日用必需品の支給
- 2 避難所の管理に関する事項
  - ア 避難収容中の秩序保持
  - イ 避難者に対する災害情報の伝達
  - ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - エ 避難者に対する各種相談業務

## 第10節 広域避難

### 第1 府内への広域避難

- 1 災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、広域避難の必要があると認められるときは、府に報告の上、府内他市町村に居住者等の受入れについて協議することができる。
- 2 広域避難の協議先とすべき市町村とその受入れ能力（施設数、施設概要）、その他広域避難に関する事項について、府に助言を求めることができる。

### 第2 府外への広域避難

災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、他の都道府県域への広域避難の必要が認められるときは、府に対し、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議するよう求めることができる。

### 第3 他の市町村等から協議を受けた場合

- 1 府内市町村から広域避難受入れの協議を受けたときは、居住者等を受け入れない正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。
- 2 他の都道府県からの広域避難の受入れについて府から協議を受けたときは、居住者等を受け入れない正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

#### 第4 緊急を要する場合の府外における広域避難等

- 1 災害が発生するおそれがある場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府に報告の上、他の都道府県内の市町村に居住者等の受入れについて協議することができる。
- 2 他の都道府県内の市町村から協議を受けたときは、居住者等を受け入れない正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

#### 第5 居住者等に対する情報提供及び支援

- 1 市は、広域避難受入れ先の市町村の協力を得て、広域避難者の状況を把握するとともに、広域避難者が必要とする情報を確実に提供する体制を整備する。
- 2 市が広域避難を受け入れた場合は、避難元の市町村と連携し、受け入れた広域避難者の状況の把握と避難者が必要とする情報を確実に提供できる体制を整備するとともに、その生活支援に努める。

### 第11節 被災者への情報伝達活動

#### 第1 被災者への情報提供

被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

#### 第2 安否不明者等の氏名公表

1 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

2 府は、発災時に安否不明者（行方不明者を含む。）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくものとする。

また、府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

### 第12節 避難者健康対策

#### 第1 活動の方針

災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化

予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健康保持を図るため、関係機関の協力を得て、市及び府がそれぞれの役割に応じ、連携して次のように実施する。

## 第2 支援活動体制及び活動内容

被災者の健康問題に対応するため、市は府と連携し、保健師、栄養士、福祉等の支援チームの支援を受け活動にあたる。

### 1 支援体制の企画・調整活動

- (1) 保健活動に関する情報収集を行い、被災者の健康管理のために必要なスタッフ派遣を調整し、居宅及び避難所の支援体制を確立する。
- (2) 派遣支援者へのオリエンテーションを企画・実施する。
- (3) 救護所や災害派遣精神チーム（DPAT）等関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。
- (4) 支援者・職員の健康管理として、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。
- (5) 必要物品・設備の点検及び整備、調整を行う。

### 2 災害発生時から復興期までの支援活動

災害時の支援活動は、災害発生時から復興期までのフェーズ0からフェーズ5までの6段階に分けて時期に応じた活動を実施する。

#### (1) 概ね災害発生後24時間以内（フェーズ0 初動体制の確立）

- ア 保健師・栄養士等による初動体制を確立し、被災地の健康被害情報を収集する。
- イ 災害時要配慮者の安否確認を行うとともに、医療機器・衛生器材等、避難生活の継続に必要な物品調達と電源確保を行う。

#### (2) 概ね災害発生後72時間（フェーズ1 緊急対策期）

- ア 被災地の健康被害状況に基づき、府に派遣チームの派遣を要請し、支援体制を整備する。
- イ 被災者リストを作成し、避難者の健康実態、衛生状態などの生活実態等について調査し、災害保険活動の方針を決定する。
- ウ 避難者の健康課題や要配慮者の早期発見を行い、避難所等の環境整備や適切な場所への移動を支援し、感染症や疾病の重病化等二次的な健康被害を予防する。
- エ 医療・看護・介護チーム等と連携し、避難生活における医療継続の体制整備を行う。
- オ 感染症、エコノミークラス症候群、フレイル予防等保健・医療・福祉に関する情報提供を行う。

#### (3) 災害発生後概ね3日～2週間（フェーズ2 応急対策期 避難所が中心）

- ア 新たな環境に適応できるよう、住民間交流やコミュニティづくりなど、自主的な避難所運営に移行できるよう支援する。
- イ 避難所での健康管理、感染症予防、環境調整、食品衛生管理、集団生活によるストレス状況への対応に留意し、派遣チーム・専門家チーム等と連携・情報共有を十分に行う。

#### (4) 災害発生後概ね2週間から2か月（フェーズ3 応急対策期 避難所から仮設住宅入居まで）

- ア 避難所生活の長期化に伴う身体的・精神的健康問題の変化を把握し、支援方法について検討し実行する。

イ 避難所から仮設住宅入居又は自宅等へ移る者及び仮設住宅から自宅へ戻る者等に対する生活環境等を支援する。

(5) 災害発生後概ね2か月から1年まで（フェーズ4 復旧・復興対策期）

ア 新たなコミュニティの再生及び生活環境の調整に向けた支援を行う。

イ 健康調査を実施し、各種健康相談やサロン活動を早期に実施し、孤独死や閉じこもりを予防する。

ウ 応援・派遣保健師等の調整、終了時期の検討等通常業務の再開と生活再建に向けた活動支援の計画・実施を行う。

(6) 災害発生後概ね1年以降（フェーズ5 復興支援期）

ア 住み慣れてきた復興住宅から、再び移動することに伴う生活不安や新たな健康問題を支援する。

イ 被災自治体職員や外部支援者への心のケアと健康管理を継続的に行う。

### 第3 精神保健対策の実施

#### 1 医療を必要とする避難者への対策

##### (1) 精神科救護所の設置

府は、医療中断した被災患者に対し診療の機会を提供するため、府山城南保健所に精神科救護所を設置（必要に応じ、他府県に精神科医療チームの派遣を要請）するとともに、医師等専門家で構成する巡回診療チームを編成し、各避難所等において巡回診療を行う。

##### (2) 診療情報の管理

府は、医療機関の開設状況、空床情報等の情報の集中管理を行うため、府精神保健福祉総合センターに情報センターを設置する。情報センターは、当該センターに集約された情報を府山城南保健所及び医療機関に対し、定期的に提供し、医療中断した被災患者等の医療の確保に資する。

#### 2 被災体験、避難所生活などのストレスによって生じる心の健康対策

##### (1) 関係者による支援組織の編成

府は、府精神保健福祉総合センターを中心に、医療、保健、福祉、教育等の関係者で構成する支援組織を編成し、被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、次の方策を実施する。

ア 知識の普及・啓発

イ 巡回相談の実施

ウ 相談電話の設置

エ アルコール問題等への対応

##### (2) 専門的なケアを必要とする者への支援

府は、専門的なケアを必要とする者を早期に発見し、適切な医療に繋げるための連絡調整員（精神保健福祉相談員、保健師、保健衛生・福祉担当者、教員等により構成）を設置し、医療、保健、福祉、教育等の専門機関の行う支援活動と連携を図り相談体制を確保する。

##### (3) 心のケアチームの派遣

府は、災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められるとして、市町村から派遣要請が



あった場合、又は必要と認めたときは、被災市町村へ心のケアチーム（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）を派遣し、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行うものとする。

## 第13節 避難所の閉鎖

市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める場合は、避難所の閉鎖を決定し、指示する。ただし、避難者のうち帰宅困難な者がある場合については、避難所を縮小して存続させるなどの措置をとる。

## 第14節 災害救助法による避難所開設基準等

災害救助法施行細則に示される避難所開設の基準は、次のとおりである。

### 第1 避難所開設の対象者

避難所には、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。

### 第2 避難所開設の期間

避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

### 第3 避難所開設の費用

避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設トイレ等の設置費とし、災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

【資料編Ⅲ-3「災害救助法施行細則による救助の方法、程度、期間等早見表」参照】

## 第15節 災害救助法による福祉避難所開設基準等

### 第1 対象

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

### 第2 設置方法

協定締結福祉施設を福祉避難所として開設するが、受け入れ困難な場合は、指定避難所のうち、福祉施設として利用可能な施設を福祉避難所として利用する。さらに施設等が不足する場合は、各避難所で福祉避難所コーナーを開設する。

### 第3 開設期間

災害発生から7日以内

## 第16節 学校等における避難計画

学校等においては、自ら判断して行動することのできない多数の園児、児童、生徒を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策計画を策定し、これを実践する。

保育園、幼稚園及び小・中学校における園児、児童、生徒の集団避難については、次の避難計画のとおりとし、慎重にして安全な避難の実施を期するものとする。

### 第1 実施責任者

実施責任者は、小・中学校は校長、幼稚園は園長、保育園は園長とする。

### 第2 避難の順序

避難順序は、秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。

### 第3 避難誘導責任者及び補助者

避難誘導責任者は、小・中学校及び幼稚園にあつては教頭、保育園にあつては上席職員とし、補助員はその他の教職員とする。

### 第4 避難誘導の要領、措置

- 1 避難誘導に当たっては、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。
- 2 避難はまず屋外運動場等広場を目標とし、状況判断のうえ、第2目標へ誘導する。
- 3 避難に当たっては、充分状況判断のうえ、履物、学用品等の携行を考慮する。
- 4 実施責任者は、避難誘導の状況を逐次市教育長又は市長に報告し、市教育長又は市長は保護者に通報する。
- 5 災害時には、人命尊重を第一に考えて行動する。

### 第5 避難等の具体的計画

実施責任者は、災害時の職務担当、避難指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画を立て、明らかにしておく。

### 第6 平常時における対策

実施責任者は、毎年1回以上避難訓練を実施するとともに、必要あるときは避難計画を修正する。

## 第17節 二次災害の防止

### 第1 被災宅地危険度判定

災害により宅地（擁壁・法面等を含む。）に著しい損傷が生じた場合、被災宅地危険度判定士によ

る被災宅地の危険度判定を実施し、被害発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、居住者等に注意を喚起し、二次災害の軽減・防止を図る。

## 第2 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

重大な土砂災害の急迫している状況においては、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、国土交通省及び府は、土砂災害防止法に基づき緊急調査を実施することになっている。

また、国土交通省及び府は、緊急調査の結果に基づき、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を土砂災害防止法第29条により、関係市町村長に通知するとともに一般に周知することになっている。

市は、国土交通省又は府より、土砂災害緊急情報を通知されたときは、速やかに、住民にその旨を周知する。

## 第18節 孤立するおそれのある地区の対策

災害時に孤立するおそれのある地区については、事前に把握に努め、次のような予防対策を実施するとともに、災害時においても、地区の被害状況に則して適切な応急対策の実施に努める。

- 1 孤立の危険性に関する普及啓発を図る。
- 2 孤立地区の発生も想定した防災訓練などを実施する。
- 3 食料及び生活必需品の備蓄や、飲料水の確保に配慮する。
- 4 孤立時に有効な通信設備や臨時ヘリポートの整備など、情報連絡方法の確保に努める。

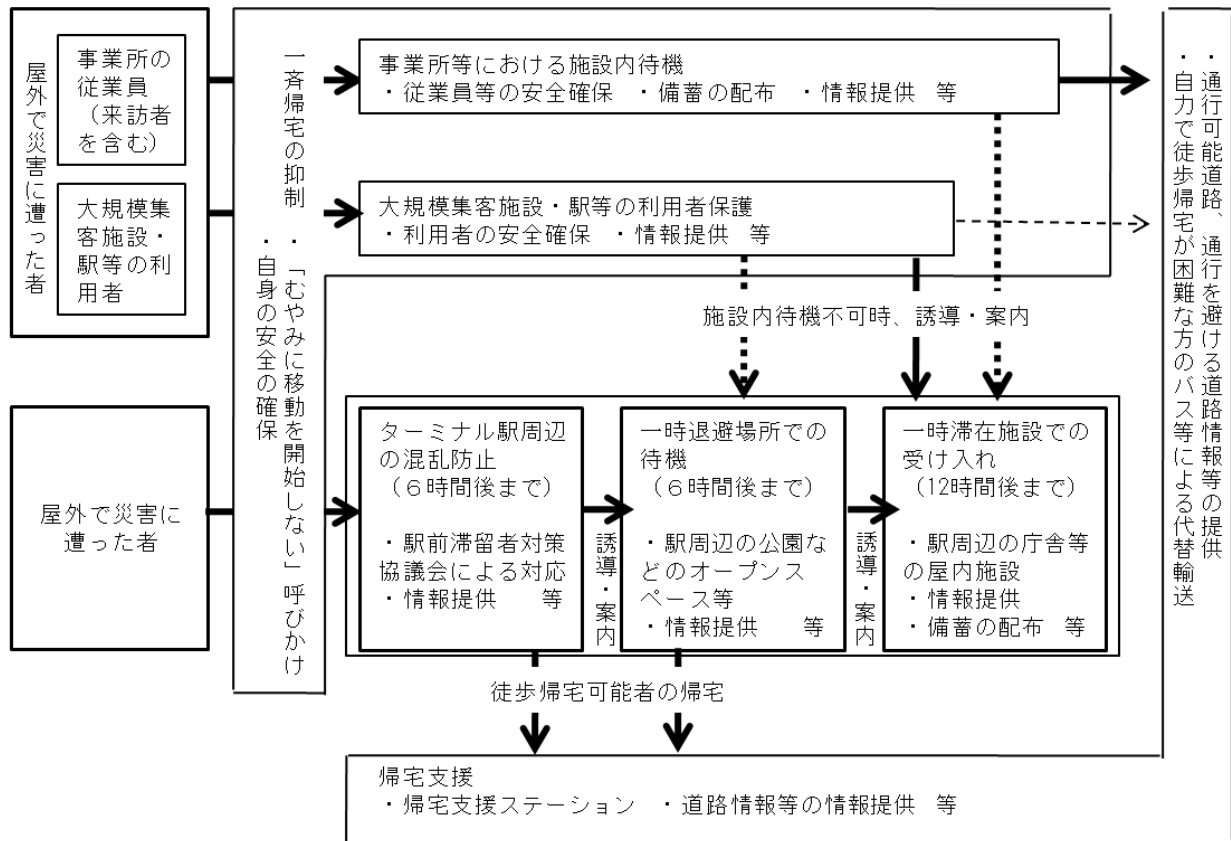
## 第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

関係部署	総務部、市民部、マチオモイ部、関係機関
------	---------------------

### 第1節 計画の方針

市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、駅周辺の混乱防止、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

(大規模地震発生時の帰宅困難者対策の流れ)



### 第2節 計画の内容

#### 第1 観光客・帰宅困難者への広報

- 1 「むやみに移動を開始しない」ことの広報
- 2 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用

#### 第2 交通情報の提供及び一時退避場所・一時滞在施設の提供

- 1 駅での情報提供
  - (1) 駅構内・駅周辺の滞留者に対し避難施設等の情報を提供し、混乱を防止する。
  - (2) 災害用伝言ダイヤル(171)や携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認を

推進する。

(3) 帰宅可能地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報を提供する。

## 2 一時退避場所の開設

(1) 駅や観光地周辺における混乱を防ぐため、府と連携し、オープンスペースや公園、寺社等を一時退避場所として開設する。

(2) 一時退避場所では、道路、交通及び一時滞在施設等の情報を発信する。

## 3 一時滞在施設の開設

(1) 帰宅できない状況が長時間に及ぶ場合には、観光客・帰宅困難者を一時的に受け入れるため、府と連携し、公共施設や民間の集客施設等を一時滞在施設として開設する。施設の提供に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。

(2) 一時滞在施設では、道路・交通等、帰宅が可能かどうかの判断が可能な情報を提供するとともに、必要に応じて食料、毛布、トイレ等を提供する。

## 第3 災害時帰宅支援ステーションの開設

関西広域連合が締結している災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対し以下の帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。

なお、自宅が近く徒歩で帰宅が可能な者は、直ちに徒歩帰宅することが想定されることから、発災直後から災害時帰宅支援ステーションを立ち上げ、徒歩帰宅者を支援する。

1 水道水・トイレ等の提供

2 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

#### 第4 各機関、団体の役割

機関名	内容
府	<ul style="list-style-type: none"> <li>○鉄道事業者等から情報を収集し、京都府ホームページやきょうと危機管理WEBを通じて、府民に提供する。</li> <li>○エリアメール・緊急速報メールによる注意喚起</li> <li>○避難誘導・交通規制</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○駅周辺の一時的退避場所、一時滞在施設等の情報提供</li> <li>○一時退避場所、一時滞在施設の開設・運営</li> <li>○観光関係団体との連携</li> </ul>
関西広域連合・隣接府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○他地域の道路状況・鉄道等の運行状況の情報提供</li> <li>○主要駅での滞留者に係る情報提供</li> <li>○帰宅ルートや帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「帰宅困難者NAVI」の運用</li> </ul>
近畿運輸局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所管区域の総合的な交通の情報提供</li> <li>○代替輸送の速やかな認可</li> </ul>
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の情報の提供</li> <li>○他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線情報の提供</li> <li>○バスによる代替輸送手段の確保</li> </ul>
西日本電信電話株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害用伝言ダイヤル（171）の運用</li> <li>○特設公衆電話の設置</li> </ul>
ラジオ、テレビ等 放送報道機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光客保護・帰宅困難者向けの情報の提供 (府内及び近畿地域の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況)</li> </ul>
大規模集客施設・ 駅等の事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者を施設内や安全な場所で保護</li> <li>○施設の安全が確認できない場合は、利用者を一時退避場所へ案内</li> </ul>

## 第10章 食料及び生活必需品等供給計画

関係部署	総務部、市民部、健康福祉部、教育部
------	-------------------

### 第1節 食料供給計画

#### 第1 計画の方針

災害が発生した場合は、食料の配給、販売機構が一時的に麻痺混乱をきたすので、日常の食料を確保できない被災者に、速やかな配給ができるよう平常時から必要な食料を確保するほか、緊急に調達し得る措置について定める。

また、供給に際しては被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

#### 第2 実施責任者

実施責任者は、市長とする。ただし、市で対処できないときは、市長は隣接市町又は府に応援を要請する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任により市長が実施する。

#### 第3 食料供給の対象者

- 1 避難所、救護所等に収容されている被災者
- 2 住家被害で炊事のできない被災者
- 3 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先の一時避難者
- 4 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者及び災害ボランティア計画で定めるボランティア

#### 第4 食料の供給系統

- 1 市は、原則として中央体育館及び不動川公園を輸送拠点として、被災地の状況、交通状況等を考慮して、必要に応じて、当該災害に係るその他集配地を定め、避難所等に輸送、供給する。
- 2 災害の規模が甚大な場合には、府はあらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、当該災害に係る広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を經由して市の定める輸送拠点に輸送する。

なお、緊急で市の輸送拠点が機能しない等の場合は、代替施設又は直接避難所へ輸送される場合がある。

また、輸送拠点は、府及び協定締結物流関係会社と連携して支援物資の滞留防止に留意する。

- 3 集配地は、設営者が近隣市町やボランティアの協力を得て管理、運営する。

#### 第5 食料供給の内容

炊出し、乾パン、給食業者からの米飯その他食品による給食とする。

なお、学校等公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により適温食の確保に

努めるとともに、通常の配給食料を摂取することのできないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料、乳児への粉ミルク等、高齢者など配慮を必要とする者について適切な食料が供給されるよう努める。

## 第6 事前措置

- 1 市長は、市内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努めるものとする。
- 2 市長は、卸売業者（支店等）及び府山城広域振興局等と密接な連絡を取り、精米及びその他応急対策用食料品の確保に努める。

## 第7 米穀の調達

### 1 災害時における米穀の調達

- (1) 市長は、市内の米穀小売業者からの調達が困難である場合、必要とする米穀の数量を、府山城広域振興局を経由して、知事に要請するものとする。
- (2) 知事は、(1)の要請を受けた場合、府が協定を締結している米穀販売業者へ出庫要請を行う。また、供給すべき食品が不足し、調達の必要がある場合には、近畿農政局と連携しつつ「農林水産省防災業務計画」に基づく供給、支援を農林水産省へ要請し、米穀の確保に努める。
- (3) 知事からの要請を受けた農林水産省は、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者への手持ち精米の売渡しを要請する。
- (4) 知事又は知事の指定する者は農林水産省からの要請を受けた者から手持ち精米を調達し供給する。

### 2 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

- (1) 市長は、給食に必要な米穀の数量を府木津地域総務防災課長を経由して、知事に報告するものとする。
- (2) (1)の報告を受けた知事は、1に基づき、米穀販売事業者の手持ち精米の確保に努める。米穀販売事業者の手持ち精米が十分に確保できない場合には「基本要領」に定めるところにより、農林水産省農産局長（以下、「農産局長」という）に対し、政府所有米穀の供給を要請する。

- (3) 市長は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。

この場合、市長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。

- (4) 政府所有米穀の供給についての手続きは次のとおりとする。

ア 農産局長への要請は「災害救助用米穀の引渡要請書」等により行う。

イ 知事は、農産局長と供給する政府所有米穀及び引渡方法等を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結する。

ウ 知事又は知事の指定する引き取り人は、農産局長から指示された受託事業者から災害救助用米穀の引渡し（売渡し）を受け、とう精機所有者にとう精を依頼の上、市長に対し供



給を行うものとする。

【資料編Ⅱ-11「食料及び生活必需品の調達ルート」参照】

## 第8 災害救助法による炊出しその他食品の給与

### 1 対象

避難所に収容された者、住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等のため炊事のできない者とする。

### 2 費用の限度

災害救助法施行細則に定める額以内とする。

【資料編Ⅲ-3「災害救助法施行細則による救助の方法、程度、期間等早見表」参照】

### 3 給与期間

災害発生の日から7日以内。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、その期間内に3日分以内を現物支給する。

## 第9 乾パンの調達

市長は、乾パンによる給食が必要と認めた場合、知事に要請する。

## 第10 民間業者からの調達

市長は、食料等の確保に関する民間販売業者との協定の締結に努め、必要な食料を優先的に購入する。

## 第11 炊出しの実施

### 1 実施責任者等

被災者に対する炊出しは健康福祉部（福祉救護班）が当たり、炊出し施設ごとに現場責任者を定める。

現場責任者は、炊出しの状況及び配分の状況を逐一総括班に報告する。総括班はこれを府山城広域振興局に報告する。

### 2 協力機関等

炊出しに際しては、必要に応じ自主防災組織、自治会及び住民等の協力を得て実施する。

### 3 炊出しの食品衛生

炊出しによる感染症の発生を防ぐため、炊出し作業員及び食品の衛生については十分注意し、消毒液その他必要な薬品を炊出し施設ごとに備えつける。

### 4 副食、調味料については、可能な限り市内の販売業者から購入するものとし、不能な場合は、府山城広域振興局に調達斡旋を要請する。

## 第12 米穀小売業者等について

### 1 米穀小売業者

市内米穀小売業者に依頼する。

## 2 副食品販売業者

市内業者に依頼する。

### 第13 通常配給の復帰

市長は、災害時における応急配給は最小限にとどめ、可及的速やかに通常配給に復帰するよう措置する。

### 第14 家畜飼料の確保

農業協同組合等に備蓄された飼料に不足を生じたときは、直ちに府山城広域振興局に調達斡旋を要請し、確保に努める。

## 第2節 生活必需品等供給計画

### 第1 計画の方針

被災者に対する被服、寝具その他の生活必需品及び応急復旧資材の確保と供給を迅速かつ円滑に実施するため必要な事項を定める。

また、供給に際しては被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

### 第2 実施責任者

#### 1 災害時における生活必需品の調達及び支給

実施責任者は、市長とする。

#### 2 災害救助法の適用を受けた場合の調達及び支給

物資輸送は知事が行い、被災者に対する支給は、知事の補助機関としての市長が実施する。

### 第3 生活必需品等の種類

#### 1 生活必需品

被災者に支給する生活必需品等とは、次の品目をいう。

- (1) 寝具 : 就寝に必要な最小限度の毛布、布団、枕等の類
- (2) 衣服 : 普段着で作業衣、婦人服、子供服及び雨衣、防寒衣等の類
- (3) 下着 : シャツ、ズボン下、靴下、パンツ等の類
- (4) 身の回り品 : タオル、ゴム長靴、サンダル、手袋、かさ、懐中電灯の類
- (5) 炊事道具 : 鍋、釜、包丁、コンロ、まな板、ヤカン、バケツ等の類
- (6) 食器 : 茶わん、皿、はし等の類
- (7) 日用品 : 石けん、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨等の類
- (8) 光熱材料 : マッチ、ローソク、乾電池、灯油等の類

#### 2 応急復旧資材

応急復旧資材とは、おおむね次の品目をいう。

ガラス、セメント、木材、畳、トタン板、ベニヤ板、くぎ、針金、ブルーシート等の類

#### 第4 物資の調達

##### 1 災害救助法の適用を受けない場合の措置

- (1) 市長は、関係機関の協力を得て、事前に各種物資の保有業者、物資名及び在庫数量を把握し、必要が生じた場合には直ちに調達できる体制を確立しておく。
- (2) 市民部（市民生活班）は、世帯別構成員別被害状況等に基づき配分計画を作成し、配分計画に基づいて速やかに被災者に配分する。

##### 2 災害救助法の適用を受けた場合の措置

- (1) 市民部（市民生活班）は、世帯別構成員別被害状況等に基づき配分計画を作成する。
- (2) (1)の配分計画に基づき、必要量が不足する場合は、直ちに必要量を府山城広域振興局に要請する。
- (3) 府山城広域振興局から送付された物資は、配分計画に基づいて速やかに被災者に配分する。

#### 第5 物資の供給系統

1 市は、原則として中央体育館及び不動川公園を輸送拠点として、被災地の状況、交通状況等を考慮して、集配地を定め、当該集配地を経由して物資を避難所等に輸送、供給する。

2 災害の規模が甚大な場合には、府はあらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、当該災害に係る広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を經由して市の定める輸送拠点に輸送する。

なお、緊急で市の輸送拠点が機能しない等の場合は、代替施設又は直接避難所へ輸送される場合がある。

また、輸送拠点は、府及び協定締結物流関係会社と連携して支援物資の滞留防止に留意する。

3 集配地は、設営者が近隣市町や災害ボランティアの協力を得て管理、運営する。

#### 第6 災害救助法による生活必需品等の給（貸）与基準及び配分要領

##### 1 対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難となった者。

##### 2 品目

第3の1に準じる。

##### 3 費用の限度

災害救助法施行細則に定める基準による。

【資料編Ⅲ-3「災害救助法施行細則による救助の方法、程度、期間等早見表」参照】

##### 4 給（貸）与期間

災害発生の日から10日以内とする。

##### 5 物資配分要領

- (1) 災害救助法による物資配分は、知事が市の世帯別構成員別被害状況等に基づき、配分額を決

定し、備蓄物資倉庫の物資保管責任者に蔵出しを指示する。

(2) 指示を受けた物資保管責任者は、直ちに物資を仕分、梱包の上市に輸送する。

(3) 物資を受領した市長は、世帯別構成員別の配分計画を立て被災者世帯に配分し、受領書を受取る。

なお、配分に当たっては、その世帯の構成員数に応じて世帯別限度額の範囲内で配分計画を立て、限度額を超えて配分しないよう注意する。

## 第7 応急復旧資材の調達斡旋

市長は、必要に応じ、知事に応急復旧資材の斡旋を要請する。

## 第8 物資の配分

調達された生活必需品等は、世帯別構成員別被害状況等に基づき配分計画を立てて、自治会長等立会いの上配分し、配分に関する記録をとる。

## 第9 生活必需品等販売業者

市内販売業者に依頼するものとする。

# 第3節 大規模地震時の供給計画

## 第1 計画の方針

大規模な地震が発生した場合の食料の確保及び避難所における食料並びに生活必需品の供給、物資の集積場所等について定める。

## 第2 食料の確保

震災時における食料の供給については、避難所における備蓄の検討を図るものとするが、大規模な地震が発生した場合は、発災後3日間被災者に供給できる食料があれば、その後は救援物資等により対処可能と考えられるので、まず第1に発災後3日間の食料を各家庭の備蓄と市内業者からの調達でまかなえる体制の確立を目指すものとする。

## 第3 避難所における供給計画

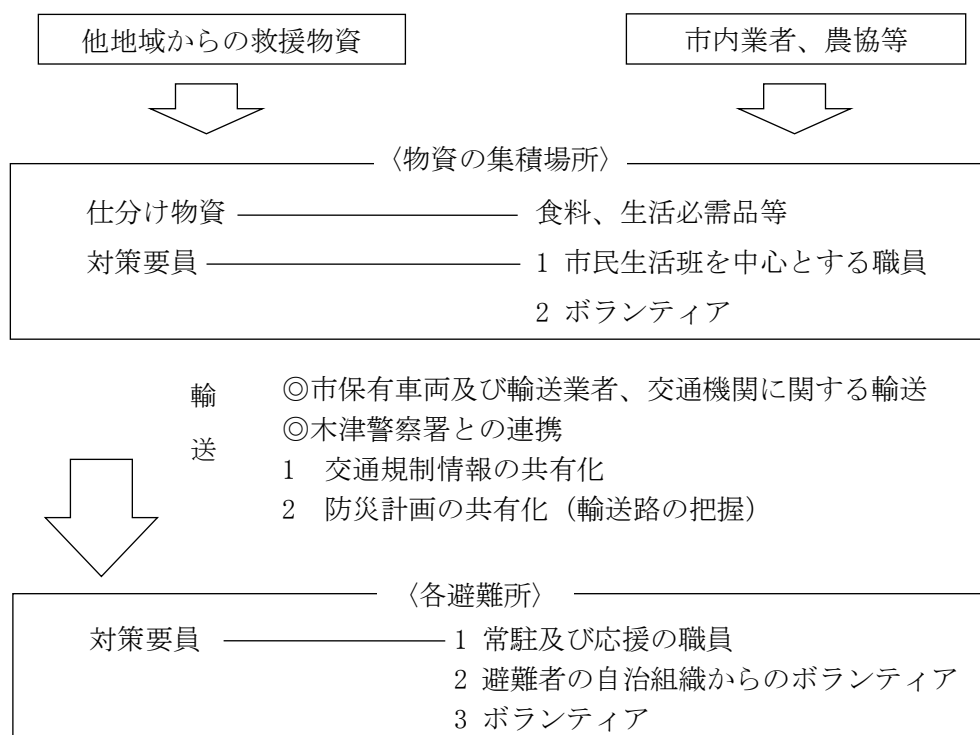
大規模な地震の発生により避難所を開設した場合の食料及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

	食料	生活必需品
第一段階 (生命の維持)	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの	毛布 (季節を考慮したもの)
第二段階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの (煮物等)、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第三段階 (自立心への配慮・援助)	食材の給付による避難者自身の炊出し	なべ、食器類、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

#### 第4 物資の集積場所及び配送等

地震による災害が甚大である場合には、救援物資又は市内からの調達により食料、生活必需品等を供給することになるが、その集積場所として、中央体育館及び協定締結した物流等民間業者の倉庫等を地域内輸送拠点として定め、救援物資等の集積から配送に関しそのノウハウを活用するとともに、職員のほかボランティアの協力により仕分け作業を行うなど、物資の滞留防止に留意するものとする。

#### 第5 震災時の食料、生活必需品等供給の流れ



## 第11章 給水計画

関係部署	総務部、市民部、健康福祉部、上下水道部
------	---------------------

### 第1節 計画の方針

災害のため飲料用水等が枯渇し、又は汚染して必要な水を得ることができない場合に飲料用水等の供給体制の確立を図るため、飲料用水・医療用水・生活用水等について、応急給水と応急復旧のために必要な事項を定める。

### 第2節 実施責任者

飲料用水等供給の実施責任者は原則として市長が行うものとする。なお、市において飲料用水等の供給が実施できないときは、隣接市町村・日本水道協会の協力を得て実施する。また、災害救助法を適用した場合（同法により知事が職権の一部を委任した場合を除く。）の給水は、日本水道協会が府と市町村相互間の連絡調整を行い、その確保に努める。

### 第3節 平常時の事前措置

災害時給水活動の円滑を期するため、平常時より次の措置をとる。

- 1 給水源の所在地等を調査しておく。
- 2 タンク車、給水容器、容器運搬用車両の整備をする。
- 3 飲料水の消毒薬品及び残留塩素測定器は、上下水道事業管理者と協議・連携し、必要量の確保に努めるものとする。

### 第4節 災害発生時の措置

災害発生に備えて事前措置を図るとともに、災害により水道施設等に被害を受けたときは、直ちに要給水対象人員等を調査し、次の措置をとる。

#### 第1 災害発生が予想される時の事前措置

- 1 隣接市町に対し応援給水の要請に備え、その要請方法、供給対価等につき事前に協議する。
- 2 気象庁の気象情報に対処し、災害が予想されるときは、配水池の満水、各家庭における用水の確保等の対策措置を講じる。
- 3 応急復旧工事に必要な器具資材を整備点検し、その保管場所、方法について配慮する。
- 4 停電時に備え、予備動力等の整備点検を行い、またその運転方法について関係者によく熟知させ、電力を確保する。
- 5 消毒薬品（さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム、塩素等）を確保する。

- 6 事務系統職員の応援あるいは各地区水道事業者協同組合の応援の対策をたてる。
- 7 家庭における用水確保の措置を呼びかける。

## 第2 災害発生時の水道施設の給水源の確保

- 1 水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。また、農業用水等で使用可能なものについては、これを活用する。また、感染症等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実行し、かつ残留塩素の確認を行う。
- 2 復旧についての資材、人員、工事業者等の手配関係を迅速に行う。
- 3 停電による断水の場合にあつては、関西電力送配電株式会社に可及的速やかな復旧を要請する。
- 4 被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については、判明次第直ちに府関係当局へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により文書で報告する。

## 第3 災害発生時のその他の給水源の確保

- 1 府山城広域振興局へ協力要請
  - (1) 府山城広域振興局に給水車による浄水の供給を要請する。
  - (2) ろ水滅菌して使用可能な水源を有するときは、府山城広域振興局にろ水機による給水を要請する。
- 2 井戸の利用
 

被害地においては、水道施設がなく井戸等を利用している場合及び水道断水のため地区内の井戸を利用する場合は、生活用水としての利用にとどめ、飲用には利用しないよう指導する。

## 第5節 給水の水源

主要水源	応急給水の水源は、浄水場、受水場、配水池、耐震性貯水槽等の水道施設を主体とする。
補助水源	水源がさらに不足する場合は、自然水、プール、受水槽、防火水槽などの水をろ過、消毒して供給する。
外部水源	被災地において確保することが困難なときは、被災地周辺の浄水場等から給水車、容器等により運搬給水する。

## 第6節 応急給水用資機材の確保

給水車、給水タンク、移動式浄水装置、パック水製造装置等については、被災地の給水人口に応じて必要量を確保することとし、災害の規模により、日本水道協会等、他府県、自衛隊などの応援を受けて確保する。

## 第7節 応急給水方法

### 第1 拠点給水

応急給水は、指定避難所、医療機関、福祉施設、学校、市役所（本庁）、支所などの拠点給水とする。また、飲料用水等は、概ね次の方法により供給するものとする。

- ・給水車又はポリ容器及びポリエチレン袋による運搬供給
- ・仮設給水器具による供給

### 第2 要配慮者等への支援

高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住民などが行う水の運搬への支援に配慮するとともに、自治会等を通じた住民相互の協力や災害ボランティア活動との連携を図る。

### 第3 給水場所等の広報

地区ごとの給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保等については、防災行政無線及びホームページ等を活用するほか、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関などとも協力して広報に努める。

応急給水の目標水量等

災害発生からの日数	目標水量	住居からの運搬距離	用途
3日まで	3ℓ／人・日	おおむね 1000m以内	生命維持に最小限必要（飲料等）
4～10日	20ℓ／人・日	おおむね 250m以内	日周期の生活に最小限必要 （飲料、水洗トイレ、洗面等）
11～21日	100ℓ／人・日	おおむね 100m以内	数日周期の生活に最小限必要 〔飲料、水洗トイレ、洗面〕 〔風呂、シャワー、炊事等〕
22～28日	被災前給水量 （約 250ℓ）	おおむね 10m以内	ほぼ通常の生活 （若干の制約はある）

注）住居からの運搬距離は、可能な限り短くなるように努める。

## 第8節 災害救助法による飲料水の供給

### 第1 対象

災害のため、飲料水を得ることができない者（必ずしも住家に被害を受けた者に限らない。）

### 第2 費用の限度

給水に必要な機械器具の借上費、燃料費及び浄水用の薬品等で、当該地域における通常の実費とし、災害救助法施行細則の定めによる。

【資料編Ⅲ-3「災害救助法施行細則による救助の方法、程度、期間等早見表」参照】

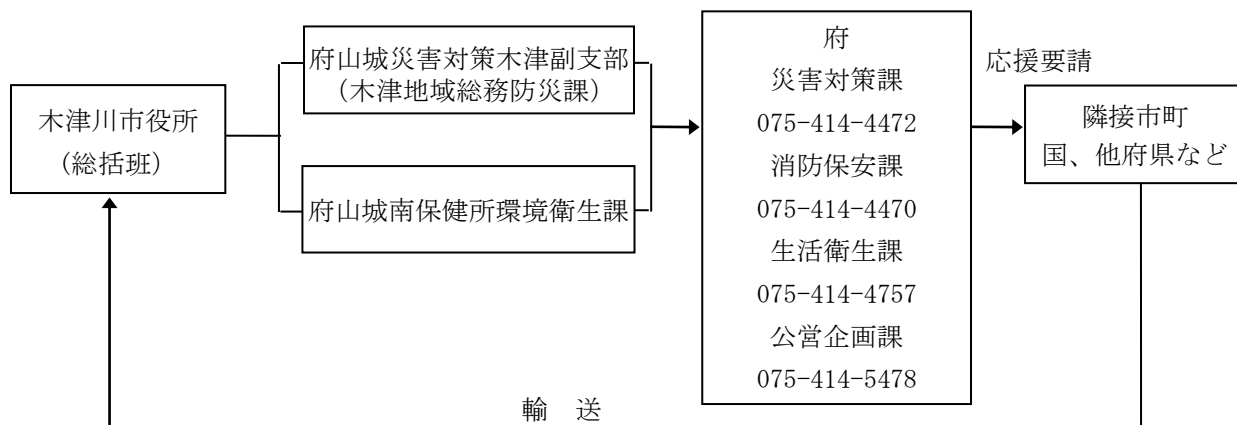


### 第3 供給期間

災害発生の日から7日以内。ただし、災害状況等によって、7日を越えて対応が必要となる場合については、適切な期間について日本水道協会と協議を行うものとする。

### 第9節 広域的支援の要請

知事は状況に応じ、国（自衛隊を含む）、他府県の関係機関に対し広域的な支援の要請を行う。



(注) 府災害対策本部設置後は、市長からの応援要請については全て府災害対策支部（木津地域総務防災課）を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

## 第12章 住宅対策計画

関係部署	総務部、建設部
------	---------

### 第1 計画の方針

災害のため住家が全壊、全焼又は流失し、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するために応急仮設住宅を設置し、又は災害のために住家が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理することができない者に、日常生活に欠くことのできない部分を応急修理するための計画について定める。

### 第2 被災住宅に対する措置

#### 1 一般住宅に対する措置

一般民間住宅については、災害直後における措置として、次の第3による応急仮設住宅の建設、第4による住宅の応急修理を実施するとともに、独立行政法人住宅金融支援機構による災害関連諸貸付制度について、指導にあたりるとともに、直ちに当該融資に必要な業務をあわせて行う。

#### 2 公営住宅に対する措置

災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により、公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合に事業主体が公営住宅の再建又は補修（既設公営住宅の復旧）を行うときは、公営住宅法第8条の規定により、国が、復旧に要する費用の一部について補助することができることになっており、この措置を活用して対処する。

### 第3 応急仮設住宅

#### 1 実施責任者

一般災害については、市長が建設し、災害救助法を適用した災害については、知事が建設する。ただし知事が同法により職権の一部を委任した場合は、市長が実施する。

#### 2 入居者選考の機関設置

入居者の決定は知事が行うが、市長はその補助機関として実施する。

建設班が、本編第3章「通信情報計画」に基づき調査した住家被害状況により入居対象者となるべき者につき調査し、次の事項に該当する者を民生委員の意見を徴して選考する。

#### 3 対象者

住宅が全壊（焼）又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者を対象とする。

#### 4 費用の限度

1戸当たり平成25年内閣府告示第228号に定める額以内とする。

【資料編Ⅲ-3「災害救助法施行細則による救助の方法、程度、期間等早見表」参照】

#### 5 着工の期間

災害発生の日から20日以内に着工

#### 6 供与期間

その建築工事が完了した日から3箇月以内にその存続につき特定行政庁の許可を受けた場合

には、その許可を受けた日から2年以内

#### 7 既存の公的施設の利用

市は、平常においてあらかじめ一時居住住宅として利用可能な既存公的施設を選定しておき、応急仮設住宅の供与までの間の居住の安定に資するものとする。

なお、公営住宅など応急仮設住宅と同様に利用できる施設については応急仮設住宅として取り扱うものとする。

#### 8 建設候補地の選定

市は、あらかじめ被害が予想される程度等を考慮して応急仮設住宅建設適地を市有地等で二次災害の危険のない場所から選定しておく。

#### 9 応急住宅等の供与

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤収されるべき性格のものであるから、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅の斡旋等を積極的に行う。

#### 10 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運用管理を行うものとする。その他、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じ、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

### 第4 住宅の応急修理

#### 1 実施責任者

一般災害については、住宅所有者が行うものとし、災害救助法を適用した場合、自らの資力により応急修理できない者に対しては日常生活に欠くことのできない部分に限定して知事が応急修理を行うものとする。ただし、知事が同法により職権の一部を委任した場合は、知事の補助機関としての市長が実施する。

#### 2 対象者

住宅が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者。

#### 3 修理部分

居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分とする。

#### 4 費用の限度

1戸当たりの限度額は、災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

【資料編Ⅲ-3「災害救助法施行細則による救助の方法、程度、期間等早見表」参照】

#### 5 期間

発生の日から1箇月以内

#### 6 建築資材の調達

災害救助法による応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に要する木材等の調達は、特に必要が生じたときは国有林野産物(木材等)の減額販売を受けることができる。

## 第5 建設業者への依頼

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、迅速に対応できる建設業者へ依頼するものとする。

## 第13章 医療助産計画

関係部署	健康福祉部、消防本部
------	------------

### 第1 計画の方針

災害により医療の機能を喪失し、もしくは著しく不足し、又は医療機構が混乱した場合における医療及び助産について必要な事項を定める。

### 第2 実施責任者

災害時における医療及び助産は、市長が応急対策として実施するが、災害救助法を適用した場合（同法により知事が職権の一部を委任した場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合には知事が行うものとする。

### 第3 医療及び助産の対象者

- 1 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者
- 2 災害発生の日以前又は以後の7日以内の分べん者で災害のため助産の途を失った者

### 第4 医療及び助産の実施

- 1 医療及び助産を実施する必要があるときは、原則として救護班により行う。市は、相楽医師会と協議して救護班の編成、派遣への協力を依頼する。
- 2 患者の症状又はその状況により必要と認められるときは、基幹災害拠点病院（京都第1赤十字病院）及び地域災害拠点病院（京都山城総合医療センター）又は医療機関に移送するものとする。  
【資料編Ⅲ-7「市内医療機関一覧」参照】
- 3 妊婦は、原則として医療機関又は助産施設に移送して適切な処置を行う。交通途絶等により医療機関又は助産施設に収容できない場合は、仮設救護所に移送する。
- 4 人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、関係機関の協力を得る中で患者の所在を把握するとともに、必要な医療が得られる医療機関に移送することに努める。
- 5 市から府への応援要請をする場合、府を通じて公立病院等に応援要請をする場合、並びに空輸のための応援要請をする場合は、府山城広域振興局を通じて行う。
- 6 府は、市から応援要請があった場合又は必要と認めたときは救護班を派遣し、救護所において負傷者の応急治療を行い、重傷病者は救急隊と連携して、後送病院に搬送する。
- 7 府は、被災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められるとして、市から要請があった場合又は必要と認めたときは災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し、災害現場における医療措置、被災地等に所在する医療機関の支援、救急隊と連携した傷病者の搬送等を行う。

### 第5 救護所の開設

救護班は、既設の医療機関に患者を収容することができないときは、直ちに木津保健センター、

加茂保健センター、山城保健センターを救護所とするほか、災害が激甚の場合は、小学校、公民館等適当な施設を選定して救護所を開設する。

## 第6 医療及び助産活動に必要な携行資材、補給方法

- 1 救護班は、医療及び助産に必要な資材並びに次の諸用紙を携行するものとする。  
診療録、死亡届、出生届、感染症発生届、医療用品一覧及び使用簿
- 2 補給は、原則として調達により、病院又は診療所を基地として必要に応じて行うものとする。

## 第7 医療品等の調達

医療及び助産に必要な医療品等の調達については、市内医療品等調達先のほか、府山城広域振興局と協議し、必要に応じ、その処置をとるものとする。

## 第8 相互応援計画

本市は応援協定を締結しており、災害時には、この協定も活用して応急的な災害医療活動を緊密な連携のもとに迅速に実施する。

【資料編Ⅱ-9「相互応援協定等一覧」参照】

## 第9 災害救助法による医療基準

- 1 対象  
災害のため医療の途を失った者
- 2 医療範囲
  - (1) 診察
  - (2) 薬剤の投与又は治療材料の支給
  - (3) 処置、手術その他の治療及び施術
  - (4) 病院又は診療所への収容
  - (5) 看護
- 3 費用の限度
  - (1) 救護班……使用した薬剤、治療材料及び破損した医療機器の修繕費等の実費
  - (2) 病院・診療所……社会保険の診療報酬の額以内
  - (3) 施術者……社会保険診療報酬に準ずる額、又は協定料金の額以内
- 4 期間  
災害発生の日から14日以内

## 第10 災害救助法による助産基準

- 1 対象  
災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者
- 2 助産範囲
  - (1) 分べんの介助

- (2) 分べん前及び分べんの後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

3 費用の限度

- (1) 救護班……………使用した衛生材料の実費
- (2) 病院・診療所……使用した衛生材料の実費及び措置費
- (3) 助産師……………慣行料金の8割以内

4 期間

分べんした日から7日以内

## 第14章 保健衛生、防疫計画

関係部署	市民部、健康福祉部
------	-----------

### 第1 計画の方針

災害発生時には廃棄物や腐敗物が散乱し、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となり、感染症等が発生しやすいので、防疫措置を迅速に実施して感染症の発生及び流行を未然に防止し、防疫対策上万全の措置を講じる。

食品の衛生対策については、府等と連携して、食品の調達・支給状況を把握しその衛生確保を図る。また、ペットの保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等のペットを保護・収容することにより、感染症の予防、危害防止、動物愛護の保持に努める。

### 第2 実施責任者

市長が府山城南保健所等と協力して実施する。ただし、市で実施できないときは、近隣市町の協力を得て、府山城南保健所にこれの実施を依頼する。

### 第3 防疫班の編成

防疫活動は、災害の規模が甚大でその活動が長期化する場合には必要に応じ、防疫班を編成して行うものとする。

防疫班の編成は、次のとおりとし、実状に応じて対処する。

- 1 医師
- 2 看護師
- 3 市の生活環境班職員

### 第4 防疫の種別及び方法

#### 1 防疫の実施基準

災害時における防疫活動の実施基準は「災害防疫事務提要」(厚生省公衆衛生局通知)による。

#### 2 消毒等の実施

衛生環境が極端に劣悪で、感染症等が発生しやすい場合は、これを未然に防止するため、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所等の消毒等防疫活動を行う。

災害のため防疫機能が著しく阻害され、市が行うべき防疫業務が実施できないときは、府に実施を要請する。

#### 3 そ族昆虫等駆除方法

汚染地域のそ族昆虫等の発生場所に対し、薬剤を散布し発生源の除去を実施する。

#### 4 臨時の予防接種

感染症等の予防上必要があるときは、臨時に予防接種を実施する。



## 5 疫学調査及び健康診断

患者及び保菌者の早期発見に努めるため、迅速かつ計画的に疫学調査（健康診断及び検便）を行うものとする。

なお、疫学調査の結果、必要がある場合は、『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』の規定による健康診断を行う。

## 第5 食品衛生活動

### 1 災害発生初期の対策

関係機関及び関係団体は相互に連携し、協力して食品衛生の確保を図る。

#### (1) 良好な製造所の確保及び適切な輸送・管理の確保

食品の調達・支給に当たっては、業界の協力を得て衛生面等に良好な製造所を把握し、保冷車等による適切な輸送・管理の確保に努める。

#### (2) 避難所における食品衛生確保（病院・ホテル等避難者が一時滞在する施設に関してもこれに準じて取り扱う。）

避難所管理者は、「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき避難所における食品の衛生管理を行う。

#### (3) 炊出しによる食事提供時における衛生確保

市等の炊出し実施者は、「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき炊出し時における衛生管理を行う。

### 2 二次対策

府山城南保健所は、初期対策に引き続き、関係機関の協力を得て、被災者への食品衛生に係る啓発等の二次対策を講じる。

#### (1) 被災者への啓発

避難所入所等被災者に対し、適正な食品管理について啓発を図る。

#### (2) 食品関係施設の被災状況の把握及び状況に応じた改善指導

食品関係施設の被災状況を把握し、必要に応じ、食品関係施設に対し「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき施設改善を指導する。

## 第6 ペットの保護及び収容対策

### 1 実施機関

災害で放置された犬、猫等のペットの保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。

### 2 実施方法

(1) 放浪している動物を保護し、収容する。

(2) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。

(3) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。

(4) 被災動物（同行避難した動物数等）の情報を収集する。

(5) 飼養されている動物に餌を配布する。

- (6) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。
- (7) 特定動物が逃走した場合、人への危害防止を図るため、必要な措置を講じる。
- (8) ペットに関する相談窓口を設置する。

## 第7 備蓄資材等

### 1 防疫用薬品

- (1) エタノール、クレゾール石けん液、カルキ、次亜塩素酸ナトリウム、逆性石けん液、DDVP含有製剤等を防疫班において平常時から備蓄、又は調達できる体制を確立する。
- (2) 防疫薬品の調達は、備蓄を基本とし、不足する場合には、府に供給を要請する。

## 第8 家畜伝染病の予防

災害発生に伴う家畜伝染病の発生予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づき、家畜保健衛生所と協力し検査、予防注射並びに消毒等を実施する。

## 第 15 章 被災者救出計画

関係部署	総務部、消防本部、消防団
------	--------------

### 第 1 計画の方針

災害のため生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する捜索又は救出、保護について定める。

なお、地震が大規模であればあるほど行政・消防機関による救出が遅れることが予想されるので、住民、自主防災組織等による初期救出の実施が図れるよう各種防災施策を実施する。

具体的には、第 2 編第 19 章「自主防災組織整備計画」に定めるところによるものとする。

### 第 2 実施責任者

市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、近隣市町又は府及び消防、警察に救出の実施又は要員、資機材の応援を要請する。

### 第 3 救出の対象者

救出は、次の状態にある者に対して行う。なお、救出は災害にかかった原因の種別あるいは住家の被害とは関係なく必要に応じて実施するものとする。

- 1 災害のため、おおむね次のような生命身体が危険な状態にある者
  - (1) 火災時に火中にとり残された場合
  - (2) 倒壊家屋の下敷になった場合
  - (3) 流失家屋及び孤立地点にとり残された場合
  - (4) 山津波等により生埋めになった場合
  - (5) 列(電)車、自動車、航空機、雑踏、爆発等の重大事故が発生し、乗客、被災者等の救出が必要な場合
- 2 当人と連絡が取れず、行方不明者となる疑いのある者、または当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者

### 第 4 救出の方法

- 1 救出を要する状態にあるものを発見した者は、直ちに市職員、警察官、消防職員・団員に通報する。
- 2 救出要員は市職員、警察官、消防職員・団員をもってこれにあてる。
- 3 救出に必要な車両、その他の器材はあらかじめ整備しておくものとする。

### 第 5 災害救助法による救出の基準

- 1 対象
  - (1) 災害のため現に生命身体が危険な状態にある者
  - (2) 災害のため生死不明の状態にある者

## 2 費用の限度

災害救助法施行細則で定める額以内とする。

【資料編Ⅲ-3「災害救助法施行細則による救助の方法、程度、期間等早見表」参照】

## 3 救出の期間

災害発生の日から3日以内とする。

## 第6 資機材等の調達等

- 1 救出救護に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- 2 市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救出救護のための資機材を確保するものとする。

## 第7 活動の調整

- 1 市は、関係機関の部隊の展開、宿営等の確保を図るものとする。
- 2 市本部は、消防本部と調整のうえ、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われるよう、総合調整を行うものとする。
- 3 関係機関は、市本部による総合調整の円滑化を図るため、積極的な情報提供を行うとともに、活動現場付近の適当な場所に現地調整所を設置するなどして、綿密な活動調整を行うものとする。

## 第8 惨事ストレス対策

救出救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

## 第 16 章 遺体の搜索、取扱い及び埋火葬計画

関係部署	市民部、消防本部、消防団
------	--------------

### 第 1 計画の方針

災害によって死亡したと推定される者の搜索は、市が京都府木津警察署及び消防本部等の協力のもとに実施する。また、検視及び遺体の身元確認は、警察及び医療機関の協力も含め、死者が多数発生すると予想される場合は、集中遺体安置所で行うこととし、迅速かつ丁寧な遺体の取扱いに努め、遺族の意向に沿った形で、遺体の引き渡し等の要領について定める。

### 第 2 実施責任者

市長が実施する。ただし市で対処できない場合、市長は、隣接市町又は府に応援を要請する。なお、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任により市長が実施する。

### 第 3 遺体の搜索

#### 1 搜索の対象

行方不明の状態にある者で、被災の状況によりすでに死亡していると推定される者

#### 2 搜索の実施

消防本部及び木津警察署に協力を要請し、搜索を実施する。また、必要により地域住民の協力を得る。

#### 3 応援の要請

市のみでは搜索の実施が困難であり、隣接市町の応援を要する場合、又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられ、府山城災害対策支部及び隣接市町並びに遺体漂着が予想される市町村に対し応援を要する場合には、次の事項を明示して要請する。

- (1) 遺体が埋没していると思われる場所
- (2) 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- (3) 応援を要請する人員又は器具等

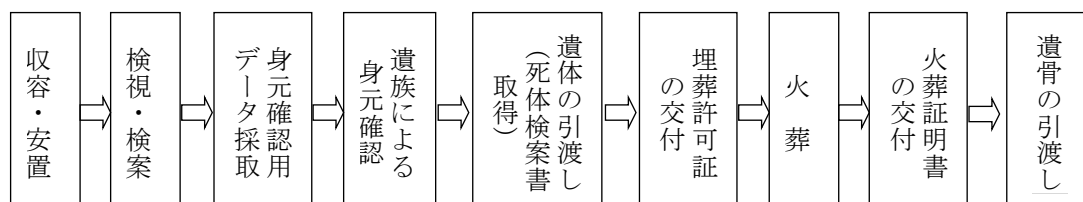
#### 4 機材の借上

市長は、搜索に必要な機械器具を借り上げるものとする。

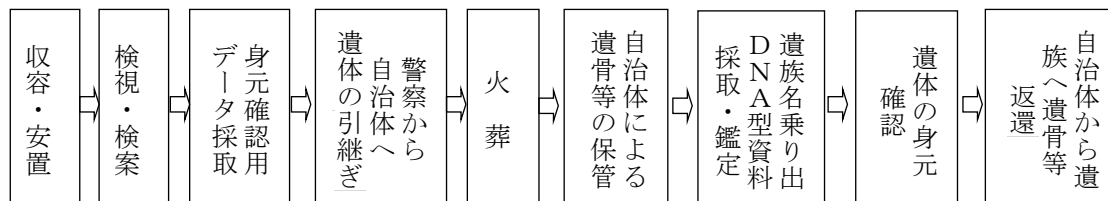
### 第 4 遺体の収容取扱い

#### 1 大規模災害時の遺体取扱い業務の流れ

##### (1) 身元判明の場合



(2) 身元不明の場合(行政へ遺体引き渡し後に遺族が名乗り出た場合)



※ 名乗り出た遺族とDNA型の異同識別を行い、誤返還防止のため、血縁関係を確認する。

2 収容・安置の実施要領

(1) 遺体の収容

市長が消防本部及び木津警察署に協力を要請して実施する。また、必要に応じ市内の医師、地域住民等の協力を求める。

(2) 遺体安置場所

多数の遺体が収容される場合は、集中遺体安置所を設定する。市長はあらかじめ遺体安置場所予定地として指定した体育館、運動場、公園等の公共施設に安置する。なお、場所の指定に際しては、避難所指定地との重複を避けるとともに、遺体取扱い業務の特性にかんがみ、遺族対応や検視業務等を視野に入れた施設を指定する。

3 取扱いの内容

(1) 検視・検案

多数遺体の検視については、警察の計画により行われ、死因の究明と身元確認資料を収集する。検視場所を予め定めておくものとする。状況により、空地にテント等を設置して検視活動を行える場所の確保も考慮する。

(2) 遺体の納棺、一時安置

検視が終了した遺体については、警察及び市が連携して洗浄、防腐処理等を施した上で納棺し、遺体安置所等へ移動を行う。

4 変死体の届出

変死体については、直ちに木津警察署に届出をし、検視後に遺体の処理にあたる。

5 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族又は市長に連絡の上、遺体を引渡すものとする。

なお、遺体の移動に際しては、身元不明とならないよう対策を講じるとともに、遺族の問合せに対し、的確に対応できる体制を組むこと。

6 検案から埋火葬許可証発行までの処理体制

遺体の処理、検案、遺族への遺体引渡し、安置における遺族の付添い、死亡届、埋火葬許可証の交付等が円滑に行えるよう配慮すること。

## 第5 遺体の埋火葬

1 埋火葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない遺体とする。

## 2 埋火葬の実施

埋火葬の実施は、市が直接火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に現物をもって引き渡す。  
また、仮埋葬は行わないこととし、遺体の腐敗状況を勘案し、火葬する時期を判断する。  
なお、埋火葬の実施に当たっては次の点に留意する。

- (1) 埋火葬を円滑に実施するため、迅速に埋火葬計画を作成する。
- (2) 事故死等による遺体については木津警察署から引継ぎを受けた後、埋火葬する。
- (3) 身元不明の遺体については、木津警察署に連絡し、その調査にあたる。
- (4) 被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。
- (5) 埋火葬が市において実施できないときは、関係機関の協力を得て行う。
- (6) 遺体の身元が判明している場合は、遺族、親族等関係者へ連絡する。

## 第6 災害救助法による基準

### 1 遺体の捜索

#### (1) 対象

死亡した者の居住地、住家、死亡の原因とは関係なく、その者の被災場所に災害救助法が適用されていれば救助の対象となる。

#### (2) 費用の限度

捜索のための機械器具等の借上賃、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

#### (3) 期間

災害発生の日から10日以内とする。この際、関係遺族等へは、丁寧に理解を求める。

### 2 遺体の取扱い

#### (1) 対象

災害の際死亡した者とする。

#### (2) 取扱い内容

ア 検視・検案

イ 遺体の納棺、一時安置

ウ 遺体の一時保存

#### (3) 費用の限度

ア (2) のアについては災害救助法施行細則で定める額以内とする。

【資料編Ⅲ-3「災害救助法施行細則による救助の方法、程度、期間等早見表」参照】

イ 遺体の一時保存で既存建物利用の場合は、当該施設の借上費について通常の実費、既存建物を利用できない場合は、1体当たり災害救助法施行細則で定める額以内とする。

ウ 検案は、当該地域における慣行料金以内とする。

#### (4) 処理の期間

災害発生の日から10日以内とする。

### 3 遺体の火葬

#### (1) 対象

災害により死亡した者とする。

#### (2) 火葬の範囲

ア 棺（附属品を含む。）

イ 火葬

ウ 骨つぼ及び骨箱

#### (3) 費用の限度

災害救助法施行細則で定める額以内とする。

#### (4) 期間

災害発生の日から 10 日以内とする。



## 第17章 障害物除去計画

関係部署	建設部
------	-----

### 第1 計画の方針

災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、日常生活の支障を取り除くとともに交通路の確保を図る対策について定める。

### 第2 実施責任者

市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長が実施する。また、障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

なお、市で対処できないときは、隣接市町又は府に必要な応援を要請する。

### 第3 道路関係障害物除去

- 1 土砂等の崩壊による場合は、次の区分により除去を行うものとする。
  - (1) 一般国道(指定区間)：近畿地方整備局
  - (2) 府が管理する一般国道(指定区間外)及び府道：府山城南土木事務所
  - (3) 市道：市
- 2 除去の方法は、崩壊の程度により消防機関、地元応援による除去又は請負による除去により実施する。
- 3 道路状況により交通規制、う回路が必要な場合は、木津警察署と協議し、適切な処置をとるものとする。
- 4 電柱、電線等公共物の倒壊による場合は、府山城南土木事務所長を通じ、当該物件の管理者に連絡し除去を求める。
- 5 避難用道路及び緊急輸送道路を確保するため、各種団体との災害協定等を活用し、応急工事及び障害物除去を早急に実施する。また、必要に応じて国土交通省、関係市町村、所轄警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に適確な情報提供を行う。

### 第4 住宅関係障害物除去（災害救助法を適用した場合の障害物除去の基準）

- 1 対象  
居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者
- 2 費用の限度  
ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費、人夫賃等とし災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

【資料編Ⅲ-3「災害救助法施行細則による救助の方法、程度、期間等早見表」参照】

### 3 実施期間

災害発生の日から 10 日以内に完了するものとし、市長はその結果を府へ報告する。

### 第 5 空家関係除却等

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

## 第 18 章 廃棄物処理計画

関係部署	市民部
------	-----

### 第 1 節 計画の方針

被災地の生活ごみ、廃棄物（がれき）及びし尿等に係る廃棄物処理業務等を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全を図る対策について定める。

### 第 2 節 実施責任者

市長が実施する。ただし、被害が激甚のため実施できないときは、近隣市町からの応援を得て実施するが、知事に連絡し必要な斡旋を求めるものとする。

### 第 3 節 平常時における清掃能力

管内における平常時のし尿収集・処理能力及びごみ収集・処理能力は、次のとおりである。

#### 1 し尿処理施設

名 称	所 在 地	処理能力	電話番号
<u>相楽広域行政組合</u> <u>そうらく衛生センター</u> (し尿処理施設)	木津川市山城町上狛大谷 181	76 k ℓ/日	0774-72-0421

#### 2 ごみ処理場

名 称	所 在 地	処理能力	電話番号
環境の森センター・ きづがわ	木津川市鹿背山川向 1-2	94 t /日	0774-72-1010

#### 3 最終処分場

名 称	所 在 地	埋立終了年度	電話番号
木津川市 桜台環境センター	木津川市山城町神童子桜峠 59	R14	(無人)

### 第 4 節 災害時の措置

#### 第 1 し尿等の処理

被害の規模に応じた処理計画に基づき、平常業務を打ち切り、業者等の協力を得て、清掃班を編成し、被災者の生活に支障が生じることのないように、浸水地域等緊急にくみ取り等を要する地域及び重要性の高い施設から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める基準に従って行う。

##### 1 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案の上、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の処理見込みを把握する。

## 2 し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況、稼働見込み、仮設トイレの必要数を把握し、府に報告する。

## 3 野外仮設トイレの設置

被災地における仮設トイレは立地条件を考慮し、漏洩等により地下水の汚染しない場所を選定して、できるだけ早期に、障がい者や男女のニーズ等にも配慮して設置する。また、水道や下水道等の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合は、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所等の衛生の向上を図る。

閉鎖に当たっては消毒実施後、完全に埋設する。

## 4 消毒剤等の資機材の準備及び確保

仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

## 5 くみ取り等の制限

被災地域での処理能力が及ばない場合には、とりあえずの措置として便槽容量の2割～3割程度のくみ取りを全戸に実施し、各戸のトイレの使用を可能にする。浄化槽についても同様の措置をとる。

## 6 し尿等の処分

し尿等の処分はし尿処理施設で処理することを原則とするが、し尿処理施設が被害を受けた場合は相楽広域行政組合が迅速に応急復旧を行えるよう支援する。

## 7 府等への応援要請

- (1) し尿等の処理に必要な人員、処理運搬車両又は処理能力が不足する場合には、近隣市町に応援要請する。
- (2) 近隣市町で応援体制が確保できない場合には、府に対し、広域的な支援の要請を行う。

## 第2 生活ごみ、廃棄物（がれき）の収集処理

生活ごみ、廃棄物（がれき）の収集は、被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から実施し、収集したものは焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、埋立処分する。この収集、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に従って行う。

### 1 処理施設の被害状況、生活ごみの発生量見込み、建物被害状況と廃棄物（がれき）の発生量見込み等を把握し、府に報告する。

### 2 収集順位

衛生上の点から次のものを優先して収集する。

- (1) 生活ごみのうち腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- (2) 浸水地域の生活ごみや重要性の高い施設（避難所等）の生活ごみ
- (3) 廃棄物（がれき）の処理に当たって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

### 3 処理方法

- (1) 発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも発災数日後には廃棄物の収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみ等を早期に処理するように努める。
- (2) 不燃ごみ(資源ごみを除く。)は、埋立場に運搬し埋立処分する。
- (3) 大型の可燃ごみは、焼却及び破砕の上埋立処理をする。
- (4) 運搬車によることができない地域については、ビニール袋等の各戸への配布、ドラムカン、たる等の配置をする。
- (5) 食物の残廃棄を優先的に収集する。
- (6) 大量に出る生活ごみを一時に収集することが困難な場合は、必要に応じ、あらかじめ選定しておいた運搬上、衛生上等適当と思われる場所を「臨時集積場及び処理場」として使用するほか、適正に処理する。
- (7) 生活ごみ、廃棄物(がれき)の収集・処理に必要な人員、収集運搬車両等が不足する場合には、府に支援を要請する。
- (8) 廃棄物(がれき)の処理に当たって、「選別・保管のできる仮置場」の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物(がれき)の最終処分までの処理ルート確保を図る。
- (9) 応急活動後、処理の進捗状況を踏まえ、廃棄物(がれき)の破砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の規定に従い、適正な処理を進める。
- (10) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

### 第3 被害報告

災害廃棄物処理事業実施状況及び廃棄物処理施設等の被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については判明次第直ちに府へ電話等で報告し、被害が確定した後の段階においてその状況を別に定められた様式により府山城南保健所を経由し文書で報告する。

## 第19章 文教対策計画

関係部署	総務部、健康福祉部、教育部
------	---------------

### 第1節 計画の方針

#### 第1 方針

災害発生時における文教応急対策については、園児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命・身体の安全を第一義とし、情報の収集伝達、施設・設備の緊急点検等、学校等における安全対策、教育に関する応急措置、学校等における保健衛生及び危険物等の保安、被災者の救護活動への連携・協力等について万全を期する。

#### 第2 実施責任者

- 1 市立の学校等の応急教育並びに市立文教施設の応急復旧対策は、市長が行う。
- 2 各学校等の災害発生の場合に伴う適切な措置は、学校長、園長、所長が行う。
- 3 私立の学校、幼稚園及び保育所については、当該学校長、幼稚園長又は保育園長が行う。

### 第2節 事前措置

#### 第1 計画の策定

校（園）長は、学校（園）の立地条件等を考慮し、災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき、明確な計画を立てておく。

#### 第2 連絡体制の確保

教職員、保育士は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合、校（園）長と協力し、応急教育体制に備えて、次の事項を守らなければならない。

- 1 学校行事、会議、出張等を中止すること
- 2 児童生徒等の避難、災害時の事前指導及び事後処理等につき、保護者との連絡方法を検討すること
- 3 市教育委員会、市、木津警察署及び保護者への連絡網の確認を行うこと
- 4 勤務時間外においては、校（園）長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知しておくこと

### 第3節 発災時の応急対策

#### 第1 発災情報の把握

第2編第1章「気象等予報計画」により、災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

## 第2 被害情報の収集・伝達

災害の規模・程度に応じ、本編第3章「通信情報計画」により、迅速に情報収集に関する体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講じられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により固定電話、ファクシミリ等の通信が途絶した場合、携帯電話等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

## 第3 施設・設備の緊急点検

災害が発生するおそれがある場合、学校等において施設・設備の緊急点検及び巡視を実施するとともに、必要に応じ、重要な教材・教具、書類等の損失、損傷を防護し、安全な箇所への移動等適切な措置を講じる。

## 第4 学校等における安全対策

### 1 在校時の対策

児童生徒等の在校時に発災した場合は、災害の状況に応じ、安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

### 2 在校時以外の対策

児童生徒等の在校時以外に発災した場合は、児童生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

### 3 保護者への児童生徒等の引渡し

児童生徒等を引渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施するとともに、保護者の安全にも十分に留意する。

## 第4節 教育に関する応急措置

### 第1 休校措置

#### 1 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各校（園）長は市教育長と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、園児、低学年児童については教職員が地区別に付き添うものとする。

#### 2 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、市防災行政無線又は電話連絡網によって保護者に伝えるとともに、電話により関係地域長、区長、町内会長・自治会長に伝達し、徹底を図る。

また、災害が京都府内全域に及ぶことが明らかに予想される場合においては、京都府教育委員会が防災に関する特別の指示をすることがある。この指示は通常午前6時のテレビ、ラジオニュースによるものとする。

### 3 授業中断等の措置

学校等において、授業（保育）を継続することにより児童生徒等の安全確保が困難と思われる場合、臨時に授業（保育）を行わないこと等の適切な措置を講じる。

### 4 その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校（園）長は、市教育長と協議し、決定するものとする。

## 第2 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して本編第8章「避難対策計画」の第16節「学校等における避難計画」に定める計画に基づいて、各学校（園）であらかじめ定めた計画により避難する。

## 第3 学校（園）施設の確保

授業（保育）実施のための校舎等施設の確保は、おおむね次の方法によるものとする。

### 1 被害が軽少なとき

速やかに応急修理をして授業（保育）を行う。

### 2 校舎の一部が利用できない場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは二部授業とする。

### 3 被災学校（園）の大部分が使用不能の場合

公民館等公共施設を利用するほか、隣接校の余裕教室を借用する。

### 4 施設・設備の安全点検・応急復旧等

災害発生後、二次災害の防止や学校等の再開等のため、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置を講じる。

### 5 復旧後の措置

復旧の上は、小中学校授業時間及び休業日の変更又は振替授業等適切な方法により年間授業時間数の確保、学力低下の防止等に努める。

## 第5節 教科書及び学用品の調達並びに支給

### 第1 調達方法

#### 1 教科書の調達

被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、府教育委員会に報告するとともに、指示に基づき取次供給所等に連絡し教科書の供給を受けるものとする。また、他の市町に対し使用済みの古本の供与を依頼する。

#### 2 学用品の調達

学用品については府教育委員会から送付を受けたものを配布するほか、府教育委員会の指示により調達する。



## 第2 給与対象者

災害により住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)、又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

## 第3 給与の方法

教育班は、校長と緊密な連絡を保ち、給与の対象となる児童生徒等を調査、把握し、給与を必要とする学用品の確保を図り、各校長を通じて対象者に給付する。

## 第4 支給品目

- 1 教科書及び副教材
- 2 文房具——ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等
- 3 通学用品——運動靴、傘、カバン、ゴム靴等
- 4 その他——体育用服、給食用品

## 第5 給与の費用、期間

教科書及び学用品の給与品目、費用及び期間については、災害救助法が適用された場合に準じて行う。

## 第6 災害救助法による学用品の給与基準

### 1 対象

住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある児童、生徒等とする。

### 2 学用品の品目

- (1) 教科書及び教材
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

### 3 費用の限度

- (1) 教科書及び教材  
実費とする。
- (2) 文房具及び通学用品  
災害救助法施行細則で定める額以内とする。

【資料編Ⅲ-3「災害救助法施行細則による救助の方法、程度、期間等早見表」参照】

### 4 期間

- (1) 教科書及び教材  
災害発生の日から1か月以内とする。
- (2) 文房具及び通学用品  
災害発生の日から15日以内とする。

## 第6節 発災後の対策計画

### 第1 教育に関する対策

#### 1 教職員の確保

教育班は、教職員の被災状況を把握するとともに、与えられた権限内において市教育委員会が措置し、必要な場合には、府教育委員会に派遣を要請し、教職員確保に努める。

#### 2 児童生徒等の健康管理等

(1) 災害の状況により、被災学校（園）の児童生徒等に対し、感染症予防接種及び健康診断を府山城南保健所に依頼し実施する。

(2) 被災した児童生徒等に対しては、その被災状況により府及びボランティアの協力により保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持及び心のケアに努める。

(3) 避難所となった学校等において、事前に決められた場所で救護所を開設することができない場合は、学校再開まで保健室を一時的に救護所として使用する。

#### 3 児童生徒等の転入学に関する措置

被災地から一時的に転校する児童生徒等に対し、災害の状況等に応じ、速やかに転入学の受け入れ及び教科書、学用品等の支給が行われるよう必要な措置を講じる。

#### 4 卒業、入学試験、就職活動に関する措置

教育に関する応急措置の期間が卒業（園）、入学試験、就職活動等の時期に及ぶ場合は、必要に応じその円滑な実施のため適切な措置を講じる。

#### 5 学校給食対策

教育班は、応急的な給食の必要があると認めるとき、京都府学校給食会等と協議し、必要な措置を講じる。

### 第2 学校等における環境対策

1 災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症の予防等の措置並びにそれらの必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

#### 2 危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

### 第3 被災者の救護活動への連携・協力

学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、早期の教育機能の回復に配慮しつつ、円滑な運営等に関し総務部、健康福祉部と連携を図る。

また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊出し等について協力するとともに、災害の状況に応じ、教職員が災害救援活動等に協力できるような人的支援体制を整備するなど円滑な活動が行われるよう努める。

## 第7節 社会教育施設の応急対策

社会教育施設の管理者等は、災害の発生状況に応じ、利用者を安全な場所へ避難させるなど安全対策に万全を期すものとする。

また、施設が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、早期の機能の回復に配慮しつつ、円滑な運営等に関し総務部、健康福祉部と連携を図る。

そのほか、本章第3節第2「被害情報の収集・伝達」、第3「施設・設備の緊急点検」を準用するものとする。

## 第8節 大規模地震対策として事前計画の策定が必要な事項

大規模地震の発生時においては、住居の全壊・半壊又は保護者の死亡による児童生徒等の一時疎開や教職員の避難所運営への参加など、様々な問題が起こることが予想される。そこで今後、次の事項について特に検討を行うものとする。

- 1 避難所の運営における教職員の役割
- 2 児童生徒等の安否確認の方法
- 3 学校（園）機能を早急に回復するために、学校（園）内において避難者と児童生徒等とで共用する部分と、児童生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分け
- 4 避難所になった場合に必要な備品等の整備
- 5 授業中等に発災した場合の児童生徒等の避難、帰宅の方法及び保護者との連絡方法等の措置

## 第 20 章 輸送計画

関係部署	各部、消防本部、消防団
------	-------------

### 第 1 計画の方針

災害時における被災者の避難、応急対策に必要な要員、物資等の迅速かつ確実な輸送を実施するための対策について定める。

かつ、地震災害時における輸送体制を確立するため、府及び隣接市町並びに関係機関と密接な連絡協調を図って、具体的な対策を定める。

### 第 2 実施責任者

災害時における輸送力の確保措置は、市長の指示に基づき、市災害対策本部のそれぞれ応急対策を実施する各部・班において行うものとする。ただし、災害が激甚のため市災害対策本部において確保することが困難な場合は、府及び関係機関の応援を求めて実施する。

### 第 3 輸送の対象等

#### 1 輸送の対象

##### (1) 被災者の避難の場合

- ア 被災者自身を避難させるための搬送
- イ 被災者を誘導するための人員、資材等の輸送

##### (2) 医療及び助産の場合

- ア 救護班によることができない場合において患者を基幹災害拠点病院等への搬送
- イ 救護班に属する医師、助産婦、看護師等の搬送
- ウ 重病ではあるが今後は自宅療養によることになった患者の搬送

##### (3) 災害にかかった者の救出の場合

- ア 救出された被災者の搬送
- イ 救出のための必要な人員、資材等の輸送

##### (4) 飲料水の供給の場合

- ア 飲料水の輸送
- イ 飲料水を確保するための人員、ろ水器その他飲料水の供給に必要な機械、器具、資材等の輸送

##### (5) 遺体の捜索の場合

遺体の捜索に必要な人員及び資材等の輸送

##### (6) 遺体の処理の場合

- ア 遺体の処理等のために必要な人員、資材等の輸送
- イ 遺体の移送の場合

##### (7) 救済用物資の整理及び配分の場合

- ア 被服、寝具、その他生活必需品の輸送

- イ 学用品の輸送
- ウ 炊出し用食料品、調味料、燃料の輸送
- エ 医薬品、衛生材料の輸送

## 2 輸送順位

### (1) 人員の搬送

災害によって優先搬送される人員は、災害対策本部員、消防団員、応急措置を行う要員、救出された被災者等

### (2) 物資の輸送

物資輸送については、府山城広域振興局及び関係機関と密接な連絡調整を行い決定するものとするが、緊急物資として優先輸送するのは食料、飲料水、医薬品、防疫物資、生活必需品、災害復旧用資材、車両用燃料等とする。

## 第4 輸送力の確保

### 1 車両等の確保

公用自動車等の配車計画については総務部が行うが、各部・班のものを使用してもなお不足する場合は、民間所有の車両等を借上げ、又は府及び近隣市町村への協力を要請するものとする。この場合、借上げ手続き、その他必要事項は総務部が措置し、おおむね次の事項を明示して要請するものとする。

- (1) 輸送区間及び借上げ期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集合場所及び日時
- (5) その他必要な事項

### 2 輸送力の確保についての協力要請

総務部においては、救助物資等の輸送の万全を期するため、災害の状況に応じ、次に掲げる関係機関に対し、連絡又は必要な措置を講じるよう、協力を要請するものとする。

- (1) 西日本旅客鉄道株式会社
- (2) 各種運送会社

### 3 輸送の方法

輸送は、被害の状況及び地形等より判断し、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- (1) トラック、バス等による輸送
- (2) 鉄道等による輸送
- (3) 航空機、ヘリコプター等による輸送
- (4) 人力等による輸送

### 4 人力による輸送の場合

へき地あるいは孤立予想地域に対する物資等の輸送等、災害の状況により、車両、ヘリコプター等による輸送手段が講じられない場合は、必要に応じて人夫等を臨時に雇用し、人力による輸送を行う。

## 5 ヘリコプター等による輸送の場合

- (1) 地上輸送が全て不可能の場合又は輸送の急を要するもの等の場合には、消防本部と調整し、直ちに府災害対策支部を通じ、知事にヘリコプターによる輸送を要請するものとする。
- (2) 災害対策用ヘリコプター離着陸場の活用  
災害情報の収集、人命の救出、救護物資の輸送等迅速な災害救助を図るため、災害対策用ヘリコプター離着陸場を活用する。

【資料編Ⅲ-8「災害対策用ヘリコプター離着陸場一覧」参照】

## 第5 緊急通行車両の取扱い

### 1 確認をする対象

災対法第76条の規定に基づき、緊急通行車両として確認の対象となるものは、おおむね次のようなものである。

- (1) 水防活動のために通行させるとき。
- (2) 消防活動のために通行させるとき。
- (3) 警察活動のために通行させるとき。
- (4) 防疫活動のために通行させるとき。
- (5) 生活必需物資輸送のため通行させるとき。
- (6) 応急的な道路、河川、砂防、電気、通信(電話を含む。)、上下水道及びガス等の工事のために通行させるとき。
- (7) 鉄軌道等の工事(架線工事を含む。)のために通行させるとき。
- (8) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道関係者が事案に関する取材のために通行させるとき。
- (9) 傷病者の救護のため又は医師が救急患者の診断、治療等のために通行させるとき。
- (10) 郵便物(電報を含む。)の集配のために通行させるとき。
- (11) 清掃、廃棄物、汚物処理(ゴミ取り、くみ取り等)、消毒等保健衛生上の必要のために通行させるとき。
- (12) 自衛隊が防災活動のために通行させるとき。
- (13) その他災害対策本部の災害予防計画及び災害復旧計画に基づき通行させるとき。

### 2 緊急通行車両の確認申請

#### (1) 緊急通行車両の確認申請

災対法第76条に規定する緊急輸送を行う車両の通行の確認を受けようとするときは、緊急通行車両確認申請書【資料編V-6「緊急通行車両関連様式」参照】に輸送協定書又は指定行政機関の上申書等当該車両の使用目的を明らかにする書面を添えて、交通規制課長、高速道路交通警察隊長又は警察署長に提出し、標章【資料編V-6「緊急通行車両関連様式」参照】及び緊急通行車両確認証明書【資料編V-6「緊急通行車両関連様式」参照】の交付を受ける。

#### (2) 事前届出済み車両の確認申請

緊急通行車両として確認を受ける車両のうち、事前届出を行い、緊急通行車両等事前届出済証【資料編V-6「緊急通行車両関連様式」参照】の交付を受けている車両については、警察署長に事前届出済証を提出し、緊急通行車両等確認申請書【資料編V-6「緊急通行車両関連様式」

参照】に必要事項を記載することにより、届出済証を受けていない車両の確認申請に優先し、確認に必要な審査が省略される。

## 第6 災害救助法による輸送基準

### 1 対象

被災者の避難、医療及び助産、災害にかかった者の救出、飲料水の供給、遺体の搜索、遺体の処理、救済用物資の整理配分のための輸送に要する経費

### 2 費用の限度

当該地域における通常の実費

### 3 期間

当該救助の実施が認められる期間以内

## 第7 輸送路の確保

大規模地震の発生時は交通規制の遅れ、道路の損壊及び倒壊物等による遮断などにより、輸送路の確保に困難を伴うことが予想される。したがって、市は輸送路の確保のため、次の事項についてあらかじめ検討の上、速やかに実施を図るものとする。

1 迅速な交通規制の実施のため、一般計画編第3編第21章「道路交通対策計画」に定める交通規制の実施責任者との協議を行う。

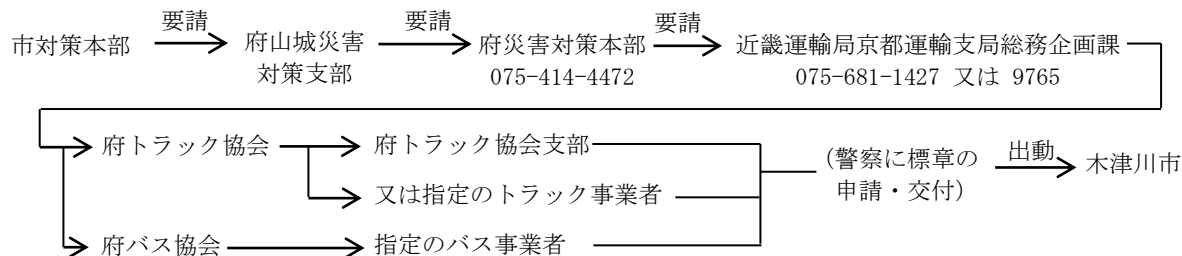
2 災害対策上重要な施設を結ぶ道路を中心に緊急啓開道路を定め、業者への事前認識や連絡方法等確立し、災害時は優先的に緊急啓開道路から啓開を図る。

## 第8 府への斡旋要請

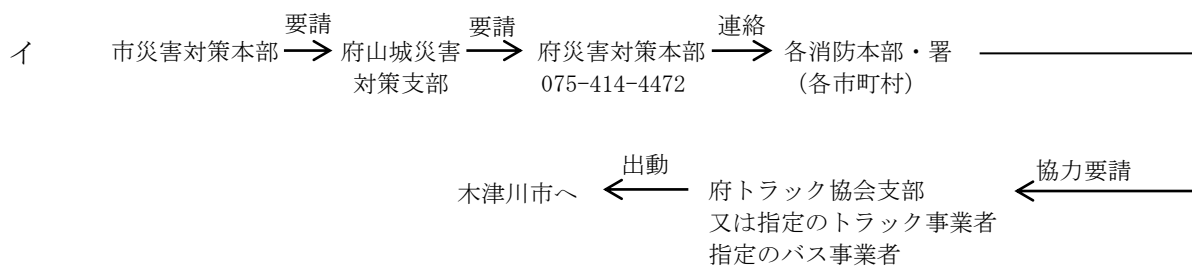
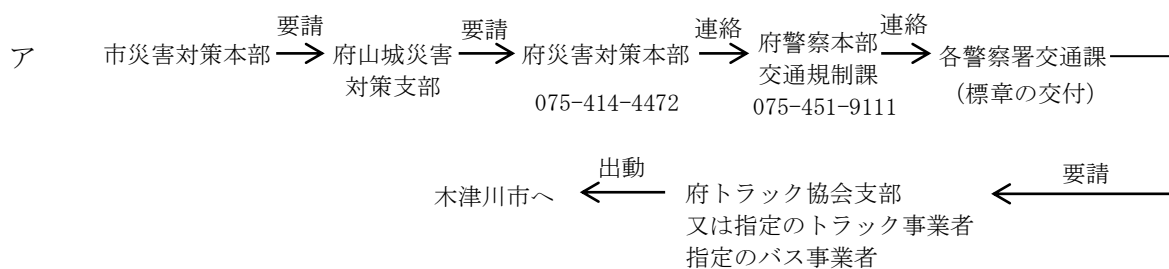
市で確保する車両だけで不足する場合は、知事へ調達の斡旋を求めるが、その手続きは、一般計画に定めるとおりとし、連絡系統は次のとおりであり、府災害対策本部への連絡は府山城災害対策支部（総務防災課）又は府山城災害対策副支部（地域総務防災課）を通じて行う。

### 1 陸上輸送を要請する場合

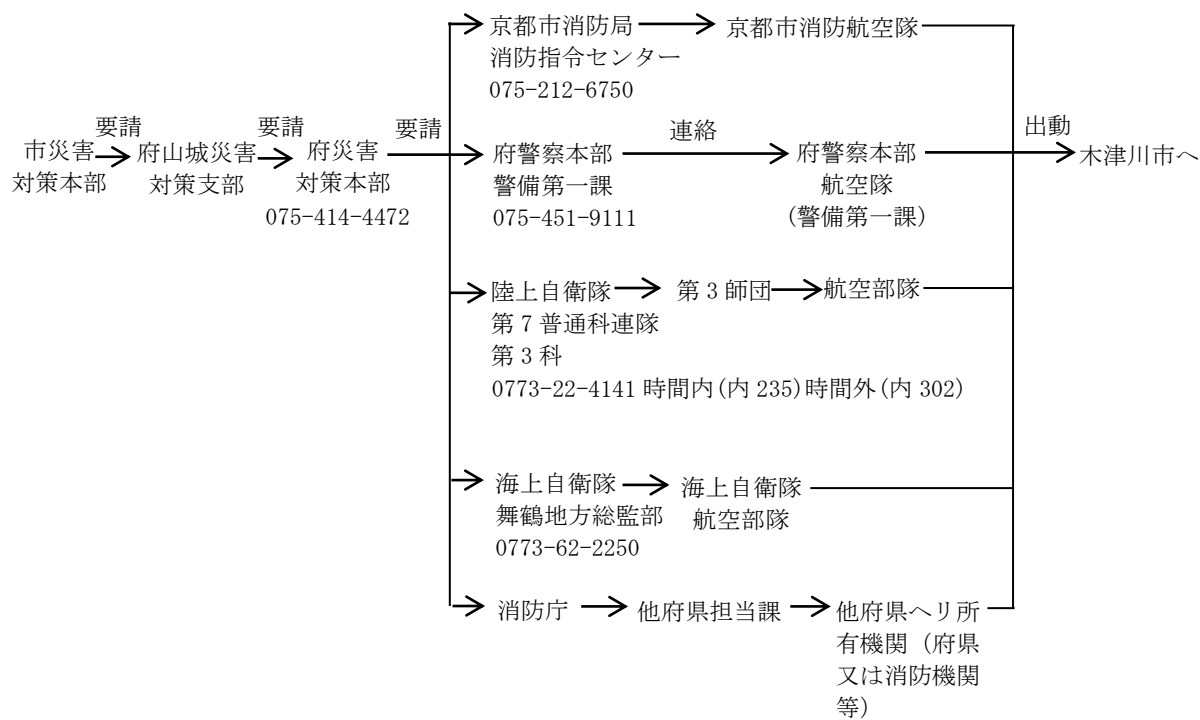
#### (1) 通常の場合



(2) 通信連絡網途絶の場合



(3) ヘリコプターによる空輸を要請する場合





## 第 21 章 道路交通対策計画

関係部署	建設部
------	-----

### 第 1 計画の方針

災害時において交通が途絶又はそのおそれがあるときに、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うため、交通の安全及び円滑の確保のための交通規制、道路標識等の設置、交通情報の収集及び広報等の要領について定める。

### 第 2 実施責任者

- 1 市長は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を行う。
- 2 交通の規制は、次の区分により行う。

#### (1) 府山城南土木事務所長等

ア 災害発生前において異常気象等により道路（下表参照）の交通が危険と認められる場合、府山城南土木事務所長が通行規制を行う。

連続雨量による通行規制区間

路線名	規制区域
国道 163 号	木津川市山城町上狛～木津川市加茂町西 木津川市加茂町井平尾～笠置町笠置
主要地方道木津信楽線	木津川市加茂町井平尾～和束町長井

（出典：府防災計画）

イ 災害による道路の破損、決壊、その他の理由により道路交通が危険であると認められる場合、府管理道路については、府山城南土木事務所長が通行の禁止及び規制を行う。

また、国が管理する道路については、近畿地方整備局京都国道事務所が通行規制を行う。

#### (2) 公安委員会及び木津警察署長

道路交通法に基づき、公安委員会又は木津警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため、必要があると認められる場合、当該道路につき区間又は場所を定めて歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

### 第 3 実施方法

#### 1 道路、橋梁等の応急措置

- (1) 道路管理者は、所管する道路、橋梁等に被害が生じた場合、当該道路に対し、道路補強、崩壊土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ交通の確保を図るものとする。
- (2) 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通の確保を図るものとする。

#### 2 被害箇所等の通報連絡体制及び調査

- (1) 災害時に道路、橋梁等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに警察官又は市長に通報するものとする。
- (2) 通報を受けた警察官又は市長は相互に連絡するとともに、被害状況を調査するため、建設班を中心に調査するものとする。
- (3) 建設班は調査の結果、支障箇所を発見したときは、警察官と相互に連絡をし、その道路名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被害状況を関係機関に連絡するものとする。
- (4) 道路管理者及び上下水道、電気、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

### 3 交通規制

- (1) 道路管理者又は木津警察署長は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合又は災害時における交通確保のため必要があると認められた場合、通行の禁止、制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。
- (2) 道路管理者又は木津警察署長は、通行の禁止、制限の規制を行った場合、関係法令に基づき規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、必要に応じて警察官等が現地において指導にあたる。
- (3) 道路管理者及び木津警察署長は、通行の禁止、制限の規則及び「車両通行止め」「まわり道」「工事中」等の道路標識又は立看板等の準用状況について相互に連絡、把握しておくものとする。
- (4) 車両の運転者の義務  
道路の区間に係る通行禁止等が行われたとき、又は区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

#### (5) 措置命令等

##### ア 警察官の措置命令等

- (ア) 交通規制を行う地区について、ロープ、パイプ、柵等の資機材を活用して行う。
- (イ) 運転者が車両を離れるときは、ドアの鍵をかけないよう広報する。
- (ウ) 道路の中央に放置されている車両は、道路の左側に移動する。
- (エ) 混乱している交差点では、公園、空き地、その他車両の収容可能場所に収容し、車道を空けるように努める。
- (オ) 交通規制及び交通整理に当たっては、現場近くの運転者の協力を求めるなど適切な処置をとる。
- (カ) 運転者に対し、ラジオの交通情報の傍受に努め、現場警察官等の交通規制の指示に従うよう広報する。
- (キ) 規制区域内の住民に対し、家財道具等を道路に持ち出さないように指導する。
- (ク) 被災者と緊急通行車両等が混雑した場合は、被災者を優先して誘導する。
- (ケ) 避難誘導に際しては、被災者の混乱による事故防止に努める。

##### イ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にはいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らそ

の措置をとるものとする。

ウ 消防職員の措置命令等

警察官がその場にはいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとるものとする。

4 緊急輸送道路の指定

災害が発生した場合、災害の状況に応じ物資輸送や応急対策活動等に必要な路線を指定して円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関との連絡調整の上で、第2編第22章「交通対策及び輸送計画」第2節に定める緊急輸送道路の中から緊急輸送道路を指定する。

災害時に道路除雪等が必要となる場合は、緊急交通路及び緊急輸送道路を中心に除雪等を実施するものとする。

## 第 22 章 危険物等応急対策計画

関係部署	総務部、消防本部、消防団
------	--------------

### 第 1 計画の方針

危険物、火薬類、ガス類、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等の災害に際しては、住民の生命、身体及び財産を保護するためにこの計画に定めるほか、災害の規模に応じて本編第 3 章「通信情報計画」、第 6 章「消防計画」、第 15 章「被災者救出計画」、第 39 章「突発的大事故に対する災害応急対策計画」等に定めるところにより関係機関は相互に緊密な連絡をとり活動を開始し、被害の拡大防止、軽減に努める。

### 第 2 実施責任者

市長が実施する。ただし、市で対処できないとき、市長は、隣接市町及び府並びに関係機関に応援を要請する。

### 第 3 計画の内容

#### 1 危険物製造所等応急措置計画

- (1) 危険物製造所等での危険物の流出又は火災等災害の発生に際しては、その施設の責任者、消防本部と連携を密にし、被害の拡大防止等の総合的な応急対策を実施し、当該施設の関係者及び付近住民の安全を確保する。
- (2) 災害が発生した場合は、関係機関と連携し、状況に応じ次の措置をとる。
  - ア 消防機関への通報
  - イ 危険物の流出、延焼防止及び二次災害の誘発防止
  - ウ 付近住民等に対する広報活動
  - エ 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
  - オ 避難誘導及び群衆整理
  - カ 負傷者の救助、応急手当及び搬送
  - キ 危険物火災の特性に応じた消防活動
  - ク 危険物の除去

#### 2 火薬類保管施設応急措置計画

- (1) 火薬類を取り扱っている場所の付近に火災が発生し、貯蔵又は取扱中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、その施設の責任者、関係防災機関等と連携を密にして、速やかに火薬類を安全な場所に移動させる措置をとるとともに、関係者以外の者の立入りを禁止する。
- (2) (1) の場合において、火薬類を移動させるいとまがない場合は、火薬類の爆発等により危害の及ぶおそれがある区域を警戒区域として設定し、延焼防止にあたりるとともに、住民の避難、立入禁止など、警備上必要な措置をとる。
- (3) 災害が発生した場合は、関係防災機関等と連携し、状況に応じ次の措置をとる。
  - ア 在置火薬類に関する情報収集

- イ 消火活動
- ウ 注水その他の延焼防止活動
- エ 負傷者の救助、応急手当及び搬送
- オ 警戒区域の設定及び交通規制
- カ 飛散火薬類等の検索回収
- キ 二次爆発の防止措置

(4) 災害のため自動車による火薬類の運搬に支障があると認められるときは、公安委員会が緊急措置をとり、その運搬を制限し、又は禁止する。

### 3 高圧ガス貯蔵施設応急措置計画

- (1) 災害の規模及び態様、地形、建築物の状況、高圧ガスの種類及び数量、気象条件を考慮し、施設の管理者、消防その他の関係防災機関、京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所と連携を密にして、迅速かつ適切な措置をとる。
- (2) 爆発、火災又は可燃性若しくは支燃性のガスの漏洩が発生した場合は、状況に応じて次の措置を講じる。

- ア 京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所への出動要請
- イ 高圧ガス設備運転の緊急停止及び充てん容器等の安全な場所への移動
- ウ ガス漏洩状況及び流動範囲の確認
- エ 漏洩防止作業
- オ 注水及び消火活動
- カ 付近住民等に対する広報活動
- キ 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
- ク 避難誘導及び群衆整理
- ケ 負傷者の救助、応急手当及び搬送
- コ 応急措置に必要な資機材の緊急輸送路の確保
- サ 引火性、発火性又は爆発性物質の移動

(3) 毒性ガスの漏洩に際しては、前項に定めるもののほか、必要に応じて次の措置をとる。

- ア 施設の管理者等に対する除害措置の指示
- イ 付近住民等に対する中毒防止方法の広報
- ウ 防毒措置等に必要な資機材及び薬剤の輸送援助

### 4 毒物劇物保管施設措置計画

#### (1) 応急措置

災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物業者等において回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに府山城南保健所、消防機関及び木津警察署に届け出るものとする。

#### (2) 緊急措置

府山城南保健所（又は木津警察署）は、毒物劇物の流出散逸等の状況について速やかに広報活動し関係住民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には河川下流の水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡する。

## 5 原子力以外の放射性物質応急対策

原子力以外の放射性物質の放射線障害が発生した場合は、これを取り扱う施設の責任者に、直ちに関係防災機関に通報させるとともに、施設の責任者及び関係防災機関は、次の応急措置を講じる。

- (1) 放射線量の測定
- (2) 危険区域の設定と立入禁止制限
- (3) 危険区域内住民の退避措置
- (4) 被ばく者等の救出、救護
- (5) 交通規制と群衆整理
- (6) 人心安定のための広報活動
- (7) その他災害の状況に応じた必要な措置

## 第 23 章 鉄道施設応急対策計画

関係部署	西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、総務部
------	----------------------------

### 第 1 計画の方針

鉄道各社は、災害により列車や構造物等の鉄道施設が被災した場合に、旅客の生命・身体・財産を保護するための措置を講じるとともに、関係機関が密接に連携して輸送業務の早期復旧を図る。

### 第 2 西日本旅客鉄道株式会社の計画

#### 1 事故対策本部及び現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、事故現場に現地対策本部（以下「現対本部」という。）を設置するものとする。

#### 2 対策本部及び現対本部の業務

##### (1) 対策本部の業務

事故対策本部は、事故に対する救護要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮及びその他の業務を行うものとする。

##### (2) 現対本部の業務

ア 現場の状況を把握して、必要な作業班を組織し、その指揮者を指定する。

イ 指揮者と協議し、具体的な復旧計画を立て救護、復旧に着手する。

ウ 復旧見込時刻及び確度を対策本部長に報告する。

復旧見込確度の標準

確 度	復旧時刻の精度
甲	±1 時間
乙	±2 時間
丙	±3 時間

エ 作業の進捗状況を把握し、逐次対策本部長に報告する。

オ 事故の程度が他の応援を要すると認めた場合は、人員、資材等についての必要事項を対策本部長に要請する。

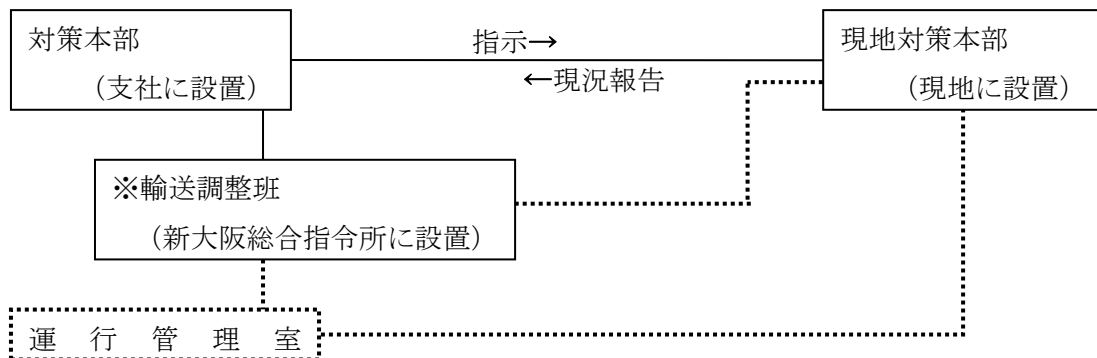
### 3 対策本部等の種別、設置基準及び招集範囲

種 別	設置基準	招集範囲
第1種体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大な事故等が発生したとき</li> <li>・旅客、通行人等に死傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき</li> <li>・本線が長時間不通となるおそれがあるとき</li> <li>・特に必要と認めたととき</li> </ul>	招集可能者の全員
第2種体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大な事故等が発生したとき</li> <li>・本線が長時間不通となるおそれがあるとき</li> <li>・特に必要と認めたととき</li> </ul>	招集可能者の半数
第3種体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他必要と認めたととき（台風・降雨降雪等により大きな輸送障害のおそれがあるとき）</li> </ul>	必要最少数

- (1) 招集範囲は、本部員の班別構成標準による。
- (2) 上記を標準とした関係課室長、駅区所長は、種別ごとの招集者を定めておくこと。
- (3) ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置及び体制の変更が指示される場合がある。

### 4 対策本部等の構成と班別業務分担

- (1) 対策本部等の設置箇所



- (2) 事故対策本部等の構成（第1種体制）

第1種体制・第2種体制によるものとし、別に定める。



## 5 地震発生時の列車の措置

西日本旅客鉄道株式会社は、列車の事故防止及び乗客の安全確保のため、地震発生時に、その揺れの状況に応じて次の措置をとる。

なお、停車位置によって二次災害の危険性がある場合には、可能な限り安全な場所に移動する。

### 運転規制（JR在来線 京都支社）

速度規制	地震計が 40 ガル以上 79 ガル以下を示したとき	
	1	規制範囲内を初列車は 15 km/h 以下で運転を行う
	2	初列車が到着し異常がなければ次列車は 45 km/h 以下で運転を行う
	3	次列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行う
	4	ただし、要注意箇所が設定されている場合は、保守担当区長がスポット巡回を行い、異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。
運転見合わせ	地震計が 80 ガル以上を示したとき。	
	1	規制区間内を走行中の列車は停止するものとし、規制区間内には列車は進入させないこととする。
	2	この場合、震度 4 以下のときは、15km/h 以下で最寄駅に到達後、運転を見合わせる。
	3	その後、保守担当区長の報告により異常を認められなかったときは、初列車は 30 km/h 以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。

## 第 3 近畿日本鉄道株式会社の計画

### 1 災害対策基本方針

災害が発生した場合には、お客様の救護を最優先に行い、他の機関と連携協力を密にし、被害の拡大防止、適切な情報開示、早期復旧に全力を挙げる。

### 2 災害応急対策

#### (1) 異常事態対策本部等の設置

災害により非常事態が発生した場合、社内の「異例事態対応規定」・「災害救助規程」に基づき、必要により本社に異常事態対策本部又は非常支部、輸送統括部に現地対策本部又は非常支部を設置し、現地に復旧本部を設置して対処する。

#### (2) 配備態勢及び動員数

「災害救助規程」により、災害の程度に応じた業務担当班を設置して、班員を動員する。

#### (3) 通信連絡体制

ア 鉄道電話、N T T 加入電話及び携帯電話を活用し、所定の緊急通信連絡を行う。

- イ 必要に応じ、携帯用無線機を所持した係員を急派し、本部との通信連絡にあたらせる。
- ウ 必要に応じ、各地点に連絡用電話を架設し、可搬型電話機により通信連絡の確保にあたらせる。
- エ 列車無線を活用して、連絡、情報の収集に努める。

## 第 24 章 通信・放送施設応急対策計画

関係部署

西日本電信電話株式会社、日本放送協会京都放送局、株式会社京都放送、総務部

### 第 1 計画の方針

電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、当該施設を災害から防護するために緊急に行う応急対策について定める。

放送施設については、災害時において施設に支障のある時はあらゆる手段を講じて放送可能な電波を所定の順により使用する。

なお、放送機が全て故障し、また演奏所が使用不能に陥った時は臨機の措置をとる。

また、地震災害の発生時に電気通信施設及び放送施設が被災した場合の、通信回線並びに電波通信装置の応急措置、局舎の応急復旧及び中継所の仮設設置等、通信・放送を確保する対策について定める。

### 第 2 通信施設応急対策計画の内容

#### 1 設備及び回線の応急復旧措置

(1) 電気通信設備に災害が発生し通信回線が故障となったときは、西日本電信電話株式会社災害対策規定の定めるところにより、当該設備の復旧に関し応急の措置をとる。

(2) 回線の復旧順位は次のとおりとする。

第 1 順位	気象機関・水防機関・消防機関・災害救助機関・警察機関・防衛機関・輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第 2 順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第 1 順位以外の国又は地方公共団体
第 3 順位	第 1 順位、第 2 順位に該当しないもの

#### 2 営業所等建物に対する応急措置

災害等のため営業所等建物が被災したときは、応急の措置をとるとともに当該建物の迅速な復旧が困難と認められるときは、他の建物等を利用し、又は借り入れるなどの方法により速やかに業務の再開を図るものとする。

### 第 3 放送施設応急対策計画の内容

1 放送施設に支障があるときは所定の計画に基づき次の措置を講じる。

- (1) 臨時放送所の確保
- (2) 臨時演奏所の借用
- (3) 臨時現像所の開設

2 中継回線故障時は次の事項を考慮し、適宜な措置を講じる。

- (1) 無線中継の実施
- (2) 非常用番組の送信
- (3) 西日本電信電話株式会社への回復要請
- (4) 株式会社N T T ドコモ関係への回復要請

## 第 25 章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画

関係部署	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社、総務部、上下水道部
------	---

ライフラインとして社会生活に極めて重要な電気・ガス・上下水道施設が災害により被災した場合に、被害状況を迅速に調査し、諸施設が安定して機能するよう応急措置を講じるとともに、電気等による二次災害を防止するための対策について定める。

### 第 1 電気施設応急対策計画（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）

#### 1 計画の方針

災害が発生した場合には、電気施設を災害から防護するため、各種施策を実施し、速やかに応急復旧作業により電気の供給確保に努める。

#### 2 計画の内容

##### (1) 非常災害前の対策

###### ア 設備の予防強化

洪水等の被害より防護するため、諸施設の災害予防について対策を講じる。

発電機、送配電設備の工事中又は仮工事実施中のものは速やかに本工事を完了するほか、予防措置を講じる通信設備については予備電源装置の試運転、燃料冷水の補給等を行う。

###### イ 工具・機動力・資材等の整備確認

工具・車両・ヘリコプター等を整備又は手配し、応急出動に備えるとともに、手持資材の確認、応急資材の確保に努める。

###### ウ 人員の確保、連絡の徹底

非常災害時における編成に基づき、動員体制を確認するとともに、連絡方法を再確認する。請負契約に基づく社外応援を準備し、復旧要員の確保を図る。災害の規模に応じ、他電力会社等との相互協力体制を確立する。

##### (2) 非常災害発生時の対策

###### ア 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

###### イ 被害状況の収集・周知

非常災害対策本部において、被害情報の早期把握に努め常に被害全般を掌握し、適切な連絡を行うとともに、新聞、ラジオ、広報車等により被害状況復旧見込等の周知を行う。

###### ウ 被害の復旧

非常災害対策本部は、各設備ごとの被害状況を速やかに掌握し、復旧計画を樹立する。各設備の復旧順位は、原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが、設備の被害状況、復旧の難易等を勘案の上、供給上の復旧効果が大きいものから行う。

(3) 復旧応援

被害状況に応じて、社内連携を図るとともに、他電力会社等へ協力を要請し、復旧にあたる。

## 第2 ガス施設応急対策計画〈大阪ガス株式会社〉

### 1 基本方針

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

### 2 応急対策

災害発生時には、「災害対策規程」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

#### (1) 情報の収集伝達及び報告

##### ア 地震震度・気象予報等の収集、伝達

地震情報、気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

##### (ア) 地震情報

供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

##### (イ) 気象情報

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

##### イ 通信連絡

(ア) 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

(イ) 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

(ウ) 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

##### ウ 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

#### (2) 応急対策要員の確保

ア 災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常招集に基づく動員を行う。又、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

イ 震度5弱以上の地震が発生した場合、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう動員を行う。

ウ 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

#### (3) 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般住民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

#### (4) 危険防止対策

##### ア 風水害対策

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せなどを行うとともに防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

##### イ 地震災害対策

(ア) 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行っている。

(イ) SI 値 60 カイン相当以上を記録した地域については、二次災害を防止するため当該地域地震対策ブロックのガス供給停止を自動で行う。

SI 値 30 カイン相当以上、60 カイン相当未満となった地域についてはガス供給設備の安全確認を行い、これらの安全が確認されない限り、速やかに当該地域の地震対策ブロックのガス供給停止を決定する。

(ウ) ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメータにより一定震度以上でガスの自動遮断を行う。

#### (5) 応急復旧対策

ア 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

イ 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果が高いものから行う。

### 第3 ガス施設事故応急対策計画

#### 1 計画の方針

この計画は、ガス施設が損傷し、ガス洩れ等の事故により発生する火災爆発等の災害を防止するための応急対策について定める。

また、この計画は、第2のガス事業者の作成する計画と関連的に運用されるものである。

#### 2 事故発生時の応急措置

##### (1) 発見者の通報

ガス施設のガス洩れ等の事故を発見した者は、直ちにその旨をガス事業者もしくは警察、消防機関又は市に通報するものとする。

##### (2) 関係機関の連絡

ガス施設の事故発生時の通報を受けた関係機関は緊密な連絡をとり、被害状況に応じた応急措置をとるものとする。

##### (3) 警察・消防機関の措置

警察及び消防機関は、ガス事業者と連絡協議し、ガス洩れ等の事故現場を確認の上火災発生や爆発の危険があると認められるときには危険区域を設定し、当該区域の交通規制、火気使用禁止措置、避難指示及び広報等を行うものとする。

#### (4) 事故対策本部の設置

ガス施設の事故により相当な被害が発生したときは、防災関係機関は救急医療救助その他の応急対策を実施するため事故対策本部を設置するものとする。

### 3 災害状況の通報連絡

府・市・警察及び消防等関係機関とガス事業者は、次の状況のときは直ちに相互に通報連絡するものとする。

- (1) 災害の発生を覚知したとき。
- (2) 災害の状況を把握したとき。
- (3) 災害の応急措置に着手したとき。
- (4) 災害の応急措置が完了したとき。

### 4 事故の報告

ガス事業者は、ガス施設の事故により相当な被害が発生したときは、防災関係機関の協力を得て事故現場及び被災地域における応急復旧を速やかに実施するとともにその状況を防災会議会長に報告するものとする。

## 第4 上下水道施設応急対策計画

### 1 水道施設

#### (1) 被害状況の収集及び伝達

上下水道班は、災害の発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、情報班により消防本部等関係機関に迅速に伝達する。

#### (2) 支援要請等

上下水道班は、人員、資機材が不足する場合、総括班により速やかに相互応接協定等に基づく支援要請や、府を通じて他の水道事業者等に対する広域的な支援要請を行うものとし、道路管理者、ガス事業者等との協同に配慮するとともに、災害時の適確な対応を図るため、木津川市水道危機管理対策マニュアル（平成28年10月）に基づいた対応を図る。

#### (3) 災害広報

情報班及び府等は、上水道に関わる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、社会混乱を未然に防止するよう努める。

### 2 下水道施設

#### (1) 被害状況の収集及び伝達

上下水道班は、災害の発生時に、管渠・ポンプ場・処理場の各施設についての被害状況を早急に調査し、情報班により下流域の自治体も含めて関係機関に迅速に伝達する。

#### (2) 災害広報

下水道に関わる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努めるとともに、応急復旧工事が完了するまで、水洗トイレ等の使用を停止するよう周知する。

#### (3) 応急復旧

各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠の被害に対しては、汚水・雨水の疎通に



支障のないように応急措置を講じ、またポンプ場及び処理場の被害に対しては、電源施設、処理機能等の回復を図るべく応急措置を講じて下水処理の万全に努める。

## 第 26 章 建造物応急対策計画

関係部署	建設部
------	-----

### 第 1 節 公共土木施設

#### 第 1 計画の方針

地震災害により、公共土木施設が破壊、崩壊、破損した場合には、早急に応急復旧工事を施行し、その機能の回復を図る。

#### 第 2 河川等施設

- 1 堤防、護岸の破壊や崩壊等については応急締切り工事、ビニールシートによるクラックへの雨水浸透防止を行い、また、水門、排水ポンプ場等の破壊については土のうや矢板で応急締切り工事を行うとともに移動ポンプ車等により内水の排除に努める。また、堤防、護岸などの被害状況を調査して、河川管理者用通路や河川敷などを輸送路や避難場所等に活用できるものについては、その空間確保に努める。
- 2 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地関係施設に破壊・破損等が生じた場合には、崩壊土砂等を適切に排除し、仮排水路を設けるとともに、破損等の拡大を防止する応急工事を実施する。
- 3 ダム管理者は、ダムの臨時点検を実施し、堤体の安定やその管理に重大な影響が及んだ場合には二次災害防止のため、必要な措置をとるとともに、木津川市と連携を図り情報交換を行う。

#### 第 3 道路及び橋梁

道路及び橋梁の被害状況等を調査・把握し、避難用道路及び緊急輸送道路を確保するため、応急工事及び障害物除去を早急を実施する。また、必要に応じ府、国土交通省及び木津警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に適確な情報提供を行う。

また、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な路線（緊急輸送道路）の指定は次のとおりとする。

- 1 第 1 次緊急輸送道路
  - ・京奈和自動車道、国道 24 号、国道 24 号（城陽井手木津川バイパス）、国道 163 号、主要地方道八幡木津線、市道木 712 号相楽台 15 号線、市道木 713 号相楽台 16 号線
- 2 第 2 次緊急輸送道路
  - ・主要地方道木津信楽線、主要地方道奈良加茂線、主要地方道天理加茂木津線、主要地方道枚方山城線

## 第2節 地震被災建築物及び被災宅地の危険度判定等計画

### 第1 計画の方針

地震により建築物又は宅地（擁壁・法面等を含む）に著しく損傷が生じた場合、地震被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに実施することにより、必要があれば居住者等に避難を喚起し、余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止する。

### 第2 地震被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）は、地震被災建築物応急危険度判定拠点において、地震被災建築物応急危険度判定に関する事務、地震被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「判定実施本部」という。）との連絡及び調整等に関する業務を行う。宅地被害における被災宅地危険度判定士に関しても、同様とする。

### 第3 支援要請

市は、大規模な地震が発生した場合、家屋の倒壊等から住民の生命を保護するため、地震被災建築物応急危険度判定又は被災宅地危険度判定を実施することとし、府に対し判定士の派遣要請を行う。府に派遣要請する場合には、以下の事項を明示する。

- 1 大規模な地震が発生した場合、建築物又は宅地の被災状況に関する情報
- 2 派遣日数
- 3 派遣人数
- 4 地震被災建築物応急危険度判定又は被災宅地危険度判定を実施するに当たり、必要な資機材等
- 5 地震被災建築物応急危険度判定士又は被災宅地危険度判定士の宿泊場所等

### 第4 地震被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

建築物（又は宅地）に関して被害が見られる場合は、府地震被災建築物応急危険度判定協議会（府被災宅地危険度判定連絡協議会）で検討を行った連絡体制等に基づき、府が応急危険度判定士（被災宅地危険度判定士）の出動態勢を組織、支援し、市が判定業務を実施する。

【資料編Ⅲ-9「応急危険度判定調査フロー」参照】

### 第5 判定実施本部

#### 1 判定実施本部の設置及び閉鎖

市は、地震被災建築物応急危険度判定又は被災宅地危険度判定を行うときは、市災害対策本部長が市災害対策本部とは別に判定実施本部を設置する。判定実施本部長には、市災害対策本部副本部長を充てる。

地震被災建築物応急危険度判定又は被災宅地危険度判定が終了した場合、市災害対策本部長は、判定実施本部を閉鎖する。

#### 2 判定実施本部の設置場所

判定実施本部の設置場所は、市災害対策本部と同じ場所とし、市本庁舎とする。

### 3 報告

市災害対策本部長は、判定実施本部を設置又は閉鎖したときは、知事に速やかに報告する。

### 4 判定実施本部の主な業務

判定実施本部の主な業務は、以下のとおりとする。

- (1) 地震被災建築物又は被災宅地の被害状況の把握に関すること
- (2) 判定実施計画の作成に関すること
- (3) 判定活動環境（食料、宿泊等）の整備に関すること
- (4) 判定実施計画及び実施状況の住民への周知に関すること
- (5) その他判定実施本部長が必要と認めること

### 5 判定実施本部要員

判定実施本部長は、事務を行うのに必要な範囲において、市災害対策本部各部からの推薦に基づき、現地本部員を指名する。なお、判定実施本部には判定士を常駐させるものとする。

### 6 資機材等

判定実施本部は、地震被災建築物応急危険度判定又は被災宅地危険度判定を行うに当たり、次の資機材等を用意する。

- (1) 判定調査表
- (2) 判定ステッカー
- (3) 判定街区マップ
- (4) 事務用品（ガムテープ、バインダー等）
- (5) 携帯電話

### 7 保険

判定士が、訓練活動及び判定活動において、負傷又は死亡した場合は、府が加入する保険を適用するものとする。事故の連絡を受けた場合、市は、速やかに府に報告する。

## 第 27 章 農林関係応急対策計画

関係部署	マチオモイ部、建設部
------	------------

### 第 1 計画の方針

各種災害に対し、農林産物の被害を最小限に止めるための方策について定める。

### 第 2 計画の内容

各種災害に対し、災害発生時点における農産物の生育状況等も踏まえて、府地域防災計画で定められている対策も参考とし、近畿農政局、府農林水産部、京都やましろ農業協同組合、森林組合等との連携により、次の対策を実施する。

- 1 雪害及び寒干害対策
- 2 晩霜と低温障害対策
- 3 春季高温障害対策
- 4 春季長雨障害対策
- 5 ひょう害対策
- 6 長梅雨及び水害対策
- 7 夏季低温・日照不足対策
- 8 風水害対策
- 9 農林水産施設等応急対策

風雨等により農林水産用施設が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止し、また、適切な応急措置を実施して、農林水産業の生産が迅速に元の形態に復するため、次のような応急対策を進める。

#### (1) 耕地、農業用施設

ア 農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、復旧が早期に行われるよう努める。

また、土地改良区及び農業水利団体は、施設及び農地の被害状況、被害額並びに気象資料を市に速やかに報告することとする。

イ 出水等による被災の程度が大規模で、周辺地域に湛水の危険があるときには、速やかに関係機関と連絡を取り、二次災害の防止対策等緊急の措置を講じる。

ウ 管理施設（頭首工、揚水機場、ため池、水路等）ごとの被災状況に基づいて応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

エ 近畿農政局は、耕地復旧の応急対策として次の機械を貸し付ける。

#### (ア) 機械の種類

排水機（エンジン付）

#### (イ) 貸付対象

地方公共団体、土地改良区、農業協同組合

#### (ウ) 機械保有場所

(2) 林業用施設

ア 林地荒廃防止施設及び林道の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに二次災害の防止対策等緊急の措置を講じる。

イ 被災の程度が大規模で、被害が拡大する可能性又は周辺地域に危険を及ぼす可能性があるときには、立入り禁止等の措置をとり、地域住民に広報して安全対策を実施する。

ウ 施設ごとの被災状況に基づいて関係機関は応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

(3) 畜産施設

ア 風雨等により、畜舎及び管理施設等が破損する等の被害を受け、家畜の逃亡、へい死、病気の発生等が生じた場合は、その実態を早急に把握して、関係機関に連絡するとともに、その協力を得て適切な応急措置を講じる。

イ 家畜衛生の関係機関は家畜のへい死、病気の発生又はそのおそれがあるときは、へい畜の処分並びに予防接種、薬剤散布等を行って家畜の病気の発生又はまん延を防止する措置を講じる。

ウ 被災地域における家畜飼料を確保するために、関係機関及び飼料販売業者の協力を得る。

(4) 治山施設

ア 風雨等により、堰堤、護岸工等の治山施設や土留工等の山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けたときには、早急に現場の被災状況を点検調査し、市、消防署（団）、警察署等関係機関に連絡するとともに、障害物の除去等の緊急措置を実施する。

イ 被害の程度が甚だしく、また、雨水の浸透等により破壊が拡大し、地域住民に危険を及ぼす可能性が大きいときには、その旨を広報して必要な安全対策を講じる。

ウ 被害状況に応じて復旧計画を策定し、民生の安定を図るために緊急性の高いものから応急復旧対策を実施する。

## 第 28 章 労務供給計画

関係部署	市長室、各部
------	--------

### 第 1 計画の方針

災害応急対策を実施するに当たって、市災害対策本部員及び消防団員等の動員のみでは労力的に不足する場合に、労働力を確保するための措置について定めるとともに、管轄の公共職業安定所と緊密な連携をとる。

### 第 2 実施責任者

労働者の雇上げは、市長の指示により市災害対策本部の各部・班において行うものとする。

### 第 3 労働者の業務範囲

災害応急対策の実施に必要な労働者は、次の業務を行う者に必要な補助者とする。

- 1 被災者の避難
- 2 医療及び助産
- 3 被災者の救出
- 4 飲料水の供給
- 5 行方不明者の捜索
- 6 遺体の処理
- 7 救援物資の整理、輸送及び配分
- 8 その他災害応急対策に必要な業務

### 第 4 労働者の雇上げ

市だけでは要員の不足が生じたときは、以下の要領で人員確保を図る。

- 1 次の事項及び労働条件等を付し、府を通じ、京都労働局へ要請する。
  - (1) 労働者の雇用を要する目的又は作業種目
  - (2) 労働者の所要人員
  - (3) 雇用を要する期間
  - (4) 労働者が従事する地域
  - (5) 労働者の輸送方法
  - (6) その他必要な事項
- 2 府によって確保された労働者が待機する場所を、市災害対策本部の各部・班が指定する。待機完了時に、府（商工労働観光部）が、府災害対策本部を通じこの旨を市災害対策本部の各部・班へ連絡する。
- 3 市災害対策本部の各部・班は、労働者確保の連絡受理後速やかに労働者輸送等の措置を講じ待機場所において労働者を受入れる。

## 第5 費用の負担

- 1 労働者の雇上げに要する費用は、市（市災害対策本部の各部・班）の負担とする。
- 2 労働者の賃金は、地域における通常の実費（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）とする。



## 第 29 章 自衛隊災害派遣要請計画

関係部署	総務部、マチオモイ部
------	------------

### 第 1 計画の方針

自然災害その他の災害に際し、住民の人命又は財産を保護するため、必要があると認められる場合における自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣についてその手続等を定める。

### 第 2 災害派遣要請基準

- 1 市長は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合、市及び府並びに関係機関等の機能をもってしてもなお防災の万全を期し難いと認めるとき、府山城広域振興局を通じて知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行うように求める。
- 2 市長は、人命救助等のため緊急を要し、府山城広域振興局を通じて知事に派遣要請を行うように求めるいとまがないときに限り、直接自衛隊に対し要請の連絡をすることができる。この場合、市長等は速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

### 第 3 災害派遣要請要領

#### 1 要請事項及び要領

市長は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行うように求めようとするときは、次の事項を明らかにし、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するため文書を作成するいとまがないときは、口頭又は電話等によるものとし、後刻速やかに文書を作成し、正式に求める。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を行うよう求める理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

#### 2 受入れ体制

市長は、災害派遣を受けようとするとき、庶務班により次の事項を確立する。

- (1) 派遣部隊との連絡にあたるため、あらかじめ連絡職員を指名する。
- (2) 派遣部隊の宿泊所等を準備する。
- (3) 派遣部隊との作業について、作業内容に応じた作業計画を樹立しておく。
- (4) 部隊集結位置を確保する。
- (5) 駐車場等を確保する。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

【資料編Ⅲ-10「自衛隊活動拠点」参照】

### 3 派遣要請先

陸上自衛隊第4施設団長

所在地：宇治市広野町風呂垣外 1-1

	勤務時間内	勤務時間外
N T T回線	0774(44)0001 (内線 236)	0774(44)0001 (内線 302)
府防災行政無線 (第3科)	衛星 7-757-8109	衛星 7-757-8101
	地上 8-757-8109	地上 8-757-8101

### 4 派遣部隊到着時の措置

総括班は、派遣部隊が到着したとき、府山城広域振興局を通じて知事に報告し、派遣部隊との作業計画等の協議を開始する。

## 第4 災害派遣部隊の活動内容

自衛隊派遣部隊は主として人命財産の救援のため各関係機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、次の業務を実施するものとする。

#### 1 被害状況の把握

知事から要請があったとき、又は第4施設団長等が必要と認めるときは、車両、航空機等により情報収集を行う。

#### 2 避難の援助

避難の指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

#### 3 遭難者の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して捜索救助を行う。

#### 4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防作業を行う。

#### 5 消防活動

火災に際しては、利用可能な防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

#### 6 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。

#### 7 応急医療、救援及び防疫

被災者に対し応急診療、救護及び防疫を行う。ただし、薬剤等は通常関係機関より提供を受け使用する。

#### 8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて上級司令部に上申要請して行う。

9 炊飯及び給水の支援

被災者に対し、炊飯及び給水の支援を行う。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和 33 年総理府令第 1 号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12 その他

その他の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置を行う。

## 第 5 使用器材、資材等の準備

市長は、自衛隊で保有する使用可能資機材等以外の必要なものはあらかじめ準備する。

## 第 6 経費の負担区分

市は、災害派遣部隊の活動に要する次の経費について負担する。ただし、市において負担することが適当でないものについては、府が負担するものとする。

- 1 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水料、電話料及び付帯設備料
- 2 1 に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの

## 第 7 撤収の要請

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったとき、速やかに文書をもって府山城広域振興局を通じて知事に対し、その旨報告する。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後文書を提出する。

## 第 30 章 職員派遣要請計画

関係部署	総務部、マチオモイ部
------	------------

### 第 1 計画の方針

災害応急対策及び災害復旧のため技術を有する職員等を必要とする場合の職員の派遣要請又は派遣の斡旋について定める。

### 第 2 他の市町村に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするとき、災対法第 67 条に基づき、他の市町村長に対し応援を要請することができる。また、災対法第 68 条により、知事に対し応援を要請することができる。その際、次の事項を明らかにし、とりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

- 1 災害の状況、応援を要請する理由
- 2 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 3 応援を必要とする職員の職種別人員数
- 4 応援を必要とする場所及び期間
- 5 応援を必要とする活動内容
- 6 その他職員の応援について必要な事項

### 第 3 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、災対法第 29 条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合、指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

また、市長は、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

市長が直接派遣を要請する場合（災害対策基本法施行令第 15 条）及び市長が知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合（災害対策基本法施行令第 16 条）は、ともに下記の事項を記載した文書により行う。

- 1 派遣を要請する理由
- 2 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 5 その他職員の派遣について必要な事項

#### 第4 派遣職員の受入れ体制等

- 1 市長は、職員の派遣を受入れようとするときは、次の事項を確立するものとする。
  - (1) 派遣職員との連絡にあたるため、あらかじめ連絡員を指名する。
  - (2) 派遣職員の宿泊所等を準備する。
  - (3) 作業内容に応じ各部は作業計画を樹立し、派遣職員と作業について協議する。
- 2 市長は、派遣職員が到着したとき、府山城広域振興局を通じ知事に報告するものとする。
- 3 派遣職員の活動は、おおむね次の内容とする。
  - (1) 災害調査及び被害予測
  - (2) 復旧のための技術指導
- 4 市は、派遣職員で保有する使用可能機材等以外の作業実施に必要なものについては準備する。
- 5 派遣職員の活動に要する次の経費については、原則として市が負担するものとする。
  - (1) 派遣職員の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水料、電話料及び附帯設備料
  - (2) (1)に該当するもののほか、必要経費で協議の整ったもの
- 6 市長は、派遣職員の目的を達成したとき、又は必要なくなったときは速やかに当該関係機関の長に対し、職員の撤収を文書により要請する。

ただし、文書による要請に日時を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後文書を提出する。また、府山城広域振興局を通じて撤収の旨を知事に報告する。

## 第 31 章 義援金品受付配分計画

関係部署	総務部
------	-----

### 第 1 計画の方針

被災者に寄贈される義援金品について、受付及び配分方法等を定める。

### 第 2 義援金品の受付

- 1 市、府、日本赤十字社京都府支部及びその他の機関で受付を行い、受付期間はおおむね災害発生の日から 1 箇月以内とし、必要に応じて延長する。
- 2 市における義援金品の受付は、庶務班において行う。
- 3 義援物資で腐敗変質するおそれのあるものは、受け付けない。

### 第 3 市における義援金品の保管

- 1 庶務班は、義援金品の収支を明らかにする帳簿を備え付けるものとする。
- 2 義援金品は、適正に保管するものとする。

### 第 4 市における義援金品の配分

市で受け付けた義援金品は、庶務班が受入れ、その配分を担当する。義援金品の配分に当たっては、被害状況等を勘案して配分率並びに配分方法を決定し、必要に応じ日赤奉仕団等の各種団体の協力を得て、被災者に対する円滑な配分を行うものとする。

### 第 5 義援金品受付、配分結果の報告

義援金品の受付配分状況を取りまとめるため、受付及び配分事務を終了したときは、直ちに次の様式により市内での災害にあってはその結果を市長に、市以外での災害にあっては府知事に報告するものとする。

#### 義援金品受付状況報告

(機関名 )

受付年月日	金額・品名、数量	寄 贈 者	
		氏 名	住 所
計			

#### 義援金品配分状況報告

(機関名 )

受付年月日	金額・品名、数量	配分先	備 考
計			

## 第 32 章 社会福祉施設応急対策計画

関係部署	健康福祉部
------	-------

### 第 1 計画の方針

災害発生時における施設入所者等の生命の安全の確保及び被災施設の復旧について定める。

### 第 2 計画の内容

#### 1 災害対策規定の整備

社会福祉施設は、地震、台風、火災等の災害発生に対応するため、防災機構、災害対策活動等を定めた災害対策規定を策定する。

#### 2 防災対策の実施

社会福祉施設は、各施設の災害対策規定、消防計画に基づき日常的に防災訓練、避難訓練を実施するとともに、最低必要な食料、防災資材等を備蓄する。

#### 3 避難措置等

- (1) 災害発生時においては、施設入所者等の生命の安全確保を第一義とし、各施設の災害対策規定、消防計画に基づき職員、地域住民、消防等関係機関等の協力を得て敏速に安全な場所に避難させるものとする。

- (2) 通所施設にあつては、実情に応じ臨時休園とする。

#### 4 防災関係機関との連携

施設長は、市等防災関係機関への通報、情報提供に努めるとともに、必要に応じ関係機関の指導、連携のもと組織的な応急活動態勢の確立に努めるものとする。

#### 5 非常災害支援協定の整備

大規模災害発生の場合は、近隣の異業種施設を含む他施設と連携し、対応できるよう相互に非常災害支援協定を策定する。

### 第 3 施設の復旧

#### 1 市営の施設

被害状況の報告を待って現地調査を実施するとともに、被害額、復旧方法等の調査を行い、調査結果に基づき、復旧計画にあたるものとする。

#### 2 私营の施設

被害状況の報告を待って、法人が実施する復旧等について指導助言を行うものとする。

#### 3 応急援護計画

被災施設の復旧が長期にわたるおそれのある場合は、入所者等の安全を考慮し、非常災害支援協定に基づき、他の社会福祉施設への転園、在宅による援護等の実情に即した措置を行うよう、施設長に対し指導助言をするものとする。この場合、施設長は、措置の実施者との緊密な連携を図るものとする。

#### 4 保健管理、安全の指導

入所者の安全及び保健管理については、関係機関と緊密な連携を図り、対策の指導と助言を行うものとする。



## 第 33 章 災害支援対策本部運用計画

関係部署	各部、消防団
------	--------

### 第 1 計画の方針

広域災害が発生し、全国的規模による支援が必要と判断される場合、市は、速やかに広域災害支援体制を確立し、府と調整の上、必要な災害支援活動を積極的に実施する。

### 第 2 災害支援対策本部体制

#### 1 災害支援対策本部の設置及び閉鎖

広域災害が発生した場合、市長の判断により市に災害支援対策本部を設置し、必要な災害支援活動を実施する。なお、災害支援対策本部は、支援対策活動をおおむね終了し、市長が必要なしと判断した場合に閉鎖する。

#### 2 災害支援対策本部の組織構成、事務分掌及び動員

災害支援対策本部の組織構成、事務分掌は、原則として、災害対策本部に準じることとするが、動員については、災害支援対策本部の指令に基づき、各部長が災害の状況に応じ、臨機応変に実施する。

#### 3 災害支援活動

市は、被災自治体の必要に応じて、主に義援金募集、給水活動要員派遣、救援物資や備蓄品の提供、公営住宅入居募集、広域一時滞在所の提供、ボランティア募集、その他支援要員派遣、各部所管事務で報告のあった支援対策などの災害支援活動を実施する。

## 第 34 章 災害時要配慮者及び外国人に係る対策計画

関係部署	市民部、健康福祉部、教育部、消防本部、消防団
------	------------------------

### 第 1 計画の方針

要配慮者は、避難等に特別の配慮が必要な上、災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。そのため、これらの者に対し十分配慮した応急対策を実施する必要がある。

また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予想されるため、情報伝達に十分配慮する。

### 第 2 計画の内容

#### 1 実施責任者

要配慮者及び外国人に係る対策は、市及び府がそれぞれの役割に応じて実施する。

#### 2 災害発生時の避難行動要支援者の避難誘導、安否確認等

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、府との連携のもとに、避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無に関わらず、避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やNPO・ボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認を行う。
- (2) 在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、避難所への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の措置を講じる。

#### 3 高齢者に係る対策

- (1) 市は、高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、府との連携のもとに災害ボランティア等の協力も得て、避難所における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。
- (2) 市は、府との連携のもとに、高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。
- (3) 市は、府との連携のもとに、地域内の老人福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。  
また、高齢者のうち移動が可能で希望する者については、府内及び近隣府県の老人保健福祉施設等への緊急入所等を勧める。この場合、市町村間及び他府県との調整には、府があたる。
- (4) 高齢者の健康管理には特に留意することとし、市は、府と連携し、本編第 8 章「避難対策計画」により健康維持等の対策を講じる。
- (5) 市及び府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たって、段差の解消など高齢者に配慮した仕様の施設を検討する。

#### 4 障がい者に係る対策

- (1) 市は、府との連携のもとに、避難所設営のための資材として、障がい者用トイレ、車いすなどの福祉機器、視覚障がい者や聴覚障がい者のための情報伝達機器（ラジオ、ファクシミリ、文字放送テレビ、電光掲示板など）を確保し、必要に応じ、速やかに避難所に提供する。

- (2) 市は、府との連携のもとに、必要に応じて手話通訳者等のボランティアとも連携して、個別ルートも含め視覚障がい者や聴覚障がい者との情報伝達システムの確立を図る。
- (3) 市は、府との連携のもとに、避難所及び在宅障がい者の調査により、手話通訳やガイドヘルパーなどのサービスのニーズを把握し、府の協力を得て必要な人員を確保して、サービスの提供に努める。
- (4) 市は、府との連携のもとに、地域内の障がい者福祉施設等と連携し、障がい者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。  
また、障がい者のうち移動が可能で希望する者については、府内及び近隣府県の障害福祉施設等への緊急入所等を勧める。この場合、市町村間及び他府県との調整には、府があたる。
- (5) 障がい者の健康管理には特に留意することとし、市は府と連携し、本編第8章「避難対策計画」により健康維持等の対策を講じる。
- (6) 市及び府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たって、段差の解消や障がい者用トイレの設置など障がい者に配慮した仕様の施設を検討する。

## 5 児童等に係る対策

- (1) 市は、哺乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。
- (2) 市は、府との連携のもとに、避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。  
要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、必要に応じ、養護施設等児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。  
市は、状況に応じ府に協力を求め、府は必要に応じ他府県に支援を要請する。
- (3) 府は、児童相談所を中心に、保健所と連携し被災児童のメンタルヘルスケアを実施する。
- (4) 乳幼児や妊産婦等の健康管理には特に留意することとし、市は、府と連携し、本編第8章「避難対策計画」により健康維持等の対策を講じる。

## 6 妊婦に係る対策

- (1) 市は、妊婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。
- (2) 市は、府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。
- (3) 妊婦に健康管理には特に留意することとし、市は府と連携し、第3編第8章「避難対策計画」により健康維持等の対策を講じる。
- (4) 助産を実施する場合は、第3編第13章「医療助産計画」により対策を講じる。

## 7 外国人に係る対策

- (1) 市は、府との連携のもとに、災害時の通訳・翻訳ボランティアとも連携して、外国人との情報伝達システムの確立を図る。
- (2) 市は、府との連携のもとに、広報・公聴活動において、外国人にも十分配慮した活動に努める。

## 第 35 章 環境保全に関する計画

関係部署	総務部、マチオモイ部、市民部
------	----------------

### 第 1 計画の方針

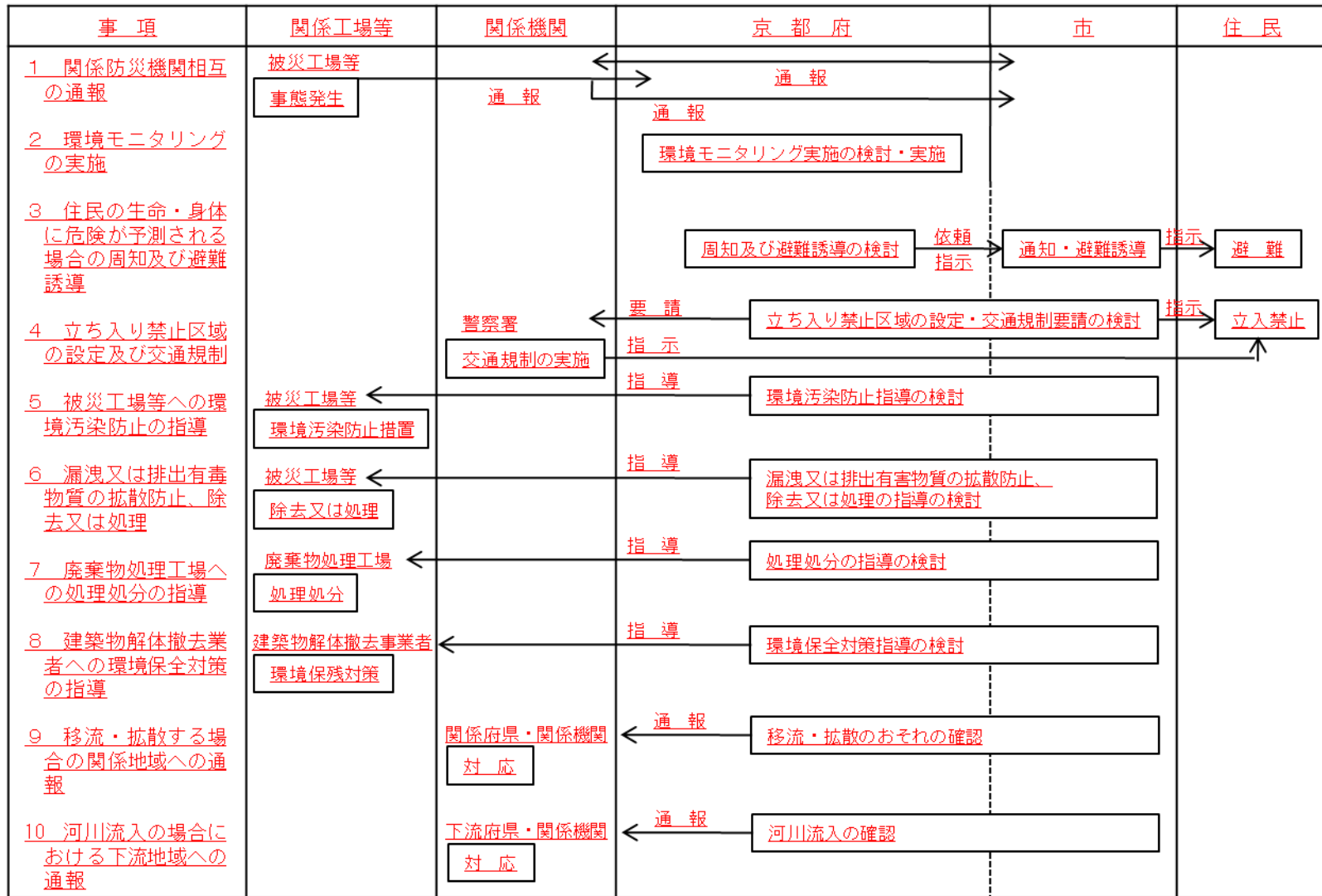
災害により、有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

### 第 2 環境影響の応急及び拡大防止措置

災害に伴って、有害物質による環境汚染が発生した場合は、住民等への通報、指示等に関し、府の指導・助言その他の支援を受け、次の施策を行う。

- 1 関係防災機関等へ通報する。
- 2 府が行う環境モニタリングに協力する。
- 3 住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導を行う。
- 4 立入禁止区域の設定及び交通規制の実施について、府と調整し、警察本部に要請する。
- 5 被災工場等への環境汚染防止について、府が実施する指導に協力する。
- 6 漏洩又は排出有害物質の拡散防止、除去又は処理について、府が実施する被災工場等への指導に協力する。
- 7 府が実施する廃棄物処理工場への適正な処理の指導に協力する。
- 8 府が実施する建築物解体撤去業者への環境保全対策の指導に協力する。
- 9 有害物質が移流・拡散するおそれが生じた場合は、関係地域へ通報する。
- 10 有害物質が河川に流入するおそれが生じた場合は、下流地域へ通報する。

### 環境影響の応急及び拡大防止措置



## 第36章 ボランティア受入れ計画

関係部署	健康福祉部
------	-------

### 第1 計画の方針

災害ボランティアが十分な活動が行えるよう、市及び府は十分な情報提供と円滑に実施できる環境整備を図る必要がある。

このため、災害発生時のボランティアの受入れに当たっては、ボランティア保険の加入促進の利便提供等必要な配慮を行うものとする。

### 第2 災害ボランティアセンターの運営等

#### 1 災害ボランティアセンターの災害時体制への移行

次の各号に該当するときは、災害ボランティアセンターの機能を災害時体制に移行する。なお、災害時体制の解除の判断は、災害の復旧状況を考慮し、市と市社会福祉協議会との協議の上、決定するものとする。

- (1) 大規模災害が発生し、明らかに災害対応が必要であると市社会福祉協議会が判断したとき。
- (2) 市が災害対応上、必要であると判断し、市社会福祉協議会に要請したとき。

#### 2 災害ボランティアセンターの設置場所

- (1) 通常、市社会福祉協議会の施設内に設置するものとする。ただし、災害等の状況により同施設内が適当でないと判断される場合は、市が確保するものとする。
- (2) 市は、市社会福祉協議会の要請により、著しい被害を受けた地域に対し、現地ボランティアセンターの設置の必要性があると認めたときは、適切な場所に現地ボランティアセンターの設置に協力するものとする。

### 第3 災害時における災害ボランティアセンターの業務

- 1 災害ボランティアの募集・受付
- 2 災害ボランティアニーズの需給調整等
- 3 災害ボランティア活動の情報発信及び受信
- 4 災害ボランティアセンター応援者等の宿泊等受入れ業務
- 5 災害ボランティア活動に必要な物品の調達
- 6 市災害対策本部等との連絡調整
- 7 災害ボランティア活動にかかる支援募金活動
- 8 災害ボランティアの安全管理
- 9 京都府災害ボランティアセンター及び市民団体等との連絡調整並びにボランティア等の派遣要請
- 10 その他災害ボランティア活動に必要な業務

## 第 37 章 応援・受援計画

関係部署	総務部、マチオモイ部、各部
------	---------------

### 第 1 節 応援計画

#### 第 1 計画の方針

他市町村において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この章において「災害時」という。）、市が被災市町村に対する応援を実施する場合に必要な事項を定める。

#### 第 2 計画の内容

##### 1 災害時の情報収集

情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保し、府等と連携して、災害の状況や災害対策本部の設置状況、被害予測情報等を把握する。

##### 2 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣

府等と調整の上緊急派遣チームを派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。

##### 3 応援の実施

###### (1) 体制の確立

府等と調整の上当面の対策や応援方式（カウンターパート方式等）等の事項を踏まえて必要な体制を確立する。

###### (2) 応援ニーズの把握と調整

先遣隊や現地連絡員等からの情報を踏まえ、被災地のニーズを踏まえた効果的な応援が実施できるよう調整に努める。

###### (3) 応援内容

被災地のニーズ等を踏まえ、以下の支援を行う。

なお、人的支援の実施においては、派遣職員登録制度を通じて支援経験者を活用するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努めるものとする。

ア 救援物資の供給

イ 被災地への人的支援の実施

ウ 被災者の市内への受入れ

エ 住民のボランティア活動の促進

###### (4) 府からの応援指示等

ア 知事は、市町村の実施する応急措置が適確かつ円滑に行われるようにするために、特に必要があると認めるときは、災対法第 72 条に基づき被災時には市に対し被災市町村を応援するよう指示する。

イ 知事は、消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、消防組織法第 24 条の 3 第 2 項に基づき市に対し、被災市町村等への消防機関

の職員の応援出動等の措置をとることを求めることができる。

#### 4 マニュアルの整備

本計画に関する事項の詳細について、別途「災害応援・受援マニュアル」を定める。

## 第2節 受援計画

### 第1 計画の方針

市内での災害時、市が応援を受ける場合には、「災害時受援マニュアル」による。

### 第2 計画の内容

#### 1 応援の要請

災害時において、災害の規模、被害の程度等から、府や他の市町村等から応援を受ける必要があると判断される場合においては、必要とする応援内容を迅速に把握・整理し、速やかに応援要請を行うこととする。

#### 2 受入れに向け必要な業務や体制の確立

##### (1) 情報の収集、共有及び公表

ニーズの把握と応援要請の整理に基づき、近隣市町村及び協定締結事業者・団体に対し、情報提供並びに要請状況の公表を実施する。

##### (2) 体制づくり

府や他の市町村等からの応援を効率的かつ効果的に受けるため、次の業務や体制づくりに取り組む。この際、消防関係の受援は、消防本部と調整を行う。

ア 救命救助・消火部隊受入れ

イ 重症患者広域搬送・DMAT、救護班受入れ

ウ 救援物資受入れ

エ 府、他市町村等応援要員受入れ

オ 広域避難

##### (3) 応援部隊等の受入れ

ア 応援部隊等の生活物資及び宿泊施設等の確保（必要に応じ、近隣市町村の協力要請）

イ 情報提供内容

(ア) 被害状況、活動場所及び進出拠点等の位置関係図等

(イ) 通行可能な緊急輸送ルート確保状況等

(ウ) 被災者ニーズの把握・取りまとめ状況

(エ) 物資輸送拠点及びヘリポートの確保状況

#### 3 災害ボランティアセンターの立ち上げとボランティア受入れ表明



## 第 38 章 文化財等の応急対策計画

関係部署	教育部
------	-----

### 第 1 計画の方針

文化財の所有者及び管理者を対象に、平常時からの防災対策、災害発生時から復旧段階における行動の指針等が示された防災対策マニュアル及び文化財の所在状況がわかる文化財データベース等を活用し、災害から文化財を守り、被害を最小限に抑えるとともに、迅速な被害状況の把握と保全・復旧対策を行う。

また、災害によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後の適切な応急措置を速やかに講じる。

### 第 2 計画の内容

- 1 被害が小さい時は、所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。
- 2 被害が大きい時は、損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。
- 3 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。
- 4 美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

## 第 39 章 突発的大事故に対する災害応急対策計画

関係部署	総務部、マチオモイ部、消防本部、消防団、関係各部
------	--------------------------

### 第 1 計画の方針

航空事故、鉄道災害、道路災害、危険物等災害（危険物、高圧ガス、都市ガス等の漏洩・流出・火災・爆発、火薬類の火災・爆発、毒物・劇物の飛散・漏洩・流出、原子力発電施設以外における放射性物質による放射線障害の発生等）、林野火災、広域停電事故などにより多数の負傷者等が発生し、又は発生するおそれがある突発的大事故への対策は、府地域防災計画事故対策編に基づき防災関係機関、事故原因者等と連携を図りながら適切な対策を推進するものであるが、この内、本市が関係機関と連携して推進する応急対策を中心に定める。

また、府外の原子力発電施設に係る災害が発生した場合、必要に応じ、関係市への応援、広域避難所の開設等の応急対策を推進するものとする。

なお、本市が実施すべき対策の内、本節に特別の定めを行っていない内容については、市防災計画の他の章の内容を援用する。

### 第 2 市の活動体制

市は、本市の区域に突発的大事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合において、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、法令及び市防災計画の定めるところにより、事故対策（警戒）本部を設置し、他の防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

活動体制及び細部にわたる運営上の手続き等具体的な事項については、各事故の特性を考慮して所要の規程を整備する。

また、府外の原子力発電所に係る災害が発生した場合においても、必要に応じて事故対策（警戒）本部を設置し、所要の応急対策の実施に努める。

### 第 3 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

市は、本市の区域において突発的大事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるとき、状況を調査して市防災計画の定めるところにより、速やかにとりまとめて府山城広域振興局を経由して、知事（府事故対策本部長）に報告するものとする。

なお、航空機火災・列車火災・トンネル内車両火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）が発生した場合は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号）により、第一報を消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、報告するものとする。報告にあたり、消防本部と連携し、迅速に行うものとする。

また、下記に示す危険物等事故が発生した場合も、同様に、第一報を消防庁に対しても報告するものとする。

#### 1 危険物等に係る事故

- (1) 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下この章において「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの
  - (2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏洩事故で、次に該当するもの
    - ア 海上、河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの
    - イ 大規模タンクからの危険物等の漏洩等
- 2 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏洩事故

#### 第4 広報活動

府の要請を受けて、市防災行政無線、CATV等により広報を行う。

#### 第5 救急医療活動

消防機関等は、負傷者に迅速、適確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

##### 1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、消防機関が消防署の救急車により行うが、対応できないときは市及び府等で確保した車両により搬送を行う。

##### 2 医療機関等の連携

市及び医療機関等は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、負傷者の応急手当て等を行う。

また、消防機関は、救急医療情報システムを活用して、搬送医療機関の重傷者等の受入れ状況を確認し、迅速、適確に負傷者の搬送を行う。

#### 第6 避難対策

突発的の大事故発生時の市等が行う避難指示等については、本編第8章「避難対策計画」によるほか、次のとおりとする。

##### 1 避難誘導の実施

市等は、人命の安全を第一に緊急避難場所、避難所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

##### 2 避難所の開設及び運営管理

市等は、必要に応じ避難所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難所における情報伝達、食料、水等の配布、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

##### 3 要配慮者対策

避難誘導及び広域避難地、避難所においては、高齢者及び障がい者等に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

## 第7 危険物等災害時における環境保全対策

危険物等災害に伴って、環境汚染が発生、又はそのおそれがある場合は、次の措置をとる。

- 1 関係防災機関等へ通報する。
- 2 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- 3 その他、府の行う施策に協力する。

## 第8 林野火災時における消火活動

市及び府、消防本部等の関係防災機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

### 1 消火活動

#### (1) 地上消火活動

林野火災の消火活動は火災の規模、火勢の状況を判断して、現地の地形、地物を利用して直接及び間接的な消火活動を行うものとする。

消火活動の指示については、火災発生地域全般の状況を十分掌握し、特に危険のない位置での消火活動を行うよう指示するものとする。

火災を鎮圧し延焼の心配のなくなった地域においても、風などの影響により、焼損木から再燃させる危険性が大きいため、危険箇所の残火処理を行い、再発防止に努めるものとする。

#### (2) 空中消火活動

市及び消防本部は、府、他市町村、自衛隊等と連携しヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努めるものとする。

なお、ヘリコプターによる空中消火の実施に当たっては次の事項に留意して行うものとする。

ア ヘリコプターの要請

イ 空中消火基地

ウ 空中消火用資機材

府が備蓄している空中消火用資機材に係る運用については、「京都府林野火災用空中消火資機材管理要綱」により取り扱うものとする。

### 2 相互応援協定に基づく広域的対応

市等の消防力の全力をあげても林野火災への対応が困難な場合、市及び消防本部は、広域消防相互応援協定に基づき、施設、人員及びヘリコプター等の活用によって、広域的な対応を図り、火災の防御及び被害の軽減を図る。

## 第40章 原子力災害発生時における対応

関係部署	総務部、マチオモイ部、消防本部、消防団、関係各部
------	--------------------------

### 第1節 原子力防災に関する基本方針

福井県には、4市町（敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町）の6つの原子力事業所に15基の原子炉が設置されており、市からはおおむね90kmの位置にある。

福井県の原子力事業所で、放射性物質が事業所外に大量に放出するような過酷事故が発生した場合、風向き等によっては、市においても退避又は避難が必要となる事態の発生が予測される。

放射性物質の放出による退避及び避難が必要とされる場合、市としては放射性物質による汚染状況に応じ、①屋内退避、②コンクリート屋内退避、③遠隔地避難の措置を実施する。なお、「屋内退避」や「コンクリート屋内退避」は遠隔地避難又は自宅復帰への一時的措置と位置づける。

### 第2節 市における原子力災害応急対策

福井県の原子力事業所で原発事故が発生し、市への影響があると考えられる場合、市は、災害対策本部を設置し以下の応急対策を速やかに実施する。

#### 第1 緊急時の情報収集

市は、原子力災害発生時（緊急時）において、府が国、福井県及び原子力事業者等の防災関係機関から収集した情報、又は府が独自に収集した情報について連絡を受け、緊急事態に関する状況の把握に努める。

#### 第2 市における放射線量の把握

原発事故が発生した場合、放射性物質の核種及び放射線量を把握することが避難措置や食物摂取制限等の措置をとる上で非常に重要となる。よって、市は府が実施する緊急時モニタリング結果を速やかに収集し、市内における環境放射線量の把握に努める。

### 第3 退避措置

#### 1 市における退避に関する基準

市は、原子力災害による住民の放射線被曝を極力避けるとの考え方に立ち、福井県の原子力事業所で事故が発生した場合、以下の基準で退避措置を実施する。

#### 市における退避に関する基準

事態の推移	退避及び避難の措置
原子力緊急事態宣言の発出（原災法第15条）	退避の準備
放射能汚染の拡大（市域への影響のおそれあり）	屋内退避
予測線量に基づき、市災害対策本部から指示	コンクリート退避又は遠隔地避難

#### 2 退避の準備

市は、原子力緊急事態宣言の発出（原災法第15条）が行われた場合、原子力災害の危険性に配慮し、住民に対し退避の準備を指示するものとする。また、退避の準備指示に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- (1) 市災害対策本部から住民への緊急指示であること
- (2) 事故の概要
- (3) 放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響
- (4) その他必要事項

#### 3 退避の指示

市は、放射能汚染が拡大し、市域への影響のおそれがある場合、原子力災害の危険性に配慮し、全住民に対し退避及び避難の措置を指示するものとする。

### 第4 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、放射能汚染が拡大し、飲食物による住民の健康被害発生が予測される場合、飲料水、飲食物の摂取制限措置を実施し、府と連携し、安全な飲食物の供給を確保する。

## 第3節 広域避難（一次避難）者の受入れ

### 第1 原子力災害発生時における広域避難（一次避難）者の受入れ

市は、京都府が定める原子力災害に係る広域避難要領に基づき、宮津市からの広域避難者の受入れを行うものとする。

#### 1 基本的な考え方

避難開始当初は、市が避難所の開設、施設管理及び当初の運営を担当するとともに、運営要領について、宮津市と連携を密に、逐次、引き継ぎ等に関して調整する。

#### 2 避難所運営に必要な人員・物資の確保

当初は、あらかじめ計画した避難所の対応要員と避難所に必要な物資等は、現在、市で備蓄している物資を提供するとともに、避難者数に応じた仮設トイレの設置などを行う。また、京都府と連携し、必要な生活物資の調達・配布を行う。

### 3 生活支援サービスの提供

避難者の誰もが適切な生活支援サービスの提供を受けられるよう、京都府及び宮津市と情報共有を図り、避難者のニーズにきめ細かく対応した支援を行う。

【資料編Ⅲ-11「原子力災害発生時の広域避難者の受入避難所」参照】

## 第 41 章 社会秩序の維持に関する計画

関係部署	総務部
------	-----

### 第 1 計画の方針

災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想されるため、それらの混乱を防止し、社会秩序を維持するための対策について定める。

### 第 2 計画の内容

#### 1 関係機関の緊密な情報交換

市をはじめとする防災関係機関は、被災地域等における社会秩序の維持に関する情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

#### 2 市の活動

市は、警察等との連携により、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達及び広報活動を行うものとする。

#### 3 警察の活動

- (1) 警察は独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな被災地等における住民の安全確保に努めるものとする。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。
- (2) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業等への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、府、市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業等からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。



## 第 42 章 り災証明の発行計画

関係部署	総務部、建設部、消防本部
------	--------------

### 第 1 計画の方針

り災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免等を実施するに当たって、必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第 2 条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的かつ一時的な救済を目的に災害対策本部長が確認できる範囲の被害程度について証明するものである。

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、被災者生活再建支援システムを導入して、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付するものとする。

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

### 第 2 り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第 2 条に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。

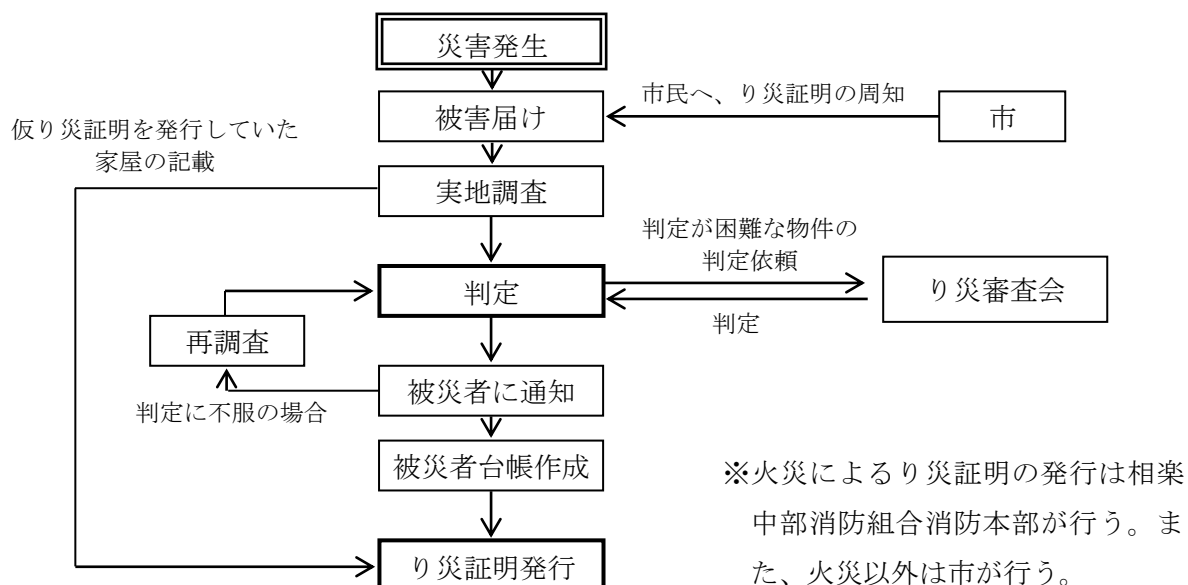
なお、家屋以外のものがり災した場合において、証明の発行が必要な場合は災害対策本部長の発行するり災証明で対応する。

- 1 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部破損
- 2 床下浸水、床上浸水
- 3 全焼、半焼
- 4 全流失、半流失

### 第 3 被災家屋の被害認定基準

被災家屋の調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に沿って行い、「被害程度の認定基準」【資料編Ⅲ-2「被害程度の認定基準」参照】に従い、被害程度を区分する。

#### 第4 り災証明発行の流れ



#### 第5 被災者台帳の作成

市は、固定資産税台帳を基にり災証明の発行に必要な被害情報を被災建物調査結果（全壊・半壊・一部損壊）及びその他建物被害の実地調査によりまとめ、被災者台帳にこれを登録する。市は、全り災世帯の台帳を作成する。

実地調査には関係機関及びボランティア等の協力を得て、災害発生後おおむね1箇月以内を実施する。

なお、実地調査は2人1組で、外観目視による調査を原則とする。

#### 第6 判定

被災者台帳に基づき、家屋被害の程度を判定する。判定の困難な物件については、り災審査会に判定を委ねる。り災審査会は、総務部長が主催し、判定結果を市災害対策本部長に報告し、承認を得る。

#### 第7 り災証明の発行

市災害対策本部長は、被災者台帳に基づき申請のあった被災者に対し、被災家屋のり災証明は1世帯当たり1通を原則に発行する。

なお、市災害対策本部長は、災害の状況により被災者から申請のあった時点で仮り災証明を発行したときは、実地調査後にり災証明に切り替え発行し、その旨り災台帳に記録する。

#### 第8 再調査申請の受付

市は、被災者がり災証明の判定に不服がある場合、これを受理し速やかに再調査を実施し、再調査結果を申請者に連絡する。再調査申請のあった家屋の調査は、2人1組で内部立入り調査により実施する。

## 第9 リ災証明に関する広報

市は、り災証明の発行及び再調査申請の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を災害対策本部に設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。

## 第10 住家被害調査に従事する担当者の育成

市は、平常時から住家被害調査に従事する担当者の育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、応援受け入れ態勢の構築等、り災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

## 第4編 災害復旧計画



## 第4編 災害復旧計画

### 第1章 生活確保対策計画

関係部署	総務部、健康福祉部、建設部
------	---------------

#### 第1節 計画の方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要があることから、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

#### 第2節 租税の徴収猶予及び減免等

##### 第1 期限の延長

納税者が災害により申告、申請、請求その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、市長は当該期限の延長を認めるものとする。  
(地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の5の2)

##### 第2 徴収の猶予

納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合において、市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、市長は1年以内の期間を限り、その徴収を猶予するものとする。(地方税法第15条)

##### 第3 減免

市長は、災害を受けた場合、その被害の実情に応じて住民税、市税等の減免措置を速やかに講じるものとする。

【資料編IV-1「市税の減免」参照】

#### 第3節 融資対策

市長は、災害により被害を受けた生活困窮者等に対し生活資金等を貸し付けるため、次の資金等の導入に努める。

第1 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)による災害援護資金の貸与

1 貸付対象者

府のいずれかの区域に災害救助法第2条第1項が適用された災害(自然災害に限る。)により、次の被害を受けた世帯の世帯主

- (1) 世帯主が1箇月以上の負傷を負った世帯
- (2) 住居又は家財の価格の1/3以上の損害を受けた世帯

2 貸付限度額

世帯主の負傷	1,500,000円
世帯主の負傷と家財の1/3以上の損害	2,500,000円
世帯主の負傷と住居の半壊	2,700,000円
世帯主の負傷と住居の全壊	3,500,000円
家財の1/3以上の損害	1,500,000円
住居の半壊	1,700,000円
住居の全壊	2,500,000円
住居の全体の滅失	3,500,000円

3 貸付条件

所得制限	(世帯人員)	(前年の市民税における総所得金額)
	1人	220万円未満
	2人	430万円未満
	3人	620万円未満
	4人	730万円未満
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額未満
利息	保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1.5%	
据置期間	3年(特別の事情のある場合は5年)	
償還期限	10年(3年の据置期間を含む。)	
償還方法	年賦、半年賦又は月賦	

ただし、住家が滅失した場合については、1,270万円

4 実施主体

市

5 費用の負担区分

府は市が被災者に貸与した額の10/10額を市に無利子で貸与し、国はその2/3額を府に無利子で貸与

第2 生活福祉資金(住宅補修費、災害援護費)の貸与

低所得世帯等に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、京都府社会福祉協議会が実施主体となり貸付けを行う。

なお、この貸付事業についての指導と財源補助については知事が行う。

1 対象

災害により被害を受けたことによる生活困窮から自立更生のために資金を必要とする低所得世帯

2 貸付金額

生活福祉資金（災害援護費） 1,500,000 円以内

生活福祉資金（住宅補修費） 2,500,000 円以内

（被害の程度により両資金を重複して利用できる）。

3 貸付条件

(1) 償還期間 7 年以内

(2) 据置期間 6 箇月以内（状況に応じ 2 年以内）

(3) 利子

ア 据置期間 無利子

イ 据置期間経過後、連帯保証人を立てる場合無利子、立てない場合年 1.5%

4 申請期間

被災日の属する月の翌月 1 日から起算して 6 月以内

第3 母子・寡婦福祉資金の緊急貸付

被災母子・寡婦家庭については、当該世帯の申請によって緊急貸付けを行う。

資金の種類は、事業開始、事業継続、住宅の各資金で、据置期間は特例として 2 年を超えない範囲で延長される。なお、償還金の支払は、本人の申請により猶予される。

第4節 災害弔慰金・災害障害見舞金支給計画

災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

第1 支給対象者

次のいずれかの災害（自然災害に限る。）により死亡した者の遺族（災害弔慰金）、重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者（災害障害見舞金）

1 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害

2 府内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害

3 府内において災害救助法第 2 条第 1 項が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害

4 災害救助法第 2 条第 1 項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害

第2 支給額

1 災害弔慰金

(1) 主たる生計維持者の死亡

1 人当たり 5,000,000 円



(2) その他の者の死亡

1人当たり 2,500,000円

2 災害障害見舞金（重度の障がい（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者

(1) 生計維持者

2,500,000円

(2) その他の者

1,250,000円

第3 実施主体

市

第4 費用の負担区分

国 2/4、府 1/4、市 1/4

第5節 被災者生活再建支援金支給計画

「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金を次により支給する。

第1 対象災害

暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象により生じる災害で、次のいずれかに該当する場合

- 1 市内で「災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した自然災害」
- 2 市内で10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害
- 3 府内で100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害
- 4 1又は2の被害が府内で発生した場合、市内で5世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- 5 市内で5以上の世帯の住宅が全壊し、上記1～3に規定する区域に隣接するものに係る自然災害
- 6 上記1若しくは2の市区町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、市内で5世帯以上の住宅が全壊した自然災害

第2 対象世帯

第1に該当する自然災害により以下の状態となった世帯が支援金支給の対象となる。

- 1 住宅が全壊した世帯、あるいは住宅が大規模半壊又は中規模半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯、災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯。
- 2 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該

住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）。

### 第3 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額である。

- 1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- 2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

(単位：万円)

区分		基礎支援金	加算支援金		計
		住宅の被害程度	住宅の再建方法		
		①	②		①+②
複数世帯 (世帯の構成 員が複数)	全壊世帯	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊 世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
	中規模半壊 世帯	-	建設・購入	100	100
			補修	50	50
			賃借	25	25
単数世帯 (世帯の構成 員が単数)	全壊世帯	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊 世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
	中規模半壊 世帯	-	建設・購入	75	75
			補修	37.5	37.5
			賃借	18.75	18.75

※ 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。

※ 単数世帯の支援金の額は、複数世帯の3/4とする。

#### 第4 実施主体

府(ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人に指定された(財)都道府県会館に委託)

#### 第5 申請書類の提出窓口

木津川市

#### 第6 支援金の支給申請

##### 1 申請時の添付書面

- (1) 基礎支援金：り災証明書、住民票等

(2) 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

2 申請期間

(1) 基礎支援金：災害発生日から13月以内

(2) 加算支援金：災害発生日から37月以内

## 第6節 災害見舞金支給計画

「木津川市災害見舞金支給要綱」に基づく災害見舞金を次により支給する。

### 第1 支給の対象

見舞金の支給対象者は、木津川市に居住している者で、災害により住居に被害を受けたものとする。

### 第2 支給基準

見舞金の支給基準は、下表のとおり。

被害の状況	見舞金の額
全焼又は全壊	1世帯当たり 100,000円
半焼又は半壊	1世帯当たり 50,000円
水損	1世帯当たり 20,000円
床上浸水	1世帯当たり 20,000円

### 第3 支給の決定

市長は、災害が発生したときは市長の指名する職員が報告する見舞金支給調書に基づき、見舞金の支給を決定し、支給する。 【資料編IV-2「災害見舞金支給要綱」参照】

### 第4 支給の制限

見舞金は、当該災害が被害を受けた世帯員又は同居している者の故意又は重大な過失により発生した場合は支給しないことができる。

## 第7節 職業の斡旋

市は、災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については被災状況等を勘案の上、公共職業安定所と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ速やかにその斡旋を図る。

## 第8節 郵便関係補助

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策を実施するとしている。

市は、次の内容の郵便関係補助対策が実施されるときは、住民への周知等に協力する。

### 第1 災害時における郵便物の送達確保

災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、郵便物の送達を確保するため「防災業務計

画」により必要な措置を講ずる。)

## 第2 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、郵便法第19条及び郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第4条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

## 第3 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

## 第4 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、郵便法施行規則第4条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

# 第9節 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援計画

「大規模自然災害に係る木津川市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱」に基づき、地域再建被災者住宅等支援事業補助金を交付する。

## 第1 支給対象の被災住宅

大規模自然災害により床上浸水・一部破損以上の被害を受けた市内にある住宅で、災害発生時に居住の用に供されていたもの。

## 第2 住宅再建経費の補助対象経費及び補助限度額

被害区分	被災住宅の再建方法	支援法非適用地域	支援法適用地域
		補助限度額	補助限度額（支援法支援金との合計額）
全壊	新築・購入	300万円	150万円(450万円)
	補修	200万円	100万円(300万円)
	賃借	150万円	75万円(225万円)
大規模半壊	新築・購入	250万円	100万円(350万円)
	補修	150万円	60万円(210万円)
	賃借	100万円	40万円(140万円)
半壊	新築・購入・補修	150万円	
一部破損・床上浸水	新築・購入・補修	50万円	

### 第3 補助金の交付申請

申請書の添付書面

- 1 被災証明書（写し）
- 2 支援対象者の住民票に記載された事項を証明した書類
- 3 支援対象経費の額を確認できる書類
- 4 その他市長が必要と認める書類

【資料編Ⅳ-3「大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱」参照】

### 第4 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援融資の周知

大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行う。

## 第2章 公共施設復旧計画

関係部署	関係各部
------	------

### 第1節 計画の方針

災害により被害が発生した公共施設の復旧を推進するための各種事業について定める。

### 第2節 公共土木施設災害復旧計画

災害発生後、早期の道路、河川、都市施設等の復旧は、安定した住民生活を回復し、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限に止めるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとし、別記1の流れで実施される災害復旧事務に対し、次のような措置を講じるものとする。

#### 第1 災害査定の早期実施

災害発生後、公共土木施設の早期復旧のため、できるだけ速やかに災害査定の実施を要請して復旧のための事業費を決定する。民生の安定、交通の確保、施設の増破防止等のため、特に必要がある場合には査定前に応急工事を実施する。

#### 第2 応急工事の実施

- 1 被災した公共土木施設について、早期に災害発生時の気象、水利、被害状況並びに地形、地盤の変動等、被災後の状況の変化、被災原因を調査・分析し、再度災害の防止を図るように必要な改良復旧作業に着手する。
- 2 再度災害の防止を図る観点から、災害復旧事業と併せて、施設の新設又は改良を行うことが必要と認められるものについては、災害関連事業の積極的導入を計画する。災害関連事業等については、災害復旧事業と並行して進捗しうよう必要な措置を講じる。
- 3 迅速な復旧事業の実施に向けて、査定の迅速な処理、手戻り防止を図るため、事前打合せ制度を積極的に活用する。
- 4 被災施設の重要度、被災状況、事業の規模・難易度、事業の施行能力等を勘案して緊急度の高いものから直ちに実施する。
- 5 必要に応じて府や国の指導を受け、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法の対象事業の積極的な導入を図り、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針を樹立し、府や国の復旧事業については早期の実施を要請する。

#### 第3 環境の保全

公共土木施設の被災等により生じたがれきの処理は、災害復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。

また、環境汚染の未然防止並びに住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じるものとする。



る。

#### 第4 被災市街地復興推進地域

被災市街地復興推進地域とは、大規模な災害により被害を受けた市街地の復興を推進するために定められる地域のことであり、平成7年に制定された被災市街地復興特別措置法に基づいて市が指定する。

被災市街地復興推進地域は、次の要件に該当する市街地の区域について、市町村の都市計画で指定される。

- 1 大規模な火災、震災等により相当数の建築物が滅失したこと
- 2 公共施設の整備状況、土地利用の動向から見て不良な街区の環境が形成されるおそれがあること
- 3 緊急かつ健全な復興のため、土地区画整理事業、公共施設の整備事業等を実施する必要があること

以上の要件を満たす区域について、被災市街地復興推進地域が指定された場合には、地域内の土地において、建築行為等が厳しく制限され、土地の造成・建築物の建築等には知事（又は市長）の許可が必要となる。

また、この知事（又は市長）の許可が得られないために土地所有者に著しい支障が生じる場合には、都道府県・市町村等は当該土地を時価で買い取るべきものとされている。

### 第3節 農林水産業施設災害復旧計画

被災した農林水産業施設の原形復旧を速やかに実施し、農林水産業者の経営の回復、安定を図るとともに、被害の状況を十分検討し、公共土木施設災害復旧計画とも整合性を図り、次のような法律に基づく災害復旧事業に対する補助制度も有効に活用して、防災に必要な施設の整備等を行う。

- 1 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律
- 2 激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）
- 3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

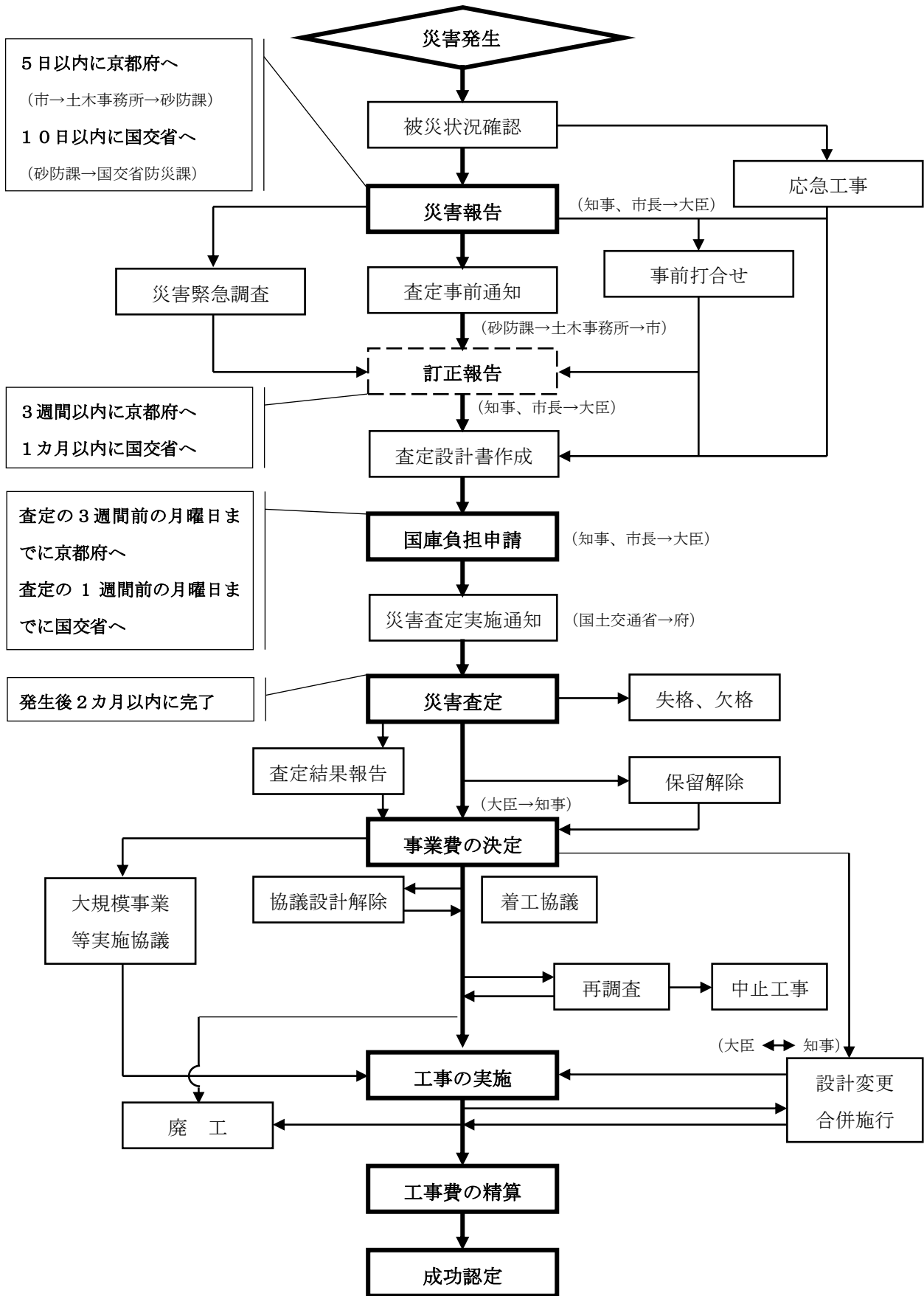
### 第4節 災害復旧事業の種類

- 1 公共土木施設災害復旧事業
  - (1) 河川災害復旧事業
  - (2) 道路災害復旧事業
  - (3) 下水道災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 上水道災害復旧事業

- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設等災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業
- 10 その他の災害復旧事業
- 11 単独災害復旧事業（国庫負担(補助)の対象とならない事業)

別記1

災害復旧の流れ



## 第3章 文教・文化財等の復旧計画

関係部署	教育部
------	-----

## 第1 計画の方針

災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

被災地の文化財についても、早期に調査を実施し、必要となる復旧対策に努める。

## 第2 学校等の施設の復旧計画

災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、必要に応じて府からの技術職員の派遣等技術的支援を受け、復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。復旧事業計画の策定に当たっては、原形復旧を基本とするが再度の災害を防止する観点から可能な限り改良復旧に努めるとともに、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の適用を考慮する。

## 第3 教育活動の再開

- 1 被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。また、学校等が避難所となった場合においては、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。
- 2 学校教育活動が正常に実施されるまでの間、教育委員会と学校等が密接な連携を図り、被害の状況や地域の実情等を踏まえて、休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。また、学校施設等が使用できない場合は、近傍の学校施設等を利用することも考慮する。
- 3 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。
  - (1) 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」、「学校給食法（昭和29年法律第160号）」による補助金に関すること
  - (2) 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）」による就学奨励費に関すること
  - (3) 災害を受け、就学困難になった生徒に対する「京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号）」及び「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）」による学資貸与金に関すること
  - (4) 被災教職員に対する救済措置に関すること
- 4 児童生徒等及び教職員の健康管理
 

被災後、外傷後のストレス障がい等、児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな障がいを受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、心の健康相談活動等の支援体制を整備する。

【第3編第8章第12節「避難者健康対策」参照】

【資料編Ⅲ-7「市内医療機関一覧」参照】

#### 第4 文化財等の復旧計画

被災地に存在する文化財については、教育委員会等が現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧計画段階から埋蔵文化財所管部局とその取扱いについて協議する。

#### 第5 公立社会教育施設の復旧計画

災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。復旧事業計画の策定に当たっては、原形復旧を基本とするが再度の災害を防止する観点から可能な限り改良復旧に努める。

公立社会教育施設の場合は、公立学校と異なり、激甚災害に指定されてはじめて国庫補助の対象となる。

## 第4章 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

関係部署	関係各部
------	------

災害復旧事業費の決定は、知事、市長の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる激甚法に基づいて援助される事業等は、次に掲げるとおりである。

これらの法律による事業を積極的に活用し、災害復旧を推進するものとする。

### 第1 法律により国が一部負担又は補助する事業

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による事業
- 2 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による事業
- 3 公営住宅法による事業
- 4 土地区画整理法による事業
- 5 感染症予防法による事業
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による事業
- 7 予防接種法による事業
- 8 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による事業
- 9 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による事業
- 10 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律による事業

### 第2 激甚災害に係る財政援助措置

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
  - (1) 公共土木施設災害復旧事業
  - (2) 公共土木施設災害関連事業
  - (3) 公立学校施設災害復旧事業
  - (4) 公営住宅施設災害復旧事業
  - (5) 生活保護施設災害復旧事業
  - (6) 児童福祉施設災害復旧事業
  - (7) 老人福祉施設災害復旧事業
  - (8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
  - (9) 知的障害者援護施設災害復旧事業
  - (10) 感染症指定医療機関災害復旧事業
  - (11) 感染症予防事業
  - (12) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内の排除事業、公共的施設区分外の排除事業）
  - (13) 湛水排除事業
- 2 農林水産業に関する特別の助成
  - (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (4) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- 3 中小企業に関する特別の助成
  - (1) 中小企業信用保険法による災害関係保障の特例
  - (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
  - (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - (4) 中小企業者に対する中小企業金融国庫、商工組合中央金庫及び国民金融公庫の融資に関する特例
- 4 その他の財政援助及び助成
  - (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - (2) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - (3) 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
  - (4) 水防資機材費の補助の特例
  - (5) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
  - (6) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
  - (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
  - (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

### 第3 府による財政措置

府は、被災した施設を原形に復旧するにあたり、次の災害復旧事業債及び地方交付税の財政措置に万全を期するとともに、市町村が一時に多額の資金を必要とする場合、その一時金の借入れについても近畿財務局、日本郵便株式会社（京都中央郵便局）及び各種金融機関に対し速やかな金融措置を要請し、市町村に対しそれらの資金の効果的使用を助言することとしている。

- 1 補助災害復旧事業債
- 2 単独災害復旧事業債
- 3 公営企業等災害復旧事業債
- 4 火災復旧事業債
- 5 災害による特別措置債
  - (1) 歳入欠かん等債
  - (2) 公共土木等小災害債
  - (3) 農地等小災害債

## 第5章 住宅復興計画

関係部署	総務部、建設部
------	---------

## 第1 計画の方針

地域住民の生活の基盤である一般民間住宅、災害公営住宅の復興へ向けての措置を定める。

## 第2 一般民間住宅の復興

災害時において一般民間住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度に係る業務を行う。

また、状況に応じて、独立行政法人住宅金融支援機構の協力を得て住宅相談窓口を設置し、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じるとともに、復興に資する情報を提供する。

## 第3 災害公営住宅の整備

一定規模の災害が発生した場合、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、災害公営住宅の整備を行う場合は、公営住宅法及び激甚法の規定により国はその整備に要する費用の一部について補助することになっており、この制度を活用する。

## 1 対象

公営住宅法第8条の規定により

- (1) 地震、暴風雨、洪水その他異常天然現象により住宅が滅失した場合、被災全地域でその戸数が500戸以上又は市の区域内で200戸以上であるとき。
- (2) 火災により住宅が滅失した場合、その戸数が被災全地域で200戸以上であるとき。

## 2 整備戸数の限度

滅失住宅戸数の3割以内

## 3 補助率

建設・買取費の2/3（建設又は買取りの場合）

住宅共用部分工事費の2/5（借上げの場合）

## 4 整備の手順

- (1) 住宅災害速報の提出（災害発生後10日以内）
- (2) 住宅災害現況の現地調査
- (3) 災害公営住宅整備計画書の提出
- (4) 住宅滅失戸数の査定

## 5 激甚法適用の場合

## (1) 対象

激甚法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合に対象となる。

## (2) 整備戸数の限度

滅失住宅戸数の5割以内



- (3) 補助率
  - 建設・買取費の $\frac{3}{4}$ （建設又は買取りの場合）
  - 住宅共用部分工事費の $\frac{2}{5}$ （借上げの場合）
- (4) 整備の手順
  - 公営住宅法の場合と同じ

## 第6章 農林水産業、中小企業の復興計画

関係部署	マチオモイ部
------	--------

## 第1 計画の方針

被災した農林水産業並びに被災中小企業の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について定める。

## 第2 計画の内容

## 1 農林水産業に対する措置

農林水産業施設災害復旧事業の迅速かつ円滑、効果的な推進を図るとともに、次のような融資制度の活用を促進する。

- (1) 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法」に基づく融資
- (2) 株式会社日本政策金融公庫による農林漁業セーフティネット資金融資
- (3) 株式会社日本政策金融公庫による農林漁業施設資金（災害復旧）融資
- (4) 株式会社日本政策金融公庫による農業基盤整備資金（基盤の復旧）融資
- (5) 株式会社日本政策金融公庫による農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）融資
- (6) 株式会社日本政策金融公庫による経営体育成強化資金融資
- (7) 農業近代化資金に対する上乗せ利子補給制度
- (8) 農業共済保険仮渡資金の借入れに対する利子補助（府補助）

## 2 中小企業に対する措置

災害を受けた中小零細企業に対し、府が次のような措置について、その状況に応じてその都度判断し、対策を講じていくとしている施策の積極的な活用を促進する。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等政府系金融機関及び地元金融機関に対し、復旧融資の金融措置並びに借入金の返済及び手形不渡処置の延期ができるよう要望する。
- (2) 特に必要な場合にあつては、保証料、利子補給等を行い制度融資の促進を図る。
- (3) 府産業支援センター（府中小企業技術センター、府織物・機械金属振興センター、（公財）京都産業21）、各広域振興局に災害復旧に係る相談窓口を設け、融資相談等に応じ、復旧資金の金融円滑化に対処する。

## 第3 風評被害対策

市は、府、国、関西広域連合及び経済団体等の関係機関と連携し、発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、その災害による影響等について、迅速かつ適確に広報するとともに、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を講じるものとする。

## 第7章 激甚災害の指定に関する計画

関係部署	総務部、マチオモイ部、関係各部
------	-----------------

## 第1 計画の方針

激甚法に基づく災害の指定を受けるため、府に対し積極的に協力して災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

## 第2 激甚災害に関する調査

早期に激甚災害の指定を受けられるように、府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第5編 南海トラフ地震  
防災対策推進計画



## 第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

### 第1章 総則

関係部署	関係各部
------	------

#### 第1節 計画の方針

平成25年11月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下「南海トラフ地震法」という。）に改正された。南海トラフ地震法では南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定し、南海トラフ地震に関する防災対策を推進することとされている。

中央防災会議の意見を受けた内閣総理大臣は推進地域の指定を行った。（平成26年3月31日内閣府告示第21号）京都府域においては、震度6弱以上の揺れが想定される以下の18市町村が指定を受けた。

【京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村】

「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告書を踏まえ、新たな防災対応に関する考え方や仕組み等が定められるまでの当面の間、気象庁は「南海トラフ地震に関する情報」を公表することとし、「南海トラフ地震に関する情報が発表された場合の政府の対応について」平成29年9月に中央幹事会で決定され、同年11月より運用を開始した。

また、中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の在り方や、防災対応を実行するに当たっての仕組み等について検討され、平成30年12月に報告書が取りまとめられた。この報告書を踏まえ、国においては平成31年3月に「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」を策定した。

本計画は、基本計画に基づき、南海トラフ地震法第5条の規定により南海トラフ地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備や防災訓練、関係機関との協力確保、広報及び教育、備えておくべき体制整備等について定めるとともに、防災関係機関等が一体となって南海トラフ地震防災対策の推進を図ることを目的として策定する。

なお、本計画は、計画作成後も、必要に応じて計画の見直しを行う。

#### 第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱は、第1編第7章に定

めるところによる。

【第1編第7章参照】

## 第2章 災害予防計画

関係部署	関係各部
------	------

南海トラフ地震においては、発災とともに極めて広域的に被害が発生し、震源域により近い府県における被害は、京都府域と比べ相対的に大きいと予想されていることから、京都府域に対する近隣府県からの応援は期待できないことも想定されるため、行政による「公助」とともに、市民が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」による防災対策が不可欠であり、市民、自主防災組織、NPO、事業所等の関係機関・団体等が、それぞれの立場において、日頃から災害に備え、関係機関及び団体等のすべてが一体となって、他からの支援なしで災害に対応できることを目標に防災力を向上させることが必要である。

なお、災害予防対策を進めるに当たっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するとともに、消防団、自主防災組織の育成・強化に当たり女性の参画の促進に努めるものとする。

### 第1節 地域における防災力の向上

南海トラフ地震による被害を軽減し、社会的混乱を防止するため、防災関係機関並びに住民、自主防災組織、町内会・自治会及び事業所等が一体となって、地域における防災力の向上に努める。

また、避難計画は、住民の身体、生命に関わる重要な計画であるため、安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ計画を作成する。特に、要配慮者に係る避難計画については、早期に作成するよう努める。

#### 第1 市、住民、自主防災組織及び事業所等の対策

##### 1 市の対策

市長及び幹部に対する研修、防災担当組織の整備、情報伝達手段の充実、消防・救助資機材等の整備、防災訓練の実施、消防団・自主防災組織等防災活動組織の育成、防災関係機関と住民等との相互連携協力体制の確立、地域における防災活動拠点の整備、災害時避難行動要支援者に対する避難支援体制の確立、安全な避難場所・避難施設等の確保、事業所の防災活動活性化のための方策の検討

##### 2 住民及び自主防災組織の対策

住宅等の耐震化の促進、家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止、ブロック塀の点検補修等家屋内外における安全対策の実施、食料、飲料水等生活必需品の備蓄、各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等の把握、各地域における避難場所及び避難路に関する知識の習得、初期消火、救助活動及び応急手当に関する知識の習得、防災訓練及び防災事業への参加、地域内事業所やNPO等との連携

##### 3 事業所等の対策

施設等の耐震化及び安全対策の推進、必要物資の備蓄、従業員等に対する防災教育及び防災訓練の実施、地域コミュニティとの連携、災害時における事業継続及び地域の活力を維持・向上さ



せる取組の維持

## 第2節 広報及び教育

市は、第2編第17章に定めるところにより、南海トラフ地震発生時における住民の適正な行動、住民の自発的な防災組織づくり、施設及び事業所の防災対策を推進するため、住民、防災活動組織、事業所等と協力して、防災に関する各種の広報及び教育を推進する。

【第2編第17章参照】

### 第1 教育（防災訓練の実施を含む）

市は、市職員及び住民に対し、南海トラフ地震に関する知識、緊急地震速報に関する知識、地震及び津波に関する一般的知識、地震発生時においてとるべき行動等、必要な防災教育等を実施する。

#### 1 職員に対する教育

市は、職員に対し地震発生時における的確な応急対策の実施を図るため、南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識、地震及び津波に関する一般的知識、具体的にとるべき行動に関する知識、職員等が果たすべき役割、防災対策として現在講じられている対策に関する知識、今後取り組む必要のある課題等について必要な防災教育の実施に努める。

#### 2 一般住民に対する防災知識の普及

市は、一般住民の防災意識の高揚を図るため、南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識、地震及び津波に関する一般的な知識、出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識、正確な情報の入手方法、防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容、各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識、各地域における避難場所及び避難経路に関する知識、居住者等自らが実施する、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法、住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施等について普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及に当たっては、従来、防災に関心の薄かった人々にも取り組みが広がるよう、正しい知識を分かりやすく提供できるよう、優良なコンテンツやメニューの充実に努めるものとする。

#### 3 児童生徒等に対する教育

市及び学校等においては、関係職員及び児童生徒等に対して、南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識、地震及び津波に関する一般的な知識、緊急行動に関する知識、応急手当の方法、教職員の業務分担、児童生徒等の登下校(園)時等の安全確保方法、学校(園)に残留する児童生徒等の保護方法、ボランティア精神等について、教育活動全体を通じた児童生徒等への防災教育、研修等を通じた教職員への防災教育等について教育を実施し、保護者等に対しては、PTA活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知と連絡の徹底を図るとともに、防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化に留意する。

## 第2 広報

市は、地域の特性を踏まえ、第1で記述した内容に関し、防災意識の高揚を図るよう、必要な広報活動を実施する。

広報にあたっては、講演会等の実施による広報、社会教育施設における講座等を通じての広報、PTA・青少年団体・女性団体等の社会教育関係団体の会議、各種講演会及び集会等を通じての広報、その他商工団体等関係団体の諸活動を通じての広報、テレビ・ラジオ・新聞等による広報、パンフレット等による広報、ホームページ等の情報通信環境による広報、ビデオ・スライド等による広報、移動式地震発生装置(起震車)等疑似体験装置等による広報、相談窓口の設置等により行い、災害時要配慮者に対しても十分な情報提供が行われること、地域の特性を踏まえ関係機関が相互に連携しながら地域密着型の防災意識の高揚が図れること、地理に不案内な観光客等に対する広報についても留意する。

## 第3節 防災訓練

市は、南海トラフ地震等市域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を第2編第18章の定めるところにより実施する。

なお、防災訓練の実施にあたっては、予想される南海トラフ地震の影響が広域にわたることから、住民、自主防災組織、町内会・自治会、防災関係機関との連携を図ることに特に配慮する。

【第2編第18章参照】

## 第4節 災害に強い安全なまちづくりの推進

南海トラフ地震による災害から、住民の生命、身体及び財産を守るため、市は、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化や防災基盤の整備等を計画的に実施し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

### 第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

市は、京都府地震防災緊急事業五箇年計画に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等を、南海トラフ地震法第5条第1項第1号及び令第1条の規定による地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定めてその整備に努める。具体的な事業の実施にあたっては、次に掲げる点に留意する。

- 1 施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。
- 2 災害応急対策等の内容と十分調整の取れたものとする。
- 3 指定避難所等については、災害時要配慮者に配慮したユニバーサルデザイン仕様を検討する。

### 第2 住宅及び公共施設等の耐震化の推進

市は、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めるため、木津川市建築物耐震改修促

進計画に基づき、耐震化の推進を図る。

住宅その他の建築物については、その倒壊により人命を損なうことがあるため、住宅等の耐震化を促進する施策等を充実させ、地域全体の耐震化の推進を図るとともに、市役所、消防署その他関係公所等災害時の拠点となる公共施設及び多数の者が利用する施設について、耐震化を推進する。

### 第3 文化財保護対策の実施

市内に所在する多数の文化財は、ひとたび失われると取り戻すことができない代替性のないものであって、永く将来に伝えていかなければならない貴重な国民的財産である。

このため、市は、第2編第10章に基づく対策を推進するほか、文化財周辺における延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを推進する。 【第2編第10章参照】

### 第4 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は活断層による地震と比較して長周期成分を多く含み、地震動の継続時間も長いと予測されている。

このため、市は、京都府や国と連携し、南海トラフ地震で発生する長周期地震動が構造物に及ぼす影響を軽減させる対策を推進する。

### 第5 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止

市は、南海トラフ地震が、数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。また、南海トラフ地震と東海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、対策等についても以下のとおり検討する。

- 1 南海トラフ地震等が連続して発生した場合に生じる危険に関する啓発
- 2 後発地震により土砂災害等が発生し、被害を受ける可能性がある地域の避難対策
- 3 先発地震による被災建築物が、後発地震によって倒壊すること等による人的被害を防止するための、被災建築物応急危険度判定の早急な実施及び必要に応じた立入禁止措置等の実施
- 4 先発地震による被災宅地の擁壁等が、後発地震によって崩壊することによる人的被害を防止するための、被災宅地危険度判定の早急な実施及び必要に応じた立入禁止措置等の実施

## 第5節 帰宅困難者対策の推進

市は、民間事業者等と協力して、公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者等の一斉徒歩帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知徹底する。また、観光客及び帰宅困難者を支援するため、一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供、徒歩帰宅者等の円滑な帰宅への支援等の対策について検討を進める。

## 第3章 災害応急対策計画

関係部署	関係各部
------	------

### 第1節 広域防災体制の確立

南海トラフ地震においては、国及び他の都道府県と連携した対策が必要不可欠である。

このため、平成26年3月に国が策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」と整合を図りながら、以下の対策について検討するものとする。

また、災害発生直後は受援が困難となることも想定されるため、できる限り、市内における防災関係機関等の自助努力により対応できる体制づくりを目指し、種々の対策を検討するものとする。

#### 第1 被害予測に基づく資機材、人員等の確保及び物資の備蓄

- 1 市は、物資の備蓄に努める。
- 2 防災関係機関は、別途、被害想定等を基として、地震発生時において応急対策に必要となる資機材等及び人員等を勘案し、計画的な確保に努める。
- 3 2項において、防災関係機関間又は防災関係機関と企業等が協定等を締結する場合においては、機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携協力を図る。

#### 第2 他自治体等との連携

南海トラフ地震が広域同時多発災害であることを踏まえ、相互応援に関する基本協定締結自治体等と緊密に連携をとりつつ対策を推進する。また、応援・受援については、第3編第37章による。

#### 第3 広域災害に対応する輸送体制の整備

災害発生時においては、陸上輸送が困難となる事態も想定されるため、市等は、ヘリコプターによる搬送に備え、ヘリポート等を確保する。

#### 第4 府指定の防災活動拠点との連携

市は、府が指定する防災活動拠点と連携し、平素から実効的なネットワークづくりを推進する。

### 第2節 防災体制に関する事項

#### 第1 南海トラフ地震に関する情報が発表された場合の対応

- 1 「南海トラフ地震に関する情報」の発表

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類および発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul> <p>※ すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと書くキーワードを付記する条件情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報を発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 監視領域内<sup>(注1)</sup>でマグニチュード6.8以上<sup>(注2)</sup>の地震<sup>(注3)</sup>が発生</li> <li>○ 1カ所以上のひずみ計での有意な変化<sup>(注4)</sup>と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化<sup>(注4)</sup>が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり<sup>(注5)</sup>が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード<sup>(注6)</sup>8.0以上の地震が発生したと評価した場合</li> </ul>
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震<sup>(注3)</sup>が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</li> <li>○ 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</li> </ul>
	調査終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</li> </ul>

- (注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。
- (注2) モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。
- (注3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- (注4) 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを 1～3 とし、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24 時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。具体的には、  
 レベル 1：平常時のデータのゆらぎの中の 1 年に 1～2 回現れる程度の値に設定。  
 レベル 2：レベル 1 の 1.5～1.8 倍に設定。  
 レベル 3：レベル 1 の 2 倍に設定。  
 「有意な変化」とは上記、レベル 3 の変化を、  
 「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル 1 以上の変化を意味する。
- (注5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。  
 南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から 1 年程度の間隔で、数日～1 週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。  
 なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。
- (注6) 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

## 2 市の当面の対応

- (1) 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合、災害警戒本部要員による調整会議を開催し、市民に対して、今後の備えについての呼びかけを行う。  
 呼びかけの内容は、日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として、家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取り決め、家庭における備蓄の確認等とする。
- (2) 各部等は、災害警戒本部調整会議の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ、所管する施設の点検、大規模地震発生後の応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。
- (3) その後は、「南海トラフ地震臨時情報」のキーワード（巨大地震警戒 or 巨大地震注意 or 調査終了）に応じ、必要の都度、災害警戒本部要員による調整会議又は災害警戒本部会議を開催するものとする。

## 第2 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

市長は、南海トラフ地震と判定される規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部を設置し、適確かつ円滑にこれを運営する。

なお、市長が出張又は病気などにより本部長の業務を遂行できない時は、副市長が代行する。

災害対策本部要員及びその他の職員の動員については、第3編第2章に定めるところによるが、広域にわたる災害により、通常の交通機関の利用ができないなど、職員の参集が困難となることも想定されるが、「木津川市職員初動マニュアル」に基づき、迅速な職員参集に努める。

## 第3 地震発生時の応急対策

南海トラフ地震の発生時においては、被害を防止又は軽減するため、市は、第3編第3章の定めるところにより、被害状況等の把握や消火活動、救助・救急活動、医療活動、二次災害防止のための必要な措置、輸送活動、保健衛生活動、防疫活動等必要となる種々の対策を講じる。

### 1 被害状況等の情報収集・伝達

被害状況等の情報収集・伝達については、第3編第3章に定めるところによる。通信設備の被災により、情報伝達網が寸断された場合にあつては、電波法第52条の規定による非常通信経路を用いる。

### 2 施設等の緊急点検・巡視

所管する公共施設等について緊急点検を行い、当該施設の被災状況等の把握及び復旧に努める。この場合において、特に防災活動の拠点となる施設や避難所に指定されている施設及び緊急輸送道路の被災状況把握及び復旧に配慮する。

### 3 二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

## 第4 対策要員及び資機材、必要物資等の確保

市は、府に対し、対策要員の配備状況を報告し、必要に応じて、府職員派遣又は他の自治体職員応援派遣を要請する。また、発災後速やかに、市が所有する備蓄物資並びに協定締結業者から調達可能となる流通備蓄物資を把握し、その不足分を府に供給要請する。

## 第5 他機関等に対する応援要請

市は、災害応急対策の実施のために必要があると認めるときは、府に対し自衛隊等の災害派遣及び消防庁に対し緊急消防援助隊の応援要請を行う。また、その他の自治体及び機関等に協力を得ることに関し、応援協定の締結を推進するとともに、必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請する。





# 資料編

(令和6年2月一部修正版)



# 資料編目次

<b>I 総則関連資料</b> .....	<b>1</b>
I-1 連絡先一覧.....	1
I-2 地形、地質.....	4
I-3 災害履歴.....	6
<b>II 災害予防計画関連資料</b> .....	<b>10</b>
II-1 気象情報例文.....	10
京都地方気象台 <b>管理</b> 地域気象観測所（アメダス）一覧表.....	15
京都地方気象台 <b>管理</b> 地域気象観測所（アメダス）配置図.....	16
II-2 警戒すべき区域内の災害時要配慮者関連施設一覧及び情報伝達方法.....	17
II-3 気象庁震度階級関連解説表.....	19
II-4 重要水防区域及び河川重点警戒箇所一覧.....	22
II-5 災害危険箇所一覧.....	26
II-6 防災重点農業用ため池.....	38
II-7 都市公園一覧.....	41
II-8 指定 <b>等</b> 文化財一覧.....	45
II-9 相互応援協定等一覧.....	<u>53</u>
II-10 災害用備蓄.....	<u>62</u>
II-11 食料及び生活必需品の調達ルート.....	<u>63</u>
II-12 自主防災組織.....	<u>67</u>
II-13 防災拠点一覧.....	<u>68</u>
<b>III 災害応急対策計画関連資料</b> .....	<b><u>77</u></b>
III-1 市防災行政無線.....	<u>77</u>
III-2 被害程度の認定基準.....	<u>78</u>
III-3 災害救助法施行細則による救助の方法、程度、期間等早見表.....	<u>81</u>
III-4 消防組織.....	<u>86</u>
III-5 水防倉庫.....	<u>88</u>
III-6 避難指示等の伝達内容.....	<u>89</u>
III-7 市内医療機関一覧.....	<u>92</u>
III-8 災害対策用ヘリコプター離着陸場一覧.....	<u>95</u>
III-9 応急危険度判定調査フロー.....	<u>97</u>
III-10 自衛隊活動拠点.....	<u>98</u>
III-11 原子力災害発生時の広域避難者の受入避難所.....	<u>99</u>
<b>IV 災害復旧計画関連資料</b> .....	<b><u>100</u></b>
IV-1 市税の減免.....	<u>100</u>
IV-2 災害見舞金支給要綱.....	<u>103</u>
IV-3 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱..	<u>105</u>

<b>V 様式等</b> .....	<b>113</b>
V-1 災害対策本部の標識及び職員の証票.....	<u>113</u>
V-2 災害情報等報告様式.....	<u>116</u>
V-3 緊急消防援助隊緊急連絡様式.....	<u>124</u>
V-4 水防報告様式.....	<u>125</u>
V-5 公用負担命令.....	<u>127</u>
V-6 緊急通行車両関連様式.....	<u>128</u>

## I 総則関連資料

## I-1 連絡先一覧

## (1) 京都府

名称	電話	摘要
京都府	075-414-4472	災害対策課
京都府山城広域振興局	0774-72-0051	木津総合庁舎
京都府山城広域振興局建設部山城南土木事務所	0774-72-9685	企画・総務契約課
京都府山城広域振興局健康福祉部山城南保健所	0774-72-4300	
京都府山城教育局	0774-62-0008	総務課

## (2) 指定地方行政機関

名称	電話	摘要
近畿管区警察局	06-6944-1234	
近畿財務局	06-6949-6390	総務課
近畿財務局京都財務事務所	075-752-1417	総務課
近畿厚生局	06-6942-2241	総務課
近畿農政局	075-414-9036	企画調整室
近畿農政局土地改良技術事務所	075-641-6391	
近畿中国森林管理局	06-6881-3407	企画調整室
近畿中国森林管理局京都大阪森林管理事務所	075-414-9822	
近畿経済産業局	06-6966-6001	総務課
中部近畿産業保安監督部近畿支部	06-6966-6061	管理課
近畿運輸局	06-6949-6412	安全防災・危機管理調整官
近畿運輸局京都運輸支局	075-681-1427	企画調整部門
近畿地方整備局京都国道事務所	075-351-3300	
近畿地方整備局京都国道事務所京都第一維持出張所	075-601-7212	
近畿地方整備局淀川河川事務所	072-843-2861	
近畿地方整備局淀川河川事務所木津川出張所	0774-62-0075	
大阪航空局大阪空港事務所	06-6843-1241	航空保安防災課
国土地理院近畿地方測量部	06-6941-4507	
大阪管区气象台	06-6949-6302	業務課
大阪管区气象台京都地方气象台	075-841-3006	防災管理官
近畿総合通信局	06-6942-8505	総務課
京都労働局	075-241-3211	総務課
近畿地方環境事務所	06-4792-0700	
近畿中部防衛局	06-6945-4951	

## (3) 自衛隊

名称	電話	摘要
陸上自衛隊第4施設団本部第3科	0774-44-0001	
陸上自衛隊第7普通科連隊第3科	0773-22-4141	
自衛隊京都地方協力本部	075-803-0820	

## (4) 指定公共機関

名 称	電 話	摘 要
西日本電信電話株式会社（京都支店）	075-842-9463 0120-444-113（時間外） 075-813-0464（FAX）	設備部 災害対策室
KDD I 株式会社	03-3347-0077	
株式会社NTTドコモ	03-5156-1111	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	03-3500-8111	
日本赤十字社（京都府支部）	075-541-9326	支部事務局
西日本旅客鉄道株式会社（京都支社）	075-682-8031	施設課
日本放送協会（京都放送局）	075-841-4321	
関西電力送配電株式会社	0800-777-3081	コンタクトセンター
日本銀行（京都支店）	075-212-5151	
西日本高速道路株式会社（関西支社）	06-6344-8888	
日本通運株式会社（京都支社）	075-371-3144	
大阪ガス株式会社（京滋導管部）	075-315-8942	計画チーム
日本郵政株式会社（京都中央郵便局）	075-365-2471	
独立行政法人水資源機構（木津川ダム総合管理所）	0595-64-8961	

## (5) 京都府警察

名 称	電 話	摘 要
京都府警察本部	075-451-9111	
木津警察署	0774-72-0110	
山城交番	0774-86-2049	
相楽交番	0774-73-6033	
加茂交番	0774-76-2065	
木津南交番	0774-71-0110	

## (6) 相楽中部消防組合

名 称	電 話	摘 要
相楽中部消防組合消防本部	0774-72-2119	

## (7) 指定地方公共機関

名 称	電 話	摘 要
株式会社京都放送	075-431-2160	
株式会社エフエム京都	075-344-0894	
関西鉄道協会	06-6341-1231	
近畿日本鉄道株式会社	06-6771-3105	
一般社団法人京都府バス協会	075-691-6517	
一般社団法人京都府トラック協会	075-671-3175	
一般社団法人京都府LPガス協会	075-314-6517	
一般社団法人京都府医師会	075-354-6101	
公益社団法人京都府看護協会	075-723-7195	
一般社団法人京都府薬剤師会	075-551-0376	
一般社団法人京都府歯科医師会	075-812-8020	

## (8) 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

名 称	電 話	摘 要
山城町土地改良区	0774-86-5155	
相楽土地改良区	0774-72-8597	
相楽郡加茂土地改良区	0774-76-3611	
梅谷土地改良区	0774-72-8597	
京都やましる農業協同組合	0774-62-1200	
山城町森林組合	0774-86-5375	
木津川漁業協同組合事務所	0774-86-5403	
木津川市商工会	0774-72-3801	
相楽郡建設業協会	0774-72-4960	
木津川市建設業協会	0774-72-4414	
都市再生機構西日本支社 ニュータウン業務部	0742-32-3001	
一般社団法人相楽医師会	0774-73-8222	
木津川市社会福祉協議会	0774-71-9559	
相楽郡広域事務組合	0774-72-0421	

I-2 地形、地質

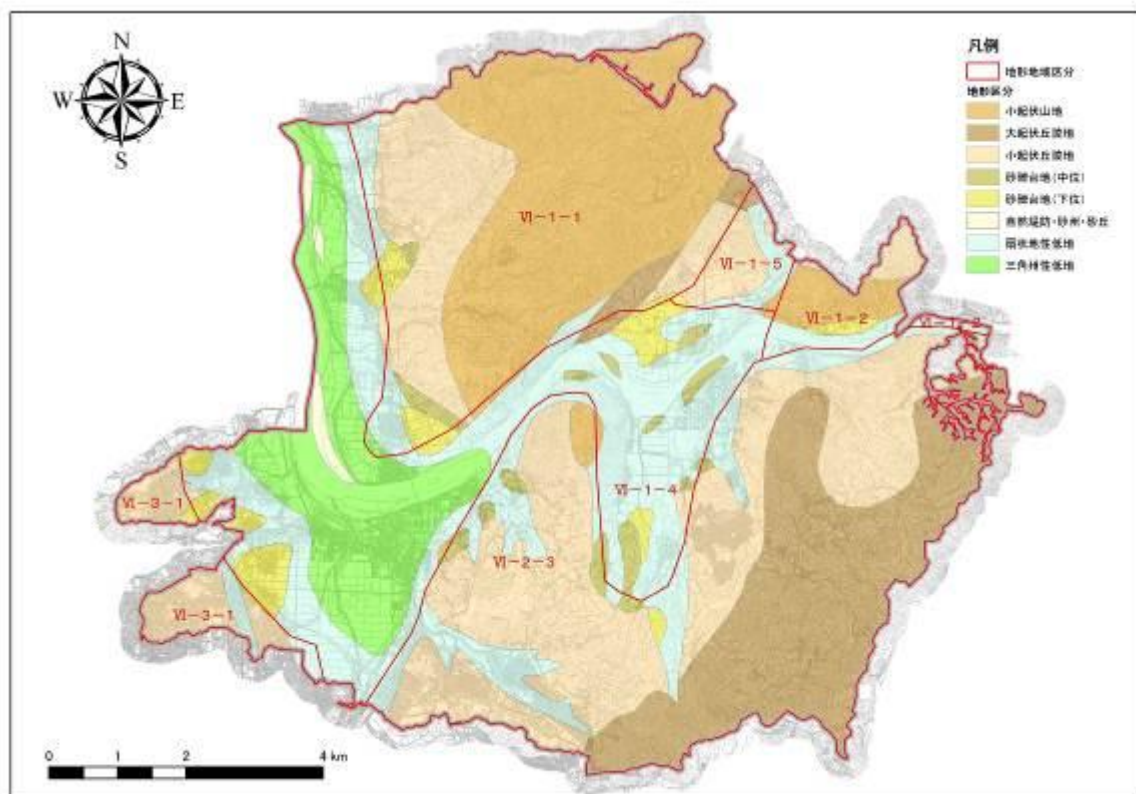
(1) 地形

本市の地形は木津川河谷周辺山地に含まれ、木津川の流域を構成している。

低地は、木津川河谷とその支流である和東川河谷において見られる。

市の北東部は、和東川河谷を挟んで北側が鷲峰山山地、南側が童仙房山地となっている。

木津川の南岸は、加茂丘陵と呼ばれ笠置山地の北西端にあたる。また、木津川の西岸は甘南備山丘陵と呼ばれ、生駒山地の北への延長部である。



木津川市周辺の地形分類図

(出典：『1/20,000 土地分類基本調査 (地形分類図)「京都府」(1976)』)

木津川市周辺の地形地域区分

木津川河谷周辺山地	木津川東岸山地	VI-1-1 鷲峰山山地	VI-1-4 木津川河谷
	木津川南岸山地	VI-1-2 童仙房山地	VI-1-5 和東川河谷
	木津川西岸山地	VI-2-3 加茂丘陵	
		VI-3-1 甘南備山丘陵	

(出典：『1/20,000 土地分類基本調査 (地形分類図)「京都府」(1976)』)

木津川市の地形状況

	山地	丘陵地			台地	低地			合計
	小起伏	大起伏	小起伏	砂礫(下位)	扇状地性	三角州性	自然堤防		
木津川市	9 km <sup>2</sup>	11 km <sup>2</sup>	31 km <sup>2</sup>	10 km <sup>2</sup>	11 km <sup>2</sup>	9 km <sup>2</sup>	3 km <sup>2</sup>	84 km <sup>2</sup>	

(出典：『1/20,000 土地分類基本調査 (地形分類図)「京都府」(1976)』)



(2) 地質

本市の山地は、領家深成岩類（花崗岩質岩石）、領家変成岩類（ホルンフェルス、片麻岩）で構成され、丘陵地は、領家深成岩類（花崗岩質岩石）、領家変成岩類（ホルンフェルス、片麻岩）、礫・砂・泥による半固結堆積物で構成されている。木津川沿いの低地は、礫・砂による未固結堆積物により構成されている。

木津川市の表層地質分布状況

	未固結堆積物	半固結堆積物	深成岩類	変成岩類		合計
	礫・砂	礫・砂・泥	花崗岩質岩石	ホルンフェルス	片麻岩 (準片麻岩)	
木津川市	34 km <sup>2</sup>	19 km <sup>2</sup>	25 km <sup>2</sup>	3 km <sup>2</sup>	3 km <sup>2</sup>	84 km <sup>2</sup>

(出典：『1/20,000 土地分類基本調査（地形分類図）「京都府」（1976）』)

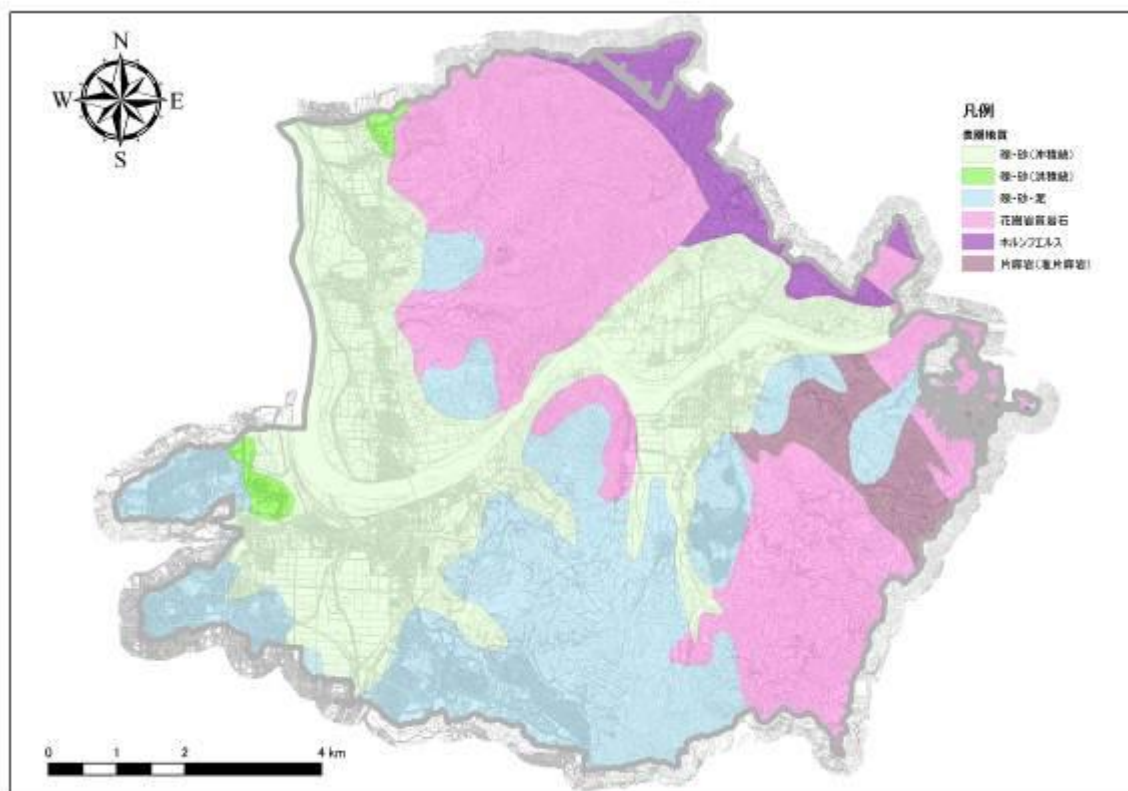
深成岩類：マグマが地下深部でゆっくりと冷え固まったもので、比較的規模の大きい貫入岩体として存在する。

花崗岩：優白質粗粒の結晶の集合体から成る岩石。酸性深成岩の代表的な一つで、カリ長石、斜長石、石英、有色鉱物を主成分としている。「御影石」と呼ばれ、風化すると真砂(マサ)になり、土砂災害が発生し易くなる。

変成岩：既存の岩石が熱や圧力などの変性作用により、その鉱物組成や組織が変化した岩石の総称。千枚岩・結晶片岩・片麻岩などの広域変成岩、マイロナイトなどの動力変成岩、ホルンフェルスなどの接触変成岩など、受ける変成作用の種類により分類される。

ホルンフェルス：砂岩、頁岩、粘板岩などが熱による変成作用を受けた、接触変成岩の一種。組織は再結晶し細粒緻密であり、片理の発達は見られない。

片麻岩：（へんまがん、gneiss）は、変成岩の一種。片麻状組織を持つ岩石の総称。組成による分類ではなく、変成作用を受けた条件によって分類される。つまり、同一の原岩に由来する変成岩であっても、あるものは片麻岩となり、別のものは他の変成岩になりうる。



木津川市周辺の表層地質図

(出典：『1/20,000 土地分類基本調査（地形分類図）「京都府」（1976）』)

## I-3 災害履歴

発生年月日	名称	災害の種類	災害の概要
昭和 9. 9. 21	室戸台風	風水害	
昭和 24. 7. 29	ヘスター台風	風水害	府内全域の被害は死者・行方不明 11 人、家屋の被害 5, 220 戸
昭和 25. 9. 3	ジェーン台風	風水害	主に強風により近畿地方や四国地方などに大きな影響を与えた台風
昭和 28. 8. 15	南山城水害	水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木津川右岸の綴喜郡、相楽郡山間部の雨量が最も多く 400 ミリを超える雨量</li> <li>・この豪雨は京都府南部、滋賀県東南部、三重県北西部の山間部にのみ降り、その他の地域にはほとんど降っていないのが特徴の局地的豪雨</li> <li>・木津川右岸における支流の被害が大きく、和東川の増水が著しく、奥畑、井平尾地区の被害が大</li> <li>・強雨が局地的であったため、山間支谷の河川の流量は著しく増大したものの、木津川本流では大增水には至らなかった</li> <li>・ただし、木津川本流では破堤はないものの泉大橋、玉水橋が流失</li> <li>・山間部では最上流域にある三上山周辺の花崗岩からなる山腹がいたるところで崩壊し、土石流となって流下</li> <li>・渋川、天神川、不動川、鳴子川、谷川で堤防決壊</li> <li>・不動川でデレーケの石積み堰堤が半壊</li> <li>・不動川の下を通過している国鉄奈良線のトンネル部分で、川床が抜け落ちる</li> </ul> (被害概要) <ul style="list-style-type: none"> <li>・加茂地域では全壊家屋 5 戸、半壊家屋 13 戸、床上浸水 43 戸、床下浸水 189 戸、流失 8 戸、その他田畑の被害大</li> <li>・山城地域では死者 31 人、流失家屋 21 戸、全壊家屋 38 戸、半壊家屋 81 戸、床上浸水 83 戸の被害</li> <li>・木津地域では田の冠水 324 町歩、畑の冠水 78 町歩、橋梁流失 1、人的被害なし、住宅被害なし</li> </ul>
昭和 28. 9. 25	台風 13 号	風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8 月災(南山城水害)は南山城という限定された地域の災害であったのに対して、9 月災(台風 13 号)は広域な地域の災害</li> <li>・ 8 月災の直後のため、河川の応急工事箇所が再決壊(天神川が 8 月の南山城水害に続き再決壊)</li> <li>・ 京都府下全域に災害救助法が発動</li> <li>・ 降水量は府南部で 200 ミリメートル、北部で 500 ミリメートル</li> <li>・ 南山城地方は、降雨量は中部、北部に較べるとかなり少なかったが、河川の多くは 8 月の南山城水害で堤防が破堤しており、未修復であったため、降水量の割には浸水を主とする大きな被害が出た</li> <li>・ 雨台風であり、強風を伴わず</li> </ul>

## I 総則関連資料

発生年月日	名称	災害の種類	災害の概要
昭和 28. 9. 25	台風 13 号	風水害	(被害概要) <ul style="list-style-type: none"> <li>加茂地域では、全壊家屋 2 戸、半壊家屋 12 戸、床上浸水 40 戸、床下浸水 141 戸、その他田畑の被害あり</li> <li>山城地域では、山間部の神童子地区で山崩れ多発し、死者 1 名、重傷者 5 名、全壊家屋 4 戸、半壊家屋 13 戸の被害あり</li> <li>木津地域では、農地流失 3 町 2 反、農地埋没 4 町 8 反、稲倒伏田 185 町 8 反、田冠水 77 町 6 反、田浸水 79 町 8 反に及び、農地の被害面積が 351 町 9 反に達した</li> </ul>
昭和 34. 9. 25 ～26	伊勢湾台風	風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>加茂地域で流失家屋 7 戸、全壊家屋 5 戸、半壊家屋 13 戸、床上浸水 77 戸、床下浸水 34 戸、道路損壊 17 箇所、農地の流失 16 反、冠水 1060 反、浸水 480 反などの記録あり</li> <li>山城地域でも被害あり</li> </ul>
昭和 36. 9. 15 ～16	第 2 室戸台風	風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>加茂地域で重傷 1 名、全壊家屋 39 戸、半壊家屋 101 戸、工場の全壊 1 棟、鶏舎全壊 15 棟、鶏舎半壊 50 棟などの記録あり</li> <li>山城地域でも被害あり</li> </ul>
昭和 51. 9. 8	台風 17 号	風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>山城地域で被害記録あり</li> </ul>
昭和 53. 6. 23	大雨、豌豆川決壊	水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>水田冠水 66ha (木津地域)</li> </ul>
昭和 54. 6. 29 ～30	梅雨前線による大雨	水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>鹿背山地内にて山林崩壊 (木津地域)</li> </ul>
昭和 57. 8. 1～3	台風 10 号による大雨	風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>山田川堤防浸食避難 13 世帯 41 名、東山墓地にて地すべり、住宅浸水 28 世帯、田畑冠水 48ha (木津地域)</li> </ul>
昭和 58. 9. 28	台風 10 号による大雨	風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>鹿背山、梅谷地内にて土砂崩れ (木津地域)</li> </ul>
昭和 59. 6. 27	大雨、井関川堤防半壊	水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>江戸町、恵美須 3・4 丁目にて床下浸水 33 世帯、水田冠水 24ha (木津地域)</li> </ul>
昭和 60. 6. 25	梅雨前線による大雨	水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>水田冠水 21ha (木津地域)</li> </ul>
昭和 60. 7. 12	集中豪雨	水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>床下浸水 11 世帯、水田冠水 25ha (木津地域)</li> </ul>
昭和 61. 7. 21 ～22	集中豪雨	水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>連続降雨量 258 ミリ</li> <li>加茂地域では、全壊家屋 1 戸、床上浸水 2 戸、床下浸水 24 戸の被害</li> <li>木津地域では、木津川にて中学生 3 名水難救助、床下浸水 7 世帯、水田冠水 33ha</li> </ul>
昭和 62. 10. 16 ～17	台風 19 号による暴風雨	風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>風害による水稲倒伏 15ha 及びナス、大根、柿等の落下 (木津地域)</li> </ul>
平成 1. 6. 28	集中豪雨	水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>市坂、鹿背山、梅谷地内にて路肩崩壊、恵美須 3・4 丁目にて床下浸水 10 世帯、水田冠水 17ha、畦畔崩壊 2ヶ所 (木津地域)</li> </ul>
平成 1. 8. 27	台風 17 号による大雨	風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>鹿背山地内にて路肩崩壊 (木津地域)</li> </ul>
平成 1. 9. 6～7	集中豪雨	水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>梅谷、市坂地内にて路肩崩壊 (木津地域)</li> </ul>
平成 1. 9. 19	台風 22 号による大雨	風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>南畑地内にて床下浸水 1 世帯 (木津地域)</li> </ul>
平成 2. 7. 12～13	集中豪雨	水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>恵美須 3・4 丁目にて床下浸水 10 世帯、水田流出埋没 1 ha、梅谷地内にて路肩崩壊及び河川堤防損傷 (木津地域)</li> </ul>
平成 2. 9. 19～20	台風 19 号による暴風雨	風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋一部損壊 16 世帯、鹿背山、駅前団地、フジ荘園、5 丁目にて 665 戸停電、水田流出埋没 13ha、水田冠水 6 ha、畑流出埋没 8 ha、道路 7ヶ所崩壊、河川 2ヶ所法面崩壊 (木津地域)</li> </ul>

## I 総則関連資料

発生年月日	名称	災害の種類	災害の概要
平成 5. 7. 3～6	集中豪雨	水害	・水田冠水 1. 2ha、路肩崩壊 2ヶ所（木津地域）
平成 6. 9. 29～30	台風 26 号による大雨	水害	・ビニールハウス 14 棟損壊（木津地域）
平成 7. 1. 17	阪神・淡路大震災による被害	地震	・文教施設一部損壊（壁剥離）
平成 7. 7. 2～6	集中豪雨	水害	・路肩崩壊 3ヶ所（木津地域）
平成 8. 9. 22	台風 7 号	風水害	・山城地域で被害記録あり
平成 9. 7. 8～13	梅雨前線による大雨	水害	・吐師・恵美須 3・4 丁目で床下浸水 3 世帯、道路一部損壊 10 ヶ所、地すべり 2 ヶ所（木津地域）
平成 9. 7. 26～29	台風 9 号による暴風雨	風水害	・停電 232 世帯、ビニールハウス損壊 4 ヶ所（木津地域）
平成 10. 9. 21 ～23	台風 7・8 号による暴風雨	風水害	・風害による農作物の損害 190. 73ha、農作業施設 46 棟損壊、水道施設 7 ヶ所、道路冠水 2 ヶ所、町営住宅損壊 25 戸、教育施設損壊 7 ヶ所、家屋一部損壊 45 世帯（木津地域） ・山城地域で被害記録あり
平成 11. 6. 29 ～30	梅雨前線による大雨	水害	・鹿背山床下浸水 1 世帯、法面崩壊 1 ヶ所（木津地域）
平成 11. 9. 21	台風 18 号による暴風雨	風水害	・北之庄、恵美須 3・4 丁目、駅前団地、江戸町において床下浸水 19 ヶ所（木津地域）
平成 16. 5. 13	集中豪雨	水害	・木津町 4 丁目床上浸水 4 世帯、川原町、三桝町、木津町 3 丁目・4 丁目・5 丁目、恵美須 4 丁目において床下浸水 30 世帯（木津地域）
平成 23. 6. 10	集中豪雨	水害	・加茂町で斜面崩壊による勝手神社一部損壊 ・落石等による道路閉鎖（加茂地域）
平成 23. 9. 2	台風 12 号による豪雨	水害	・市道 3 か所で土砂崩れ（加茂地域）
平成 24. 8. 13 ～14	京都府南部豪雨	水害	・床下浸水 17 棟
平成 25. 9. 15 ～16	台風 18 号による豪雨（特別警報）	水害	・床上浸水 25 棟（木津：22、加茂：3） ・床下浸水 28 棟（木津：25、加茂：2、山城：1） ・建物一部損壊 1 棟（加茂地域） ・道路冠水 15 ヶ所（木津：8、加茂：6、山城：1） ・道路崩壊 37 ヶ所（木津：3、加茂：28、山城：6） ・その他に河川、農地等被害あり
平成 26. 8. 9 ～10	台風 11 号による豪雨等	水害	・建物一部損壊 1 ヶ所（加茂：1） ・道路冠水 2 ヶ所（木津：2） ・道路崩壊 5 ヶ所（木津：1、加茂：4） ・その他に河川、農地等被害あり
平成 26. 10. 5 ～6	台風 18 号による風雨等	風水害	・1 名軽傷：強風により川へ転落（木津）
平成 29. 10. 22 ～23	台風 21 号による風雨等	風水害	・床上浸水 1（加茂） ・床下浸水 11（木津） ・倉庫等浸水 2（木津） ・同 6（加茂） ・パイプハウス 24 棟被害 ・避難指示（土砂災害）を発表
平成 30. 7. 5 ～8	平成 30 年 7 月豪雨	水害	・道路冠水 2 カ所（木津：1、山城：1） ・道路崩壊、倒木等 33 カ所（木津：11、加茂：11、山城：11） ・水路破損等 21 カ所（木津：8、加茂：13） ・農地、畔等の損壊 25 カ所（木津：10、加茂：11、山城：4）

## I 総則関連資料

発生年月日	名称	災害の種類	災害の概要
平成 30. 7. 28 ～29	台風12号による豪 雨等	風水害	・ 民家（屋根）損壊等：市内188件
平成30. 9. 4 ～5	台風21号による豪 雨等	風水害	・ 軽傷1名：強風により飛んできたトタンにより負傷 （加茂） ・ 停電：市内192カ所
平成30. 10. 1	台風24号による豪 雨等	風水害	・ 倒木
令和1. 8. 15 ～16	台風10号による豪 雨等	風水害	・ 農地等被害
令和1. 10. 12	東日本台風による 豪雨等	風水害	・ 農地等被害
令和2. 10. 10	台風14号による豪 雨等	風水害	・ 土砂崩れ、倒木
<u>令和5. 6. 2</u>	<u>梅雨前線による大 雨</u>	<u>風水害</u>	・ <u>冠水、農地法面崩落</u> ・ <u>避難指示（土砂災害）を公表</u>
<u>令和5. 8. 14</u> ～15	<u>台風 7 号による風 雨等</u>	<u>風水害</u>	・ <u>倒木</u> ・ <u>店舗施設破損3カ所</u> ・ <u>農作物被害</u> ・ <u>ビニールハウス17棟被害</u>

（出典：木津町史、加茂町史、山城町史、その他災害報告資料）

## II 災害予防計画関連資料

### II-1 気象情報例文

#### ●台風情報発表例（例文1）

令和〇〇年 台風第〇〇号に関する京都府気象情報 第〇号

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 京都地方気象台発表

（見出し）

非常に強い台風第〇〇号は、西日本の南海上を〇〇に進み、〇〇日△△に京都府に最も接近する見込みです。土砂災害、

低い土地の浸水、河川の増水や氾濫、暴風、高波に警戒してください。

（本文）

非常に強い台風第〇〇号は、〇〇日□□時には〇〇市の南西約〇〇〇キロにあって、1時間におよそ〇〇キロの速さで〇〇へ進んでいます。中心の気圧は〇〇〇ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は〇〇メートル、最大瞬間風速は〇〇メートルで、中心の南東側〇〇〇キロ以内と北西側〇〇〇キロ以内では、風速25メートル以上の暴風となっています。

台風は、今後次第に勢力を強め、〇〇日にかけて日本の南海上を北上するでしょう。その後、次第に進路を北東に変えて、〇〇日△△に京都府に最も接近する見込みです。

〔雨の予想〕

台風の北上に伴い暖かく湿った空気が流れ込むため、大気の状態が非常に不安定となり、〇〇日△△から〇〇日△△にかけて大雨となるおそれがあります。特に〇〇日□□から〇〇日□□にかけては、局地的に雷を伴い非常に激しい雨の降る所がある見込みです。

〇〇日に予想される1時間降水量は、いずれも多い所で、

北部 〇〇ミリ

南部 〇〇ミリ

〇〇日〇〇時から〇〇日□□時までに予想される24時間降水量は、いずれも多い所で、

北部 〇〇〇ミリ

南部 〇〇〇ミリ

その後、〇〇日◇◇にかけて雨は続くため、総降水量は更に増える見込みです。

〔風の予想〕

〇〇日□□にかけて南よりの風が強く、特に〇〇日□□から△△日□□は海上を中心に南のち北西の風が非常に強く吹く見込みです。

〇〇日に予想される最大風速（最大瞬間風速）

北部陸上 〇〇メートル（〇〇メートル）

北部海上 〇〇メートル（〇〇メートル）

南部陸上 〇〇メートル（〇〇メートル）

△△日に予想される最大風速（最大瞬間風速）

北部陸上 ○○メートル (○○メートル)

北部海上 ○○メートル (○○メートル)

南部陸上 ○○メートル (○○メートル)

[波の予想]

北部の海上では、△△日□□にかけて大しけとなる見込みです。

○○日から△△日にかけて予想される波の高さ

北部 ○メートル

[高潮の予想]

北部の海岸や河口付近の低地では、台風の接近に伴い、○○日は高潮のおそれがあります。

○○日に予想される最高潮位

北部 標高 ○. ○メートル

[防災事項]

土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫、暴風、高波に警戒してください。

高潮、竜巻などの激しい突風や落雷に注意してください。

発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、建物内に移動するなど安全確保に努めてください。

[補足事項]

今後発表する[防災気象情報](#)に留意してください。

次の「令和○年 台風第○○号に関する京都府気象情報」は、○○日□□時頃に発表する予定です。

### ●大雨（雪）に関する京都府気象情報発表例（例文2）

大雨と突風及び落雷に関する京都府気象情報 第○号

令和○○年○月○日○○時○○分 京都地方気象台発表

(見出し)

京都府では、○○日△△にかけて、局地的に雷を伴った激しい雨の降るおそれがあります。低い土地の浸水、河川の増水、土砂災害、竜巻などの激しい突風、落雷に注意してください。

(本文)

梅雨前線が○○日にかけて山陰沖に停滞する見込みです。京都府では、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んでいる影響で、大気の状態が非常に不安定となっています。

[雨の実況]

○○日□□時◇◇分現在の気象レーダー観測によると、若狭湾の沿岸から中国地方にかけて発達した雨雲が○○に進んでいます。解析雨量では、○○市付近で○○時までの1時間に約○○ミリの激しい雨となっています。

降り始め(○○日□□時△△分)から○○日□□時△△分までの降水量(アメダスによる速報値)

南丹市美山 ○○. ○ミリ

京都市京北 ○○. ○ミリ

京都市中京区 ○○. ○ミリ

長岡京 〇〇. 〇ミリ

京田辺 〇〇. 〇ミリ

[雨の予想]

〇〇日に予想される1時間降水量は、いずれも多い所で、

北部 〇〇ミリ

南部 〇〇ミリ

〇〇日△△時から〇〇日△△時までに予想される24時間降水量は、いずれも多い所で、

北部 〇〇〇ミリ

南部 〇〇〇ミリ

[防災事項]

低い土地の浸水、河川の増水、土砂災害、竜巻などの激しい突風や落雷に注意してください。

発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、建物内に移動するなど安全確保に努めてください。

[補足事項]

今後発表する[防災気象情報](#)に留意してください。

次の「大雨と突風及び落雷に関する京都府気象情報」は、〇〇日□□時頃に発表する予定です。

●記録的短時間大雨情報発表例（例文3）

京都府記録的短時間大雨情報 第〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁発表

〇〇時〇〇分京都府で記録的短時間大雨

舞鶴市西部付近で120ミリ以上

上京区付近で約100ミリ

宇治市付近で約90ミリ



●土砂災害警戒情報発表例（例文4）

## 京都府土砂災害警戒情報 第×号

令和△△年□□月□□日 □時□分  
 京都府 京都地方气象台 共同発表

【警戒対象地域】

京都市伏見区 京都市山科区 京都市西京区 福知山市旧福知山市域\* 福知山市夜久野町\*  
 宇治市 亀岡市 南丹市八木町

【警戒解除地域】

京都市北区 京都市左京区 京都市右京区 南丹市美山町

\*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

＜概況＞

大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

＜とるべき措置＞

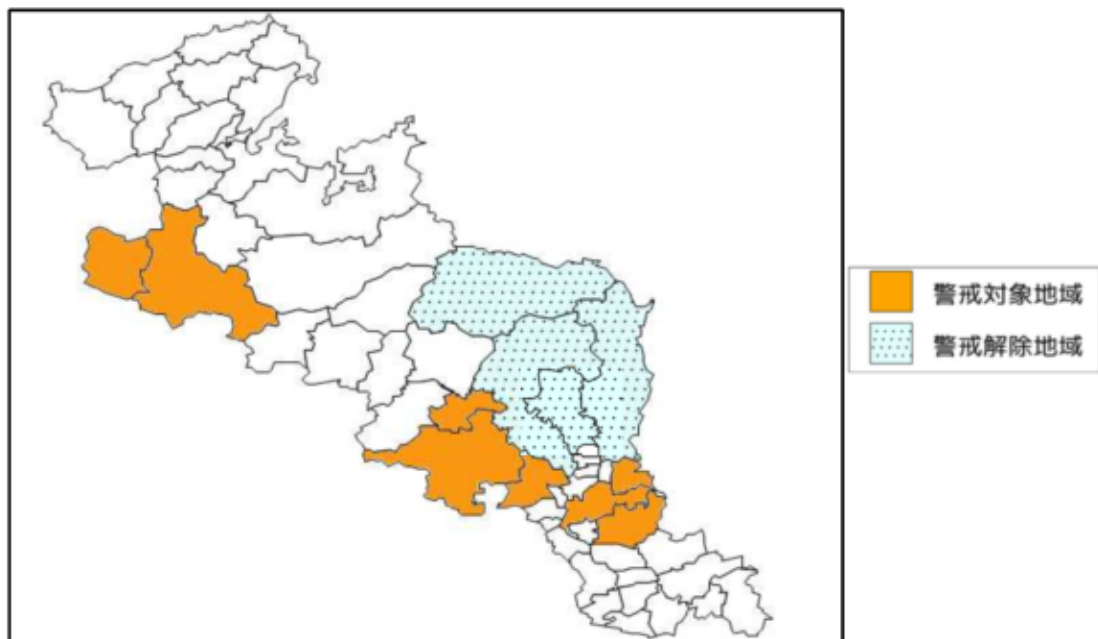
避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕】。土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、気象情報や市町村から発表される情報に注意してください。

【補足情報】

危険度が高まっている区域は、京都府や気象庁のホームページ等でも確認できます。

京都府「京都府土砂災害警戒情報システム」内の「土砂災害危険度情報」

気象庁「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」



問い合わせ先

075-414-5318（京都府建設交通部砂防課）

075-841-3008（京都地方气象台）

●竜巻注意情報発表例（例文5）

【目撃情報を含まない場合】

京都府竜巻注意情報 第〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁発表

京都府南部、北部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。  
空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。  
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分まで有効です。

【目撃情報を含む場合】

京都府竜巻注意情報 第〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁発表

【目撃情報あり】京都府南部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。  
京都府南部、北部は、竜巻などの激しい突風が発生する恐れが非常に高まっています。  
空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。  
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分まで有効です。

Ⅱ 災害予防計画関連資料

京都地方気象台管理地域気象観測所（アメダス）一覧表

■観測所所在地及び観測項目（令和5年5月17日現在）

京都府(61)

観測所名	観測所番号	観測種目						所在地	緯度	経度	標高
		気温	湿度	降水量	風向・風速	日照時間	積雪の深さ				
間人	001	○		○	○	▲		京丹後市丹後町間人小字新ヶ皿	35° 44.2′	135° 05.2′	42m
峰山	031			○			○	京丹後市峰山町荒山	35° 37.1′	135° 04.3′	23m
宮津	076	○		○	○	▲		宮津市字上司	35° 33.0′	135° 14.1′	2m
坂浦	096			○				福知山市下野条	35° 25.1′	135° 05.2′	223m
舞鶴	111	○	○	○	○	○	○	舞鶴市字下福井 舞鶴特別地域気象観測所	35° 27.0′	135° 19.0′	2m
睦寄	151			○				綾部市睦寄町狸岩	35° 22.9′	135° 27.2′	175m
福知山	187	○	○	○	○	▲		福知山市字荒河	35° 18.7′	135° 06.8′	17m
三和	192			○				福知山市三和町千束	35° 13.0′	135° 13.9′	105m
綾部山家	196			○				綾部市東山町山家	35° 17.8′	135° 18.9′	87m
本庄	201			○				船井郡京丹波町本庄西畑	35° 15.6′	135° 23.7′	95m
美山	206	○	○	○	○	▲	○	南丹市美山町静原桧野	35° 16.5′	135° 33.0′	200m
須知	241			○				船井郡京丹波町富田蒲生野	35° 10.6′	135° 25.2′	150m
園部	242	○	○	○	○	▲		南丹市園部町黒田	35° 06.5′	135° 27.3′	134m
京北	251			○				京都市右京区京北比賀江町院谷	35° 10.9′	135° 39.7′	260m
京都	286	○	○	○		○	○	京都市中京区西ノ京笠殿町 京都地方気象台	35° 00.8′	135° 43.9′	41m
					○			京都市中京区西ノ京船塚町	35° 00.7′	135° 44.1′	36m
長岡京	306			○				長岡京市光風台	34° 55.8′	135° 40.7′	71m
京田辺	326	○	○	○	○	▲		京田辺市薪西浜	34° 49.8′	135° 45.6′	20m

観測種目の記号説明

○	気象観測測器による観測値
▲	気象衛星観測のデータを用いた「推計気象分布（日照時間）」から得る推計値

京都地方気象台管理地域気象観測所（アメダス）配置図

■観測所配置図



シンボル	観測所の種類	観測要素
■	気象台	気温・降水量・風向風速・日照時間・積雪深・湿度・気圧
■	測候所・特別地域気象観測所	気温・降水量・風向風速・日照時間・積雪深・湿度・気圧
□	地域気象観測所（アメダス）	降水量
□	地域気象観測所（アメダス）	降水量・積雪深
□	地域気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速・日照時間（推計）・湿度
□	地域気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速・日照時間（推計）・積雪深・湿度

Ⅱ-2 警戒すべき区域内の災害時要配慮者関連施設一覧及び情報伝達方法

(1) 浸水想定区域 (33)

【対象河川】木津川 (17)

	施設名称	伝達方法	電話番号	所在地
1	京都山城総合医療センター (助産施設併設)	電話	72-0235	木津駅前一丁目27
2	介護老人保健施設 やましろ	電話	73-0359	木津駅前一丁目27
3	木津老人福祉センター	電話	72-5532	木津川端19
4	老人憩いの家	電話	72-1311	木津清水97-1
5	相楽療育教室	電話	72-0001	木津清水27-11
6	市立清水保育園	電話	72-5543	木津清水123-2
7	西木津ぬくもりの里	電話	73-3055	木津南後背30-5
8	いづみ児童デイサービスかも <u>支所(地域活動支援センターいづみ併設)</u>	電話	080-4144-5218 <u>76-0076</u>	加茂町里南古田156 木津川市役所加茂支所3階
9	いづみ児童デイサービスきづ	電話	66-3506	木津清水27-9
10	メロディー	電話	75-1767	木津清水24 AXIA木津川101号室
11	コラソン	電話	75-2400	木津南後背217-7 木津川プレイス101号室
12	児童デイサービスきらら	電話	86-6080	山城町平尾里屋敷62-2
13	Dプロジェクト	電話	72-0514	木津川原田15-1
14	チェリッシュスマイル木津	電話	26-3248	木津神田6-83
15	ネクストステージ	電話	66-5087	木津南垣外92-2
16	いづみワーキングサポート ちくたく	電話	66-1066	加茂町里南古田156 木津川市役所加茂支所3階
17	<u>ソーシャルインクルホーム木津川山城町</u>	<u>電話</u>	<u>86-5271</u>	<u>山城町椿井西垣内5</u>

【対象河川】木津川・井関川 (1)

	施設名称	伝達方法	電話番号	所在地
1	愛光こども園	電話	72-0167	木津清水74

【対象河川】木津川・鹿川 (1)

	施設名称	伝達方法	電話番号	所在地
1	市立木津幼稚園	電話	72-0101	木津田中前30

【対象河川】木津川・新川 (3)

	施設名称	伝達方法	電話番号	所在地
1	加茂の里 (特養老人ホーム・ケアハウス・デイサービスセンター併設)	電話	76-7607	加茂町駅東4丁目1-3
2	サービスセンターいづみ	電話	76-2535	加茂町里東里42
3	いづみ児童デイサービスかも	電話	34-0634	加茂町里東里42

【対象河川】木津川・赤田川 (3)

	施設名称	伝達方法	電話番号	所在地
1	いづみ福祉会 ( <u>ワーキングセンターいづみ併設</u> )	電話	76-7210 <u>66-4114</u>	加茂町観音寺石部8
2	第一いづみ荘	電話	<u>66-4154</u>	加茂町里東大間田20
3	第二いづみ荘	電話	34-2123	加茂町里東里42

【対象河川】木津川・赤田川・新川 (2)

	施設名称	伝達方法	電話番号	所在地
1	市立いづみ保育園	電話	76-2130	加茂町里西鳥口95

## Ⅱ 災害予防計画関連資料

2	加茂ぬくもりの里	電話	76-0600	加茂町里字留志40
---	----------	----	---------	-----------

### 【対象河川】木津川・鳴子川（4）

	施設名称	伝達方法	電話番号	所在地
1	山城老人福祉センターやすらぎ苑	電話	86-3551	山城町椿井北代100
2	工房グリーンフィールド	電話	86-2776	山城町上狛前畑12-8
3	市立やましろ保育園	電話	86-4843	山城町北河原古屋敷41-1
4	クローバー	電話	86-6060	山城町北河原古屋敷30-1

### 【対象河川】木津川・不動川（1）

	施設名称	伝達方法	電話番号	所在地
1	もえぎ	電話	26-3386	山城町平尾中古川23

### 【対象河川】木津川・山田川（1）

	施設名称	伝達方法	電話番号	所在地
1	まんなり 西木津店	電話	<del>0742</del> -25-5481	相楽城下12-5

### （2）土砂災害警戒区域（1）

	施設名称	伝達方法	電話番号	所在地
1	デイサービスセンターみかのはら	電話	76-2008	加茂町例幣小ノ林75

Ⅱ-3 気象庁震度階級関連解説表

(1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(2) 木造建物(住宅)の状況

震度 階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。



(4) 地盤・斜面等の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(5) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある <sup>※</sup> 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある <sup>※</sup> 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

(6) 大規模構造物への影響

長周期地震動 <sup>※</sup> による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

Ⅱ-4 重要水防区域及び河川重点警戒箇所一覧

(1) 直轄河川重要水防箇所

直轄河川重要水防箇所 箇所別調書 (越水・溢水)

河川名	左右岸の別	重要度	地先名	距離杭	現堤防高 (T. P. m)	備考
木津川	左	A	木津川市鹿背山	25.9~26.5	34.41	
木津川	左	A	木津川市加茂町北	31.1~31.9	41.87	
木津川	右	A	木津川市加茂町河原	28.7~29.1	39.79	
木津川	右	B	木津川市加茂町河原	29.1~30.7	42.28	

直轄河川重要水防箇所 箇所別調書 (堤体漏水)

河川名	左右岸の別	重要度	地先名	距離杭	現堤防高 (T. P. m)	備考
木津川	左	B	木津川市吐師	22.2~22.4	35.77	
木津川	右	B	木津川市山城町平尾	18.6~18.9	33.53	
木津川	右	B	木津川市山城町上狛	25.3~25.5	38.14	
木津川	右	B	木津川市加茂町河原	28.9~30.9	42.44	

直轄河川重要水防箇所 箇所別調書 (基礎地盤漏水)

河川名	左右岸の別	重要度	地先名	距離杭	担当出張所	備考
木津川	左	B	木津川市吐師	22.2~22.4	35.77	
木津川	右	B	木津川市山城町平尾	18.6~18.9	33.53	
木津川	右	B	木津川市山城町上狛	25.3~25.5	38.14	
木津川	右	B	木津川市加茂町河原	28.9~30.9	42.44	

直轄河川重要水防箇所 箇所別調書 (工作物)

河川名	左右岸の別	重要度	地先名	距離杭	担当出張所	備考
木津川	左	A	木津川市加茂町大野	29.4+10	木津川	大野排水樋門
木津川	右	A	木津川市山城町上狛	21.0+370	木津川	西澱もしくは 殿樋門
木津川	右	A	木津川市加茂町河原	29.8+130	木津川	河原排水樋門

直轄河川重要水防箇所 箇所別調書 (要注意区間)

河川名	左右岸の別	種別	地先名	距離杭	現堤防高 (T. P. m)	備考
木津川	左	破堤跡	木津川市加茂町大野	29.5~29.7	44.39	破堤跡(T6.10)
木津川	右	破堤跡	木津川市山城町平尾	18.5~18.7	33.25	破堤跡(T6.10)
木津川	右	破堤跡	木津川市山城町椿井	20.9~21.1	34.78	破堤跡(T6.10)
木津川	左	旧川跡	木津川市加茂町大野・里	29.7~30.5	45.17	
木津川	右	旧川跡	木津川市加茂町河原	28.5~28.7	38.80	
木津川	右	旧川跡	木津川市加茂町河原	29.3~30.5	42.28	

(出典：令和5年4月現在淀川河川事務所資料)

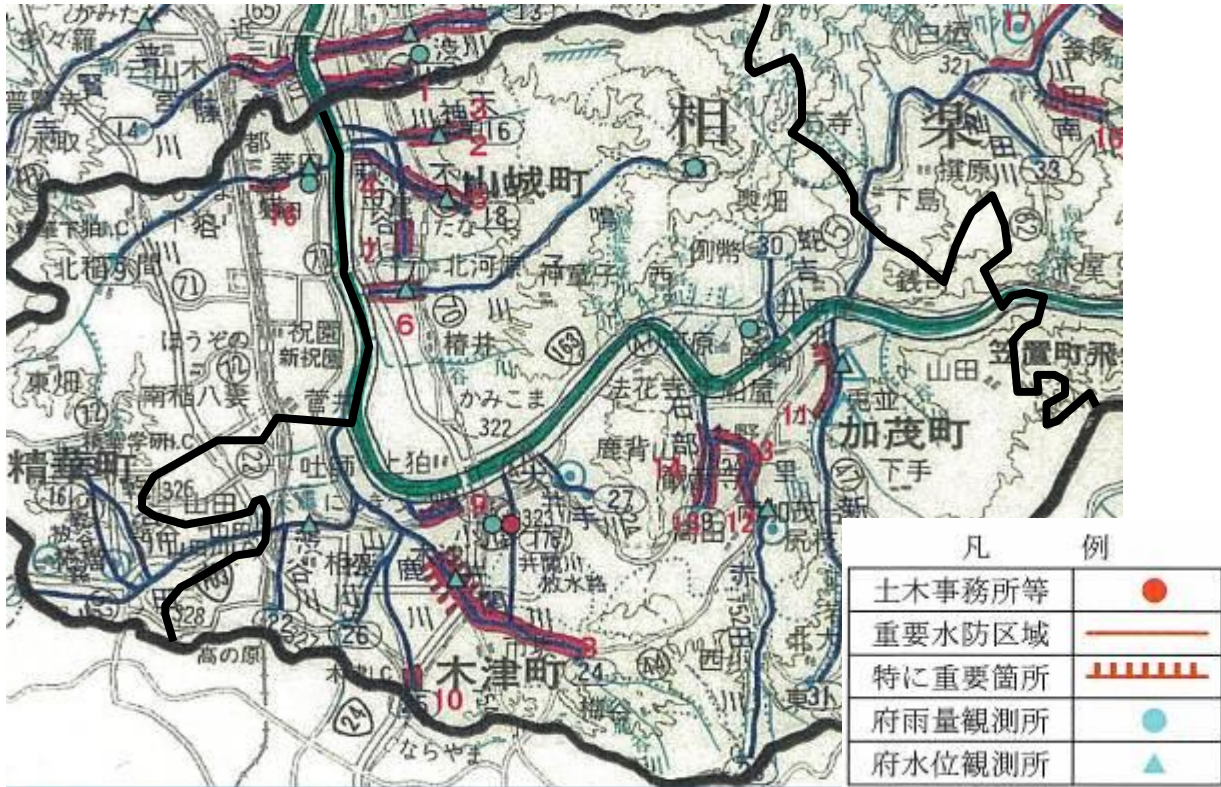
(2) 京都府重要水防区域

京都府重要水防区域調書（山城南土木事務所管内）

図面 対象 番号	水系 名	河川名	担当水防 管理団体	(うち、特に重要な区域) 重要水防区域		延長 (m)	予想被害原因 及び 予想水防工法	備考
				左右 岸別	区 間			
1	淀川	渋 川	木津川市	左	山城町綺田	1,340		水防警報
2	〃	天神川	〃	左	山城町綺田	940		水防警報
3	〃	〃	〃	右	山城町綺田	1,160		水防警報
4	〃	不動川	〃	左	山城町綺田、山城町平尾	1,860		水防警報
5	〃	〃	〃	右	山城町綺田、山城町平尾	1,430		水防警報
6	〃	鳴子川	〃	左右	山城町平尾、山城町北河原	各 960		水防警報
7	〃	萩ノ谷川	〃	左右	山城町平尾	各 600		
8	〃	井関川	〃	(左)	(木津)	800	決壊：積土俵 決壊：積土俵	水防警報
				(右)	(木津)	1,100		
				左右	木津	各 3,000		
9	〃	小 川	〃	左右	木津	各 860		
10	〃	鹿 川	〃	左右	市坂	各 160		
11	〃	新 川	〃	(左)	(加茂町北兎並)	100	決壊：積土俵	水防警報
				左	加茂町北兎並	1,500		
12	〃	赤田川	〃	左	加茂町里 観音寺	1,100		水防警報
13	〃	〃	〃	右	加茂町里 大野	1,300		水防警報
14	〃	石部川	〃	左	加茂町大野 観音寺	1,200		
15	〃	〃	〃	右	〃	1,000		

(出典：平成 29 年度京都府水防計画)

京都府重要水防区域位置図



(出典：平成 29 年度京都府水防計画)

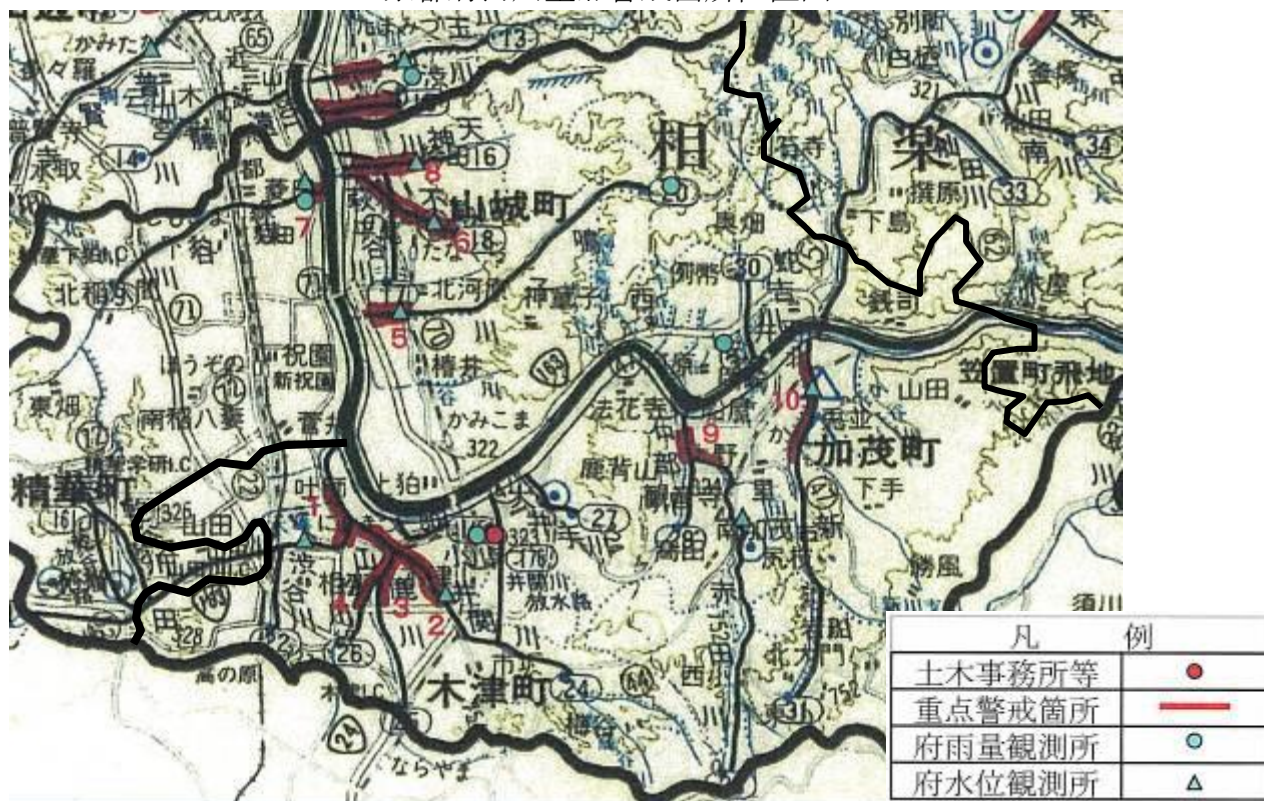
(3) 京都府河川重点警戒箇所

京都府河川重点警戒箇所調査書（山城南土木事務所管内）

図面対象番号	水系名	河川名	担当水防管理団体	河川重点警戒箇所		延長(m)	区分	重要水防区域との重複	備考
				左右岸別	区間				
1	淀川	山田川	木津川市	左	木津川市相楽～木津川合流	1,200	①		
				右	〃	500	①		
2	〃	井関川	〃	左	木津川市市坂～鹿川合流	1,600	①	一部区間	
				右	〃	1,900	①	一部区間	
3	〃	鹿川	〃	左	山松川合流～井関川合流	1,200	①		
				右	〃	1,000	①		
4	〃	山松川	〃	左	木津川市木津～鹿川合流	400	①		
5	〃	鳴子川	〃	左	木津川市山城町北河原～木津川合流	1,000	①	全区間	
				右	〃	750	①	全区間	
6	〃	不動川	〃	左	木津川市山城町平尾～木津川合流	1,900	①	全区間	
				右	〃	1,200	①	全区間	
8	〃	天神川	〃	左	木津川市山城町綺田～木津川合流	1,000	①	一部区間	
				右	〃	700	①	一部区間	
9	〃	赤田川	〃	左	木津川市加茂町大野～木津川合流	500	①		
				右	〃	1,000	①	一部区間	
10	〃	新川	〃	左	木津川市加茂町兔並～木津川合流	1,200	①	全区間	

(出典：平成 29 年度京都府水防計画)

京都府河川重点警戒箇所位置図



(出典：平成 29 年度京都府水防計画)

II-5 災害危険箇所一覧

(1) 土砂災害危険箇所

1) 地すべり危険箇所一覧

通し 番号	ラン ク	整 理 番 号	箇所名	河川 等級	水系	河川 名	溪流 名	所在地	危険箇所概要		危険区域					備考		
									危険 箇所 面積	地質条件	被害 想定 区域 面積	保全対象			対策 施設	区 域 の 指 定	地 す べ り 履 歴	
												人口	人家 戸 数	災 害 時 要 配 慮 者 施 設				左記以外 の公共施 設等
1	2	8	美浪	一級	淀川	木津川	新川	加茂町 美浪	6	花崗岩	20.3	157	49	-	市道・公 民館	有	有	S35
2	2	6	山ノ上	一級	淀川	木津川	新川	加茂町 北	7	砂層・シ ルト層	14.1	166	52	-	道路・鉄 道・公民 館	有	有	S35
3	2	7	兎並	一級	淀川	木津川	新川	加茂町 兎並	4.3	砂層・粘 土層	5.6	26	8	-	市道			S47

2) 土石流危険溪流一覧

ラン ク	溪流 番号	河川 等級	水系	河川名	溪流名	所在地	流域概要		備考		
							流域 面積 (km <sup>2</sup> )	地質条件	砂防 施設	砂防 指定 地	土石流 災害
1	せ001	一級	淀川	木津川	片山川	木津	0.03	第三紀層			
1	せ005	一級	淀川	大井手川	古寺川	鹿背山	0.02	第三紀層		有	
1	せ006	一級	淀川	大井手川	上鹿曲田川	鹿背山	0.03	第三紀層		有	
1	せ007	一級	淀川	大井手川	中鹿曲田川	鹿背山	0.03	第三紀層			
1	せ008	一級	淀川	大井手川	下鹿曲田川	鹿背山	0.08	第三紀層			
1	せ009	一級	淀川	大井手川	大井出川支溪	鹿背山	0.01	第三紀層			
1	新せ1001	一級	淀川	井関川	糠田川	木津	0.03			有	
2	せ501	一級	淀川	木津川	荒堀谷	鹿背山	0.02				
2	せ502	一級	淀川	木津川	片山谷	木津	0.02			有	
2	せ504	一級	淀川	井関川	池の谷	梅谷	0.01			有	
3	新せ3001	一級	淀川	井関川		市坂梅谷	0.09				
3	新せ3002	一級	淀川	井関川		市坂梅谷	0.05				
1	そ001	一級	淀川	木津川	北垣内川	加茂町銭司	0.03	変成岩			
1	そ003	一級	淀川	木津川	本照寺川	加茂町銭司	0.02	変成岩	有	有	有
1	そ004	一級	淀川	木津川	前川	加茂町例幣	0.14	花崗岩	有	有	

## Ⅱ 災害予防計画関連資料

ラ ン ク	溪流 番号	河川	水系	河川名	溪流名	所在地	流域概要		備考		
							流域 面積 (km <sup>2</sup> )	地質条件	砂防 施設	砂防 指定 地	土石流 災害
1	そ 005	一級	淀川	木津川	宮ノ浦川	加茂町西	0.10	花崗岩	有	有	
1	そ 006	一級	淀川	木津川	鶯籠寺川	加茂町西	0.12	花崗岩		有	
1	そ 007	一級	淀川	木津川	山畑川	加茂町西	0.05	花崗岩			
1	そ 008	一級	淀川	木津川	上山川	加茂町西	0.02	花崗岩			
1	そ 009	一級	淀川	木津川	沢田川	加茂町西	0.23	花崗岩		有	
1	そ 010	一級	淀川	木津川	富田川	加茂町法花寺野	0.11	花崗岩			
1	そ 011	一級	淀川	赤田川	峯畑川	加茂町西小	0.02	花崗岩			
1	そ 012	一級	淀川	赤田川	薬井谷川	加茂町里	0.03	第三紀層			
1	そ 013	一級	淀川	赤田川	南久保川	加茂町大野	0.08	花崗岩			
1	そ 015	一級	淀川	赤田川	岩谷川	加茂町大野	0.03	花崗岩			
1	そ 017	一級	淀川	赤田川	宮の谷川	加茂町大野	0.04	花崗岩			
1	そ 018	一級	淀川	石部川	三条川	加茂町観音寺	0.08	花崗岩			
1	そ 019	一級	淀川	石部川	森ノ谷川	加茂町観音寺	0.03	花崗岩			
1	そ 020	一級	淀川	石部川	北森ノ谷川	加茂町観音寺	0.03	花崗岩			
1	そ 022	一級	淀川	蛇吉川	祇園神社川	加茂町例幣	0.05	変成岩		有	
1	そ 024	一級	淀川	蛇吉川	蛇吉川	加茂町例幣	0.29	花崗岩	有	有	
1	そ 025	一級	淀川	蛇吉川	新谷川	加茂町例幣	0.02	変成岩	有	有	
1	そ 026	一級	淀川	蛇吉川	青木谷川	加茂町例幣	0.04	変成岩	有	有	
1	そ 027	一級	淀川	蛇吉川	流岡山川	加茂町井平尾	0.03	第四紀層			
1	そ 028	一級	淀川	新川	大谷川	加茂町東小下	0.17	花崗岩			
1	そ 029	一級	淀川	新川	灯明寺川	加茂町兎並	0.20	変成岩	有	有	
1	そ 030	一級	淀川	新川	新川支川	加茂町兎並	0.28	変成岩		有	有
1	そ 031	一級	淀川	和束川	宮ノ谷川	加茂町奥畑	0.15	変成岩		有	
1	そ 501	一級	淀川	木津川	西金谷川	加茂町銭司	0.05				有
1	そ 503	一級	淀川	木津川	西上山川	加茂町西	0.01				
1	そ 506	一級	淀川	赤田川	上田川	加茂町里	0.02				
1	そ 507	一級	淀川	石部川	峠川	加茂町観音寺	0.05				
1	そ 509	一級	淀川	蛇吉川	後山川	加茂町例幣	0.02			有	
1	そ 512	一級	淀川	和束川	土谷川	加茂町奥畑	0.12		有	有	
1	そ 514	一級	淀川	和束川	西ノ谷川	加茂町奥畑	0.15		有	有	
1	新そ 1001	一級	淀川	木津川	大井谷川	加茂町例幣	0.57		有	有	
1	新そ 1002	一級	淀川	木津川	大井谷川支溪	加茂町例幣	0.10		有	有	
1	新そ 1004	一級	淀川	木津川	池ノ谷	加茂町北	0.07				
1	新そ 1005	一級	淀川	木津川	小谷	加茂町北	0.04				
1	新そ 1006	一級	淀川	新川	寺山川	加茂町兎並	0.03			有	
1	新そ 1007	一級	淀川	新川	六丁山川	加茂町兎並	0.07			有	
1	新そ 1008	一級	淀川	新川	新川	加茂町美浪	0.06		有	有	
1	新そ 2001	一級	淀川	和束川	東山川	加茂町例幣	0.04				
1	す 002	一級	淀川	木津川	大谷川	山城町上狛	0.26	花崗岩			
1	す 003	一級	淀川	木津川	舟戸川	山城町椿井	0.22	第三紀層			
1	す 004	一級	淀川	木津川	西垣内川	山城町椿井	0.06	花崗岩			
1	す 006	一級	淀川	渋川	小渋川	山城町綺田	0.53	花崗岩	有	有	
1	す 007	一級	淀川	天神川	東光寺谷川	山城町綺田	0.09	花崗岩		有	
1	す 008	一級	淀川	天神川	綺原川	山城町綺田	0.03	花崗岩		有	
1	す 009	一級	淀川	萩の谷川	上垣内川	山城町平尾	0.05	花崗岩			
1	す 010	一級	淀川	不動川	淀谷川	山城町山ノ上	0.61	花崗岩	有	有	
1	す 011	一級	淀川	鳴子川	桜峠谷川	山城町神童子	0.07	花崗岩			
1	す 014	一級	淀川	鳴子川	神童子北谷	山城町神童子	0.00	花崗岩			
1	す 016	一級	淀川	鳴子川	神童子西谷川	山城町神童子	0.00	花崗岩			
1	す 017	一級	淀川	鳴子川	神童子下谷川	山城町神童子	0.01	花崗岩			
2	す 012	一級	淀川	鳴子川	神童子上谷	山城町神童子	0.16	花崗岩			

## II 災害予防計画関連資料

### 3) 急傾斜地崩壊危険箇所

ランク	斜面区分	箇所番号	箇所名	所在地		危険箇所概要				備考		
				大字	小字	延長	高さ	傾斜度	地盤の状況	施設の施工状況	急傾斜地崩壊危険区域	がけ崩れ災害
1	自然	せ1001	相楽台	相楽台		60	20	32	強風化岩			
1	自然	せ1002	大谷Ⅰ	木津	大谷	40	12	37	強風化岩			
1	自然	せ1003	鹿背山Ⅰ	鹿背山	鹿曲田	80	28	30				
1	自然	せ1004	鹿背山Ⅱ	鹿背山	鹿曲田	150	22	37			有	
1	自然	せ1006	鹿背山Ⅳ	鹿背山	鹿曲田	150	20	35	強風化岩	有	有	
1	自然	せ1008	土師山	相楽	土師山	450	24	30				
1	自然	せ1010	高座	市坂	高座	210	10	30	強風化岩			
1	自然	せ1011	大谷Ⅱ	木津	大谷	170	26	30	強風化岩			
1	自然	せ1013	内田山Ⅰ	木津	内田山	110	6	30				
1	自然	せ2003	幣羅坂Ⅱ	市坂	幣羅坂	50	12	30	強風化岩			
2	自然	せ2002	幣羅坂Ⅰ	市坂	幣羅坂	70	12	37	強風化岩			
2	自然	せ2004	今井谷	梅谷	今井谷	50	16	30	強風化岩			
2	自然	せ2005	池ノ谷	梅谷	池ノ谷	60	18	30	強風化岩			
2	自然	せ2006	宮ノ谷	梅谷	宮ノ谷	50	8	30	強風化岩			
2	自然	せ2007	内田山Ⅱ	木津	内田山	30	12	32	強風化岩			
2	自然	せ2008	今城	木津	今城	50	12	32	強風化岩			
2	自然	せ2009	荒堀Ⅰ	鹿背山	荒堀	40	16	30				
2	自然	せ2010	鹿背山Ⅴ	鹿背山	鹿曲田	100	12	37				
2	自然	せ2011	鹿背山Ⅵ	鹿背山	鹿曲田	100	14	40				
2	自然	せ2012	鹿背山Ⅶ	鹿背山	鹿曲田	40	14	32		有	有	
2	自然	せ2013	大木谷	鹿背山	大木谷	100	24	30				
2	自然	せ2014	北畑	市坂	北畑	70	11	30				
2	自然	せ2015	久保川	市坂	久保川	110	11	30	強風化岩			
2	自然	せ2018	切通	鹿背山	切通	150	25	30				
2	自然	せ2019	東大平	鹿背山	東大平	190	12	30				
2	自然	せ2021	荒堀Ⅱ	鹿背山	荒堀	50	6	30				
2	自然	せ1012	片山	木津	片山	140	32	30				
1	自然	そ1001	北下手	加茂町北下手	北下手	210	16	30				
1	自然	そ1002	森	加茂町森	中垣外	90	12	30	強風化岩			
1	自然	そ1003	南下手Ⅰ	加茂町南下手	大和垣	160	22	35	強風化岩			
1	自然	そ1004	浅生	加茂町尻枝	浅生	100	26	35				
1	自然	そ1005	浦城	加茂町尻枝	浦城	340	10	30				
1	自然	そ1006	大野Ⅰ	加茂町大野	大野	360	70	40	強風化岩		有	
1	自然	そ1007	大野Ⅱ	加茂町大野	大野	80	30	30				
1	自然	そ1008	大野Ⅲ	加茂町大野	大野	120	64	40	火山破屑物			
1	自然	そ1009	観音寺Ⅰ	加茂町観音寺	北貝戸	160	66	30	火山破屑物			
1	自然	そ1010	二本松	加茂町里	薬井谷	230	8	30	強風化岩	有	有	
1	自然	そ1011	井平尾	加茂町井平尾	八王寺	90	36	40				
1	自然	そ1012	北兔並	加茂町兔並	北兔並	170	16	30				
1	自然	そ1013	例幣	加茂町例幣	上ノ垣内	60	8	30	強風化岩			
1	自然	そ1014	下平岡	加茂町岡崎	下平岡	120	8	30	火山破屑物			
1	自然	そ1015	大野Ⅳ	加茂町大野	宮ノ谷	110	60	60				
1	自然	そ1019	岡崎	加茂町岡崎	東垣外	160	12	30	火山破屑物	有	有	
2	自然	そ2001	美波	加茂町美波	南	60	10	30	火山破屑物			
2	自然	そ2002	下垣内	加茂町南下手	下垣外	40	15	30				
2	自然	そ2003	高去	加茂町高去	縄手	50	26	35				
2	自然	そ2004	上程城	加茂町尻枝	上程城	100	16	30				
2	自然	そ2005	下程城	加茂町尻枝	下程城	100	26	35				
2	自然	そ2006	縄手	加茂町尻枝	縄手	70	12	30				
2	自然	そ2007	中屋敷	加茂町辻	中屋敷	60	10	30				
2	自然	そ2008	湯谷	加茂町大畑	湯谷	40	22	35				



## II 災害予防計画関連資料

ランク	斜面区分	箇所番号	箇所名	所在地		危険箇所概要				備考		
				大字	小字	延長	高さ	傾斜度	地盤の状況	施設の施工状況	急傾斜地崩壊危険区域	がけ崩れ災害
2	自然	そ2009	上下谷	加茂町岩船	上下大	60	16	30				
2	自然	そ2010	畑垣外	加茂町岩船	畑垣外	70	18	30				
2	自然	そ2011	井手口Ⅰ	加茂町東小下	井手口	30	12	30				
2	自然	そ2012	井手口Ⅱ	加茂町東小上	井手口	60	16	30				
2	自然	そ2013	東谷	加茂町東小上	東谷	160	16	30				
2	自然	そ2014	札場	加茂町西山	札場	110	20	40				
2	自然	そ2015	観音寺Ⅱ	加茂町観音寺	北貝戸	30	18	30				
2	自然	そ2016	薬井谷	加茂町里	薬井谷	60	14	30	強風化岩			
2	自然	そ2017	口薬井	加茂町里	口薬井	40	70	30				
2	自然	そ2018	北兎並Ⅱ	加茂町兎並	北兎並	150	18	35	火山破屑物			
2	自然	そ2019	小防院	加茂町兎並	小防院	90	22	35	強風化岩			
2	自然	そ2020	岩尾	加茂町北	岩尾	40	13	30				
2	自然	そ2021	奥畑	加茂町奥畑	蠅ヶ屋根	50	22	30				
2	自然	そ2022	城垣外	加茂町西	城垣外	90	18	30				
2	自然	そ2023	山畑	加茂町西	山畑	100	60	35				
2	自然	そ2024	上垣外	加茂町辻	上垣外	110	35	30			有	
2	自然	そ2025	上ノ上	加茂町大畑	上ノ上	130	25	32				
2	自然	そ2026	上ノ門	加茂町岩船	上ノ門	120	34	30				
2	自然	そ2031	西山	加茂町西	西山	140	55	45				
3	自然	そ3005	和所	加茂町勝風	和所	190	30	35	強風化岩			
1	自然	す1001	山口Ⅰ	山城町綺田	山際	200	48	30	火山破屑物			
1	自然	す1002	山口Ⅱ	山城町綺田	山口	200	36	42		有	有	
1	自然	す1003	不晴谷Ⅰ	山城町神童子	不晴谷	90	18	47				
1	自然	す1004	不晴谷Ⅱ	山城町神童子	不晴谷	140	28	40			有	
1	自然	す1005	不晴谷Ⅲ	山城町神童子	不晴谷	180	36	45	火山破屑物			
1	自然	す1006	不晴谷Ⅳ	山城町神童子	不晴谷	110	36	42	火山破屑物			
1	自然	す1007	不晴谷Ⅴ	山城町神童子	不晴谷	90	24	35				
2	自然	す2001	山ノ上Ⅰ	山城町綺田	山ノ上	50	10	30				
2	自然	す2002	城山	山城町平尾	城山	50	26	40				
2	自然	す2003	不晴谷Ⅵ	山城町神童子	不晴谷	30	22	40				
2	自然	す2004	不晴谷Ⅶ	山城町神童子	不晴谷	90	18	30				
2	自然	す2005	不晴谷Ⅷ	山城町神童子	芳野谷	70	10	32				
2	自然	す2006	不晴谷Ⅸ	山城町神童子	芳野谷	60	12	37				
2	自然	す2007	不晴谷Ⅹ	山城町神童子	不晴谷	110	24	42				
2	自然	す2008	西ヶ峰	山城町椿井	西ヶ峰	120	10	30				
2	自然	す2012	山口Ⅲ	山城町綺田	山口	70	17	30				
2	自然	す2014	三階	山城町椿井	三階	100	8	30	強風化岩			

(出典：土砂災害危険箇所点検マップ(平成15年5月修正版)京都府)

## Ⅱ 災害予防計画関連資料

### (2) 土砂災害警戒区域等

地区	No.	区域番号	区域名	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
木津町鹿背山地区	1	せ 005	古寺川	土石流	平成 21 年 3 月 27 日	警戒
木津町鹿背山地区	2	せ 006	上鹿曲田川	土石流	平成 21 年 3 月 27 日	警戒
木津町鹿背山地区	3	せ 007-1	中鹿曲田川 1	土石流	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	4	せ 007-2	中鹿曲田川 2	土石流	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	5	せ 008	下鹿曲田川	土石流	平成 21 年 3 月 27 日	警戒
木津町鹿背山地区	6	せ 009	大井手川支溪	土石流	平成 21 年 3 月 27 日	警戒
木津町鹿背山地区	7	せ 501	荒堀谷	土石流	平成 21 年 3 月 27 日	警戒
木津町鹿背山地区	8	せ 1003	鹿背山 A	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	9	せ 1004-1	鹿背山 B	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	10	せ 1004-2	鹿背山 H	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	11	せ 1006-2	鹿背山 I	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	12	せ 2009	荒堀 A	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	13	せ 2010-1	鹿背山 E	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	14	せ 2010-2	鹿背山 J	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	15	せ 2011	鹿背山 F	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	16	せ 2012-1	鹿背山 G	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	17	せ 2012-2	鹿背山 K	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	18	せ 2013	大木谷	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 27 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	19	せ 1006-1	鹿背山 D	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	20	せ 2013-2	小沢	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	21	せ 2018-2	熊ヶ崎	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	22	せ 2018-3	鎌研	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	23	せ 2019-4	西大平 A	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	24	せ 2019-5	西大平 B	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	25	せ 2019-6	西大平 C	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町鹿背山地区	26	せ 1006-3	鹿背山 C	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
木津町市坂地区	1	せ 2002	幣羅坂 A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
木津町市坂地区	2	せ 2003	幣羅坂 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
木津町市坂地区	3	せ 2003-1	高座	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 1 月 20 日	警戒／特別警戒
木津町市坂地区	4	せ 506	幣羅坂 1	土石流	平成 31 年 3 月 15 日	警戒
木津町梅谷地区	1	せ 2006	富ノ谷	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
木津町梅谷地区	2	せ 504	池の谷 1	土石流	平成 31 年 3 月 15 日	警戒
木津町梅谷地区	3	せ 2004	今井谷 A	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町梅谷地区	4	せ 2004-2	今井谷 B	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町梅谷地区	5	せ 2005	池ノ谷 A	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町木津地区	1	せ 2007	内田山 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
木津町木津地区	2	せ 2008-1	今城 A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
木津町木津地区	3	せ 2008-2	今城 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
木津町木津地区	4	新せ 1003	大谷 1	土石流	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町木津地区	5	せ 1002	大谷 A	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町木津地区	6	せ 1012	片山	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒
木津町木津地区	7	せ 1013	内田山 A	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町木津地区	8	せ 2019-2	白口 A	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町木津地区	9	せ 2019-3	白口 B	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町相楽地区	1	せ 1001	相楽谷	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
木津町相楽地区	2	せ 1008-1	土師山 A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
木津町相楽地区	3	せ 1008-2	土師山 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
木津町相楽地区	4	せ 1008-3	土師山 C	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
木津町城山台地区	1	新せ 1002	糠田	土石流	平成 31 年 3 月 15 日	警戒
木津町城山台地区	2	新せ 1004	大谷 2	土石流	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
木津町城山台地区	3	新せ 3002	梅谷	土石流	平成 31 年 3 月 15 日	警戒
木津町城山台地区	4	新せ 3003	今井谷 1	土石流	平成 31 年 3 月 15 日	警戒

## II 災害予防計画関連資料

地区	No.	区域番号	区域名	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
木津町木津川台地区	1	せ 1007	木津川台 7丁目	急傾斜地の崩壊	令和 3年 4月 9日	警戒／特別警戒
木津町木津川台地区	2	せ 1007-2	木津川台 1丁目	急傾斜地の崩壊	令和 5年 1月 20日	警戒／特別警戒
木津町吐師地区	1	せ 1009	坊ヶ谷	急傾斜地の崩壊	令和 5年 1月 20日	警戒／特別警戒
木津町州見台地区	1	せ 2020-1	州見台 4丁目・5丁目	急傾斜地の崩壊	令和 5年 1月 20日	警戒／特別警戒
木津町州見台地区	2	せ 2020-2	州見台 3丁目A	急傾斜地の崩壊	令和 5年 1月 20日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	1	そ 015	岩谷川 1	土石流	平成 21年 3月 27日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	2	そ 017	宮の谷川	土石流	平成 21年 3月 27日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	3	新そ 2011	南久保川 3	土石流	(警戒) 平成 24年 3月 16日 (特別警戒) 平成 25年 3月 12日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	4	新そ 2014	岩谷川 2	土石流	(警戒) 平成 21年 3月 27日 (特別警戒) 平成 25年 3月 12日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	5	そ 1006-1	大野 I A	急傾斜地の崩壊	平成 21年 3月 27日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	6	そ 1006-2	大野 I B	急傾斜地の崩壊	平成 21年 3月 27日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	7	そ 1006-3	大野 I C	急傾斜地の崩壊	平成 21年 3月 27日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	8	新そ 2012	南久保川 2	土石流	平成 22年 3月 19日	警戒
加茂町大野地区	9	そ 013	南久保川 1	土石流	平成 22年 3月 19日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	10	そ 1015	大野IV	急傾斜地の崩壊	平成 22年 3月 19日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	11	そ 1008-1	大野ⅢA	急傾斜地の崩壊	平成 22年 3月 19日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	12	そ 1008-2	大野ⅢB	急傾斜地の崩壊	平成 22年 3月 19日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	13	そ 1007	大野Ⅱ	急傾斜地の崩壊	平成 25年 3月 12日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	14	新そ 3022-1	丑谷	急傾斜地の崩壊	令和 5年 6月 6日	警戒／特別警戒
加茂町大野地区	15	新そ 3022-2	中字祢	急傾斜地の崩壊	令和 5年 6月 6日	警戒／特別警戒
加茂町井平尾地区	1	そ 1014-5	下平岡 E	急傾斜地の崩壊	平成 23年 3月 18日	警戒／特別警戒
加茂町井平尾地区	2	そ 027	流岡山川	土石流	平成 25年 3月 12日	警戒
加茂町井平尾地区	3	そ 1011-1	井平尾 A	急傾斜地の崩壊	平成 25年 3月 12日	警戒／特別警戒
加茂町井平尾地区	4	そ 1011-2	井平尾 B	急傾斜地の崩壊	平成 25年 3月 12日	警戒／特別警戒
加茂町井平尾地区	5	そ 1014-2	下平岡 B	急傾斜地の崩壊	平成 25年 3月 12日	警戒／特別警戒
加茂町井平尾地区	6	新そ 3023	湾漂山	急傾斜地の崩壊	令和 5年 6月 6日	警戒／特別警戒
加茂町兎並地区	1	そ 030	新川支溪	土石流	平成 22年 3月 19日	警戒／特別警戒
加茂町兎並地区	2	新そ 1006	寺山川	土石流	平成 22年 3月 19日	警戒
加茂町兎並地区	3	そ 029-1	灯明寺川 1	土石流	平成 22年 3月 19日	警戒
加茂町兎並地区	4	そ 029-2	灯明寺川 2	土石流	平成 22年 3月 19日	警戒
加茂町兎並地区	5	新そ 1007	六丁山川	土石流	平成 22年 3月 19日	警戒
加茂町兎並地区	6	そ 1012-1	北兎並 A	急傾斜地の崩壊	平成 22年 3月 19日	警戒／特別警戒
加茂町兎並地区	7	そ 1012-2	北兎並 B	急傾斜地の崩壊	平成 22年 3月 19日	警戒／特別警戒
加茂町兎並地区	8	そ 2018-1	北兎並Ⅱ A	急傾斜地の崩壊	平成 22年 3月 19日	警戒／特別警戒
加茂町兎並地区	9	そ 2019-1	小防院 A	急傾斜地の崩壊	平成 22年 3月 19日	警戒／特別警戒
加茂町兎並地区	10	そ 2019-2	小防院 B	急傾斜地の崩壊	平成 22年 3月 19日	警戒／特別警戒
加茂町兎並地区	11	7	兎並	地滑り	平成 27年 8月 25日	警戒
加茂町美浪地区	1	そ 2001-1	美波 A	急傾斜地の崩壊	平成 22年 3月 19日	警戒／特別警戒
加茂町美浪地区	2	そ 2001-2	美波 B	急傾斜地の崩壊	平成 22年 3月 19日	警戒／特別警戒
加茂町美浪地区	3	そ 2001-3	美波 C	急傾斜地の崩壊	平成 22年 3月 19日	警戒／特別警戒
加茂町美浪地区	4	そ 2001-4	美波 D	急傾斜地の崩壊	平成 22年 3月 19日	警戒／特別警戒
加茂町美浪地区	5	新そ 1008	新川	土石流	平成 22年 3月 19日	警戒
加茂町美浪地区	6	8	美波	地滑り	平成 27年 8月 25日	警戒
加茂町辻地区	1	新そ 3017	中屋敷Ⅱ	急傾斜地の崩壊	平成 22年 3月 19日	警戒／特別警戒
加茂町辻地区	2	そ 2007	中屋敷	急傾斜地の崩壊	平成 22年 3月 19日	警戒／特別警戒
加茂町辻地区	3	そ 2024-1	上垣外Ⅰ	急傾斜地の崩壊	平成 22年 3月 19日	警戒／特別警戒
加茂町辻地区	4	そ 2024-2	上垣外Ⅱ	急傾斜地の崩壊	平成 31年 3月 15日	警戒／特別警戒

## Ⅱ 災害予防計画関連資料

地区	No.	区域番号	区域名	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
加茂町辻地区	5	そ 2007-2	下垣外	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 1 月 20 日	警戒／特別警戒
加茂町辻地区	6	新そ 3017-2	広垣外	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町辻地区	7	そ 2024-3	上垣外 I A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町辻地区	8	そ 2007-3	中垣外 A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町観音寺地区	1	新そ 2015	北森ノ谷川 2	土石流	平成 23 年 3 月 18 日	警戒／特別警戒
加茂町観音寺地区	2	そ 020	北森ノ谷川 1	土石流	平成 23 年 3 月 18 日	警戒
加茂町観音寺地区	3	新そ 2013	北森ノ谷川 3	土石流	平成 23 年 3 月 18 日	警戒
加茂町観音寺地区	4	そ 019	森ノ谷川	土石流	平成 23 年 3 月 18 日	警戒
加茂町観音寺地区	5	そ 018	三条川	土石流	平成 23 年 3 月 18 日	警戒
加茂町観音寺地区	6	そ 507	峠川	土石流	平成 23 年 3 月 18 日	警戒
加茂町観音寺地区	7	そ 2015	観音寺 II	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 18 日	警戒／特別警戒
加茂町観音寺地区	8	そ 1009-1	観音寺 I A	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 18 日	警戒／特別警戒
加茂町観音寺地区	9	そ 1009-2	観音寺 I B	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 18 日	警戒／特別警戒
加茂町観音寺地区	10	そ 1009-3	観音寺 I C	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 18 日	警戒／特別警戒
加茂町観音寺地区	11	そ 1009-4	観音寺 I D	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 18 日	警戒／特別警戒
加茂町法花寺野地区	1	そ 010-1	富田川 1	土石流	平成 23 年 3 月 18 日	警戒／特別警戒
加茂町法花寺野地区	2	そ 010-2	富田川 2	土石流	平成 23 年 3 月 18 日	警戒
加茂町岡崎地区	1	そ 1014-1	下平岡 A	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 18 日	警戒／特別警戒
加茂町岡崎地区	2	そ 1014-3	下平岡 C	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 18 日	警戒／特別警戒
加茂町岡崎地区	3	そ 1014-6	下平岡 F	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 18 日	警戒／特別警戒
加茂町岡崎地区	4	そ 1014-4	下平岡 D	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 18 日	警戒／特別警戒
加茂町岡崎地区	5	そ 1019-1	岡崎 A	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 18 日	警戒／特別警戒
加茂町岡崎地区	6	そ 1019-2	岡崎 B	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 18 日	警戒
加茂町岡崎地区	7	そ 1019-3	岡崎 C	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 18 日	警戒／特別警戒
加茂町岡崎地区	8	そ 1019-4	東垣内 A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 1 月 20 日	警戒／特別警戒
加茂町岡崎地区	9	そ 1019-5	東垣内 B	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 1 月 20 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	1	そ 2009-1	上下谷 A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	2	そ 2009-2	上下谷 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	3	そ 2009-3	上下谷 C	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	4	そ 2009-4	上下谷 D	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	5	そ 2009-5	上下谷 E	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	6	そ 2010-1	畑垣外 A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	7	そ 2010-2	畑垣外 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町岩船地区	8	そ 2010-3	畑垣外 C	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	9	そ 2010-4	畑垣外 D	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	10	そ 2026-1	上ノ門 A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	11	そ 2026-2	上ノ門 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	12	そ 2026-3	上ノ門 C	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	13	そ 2026-4	上ノ門 D	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	14	そ 2026-5	上ノ門 E	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	15	そ 2026-6	上ノ門 F	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	16	そ 2026-7	上ノ門 G	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	17	そ 2009-6	上下大	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町岩船地区	18	新そ 3025	ガンド	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町大畑地区	1	そ 2008	湯谷 I	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町大畑地区	2	そ 2025-1	上ノ上 I A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町大畑地区	3	そ 2025-2	上ノ上 I B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町大畑地区	4	新そ 3011-1	湯谷 II A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町大畑地区	5	新そ 3011-2	湯谷 II B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町大畑地区	6	新そ 3011-3	湯谷 II C	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町大畑地区	7	新そ 3011-4	湯谷 II D	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町大畑地区	8	新そ 3011-5	湯谷 II E	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町大畑地区	9	新そ 3012	上ノ上 II	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町大畑地区	10	新そ 3026-1	アヤゴ A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒

## II 災害予防計画関連資料

地区	No.	区域番号	区域名	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
加茂町大畑地区	11	新そ 3026-2	アヤゴB	急傾斜地の崩壊	令和5年6月6日	警戒/特別警戒
加茂町奥畑地区	1	そ 031	宮ノ谷川	土石流	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町奥畑地区	2	そ 512	土谷川	土石流	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町奥畑地区	3	そ 514	西ノ谷川	土石流	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町奥畑地区	4	そ 2021-1	奥畑 I A	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町奥畑地区	5	そ 2021-2	奥畑 I B	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町奥畑地区	6	そ 2021-3	奥畑 I C	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町奥畑地区	7	そ 2021-4	奥畑 I D	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町奥畑地区	8	そ 2021-5	奥畑 I E	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町奥畑地区	9	そ 2021-6	奥畑 I F	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町奥畑地区	10	そ 2021-7	奥畑 I G	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町奥畑地区	11	そ 2021-8	奥畑 I H	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町奥畑地区	12	そ 2021-9	奥畑 I I	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町奥畑地区	13	新そ 3018	奥畑 II	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町奥畑地区	14	新そ 3019-1	前山	急傾斜地の崩壊	令和5年6月6日	警戒/特別警戒
加茂町奥畑地区	15	新そ 3019-2	西ノ谷A	急傾斜地の崩壊	令和5年6月6日	警戒/特別警戒
加茂町奥畑地区	16	新そ 3019-3	西ノ谷B	急傾斜地の崩壊	令和5年6月6日	警戒/特別警戒
加茂町北地区	1	そ 2018-2	北兎並 II B	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町北下手地区	1	そ 1001-1	北下手 A	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町北下手地区	2	そ 1001-7	北下手 G	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町北下手地区	3	そ 1001-13	北下手 M	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町里地区	1	そ 012	薬井谷川	土石流	平成25年3月12日	警戒
加茂町里地区	2	そ 506	上田川	土石流	平成25年3月12日	警戒
加茂町里地区	3	そ 1010-1	二本松 A	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町里地区	4	そ 1010-2	二本松 B	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町里地区	5	そ 2016	薬井谷	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町里地区	6	そ 2017	口薬井	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町里地区	7	新そ 3024	大山路 A	急傾斜地の崩壊	令和5年6月6日	警戒/特別警戒
加茂町勝風地区	1	そ 3005-1	勝風 A	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町勝風地区	2	そ 3005-2	勝風 B	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町勝風地区	3	そ 3005-3	勝風 C	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町尻枝地区	1	そ 1004-1	浅生 A	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町尻枝地区	2	そ 1004-2	浅生 B	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町尻枝地区	3	そ 1004-3	浅生 C	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町尻枝地区	4	そ 1004-4	浅生 D	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町尻枝地区	5	そ 1005-1	浦城 A	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町尻枝地区	6	そ 1005-2	浦城 B	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町尻枝地区	7	そ 1005-3	浦城 C	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町尻枝地区	8	そ 1005-4	浦城 D	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町尻枝地区	9	そ 1005-5	浦城 E	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町尻枝地区	10	そ 1005-6	浦城 F	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町尻枝地区	11	そ 2004	上程城	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町尻枝地区	12	そ 2005-1	下程城 I	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町尻枝地区	13	そ 2005-2	下程城 III	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町尻枝地区	14	そ 2006	縄手	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町尻枝地区	15	新そ 3015-1	上程城 II A	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町尻枝地区	16	新そ 3015-2	上程城 II B	急傾斜地の崩壊	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町尻枝地区	17	そ 2005-5	下程城 I A	急傾斜地の崩壊	令和5年6月6日	警戒/特別警戒
加茂町尻枝地区	18	そ 2006-2	縄手 A	急傾斜地の崩壊	令和5年6月6日	警戒/特別警戒
加茂町銭司地区	1	そ 001	北垣内川	土石流	平成25年3月12日	警戒
加茂町銭司地区	2	そ 003	本照寺川	土石流	平成25年3月12日	警戒/特別警戒
加茂町銭司地区	3	そ 501	西金谷川	土石流	平成25年3月12日	警戒
加茂町銭司地区	4	新そ 3021-1	金谷	急傾斜地の崩壊	令和5年6月6日	警戒/特別警戒
加茂町銭司地区	5	新そ 3021-2	宮小谷	急傾斜地の崩壊	令和5年6月6日	警戒/特別警戒

## II 災害予防計画関連資料

地区	No.	区域番号	区域名	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
加茂町高去地区	1	そ 2003-1	高去 I A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町高去地区	2	そ 2003-2	高去 I B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町高去地区	3	新そ 3014	高去 II	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町高去地区	4	そ 2003-3	垣内	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 1 月 20 日	警戒／特別警戒
加茂町高去地区	5	そ 2003-4	峰垣内	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町西地区	1	そ 005	宮ノ浦川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町西地区	2	そ 006	鶯竜寺川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町西地区	3	そ 007	山畑川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町西地区	4	そ 008	上山川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町西地区	5	そ 009	沢田川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町西地区	6	そ 503	西上山川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町西地区	7	そ 2022	城垣外	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町西地区	8	そ 2023	山畑	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町西地区	9	そ 2031	西山	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町西小地区	1	そ 011	峯畑川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町西小地区	2	そ 2014-1	札場 A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町西小地区	3	そ 2014-2	札場 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町西小地区	4	そ 2014-4	札場 D	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町東小上地区	1	そ 028	大谷川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町東小上地区	2	そ 2013-2	東谷 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町東小上地区	3	そ 2014-3	札場 C	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町東小上地区	4	そ 2013-3	東谷 C	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町東小上地区	5	そ 2013-4	高庭	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町東小下地区	1	そ 2011	井手口 I	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町東小下地区	2	そ 2012-1	井手口 II	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町東小下地区	3	そ 2012-2	井手口 III	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町東小下地区	4	そ 2013	東谷 A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町東小下地区	5	そ 2011-2	井手口 I A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町南下手地区	1	そ 1003-1	南下手 I A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町南下手地区	2	そ 1003-2	南下手 I B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町南下手地区	3	そ 1003-3	南下手 I C	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町南下手地区	4	そ 1003-4	南下手 I D	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町南下手地区	5	新そ 3016	下程城 II	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町南下手地区	6	新そ 3016-2	浦木戸 A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町南下手地区	7	新そ 3016-3	浦木戸 B	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町森地区	1	そ 1002-1	森 A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町森地区	2	そ 1002-2	森 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町森地区	3	そ 1002-3	森 C	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町森地区	4	そ 1002-4	森 D	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町森地区	5	そ 1002-5	森 E	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町森地区	6	そ 1002-6	森 F	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町森地区	7	そ 1002-7	森 G	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町森地区	8	そ 1002-8	森 H	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町森地区	9	そ 1002-9	森 I	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町森地区	10	そ 1002-10	森 J	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町森地区	11	そ 2002-1	下垣外 I A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町森地区	12	そ 2002-2	下垣外 I B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町森地区	13	新そ 3013	下垣外 II	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町山田地区	1	そ 2020-1	岩尾 A	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町山田地区	2	そ 2020-2	岩尾 B	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町山田地区	3	そ 2020-3	岩尾 C	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町山田地区	4	そ 2020-4	岩尾 D	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町北山ノ上地区	1	6	山之上	地滑り	平成 27 年 8 月 25 日	警戒
加茂町例幣地区	1	そ 004	前川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒

## II 災害予防計画関連資料

地区	No.	区域番号	区域名	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
加茂町例幣地区	2	そ 022	祇園神社川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町例幣地区	3	そ 024	蛇吉川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町例幣地区	4	そ 025	新谷川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町例幣地区	5	そ 026	青木谷川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町例幣地区	6	そ 509	後山川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町例幣地区	7	新そ 1001	大井谷川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町例幣地区	8	新そ 1002	大井谷川支溪	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒／特別警戒
加茂町例幣地区	9	新そ 2001	東山川	土石流	平成 25 年 3 月 12 日	警戒
加茂町例幣地区	10	そ 1013	上ノ垣内	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 1 月 20 日	警戒
加茂町例幣地区	11	新そ 3020-1	海住山境外A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町例幣地区	12	新そ 3020-2	海住山境外B	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
加茂町南加茂台地区	1	そ 3006	南加茂台 1 丁目 A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 1 月 20 日	警戒
加茂町南加茂台地区	2	そ 3007	南加茂台 12 丁目 A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 1 月 20 日	警戒／特別警戒
加茂町南加茂台地区	3	そ 3008-1	南加茂台 4 丁目 A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 11 月 7 日	警戒／特別警戒
加茂町南加茂台地区	4	そ 3008-2	南加茂台 4 丁目 B	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 11 月 7 日	警戒／特別警戒
加茂町南加茂台地区	5	そ 3009-1	南加茂台 2 丁目 A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 11 月 7 日	警戒／特別警戒
加茂町南加茂台地区	6	そ 3009-2	南加茂台 2 丁目 B	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 11 月 7 日	警戒／特別警戒
加茂町北大門地区	1	そ 2027	仏谷	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 1 月 20 日	警戒／特別警戒
加茂町北大門地区	2	そ 2027-2	仏谷 A	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
山城町綺田地区	1	す 008	綺原川	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町綺田地区	2	す 007	東光寺谷川	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町綺田地区	3	す 010	淀谷川	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒
山城町綺田地区	4	I-す 1001	山口 I	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町綺田地区	5	I-す 1001-2	山口 I-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町綺田地区	6	I-す 1001-3	山口 I-3	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町綺田地区	7	I-す 1002	山口 II	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町綺田地区	8	II-す 2012	山口 III	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町綺田地区	9	II-す 2001	山ノ上 I	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒
山城町綺田地区	10	II-す 2001-2	山ノ上 II	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町綺田地区	11	す 006	小渋川	土石流	平成 31 年 3 月 15 日	警戒
山城町綺田地区	12	新す 3001	渋川	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
山城町綺田地区	13	新す 3002	浜	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
山城町平尾地区	1	す 009	上垣内川 1	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒
山城町平尾地区	2	す 009-2	上垣内川 2	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒
山城町平尾地区	3	II-す 2002	城山	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町平尾地区	4	新す 3003-2	峰山	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 6 月 6 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	1	す 016	神童子西谷川	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒
山城町神童子地区	2	す 017	神童子下谷川	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒
山城町神童子地区	3	す 014	神童子北谷	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒
山城町神童子地区	4	す 012	神童子上谷	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒
山城町神童子地区	5	す 011	桜峠谷川	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	6	す 002	大谷川	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	7	II-す 2018	北原	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	8	II-す 2019	菖蒲谷 I	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	9	II-す 2020	菖蒲谷 II	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	10	II-す 2020-2	菖蒲谷 II-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	11	II-す 2021	芳野谷 I	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	12	II-す 2021-2	芳野谷 I-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒

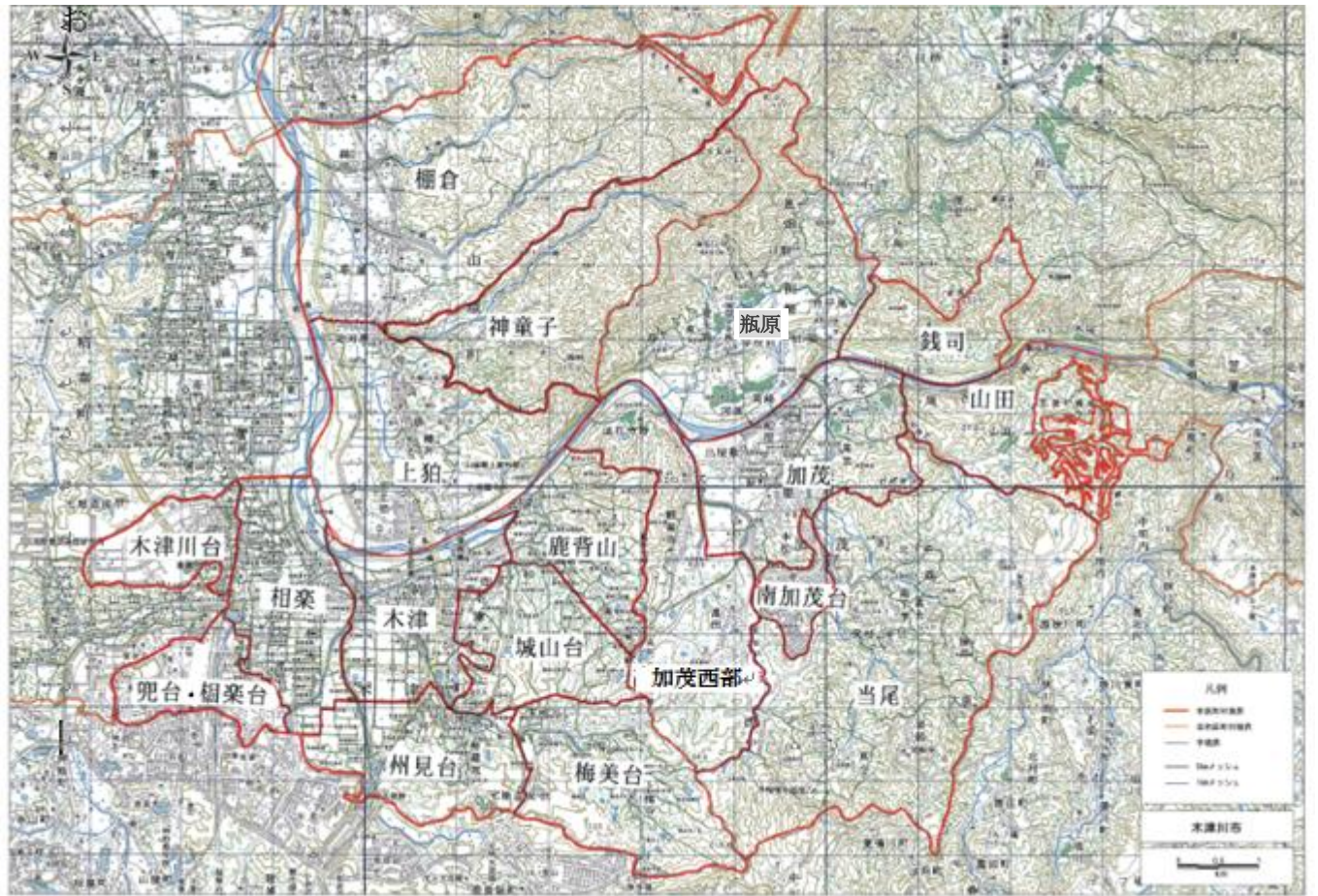
## Ⅱ 災害予防計画関連資料

地区	No.	区域番号	区域名	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
山城町神童子地区	13	Ⅱ-す 2022	芳野谷Ⅱ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	14	Ⅱ-す 2022-2	芳野谷Ⅱ-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	15	Ⅱ-す 2022-3	芳野谷Ⅱ-3	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	16	I-す 1003	不晴谷Ⅰ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	17	I-す 1003-2	不晴谷Ⅰ-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	18	I-す 1003-3	不晴谷Ⅰ-3	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	19	I-す 1004	不晴谷Ⅱ	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 15 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	20	I-す 1005	不晴谷Ⅲ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	21	I-す 1005-2	不晴谷Ⅲ-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	22	I-す 1006	不晴谷Ⅳ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	23	I-す 1007	不晴谷Ⅴ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	24	Ⅱ-す 2003	不晴谷Ⅵ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	25	Ⅱ-す 2004	不晴谷Ⅶ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	26	Ⅱ-す 2004-2	不晴谷Ⅶ-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	27	Ⅱ-す 2005	不晴谷Ⅷ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	28	Ⅱ-す 2005-2	不晴谷Ⅷ-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	29	Ⅱ-す 2006	不晴谷Ⅸ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	30	Ⅱ-す 2006-2	不晴谷Ⅸ-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	31	Ⅱ-す 2007	不晴谷Ⅹ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	32	Ⅱ-す 2007-2	不晴谷Ⅹ-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	33	Ⅱ-す 2007-3	不晴谷Ⅹ-3	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	34	Ⅱ-す 2023	不晴谷 A	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	35	Ⅱ-す 2023-2	不晴谷 A-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	36	I-す 1006-2	不晴谷 B	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	37	I-す 1006-3	不晴谷 B-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	38	I-す 1006-4	不晴谷 B-3	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	39	I-す 1004-2	不晴谷 C	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	40	I-す 1007-2	不晴谷 D	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	41	I-す 1007-3	不晴谷 D-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	42	Ⅱ-す 2006-3	不晴谷 E	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	43	Ⅱ-す 2006-4	不晴谷 E-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	44	Ⅱ-す 2005-3	不晴谷 F	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町神童子地区	45	Ⅱ-す 2005-4	不晴谷 F-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町北河原地区	1	Ⅱ-す 2015	北河原Ⅰ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町北河原地区	2	Ⅱ-す 2015-2	北河原Ⅰ-2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町北河原地区	3	Ⅱ-す 2016	北河原Ⅱ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町北河原地区	4	Ⅱ-す 2017	北河原Ⅲ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町椿井地区	1	す 004	西垣内川	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町椿井地区	2	す 003-2	舟戸川支川	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒
山城町椿井地区	3	す 003	舟戸川	土石流	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町椿井地区	4	Ⅱ-す 2008	西ヶ峰 1	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町椿井地区	5	Ⅱ-す 2008-2	西ヶ峰 2	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町椿井地区	6	Ⅱ-す 2014-2	三階Ⅱ	急傾斜地の崩壊	平成 19 年 3 月 9 日	警戒／特別警戒
山城町上狛地区	1	す 2024	千両岩	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 1 月 20 日	警戒／特別警戒

(出典：京都府公表資料)



『土砂災害警戒情報の表示区分図』



Ⅱ-6 防災重点農業用ため池

番号	名称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m <sup>3</sup> )	指定年月日
1	墓ノ谷池	山城町平尾	3.3	115.0	3,800	令和3年3月9日
2	坊ノ山池	山城町平尾	3.4	37.0	3,000	令和3年3月9日
3	大谷池		7.5	35.0	5,400	令和4年3月31日
4	新溜池	山城町椿井	6.5	32.0	4,300	令和3年3月9日
5	田護池	山城町椿井	6.0	80.0	41,600	令和3年3月9日
6	松尾池（Ⅰ）	山城町椿井	1.5	18.0	600	令和3年3月9日
7	松尾池（Ⅱ）	山城町椿井	5.3	33.0	1,700	令和3年3月9日
8	切ヶ敷池（Ⅱ）	山城町椿井	5.3	26.0	3,700	令和3年3月9日
9	切ヶ敷池（Ⅲ）	山城町椿井	8.5	34.0	8,800	令和3年3月9日
10	榎本池	山城町椿井	5.0	35.0	3,800	令和3年3月9日
11	度々見池（Ⅰ）	山城町椿井	6.3	67.0	5,900	令和3年3月9日
12	椿井今池	山城町椿井	1.3	27.0	1,300	令和3年3月9日
13	天敷堂池（1）	山城町椿井	2.0	44.0	3,200	令和3年3月9日
14	天敷堂池（2）	山城町椿井	3.0	32.0	700	令和3年3月9日
15	天敷堂池（5）	山城町椿井	3.0	39.0	400	令和3年3月9日
16	上野池	山城町椿井	3.8	30.0	900	令和3年3月9日
17	上狛新池	山城町上狛	11.7	50.0	13,000	令和3年3月9日
18	上狛蓮池	山城町上狛	11.6	130.0	81,000	令和3年3月9日
19	観音池	山城町上狛	5.2	51.0	1,900	令和3年3月9日
20	金村池	山城町上狛	1.9	68.0	4,100	令和3年3月9日
22	小島池	山城町上狛	3.3	24.0	800	令和3年3月9日
22	柳澤池	山城町上狛	3.0	39.0	900	令和3年3月9日
23	天神池	木津馬場南	3.4	96.0	8,900	令和3年3月9日
24	文廻池	木津馬場南	3.2	100.0	18,600	令和3年3月9日
25	女子谷池	木津馬場南	7.7	52.0	5,600	令和3年3月9日
26	丸子谷池	木津片山	5.7	46.0	2,000	令和3年3月9日
27	水干池	市坂水干	4.5	85.0	27,000	令和3年3月9日
28	荒瀬池	市坂寒谷	2.4	171.0	60,000	令和3年3月9日
29	五領池	市坂池ノ内	6.0	110.0	14,700	令和3年3月9日
30	西久保池	市坂中山	2.5	58.0	900	令和3年3月9日
31	梅谷新池1号	梅谷上ノ平	8.7	52.0	5,800	令和3年3月9日
32	梅谷新池2号	梅谷上ノ平	6.5	38.0	2,900	令和3年3月9日
33	梅谷古池	梅谷上ノ平	10.0	48.0	10,700	令和3年3月9日
34	池の谷上池	梅谷池ノ谷	3.4	30.0	2,000	令和3年3月9日
35	池の谷下池	梅谷池ノ谷	2.9	30.0	3,300	令和3年3月9日
36	宮の谷上池	梅谷宮ノ谷	1.9	37.0	200	令和3年3月9日
37	宮の谷下池	梅谷宮ノ谷	4.5	58.0	3,800	令和3年3月9日
38	葭ヶ谷上池	梅谷宮ノ谷	1.5	57.0	1,500	令和3年3月9日
39	葭ヶ谷下池	梅谷宮ノ谷	3.0	66.0	1,500	令和3年3月9日
40	銚子池	梅谷地藏谷	11.2	99.0	39,400	令和3年3月9日

## Ⅱ 災害予防計画関連資料

番号	名称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m <sup>3</sup> )	指定年月日
41	古寺池	鹿背山古寺	4.0	60.0	3,300	令和3年3月9日
42	堂前谷池	鹿背山鹿曲田	3.9	18.0	300	令和3年3月9日
43	柳ヶ谷池	鹿背山柳ヶ谷	3.6	62.0	5,500	令和3年3月9日
44	北之庄新池	相楽大徳	2.2	193.0	3,000	令和3年3月9日
45	皿池	相楽中溝	3.0	81.0	18,000	令和3年3月9日
46	柳谷池	相楽袋樋	1.8	141.0	3,500	令和3年3月9日
47	荒神塚池	相楽荒神塚	4.0	148.0	42,000	令和3年3月9日
48	四ツ池1号	吐師奥医王寺	5.2	55.0	8,600	令和3年3月9日
49	四ツ池2号	吐師医王寺	4.4	50.0	8,500	令和3年3月9日
50	四ツ池3号	吐師医王寺	3.5	67.5	5,000	令和3年3月9日
51	四ツ池4号	吐師医王寺	4.1	120.0	20,000	令和3年3月9日
52	柏谷池	吐師上柏谷	2.0	90.0	7,200	令和3年3月9日
53	吐師新池	吐師池ノ尻	4.5	170.0	20,000	令和3年3月9日
54	南谷池		10.0	38.0	3,100	令和4年3月31日
55	細谷池		5.0	28.0	800	令和4年3月31日
56	ハタ池		-	-	-	令和4年3月31日
57	赤岩池	加茂町銭司	12.0	46.0	6,100	令和3年3月9日
58	フタバ池	加茂町法花寺野	3.4	35.0	1,200	令和3年3月9日
59	古池	加茂町法花寺野	6.6	70.0	3,000	令和3年3月9日
60	法花寺野新池	加茂町法花寺野	8.9	73.0	13,700	令和3年3月9日
61	柳谷池	加茂町法花寺野	10.3	32.0	5,300	令和3年3月9日
62	宮池	加茂町法花寺野	3.5	28.0	500	令和3年3月9日
63	植田池	加茂町法花寺野	5.0	23.0	200	令和3年3月9日
64	西ノ平池	加茂町法花寺野	3.7	17.0	300	令和3年3月9日
65	の場池(1)	加茂町観音寺	4.7	35.0	300	令和3年3月9日
66	の場池(2)	加茂町観音寺	3.0	13.0	200	令和3年3月9日
67	の場池(3)	加茂町観音寺	3.0	24.0	100	令和3年3月9日
68	の場池(4)	加茂町観音寺	5.4	35.0	100	令和3年3月9日
69	の場池(5)	加茂町観音寺	4.0	54.0	600	令和3年3月9日
70	の場池(6)	加茂町観音寺	2.4	51.0	1,200	令和3年3月9日
71	清水池(1)	加茂町観音寺	4.5	40.0	3,000	令和3年3月9日
72	観音寺新池	加茂町観音寺	4.0	71.0	8,600	令和3年3月9日
73	観音寺大池	加茂町観音寺	5.3	92.0	6,000	令和3年3月9日
74	八幡池	加茂町北	8.5	83.0	15,600	令和3年3月9日
75	小谷大池	加茂町北	8.1	120.0	16,800	令和3年3月9日
76	小松本池	加茂町北	3.0	17.0	200	令和3年3月9日
77	ミカド池	加茂町岩船	4.9	31.0	2,500	令和3年3月9日
78	小坊院池	加茂町兔並	6.7	38.0	3,100	令和3年3月9日
79	兔並新池	加茂町兔並	10.9	80.0	20,000	令和3年3月9日
80	奥薬井池(1)	加茂町里	4.7	31.4	3,000	令和3年3月9日
81	奥薬井池(2)	加茂町里	4.5	35.0	3,200	令和3年3月9日
82	尾上池	加茂町里	2.8	36.0	1,100	令和3年3月9日

## Ⅱ 災害予防計画関連資料

番号	名称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m <sup>3</sup> )	指定年月日
83	くさ神池	加茂町高田	5.6	57.0	4,200	令和3年3月9日
84	上池	加茂町高田	4.5	47.0	8,200	令和3年3月9日
85	池田池	加茂町高田	3.0	28.0	500	令和3年3月9日
86	四ツ岩池	南加茂台	4.8	95.0	17,400	令和3年3月9日
87	中門伝池	南加茂台	3.0	88.0	5,900	令和3年3月9日
88	後田池(1)	加茂町例幣	3.5	28.0	100	令和3年3月9日
89	後畑池	加茂町例幣	2.0	27.0	100	令和3年3月9日
90	山口池(1)	加茂町例幣	4.2	29.0	200	令和3年3月9日
91	山口池(2)	加茂町例幣	1.3	24.0	200	令和3年3月9日
92	後山池	加茂町例幣	2.4	35.0	100	令和3年3月9日

(資料源：京都府農林水産部農村振興課資料)

## II 災害予防計画関連資料

### II-7 都市公園一覧

名称	種別	位置
市坂公園	街区公園	木津川市市坂幣羅坂 100 番地
第 1 宮ノ内公園	街区公園	木津川市木津宮ノ内 8 番地 56
第 2 宮ノ内公園	街区公園	木津川市木津宮ノ内 8 番地 105
瓦谷公園	街区公園	木津川市木津瓦谷 93 番地
清水公園	街区公園	木津川市木津清水 104 番地 2
市役所南公園	街区公園	木津川市木津清水 50 番地 1 外
南垣外公園	街区公園	木津川市木津南垣外 122 番地 4
駅前公園	街区公園	木津川市木津川原田 37 番地 1 外
第 1 サンプラザ公園	街区公園	木津川市木津宮の裏 36 番地 161
第 2 サンプラザ公園	街区公園	木津川市木津宮の裏 36 番地 186
第 1 宮の裏公園	街区公園	木津川市木津宮の裏 5 番地 34 外
第 2 宮の裏公園	街区公園	木津川市木津宮の裏 245 番地 12
第 3 宮の裏公園	街区公園	木津川市木津宮の裏 173 番地
常盤公園	街区公園	木津川市木津宮の裏 200 番地 4
三晃苑公園	街区公園	木津川市木津宮の裏 110 番地 37
不二荘園公園	街区公園	木津川市木津神田 6 番地 121
千代田荘園公園	街区公園	木津川市木津南後背 215 番地 25
第 2 千代田荘園公園	街区公園	木津川市木津南後背 181 番地 9
南後背荘苑公園	街区公園	木津川市木津南後背 37 番地 63
カバ公園	街区公園	木津川市木津南後背 25 番地 71
汽車ぼっぼ公園	街区公園	木津川市木津南後背 1 番地 115
ふれあい広場	広場公園	木津川市木津小釜 1 番地 1 外
下川原公園	街区公園	木津川市相楽川ノ尻 27 番地 161
下川原河川敷公園	街区公園	木津川市木津山田川 34 番地
第 3 泉川公園	街区公園	木津川市相楽川ノ尻 9 番地 17
城西公園	街区公園	木津川市相楽城西 69 番地 26
神田公園	街区公園	木津川市木津神田 38 番地 4
南後背公園	街区公園	木津川市木津南後背 132 番地 7
川原田公園	街区公園	木津川市木津川原田 56 番地 5、56 番地 6、57 番地 10、69 番地 19
八ヶ坪公園	街区公園	木津川市木津八ヶ坪 18 番地 3、21 番地 6、25 番地 7
相楽台 1 号公園 (さがらか山公園)	街区公園	木津川市相楽台 6 丁目 4 番地
相楽台 2 号公園 (みはらし台公園)	街区公園	木津川市相楽台 5 丁目 4 番地
相楽台 3 号公園 (まびさし公園)	街区公園	木津川市相楽台 2 丁目 4 番地
兜台 1 号公園 (ひだまり公園)	街区公園	木津川市兜台 7 丁目 4 番地
兜台 2 号公園 (トンネル公園)	街区公園	木津川市兜台 3 丁目 4 番地
兜台 3 号公園 (ふじだな公園)	街区公園	木津川市兜台 4 丁目 9 番地
土師山公園	近隣公園	木津川市相楽台 9 丁目 4 番地
大里公園	近隣公園	木津川市相楽台 4 丁目 4 番地
音浄ヶ谷公園	近隣公園	木津川市相楽台 7 丁目 6 番地
石のカラト古墳緑地	都市緑地	木津川市兜台 2 丁目 4 番地

## Ⅱ 災害予防計画関連資料

名称	種別	位置
兜谷公園	地区公園	木津川市兜台6丁目4番地 外
音浄ヶ谷緑地	都市緑地	木津川市相楽台7丁目4番地
曾根山小緑地	都市緑地	木津川市相楽台5丁目13番地1 外
曾根山大緑地	都市緑地	木津川市相楽台5丁目16番地 他
兜台2丁目府県界緑地	都市緑地	木津川市兜台2丁目1番地2 外
相楽台緑地	都市緑地	木津川市相楽台5丁目14番地1
州見台7丁目府県界緑地	都市緑地	木津川市州見台七丁目23番地
州見台1号緑地	都市緑地	木津川市州見台二丁目12番地1
州見台2号緑地	都市緑地	木津川市州見台二丁目16番地1、16番地3、16番地4、16番地5、16番地8
州見台3号緑地	都市緑地	木津川市州見台二丁目18番地
州見台4号緑地	都市緑地	木津川市州見台三丁目10番地、12番地、19番地、26番地1、26番地3
州見台5号緑地	都市緑地	木津川市州見台四丁目21番地、22番地、25番地
州見台ふれあい西緑地	都市緑地	木津川市州見台四丁目11番地1、州見台5丁目12番地
州見台ふれあい東緑地	都市緑地	木津川市州見台五丁目23番地1の一部
州見台6号緑地	都市緑地	木津川市州見台五丁目23番地1の一部
梅美台1号緑地	都市緑地	木津川市梅美台二丁目3番地
梅美台ふれあい北緑地	都市緑地	木津川市梅美台二丁目8番地外
梅美台ふれあい南緑地	都市緑地	木津川市梅美台二丁目17番地、18番地
梅美台2号緑地	都市緑地	木津川市梅美台二丁目35番地、梅美台三丁目8番地
梅美台3号緑地	都市緑地	木津川市梅美台三丁目9番地1、9番地2
梅美台4号緑地	都市緑地	木津川市梅美台三丁目10番地1、10番地2、10番地3、10番地4、梅美台四丁目24番地1、24番地2、24番地3、25番地1、25番地2、25番地4
梅美台5号緑地	都市緑地	木津川市梅美台五丁目27番地1、27番地2の一部
梅谷瓦窯跡緑地	都市緑地	木津川市梅美台五丁目27番地2の一部
梅美台6号緑地	都市緑地	木津川市梅美台五丁目27番地2の一部、梅美台6丁目12番地1、12番地3
木津川台1号公園 (木津川台中央公園)	街区公園	木津川市木津川台1丁目4番地1
木津川台2号公園 (木馬公園)	街区公園	木津川市木津川台1丁目23番地1
木津川台3号公園 (わんぱく公園)	街区公園	木津川市木津川台2丁目11番地1
木津川台4号公園 (どんぐり公園)	街区公園	木津川市木津川台3丁目4番地1
木津川台5号公園 (川舟公園)	街区公園	木津川市木津川台3丁目19番地1
木津川台6号公園 (うるおい公園)	街区公園	木津川市木津川台5丁目4番地2
木津川台7号公園 (ちびっこ公園)	街区公園	木津川市木津川台5丁目19番地2
木津川台8号公園 (やすらぎ公園)	街区公園	木津川市木津川台8丁目24番地1

## Ⅱ 災害予防計画関連資料

名称	種別	位置
木津川台 9 号公園 (こもれび公園)	街区公園	木津川市木津川台 8 丁目 4 番地 1
木津川台 10 号公園 (ぼけっと公園)	街区公園	木津川市木津川台 7 丁目 4 番地 1
木津川台 11 号公園 (なかよし公園)	街区公園	木津川市木津川台 7 丁目 19 番地 1
木津川台公園	地区公園	木津川市木津川台 6 丁目 4 番地 3
木津川台 1 号緑地	都市緑地	木津川市木津川台 1 丁目 34 番地
木津川台 2 号緑地	都市緑地	木津川市吐師泉谷 1 番地 1 外
木津川台 3 号緑地	都市緑地	木津川市木津川台 7 丁目 32 番地 1
木津川台 4 号緑地	都市緑地	木津川市木津川台 7 丁目 32 番地 2
木津川台 5 号緑地	都市緑地	木津川市木津川台 7 丁目 33 番地 1
木津川台 6 号緑地	都市緑地	木津川市木津川台 9 丁目 4 番地 2
木津南 1 号公園 (橡公園)	街区公園	木津川市州見台二丁目 14 番地
木津南 2 号公園 (山藍公園)	街区公園	木津川市州見台一丁目 14 番地
木津南 3 号公園 (山吹公園)	街区公園	木津川市州見台八丁目 11 番地
木津南 4 号公園 (唐棣公園)	街区公園	木津川市州見台四丁目 12 番地
木津南 5 号公園 (茜公園)	街区公園	木津川市州見台五丁目 7 番地
木津南 6 号公園 (紫公園)	街区公園	木津川市梅美台三丁目 18 番地
木津南 7 号公園 (紅公園)	街区公園	木津川市梅美台一丁目 7 番地
木津南 8 号公園 (黄葉公園)	街区公園	木津川市梅美台五丁目 3 番地
木津南 9 号公園 (青土公園)	街区公園	木津川市梅美台六丁目 3 番地 1
木津南 10 号公園 (桜花公園)	街区公園	木津川市梅美台八丁目 4 番地
梅美台公園	近隣公園	木津川市梅美台一丁目 9 番地
上人ヶ平遺跡公園	近隣公園	木津川市州見台八丁目 1 番地
州見台公園	近隣公園	木津川市州見台三丁目 1 番地
木津駅前地区 1 号公園 (木津駅西口公園)	街区公園	木津川市木津駅前一丁目 28 番地
城址公園	地区公園	木津川市城山台八丁目 5 番地
城山台公園 (大仏鉄道公園)	近隣公園	木津川市城山台五丁目 1 番地
クルミ公園	街区公園	木津川市城山台一丁目 3 番地
カリン公園	街区公園	木津川市城山台七丁目 1 1 番地
エンジュ公園	街区公園	木津川市城山台六丁目 3 4 番地
トチノキ公園	街区公園	木津川市城山台五丁目 4 番地
エゴノキ公園	街区公園	木津川市城山台十一丁目 1 6 番地
オリーブ公園	街区公園	木津川市城山台十丁目 1 9 番地
カエデ公園	街区公園	木津川市城山台十三丁目 1 1 番地
城山台 1 号緑地	都市緑地	木津川市城山台一丁目 5 番地
城山台 2 号緑地	都市緑地	木津川市城山台一丁目 8 番地
城山台 3 号緑地	都市緑地	木津川市城山台一丁目 9 番地
城山台 5 号緑地	都市緑地	木津川市城山台三丁目 1 3 番地

## Ⅱ 災害予防計画関連資料

名称	種別	位置
城山台6号緑地	都市緑地	木津川市城山台三丁目14番地
城山台7号緑地	都市緑地	木津川市城山台八丁目2番地
城山台8号緑地	都市緑地	木津川市城山台五丁目24番地
城山台9号緑地	都市緑地	木津川市城山台八丁目7番地
城山台10号緑地	都市緑地	木津川市城山台九丁目2番地
城山台11号緑地	都市緑地	木津川市城山台十三丁目5番地
城山台12号緑地	都市緑地	木津川市城山台十三丁目33番地
城山台13号緑地	都市緑地	木津川市城山台十三丁目1番地
加茂公園	近隣公園	木津川市加茂町大野中宇称57番地、14番地1、14番地2、東山1番地1、1番地2、1番地3、1番地6、1番地7、1番地8、1番地9
塚穴公園	近隣公園	木津川市南加茂台6丁目14番地、15番地、16番地
大谷公園	街区公園	木津川市南加茂台12丁目8番地
広芝公園	街区公園	木津川市南加茂台11丁目4番地
野上公園	街区公園	木津川市南加茂台5丁目1番地
熊谷公園	街区公園	木津川市南加茂台3丁目1番地
西櫛公園	街区公園	木津川市南加茂台1丁目17番地
四ツ岩公園	街区公園	木津川市南加茂台13丁目12番地
東山公園	街区公園	木津川市南加茂台14丁目9番地
中門伝公園	街区公園	木津川市加茂町里中門伝125番地
渦公園	街区公園	木津川市加茂町里南古田170番地
唐岩公園	街区公園	木津川市加茂町大野唐岩75番地
ふるさと自然公園	近隣公園	木津川市加茂町岩船ガンド4番地、5番地
須田公園	街区公園	木津川市加茂町駅東1丁目6番地1
井尻公園	街区公園	木津川市加茂町駅東3丁目9番地1
垣外公園	街区公園	木津川市加茂町駅東4丁目11番地1
駅東公園	広場公園	木津川市加茂町駅東2丁目1番地1、6番地1
兎並緑地	緑道	木津川市加茂町駅東4丁目12番地7、12番地8、13番地6、13番地7、14番地7、14番地8、16番地3、16番地4、16番地5
新川緑地	緑道	木津川市加茂町駅東3丁目10番地9、駅東4丁目17番地26
西大間田公園	街区公園	木津川市加茂町里西大間田40番地21
不動川公園	地区公園	木津川市山城町平尾大谷1番地
棚倉駅西1号公園	街区公園	木津川市山城町平尾北払戸116番地
棚倉駅西2号公園	街区公園	木津川市山城町平尾不知田159番地
なでしこ公園	街区公園	木津川市山城町上狛学校10番地1
やすらぎ公園	街区公園	木津川市山城町北河原柿ノ木原32番地4
椿井南公園	街区公園	木津川市山城町椿井上野1番地1
上狛駅東公園	街区公園	木津川市山城町上狛北野田芝60番地
中川原公園	街区公園	木津川市山城町平尾中川原16番地31、16番地32、17番地7、17番地8、62番地7、62番地8、62番地16、62番地17
出垣外公園	街区公園	木津川市山城町綺田出垣外28番地16、28番地17
上狛南部公園	街区公園	木津川市山城町上狛鈴畑17番地1、19番地4

(出典：木津川市都市公園条例(一部改正：平成27年3月24日条例第18号))



II-8 指定等文化財一覧

指定区分	名称	所在地	所有者等
2	重文	相楽神社本殿	宗教法人 相楽神社
8	府登	相楽神社末社若宮神社本殿	
9	府暫登	相楽神社山門	
10	府環	相楽神社文化財環境保全地区	
7	府指	相楽の御田と正月行事	
2	重文	木造文殊菩薩坐像	宗教法人 大智寺
2	重文	木造十一面観音立像	
8	府登	大智寺 本堂・庫裏・鐘楼堂・山門	
9	府暫登	絹本著色五智如来像	
11	市指	紙本著色橋柱寺縁起絵巻	
2	重文	木造十一面観音立像	宗教法人 法泉寺
7	府指	木造薬師如来坐像	宗教法人 西念寺
8	府登	木造日光・月光菩薩立像	
9	府暫登	西念寺本堂	
9	府暫登	西念寺薬師堂	
9	府暫登	鹿背山不動院境内	
8	府登	岡田国神社本殿（2棟）・拝殿・舞台・ 南北氏子詰所（2棟）	宗教法人 岡田国神社
9	府暫登	岡田国神社摂社恵美須神社本殿	
9	府暫登	岡田国神社大般若経	
10	府環	岡田国神社文化財環境保全地区	
11	市指	木造地藏菩薩坐像	宗教法人 西教寺
8	府登	西教寺六斎念仏	西教寺六斎念仏講
9	府暫登	正覚寺本堂	宗教法人 正覚寺
9	府暫登	正覚寺観音堂	
11	市指	正徳2年木津川水害関係資料	
9	府暫登	鹿背山区有文書	鹿背山区
11	市指	木造阿弥陀如来立像	宗教法人 心楽寺
11	市指	木造阿弥陀如来坐像	宗教法人 安福寺
9	府暫登	御霊神社本殿	宗教法人 御霊神社
11	市指	木津浜絵馬 木津船中奉納	
11	市指	木津御輿太鼓祭	木津御輿太鼓運営委員会
9	府暫登	岡田国神社文書	個人
2	重文	五輪塔	木津川市
7	府指	天王神社本殿	宗教法人 天王神社

II 災害予防計画関連資料

指定区分	名 称	所在地	所有者等
5	国史 奈良山瓦窯跡 歌姫瓦窯跡 音如ヶ谷瓦窯跡 市坂瓦窯跡 梅谷瓦窯跡 鹿背山瓦窯跡 中山瓦窯跡	歌姫瓦窯跡 木津川市市坂・奈良市歌姫町 音如ヶ谷瓦窯跡 木津川市相楽台七丁目 市坂瓦窯跡 木津川市州見台八丁目 梅谷瓦窯跡 木津川市梅美台五丁目 鹿背山瓦窯跡 木津川市城山台四丁目 中山瓦窯跡 奈良市中山町	奈良市・木津川市
5	国史 石のカタ古墳	木津川市兜台二丁目・奈良市神功一丁目	奈良市・木津川市
5	国史 神雄寺跡	木津川市城山台十三丁目4番地	木津川市 他
7	府指 埴輪（上人ヶ平古墳群・上人ヶ平埴輪窯跡群出土）	木津川市梅谷宮ノ谷3番地外4番地（梅谷埋蔵文化財収蔵庫）	木津川市
9	府暫登 木津の渡し船	木津川市木津南垣外110-9	木津川市
9	府暫登 鉄板 西山古墓出土	木津川市梅谷宮ノ谷3番地外4番地（梅谷埋蔵文化財収蔵庫）	木津川市
9	府暫登 甲冑形埴輪 瓦谷遺跡2号埴輪窯出土	木津川市梅谷宮ノ谷3番地外4番地（梅谷埋蔵文化財収蔵庫）	木津川市
9	府暫登 変形四首鏡 瓦谷古墳第2主体部出土	木津川市梅谷宮ノ谷3番地外4番地（梅谷埋蔵文化財収蔵庫）	木津川市
9	府暫登 六獣形鏡 内田山B1号墳出土	木津川市梅谷宮ノ谷3番地外4番地（梅谷埋蔵文化財収蔵庫）	木津川市
11	市指 鹿背山焼陶磁器資料	木津川市木津町内垣外36（木津川市立中央図書館）	木津川市
7	府指 相楽木綿	木津川市、精華町精華台6-1	相楽木綿の会
1	国宝 浄瑠璃寺三重塔（九体寺三重塔）		
1	国宝 浄瑠璃寺本堂（九体寺本堂）	木津川市加茂町西小札場40	宗教法人 浄瑠璃寺
1	国宝 木造阿弥陀如来坐像		
1	国宝 木造四天王立像	増長天・持国天：木津川市加茂町西小札場40 広目天：東京国立博物館勧告 多聞天：京都国立博物館勧告	宗教法人 浄瑠璃寺
2	重文 三重塔初重壁画十六羅漢像		
2	重文 石燈籠	木津川市加茂町西小札場40	
2	重文 浄瑠璃寺流記		

## II 災害予防計画関連資料

指定区分	名称	所在地	所有者等
2	重文	厨子入木造吉祥天立像	木津川市加茂町西小札場 40 宗教法人 浄瑠璃寺
2	重文	木造地藏菩薩立像	
2	重文	木造薬師如来坐像	
2	重文	木造不動明王及二童子立像	
8	府登	当尾磨崖仏 不動明王立像	
8	府登	絵仏供	
9	府暫登	浄瑠璃寺大日如来灌頂堂（書院）	
9	府暫登	木造大日如来坐像	
2	重文	木造馬頭観音立像	
2	重文	木造地藏菩薩立像	東京国立博物館勸告
5	国史	浄瑠璃寺庭園	木津川市加茂町西小 宗教法人 浄瑠璃寺 他
4	特名		
1	国宝	海住山寺五重塔	木津川市加茂町例幣海住山 20 宗教法人 海住山寺
2	重文	海住山寺文殊堂	
2	重文	木造十一面観音菩薩立像	
9	府暫登	絹本著色地藏十王図 地藏菩薩像	
9	府暫登	絹本著色地藏十王図 秦広王像	
9	府暫登	絹本著色地藏十王図 初江王像	
9	府暫登	絹本著色地藏十王図 宗帝王像	
9	府暫登	絹本著色地藏十王図 五官王像	
9	府暫登	絹本著色地藏十王図 閻魔王像	
9	府暫登	絹本著色地藏十王図 变成王像	
9	府暫登	絹本著色地藏十王図 泰山王像	
9	府暫登	絹本著色地藏十王図 平等王像	
9	府暫登	絹本著色地藏十王図 都市王像	
9	府暫登	絹本著色地藏十王図 五道輪王像	
9	府暫登	板絵著色十一面観音来迎図	
9	府暫登	板絵著色補陀落山浄土図	
9	府暫登	絹本著色阿弥陀浄土図	
9	府暫登	絹本著色大威徳明王像	
9	府暫登	絹本著色十六羅漢図 その一	
9	府暫登	絹本著色十六羅漢図 その二	
9	府暫登	絹本著色十六羅漢図 その三	
9	府暫登	絹本著色十六羅漢図 その四	
9	府暫登	絹本著色十六羅漢図 その五	
9	府暫登	絹本著色十六羅漢図 その六	
9	府暫登	絹本著色十六羅漢図 その七	

II 災害予防計画関連資料

指定区分	名 称	所在地	所有者等
9	府暫登 絹本著色十六羅漢図 その八	木津川市加茂町例幣海住山 20	宗教法人 海住山寺
9	府暫登 絹本著色十六羅漢図 その九		
9	府暫登 絹本著色十六羅漢図 その十		
9	府暫登 絹本著色十六羅漢図 その十一		
9	府暫登 絹本著色十六羅漢図 その十二		
9	府暫登 絹本著色十六羅漢図 その十三		
9	府暫登 絹本著色十六羅漢図 その十四		
9	府暫登 絹本著色十六羅漢図 その十五		
9	府暫登 絹本著色十六羅漢図 その十六		
9	府暫登 絹本著色愛染明王像		
9	府暫登 絹本著色釈迦如来像		
9	府暫登 絹本著色文殊菩薩像		
9	府暫登 絹本著色普賢菩薩像		
9	府暫登 絹本著色蓮華化生図		
9	府暫登 紙本金地著色西王母献桃図・紙本金地著色明皇楊貴妃並笛図屏風		
9	府暫登 紙本金地著色明皇撃梧桐図襖		
9	府暫登 紙本墨画淡彩西湖図		
9	府暫登 海住山寺文書		
9	府暫登 海住山寺本堂		
9	府暫登 海住山寺天満宮		
9	府暫登 海住山寺春日社		
9	府暫登 海住山寺稻荷社		
9	府暫登 海住山寺鐘楼		
9	府暫登 海住山寺山門		
9	府暫登 海住山寺中門		
9	府暫登・市指 紙本著色海住山寺縁起絵巻		
9	府暫登 大般若経		
9	府暫登 般若心経 (千部心経)		
9	府暫登 紺紙金字般若心経		
9	府暫登 般若心経 (五卷本)		
9	府暫登 般若心経 (紙背消息本)		
2	重文 絹本著色法華経曼荼羅図	京都国立博物館寄託	
2	重文 海住山寺文書		
7	府指 絹本著色春日宮曼荼羅十六善神図		
2	重文 木造十一面観音菩薩立像	奈良国立博物館勸告	

## II 災害予防計画関連資料

指定区分	名称	所在地	所有者等
2	重文	木造四天王立像	奈良国立博物館寄託
7	府指	絹本著色釈迦三尊十六羅漢図	
7	府指	木造扁額「海住山寺」	
7	府指	梵鐘	
7	府指	金銅能作性塔、木造彩色宝珠台	
2	重文	岩船寺三重塔	木津川市加茂町岩船上ノ門 43
2	重文	岩船寺十三重塔	
2	重文	岩船寺石室	
2	重文	岩船寺五輪塔	
2	重文	木造阿弥陀如来坐像	
2	重文	厨子入木造普賢菩薩像	
7	府指	木造四天王立像	
9	府暫登	岩船寺境内	
11	市指	紙本墨書岩船寺縁起	
2	重文	御霊神社本殿	
2	重文	白山神社本殿	木津川市加茂町岩船上ノ門 94
8	府登	白山神社摂社春日神社本殿	
8	府登	おかげ踊図絵馬	
10	府環	白山神社文化財環境保全地区	
8	府登	岩船のおかげ踊	木津川市加茂町岩船
2	重文	十三重塔	木津川市加茂町辻三田 25 番地の 1
2	重文	絹本著色仏涅槃図	木津川市加茂町里小田 22
8	府登	木造十王坐像・木造俱生神半跏像・ 木造奪衣婆坐像	京都国立博物館寄託
2	重文	木造十一面観音坐像	木津川市加茂町北山ノ上 9
9	府暫登	現光寺本堂	
9	府暫登	絹本著色最勝曼荼羅図	
9	府暫登	木造阿弥陀如来坐像	
9	府暫登	木造四天王立像	
9	府暫登	絹本著色弥勒菩薩像	奈良国立博物館寄託
2	重文	木造薬師如来坐像	木津川市加茂町高田奥畑 54
11	市指	木造阿弥陀如来坐像	
2	重文	木造薬師如来坐像	木津川市加茂町大野大野 27
7	府指	ヒキオアイ 曳覆 曼荼羅版木	
9	府暫登	西明寺本堂	
9	府暫登	絹本著色如意輪観音像	

## II 災害予防計画関連資料

指定区分	名称	所在地	所有者等
9	府暫登 絹本著色不動明王四十八童子像	木津川市加茂町大野大野 27	宗教法人 西明寺
6	国登 吉岡家住宅主屋	木津川市加茂町尻枝縄手 87	個人
6	府指 銭司遺跡	木津川市加茂町銭司金鑄山 23-1	個人
6	府指 当尾の豊岡柿	木津川市加茂町大畑柘榴谷	
7	府指 当尾磨崖仏 阿弥陀如来及二脇侍坐像・弥勒如来立像・不動明王立像	木津川市加茂町岩船	岩船区
10	府環 当尾磨崖仏文化財環境保全地区	木津川市加茂町岩船・西小	岩船区・浄瑠璃寺 他
7	府指 当尾磨崖仏 不動明王立像・毘沙門天立像	木津川市加茂町森陀羅尼田 1	宗教法人 八幡宮
9	府暫登 八幡宮本殿		
10	府環 八幡宮文化財環境保全地区		
8	府登 春日神社本殿	木津川市加茂町銭司宮小谷 36-4	宗教法人 春日神社
8	府登 銭司の獅子舞・田楽・相撲	木津川市加茂町銭司	銭司宮座行事保存会
8	府登 おかげ踊図絵馬	木津川市加茂町里口薬井 17	宗教法人 春日若宮社
8	府登 仏生寺六斎念仏	木津川市加茂町例幣	仏生寺六斎念仏保存会
9	府暫登 国栖神社本殿	木津川市加茂町辻下垣外 21	宗教法人 国栖神社
9	府暫登 恭仁神社本殿	木津川市加茂町西宮ノ東 35	宗教法人 恭仁神社
9	府暫登 観音寺区有文書	木津川市加茂町観音寺中貝戸 37	観音寺区
9	府暫登 三十八神社棟札類	垣添 4 の 1	
9	府暫登 木造薬師如来坐像	木津川市加茂町西城垣外 84	宗教法人 鶯滝寺
11	市指 袋中上人絵詞伝	京都府立山城郷土資料館寄託	
11	市指 木造地藏菩薩立像	木津川市加茂町観音寺中貝戸 37	宗教法人 地藏院
7	府指 木造千手観音立像・木造不空羼索観音立像・木造十一面観音立像・木造聖観音立像・木造馬頭観音立像	木津川市加茂町兎並寺山 41	一般財団法人 川合京都仏教美術財団
2	重文 五輪塔	木津川市加茂町西小 長尾共同墓地	木津川市
5	国史 恭仁宮跡（山城国分寺跡）	木津川市加茂町岡崎・河原・例幣	木津川市 他
7	府指 岡田鴨神社本殿・摂社天満宮本殿・末社金刀比羅神社本殿	木津川市加茂町北鴨村 44	宗教法人 岡田鴨神社
11	市指 五輪塔	木津川市加茂町東小上高庭 61	東小区
8	府登 泉川座人形浄瑠璃用具	木津川市南加茂台 6 丁目 18 埋蔵文化財整理保管センター	木津川市
9	府暫登 弥生土器 砂原山墳墓出土	木津川市南加茂台 6 丁目 18（木津川市埋蔵文化財整理保管センター）	木津川市
1	国宝 銅造釈迦如来坐像	木津川市山城町綺田浜 36	宗教法人 蟹満寺

## II 災害予防計画関連資料

指定区分	名称	所在地	所有者等	
11	市指	木造如来形坐像	木津川市山城町綺田浜 36	宗教法人 蟹満寺
2	重文	松尾神社本殿	木津川市山城町椿井松尾 41	
8	府登	松尾神社拜殿・御霊神社本殿・表門		
10	府環	松尾神社文化財環境保全地区		
9	府暫 登・市指	木造牛頭天王半跏像	京都府立山城郷土資料館寄託	宗教法人 松尾神社
9	府暫 登・市指	木造女神坐像		
11	市指	狂言福の神図並びに能猩々図絵馬		
2	重文	神童寺本堂	木津川市山城町神童子不晴谷 112	宗教法人 神童寺
2	重文	木造愛染明王坐像		
2	重文	木造不動明王立像		
2	重文	木造阿弥陀如来坐像		
2	重文	木造毘沙門天立像		
2	重文	木造日光月光菩薩立像		
9	府暫登	神童寺境内		
11	市指	神童寺護摩堂		
11	市指	神童寺表門	奈良国立博物館寄託	
2	重文	木造伎楽面		
2	重文	泉橋寺五輪塔	木津川市山城町上狛西下 55	宗教法人 泉橋寺
11	市指	泉橋寺表門		
11	市指	泉橋寺石造地藏菩薩坐像		
11	市指	木造地藏菩薩立像		
11	市指	泉橋寺境内	木津川市山城町上狛西下 54・ 55-1・55-2	
2	重文	天神社十三重塔	木津川市山城町神童子不晴谷 177	宗教法人 天神神社
8	府登	天神神社本殿		
10	府環	天神神社文化財環境保全地区		
2	重文	小林家住宅（主屋）	木津川市山城町上狛東林 1-1	個人
7	府指	小林家住宅長屋門・土蔵		
7	府指	狛文書	京都府立山城郷土資料館寄託	
3	国民	涌出宮の宮座行事	木津川市山城町平尾・綺田	涌出宮宮座行事保存会
8	府登	和伎座天乃夫岐売神社本殿	木津川市山城町平尾里屋敷 54	宗教法人 和伎座天乃 夫岐売神社
9	府暫登	涌出宮の踊図絵馬		
11	市指	涌出宮石灯籠		
11	市指	和伎座天乃夫岐売神社表門		
11	市指	和伎座天乃夫岐売神社拜殿		

## II 災害予防計画関連資料

指定区分	名称	所在地	所有者等
10	府環 和伎座天乃夫岐売神社文化財環境保全地区	木津川市山城町平尾里屋敷 54	宗教法人 和伎座天乃夫岐売神社
6	国登 旧松原家住宅主屋	木津川市山城町上狛学校 7	個人
8	府登 紙本著色狛秀綱像	木津川市山城町上狛良町 3	宗教法人 西福寺
8	府登 上狛の精霊踊	木津川市山城町上狛	しょうらい踊り保存会
11	市指 絹本著色方便法身尊像	木津川市山城町上狛西下 52	宗教法人 円成寺
11	市指 木造弁才天十五童子像	木津川市山城町椿井天敷堂 37	宗教法人 玉臺寺
7	府指 不動川砂防施設	木津川市山城町平尾	
5	国史 高麗寺跡	木津川市山城町上狛高麗寺・森ノ前	木津川市 他
5	国史 椿井大塚山古墳	木津川市山城町椿井三階・大平	木津川市 他
9	府暫登 瓦谷 1 号墳出土品	木津川市山城町上狛千両岩(京都府立山城郷土資料館寄託)	木津川市
9	府暫登 灰釉羊硯 樋ノ口遺跡出土		
11	市指 袈裟襷文銅鐸		
11	市指 山城国相楽郡綺田村検地帳		
11	市指 城州相楽郡平尾村入組片桐主膳正領分絵図		
11	市指 大般若経		
9	府暫登 三彩小壺 樋ノ口遺跡出土		
11	市指 山城町の考古遺物		
11	市指 高井手瓦窯出土鬼瓦	木津川市山城町綺田局塚 14 (山城埋蔵文化財収蔵庫)	
11	市指 上狛環濠集落(環濠・大井戸・郷井戸)	木津川市山城町上狛良町・巽町・坤町・乾町	
11	市指 稻荷山	木津川市山城町北河原北谷	
11	市指 鷲ヶ城跡	木津川市山城町神童子横峰	
11	市指 弁天山	木津川市山城町椿井天敷堂	
11	市指 道標(伊賀街道)		木津川市

(令和 5 年 4 月 1 日現在)



II-9 相互応援協定等一覧 (75)

(1) 相互応援等 (10)

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日	
京都府広域消防相互応援協定	市の消防力及び隣接応援協定による応援の消防力をもってしても防御困難な災害	府内市町村・一部事務組合	府災害対策課、原子力防災課、危機管理総務課、京都市消防局警防計画課	H19. 3. 12	
木津川市・相楽地区消防相互応援協定	市の消防力をもってしても防御困難な災害	笠置町・和東町・精華町・南山城村・相楽中部消防組合	笠置町総務財政課、和東町総務課、精華町消防本部、南山城村総務課、相楽中部消防組合消防本部	H23. 4. 1	
伊賀市木津川市災害時相互応援協定	1 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供 2 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 3 救援、救助活動に必要な車両等の提供 4 救援、防疫応急復旧に必要な職員の派遣 5 被災者の一時受け入れ、及びその受け入れに必要な施設の提供 6 ボランティアのあっ旋	伊賀市	総合危機管理室	H20. 10. 1	
			TEL (時間内)		0595-22-9640 0595-24-2300
			TEL (時間外)		0595-22-9611 090-7300-1792 FAX0595-24-0444
			防災衛星電話		024-206-11
			防災衛星FAX		024-206-19
京丹後市と木津川市の災害時相互応援協定	1 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供 2 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 3 救援、救助活動に必要な車両等の提供 4 救援、防疫応急復旧に必要な職員の派遣 5 被災者の一時受け入れ、及びその受け入れに必要な施設の提供 6 ボランティアのあっ旋	京丹後市	総務部総務課	H20. 2. 7	
			TEL (時間内)		0772-69-0140
			TEL (時間外)		0772-69-0001
			防災衛星電話		8-700-8106
			防災衛星FAX		8-700-8100
緊急事態における隊友会への協力に関する協定	1 武力攻撃等における国民保護のための措置に関する法律の規定に基づく国民の保護のための措置の実施に必要な援助 2 災害対策基本法の規定に基づく防災に関する事務の実施に必要な援助	公益社団法人隊友会 京都府隊友会相楽支部	支部長	H22. 5. 6	
災害時の施設利用に関する協定書	災害時、施設利用ができなくなった場合の活動場の提供	京都府木津警察署	警備課	H25. 12. 2 5	

## II 災害予防計画関連資料

協定名称	内容	相手方	連絡先		協定日
災害時等の応援に関する申し合わせ	災害が発生若しくは発生する恐れがある場合に、被害の拡大と二次被害防止に資するため、被災直後等の緊急的な対応を実施する。	国土交通省近畿地方整備局	淀川河川事務所 京都国道事務所	淀川河川事務所 電話 072-843-2861 FAX 072-843-0915 京都国道事務所 電話 075-351-3300 FAX 075-351-3360	H26. 8. 27
木津川市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	木津川市地域防災計画に基づき、災害時における効果的なボランティア活動を推進するため、常設型災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関し、必要な事項を定める協定	社会福祉法人木津川市社会福祉協議会	事務局	電話 0774-71-9559 FAX 0774-72-7690	H27. 3. 20
災害時の郵便業務等に関する協定	災害時における有文物の無料配達及び災害状況の情報提供に関し、必要な事項を定める協定	木津川市内の各郵便局	山城木津郵便局	電話 0774-72-4052 FAX 0774-72-2270	H27. 7. 7
高槻市と木津川市との包括連携協定	災害時における相互応援の実施を定める協定	高槻市	総務部危機管理室		R1. 8. 22
			TEL (時間内)	072-674-7314 072-675-8184	
			防災衛星電話	027-507-8900	
			防災衛星FAX	027-507-8800	

※上記のほか、相楽中部消防組合消防本部では、奈良市、伊賀市、京田辺市、甲賀広域行政組合消防本部と消防組織法第1条に定める災害に関する 消防相互応援協定を締結している。

### (2) 情報通信 (5)

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日
災害非常無線通信の協力に関する協定	情報の収集及び伝達	木津川市アマチュア防災無線クラブ	会長	H20. 3. 31
暮らし安全・安心情報の放送に関する協定	緊急時及び市からの各種情報発信時において、住民に対し伝達すべき情報について放送実施を依頼する	株式会社KCN京都 ※協定締結窓口：学研企画課	理事	H19. 6. 28
災害に係る情報発信等に関する協定	災害時の情報発信、平時の防災情報発信	ヤフー株式会社	代表取締役 電話 03-6440-6747	H25. 11. 7
減災を目的とした防災 AR 事業に関する協定	避難所の位置情報、防災に関する情報の提供及び防災啓発事業に関する協定	一般社団法人全国防災共助協会	理事	H26. 8. 28
特設公衆電話の設置・利用に関する協定	平時から避難所に優先電話回線を設置し、災害時に避難者が特設公衆電話を使用できるようにしておく	N T T 西日本	N T T 西日本京都支店(ビジネス営業部) 075-255-9084	H28. 9. 7

## II 災害予防計画関連資料

### (3) 避難所等施設利用 (9)

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日
災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	学研都市キャンパス快風館（トイレ、駐車場及び敷地）を一時避難所として利用すること	同志社大学快風館	快風館管理室 電話 73-1900	H19. 12. 14
避難所として施設使用することに関する協定	同志社国際学院の体育館とグラウンドを避難所として使用すること	同志社国際学院	0774-71-0810	H23. 4. 1
災害時における支援協力に関する協定 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	食料品及び生活必需品の支援及び店舗等（トイレ及び駐車場）を一時避難所として利用すること	イオン株式会社	イオン高の原ショッピングセンターモールマネージャー 電話 75-2500	H19. 12. 20
災害時における支援協力に関する協定 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	食料品及び生活必需品の支援及び店舗等（トイレ及び駐車場）を一時避難所として利用すること	株式会社平和堂	アル・プラザ木津 総務次長 電話 71-5800 FAX 71-5801 本部総務部 総務課長 TEL0749-26-9620 FAX0749-23-3118	H19. 11. 26
災害時における物資供給に関する協定 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	食料品及び生活必需品の支援及び店舗等（トイレ及び駐車場）を一時避難所として利用すること	株式会社近商ストア	営業推進部長 072-338-3808 総務部長 072-338-3800	H20. 10. 24
避難所として施設利用すること	災害発生時における避難所の提供に関すること。	株式会社喜多重機興業	本社 072-252-1300(代)	H26. 8. 27
市地域防災計画に基づく学校施設の使用に関する協定	災害時における避難場所としての施設使用に関する協定	京都府立木津高等学校	0774-72-0031	H27. 10. 1
市地域防災計画に基づく学校施設の使用に関する協定	災害時における避難場所としての施設使用に関する協定	京都府立南陽高等学校	0774-72-8730	H27. 10. 1
災害時における支援協力に関する協定	水・食料・生活物資等の提供及び施設等（トイレ及び駐車場・倉庫等）を一時利用すること	京都山城農業協同組合	木津支店 0774-72-2771	H30. 3. 30

### (4) 福祉避難所 (15)

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害が発生した際に木津川市が開設した避難所での避難生活が困難な方のためにサンシティ木津内に福祉避難所を設置し、避難生活を支援することを目的とする。	株式会社ハーフ・センチュリー・モア サンシティ木津	電話 0774-73-8811 FAX 0774-73-8877	H23. 3. 24

## II 災害予防計画関連資料

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害が発生した際に木津川市が開設した避難所での避難生活が困難な方のために涌出ぬくもりの里内に福祉避難所を設置し、避難生活を支援することを目的とする。	社会福祉法人楽慈会 涌出ぬくもりの里	0774-86-0565	H24. 2. 8
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害が発生した際に木津川市が開設した避難所での避難生活が困難な方のために山城ぬくもりの里内に福祉避難所を設置し、避難生活を支援することを目的とする。	社会福祉法人楽慈会 特別養護老人ホーム 山城ぬくもりの里	0774-86-5460	H24. 2. 8
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害が発生した際に第一いづみ荘・第二いづみ荘内に福祉避難所を設置し、要配慮者の避難生活を支援する。	社会福祉法人いづみ福祉会 第一いづみ荘 第二いづみ荘	第一いづみ荘 0774-66-4154 第二いづみ荘 0774-34-2123	R3. 1. 1
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害が発生した際に特別養護老人ホームゆりのき内に福祉避難所を設置し、要配慮者の避難生活を支援する。	社会福祉法人京都山城福祉会 特別養護老人ホーム ゆりのき	0774-75-1132	H25. 11. 15
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害が発生した際に西木津ぬくもりの里、加茂ぬくもりの里内に福祉避難所を設置し、要援護者の避難生活を支援する。	社会福祉法人楽慈会 西木津ぬくもりの里 加茂ぬくもりの里	西木津ぬくもりの里 0774-73-3055 加茂ぬくもりの里 0774-76-0600	H26. 2. 1
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害発生時に相楽デイセンターに福祉避難所を設置運営し、要援護者等の避難生活を支援する。	社会福祉法人相楽福祉会 相楽デイセンター	0774-73-0266	H26. 6. 17
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害発生時に芳梅園に福祉避難所を設置運営し、要援護者等の避難生活を支援する。	社会福祉法人芳梅会 特別養護老人ホーム 木津芳梅園	0774-72-8246	H26. 10. 28
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害発生時に加茂の里に福祉避難所を設置運営し、要援護者等の避難生活を支援する。	社会福祉法人悠仁福祉会 特別養護老人ホーム 加茂の里	0774-76-7607	<u>H26. 11. 28</u>
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害発生時にケアセンターハッピーコスモスに福祉避難所を設置運営し、要援護者等の避難生活を支援する。	<u>社会福祉法人</u> 木津川市 社会福祉協議会 ケアセンターハッピー コスモス	0774-73-2080 0774-71-9559 (社会福祉協議会)	H28. 3. 17

## II 災害予防計画関連資料

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害発生時にリスタデイサービス木津川に福祉避難所を設置運営し、要援護者等の避難生活を支援する。	リスタデイサービス木津川	0774-75-1055	H28. 3. 29
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害発生時に横手通り 43 番地「庵」に福祉避難所を設置運営し、要援護者等の避難生活を支援する。	障害者支援施設 横手通り 43 番地「庵」	0774-86-0508	H29. 8. 25
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害発生時にきはだの郷等に福祉避難所を設置運営し、要援護者等の避難生活を支援する。	社会福祉法人特別養護老人ホーム きはだの郷 短期入所生活介護 きはだの郷 通所介護 うめみの丘	0774-66-2112	H30. 11. 27
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害発生時にエバホームに福祉避難所を設置運営し、要援護者等の避難生活を支援する。	株式会社エバカラー エバホーム	0774-71-8337	R5. 11. 8
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害対策基本法に規定する災害発生時にフレンド平城山・山城に福祉避難所を設置運営し、要援護者等の避難生活を支援する。	ウェルコンサル株式会社 フレンド平城山・山城	0774-71-8170	R5. 11. 8

### (5) 医療 (3)

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日
災害時における医療救護活動についての協定	医療救護班の派遣、医薬品の供給を行う	笠置町・和束町・精華町・南山城村	笠置町、和束町、精華町、南山城村	H8. 11. 12
災害時等における医療救護活動についての協定	医療救護活動	一般社団法人相楽医師会	会長	H19. 3. 12
災害時における婦人科領域のリモート相談事業に関する協定	避難所における健康不安等のオンライン相談	株式会社ネクイノ	自治体連携窓口担当 lg@nextinnovation-inc.co.jp	R3. 8. 3

## II 災害予防計画関連資料

### (6) 物資・食料等 (17)

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日
災害時における物資供給に関する協定	食料品(飲料水・精米)、生活必需品及びその他必要と思われる物資	株式会社カインズ	総務部長 TEL027-320-1100 FAX027-320-1777	H20. 10. 23
災害時における支援協力に関する協定 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	食料品及び生活必需品の支援及び店舗等を一時避難所として利用すること	イオン株式会社	イオン高の原ショッピングセンターモールマネージャー TEL75-2500	H19. 12. 20
災害時における支援協力に関する協定 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	食料品及び生活必需品の支援及び店舗等を一時避難所として利用すること	株式会社平和堂	アル・プラザ木津 総務次長 TEL71-5800 FAX71-5801 本部総務部 総務課長 TEL0749-26-9620 FAX0749-23-3118	H19. 11. 26
災害時における物資供給に関する協定 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	食料品及び生活必需品の支援及び店舗等を一時避難所として利用すること	株式会社近商ストア	営業推進部長 072-338-3808 総務部長 072-338-3800	H20. 10. 24
災害時における飲料の提供協力に関する協定	震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に、対策本部から飲料提供について要請があった場合災害対応型自動販売機内の製品の無償提供を受ける。 (市役所本庁舎敷地設置、災害対応型自動販売機1台)	コカ・コーラウェスト株式会社 ベンディング京都南第一支店	担当者 TEL24-7220	H21. 8. 3
災害時における飲料の提供協力に関する協定	震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に、対策本部から飲料提供について要請があった場合災害対応型自動販売機内の製品の無償提供を受ける。 (市役所本庁舎敷地設置、災害対応型自動販売機1台)	ダイドードリンコ株式会社 奈良営業所	担当者 TEL0742-62-4831 FAX0742-62-4802	H21. 8. 3
非常時における飲料供給に関する協定	災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に、対策本部から飲料提供について要請があった場合、自動販売機内の製品の無償提供を受ける。	サントリーフーズ株式会社	観光商工課	H25. 9. 2
災害発生時における段ボール製品の調達に係る協定	災害発生時における段ボール製品(ベッド、トイレ等)の迅速な調達に関すること。	Jパックス株式会社 セツカートン株式会社	Jパックス(株) 072-923-1388	H26. 8. 4

## Ⅱ 災害予防計画関連資料

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日
災害時における物資供給に関する協定	災害時における物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給すること。	NPO法人 コメリ災害対策センター	025-371-4111(代)	H27. 5. 26
災害時における物資供給に関する協定	災害時における物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給すること。	コーナン商事株式会社	ホームセンター コーナン 木津店 0774-71-8057	H27. 6. 18
災害時におけるガソリン等の優先供給に関する協定	災害時等における市民の安全を確保するために必要な燃料の優先供給及びあっせんに協力すること。	高橋商事株式会社	0774-72-2321	H28. 6. 1
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	災害時に備えての備蓄地図の提供、平常時から利用可能なWebでの住宅地図の提供及び災害時・訓練時における地図の複製利用許諾等に協力すること。	株式会社ゼンリン	第一事業本部 関西第一エリア統括部奈良営業所 0742-64-3622	H28. 6. 1
災害時における物資（ユニットハウス等）の提供に関する協定	災害発生時等において、ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の提供について必要な事項を定める。	三協フロンテア	宇治出張所 0774-25-5005	H30. 12. 11
災害時における物資等の提供に関する協定	災害発生時等において、食料・生活物資等の提供について必要な事項を定める。	株式会社PLANT	0774-75-2151	R1. 7. 2
災害時における食料品等の供給等に関する協定 災害時における施設等の使用に関する協定	食料品及び飲料水等の支援及び施設等を臨時避難所として利用すること	株式会社バローホールディングス	0774-75-2666	R3. 2. 5
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	災害時における機材の提供に関する事項を定める。	株式会社ナガワ	0774-86-4775	R4. 6. 2
<u>災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定</u>	<u>災害時における機材の提供に関する事項を定める。</u>	<u>日立建機日本株式会社</u>	<u>0774-57-5600</u>	<u>R5. 4. 18</u>

## II 災害予防計画関連資料

### (7) インフラ (12)

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日
災害発生時における緊急対応に関する協定	公共施設の応急措置	木津川市建設業協会	※協定締結窓口： 危機管理室 災害発生時窓口： 管理課他	H19. 12. 12
災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協定	避難所等へのエルピーガスの供給	一般社団法人京都府LPガス協会城南支部	支部長	H20. 3. 27
災害時における建設機械等の提供に関する協定	災害発生時の応急対策や避難所の設置、運営等のためのレンタル機器等提供に関する応援協定	大阪レンタル株式会社	京奈営業所 所長代理 (営業中) TEL86-5011 (夜間・休日) 090-3922-3332	H23. 8. 1
日本水道協会京都府支部水道災害時相互応援に関する覚書	災害並びに異常湧水及び大規模断水が発生した場合において、京都府支部の府・市町が相互間で行う応援活動	日本水道協会京都府支部 (京都府企業局長、長岡京市水道事業管理者、京都市公営企業管理者、城陽市公営企業管理者、八幡市水道事業管理者、久御山町長、精華町長、京田辺市水道事業管理者、井手町水道事業管理者、宇治田原町水道事業管理者、京丹後市長、与謝野町水道事業管理者、宮津市長、亀岡市長、綾部市長、福知山市ガス水道管理者、南丹市長、舞鶴市水道事業管理者、大山崎町長、向日市水道事業管理者、木津川市水道事業管理者、以上 22 会員)	—	H19. 4. 1
災害時における応急措置等の協力に関する協定	上下水道施設の応急措置	木津上下水道事業協同組合	—	H19. 4. 12
災害時における応急措置等の協力に関する協定	上下水道施設の応急措置	加茂設備工事業協同組合	—	H19. 6. 6
災害時における応急措置等の協力に関する協定	上下水道施設の応急措置	山城上下水道事業協同組合	—	H21. 4. 1
災害廃棄物の適正な処理等に関する協定	災害時に生じた廃棄物の適正な処理について必要な手続き等を定める	三重中央開発株式会社	京都事業所 0774-76-6623 FAX 76-6967	H28. 10. 19
災害時における相互応援給水及び応急復旧資材の確保等に関する協定	災害発生時の給水及び応急復旧資材の相互応援に関する協定	大阪府羽曳野市水道局	072-958-1111 FAX 958-0494	H29. 1. 17



## II 災害予防計画関連資料

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日
災害時における建設機械等の提供に関する協定	災害発生時の応急対策や避難所の設置、運営等のためのレンタル機器等提供に関する応援協定	高石機械産業株式会社	本社 075-802-0171	H29. 5. 9
災害時における都市ガスの復旧に関する協定	災害時、主要なライフラインである都市ガスを速やかに復旧するため、都市ガス復旧支援拠点となる公共用地を大阪ガスに貸与するとともに、都市ガスの復旧状況について相互に情報を共有する協定	大阪ガス株式会社	近畿圏部 京都地域創生チーム 075-315-8852	R2. 2. 21
<u>災害時等における支援協力に関する協定書</u>	<u>災害時等における支援協力に関する事項を定める。</u> <u>(店舗の開放、備蓄食糧の提供、車両の提供、非常時給電システム付車両による電気の供給等)</u>	<u>京都ダイハツ販売株式会社</u>	<u>0774-75-1775</u>	<u>R5. 6. 19</u>

### (8) 輸送等 (2)

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日
災害発生時における緊急輸送等に関する協定	大規模な災害及び原子力災害発生時等におけるバス輸送協力に関する協定	株式会社ウィング	0774-64-2246 Fax 0774-63-7701	H28. 7. 6
災害発生時における緊急輸送等及び緊急配送拠点運営等に関する協定	大規模な災害発生時等における緊急輸送及び配送拠点の運営等の支援協力に関する協定	和束運輸株式会社	0774-86-4777 Fax 0774-86-3536	H28. 7. 6

### (9) その他 (2)

協定名称	内容	相手方	連絡先	協定日
災害時等における無人航空機の運用に関する協定	無人航空機を活用して被災状況の情報収集や被災者の捜索・救助等の協力活動に関する協定	SKY FACE ドローン事業部	0743-57-2977	R4. 11. 28
災害時等における無人航空機の運用に関する協定	無人航空機を活用して被災状況の情報収集や被災者の捜索・救助等の協力活動に関する協定	城陽ドローン協会	0774-52-6866	R4. 11. 28

II-10 災害用備蓄

1 備蓄の前提

奈良盆地東縁断層帯地震発生時の全壊・焼失による最大避難者数 16,144人  
 (京都府地震被害想定調査(平成20年)の府試算)

2 公的備蓄等に係る考え方

- (1) 公助による物資確保は、自助・共助による物資確保を補完するもの。
- (2) 生命・健康維持の観点から、重点備蓄品目を府・市で共同備蓄する。

3 重点備蓄品目及び備蓄目標

重点備蓄品目		基準	備蓄目標
食料	アルファ化米	1人当たり2.5食 (アレルギー対応を考慮)	40,360食
	パン		
	ビスケット		
飲料水(500ml)		1人当たり1リットル (別途応急給水等を確保)	32,288本
毛布		1人当たり1枚	16,144枚
簡易トイレ		100人当たり1基	162基
おむつ	大人用	75歳以上の10%について 1人当たり8枚	7,146枚
	子供用	0~3歳児について1人当 たり8枚	23,632枚
女性用衛生用品		13~50歳女性の25% について1人当たり3枚	13,399枚

4 備蓄に当たっての考慮事項

女性や高齢者に配慮した備蓄品の確保に留意する。

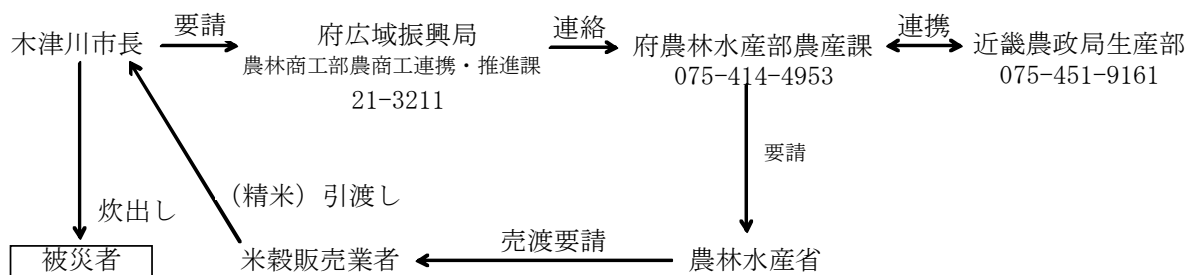
II-11 食料及び生活必需品の調達ルート

1 食料及び生活必需品の調達ルート

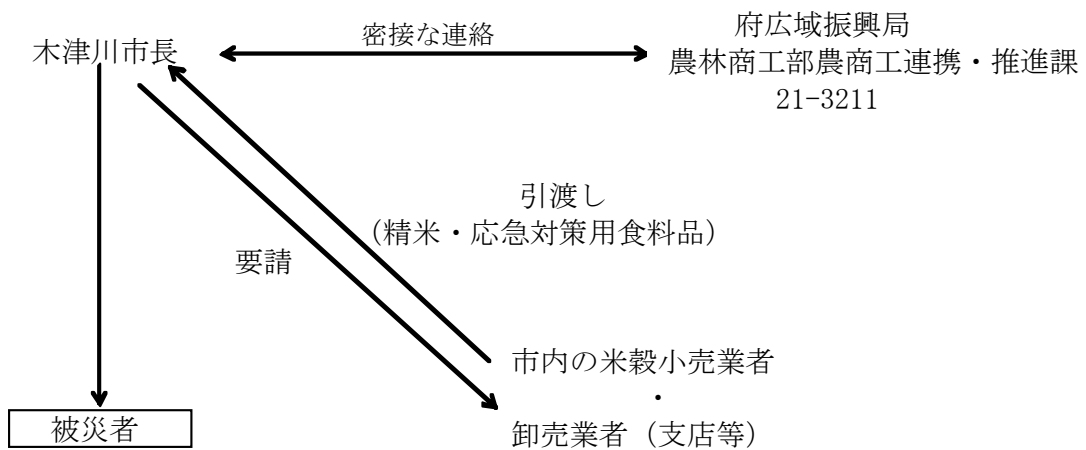
食料品の調達系統

【救助法非適用の調達ルート（平常時もしくは災害が予想される段階等）】

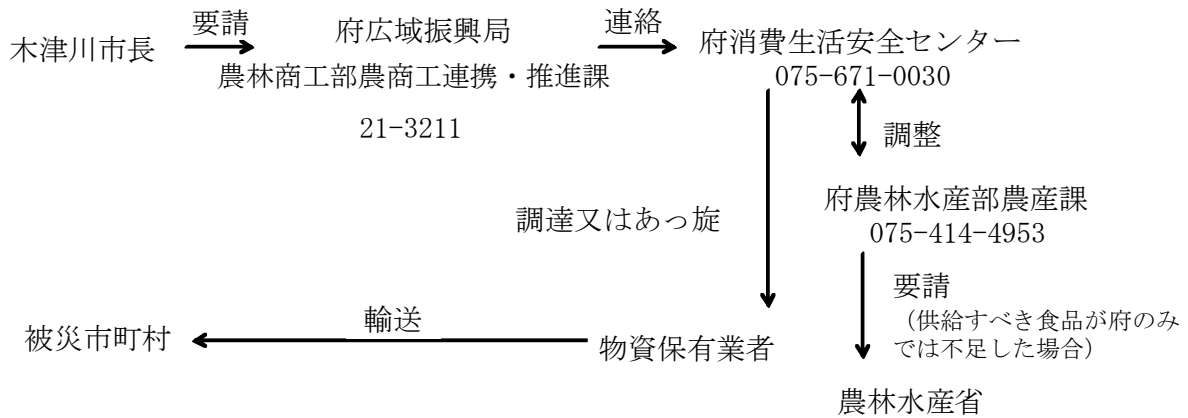
(1) 米穀を販売事業者から調達する場合



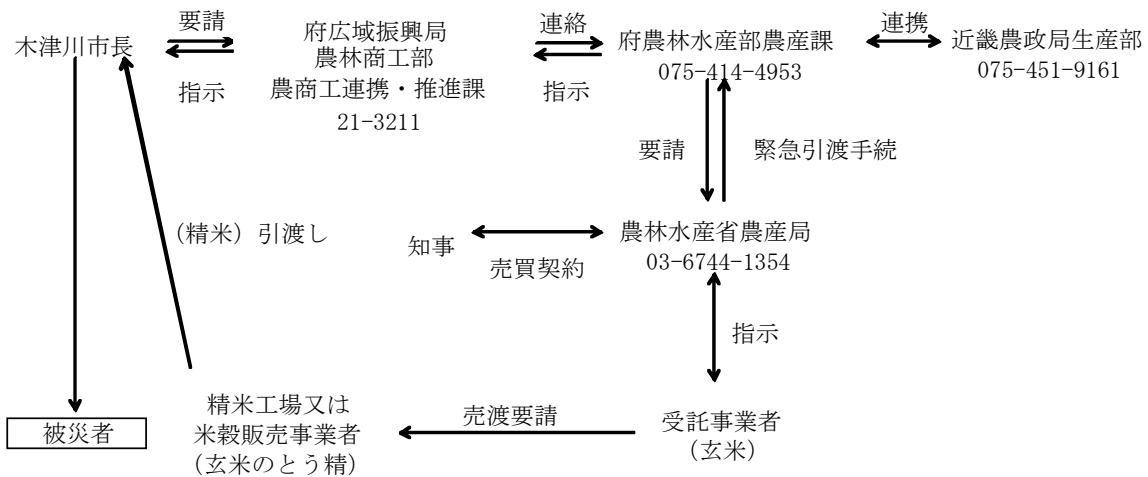
(2) 市単独で調達する場合



(3) 府に調達・あつ旋を要請する場合



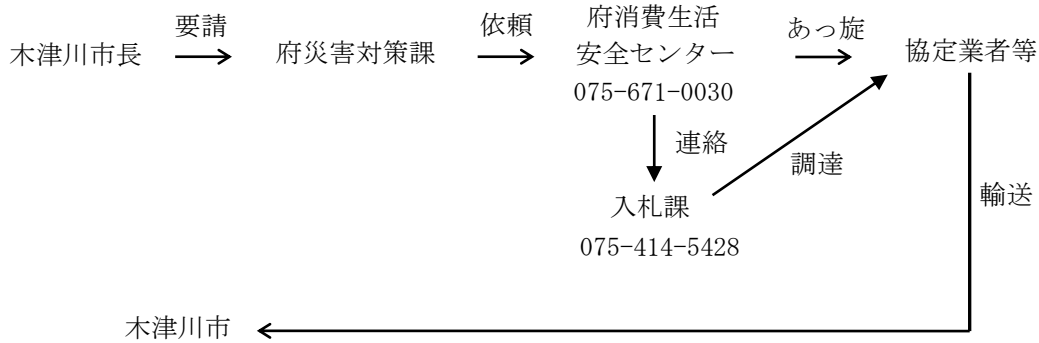
【救助法適用時の緊急引渡ルート】



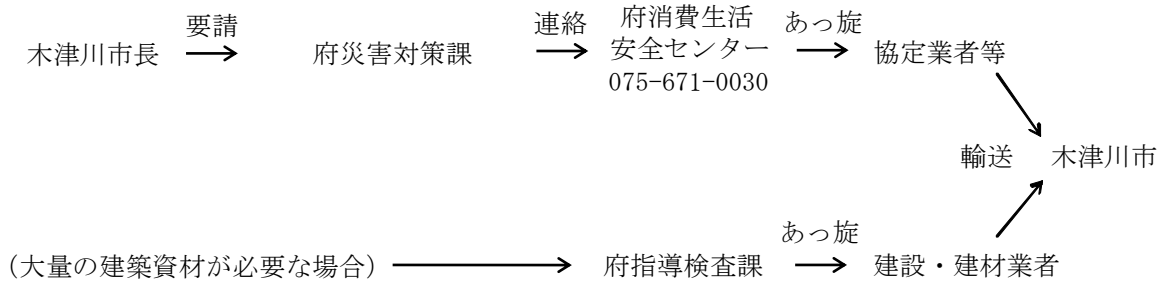
※国は玄米のとう精指示等を行わない。また、引渡場所については調整により決定。図では対応が最も想定される精米工場又は米穀販売事業者での引渡しを示した。

生活必需品の調達系統

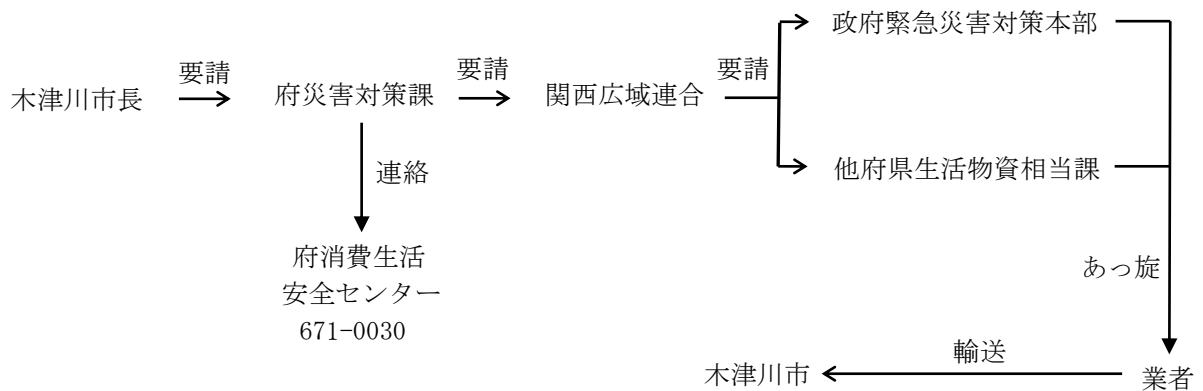
【災害救助法により府が調達及び給貸与する場合】



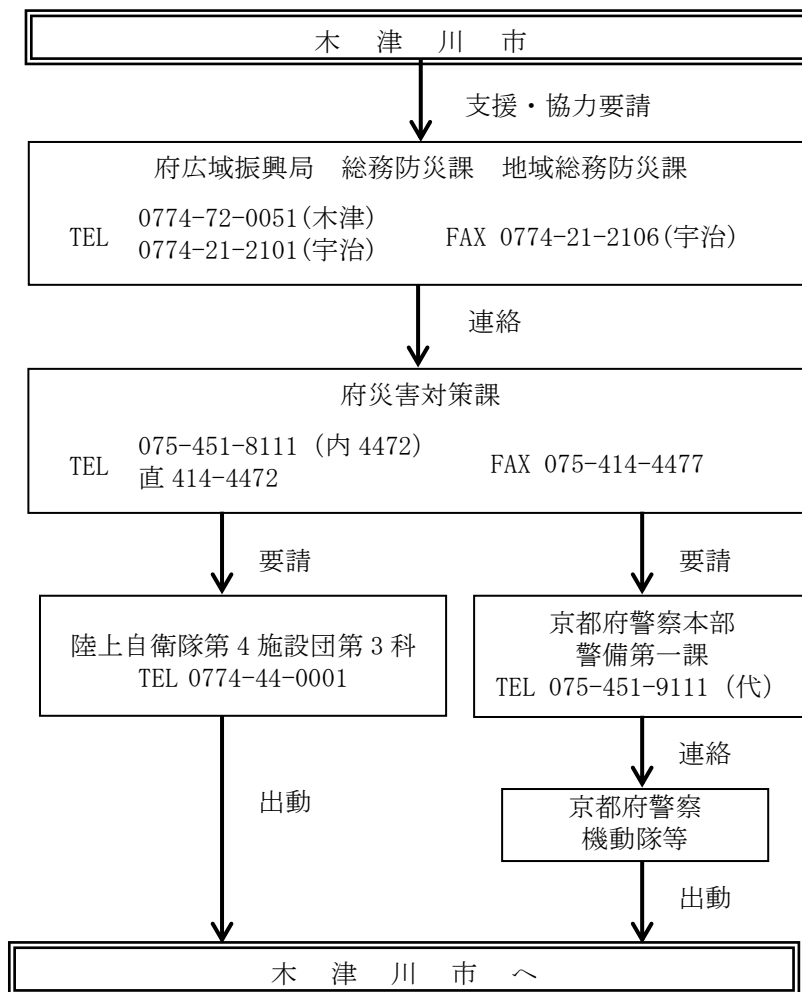
【被災市町村から府に物資斡旋を要請する場合】



【国又は他府県に物資斡旋を要請する場合】



2 自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統



II-12 自主防災組織

木津地域	1	木津町区自主防災会
	2	木津地域自主防災会
	3	本町東地域自主防災会
	4	下川原地域自主防災会
	5	宮ノ裏地域自主防災会
	6	鹿背山区防災会
	7	曾根山区自主防災会
	8	北之庄区自主防災会
	9	兜台地域自主防災会
	10	相楽台地域自主防災会
	11	東木津川台連合自治会自主防災会
	12	西木津川台地域自主防災会
	13	州見台地域自主防災会
	14	城山台自主防災会
加茂地域	15	観音寺区自主防災会
	16	大野区自主防災会
	17	法花寺野区自主防災会
	18	兔並西区自主防災会
	19	兔並区自主防災会
	20	瓶原地域自主防災会
	21	南加茂台自主防災会
山城地域	22	北綺田地区自主防災会
	23	南綺田地域自主防災会
	24	北平尾地区自主防災会
	25	南平尾地域自主防災会
	26	神童子区自主防災会
	27	北河原地区自主防災会
	28	椿井地区防災会
	29	上狛北部防災会
	30	上狛南部地区自主防災会

(令和4年3月末現在)

Ⅱ-13 防災拠点一覧

(1) 防災中枢施設

役 割	拠 点
災害対応の本部施設	木津川市役所、相楽台小学校、州見台小学校
災害対応関係機関	木津警察署、相楽中部消防本部消防組合
地域災害拠点病院	京都山城総合医療センター

(2) 広域的防災拠点

役 割	拠 点
1 市外からの救援物資等の集積・配送施設	中央体育館 不動川公園
2 広域応援（自衛隊、消防等）の活動拠点	
3 本部施設、現地対策本部施設	

(3) 地域防災拠点

ア 基幹地域防災拠点

役 割	拠 点
1 広域応援（自衛隊、消防等）の活動拠点（予備）	加茂文化センター 山城総合文化センター
2 現地対策本部施設	

イ 備蓄拠点

役 割	拠 点
災害備蓄品の主要保管施設	州見台小学校、梅美台小学校、 南加茂台小学校、木津南中学校



## Ⅱ 災害予防計画関連資料

### ウ 指定緊急避難場所（37か所）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所

地域	区分	番号	避難収容施設	所在地	電話番号	受入可能人数(人)	地震	水害
木津	学校等	1	木津小学校	木津町内垣外 95	0774-72-0038	2,464	○	×
		2	相楽小学校	相楽清水 1	0774-72-0221	2,763	○	○
		3	高の原小学校	兜台四丁目 4-1	0774-72-8737	4,133	○	○
		4	相楽台小学校	相楽台五丁目 17-1	0774-72-4005	6,689	○	○
		5	木津川台小学校	木津川台二丁目 4	0774-73-2418	5,700	○	○
		6	梅美台小学校	梅美台四丁目 26	0774-73-6421	4,727	○	○
		7	州見台小学校	州見台一丁目 32	0774-72-9237	4,071	○	○
		8	城山台小学校	城山台六丁目 1-1	0774-71-3900	5,876	○	○
		9	木津中学校	相楽高下 4-8	0774-72-0007	5,749	○	○
		10	木津第二中学校	兜台六丁目 1	0774-72-8734	7,446	○	○
		11	木津南中学校	州見台四丁目 26	0774-71-0850	4,625	○	○
	その他	12	木津高等学校	木津内田山 34	0774-72-0031	11,097	○	○
		13	南陽高等学校	兜台六丁目 2	0774-72-8730	8,120	○	○
		14	同志社国際学院初等部	木津川台七丁目 31 - 1	0774-71-0810	2,350	○	○
		15	同志社大学快風館 ※	木津川台四丁目 1-1	0774-73-1900	10,000	○	○
		16	イオンモール高の原	相楽台一丁目 1-1	0774-75-2500 /1700	16,000	○	○
				営業時間 10:00~22:00				
		17	アルプラザ木津	相楽小字城西 15	0774-71-5800	6,000	○	○
				営業時間 9:00~21:00				
		18	食品専門館ハーベス	木津川台 1-12-1	0774-73-6460	1,250	○	○
				営業時間 10:00~21:00				
		19	PLANT 木津川店	城山台二丁目 1	0774-75-2180	13,000	○	○
				営業時間 9:00~22:00				
		20	バロー木津川店	梅美台 1-1-1	0774-75-2666	5,000	○	○
営業時間 10:00~21:00 (土日は 9:30 開店)								
21	ガーデンモール木津川	州見台一丁目 1-1-1	0774-71-9846	8,000	○	○		
		営業時間 10:00~21:00						
22	木津川台公園 (グラウンド) ※	木津川台六丁目 4-3	0774-73-2323	4,250	○	○		
23	兜谷公園 (グラウンド) ※	兜台六丁目 4 外		3,200	○	○		
24	城址公園 (グラウンド) ※	城山台八丁目 5 番地		3,950	○	○		
小 計 (24 か所)						146,460		

## II 災害予防計画関連資料

加茂	学校	1	加茂小学校	加茂町里西上田 11-1	0774-76-2102	4,709	○	×
		2	恭仁小学校	加茂町例幣中切 31.32	0774-76-2103	2,326	○	○
		3	南加茂台小学校	南加茂台十二丁目 11	0774-76-3400	8,332	○	○
		4	泉川中学校	加茂町大野烏田 75	0774-76-2101	8,463	○	×
	その他	5	当尾の郷会館	加茂町辻下垣外 16	0774-76-2234	1,250	○	○
		6	喜多重機興業（寿荘・グラウンド）	加茂町岡崎下平岡	072-252-1300 （代）	8,000	○	○
		7	加茂グラウンド	加茂町大野中宇祢 57 番地	0774-73-2323 （中央体育館）	1,900	○	○
		8	赤田川グラウンド	加茂町里赤田川 1 番地		2,000	○	×
小 計（8 か所）						36,980		
山城	学校	1	上狛小学校	山城町上狛学校 1	0774-86-2002	3,593	○	×
		2	棚倉小学校	山城町綺田局塚 14	0774-86-2513	5,457	○	×
		3	山城中学校	山城町椿井柳田 33	0774-86-2001	3,729	○	×
	その他	4	山城総合文化センター （アスピアやましろ）	山城町平尾前田 24	0774-86-5851	1,750	○	×
		5	不動川公園（グラウンド）	山城町平尾大谷 1 番地	—	5,000	○	○
小 計（5 か所）						19,529		
木津川市合計（37 か所）						202,969		

\*受入可能人数：2 m<sup>2</sup>/人とし、面積÷2 で算定

注1 学校、公園等は、開校時又は開園時に利用可能

注2 ※印のある施設のフリースペースは、利用可能

注3 民間商業施設は、営業時間内は利用可能（営業時間外で利用可能な場合は改めて公表）

注4 危険が差し迫った場合は、指定避難所に避難

### エ 指定避難所（57 か所）

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設

#### (7) 基幹指定避難所（21 か所）

災害種別ごとの当初開設する一時的な避難施設

地域	避難収容施設	所在地 (電話番号)	施設 管理者	避難 施設 面積 (m <sup>2</sup> )	受入 可能 人数 (人)	災害の種別		
						風水害	土砂 災害	地震
木津	木津小学校	木津町内垣外 95 (0774-72-0038)	学校長	715.0	179	△ 校舎		5強 以上
	同体育館			572.0	200			
	中央交流会館	木津宮ノ内 92 (0774-72-8800)	社会教育課長	644.3	226	○	○	
	相楽小学校	相楽清水 1 (0774-72-0221)	学校長	1,057.6	264	○		5強 以上
同体育館	572.0			200				

## Ⅱ 災害予防計画関連資料

	木津中学校	相楽高下 4-8	学校長	1,690.1	423			6強以上
	同体育館	(0774-72-0007)		1,374.3	481			
	高の原小学校	兜台四丁目 4-1	学校長	906.7	227	洪水時追加		5強以上
	同体育館	(0774-72-8737)		750.0	263			
	木津第二中学校	兜台六丁目 1	学校長	1,550.1	388			6強以上
	同体育館	(0774-72-8734)		825.0	289			
	相楽台小学校	相楽台五丁目 17-1	学校長	913.6	228	洪水時追加		5強以上
	同体育館	(0774-72-4005)		646.8	226			
	木津川台小学校	木津川台二丁目 4	学校長	832.2	208	洪水時追加		5強以上
	同体育館	(0774-73-2418)		704.0	246			
	梅美台小学校	梅美台四丁目 26	学校長	1,276.0	319	洪水時追加		5強以上
	同体育館	(0774-73-6421)		660.0	231			
州見台小学校	州見台一丁目 32	学校長	1,590.6	398	洪水時追加		5強以上	
同体育館	(0774-72-9237)		905.6	317				
木津南中学校	州見台四丁目 26	学校長	1,061.7	265			6強以上	
同体育館	(0774-71-0850)		1,444.0	505				
城山台小学校	城山台六丁目 1-1	学校長	1,187.8	297	○	○	5強以上	
同体育館	(0774-71-3900)		660.0	231				
小計 (12 か所)				22,539.4	6,611			
加茂	加茂小学校	加茂町里西上田 11-1	学校長	901.1	257	△校舎	○	5強以上
	同体育館	(0774-76-2102)		357.0	125			
	泉川中学校	加茂町大野鳥田 75	学校長	1,831.7	458			6強以上
	同体育館	(0774-76-2101)		942.5	330			
	恭仁小学校	加茂町例幣中切 31.32	学校長	490.7	123	○	○	5強以上
	同講堂	(0774-76-2103)		275.4	96			
	南加茂台小学校	南加茂台十二丁目 11	学校長	1,729.1	432	○	○	5強以上
	同体育館	(0774-76-3400)		590.0	207			
当尾の郷会館	加茂町辻下垣外 16	社会教育課長	468.9	117	○	○	5強以上	
同体育館	(0774-76-2234)		583.0	204				
加茂青少年山の家	加茂町尻枝七辻 15-1	社会教育課長	210.7	74	○	○	5強以上	
小計 (6 か所)				8,380.1	2,423			
山城	上狛小学校	山城町上狛学校 1	学校長	615.5	154	△校舎		5強以上
	同体育館	(0774-86-2002)		535.5	187			
	山城中学校	山城町椿井柳田 33	学校長	1,150.2	288	△校舎	○	6強以上
	同体育館	(0774-86-2001)		1,035.9	363			
	棚倉小学校	山城町綺田局塚 14	学校長	633.5	158	△校舎	○	5強以上
同体育館	(0774-86-2513)	535.5		187				
小計 (3 か所)				4,506.1	1,337			
木津川市合計 (21 か所)				35,425.6	10,371			

## Ⅱ 災害予防計画関連資料

### (イ) 指定避難所（36か所）

地域	区分	避難収容施設	所在地	電話番号	施設管理者	避難施設面積 (㎡)	受入可能人数 (人)	
木津	木津 小学校区	木津幼稚園	木津田中前 30	0774-72-0101	園長	540.5	189	
		木津保育園	木津白口 65	0774-72-6079	園長	422.6	148	
		清水保育園	木津清水 123-2	0774-72-5543	園長	156.0	55	
		木津老人福祉センター	木津川端 19	0774-72-5532	高齢介護課長	314.2	110	
		相楽療育教室	木津清水 27-11	0774-72-0001	社会福祉課長	298.0	104	
		木津人権センター	木津清水 107-1	0774-72-3522	人権推進課長	126.0	44	
		東部交流会館	木津宮ノ堀 149	0774-71-8130	社会教育課長	232.5	81	
		木津児童館	木津清水 27-4	0774-72-4700	社会福祉課長	130.0	46	
		市民スポーツセンター	木津田中前 40-1	0774-72-7983	社会教育課長	912.0	319	
		中央体育館	木津石塚 147	0774-73-2323	社会教育課長	1,918.9	672	
		木津保健センター	木津清水 27-24	0774-72-3354	健康推進課長	279.1	98	
	小計（11か所）						5,329.8	1,866
	相楽 小学校区	相楽幼稚園	相楽清水 1	0774-72-1822	園長	451.9	158	
		相楽保育園	相楽片田 5	0774-72-4293	園長	613.0	215	
		西部交流会館	相楽高下 4-9	0774-73-6888	社会教育課長	175.5	61	
		小計（3か所）						1,240.4
	高の原 小学校区	高の原幼稚園	兜台四丁目 4-2	0774-72-6658	園長	737.1	258	
		南陽高等学校	兜台六丁目 2	0774-72-8730	学校長 (府)	1,446.3	506	
		小計（2か所）						2,183.4
	相楽台 小学校区	相楽台保育園	相楽台二丁目 11	0774-72-3982	園長	512.0	179	
女性センター		相楽台四丁目 3	0774-72-7719	人権推進課長	414.8	145		
小計（2か所）						926.8	324	
木津川台 小学校区	同志社国際学院初等部	木津川台七丁目 31-1	0774-71-0810	学校長	787.5	276		
	小計（1か所）						787.5	276
城山台 小学校区	木津高等学校	木津内田山 34	0774-72-0031	学校長 (府)	2,145.7	751		
	小計（1か所）						2,145.7	751
木津地域合計（20か所）						12,613.6	4,415	

## II 災害予防計画関連資料

加茂	加茂 小学校区	いづみ保育園	加茂町里西鳥口 95	0774-76-2130	園 長	1,051.7	368
		加茂人権センター	加茂町北小谷 55-2	0774-76-3680	人権推 進課長	37.8	13
		小谷児童館		0774-76-4415	社会福 祉課長	90.0	32
		加茂保健センター	加茂町里南古田 24		健康推 進課長	446.0	156
		加茂青少年センター	加茂町里中森 101	0774-76-6900	社会教 育課長	433.2	152
		加茂文化センター	加茂町里南古田 156	0774-76-4611	社会教 育課長	701.3	245
	小計 (5 か所)					2,760	966
	恭仁 小学校区	文化財整理保管センタ ー分室	加茂町岡崎考 28	0774-76-9202	文化財 保護課長	56.4	20
		喜多重機興業 (寿荘・ グラウンド)	加茂町岡崎下平岡	072-252-1300 (代)	民 間	91.9	32
		小計 (2 か所)					148.3
	南加茂台 小学校区	南加茂台保育園	南加茂台三丁目 2	0774-76-5965	園 長	666.0	233
南加茂台公民館		南加茂台五丁目 2-3	0774-76-5959	社会教 育課長	570.0	200	
文化財整理保管センタ ー		南加茂台六丁目 18	0774-76-6377	文化財 保護課長	88.3	31	
加茂ふれあいセンター		南加茂台六丁目 3	0774-76-4338	社会福 祉課長	444.9	156	
小計 (4 か所)					1,769.2	620	
加茂地域合計 (11 か所)					4,677.5	1,638	
山城	上狛 小学校区	山城老人福祉センター (やすらぎ苑)	山城町椿井北代 100	0774-86-3551	高齢介 護課長	143.8	50
		山城保健センター(1F)	山城町椿井北代 102		健康推 進課長	168.6	59
		子育て支援セン ター		0774-86-4843	こども 宝課長	40.0	14
		やましろ保育園	山城町北河原古屋敷 41-1	0774-86-4843	園 長	560.0	196
		山城支所別館	山城町上狛北的場 3-1	0774-86-2300	山 城 支所長	207.5	73
	小計 (4 か所)					1,119.9	392
	棚倉 小学校区	山城総合文化センター (アスピアやましろ)	山城町平尾前田 24	0774-86-5851	社会教 育課長	1,182.9	414
小計 (1 か所)					1,182.9	414	
山城地域合計 (5 か所)					2,302.8	806	
木津川市合計 (36 か所)					19,593.9	6,859	

\*受け入れ可能人数：2 m<sup>2</sup>/人とし、面積×0.7÷2により算定、ただし、小中学校の教室は、面積×0.5÷2

## II 災害予防計画関連資料

### オ 福祉避難所（指定避難所）

一般の避難所に避難された方の中で、一般の避難所での避難生活が困難な「一定の配慮を要する方（要配慮者）」を対象とする施設

区分	避難収容施設	所在地	電話番号
木津	1 株式会社ハーフ・センチュリー・モア サンシティ木津	市坂六本木76	0774-73-8811
	2 <u>社会福祉法人</u> 京都山城福祉会 特別養護老人ホームゆりのき	木津川台1丁目19-1	0774-75-1132
	3 社会福祉法人楽慈会 西木津ぬくもりの里	木津南後背30-5	0774-73-3055
	4 <u>社会福祉法人</u> 相楽福祉会 相楽デイセンター	木津川台2丁目12-6	0774-73-0266
	5 <u>社会福祉法人</u> 芳梅会 特別養護老人ホーム木津芳梅園	鹿背山東大池4-1	0774-72-8246
	6 <u>社会福祉法人</u> 木津川市社会福祉協議会 ケアセンターハッピーコスモス	相楽山松川42番地2	0774-73-2080 0774-71-9559 (社会福祉協議会)
	7 <u>株式会社</u> <u>トライリスタリスタデイ</u> <u>サービス木津川</u>	州見台7丁目1番地1	0774-75-1055
	8 <u>社会福祉法人</u> 特別養護老人ホーム きはだの郷 短期入所生活介護 きはだの郷 通所介護 うめみの丘	梅美台1丁目2番地2	0774-66-2112
	9 <u>株式会社</u> <u>エバカラー</u> <u>エバホーム</u>	梅美台2丁目1番地1	0774-71-8337
	10 <u>ウェルコンサル株式会社</u> <u>フレンド平城山・山城</u>	梅美台2丁目1番地1	0774-71-8170
加茂	1 <u>社会福祉法人</u> いづみ福祉会 グループホームサポートセンター 第一いづみ荘	加茂町里東大間田20	0774-66-4154
	2 <u>社会福祉法人</u> いづみ福祉会 グループホームサポートセンター 第二いづみ荘	加茂町里東里42	0774-34-2123
	3 社会福祉法人楽慈会 加茂ぬくもりの里	加茂町里宇留志40	0774-76-0600
	4 <u>社会福祉法人</u> 悠仁福祉会 特別養護老人ホーム 加茂の里	加茂町駅東4-1-3	0774-76-7607
山城	1 社会福祉法人楽慈会 特別養護老人ホーム 山城ぬくもりの里	山城町上狛天竺堂1-1	0774-86-5460
	2 社会福祉法人楽慈会 涌出ぬくもりの里	山城町平尾里屋敷69-4	0774-86-0565
	3 障害者支援施設 (京都ライフサポート協会) 横手通り43番地「庵」	山城町平尾横手43-1	0774-86-0508
合計 (17か所)			

### カ 車中泊避難場所

(7) 指定避難所の開設と同時に使用できる車中泊避難場所

開設された指定避難所のグラウンドは車中泊避難場所として利用可能

## II 災害予防計画関連資料

### (イ) 開設時期を改めて示す車中泊避難場所

開設時期をHP等で公表した後、利用可能、また、避難のための渋滞を回避するため、地域毎（木津、加茂、山城）に避難可能な車中泊避難場所を示す場合もあり、その際はHP等で合わせて公表する。

#### 車中泊避難場所一覧

区分	車中泊避難場所	所在地
1	木津川台小学校（グラウンド）	木津川台二丁目 4
2	相楽小学校（グラウンド）	相楽清水 1
3	高の原小学校（グラウンド）	兜台四丁目 4-1
4	相楽台小学校（グラウンド）	相楽台五丁目 17-1
5	州見台小学校（グラウンド）	州見台一丁目 32
6	梅美台小学校（グラウンド）	梅美台四丁目 26
7	木津第二中学校（グラウンド）	兜台六丁目 1
8	木津南中学校（グラウンド）	州見台四丁目 26
9	恭仁小学校（グラウンド）	加茂町例幣中切 31・32
10	南加茂台小学校（グラウンド）	南加茂台十二丁目 11
11	開設時期を改めて示す車中泊避難場所	アルプラザ木津（駐車場）
12		相楽小字城西 15
13		ガーデンモール木津川（駐車場）
14		州見台一丁目 1-1-1
		PLANT木津川店（駐車場）
		城山台二丁目 1
		パロー木津川店（駐車場）
		梅美台 1-1-1

### キ 車中避難場所

水害時に指定緊急避難場所に避難できない場合に車により緊急避難し、車内で一時的に安全を確保するための場所

番号	車中避難場所	所在地	駐車台数	ハザード
1	兜谷公園グラウンド	兜台六丁目 4	23 台	なし
2	木津川台公園グラウンド	木津川台六丁目 4-3	20 台	なし
3	城址公園グラウンド	城山台八丁目 5	60 台	なし
4	赤田川グラウンド	加茂町里赤田川 1	10 台	あり（浸水深 0.5m～3.0m 未満）
5	不動川公園グラウンド	山城町平尾大谷 1	30 台	なし

- 注 1 風水害時、指定緊急避難場所への避難が難しい緊急の場合のみ使用可とする。  
 2 市職員の配置なし。また、一時的な避難のため、水や食料の提供なし。  
 3 渋滞が発生しないよう早めに避難することや駐車場が満車の場合もある。  
 4 エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒、熱中症の危険があるため、避難者自らが予防対策をとること。

## II 災害予防計画関連資料

- 5 避難情報の解除が長引き、概ね一晩を超えて避難する状況の際は、最寄りの避難所へ避難すること。
- 6 車中避難場所で起きた事故等については、施設管理者、市は一切の責任を負わない。
- 7 緊急時以外は、市が開設する車中泊避難場所へ避難すること。

### (4) コミュニティ防災拠点

#### ア 一時避難民間施設

災害時、民間の施設（店舗）等で一時的に避難できる施設

	一時避難民間施設	所在地
1	京都ダイハツ販売株式会社 木津川店	木津川市木津川台6丁目1-1

#### イ 地域避難所

地域が主体となって開設・運営する指定避難所に避難するまでの一時的な避難施設

区分	避難収容施設	所在地
1 南平尾地域	1 南平尾防災コミュニティーセンター	山城町平尾中垣内1-1
	2 大平尾会館	山城町平尾浜屋敷2-3
	3 (株)KOSEI	山城町平尾三所塚7-7-3
2 椿井地区	4 椿井公民館	山城町椿井舟戸3-2
	5 光明寺	山城町椿井西垣内4-3
	6 阿弥陀寺	山城町椿井松尾崎3
	7 延命寺	山城町椿井松尾崎1-3
3 神童子区	8 神童子区公民館	山城町神童子不晴谷1-1-3
4 鹿背山区	9 鹿背山会館	鹿背山鹿曲田7-7
5 法花寺野区	10 法花寺野地区集会所	加茂町法花寺野里
6 東木津川台地域	11 1丁目集会所	木津川台1丁目
	12 2丁目集会所	木津川台2丁目1-1-2
	13 3丁目集会所	木津川台3丁目
7 西木津川台地域	14 5丁目集会所	木津川台5丁目
	15 7丁目集会所	木津川台7丁目1-9-2
	16 8丁目集会所	木津川台8丁目2-4-2
	17 ローレルⅠ期集会所	木津川台6丁目2-2-1
	18 ローレルⅡ期集会所	木津川台6丁目2-2
8 州見台地域	19 州見台1・2丁目集会所	州見台1丁目1-4-1-4
	20 州見台3・4・5丁目集会所	州見台4丁目1-1
	21 東急ドエルアルス木津南コミュニティー棟キッズルーム	州見台6丁目1-2
	22 州見台6丁目集会所	州見台6丁目2-1-2-5
	23 州見台7・8丁目集会所	州見台8丁目1-1
9 北平尾地域	24 涌出宮	山城町平尾里屋敷6-9-1



### Ⅲ 災害応急対策計画関連資料

#### Ⅲ-1 市防災行政無線

(1) 移動系及び同報系（アナログ波）

地域	種別		数量
木津川市内	移動系	基地局	1
		移動局	19
	同報系	屋内戸別受信機	山城支所管内各戸設置

(2) 同報系（デジタル波）

地域	種別		数量
木津地域	同報系	屋外拡声発信局（親局）	1
		屋外拡声受信局（子局）	21
		屋内戸別受信機	101
加茂地域	同報系	屋外再送信局（子局）	1（当尾）
		屋外拡声受信局（子局）	27
		屋内戸別受信機	55
山城地域	同報系	屋外拡声受信局（子局）	17
		屋内戸別受信機	31

（令和3年1月末現在）

Ⅲ-2 被害程度の認定基準

分類	用語	被害程度認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者 「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位。
	全壊 (全焼) (全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家の損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木等の堆積により一時的に居住不能なもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家の被害	「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないもので、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	

※「住家被害全壊」の基準にいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

※「住家被害全壊」の基準にいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

Ⅲ 災害応急対策計画関連資料

分類	用語	被害程度認定基準	
その他の被害	田	流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑	流失・埋没	田に準ずる。
		冠水	
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設。
	道路		道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
	橋りょう		道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋。
	河川		河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
	港湾		港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。
	砂防		砂防法（明治 30 年法律第 29 条）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸。
	崖くずれ		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	地すべり		地すべりによる被害で、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	土石流		土石流による被害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	林地崩壊		森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 2 条第 1 項に規定する土地の崩壊とし、山腹崩壊箇所数及び荒廃渓流数の合計数とする。
	清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設。
	鉄道不通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
	被害船舶		ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	水道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
	電話		災害によって通話不能となった電話の回線数。
	電気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
ガス		ガス事業及び液化石油ガス販売事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。	
ブロック塀等		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。	
り災世帯等	り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	り災者数		り災世帯の構成員とする。
	公共文教施設		公立の文教施設とする。

Ⅲ 災害応急対策計画関連資料

分類	用語	被害程度認定基準	
被害金額	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。	
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物の被害とする。
		林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
		畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜畜舎等の被害とする。
		水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害		建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。	

Ⅲ-3 災害救助法施行細則による救助の方法、程度、期間等早見表

昭和38年 8月21日京都市規則第26号

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり <u>340</u> 円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置・維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり <u>6,775,000</u> 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状復帰のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から 20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

Ⅲ 災害応急対策計画関連資料

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		○ 借上型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準ずる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から 速やかに借上げ、 提供	1 費用は、家賃、共益費、 敷金、礼金、仲介手数料、 火災保険等、民間賃貸住 宅の貸主、仲介業者との 契約に不可欠なものとし て、地域の実情に応じた 額とすること。 2 供与期間は建設型応急 住宅と同様。
炊き出し その他による 食品の給与	1 避難所に収容され た者 2 住家に被害を受 け、もしくは災害に より現に炊事のでき ない者	1 1人1日当たり <u>1,230</u> 円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を 延給食日数で除した金額が 限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ること ができない者(飲料水 及び炊事のための水で あること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	1 輸送費、人件費は別途 計上

Ⅲ 災害応急対策計画関連資料

救助の種類	対象	費用の限度額		期間				備考		
被服、寝具 その他の 生活必需品 の給与 又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上 浸水等により、生活上必 要な被服、寝具、その他 生活必需品を喪失、又は 毀損等により使用する ことができず、直ちに日 常生活を営むことが困 難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月) の季別は、災害発生の日をもつて決定す る。		災害発生の日から 10日以内				1 備蓄物資の価格は、 年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		2 下記金額の範囲内		区分	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増す ごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏	<u>19,200</u>	<u>24,600</u>	<u>36,500</u>	<u>43,600</u>	<u>55,200</u>	<u>8,000</u>	
			冬	<u>31,800</u>	<u>41,100</u>	<u>57,200</u>	<u>66,900</u>	<u>84,300</u>	<u>11,600</u>	
		半壊 半焼 床上 浸水	夏	<u>6,300</u>	<u>8,400</u>	<u>12,600</u>	<u>15,400</u>	<u>19,400</u>	<u>2,700</u>	
			冬	<u>10,100</u>	<u>13,200</u>	<u>18,800</u>	<u>22,300</u>	<u>28,100</u>	<u>3,700</u>	
医療	医療の途を失った者(応 急的措置)	1 救護班・使用した薬剤、治療材料、医 療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・国民健康保険診療 報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額内		災害発生の日から 14日以内				患者等の移送費は、別途 計上		
助産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べん した者であつて、災害の ため助産の途を失った 者(出産のみならず、死 産及び流産を含み現に 助産を要する状態にあ る者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生 材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100 分の80以内の額		分べんした日から 7日以内				妊婦等の移送費は、別途 計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から 3日以内				1 期間内に生死が明 らかにならない場合 は、以後「死体の捜索」 として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、 別途計上		

Ⅲ 災害応急対策計画関連資料

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の 応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、 自らの資力により応 急修理をすることが できない者 2 大規模な補修を行 わなければ居住す ることが困難である程 度に住家が半壊(焼) した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最 小限度の部分 1 世帯当たり ① 大規模半壊又は半壊若しくは半焼 の被害を受けた世帯 <u>706,000</u> 円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷 により被害を受けた世帯 <u>343,000</u> 円以内	災害発生の日から 1ヶ月以内	
生業に必要な資 金の貸与	住家が全壊、全焼または 流失し、災害のため生業 の手段を失った世帯	1 貸与できる金額は、次の範囲内とす る。 (1)生業費1件当たり3万円 (2)就業支度金1件当たり1万5,000円 2 貸与期間は2年以内、無利子とする。	災害発生の日から1 箇月以内	「生業に必要な資金」 は、生業を営むために必 要な機械、器具または資 材等を購入するための 費用に充てるものであ つて、生業の見込確実な 具体的事業計画があり、 償還能力のある者に対 して貸与するものであ ること。
学用品の 給 与	住宅の全壊(焼)流失半 壊(焼)又は床上浸水に より、学用品を喪失又は 毀損等により使用する ことができず、就学上支 障のある小学校児童、中 学校生徒及び高等学校 生徒等	1 教科書及び教科書以外の教材で教育 委員会に届出又はその承認を受けて使 用している教材又は正規の授業で使用 している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり、 次の金額以内 小学校児童 <u>4,800</u> 円 中学校生徒 <u>5,100</u> 円 高等学校等生徒 <u>5,600</u> 円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は 個々の実情に応じて 支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬 を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) <u>219,100</u> 円以内 小人(12歳未満) <u>175,200</u> 円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死 亡した者であっても対 象となる。



Ⅲ 災害応急対策計画関連資料

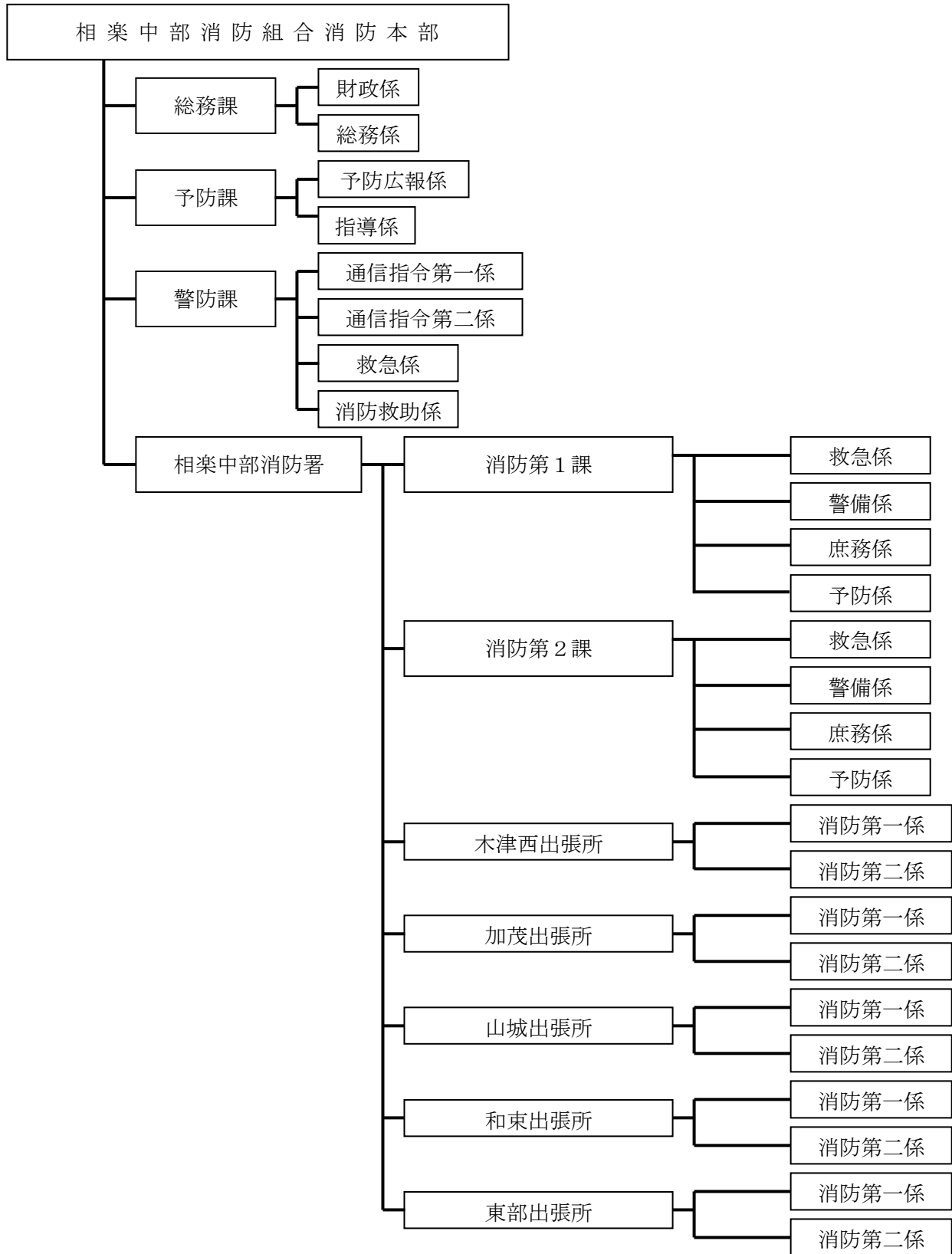
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により、すでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際、死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）とする。	洗浄等（洗浄、消毒等） 1体当たり3,500円以内	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として医療関係者 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
		一時保存 ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり5,500円以内		
		検案 市職員以外は、慣行料金		
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することができない者	1世帯当たり 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

Ⅲ-4 消防組織

(1) 相楽中部消防組合消防本部・相楽中部消防署の機構



(2) 市消防団組織表

名 称		行政地域	定員	詰所	車庫	ポンプ車	積載車	その他車
消防団本部		木津川市全域	23	1	3	1	2	4
女性部		木津川市全域	28					
木津 第1分団	第1部	相楽南、北之庄、吐師、兜台、相楽台、東木津川台、西木津川台	94	4	4		4	
	第2部							
	第3部							
	第4部							
木津 第2分団	第1部	木津町、木津、本町西、本町東、下川原、宮ノ裏、城山台（一丁目・八丁目・九丁目）	78	2	2		3	
	第2部							
	本部消防隊	木津川市全域						
木津 第3分団	第1部	木津東部、市坂、州見台、梅美台、城山台（二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・六丁目・七丁目・十丁目・十一丁目・十二丁目・十三丁目）	73	3	3		3	
	第2部							
	第3部							
加茂 第1分団	第1部	里二本松、加茂西部、新町、船屋、加茂駅東、加茂東部（兔並、山之上、北、小谷上、小谷下、山田）	101	7	6		5	
	第2部							
	第3部							
	第4部							
加茂 第2分団	第1部	瓶原、加茂東部（銭司）	80	5	5		5	
	第2部							
加茂 第3分団	第1部	当尾、南加茂台	53	4	4		3	
	第2部							
山城 第1分団	第1部	上狛北部、上狛南部	79	2	2		2	
	第2部							
山城 第2分団	第1部	高麗	65	3	3		3	
	第2部							
	第3部							
山城 第3分団	第1部	綺田、北平尾、南平尾	102	4	4		4	
	第2部							
	第3部							
	第4部							
合 計			776	35	36	1	34	4

消防団無線は、基地局5局、車載40局、携帯局61局が整備されている。（平成31年4月1日現在）

)

## Ⅲ-5 水防倉庫

## 水防倉庫一覧

水防倉庫名	河川名	設置場所	種別		構造	面積 (m <sup>2</sup> )
			専用	代用		
綺田	天神川	山城町綺田出垣外	○		木造一部コンクリートブロック造 平屋	46.34
北平尾	萩の谷川	山城町平尾小島	○		鉄骨造・平屋	12.00
南平尾	鳴子川	山城町平尾西方儀	○		軽量鉄骨造・平屋	16.60
北河原	鳴子川	山城町北河原古屋敷	○		木造・平屋	33.30
椿井	谷川	山城町椿井松尾崎	○		ブロック造・平屋	19.40
消防署(山城出張所)	鳴子川	山城町平尾西方儀		○	鉄筋コンクリート造平屋	26.60
木津町	木津川	木津南垣外		○	鉄骨造2階建	10.00
大野	赤田川	加茂町大野赤田川	○		鉄骨造	28.00
加茂支所	全河川	加茂町里西鳥口		○	鉄骨造	65.00
加茂分団本部車庫・倉庫	全河川	加茂町里西鳥口		○	鉄骨造	54.00
加茂第1分団第1部	新川	加茂町里南里		○	ブロック造	16.80
加茂第1分団第2部	赤田川	加茂町高田柿ノ内		○	木造	16.50
加茂第1分団第3部	新川	加茂町北鷹ヶ原		○	ブロック造	14.00
加茂第1分団第3部	木津川	加茂町北小谷		○	鉄骨造	23.10
加茂第1分団第3部	新川	加茂町兎並小松本		○	鉄骨造	15.40
加茂第1分団第4部	石部川	加茂町観音寺垣添		○	ブロック造	6.25
加茂第1分団第4部	木津川	加茂町里中森		○	鉄筋コンクリート造	23.80
加茂第2分団第1部	木津川	加茂町例幣内垣外		○	鉄骨造	24.00
加茂第2分団第1部	蛇吉川	加茂町例幣畑ヶ谷		○	ブロック造	12.50
加茂第2分団第2部	木津川	加茂町銭司金鑄山		○	鉄骨造	16.80
加茂第2分団第2部	木津川	加茂町岡崎東垣内		○	鉄骨造	15.40
加茂第2分団第2部	木津川	加茂町河原帰虎		○	鉄骨造	13.00
加茂第3分団	新川	加茂町東小上谷ノ下		○	鉄骨造	25.00
加茂第3分団	新川	加茂町辻広垣外		○	鉄骨造	25.00
加茂第3分団	新川	加茂町森グラニ田		○	鉄骨造	18.00

### Ⅲ-6 避難指示等の伝達内容

#### (1) 避難指示等の伝達内容（洪水等）

下記の例文を参考に、避難指示等を住民に伝達する。

#### 【警戒レベル3】「高齢者等避難」の場合

緊急放送、緊急放送。

こちらは防災木津川市です。

〇〇川が増水し氾濫するおそれがあるため、洪水浸水想定区域である〇〇地区に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。

〇〇地区にいる高齢者や障がいのある人など避難に時間がかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難して下さい。

ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。

それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難して下さい。

特に、〇〇川沿いや〇〇地区にお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難して下さい。

#### 【警戒レベル4】「避難指示」の場合

緊急放送、緊急放送。

こちらは防災木津川市です。

〇〇川が（堤防決壊等により）氾濫するおそれが高まったため、洪水浸水想定区域である〇〇地区に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。

〇〇地区にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難して下さい。

ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。

ただし、避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど身の安全を確保して下さい。

#### 【警戒レベル5】「緊急安全確保」の場合

(河川氾濫が切迫している状況)

緊急放送、緊急放送。

こちらは防災木津川市です。

〇〇川の水位が既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります。

洪水浸水想定区域である〇〇地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

〇〇地区にいる方は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。

避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保して下さい。

(河川氾濫を確認した状況)

緊急放送、緊急放送。

こちらは防災木津川市です。

〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、洪水浸水想定区域である〇〇地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

〇〇地区にいる方は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保して下さい。

(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取りうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)

(2) 避難指示等の伝達内容 (土砂災害)

下記の例文を参考に、避難指示等を住民に伝達する。

【警戒レベル3】「高齢者等避難」の場合

緊急放送、緊急放送。

こちらは防災木津川市です。

土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。

〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難して下さい。

それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えとともに、必要に応じ、自主的に避難して下さい。

特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難して下さい。

【警戒レベル4】「避難指示」の場合

緊急放送、緊急放送。

こちらは防災木津川市です。

土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。

〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難して下さい。

ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保して下さい。

【警戒レベル5】「緊急安全確保」の場合

(土砂災害発生が切迫している状況)

緊急放送、緊急放送。

こちらは防災木津川市です。

木津川市に大雨特別警報(土砂災害)が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保して下さい。

(土砂災害発生を確認した状況)

緊急放送、緊急放送。

こちらは防災木津川市です。

〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保して下さい。

(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取りうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)

(3) 避難指示等の伝達先・手段チェックリスト

<p>住民等への伝達</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 防災行政無線</li> <li><input type="checkbox"/> 防災情報メール</li> <li><input type="checkbox"/> 広報車・消防車両</li> <li><input type="checkbox"/> 地域長及び自主防災組織の会長・・・FAX、電話</li> <li><input type="checkbox"/> 市役所ホームページへの掲載</li> <li><input type="checkbox"/> エリアメール</li> <li><input type="checkbox"/> 地元報道機関への依頼・・・FAX</li> <li><input type="checkbox"/> 事前登録されている企業・・・FAX</li> <li><input type="checkbox"/> サイレン</li> </ul>
<p>災害時要配慮者・福祉関係機関への伝達</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 避難支援者の事前登録者・・・FAX、電話</li> <li><input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の事前登録者(団体)・・・FAX、携帯電話メール</li> <li><input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の避難所となる施設・・・FAX、電話</li> <li><input type="checkbox"/> 社会福祉協議会</li> <li><input type="checkbox"/> 民生児童委員協議会</li> <li><input type="checkbox"/> 介護保険制度関係者</li> </ul>
<p>防災関係機関への伝達</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 消防団(分団長)・・・FAX、電話</li> <li><input type="checkbox"/> 相楽中部消防組合消防本部・・・FAX、電話</li> <li><input type="checkbox"/> 木津警察署・・・FAX、電話</li> <li><input type="checkbox"/> 府災害対策課・・・システム、FAX・電話</li> <li><input type="checkbox"/> 山城広域振興局・・・FAX・電話</li> <li><input type="checkbox"/> 陸上自衛隊第4施設団・・・FAX・電話</li> <li><input type="checkbox"/> 報道機関への依頼・・・FAX</li> <li><input type="checkbox"/> 電力・ガス会社各支店・・・FAX</li> </ul>

## Ⅲ-7 市内医療機関一覧

## (1) 木津地域

医療機関名	電 話	所在地	診療科目
あさの内科クリニック	0774-73-5888	木津川台 7 丁目 1-3	内科、消化器科、循環器科
飯田医院	0774-72-0055	木津町瓦谷 56	内科、小児科、放射線科
いさじ医院	0774-75-2153	木津西小林 10-1	外科、内科、整形外科
いしわりこどもクリニック	0774-71-8212	州見台 8 丁目 4-10	小児科、アレルギー科
いとうクリニック	0774-71-5511	木津池田 34-6	泌尿器科、人工透析
いわたレディースクリニック	0774-39-3999	相楽台 1 丁目 1-1 イオンモール高の原 3 階	産婦人科、女性内科
小堤医院	0774-73-2554	州見台 3 丁目 8-5	内科、小児科、アレルギー科
河村医院	0774-72-0130	相楽台 2 丁目 2-15	胃腸科、外科、内科
門林神経科	0774-72-3075	相楽台 5 丁目 2-3	神経科、精神科
吉川医院	0774-72-5800	木津雲村 151	内科、放射線科
きゅうまウイメンズクリニック	0774-71-8163	州見台 7 丁目 1-28	産婦人科、内科
小出医院	0774-72-9090	兜台 7 丁目 5-9	内科
ごとう耳鼻咽喉科	0774-73-8733	吐師山下 1 吐師医療ビル 2F	耳鼻咽喉科、アレルギー科
西城医院	0774-72-5770	相楽台 2 丁目 9-5	内科
ささき整形外科	0774-72-8525	木津町西垣外 37	整形外科、リウマチ科
つじのうえクリニック	0774-73-9293	州見台 7 丁目 1-14	内科、小児科
つなもと医院	0774-71-5400	兜台 3 丁目 3-1	小児科、内科
とうじ診療所	0774-73-3895	相楽大徳 55-4	内科、外科、整形外科
豊田耳鼻咽喉科	0774-72-5525	木津駅前 1 丁目 23	耳鼻咽喉科
中島整形外科	0774-71-4343	吐師南ノ中条 5-1	整形外科、リハビリテーション科
長井小児科医院	0774-73-2335	木津殿城 66-6	小児科
錦見医院	0774-72-5860	相楽台 9 丁目 3-7	内科、小児科
橋本医院	0774-73-0440	木津清水 89	皮膚科、泌尿器科、内科
はただ診療所	0774-73-8880	市坂六本木 76	精神科、神経科、内科
華クリニック	0774-72-2747	兜台 4 丁目 3-9	産婦人科、女性内科
藤川医院	0774-72-5811	相楽川ノ尻 81-1	内科、放射線科
ふるかわ医院	0774-75-2650	吐師宮ノ前 15-18	小児科、内科、アレルギー科
松尾クリニック	0774-75-2259	州見台 5 丁目 21-4	内科、消化器科、放射線科
松森内科医院	0774-73-0669	木津川原田 27-3	内科、放射線科
松吉皮膚科	0774-71-3527	吐師山下 1 吐師医療ビル 1 階	皮膚科
安田眼科	0774-71-8271	相楽台 1 丁目 1-1 イオンモール高の原 3 階	眼科
山下医院	0774-72-7650	相楽高下 46	整形外科、外科、内科、リウマチ科
やました小児科医院	0774-73-6873	兜台 7 丁目 10-7	小児科、アレルギー科



### Ⅲ 災害応急対策計画関連資料

医療機関名	電 話	所在地	診療科目
よしかわ眼科	0774-73-3700	木津駅前1丁目5	眼科
秋田歯科医院	0774-72-7464	兜台3丁目1-8	歯科
井上歯科医院	0774-72-8431	木津上戸61-1	歯科、小児歯科
かみばやし歯科医院	0774-75-2810	州見台3丁目8-5-103	歯科、小児歯科、口腔外科
きむら歯科	0774-71-5000	木津殿城11-3	歯科、小児歯科
笹井歯科医院	0774-72-6556	相楽台8丁目13-2	歯科、小児歯科、矯正歯科
とみた歯科	0774-72-0551	木津清水60	歯科、口腔外科、小児歯科
内藤歯科	0774-71-0711	兜台3丁目9-4	歯科、小児歯科
長澤歯科医院	0774-72-0670	木津駅前1丁目38	歯科、矯正歯科、口腔外科、小児歯科
福田歯科医院	0774-72-3841	相楽城西70-1	歯科
ふじわら歯科クリニック	0774-75-1848	梅美台4丁目12-17	歯科、口腔外科、小児歯科、矯正歯科
坊歯科医院	0774-72-8281	相楽城下12-1	歯科、小児歯科
巻野歯科医院	0774-72-8148	相楽高下43-6	歯科
ヨシキデンタルクリニック	0774-75-1777	州見台1丁目1 ガーデン モール木津川2階	歯科、矯正歯科、小児歯科、口腔外科
わたなべ歯科クリニック	0774-39-4182	木津川台7丁目1-1	歯科、矯正歯科、小児歯科、口腔外科
京都山城総合医療センター (救急指定病院)	0774-72-0235	木津駅前1丁目27	内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、皮膚科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科

#### (2) 加茂地域

医療機関名	電 話	所在地	診療科目
池田医院	0774-76-8127	加茂町里新戸71	内科
一瀬医院	0774-76-5310	南加茂台5丁目10-10	内科、循環器科、小児科
兎本眼科	0774-76-3200	加茂町里西鳥口10-2	眼科
岡村耳鼻咽喉科医院	0774-76-7126	南加茂台9丁目19-2	耳鼻咽喉科
小川医院	0774-76-7100	南加茂台9丁目17-2	内科、小児科
松井整形外科医院	0774-76-7741	加茂町大野ウヅ73	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科
山本医院	0774-76-4856	南加茂台9丁目19-7	内科、外科、整形外科・
吉村医院	0774-76-8424	加茂町駅東2丁目6-12	内科、小児科
いのうえ歯科クリニック	0774-76-0556	加茂町駅東3丁目4-5	歯科、小児歯科、歯科口腔外科
小西歯科医院	0774-76-4726	南加茂台9丁目19-3	歯科、小児歯科、口腔外科
阪口歯科医院	0774-76-3670	南加茂台5丁目10-8	歯科
住岡歯科医院	0774-76-2407	加茂町里東鳥口9-1	歯科、矯正歯科、小児歯科

(3) 山城地域

医療機関名	電 話	所在地	診療科目
岡田医院	0774-86-3036	山城町綺田神ノ木 86	内科、消化器科、外科、小児科、放射線科
小沢医院	0774-86-0630	山城町平尾南払戸 112	内科、呼吸器科、眼科
柳沢診療所	0774-86-2051	山城町上粕東作り道 5-1	内科
若菜医院	0774-86-2064	山城町椿井舟戸 27-1	小児科、内科
大西歯科医院	0774-99-0050	山城町平尾不知田 71	歯科
柿木歯科診療所	0774-86-2227	山城町上粕前畑 12-1	歯科

(記載の医療機関は、相楽医師会加入の医療機関)

Ⅲ-8 災害対策用ヘリコプター離着陸場一覧

(1) 木津地域

名称	電話	住所	座標	面積 (㎡)	給水	ドクターヘリ	府受援 計画分
木津小学校グラウンド	0774-72-0038	木津町内垣外 95	E135° 48' 56" N34° 44' 15"	約 40×50	○		
相楽小学校グラウンド	0774-72-0221	相楽清水 1	E135° 48' 04" N34° 44' 12"	約 70×75	○	○	
高の原小学校グラウンド	0774-72-8737	兜台 4 丁目 4-1	E135° 47' 00" N34° 43' 36"	約 80×90	○	○	
木津中学校グラウンド	0774-72-0007	相楽高下 4-8	E135° 48' 17" N34° 44' 10"	約 70× 100	○	○	
相楽台小学校グラウンド	0774-72-4005	相楽台 5 丁目 17-1	E135° 47' 48" N34° 43' 39"	約 90× 100	○	○	
木津川台小学校グラウンド	0774-73-2418	木津川台 2 丁目 4	E135° 47' 24" N34° 44' 38"	約 85× 150	○	○	
梅美台小学校グラウンド	0774-73-6421	梅美台 4 丁目 26	E135° 50' 23" N34° 42' 56"	約 70× 100	○	○	
州見台小学校グラウンド	0774-72-9237	州見台 1 丁目 32	E135° 49' 24" N34° 43' 00"	約 70×90	○	○	
木津第二中学校グラウンド	0774-72-8734	兜台 6 丁目 1	E135° 47' 11" N34° 43' 46"	約 80× 100	○	○	
木津高等学校グラウンド	0774-72-0031	木津内田山 34	E135° 49' 54" N34° 44' 16"	約 70× 100	○	○	
南陽高等学校グラウンド	0774-72-8730	兜台 6 丁目 2	E135° 47' 08" N34° 43' 50"	約 70× 100	○	○	
木津南中学校グラウンド	0774-71-0850	州見台 4 丁目 26	E135° 49' 53" N34° 43' 11"	約 80×50	○	○	
木津グラウンド	0774-73-2323	木津川端 69-1	E135° 48' 44" N34° 44' 22"	76×102		○	○
中央体育館南側駐車場	0774-73-2323	木津石塚 147	E135° 48' 32" N34° 43' 40"	約 40×40	○	○	
(株)美加ノ原カンツリークラブ	0774-72-1221	鹿背山梶ヶ谷 1-9	E135° 50' 52" N34° 43' 49"	約 30×40		○	
城山台小学校グラウンド	0774-71-3900	城山台六丁目 1 番地 1	E135° 50' 15" N34° 43' 58"	約 100× 80	○	○	

Ⅲ 災害応急対策計画関連資料

(2) 加茂地区

名 称	電 話	住 所	座 標	面 積 (㎡)	給 水	ドク ターヘ リ	府受援 計画分
恭仁小学校グラウンド	0774-76-2103	例幣中切 31・32	E135° 51' 42" N34° 45' 55"	約 40× 50	○	○	
加茂小学校グラウンド	0774-76-2102	加茂里西上田 11-1	E135° 51' 59" N34° 44' 54"	約 70× 80		○	
当尾の郷会館グラウンド	0774-76-2234	辻下垣外 16	E135° 52' 58" N34° 43' 57"	約 50× 50		○	
泉川中学校グラウンド	0774-76-2101	大野烏田 75	E135° 51' 46" N34° 44' 46"	約 100× 110	○	○	
加茂グラウンド (山ノ上)	0774-73-2323	大野中宇称 57	E135° 52' 55" N34° 45' 19"	約 60× 80	○	○	
赤田川グラウンド	0774-73-2323	里赤田川 1	E135° 52' 03" N34° 44' 36"	約 50× 80		○	
加茂カントリークラブ	0774-76-4311	高去花原 7	E135° 54' 18" N34° 44' 18"	—		○	

(南加茂台小学校は高圧線あり)

(3) 山城地域

名 称	電 話	住 所	座 標	面 積 (㎡)	給 水	ドク ターヘ リ	府受援 計画分
上狛小学校グラウンド	0774-86-2002	上狛学校 1	E135° 49' 09" N34° 45' 12"	約 70× 80	○	○	
棚倉小学校グラウンド	0774-86-2513	綺田局塚 14	E135° 48' 40" N34° 46' 56"	約 80× 100	○	○	
山城中学校グラウンド	0774-86-2001	椿井柳田 33	E135° 49' 00" N34° 45' 24"	約 60× 90	○	○	
不動川公園グラウンド	0774-86-5851	平尾大谷 1	E135° 49' 19" N34° 46' 39"	約 100× 120		○	○
山城総合文化センター (アスピアやましろ) 駐車場	0774-86-5851	平尾前田 24	E135° 48' 42" N34° 46' 36"	約 50× 70 駐車台数 180 台	○	○	

※ 林野火災で消防・防災ヘリコプターへの給水が可の場合、「給水欄」に○ (△は可搬ポンプによる河川からの給水を指す)

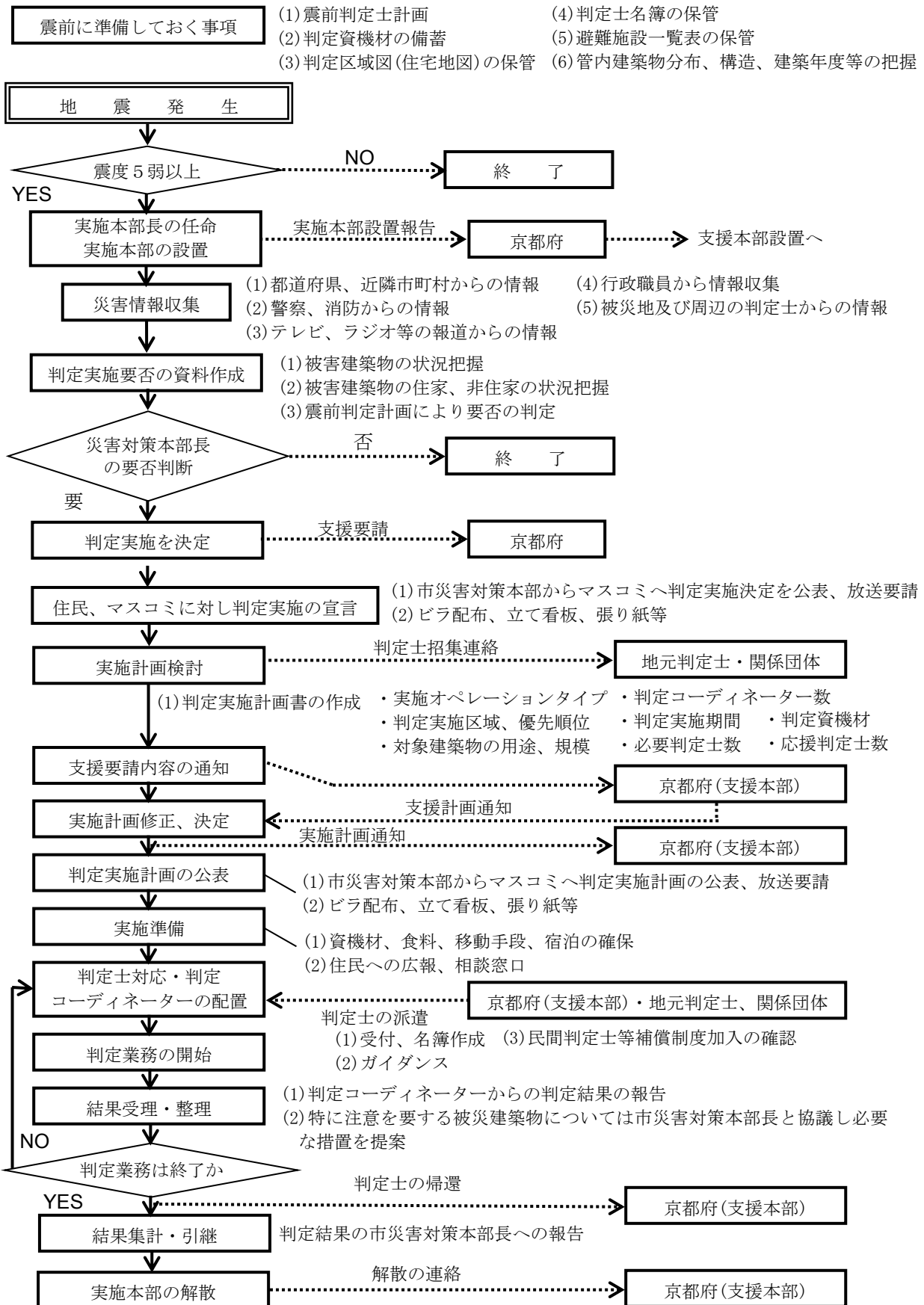
※ ドクターヘリ発着予定場所は「ドクターヘリ欄」に○

※ 府緊急消防援助隊受援計画に登録されている場合、「府受援計画分」に○

Ⅲ-9 応急危険度判定調査フロー

出典：被災建築物応急危険度判定必携

実施本部(木津川市)作業フロー



Ⅲ-10 自衛隊活動拠点

(1) 航空部隊の活動拠点

機関等名称		京都市消防ヘリポート(京都市消防航空隊基地)
所在地		京都市伏見区横大路千両松町
構造・規模	敷地	8,638m <sup>2</sup>
	格納庫	544m <sup>2</sup>
	着陸帯	長さ 47m・幅 30m
	滑走路	長さ 17m・幅 15m
	誘導路	長さ 7.5m・幅 6m
	エプロン(駐機場)	942m <sup>2</sup>
その他の設備		給油設備・風向指示器・気象観測装置
電話		075-621-1834
FAX		075-621-1683

(2) 陸上部隊の進出拠点

受入方面		南部(北)	南部(南)
ルート		京滋バイパス 新名神高速道路 京奈道路 国道 24 号	国道 24 号・国道 163 号 新名神高速道路 京奈道路
名称	(所在/目標物)	山城総合運動公園第 2 競技場	木津川市中央体育館
面積	m <sup>2</sup>	15,780	—
駐車台数		—	50
野営可否		可	可
トイレ有無		有	有
管轄本部	責任者	宇治市消防本部警防課長	相楽中部消防組合消防本部 警防課長
連絡先	昼間	0774-39-9404	0774-72-2119
	夜間	0774-39-9405 (指令室)	0774-72-2119

(3) 陸上部隊の活動拠点

消防本部	相楽中部消防組合消防本部			
責任者	消防本部警防課長 0774-72-2119			
受入方面	進入通路 (緊急交通路)	集結場所名称	目標物	駐車台数
全方面	国道 163 号	木津川市中央体育館	木津中央体育館	50
	・ 国道 163 号 ・ 主要地方道天理加茂木津線	木津川市加茂文化センター	木津川市加茂支所	20
	・ 国道 24 号 ・ 主要地方道上狛城陽線	木津川市山城総合文化センター	JR 西日本棚倉駅	30

Ⅲ-11 原子力災害発生時の広域避難者の受入避難所

地域名	世帯数	人口	地区名	世帯数	人口	一時待機場所	避難所
宮津中部	634	1,197	本町	64	112	中央体育館	高の原小学校
			魚屋	105	201		木津第二中学校
			新浜	53	92		木津小学校
			宮本	103	201		中央交流会館 木津川台小学校 木津南中学校
			万町	106	195		東部交流会館 州見台小学校 木津保健センター
			京街道	66	136		中央体育館
			大久保	35	66		西部交流会館
			柳縄手	57	114		木津老人福祉センター
			島崎	45	80		相楽小学校
宮津西部	662	1,271	金屋谷	38	81		市民スポーツセンター 相楽台小学校
			亀ヶ丘	81	147		女性センター 木津中学校
			松ヶ岡	74	148		梅美台小学校
			池ノ谷	24	40		上狛小学校
			白拍	58	113		山城老人福祉センター 山城保健センター
			浪花	89	162		榎倉小学校 山城総合文化センター 山城中学校
			漁師町	145	299		泉川中学校
			日吉	64	112		加茂文化センター 加茂保健センター 加茂ふれあいセンター
			杉末	89	169		南加茂台小学校
粟田地区	788	1,662	新宮	32	70		南加茂台公民館
			嵐	43	99		城山台小学校 加茂青少年センター 加茂小学校
			中村	30	56		
			小寺	70	153		
			上司	195	405		
			中津	78	168		
			小田宿野	113	254		
			島陰	26	65		
			銀丘	54	92		
			鏡ヶ浦	16	34		
			田井	38	87		
			矢原	16	36		
			獅子	77	143		

## IV 災害復旧計画関連資料

### IV-1 市税の減免

木津川市非常災害による被害者に対する市税の減免に関する条例

平成 19 年 3 月 12 日

条例第 57 号

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、非常災害により特に甚だしい災害を受け、かつ、担税能力を著しく喪失した者に対して課する当該年度分の市民税、固定資産税及び都市計画税の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民税の減免)

**第 2 条** 災害により市民税の納税義務者（個人に限る。以下同じ。）が次の表に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対して課する災害を受けた日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の市民税額のうち災害を受けた月以後の納期に係る税額（特別徴収される市民税については、同日以後において徴収すべき税額とする。以下同じ。）について同表に掲げる区分に応じ、同表に掲げる割合により軽減し、又は免除する。

事由	軽減又は免除の割合
死亡した場合	全部
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による生活扶助を受けることとなった場合	全部
障害者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 292 条第 1 項第 9 号に規定する障害者をいう。）となった場合	10 分の 9

2 災害によりその者（納税義務者の法第 292 条第 1 項第 7 号に規定する控除対象配偶者又は同項第 8 号に規定する扶養親族を含む。）の所有する住宅又は家財について生じた損害金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）が、その住宅又は家財の価格の 10 分の 3 以上であるもので、前年中の同項第 13 号に規定する合計所得金額（法附則第 33 条の 3 第 5 項において準用する同条第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第 34 条第 4 項において準用する同条第 1 項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第 35 条第 5 項において準用する同条第 1 項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第 35 条の 2 第 9 項において準用する同条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項において準用する同条第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、これらの金額を含む。以下「合計所得金額」という。）が 1,000 万円以下であるものに対しては、当該納税義務者に対して課する当該年度分の市民税額のうち、災害を受けた月以後の納期に係る税額について次の表に掲げる区分に応じ、同表に掲げる割合により軽減し、又は免除する。

区分 損害程度	軽減又は免除の割合	
	3/10 以上 5/10 未満のとき	5/10 以上のとき
合計所得金額		
500 万円以下であるとき	2 分の 1	全部
750 万円以下であるとき	4 分の 1	2 分の 1
750 万円を超えるとき	8 分の 1	4 分の 1



(農業所得に係る市民税の減免)

**第3条** 冷害、凍霜害及び干害等により当該年度中に収穫すべき農作物について生じた減収による損失額の合計額（農作物の減収価額から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額）が、平年における当該農作物による収入額の10分の3以上であるもので、前年中における法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。）に対しては、当該納税義務者に対して課する市民税の所得割額（前年中における農業所得に係る総所得金額と農業所得以外の所得に係る総所得金額とにあん分して得た当該農業所得に係る所得割額とする。）のうち災害を受けた月以後の納期に係る税額について次の表に掲げる区分に応じ、同表に掲げる割合により軽減し、又は免除する。

合計所得金額	軽減又は免除の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超えるとき	10分の2

(土地に対する固定資産税及び都市計画税の減免)

**第4条** 災害により被害を受けた農地及び宅地が流失、水没、埋没又は崩壊等により作付不能又は使用不能となった場合においては、当該農地又は宅地に対して課する当該年度分の固定資産税額及び都市計画税額のうち、災害を受けた月以後の納期に係る税額について次の表に掲げる区分に応じ、同表に掲げる割合により軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の8/10以上であるとき	全部
被害面積が当該土地の面積の6/10以上8/10未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の4/10以上6/10未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の2/10以上4/10未満であるとき	10分の4

2 災害により被害を受けた農地及び宅地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税及び都市計画税については、前項の規定に準じてその税額を軽減し、又は免除する。

(家屋に対する固定資産税及び都市計画税の減免)

**第5条** 災害により家屋が被害を受けた場合においては、当該家屋に対して課する当該年度分の固定資産税額及び都市計画税額のうち、災害を受けた月以後の納期に係る税額について、次の表に掲げる区分に応じ、同表に掲げる割合により軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全部
主要構造部分が著しく損傷し大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

(償却資産に対する固定資産税の減免)

**第6条** 災害により被害を受けた償却資産については、当該償却資産に対して課する当該年度分の

固定資産税額のうち災害を受けた月以後の納期に係る税額を前条の規定の例によって軽減し、又は免除する。ただし、他の市町村のにわたり償却資産を所有する法人については、その所有する全償却資産に係る被害率等を勘案の上必要と認められる限度において軽減し、又は免除するものとする。

(被災日以後に納期がない場合の特例)

**第7条** 第2条から前条までの規定を適用する場合において、被災年度の市民税又は固定資産税及び都市計画税について被災日以後の納期に係る税額がないときは、当該納税義務者に対して被災年度分の市民税額又は固定資産税額及び都市計画税額の4分の1に該当する額を当該被災日以後の納期に係る税額とみなし、第2条から前条までの規定の例により当該翌年度において軽減し、又は免除する。

(減免の申請)

**第8条** 第2条から前条までの規定によって市税の減免を受けようとする者は、申請書に被害を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、被害を証明する書類を添付することができない特別の事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(減免の決定通知)

**第9条** 市長は、前条の規定による減免の申請があった場合においては、速やかにその被害の事実、程度等の状況の調査を行い、減免の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(減免の取消し)

**第10条** 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により市民税、固定資産税及び都市計画税の減免を受けた者がある場合は、直ちにその者に係る減免の全部又は一部について減免を取り消すものとする。

附 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、平成19年3月12日から施行する。

(経過措置)

**第2条** この条例の施行の日の前日までに、合併前の非常災害による被害者に対する町税の減免に関する条例（昭和36年木津町条例第15号）、災害に因る被害者に対する町税の減免に関する条例（昭和34年山城町条例第14号）又は非常災害に因る被害者に対する町税の減免に関する条例（昭和36年山城町条例第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

## IV-2 災害見舞金支給要綱

### 木津川市災害見舞金支給要綱

平成 25 年 10 月 24 日  
木津川市告示第 178 号

(目的)

**第 1 条** この告示は、災害により被害を受けた市民に対し、災害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することにより復興の一助とし、もって市民福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発により、市内において被害が生ずることをいう。
- (2) 住居 現に居住のために使用されている建物をいう。
- (3) 世帯 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- (4) 全焼 住居の焼失した部分が、その住居の延床面積の 70%以上に達していることをいう。
- (5) 半焼 住居の焼失した部分が、その住居の延床面積の 20%以上 70%未満に達していることをいう。
- (6) 水損 火災に伴う消火活動により住居が冠水したもので、冠水した部分がその住居の延床面積の 20%以上に達していることをいう。
- (7) 全壊 住居の損壊した部分が、その住居の延床面積の 70%以上に達していることをいう。
- (8) 半壊 住居の損壊した部分が、その住居の延床面積の 20%以上 70%未満に達していることをいう。
- (9) 床上浸水 住居 1 階部分の床板以上に浸水したことをいう。
- (10) 被害 災害により第 4 号から前号のいずれかに該当する被害を受けることをいう。

(支給の対象)

**第 3 条** 見舞金の支給対象は、木津川市に居住し、災害により住居に被害を受けた世帯とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(支給基準)

**第 4 条** 見舞金の支給基準は、別表のとおりとする。

(支給の決定)

**第 5 条** 市長は、災害が発生したときは市長が指名する職員が報告する見舞金支給調書に基づき、見舞金の支給を決定し、支給するものとする。

(支給の制限)

**第 6 条** 見舞金は、当該災害が被害を受けた世帯員又は同居している者の故意又は重大な過失により発生した場合は支給しないことができる。

(見舞金の返還)

**第 7 条** 市長は、偽りその他不正な手段により見舞金を受けた者がいるときは、既に支給した見舞金の全額又は一部を返還させることができる。

(補則)

**第 8 条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行し、平成 25 年 9 月 16 日から適用する。

別表 (第 4 条関係)

被害の状況	見舞金の額
全焼又は全壊	1 世帯当たり 100,000 円
半焼又は半壊	1 世帯当たり 50,000 円
水損	1 世帯当たり 20,000 円
床上浸水	1 世帯当たり 20,000 円

## IV-3 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱

大規模自然災害に係る木津川市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱

平成 27 年 5 月 1 2 日  
木津川市告示第 8 3 号

(趣旨)

第 1 条 大規模自然災害により生活基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限り早期に安定した生活を再建することにより地域のコミュニティの崩壊を防止し、活力を取り戻すため、市は、被災住宅の再建等を行う者に対し、その費用の一部について木津川市補助金等の交付に関する規則（平成 1 9 年木津川市規則第 3 6 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところにより、予算の範囲内で地域再建被災者住宅等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模自然災害 被災者生活再建支援法（平成 1 0 年法律第 6 6 号。以下「支援法」という。）

第 2 条第 1 号に規定する自然災害（以下「自然災害」という。）であって、次のいずれかに該当するもの（大規模災害からの復興に関する法律（平成 2 5 年法律第 5 5 号）第 2 条第 9 号に規定する特定大規模災害等に該当する自然災害その他本市の区域内（以下「市内」という。）で発生した著しく異常かつ激甚な自然災害であって市長が別に定めるものを除く。）をいう。

ア 支援法第 2 条第 2 号に規定する政令で定める自然災害を生じさせた異常な自然現象により住宅の被害（その被害が住宅の床上に達しない程度の浸水により生じたものである場合における当該被害を除く。以下同じ。）が発生した場合における、当該自然現象により生じた自然災害（市内における住宅の被害に限る。イにおいて「支援法適用等災害」という。）であって、イの自然災害に該当しないもの

イ 支援法適用等災害による住宅の被害及び当該支援法適用等災害を生じさせた異常な自然現象と異なる異常な自然現象により生じた自然災害による住宅の被害が、同時に若しくは連続して発生し、又は近接した期間内に発生した場合であって、これらの自然災害に対する関係行政機関による一体的な災害応急対策及び災害復旧の実施状況その他の事情を勘案してこれらの自然災害を一の自然災害として取り扱うことが適当であると市長が認めたときにおけるこれらの自然災害（市内における住宅の被害に限る。）

(2) 全壊 次に掲げる被害の程度のいずれかに該当するものをいう。

ア 住宅全部の倒壊又は流失

イ 補修により居住することができる住宅の状態に復旧をすることができない又は当該復旧をすることが著しく困難であると認められる、次に掲げる被害の程度のいずれかに該当するもの

(ア) 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の 7 0 パーセント以上に達するもの

(イ) 災害の被害認定基準について（平成 1 3 年 6 月 2 8 日府政防第 5 1 8 号内閣府政策統括官

- (防災担当)通知)に係る運用指針(以下「運用指針」という。)を適用して算出した、住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住宅全体の経済的価値を示す値の50パーセント以上に達するもの
- (3) 大規模半壊 次に掲げる被害の程度のいずれかに該当するもの(全壊に該当するものを除く。)のうち、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるものをいう。
- ア 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の50パーセント以上70パーセント未満であるもの
- イ 運用指針を適用して算出した、住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住宅全体の経済的価値を示す値の40パーセント以上50パーセント未満であるもの
- (4) 半壊 補修により居住することができる住宅の状態に復旧をすることが可能と認められる、次に掲げる被害の程度のいずれかに該当するもの(全壊又は大規模半壊に該当するものを除く。)をいう。
- ア 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の20パーセント以上70パーセント未満であるもの
- イ 運用指針を適用して算出した、住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住宅全体の経済的価値を示す値の20パーセント以上50パーセント未満であるもの
- (5) 一部破損 住宅の被害が半壊に達しない程度のもの(住宅の床上に達しない程度の浸水により生じた程度のもを除く。)のうち、屋根等の破損に伴う雨漏り等により、その住宅に一時的に居住することができなくなった程度のもをいう。
- (6) 床上浸水 住宅の床上以上に達した程度の浸水によって土砂、竹木等が堆積したこと等により、その住宅に一時的に居住することができなくなった程度のも(住宅の床上以上に達した程度の浸水によって土砂、竹木等が堆積したこと等により、当該住宅に一時的に居住することができなくなったと認められるものに限る。)をいう。
- (7) 被災住宅 大規模自然災害により第2号から前号までに掲げる程度の被害を受けた市内にある住宅で、当該大規模自然災害が発生した時に主たる居住の用に供されていたものをいう。
- (8) 被災住宅の再建 市内において、被災住宅に代わる住宅の新築、購入若しくは補修又は被災住宅の補修を行うことをいう。
- (9) 被災住宅に代わる住宅の賃借 市内において、被災住宅に代わる住宅として居住するための住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅を除く。)を賃借することをいう。
- (10) 被災住宅の再建等 被災住宅の再建又は被災住宅に代わる住宅の賃借をいう。
- (11) 支援対象者 被災住宅の居住者が属する世帯の世帯主をいう。
- (12) 支援金 支援法第3条第1項に規定する支援金で、当該大規模自然災害に関し支援対象者が受けることができるものをいう。
- (13) 新築・購入費 被災住宅に代わる住宅の新築工事費又は購入費(購入後直ちに行う補修工事

費を含み、土地の取得費を除く。)をいう。

- (14) 補修費 被災住宅又は被災住宅に代わる住宅の補修工事費をいう。
- (15) 賃借費 被災住宅に代わる住宅の賃借に係る経費をいう。
- (16) 解体費等 被災住宅の解体若しくは除却又はその敷地内の土地の整地に係る経費をいう。
- (17) 住宅再建経費 支援対象者が支出する第13号から前号までに掲げる経費をいう。
- (18) 住宅再建関連経費 被災住宅において使用されていた家具、家庭用電気機械器具等の修理又はこれらの物品に代わる物品の購入、被災住宅の清掃等、支援対象者が実施する被災住宅の再建等に関連する経費(住宅再建経費に該当する経費を除く。)として市長が必要と認める経費であつて、支援対象者が支出するものをいう。
- (19) 支援対象経費 前2号に掲げる経費で大規模自然災害の規模、被災地域の実情等を勘案して、当該大規模自然災害ごとに、被災住宅の再建等に必要な期間として市長が別に定める期間内にその支払が完了するもの(第15号に掲げる経費にあつては、当該期間の末日が属する月の前月分までの住宅の賃借に係る経費に限る。)をいう。
- (20) 補助金 被災住宅の再建等のために交付する補助金で支援対象経費を補助の対象とするものをいう。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、支援対象者に対し支援対象経費について補助金を交付する事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる支援対象経費の区分に応じ当該各号に定める経費とする。

- (1) 住宅再建経費 別表の補助対象事業の欄に掲げる補助対象事業の内容及び同表の支援対象者の欄に掲げる者の区分に応じ、同表の補助対象経費の欄に掲げる経費
- (2) 住宅再建関連経費 支援対象者に対し住宅再建関連経費について補助金を交付する場合における当該補助に要する経費(支援対象者につき住宅再建関連経費が5万円を超える場合、当該超える額については補助の対象としない。)

3 一の大規模自然災害に関し、支援対象者に対し住宅再建経費及び住宅再建関連経費のいずれの経費についても補助金を交付する場合において、当該補助に要した経費の額が当該支援対象者に係る別表の基準限度額の欄に掲げる額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該超える額については、補助の対象としない。

4 補助金の額は、千円単位とし、端数は、切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第4条の補助金等交付申請書は、地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)によるものとする。

2 申請書に添付しなければならない書類は、次に掲げる書類とする。ただし、市長が別の方法等により確認できることとして添付しないことを認めた場合は、この限りでない。

- (1) 罹災証明書(写し)
- (2) 支援対象者の住民票に記載された事項を証明した書類
- (3) 支援対象経費の額を確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 規則第6条の規定による通知は、地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により行うものとする。

(交付の条件)

第6条 支援対象者は、補助金の交付決定後に事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるものとする。

(変更申請)

第7条 支援対象者は、第4条に規定する申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとする場合には、地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付変更申請書(別記様式第3号。以下「変更申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、変更しようとする内容が、次の各号のいずれかにのみ該当する場合にあっては、この限りでない。

(1) 被災住宅の再建に係る経費の額(補助金の額の変更を伴わないものに限る。)

(2) 工事着手年月日及び工事完了(予定)年月日(工事完了(予定)の年度の変更を伴わないものに限る。)

2 変更申請書に添付しなければならない書類は、第4条第2項各号に掲げるもののうち、当該変更に係る書類とする。

3 第1項の規定により変更申請が提出された場合は、前2条の規定を準用する。

(実績報告)

第8条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、地域再建被災者住宅等支援事業補助金実績報告書兼補助金支払請求書(別記様式第4号。以下「実績報告書」という。)によるものとする。

2 実績報告書に添付しなければならない書類は、補助対象経費の確定額及び当該経費を補助対象者が支払ったことを確認できる書類とする。

(補助金額の確定通知)

第9条 規則第14条の規定による通知は、地域再建被災者住宅等支援事業補助金確定通知書(別記様式第5号)により行うものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の通知後に補助金を交付する。ただし、市長が必要と認めたときは、通知前に市長が認める範囲内で補助金を交付することができる。

(補助金の概算払)

第11条 市長は、支援対象者が被災住宅の再建に要する経費に充てる必要があると認めた場合は、規則第6条の規定により交付決定した額又は規則第9条において準用する規則第6条の規定による変更申請した額の範囲内において、概算払により補助金を交付することができる。

2 前項の概算払は、地域再建被災者住宅等支援事業補助金概算払請求書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により概算払の申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、地域再建被災者住宅等支援事業補助金概算払交付決定通知書(別記様式第7号)に



より申請者に通知しなければならない。

4 前項の規定により概算払を受けた支援対象者は、地域再建被災者住宅等支援事業補助金実績報告書兼概算払清算書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 工事費明細書
- (2) 施工業者の領収書の写し
- (3) その他参考となる書類  
(不当利得の返還)

第12条 市長は、補助金の交付決定後に支援対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けた者に対しては、交付を行った補助金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

1 住宅再建経費の補助対象経費及び補助率

補助対象事業	支援対象者	補助対象経費	被害の程度	基準限度額 (万円)
1 被災住宅に代わる住宅の新築又は購入に係る支援事業	支援金を受けられることができる支援対象者	支援対象者ごとの住宅再建経費（新築・購入費が含まれているものに限る。以下この項において同じ。）の額に3分の1を乗じて得た額から支援金の額を控除した額（当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額）  (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、それぞれ支援対象者ごとの基準限度額の欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額  (2) 50万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 支援対象者ごとの住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額が50万円以上の場合 50万円 イ 支援対象者ごとの住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額が50万円未満の場合 住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額	全壊	150
			大規模半壊	100
	その他の支援対象者		全壊	300
			大規模半壊	250
			半壊	150
			一部破損又は床上浸水	50

IV 災害復旧計画関連資料

2 被災住宅 又は被災住宅に代わる 住宅の補修	支援金を受け ることが できる支援 対象者	支援対象者ごとの住宅再建経費（補修費が含まれているものに限る。以下この項において同じ。）の額に3分の1を乗じて得た額から支援金の額を控除した額（当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額） (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、それぞれ支援対象者ごとの基準限度額の欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額 (2) 50万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 支援対象者ごとの支援対象経費の額から支援金の額を控除した額が50万円以上の場合 50万円 イ 支援対象者ごとの住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額が50万円未満の場合 住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額	全壊	100
			大規模半壊	60
			全壊	200
			大規模半壊	150
	その他の支援対象者	支援対象者ごとの住宅再建経費の額に3分の1を乗じて得た額（当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額） (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、それぞれ支援対象者ごとの基準限度額の欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額 (2) 50万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 支援対象者ごとの住宅再建経費の額が50万円以上の場合 50万円 イ 支援対象者ごとの住宅再建経費の額が50万円未満の場合 住宅再建経費の額	半壊	150
			一部破損又は床上浸水	50

3 被災住宅に代わる住宅の賃借	支援金を受けられることができる支援対象者	<p>支援対象者ごとの住宅再建経費（新築・購入費及び補修費が含まれていないものに限る。以下この項において同じ。）の額に3分の1を乗じて得た額から支援金の額を控除した額（当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額）</p> <p>(1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、それぞれ支援対象者ごとの基準限度額の欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額</p> <p>(2) 25万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 支援対象者ごとの住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額が25万円以上の場合 25万円</p> <p>イ 支援対象者ごとの住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額が25万円未満の場合 住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額</p>	全壊	75
	その他の支援対象者	<p>支援対象者ごとの住宅再建経費の額に3分の1を乗じて得た額（当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額）</p> <p>(1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、それぞれ支援対象者ごとの基準限度額の欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額</p> <p>(2) 25万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 支援対象者ごとの住宅再建経費の額が25万円以上の場合 25万円</p> <p>イ 支援対象者ごとの住宅再建経費の額が25万円未満の場合 住宅再建経費の額</p>	大規模半壊	40
				全壊
			大規模半壊	100

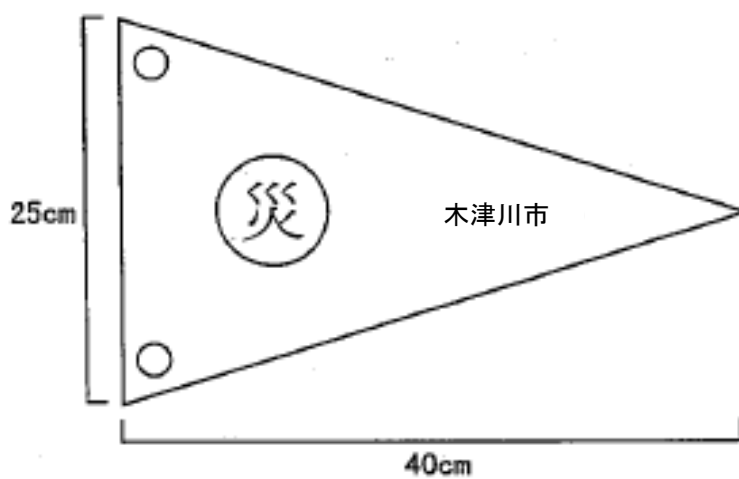
V 様式等

V-1 災害対策本部の標識及び職員の証票

【本部標識】

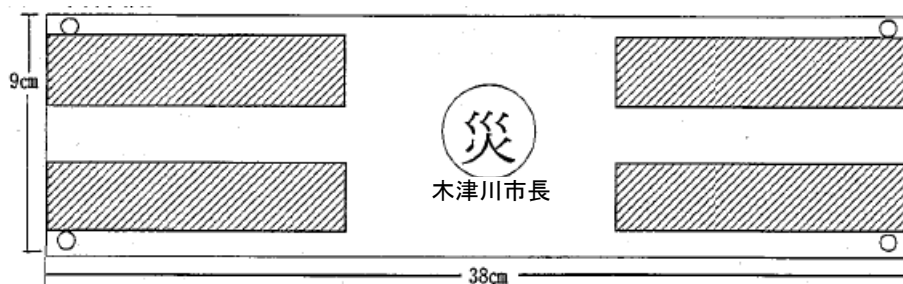


【自動車用標識】

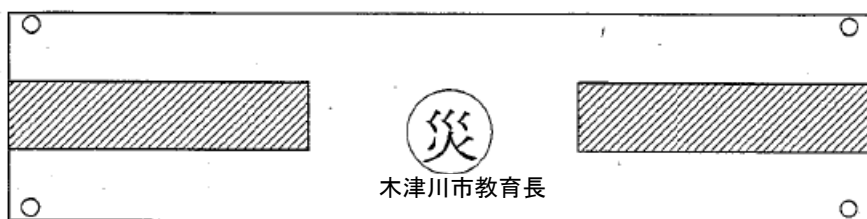
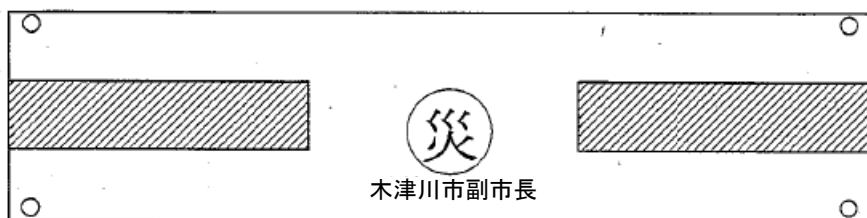


【腕章】

(1) 本部長用



(2) 副本部長用



(3) 本部員用



(4) 班長用



(5) 要員用



V-2 災害情報等報告様式

【第1号様式】火災

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	( 月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)	台		人		
	消防団	台		人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)	台・機		人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)



【第2号様式】特定の事故

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	( 月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	( 月 日 時 分)	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他( )	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他( )			
施設の概要	危険物施設の 区 分			
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人( 人)	
			重症 人( 人)	
			中等症 人( 人)	
			軽症 人( 人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関		出場人員	出場資機材
	事 業 所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		そ の 他	人	
	消 防 本 部 ( 署 )		台 人	
	消 防 団		台 人	
	消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー		人	
	海 上 保 安 庁		人	
警戒区域の設定 月 日 時 分		自 衛 隊	人	
使用停止命令 月 日 時 分		そ の 他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

【第3号様式】救急・救助事故・武力攻撃災害等

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態における災害
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)	
	計 人	重症	人(人)	
	不明 人	中等症	人(人)	
		軽症	人(人)	
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

【第4号様式（その1）】災害概況速報

		報告日時	年 月 日 時 分								
		都道府県									
		市町村 (消防本部名)									
		報告者名									
消防庁受信者氏名											
災害名		(第 報)									
災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人	住家被害	半壊	棟	床下浸水	棟	
							一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)						
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)									
	自衛隊派遣要請の状況										
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策										

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。



【第4号様式(その2)】被害状況速報

都道府県			区 分			被 害			区 分			被 害			災 害 対 策 本 部 状 況	都 道 府 県	市 町 村
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		そ	田	流失・埋没	ha		公 立 文 教 施 設	千円		災 害 対 策 本 部 状 況	都 道 府 県	市 町 村				
	報 告 者 名	第 報 ( 月 日 時現在)		畑	冠 水	ha		農 林 水 産 業 施 設	千円								
区 分		被 害		の	文 教 施 設	箇 所		小 計	千円		災 害 救 助 法	適 用 市 町 村 名	計	団 体			
	人 的 被 害	死 者	人		病 院	箇 所		公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体								
住 家 被 害		行 方 不 明 者	人	他	道 路	箇 所		農 業 被 害	千円		災 害 救 助 法	適 用 市 町 村 名	計	団 体			
	負 傷 者	重 傷	人		橋 り よ う	箇 所		林 業 被 害	千円								
住 家 被 害	負 傷 者	軽 傷	人	河 川	箇 所		畜 産 被 害	千円		災 害 救 助 法	適 用 市 町 村 名	計	団 体				
	全 壊	棟	世帯	港 湾	箇 所		水 産 被 害	千円									
住 家 被 害	半 壊	棟	世帯	砂 防	箇 所		商 工 被 害	千円		災 害 救 助 法	適 用 市 町 村 名	計	団 体				
	一 部 破 損	棟	世帯	清 掃 施 設	箇 所		そ の 他	千円									
住 家 被 害	床 上 浸 水	棟	世帯	崖 く ず れ	箇 所		被 害 船 舶 隻		被 害 総 額	千円	119番通報件数	件					
	床 下 浸 水	棟	世帯	鉄 道 不 通	箇 所		水 道 戸		災 害 の 概 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)							
非 住 家	公 共 建 物	棟	世帯	被 害 船 舶 隻		電 話 回 線		災 害 の 概 況					(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)				
そ の 他	棟	世帯	人	ガ ス 戸		電 気 戸			災 害 の 概 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)							
火 災 発 生	建 物	件	人	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所		心 急 対 策 の 状 況	消防機関等の活動状況					自衛隊の災害派遣		その他		
火 災 発 生	危 険 物	件	人	り 災 世 帯 数	世帯		心 急 対 策 の 状 況				消防機関等の活動状況						自衛隊の災害派遣
火 災 発 生	そ の 他	件	人	り 災 者 数	人			心 急 対 策 の 状 況	消防機関等の活動状況					自衛隊の災害派遣		その他	

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

【被害状況報告様式】

災害状況報告（１）													
					第 報								
災害名					報告機関								
					報告者		TEL						
報告の種類		定時報告 ・ 確定時報告					月 日 時 分現在						
					受信機関								
					受信者		TEL						
							月 日 時 分受信						
被害情報													
区分			被害			区分			被害				
人的被害	死者		人				道 路	箇所					
	行方不明者		人					内 訳	国道				
	重傷者		人						県道				
	軽傷者		人						市町村道				
						その他							
住家被害	全 壊		棟		( )		橋りょう	箇所					
	(うち全焼)		世帯		( )			内 訳	国管理				
	半 壊		棟		( )				県管理				
	(うち半焼)		世帯		( )				市町村管理				
									その他				
	一部破損		棟		( )			河 川	箇所				
	(うち一部焼損)		世帯		( )				内 訳	国管理			
	床上浸水		棟		( )					県管理			
			世帯		( )					市町村管理			
			人		( )								
		棟		( )									
		世帯		( )									
		人		( )									
		棟		( )									
		世帯		( )									
		人		( )									
非住家	公共建物		全壊		棟		その他被害	港 湾		箇所			
			半壊		棟			砂 防		箇所			
	他 その		全壊		棟			清掃施設		箇所			
			半壊		棟			がけくずれ		箇所			
		全壊		棟		鉄道不通		箇所					
		半壊		棟		被害船舶		隻					
		全壊		棟		水道施設	箇所						
		半壊		棟			内 訳	県営					
り災世帯数		世帯				その他							
り災人員		人				戸							
その他被害	文教施設		箇所				断水戸数	戸					
			内 訳	国立				内 訳	県営				
				県立					その他				
				市町村立					電 気		戸		
	私立					電 話			回線				
	病 院		箇所				ガ ス		戸				
			内 訳	国立				ブロック・石堀		箇所			
				県立				田	流失・埋没		ha		
市町村立						冠水			ha				
私立				畑	流失・埋没		ha						
冠水					冠水		ha						
		火災発生				建 物		件					
		危険物				危 険 物		件					
		その他				そ の 他		件					
備考													

# 災害状況報告（2）

第 報

災害名				報告機関			
				報告者	TEL		
報告の種別	定時報告 ・ 確定時報告			月 日 時 分現在			
				受信機関			
				受信者			
				月 日 時 分受信			
被害情報							
区分		被害額		被害の内訳等			
公共施設被害額	公立文教施設		千円	国立分			
				県立分			
				市町村立分			
	農林水産業施設		千円	国管理分			
				県管理分			
				市町村管理分			
	公共土木施設		千円	国管理分			
				県管理分			
				市町村管理分			
	その他公共施設		千円	国管理分			
				県管理分			
				市町村管理分			
小 計			千円				
産業別被害額	農産被害		千円				
	林産被害		千円				
	畜産被害		千円				
	水産被害		千円				
	商工被害		千円				
	その他		千円				
	小 計			千円			
被害総額			千円				
措置情報							
活動体制	本部設置前の体制（名称）			災害対策本部設置			
	設置日時	月 日 時 分		設置日時	月 日 時 分		
	廃止日時	月 日 時 分		廃止日時	月 日 時 分		
	配備人員	人		配備人員	人		
活動人員	消防職員 延べ 人		消防団員 延べ 人				
避難等	避難の種別	避難地区数		避難の日時		避難世帯数	避難人数
	指示	地区		月 日 時 分	世帯	人	
	勧告	地区		月 日 時 分	世帯	人	
	自主避難	地区		月 日 時 分	世帯	人	
	警戒の設定		有 ・ 無				
避難所	開設数	箇所	現収容世帯・人数	世帯	人		
災害救助法適用		適用日時	月 日 時 分				

V-3 緊急消防援助隊緊急連絡様式

## 緊急消防援助隊応援要請連絡

京都府知事 }  
 消防長官 } 殿

木津川市長

緊急消防援助隊の応援要請連絡について

次のとおり緊急消防援助隊の応援要請連絡を行います。

災害発生日時	年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的 被害の状況					
応援要請日時	年 月 日 時 分				
必要応援部隊  (応援の必要がある 舞台名に○をし、 希望する部隊数を 記入する)	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊		特殊災害部隊	毒 劇 物 等 対 応 隊	
	救 助 部 隊			N 災 害 対 応 隊	
	救 急 部 隊			B 災 害 対 応 隊	
	航 空 部 隊			C 災 害 対 応 隊	
	水 上 部 隊			大規模危険物火災等対応隊	
	特に指定なし			密閉空間火災等対応隊	
	特殊整備部隊		遠 距 離 大 量 送 水 隊		
			その他の部隊		
その他の情報 (必要資機材、 装備等)					
連絡責任者	区分	担当課・職	氏名	電話・FAX 番号	
	木津川市			TEL FAX	



V-4 水防報告様式

【様式第1号】出水の概況報告

# 出水の概況報告

木津川市：担当者

連絡先

報告日時

月

日

時現在

水系名・河川名	水系 川	水系 川	水系 川
左右岸・距離標	(左・右)岸 k～ k付近	(左・右)岸 k～ k付近	(左・右)岸 k～ k付近
地先名	京都府木津川市 地先	京都府木津川市 地先	京都府木津川市 地先
発生日時	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
出水の概況			

水系名・河川名	水系 川	水系 川	水系 川
左右岸・距離標	(左・右)岸 k～ k付近	(左・右)岸 k～ k付近	(左・右)岸 k～ k付近
地先名	京都府木津川市 地先	京都府木津川市 地先	京都府木津川市 地先
発生日時	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
出水の概況			

※ 市は情報を入手したら（部分的情報でも）直ちに山城南土木事務所に報告すること

【様式第2号】堤防の決壊・越水等重大災害状況

# 堤防の決壊・越水等重大災害状況

木津川市：担当者

連絡先

報告日時

月 日

時現在

水系名	水系		河川名			避難状況	木津川市 日 時 分		
左右岸	(左、右)岸		距離標	K~ k 付近			避難(勧告・命令)発令 地区の住民 名 ~避難		
地先名	京都府木津川市		地先						
発生日時	年 月 日		時 分						
出水状況	水位	観測所(岸、k、市町村)		現在水位: m		水防活動状況	水防団 名が 日 時 分 地先に出動  (活動内容)		
		H W L	はん濫注意水位(警戒水位)	最高水位	堤防の決壊水位				水位状況
	雨量	観測所(市町村)	総雨量: mm	時間最大: mm					
堤防の決壊・越水状況	観測所(市町村)		総雨量: mm	時間最大: mm					
概況									
堤防の決壊・越水状況	(経堤、越水、浸水、)を 日 時 分確認した		堤防の決壊原因は 越水、越水以外( )		越水、浸水の原因は( )		堤防の決壊・越水延長 m		
被害状況	木津川市 日 時 分 発表		流出家屋 戸		死者	人			
	床上浸水		戸	行方不明		人			
	床下浸水		戸	負傷者		人			
	浸水面積: ha				河川管理者の対応				

※ 市は情報を入手したら(部分的情報でも)直ちに山城南土木事務所に報告すること



V-6 緊急通行車両関連様式

【様式1】緊急通行車両等確認申請書

(A4版)

災 害 地震防災応急対策用 <b>緊急通行車両等確認申請書</b> 年 月 日 京都府公安委員会 殿 申請者 住所 電話 氏名		
事前届出の有無	有 (届出済証番号 ) 無	
指定行政機関等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体 (執行機関を含む。) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 関係機関・団体 7 その他 名 称	
番号標に表示されている番号		
災害・地震防災応急対策の内容	1 警報の発令等 2 消防、水防等応急措置 3 救難・救助・保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設・設備の応急の復旧等 6 清掃、防疫等保健衛生 7 犯罪の予防、交通の規制等社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の発生 の防御、拡大の防止	
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあたっては、輸送人員又は品名)		
使 用 者	住 所	電 話
	氏 名	
通行 (輸送) 日時		
通行 (輸送) 経路	出 発 地	目 的 地
注1 届出済証の交付を受けている車両については、この確認申請書を2通作成し、当該届出済証を添付の上、最寄りの警察本部 (交通規制課)、警察署、交通検問所等に提出してください。 2 届出済証の交付を受けていない車両については、この確認申請書2通作成し、それぞれに、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類 (輸送協定書等がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等) の写しを添付の上、最寄りの警察本部 (交通規制課)、警察署、交通検問所等に提出してください。		

【様式2】緊急通行車両確認証明書

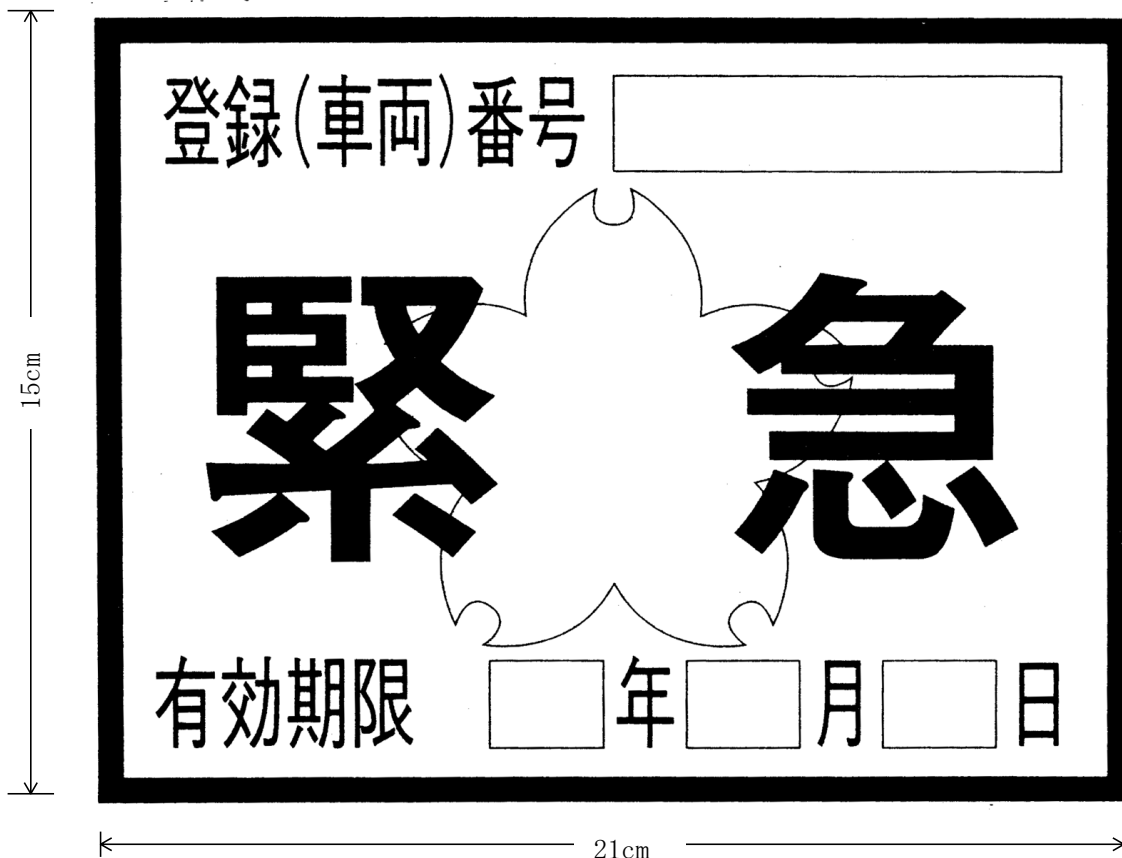
第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
京都府公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあたっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	( ) 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。



【様式4】標章

- ※ 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- ※ 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。



# 木津川市地域防災計画

本 資 料 編 編

---

編集発行	木津川市防災会議
事務局	木津川市 総務部 危機管理課 京都府木津川市木津南垣外 110 番地 9 (〒619-0286)
発行年月	平成 26 年 4 月 平成 27 年 7 月 (一部修正) 平成 28 年 7 月 (一部修正) 平成 29 年 7 月 (一部修正) 平成 30 年 7 月 (一部修正) 令和元年 7 月 (一部修正) 令和 3 年 3 月 (一部修正) 令和 4 年 3 月 (一部修正) 令和 5 年 2 月 (一部修正) <u>令和 6 年 2 月 (一部修正)</u>

---